# 岸内閣期の内政・外交路線の歴史的再検討

「福祉国家」、「経済外交」という視点から

JD070014　博士課程　長谷川隼人

目次

序章 6
1、問題の所在 6
2、本論の目的と分析視角 9
3、本論の構成と利用史料 16

第 1 部　岸内閣期の内政の構図－生産力拡充のための挙国一致の模索 19
第 1 章　岸の経済復興構想と日本再建連盟 20
第 1 節　経済復興をめぐる政治指導方針 20
1、復興政策をめぐる二つの潮流－貿易主義と開発主義 20
2、朝鮮戦争と「日米経済協力」 23
3、「従属的独立」に対する批判 26
第 2 節　岸信介の経済復興構想 27
1、対米一辺倒のなかのナショナリズム 27
2、重化学工業部門を中核とする貿易立国 31
3、挙国一致による経済再建の模索 35
第 3 節　「国民的革新新党」の模索 40
1、護国同志会と日本再建連盟 40
2、再建連盟運動の頓挫 44
3、既成政党を通じた政界再編への転換 46
第 4 節　小括 49

第 2 章　「進歩的保守」勢力による国家再建の模索 50
第 1 節　国家復興モデルとして西ドイツ 50
第 2 節　岸が描く保守再編構想 54
1、経済的安定のための政局の安定 54
2、保守勢力結集の旗印としての改憲・再軍備論 56
3、進歩的保守政党の政策指針 58
第 3 節 民生充実第一主義 65
1、改憲・再軍備論の後退 65
2、米国政府の対日政策との軋轢 70
3、生産性向上運動による国民的団結の模索 81

第 3 章　岸内閣の内政路線－新長期経済計画にもとづく「福祉国家の建設」 88
第 1 節　岸内閣の内政指針－「計画性」と「全体の調和」 88

1、「積極政策」への転換 88
2、計画性のある経済運営の模索 91
3、社会保障制度の拡充方針 94
第 2 節　日米関係の調整 97
1、防衛予算をめぐる対米折衝 97
2、日米安保条約の再検討の提起 105
3、「日米新時代」の演出の逆説 115
第 3 節　高度経済成長期の内政路線の萌芽 118
1、「貧乏」と「暴力」の追放 118
2、日米安保「経済効用」論と国民所得倍増計画 126
第 4 節　小括 - 岸内閣期の内政指針 133

第 2 部　岸内閣の「経済外交」－内政課題実現のための国際環境形成の模索 136
第 4 章　東南アジア経済外交の展開 137
第 1 節　吉田・鳩山内閣期の対東南アジア政策 137
1、吉田内閣期の対東南アジア政策 137
2、鳩山内閣期の対東南アジア政策－日比賠償交渉、対カンボジア移民構想 142
3、東南アジア地域開発協力の模索 151
第 2 節　岸内閣期の対東南アジア経済外交 155
1、官民協調による対東南アジア経済外交態勢の形成 155
2、インドネシア賠償の妥結 158
3、日印友好関係の礎石としての対印円借款 165
第 3 節　東南アジア地域の創出の模索－「アジア開発基金構想」 171
1、アジア開発基金構想の形成過程 171
2、「地域機構方式」の選択 179
3、岸首相の東南アジア諸国歴訪と訪米 185
4、「アジア開発基金」構想の結末 192
第 4 節　小括 - 岸内閣の経済外交における東南アジア 199

第 5 章　岸内閣期の東北アジア政策－韓台友好路線と東西貿易拡大方針 203
第 1 節　岸内閣の東西貿易拡大方針 204
1、政経分離の対中姿勢 204
2、韓国・台湾との関係緊密化の論理 212
3、「二つの中国」の実現に向けたアプローチ 223
第 2 節　東西貿易拡大の環境整備 228
1、岸の台湾と米国訪問 228

2、東西貿易拡大の環境整備 ..... 233
3、日中鉄鋼長期バーター協定 ..... 241
第 3 節　日中経済提携の頓挫 ..... 245
1、第 4 次日中民間貿易協定をめぐる岸内閣の対応 ..... 245
2、日本側の懐柔工作の背景 ..... 250
3、米国側の対日譲歩要求の背景－政経分離への疑惑と不信 ..... 256
第 4 節　断絶後の対中政策 ..... 261
1、長崎国旗事件－日中貿易の断絶 ..... 262
2、断絶後の対中政策 ..... 265
第 5 節　小括 - 岸内閣の経済外交における東西貿易 ..... 271

第 6 章　中南米への経済進出の模索 - 移民、資本、技術を三位一体とする経済外交 ..... 274
第 1 節　岸内閣にとっての中南米 ..... 274
1、移民政策と経済協力を関連させた中南米経済外交 ..... 274
2、中南米経済外交の推進の布石 - 海外移住振興会社、ウジミナス ..... 278
3、渋沢移動大使の派遣－安定的長期供給源と国連外交の補強 ..... 281
第 2 節　パラグアイ船舶借款問題 ..... 285
1、「第二の満鉄」 - 移住振興会社によるパラグアイへの鉄道建設構想 ..... 285
2、 対パラグアイ船舶借款構想 ..... 288
3、パラグアイ船舶借款協定の成立 ..... 291
第 3 節　日伯移住協定交渉と岸首相の中南米諸国歴訪 ..... 292
1、日伯移住協定交渉の開始 ..... 292
2、岸首相の中南米諸国歴訪－ブラジル訪問 ..... 296
3、その他諸国の歴訪－アルゼンチンとチリを中心に ..... 300
第 4 節　小括 - 岸内閣の「経済外交」にとっての中南米 ..... 303

第 7 章　日米経済関係の「安定的緊密化」の模索 ..... 305
第 1 節　　日米貿易問題と中小企業政策 ..... 308
1、日本の中小企業と対米貿易－1930 年代との共通性 ..... 308
2、1950 年代初頭の中小企業政策の特徴 ..... 310
3、鳩山内閣期の中小企業政策と中小企業政治連盟 ..... 312
第 2 節　　対米貿易の「安定化」の模索－「中小企業団体法」と秩序ある輸出 ..... 315
1、中小企業団体法の制定 ..... 315
2、金属洋食器をめぐる日米交渉 ..... 318
3、鮎川訪米 ..... 322
4、モデル・ケースとしての燕の金属洋食器産業 ..... 324

第 3 節 日米経済関係の「緊密化」へ ..... 327
1、最低賃金法制定 ..... 327
2、対米輸入自由化措置 ..... 328
2、日米間の「経済協議体」の模索 ..... 333
第 4 節　小括－岸内閣期の「経済外交」にとってのアメリカ ..... 335

第 8 章　西欧諸国との協調関係の模索 ..... 337
第 1 節　GATT を舞台とする欧州経済共同体の牽制外交 ..... 338
1、EEC に対する日本の認識 ..... 338
2、EEC 問題をめぐる日英提携の模索 ..... 343
3、GATT を舞台とする EEC 牽制外交の頓挫 ..... 346
第 2 節 EEC をめぐる対西欧経済外交－岸首相の欧州諸国歴訪 ..... 349
1、EEC 問題をめぐる米英との協調の模索 ..... 349
2、岸訪英の成果 ..... 355
3、EEC の再評価－「第二の米国」 ..... 359
第 3 節　自由主義陣営の一員としての西欧と日本 ..... 363
1、国際開発協会設立（第二世銀）の呼びかけ ..... 363
2、援助政策をめぐる自由主義陣営の一致協力の呼びかけ ..... 365
3、西欧勢力圏への経済進出 ..... 369
第 4 節　小括 - 岸内閣の「経済外交」における西ヨーロッパ ..... 373

終章　岸内閣の内政・外交路線の歴史的考察 ..... 377
第 1 節　岸内閣の内政指針 ..... 377
国民的革新新党による経済再建の模索 ..... 377
進歩的保守政党による経済再建の模索 ..... 378
経済的繁栄と民生の安定を重視する内政路線 ..... 380
第 2 節　岸内閣期の「経済外交」の構図 ..... 382
アジア共同市場の模索 - 大東亜共栄圏の幻想の残滓 ..... 382
東北アジアにおける勢力圏回復と大陸貿易拡大の模索 ..... 384
中国大陸の経済的代替地としての南米大陸 ..... 386
日米経済関係の「安定的緊密化」の模索 ..... 388
西欧諸国への接近 - 対米市場の多角化とアフリカ・中近東市場への進出の布石 ..... 390
第 3 節　岸内閣期の内政・外交路線の再検討と歴史的意味 ..... 392

利用史資料・引用文献一覧 ..... 401

## 序章

### 1、問題の所在

岸信介及び岸信介内閣（1957－1960 年）は、改憲論はじめ治安、軍事的安全保障政策を重視する政権が発足する度に何かと引照される[1]。

従来、岸ないし岸内閣期についての歴史的評価は、必ずしも高いものではなかった。岸は、日本の高度経済成長を導いたと再評価された吉田茂及び彼の政治的系譜にある池田勇人や佐藤栄作と対照的な保守傍流の政治家として位置づけられてきた[2]。一方、自由民主党と対峙してきた日本社会党をはじめとする革新勢力[3]の側は、A 級戦犯容疑者であるだけでなく憲法改正論者であった岸を保守反動の象徴として位置づけてきた。単純化を恐れずに言えば、岸の歴史評価は、保守本流（吉田－池田の流れを汲む政治的系譜）を肯定的に支持する人々と革新勢力を支持する人々の間で一致するものであった。だが、こうした評価は、1980 年代後半頃より流動化した。

その背景には、高度経済成長を経て世界有数の経済力を持つに至りながらも、改憲問題を棚上げし日米安保体制のもと防衛予算の負担軽減（軽軍備）を図ることで引き続き経済や通商を重視する政策路線（吉田路線、吉田ドクトリン[4]）をとることに対して米国内より批判が強くなったことがあげられる[5]。また、冷戦の終焉という国際環境の変化は、「五五年体制」と呼ばれる自民党と社会党を中心とする保革対立の再編を促すこ

---

[1] 例えば、原彬久・増田弘・若宮啓文「岸信介・石橋湛山、今ありせば－政治的リーダーシップとは何か」『世界』1995 年 12 月号。原彬久「岸信介と安倍晋三」『世界』2006 年 11 月号。岩見隆夫「『岸信介』『安倍晋太郎』『安倍晋三』政治家三代の器」『週刊新潮』2012 年 12 月 27 日号、138 頁。田崎史郎・福田和也対談「安倍晋三と岸信介」『週刊現代』2013 年 12 月 28 日号、46 頁。「憲法改正、集団的自衛権行使…安倍首相『岸信介氏の孫という宿命』」『週刊朝日』2014 年 2 月 21 日号。

[2] 例えば、福永文夫「岸信介と自民党政治」中村隆英・宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社、2003 年 4 月、所収。

[3] 本論では、「革新勢力」というコトバを保守的・反動的な政治秩序に抗して人間の解放と社会変革、政府による米国との同盟及び再軍備政策を批判し平和を求める社会運動を担ってきた労働組合、政党（主に社会党、共産党）及び知識人や学生団体を包括するものとして使用する。この定義については、道場親信「『戦後革新勢力』をいかに歴史化するか－五十嵐仁編『「戦後革新勢力」の奔流』」『大原社会問題研究所雑誌』639 号（2012 年 1 月）を参照した。

[4] 吉田ドクトリンは、次のように整理し得よう。アメリカとの提携を日本の対外協調の基軸とし、経済自立化を目指し貿易伸長(経済外交)に重点を置いた外交指針と、日米安保体制を基軸に経済復興を防衛力拡充より優先課題とする内政指針を組み合わせたものである。細谷千博『日本外交の軌跡』日本放送協会出版、1993 年、123-124 頁。近年の「吉田路線」およびこれの「再検証」をめぐる研究動向については、添谷芳秀「吉田路線と吉田ドクトリン」『国際政治』第 151 号（2008 年 3 月）、参照。

[5] 例えば、Kenneth B.Pyle, *The Japanese Question: Power and Purpuse in a New Era*, AEI Press,1992（邦訳版、加藤幹夫訳『日本への疑問－戦後の 50 年と新しい道』サイマル出版会、1995 年）。

とになった。自民党一党優位の政治システムは、政・官・財のアイアン・トライアングルと呼ばれる汚職構造の問題として捉えられるようになり政治改革を求める動きにつながった[6]。一方、社会党は、自民党に代わる野党として支持を集められず、自民党と連立を組むことで政権獲得を図った。保革対立の中心軸であった日米安保体制や自衛隊への賛否は、湾岸戦争を契機とする自衛隊を活用した国際貢献をめぐる議論（PKO 協力法）、社会党と自民党の連立政権の誕生を経て、事実上、国政上の争点から消滅した。岸は、このように政治システムの変革が強く要請されるとともに改憲に肯定的な国民世論が高まる中、明確な政治ビジョンを持ち強いリーダーシップを発揮しようとした指導者として注目されるようになったと言える[7]。近年では、吉田路線を否定した「普通の国」[8]への転換を目指す政治潮流の原点に岸を位置づける見方もある[9]。

以上の説明は、これまでの岸像や岸内閣期の歴史評価が吉田路線をどう評価するのかという関心にそって形成されてきたことを示唆している。実際、以上の岸像や岸内閣期の内政・外交イメージは、池田勇人内閣（1960―1964 年）と対比されることで強調されている。一般的に、池田は、吉田同様に経済成長の実現に比重を置くことにより高度経済成長への道を開いたとイメージされる。他方、岸の政治指導は、改憲論、治安政策、防衛政策といった政治的領域（ハイ・ポリティクス）に比重を置いたものとイメージされる[10]。こうした岸と池田を対比する視座は、戦後最大規模のデモに発展した 60 年安保

---

[6] 非自民連立政権の発足に深く関わった小沢一郎は、新たな政策構想として『日本改造計画』（講談社、1993 年）を出版した。同書の実際の執筆者は、御厨貴・芹川洋一対談『日本政治のひざ打ち問答』日本経済新聞出版社、2014 年 4 月、72－73 頁を参照されたい。

[7] 例えば、工藤美代子『絢爛たる悪運－岸信介』幻冬舎、2012 年。福田和也『悪と徳と－岸信介と未完の日本』扶桑社、2012 年など。岸再評価を目的とする論考として、遠藤浩一「東京裁判史観と岸信介」『新日本学』2010 年冬号。野村高将「岸信介の政治思想に関する一考察－『反米』からの変貌の軌跡」『国士館大学大学院政経論集』2004 年 3 月。遠藤浩一「岸信介と対米・東南アジア外交」『海外事情』2002 年 5 月など。

[8] 「普通の国」とは、日米安保条約により米国に安全保障を依存しつつも憲法第 9 条を根拠として専守防衛に必要最小限の軍事力の保有及び行使を制限する状態を問題視する抗争的概念であり、1990 年代以後に用いられるようになった日本特有のコトバである。本論は、「普通の国」について、国連活動への自衛隊の積極的参加、日米安保体制下における日本の軍事的役割（貢献）の拡大、現行憲法第 9 条の改正といった政策論の実現を目指す総称として用いる。なお、最近では、「普通の国」に代わり「積極的平和主義」というコトバが新たに用いられているといえよう。

[9] 例えば、原・増田・若宮「岸信介・石橋湛山、今ありせば」、上掲、131 頁。五百旗頭真編『戦後日本外交史〔新版〕』有斐閣、2006 年、287 頁。

[10] 例えば、岩見隆夫は、総理に就任した岸が「経済は官僚がやっても出来る。なにか問題が生じたらただしてやればいいのだ。総理であるからには、外交や治安にこそ力を入れなければならんのだ」と語ったとの安倍晋太郎（秘書官）の証言をもとに、ハイ・ポリティクスとロー・ポリティクスの二分法を念頭に「吉田の占領政治家から離脱して、新たな国家経営のレールを敷きたいとの岸の執念から出たものであり、警職法、小選挙区制、憲法改正そして安保改定へと、岸内閣が打ち上げる政治イシューのすべてに貫かれていた」と解釈し、「露骨な右寄りの政治主義」と指摘した（再刊版、岩見隆夫『昭和の革命家 岸信

闘争と二重写しとなり、岸内閣と池田内閣との断絶性を強調した「政治の季節」（1950年代）から「経済の季節」（1960年代）への転換という戦後史像を形成することに寄与してきた[11]。

本論の問題関心は、そもそも以上見たステレオタイプ化された岸像の妥当性、そして岸内閣期の内政・外交過程の実態が果たして「普通の国」の原点に相応しいと言えるのかという点にある。ハイ・ポリティクスの側面に注目して岸の政治指導を語るのは、ややバランスを欠いているのではないか、という疑問である。確かに、岸は、吉田や池田といった政治家と異なり戦争指導者であり、戦後政界復帰後も一貫して自主憲法制定論者であった。だが、戦争指導者として岸に注目する場合、まず、彼が商工省エリートの「革新官僚」[12]ないし商工相（後に軍需担当国務相・軍需次官）であったというキャリアに岸の政治指導の特異性を見出すのが自然ではないか[13]。例えば、地方紙（『防長新聞』など）の言説分析を行った大和は、岸の選挙区（旧山口二区）における岸イメージが元商工相として地元ないし日本再建に期待する論調が見られ、戦犯容疑者という岸イメージが高まったのが安保闘争以後であったと指摘している[14]。実際、1957年に政権の座についた岸は、内政・外交のスローガンに「福祉国家」や「経済外交」といったコトバを掲げ、経済的領域（ロー・ポリティクス）においてイニシアティブを発揮しようとした。この点につき、岸は、次のように回顧している。

> 岸内閣の時代に社会保障や福祉の基礎がつくられたということが私のイメージに合わないというか、私になじまないような印象を受けるらしが、そういう評価の方がなじまないと言うべきで、私にとっては意外でもなんでもないのである[15]。

また、憲法改正論については、吉田路線の始祖とされる吉田のみならず石橋湛山のよ

---

介』学陽書房人物文庫、1999年、207－208頁）。岩見の著作は、本格的な岸評伝として様々な媒体で引用されることもあり、現在至る岸像の形成に大きな影響をもたらしてきたと思われる。

[11] 例えば、岸から池田内閣期の「断絶性」を念頭に置いたものとして、「1960年体制」という概念があげられよう（例えば、北岡伸一「包括政党の合理化」『国際化時代の政治指導』中央公論社、1990年）。この概念の中心は、岸内閣が構想レベルで目指した改憲による自衛軍建設と安保改定という方向性が池田内閣期の日米安保体制の「経済効用」論、改憲の実質的放棄、所得倍増計画を提唱によって転換されたことを強調するものと言えよう。

[12] 「革新官僚」については、橋川文三「昭和維新とファッショ的統合の思想」『昭和ナショナリズムの諸相』名古屋大学出版会、2006年、181頁を参照されたい。

[13] 同様の指摘として、小林英夫・成田龍一対談「岸信介とは誰か」『現代思想』2007年1月号、47頁。塩田潮「経済は『官僚でもできる』『統制派』岸信介による官僚主導体制の確立」『ニューリーダー』2013年7月号、66頁、等。

[14] 大和裕美子「戦後日本における戦時指導者・戦争犯罪人観－山口県発刊のメディアに見る岸信介観を通して」『比較文化研究』第27・28号（2010年9月）。

[15] 後に岸は、と述べている。岸信介『岸信介回顧録―保守合同と安保改定』廣済堂、1983年、478頁。

うなリベラリストでさえも必要性を認めていたように、程度の差こそあれ自民党に所属する政治家に共通する見解であった点に留意すべきである。後述するように、岸の改憲に対する取り組みは、戦後政界復帰過程及び政権在任中と総理辞職後という彼が置かれた政治的状況に注意して冷静に分析する必要があろう。

他方、日本経済史の分野では、岸から池田内閣期にかけて政策上の連続性ないし継続性が強いことが指摘されている[16]。つまり、岸内閣期に対するイメージは、従来の政治外交史研究と近年の経済史研究の間で乖離が存在しているように思われるのである。それにもかかわらず、こうした乖離を統合的に理解するという観点に立った研究は、管見の限り見られない。その理由は、先述したように、ロー・ポリティックにおける岸及び岸内閣が従来のイメージと馴染まないものとして看過されて来たことが大きいのではないか。

確かに、熱心な自主憲法制定論者である岸がハイ・ポリティクスに位置づけられる治安や安保改定など進めたことにより革新勢力との国会内外での対立や衝突が激化したという事実は、否定できない。しかし、だからといってロー・ポリティクスの側面を軽視あるいは看過して岸の政治指導ないし岸内閣期の内政・外交過程を捉えようとする視点は、戦後日本政治外交史を考察する上で次のような問題がないとは言えない。それは、先述したように岸から池田内閣にかけての断絶イメージを過度に強調する議論につながるだけでなくステレオタイプな岸像の固定化につながるという問題である。こうして再形成される神話化された岸像ないし岸内閣期の歴史イメージが現在の政治状況のなかで度々引証されることを考慮すれば、今改めて岸内閣期の内政・外交過程の実態を再検証することに社会的意義がないとも言えないだろう。

**2、本論の目的と分析視角**

本論は、以上の問題関心にもとづき、ロー・ポリティクスという側面に注目して岸の政治指導ないし岸内閣期の内政・外交過程を分析することを以て、通説的な岸像ないし岸内閣期の歴史的位置づけについて再検討することを目的とする。分析は、次の三つの視点から進められる。

第一の視点は、戦後政界復帰の際に岸が抱いた経済再建構想に注目することにより、岸が抱く政界再編構想及び政治指導の内実を再構成するというものである。従来、岸の

[16] 例えば、中村隆英・宮崎正康（2003 年）を中心とするグループは、1950 年代後半を「高度経済成長を促進する政策的枠組みをつくりだし、60 年代の高度成長の加速を準備する役割を果たした」、「過渡期」と位置づけた（中村・宮崎『岸信介政権と高度成長』、上掲、iv 頁。宮崎正康「高度経済成長の枠組み形成」『岸信介政権と高度成長』、上掲、3－4 頁）。政治学領域では、政策上の連続性を前提としつつも、「1955 年体制論」と「1960 年体制論」という異なる見解にもとづき、 1950 年代後半(鳩山、石橋、岸内閣)の政党政治の位置づけを「確立過程」として捉える前者と、「形成過程」としと捉える後者との間で見解が分かれている(中北浩爾「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策―一九五五年体制の確立過程」北村公彦ほか編『現代日本政党史録 第 3 巻』 第一法規、2003 年、159-164 頁)。

政界再編構想ないし政治指導は、「独立の完成」と呼ばれる政治目標のもと、自主憲法制定（改憲）、自主防衛（再軍備）という内政課題と日米安保条約改正といった外交課題を一体とする「軍事的自立」の追求を念頭に置いた施政を展開する点を特徴として描かれてきた[17]。筆者は、岸が以上の政治目標ないし課題を抱いていたか否かという論点を設定するものではない。ただ、仮に岸が右にあげたような政治目標を念頭においていたとしても、日本をいかに経済的自立させていくのかという問題は、岸の政治指導を考察するにあたり、軽視し得ない問題であったと考えている。というのも、1950 年代の日本の内政ないし対外行動は、過剰人口、資源僅少という国内環境に大きく規定されるものであったからである。周知にように、戦後日本のエリート層は、こうした国内環境のもと経済的存立を図るということを政策立案の前提としてきた。つまり、資源狭小という所与の条件のもと過剰人口に仕事と食糧を提供するためには、食糧や工業原料などの輸入に必要となる外貨を輸出振興により稼がなければならなかったのである[18]。

では、吉田の政治指導（いわゆる吉田ドクトリン）に批判的立場をとったとされる岸は、一体いかなる経済再建のあり方を描いていたのであろうか。これまで、反吉田勢力の結集を目指す岸の政界再編運動は、改憲に必要となる数の糾合を図るための手段として解釈されてきたように、吉田路線に対するアンチテーゼとして位置づけられる傾向が強かったと思われる。しかし、戦後政界復帰に際して「独立の完成」を訴える岸も、当然のことながら、過剰人口、資源狭小といった構造的制約を無視していたわけではない。むしろ、商工官僚・商相というキャリアに注目するならば、岸は、吉田以上に日本が置かれている経済的実情を深く憂慮していたと想像するに難くない。ゆえに、本稿では、経済再建のアプローチをめぐる吉田との対立に焦点をあてる。

近年では、岸が関与した政界再編構想ないし政治指導の内実を捉え直そうとする研究が発表されている。城下は、岸が「二大政党制という政党政治観に基づく保守合同論」とともに「社会民主主義的な政治の実現」のために社会保障制度の拡充を通じて富の再配分を企図する政治構想を抱いていたことを指摘した[19]。また、中北は、「一九五五年体制」の形成過程を歴史的に分析し、保守合同を目指す岸の優先目標が改憲・再軍備より

---

[17] 原彬久『岸信介－権勢の政治家』岩波新書、1995 年。原の評伝は、一次史料のみならず岸本人への長時間のインタビューにもとづき、岸が抱く「独立の完成」という政治ビジョンを自主憲法制定及び「アジアの盟主」としての地位を世界に発信しつつ米国との対等な関係構築を目指すものと整理し、内政においては保守合同を通じて議会多数派（数の糾合）の形成を進める一方、対等な日米関係を構築するために日米安保条約改定に取り組んだと描いた。

[18] 例えば、高瀬弘文『戦後日本の経済外交－「日本イメージ」の再定義と「信用の回復」の努力』信山社、2008 年、参照。

[19] 城下賢一「岸信介と保守合同」『法学論叢』157 巻 3・5 号（2005 年 6 月・8 月）。田名部は、岸の「二大政党制論」の内実が国会審議を効率的かつ単純化することにあったと指摘した。田名部康範「岸信介の二大政党論－公職追放解除前から自由民主党結成まで」『同時代史研究』2008 年 12 月。

も経済的安定にあったという点を指摘している[20]。これら研究は、岸が抱く政治経済体制観に光を充てるという点で意義ある試みと言える。だが、以上の諸研究は、そもそも、従来言われてきた岸イメージとの関係を明確にすることを主眼に置いた議論を展開したものではない。つまり、本論の問題関心に直接応えているわけではないのである。この点を明らかにするためには、次の具体的課題に取り組む必要があろう。それは、岸が抱く政界再編構想ないし政治指導において経済復興ないし社会保障制度の拡充を図るといった課題と改憲ないし防衛力増強といった課題がどのように位置づけられていたのか、という問題である。ゆえに、本論は、この課題を念頭に置きつつ、戦後政界復帰の際に岸が抱いた経済再建構想に注目して岸が抱く政界再編構想及び政治指導の内実の再構成を試みたい。

第二の視点は、冒頭で触れた岸が政権在任中に掲げた「福祉国家の建設」[21]というスローガンに注目し、岸内閣期の内政過程を再構成することである。従来、岸内閣期の内政に関する研究は、「独立の完成」のために改憲・再軍備を求めたという岸像と連動し、革新勢力との政治的対立を激化させた側面に注目が集まってきた。つまり、復古的国家観のもと逆コースの延長として反共主義的な労働政策、警察官職務執行法の改正など治安政策、教職員の勤務評定実施など文教政策に取り組んだ点が強調されてきたのである[22]。筆者は、岸内閣期の内政に以上のような側面が見られることを否定するものではない。ただし、この側面を強調し過ぎることにも、問題があるだろう。というのも、これら研究が前提としてきた歴史的イメージと実際に岸内閣が展開した政治の間に乖離が存在しているからである。

まず、岸内閣は、改憲を進捗させるよう具体的政策を新たに実施したわけではない。岸内閣は、確かに鳩山内閣が設置を決めた憲法調査会（1957 年 7 月 30 日発足）を始動させた。そして、岸は、同調査会に「日本国憲法は改正すべし」という結論を出させよ

---

[20] 中北浩爾『一九五五年体制の成立』東京大学出版会、2002 年。中北浩爾「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策－一九五五年体制の確立過程」北村公彦（編者代表）『現代日本政党史録第 3 巻』第一法規、2003 年、所収。

[21] 福祉国家（Walfare State）とは、一般的に「社会保障を不可欠の一貫として定着化させた現代国家ないし現代社会の体制」を指すものとして用いられる（例えば、泉谷周三郎・姜泰権「福祉国家論と日本における社会保障制度」『横浜国立大学人文紀要 第一類、哲学・社会科学』37 巻、57 頁）。日本を福祉国家として見なすようになったのは、社会保障予算が拡大した 1970 年代後半になってからと言われている。本論が対象とする 1950 年代中葉から 1960 年代にかけての時期の日本は、今日から見ると福祉国家と呼ぶに相応しい内実を伴っていたと言い難い。しかし、岸ないし岸内閣が内政スローガンとして「福祉国家」というコトバを積極的に用いただけでなく、曲がりなりにも社会保障の中核的制度と言われる国民皆保険ないし国民年金を整備したという事実に注目するならば、福祉国家というコトバに注目して内政過程を分析する意味がないとは言えないだろう。

[22] 例えば、三沢潤生「第一次岸内閣」・「第二次岸内閣」林茂・菊池清明編『日本内閣史録 5』第一法規出版、1981 年、所収。近年の概説は、福永文夫「岸信介と自民党政治」（中村・宮崎『岸信介政権と高度成長』、上掲、所収）。池田慎太郎『現代日本政治史 2－独立完成への苦闘』吉川弘文館、2012 年、等。

うとしていたと証言している[23]。だが、高柳賢三（東京大学名誉教授）は、憲法調査会の会長就任に際し、同調査会の目的があくまでも新憲法制定経緯や運用上の問題点を検討することにあると政府首脳から確認していたと回想している[24]。実際、当時の岸は、憲法調査会の運用について「平和憲法擁護論」と「憲法改正論」という「両方の理論を持っておる人が十分に各方面からこの憲法を検討して、その議論がこの調査会において現われ、たとえ少数意見でありましても、二つの意見として国民に示されるような形」をとるべきと説明していた[25]。この説明は、憲法調査会の意図が護憲を絶対視せず、あくまでも国民的な憲法議論のたたき台を形成することにあったことを示している。つまり、後の岸の証言は、当時の憲法調査会の運営のあり方とニュアンスが異なっており、彼が後に語るような「改憲への道筋」をつくることに直結していたと言い難いのである。そもそも、岸内閣は、改憲を具体的に着手し得る環境になかった。というのも、自民党は、1955 年の結党当初より衆参両院で改憲発議に要する 3 分の 2 以上の議席を占有していたわけではなく、岸政権期の 1958 年の衆議院選挙及び 1959 年の参議院選挙においても 3 分の 2 以上の議席を獲得できなかったからである。この点に関して注目すべきは、政権在任中に岸が中選挙区制度より多くの当選者を出しやすい小選挙区制度の導入を見送ったという事実である[26]。これらは、岸が改憲問題を重視していたことを否定し得ないが、さりとて在任中の最優先の課題として位置づけていなかったことを示唆していよう[27]。

次に、岸内閣は、改憲とともに米国に依存した軍事的安全保障体制からの自立を志向する「再軍備」（≒自主防衛）を模索していたとイメージされているにもかかわらず、日米安保体制の存続を前提とする「国防の基本方針」を閣議決定したことも重要である[28]。これに関して、鳩山・石橋・岸政権の防衛政策は、自衛力漸増という吉田路線と大

---

[23] 原は、岸が安保改定後に「できるなことなら、みずからの政権において改憲への道筋をつけようとした」と記している。原『岸信介』、上掲、230 頁。

[24] 高柳賢三「憲法調査会 7 年の回顧」『世界』1964 年 6 月号、参照。

[25]「参議院内閣委員会第 25 号」1957 年 4 月 24 日、国立国会図書館「国会会議録検索システム」kokkai.ndl.go.jp、参照（以下、『国会議事録』と略記）。以上の説明を信ずるならば、仮に岸内閣が存続している間に同調査会の「報告」が出たとしても、改憲気運を盛り上げるような効果をもたなかったのではあるまいか。実際、憲法調査会が 1964 年に内閣に提出した報告書は、改憲に対する賛否両論を併記したものとなった。

[26] 中北は、改憲に必要な議席確保のために岸が小選挙区制導入を強く模索していたという通説的イメージと異なり、政党組織の近代化を目指す一貫という側面が強いものであった点を指摘している。中北浩爾「自民党型政治の定着－岸信介と党組織」『年報日本現代史』第 13 号（2008 年）。

[27] 当該期の改憲問題については、渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1989 年、第 3 章、参照。中北は、こうした着眼のもと石橋・岸内閣期を「一九五五年体制の確立」の過程として捉えている（中北「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策」、上掲、159-196 頁）。

[28] 佐道明広『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、2003 年。

差ないものであったと指摘されていることに注目すべきである[29]。つまり、岸内閣の防衛政策指針についても、自主防衛を模索したとの岸像を反映したもであったと言い難いのである[30]。

さらに、通説的な岸内閣期の内政イメージを相対化する意味を有しているのは、岸内閣期の経済的側面に注目した研究であろう[31]。なかでも、空井は、石橋・岸政権期の内政のうち経済成長を最優先の政策課題とする積極財政策に注目し、両政権が農民や旧中間層といった従来の支持基盤の固定化を図りつつ「現実的な労組」からの支持の動員という戦略的意図にもとづくものであったと論じた上で、池田内閣期の財政政策を石橋・岸内閣期の積極財政路線を発展的に継承したものと位置づけた[32]。筆者の見解は、これら研究の知見に負うところが大きい。ただし、これら経済的側面を扱った内政研究は、従来の岸像ないし岸内閣イメージとどのような関係にあるのかを正面から議論するものではないため、本論の目的に応えるものではない[33]。また、外交政策との関係性を議論しているわけではないため、結局のところ岸内閣期の内政指針とは、いかなる体系であったのか判然としない。つまり、これら課題に応えるためには、岸内閣期の内政の経済的側面のみならず、従来強調されてきた防衛政策や治安政策とどのような関係にある

---

[29] 鳩山・岸内閣期の防衛政策を分析した大嶽は、同政権が防衛力よりも経済力を重視し、積極的な防衛力整備を行わなかったことを指摘した。大嶽秀雄「鳩山・岸時代の防衛政策」三宅正樹ほか編『昭和史の軍部と政治 第5巻』第一法規、1993年。同様の議論を踏襲しつつ防衛政策のより詳細な分析をした研究として、中島信吾『戦後日本の防衛政策－「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶応義塾大学出版会、2006年。

[30] もちろん、従来の研究も上記したイメージと実際の政治の乖離を説明していないわけではない。例えば、概説的説明では、岸をはじめとする「改憲=再軍備」論は、「護憲・非武装」論を主張する「革新勢力」の存在及び米国政府の対日政策が改憲や防衛力増強よりも政治的、経済的安定を重視するよう転換によって「独立の完成」が未完に終わらせざるを得なかったというように説明されてきた。だが、この様な説明の仕方は、米国政府の対日政策が日本政治の与える影響ないし「革新勢力」が政府に及ぼす影響を強調した見方である、という点に留意すべきである。つまり、岸ないし岸内閣がどのような内政指針をとろうとしていたのかを改めて検証したわけではないのである。

[31] こうした視点に立つ論考として、空井護「自民党一党支配体制形成過程としての石橋・岸政権」『国家学会雑誌』第106巻1・2号（1993年）。久米郁男「鳩山・岸路線と戦後政治経済体制－市場の『政治性』への一考察」『レヴァイアサン』20巻（1997年4月）。城下賢一「第一次岸内閣の道路整備事業と財政運営」『法学論叢』159巻2号・3号（2006年5月、6月）など。

[32] 空井は、両政権が「高度経済成長のもたらす弊害を福祉政策によって部分的に除去し、租税負担率を低位に固定することで政治部門による民間経済活動の阻害を最小限にくいとどめつつ、積極財政路線の下で公共事業を拡大し、それを産業基盤の整備と有効需要の創出に活用」を図ったとした。空井護「自民党一党支配体制形成過程としての石橋・岸政権」『国家学会雑誌』第106巻1・2号、1993年、1号110頁。空井は、結果として「55年体制」の最重要指標とされる「1プラス1/2党制」から、池田内閣期以降の「野党分裂・多党化状況下での一党優位政党制」への政党システム変容過程の開始点となったと位置づけた。

[33] おそらく、その理由は、空井が「1960年体制」の「形成過程」として石橋・岸内閣期を位置づけようとしているからであろう。

のか踏み込んだ分析が必要なのである。また、新川は、日本生産性本部が設立されると共に春闘方式が開始されたことに注目し、1960 年代の以降の「経済中心主義」的な自民党政治の特質が 1950 年代中葉から形成されと指摘した[34]。では、「福祉国家の建設」をスローガンに掲げた岸は、こうした生産性向上運動をいかに認識し、内政方針にどのように位置づけていたのだろうか。本論は、上記した課題を念頭に置きつつ、「福祉国家の建設」というスローガンに注目しつつ岸内閣期の内政指針を再構成することを試みる。

本論の第三の視点は、岸内閣期の外交を「経済外交」という側面から内政課題実現の手段として捉え直すというものである[35]。従来、岸内閣期の外交研究は、上述した改憲・再軍備を模索したという内政イメージを前提として、米国政府との関係をどのように設定しようとしていたのかを明らかにすることに主眼が置かれてきたと言えよう[36]。例えば、樋渡は、「対米協調」=「軽武装・経済中心主義」、「対米自主」＝「自主防衛・政治主義」という分析枠組みを設定し、1950 年代から 60 年代にかけての日本の内政・外交過程を分析した[37]。そして、吉田内閣期を対米協調、鳩山・岸内閣期の対米自主を経て、池田内閣期を対米協調へ復帰したとの議論を展開した。樋渡の議論は、いわゆる保守本流と呼ばれる吉田－池田の内政・外交路線の定着過程を描こうとするものであり、通説的な岸内閣像を概ね踏襲したものと位置づけられる[38]。

---

[34] 新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義』法律文化社、1999 年。

[35] 特定地域ないし特定国を対象とする日本の外交政策構想ないし展開過程の分析の結果として岸内閣期の外交過程に言及する研究は、数多く存在している。なかでも、日米安保改定問題は、岸内閣期の中心的な外交課題として分析されてきた（例えば、原彬久『戦後日本と国際政治－安保改定の政治力学』中央公論社、1988 年。原彬久『日米関係の構図』日本放送協会、1991 年。坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、2000 年。我部政明『戦後日米関係と安全保障』吉川弘文館、2007 年、第 1 部。波多野澄雄『歴史としての日米安保条約－機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010 年）。近年では、対中政策、対東南アジア政策にまで射程を広げた研究が蓄積されてきている。これら研究は、日本側の外交政策構想の論理や全体像の解明を課題とし、日本側公開史料ないしマルチ・アーカイブスによって歴史的事実の解明という点で有益な業績を提供してきた。これら研究の成果には、筆者も多くの知見を得ており、本論の中で詳しく触れたい。ただし、いずれも外交史という性質上、本論が意図する内政との連動関係を議論しているわけではない。

[36] 従来の通説的な岸内閣期の外交政策像とは、池田内閣と対照的に「占領体制の打破＝日本の独立国としての自主性の回復」という「政治路線」をとり、自主憲法制定（改憲）を念頭に置きつつも当面の課題として安保改定と共存共栄のアジア経済圏の形成という自主外交を展開したというものであった。三沢『日本内閣史録 5』、上掲、453－454 頁。

[37] 樋渡由美「岸外交における東南アジアとアメリカ」（近代日本研究会編『年報近代日本研究 11』山川出版社、1989 年、所収）。樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、1990 年。

[38] 同様に、五百旗頭は、吉田茂に率いられた「親米」、「経済復興と繁栄を最優先とする経済国家」という方向を「経済中心主義路線」（吉田路線）とする一方、鳩山や岸に率いられた「主権国家として外敵を排除しうる軍事力を持つことを当然とし、『改憲再軍備』を唱え」、『自立』と『国力』という価値を追求する方向を「伝統的国家主義路線」と位置づけてい

しかし、アメリカとの協調や自主という枠組みのもと岸内閣期の外交を特徴づけることには、次の点で疑問が生じる[39]。例えば、岸内閣の象徴的な外交業績として取り上げられる安保改定問題は、革新勢力によって改憲を封じられた保守派が「独立の完成」のため双務的な日米安保を求めて「差あたり安保改定に取り組むほかなかった」と描かれてきた[40]。ただし、改定された新日米安保条約の本質は、基地と人の非対称な相互性という関係を再設定したものであり、吉田政権期以来の日米安保体制を強化するものであった[41]。そうであるならば、岸が「独立の完成」という観点から模索した対米自主路線とは、吉田がとってきた対米協調路線の対概念と言えないのではないか、という疑問が生じる[42]。また、後に議論する「アジア開発基金」に見られる岸内閣期の東南アジア外交は、樋渡の分析枠組みによると、対米自主の一環ということになる。だが、「アジア開発基金」構想は、そもそも米国政府の資金拠出を前提としており、その意味で対米協調を前提としたものではなかったか、という疑問が提示されてきた[43]。ゆえに、近年では、岸内閣期の外交政策に関しては、吉田内閣期の対米協調路線と鳩山内閣期の対米自主路線の折衷を図ったもの、あるいは親米路線の「自主的な選択」として捉えるべきとの見解が示されるようになっている[44]。

---

る。五百旗頭真「終章 戦後日本外交とは何か」（五百旗頭真編『戦後日本外交史 新版』有斐閣、2006 年、所収、287 頁）。一方、北岡は、吉田がとる対米協調路線と鳩山がとる対米自主路線の調和を図った「保守本流」として岸を位置づけている（北岡伸一「岸信介－野心と挫折」（渡辺昭夫編『戦後日本の宰相たち』中央公論社、2001 年、所収、132－144 頁）。

[39] こうした分析枠組みの妥当性を議論したものとして、保城広至「『対米協調』/『対米自主』外交論再考」『レヴァイアサン』40 巻（2007 年）。

[40] 三沢「第一次岸内閣」・「第二次岸内閣」、上掲、453-454 頁。池田慎太郎『独立完成への苦闘 現代日本政治史 2』吉川弘文館、2012 年、214 頁。原は、以上の研究条約改定交渉過程の解明を通じ、少なくとも岸の認識レベルにおいて「独立の完成」というナショナリズムを念頭に置き「旧条約に内蔵されているこうした被占領的体質を『是正』するためにもくろまれた」ものであったと指摘した（原『岸信介』、上掲、229－230 頁）。また、坂元も、首相になった岸は、国内政治体制を『占領政治体制』から脱却させ、独立国家にふさわしい体制につくり変えることをめざし、外交においては敗戦から立ち直りつつあった日本の国際的地位の向上に強い意欲を持っていた。1960 年の安保改定は、その岸の偉大な業績である」と位置づけている（坂元『日米同盟の絆』、上掲、182 頁）。

[41] 坂元『日米同盟の絆』、上掲、参照。

[42] クォン・ヨンソク『岸政権期の「アジア外交」－「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008 年、21 頁。なお、岸が抱いていたとされる安保改定の目的と結果の乖離については、従来、「強烈な反共主義を抱く岸」にとって「意識の外」にあったという説明（三沢「第一次岸内閣」・「第二次岸内閣」、上掲、454 頁）されてきた。

[43] 黒崎輝「東南アジア開発をめぐる日米関係の変容 1957－1960」『法学』第 64 巻第 1 号。保城広至「岸外交評価の再構築：東南アジア開発基金構想の提唱と挫折」『国際関係論研究』第 17 号（2001 年 9 月）。保城広至『アジア主義外交の行方：1952‐1966』木鐸社、2008 年。

[44] 例えば、纐纈厚「岸信介を蘇生させる時代精神の危うさ」『現代思想』第 35 巻 1 号（2007 年 1 月）、58 頁。北岡伸一『日本政治史－外交と権力』有斐閣、2011 年、227－229 頁。佐々木卓也・中西寛「第 7 章 パクス・アメリカーナの中の戦後日本」『日米関係史』有斐閣、2008 年、所収、199 頁）。クォンは、岸内閣期の外交政策を「アジア外交」と「対米外交」

以上の研究状況を見れば、対米自主ないし対米協調という分析枠組みを用いることは、少なくとも岸内閣期の外交の特徴を捉える上で適当ではない言えよう。この点に関し、近年、対米自主と対米協調という「二つの系譜を分けるものは実のところ対米関係ではなく、その中核は自衛隊や憲法問題を正面から扱うことを回避した吉田の『なし崩し再軍備』（植村秀樹）国家」をめぐる内政上の対立にあるという指摘は、非常に重要と思われる[45]。なぜなら、従来の分析枠組みは、対外政策の特徴を分析することを目指しながらも、実際のところ改憲・再軍備（反吉田路線）を強く模索していたとする岸像ないし岸内閣期の内政イメージに強い影響を受けていたことを示しているからである。そうであるならば、岸内閣期の内政の実態を再構成した上で改めて外交政策の考察を進める意義があると言えよう。

そこで、本論では、岸が外交スローガンとして取り上げた「経済外交の推進」というコトバに注目し、岸内閣期の外交政策を「福祉国家の建設」というスローガンに見られる内政指針を実現するための手段という側面から把握し直そうと試みた。なお、「経済外交」というコトバは、通常、1）経済目的を達成するための対外政策ないし対外交渉、2）経済的手段を利用した対外政策ないし対外交渉という 2 つの意味を持つものとして使用される[46]。だが、1）と 2）は、相互補完的に用いることもできよう。つまり、経済目的を達成するため経済的手段を利用した対外政策ないし対外交渉という使われ方も可能なのである。そこで、本論では、「福祉国家の建設」という内政指針の実現に必要な国際環境の形成を図ることを目的とする外交政策、その目的実現のため外交手段として経済力を利用するという意味を示すコトバとして「経済外交」を使用する。

### 3、本論の構成と利用史料

本論は、上記した三つの視点にもとづき、経済再建構想という側面から岸が抱く政治指導像を再構成するとともに、岸内閣期の内政と外交を「福祉国家」と「経済外交」という経済的側面が相互に連関したものという視角から捉え直すことで、当該期の内政・

---

という「二つの基軸」が有機的に連動したもとして捉え、積極的な「アジア外交」により「アジアの盟主」という戦前型の政治的・経済的地位の確立を目指すことにより日本の「対米自主」性を高め、以て安保改定の実現を目指そうとしたものとして描いた（クォン『岸政権期の「アジア外交」』上掲、参照）。なお、クォンは、1958 年に顕在化した「日中対立」を契機として岸内閣の外交政策がヨーロッパや中南米へと拡大することで「アジア主義」的認識が凋落し「経済外交」の側面を強調するものへ変質したという議論を展開している（同上、235 頁）。

[45] 宮城大蔵「書評：保城広至「『対米協調』/『対米自主』外交論再考」『レヴァイアサン』第 40 号」2007 年 8 月 9 日、東京財団政治外交検証プロジェクト http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=84（最終アクセス日：2014 年 11 月 3 日）。

[46]「経済外交」というコトバの整理については、高瀬『戦後日本の経済外交』上掲、4－5 頁。なお、戦後日本のエリート層における「経済外交」というコトバの使われ方の歴史的検討を試みたものとして、高瀬弘文「『経済外交』概念の歴史的再検討－戦後日本を事例に」『広島国際研究』19 巻（2013 年）、参照されたい。

外交過程の総合的な把握を試みる。その際、岸の政治行動、政策構想を分析しつつ、実際の政治ないし外交過程に位置づけるという叙述スタイルをとる。

まず、第 1 部（1、2、3 章）では、戦後の岸信介の認識や政策構想の体系的整理をした上で岸内閣期の内政過程の分析を中心に扱う。次に、第 2 部（4、5、6、7、8 章）では、内政に連動するものとして岸内閣期の外交政策の展開過程の分析を試みる。各章の具体的な議論は、基本的には時系列にそって以下のように展開されている。

第 1 部の議論の主目的は、岸内閣期の内政の実態に迫ることである。そこで、第 1 章は、岸が戦後政界復帰の際に掲げた経済復興構想に注目し、その全体像を明らかにしつつ、岸の描く政界再編構想が相互に連関していたことを指摘する。第 2 章では、岸の保守政界の再編構想について、政府主導による経済復興を推進する手段という側面が強いものであったという観点から整理する。特に同章では、岸が自主防衛というスローガンにもとづく防衛力増強よりも「福祉国家の建設」というスローガンにもとづく社会保障制度の拡充を重視していた点を強調する。続く第 3 章では、前章までの議論を受けて、「福祉国家の建設」をスローガンとする岸内閣期の内政指針が革新勢力を中心とする野党とアメリカとの関係性のもとどのように形成されていったのかを跡づける。

第 2 部では、岸内閣期の外交政策を第 1 部で整理した内政指針を実現するための手段として、各地域で展開された経済外交という視点から包括的に捉えていく。本論の分析対象は、岸が首相として歴訪した東南アジア[47]、東北アジア[48]、ラテン・アメリカ（中南米）[49]、アメリカ合衆国、西ヨーロッパ（西欧）である。まず、第 4 章では、東南アジアを対象とし、岸首相が提唱した「アジア開発基金」構想に注目しつつ岸内閣期の内政指針と東南アジア地域に対する経済外交の関係性を分析する。第 5 章は、東北アジア地域を対象とし、岸内閣の内政指針とソ連ないし中国との貿易問題（東西貿易）と台湾や韓国との関係調整とどのように連関していたのかに注目し、いかに対処していこうとしていたのかという視点から分析する。第 6 章では、中南米地域を対象とし、岸内閣の

[47] 東南アジア（Southeast Asia）は、現在ではアジア大陸南東部（インドシナ半島）、マレー諸島から島嶼地域を指して用いられている。ただし、当時の日本で用いられていた東南アジアという呼称には、インド半島を中心とする現在で言う南アジアも含まれていた。ゆえに、本論で使用する東南アジアというコトバには、当時用いられていたようなインド、パキスタン、スリランカ（セイロン）など南アジアも含んでいる。

[48] 東北アジア（Northeast Asia）とは、アジア大陸の北辺部に位置するシベリア、極東ロシア、アジア大陸東部（中国大陸、朝鮮半島）及び台湾や日本列島など周辺島嶼部を包摂する地理的範囲を指している。実際に岸が歴訪したのは、中華民国（台湾）であるが、ソビエト連邦（ソ連）、中華人民共和国（中国）、韓国との関係にも触れるため、東北アジアとした。なお、英文表記に従い「北東アジア」という呼称もあるが、本論では、漢字文化圏における東亜ないし東北亜という呼称にあわせ、東北アジアという表記で統一する。

[49] ラテンアメリカ（Latin America）は、一般的にメキシコ以南の北米大陸、カリブ海地域、南アメリカ大陸全域を指して用いられている。本論で用いるラテンアメリカ（中南米）とは、当時の岸首相が歴訪した諸国（ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、メキシコ）に分析の主眼を置く関係上、カリブ海域を除外している。

移民政策に注目し、どのような対中南米外交を展開したのかを跡づける。第 7 章では、岸内閣の中小企業政策に留意しつつ、岸内閣が日本にとっての最大貿易相手国であったアメリカといかにして安定的貿易関係を形成していこうとしていたのか議論する。第 8 章では、西欧地域を対象とする。同章は、まず、岸内閣が西欧の経済的地域統合に対してどのような認識のもといかなる対応をとっていたのかを外務省の動きを中心に整理し、岸内閣がいかにして西欧諸国との関係構築を図ろうとしていたのかを分析する。終章では、第 1 部（内政）及び第 2 部（外交）の分析を踏まえて、岸の政治指導の特徴を整理するとともに岸内閣期の内政・外交過程が戦後日本外交史においてどのような位置づけを与えられるものか再検討を試みる。

なお、以上の分析にあたっては、外務省外交史料館所蔵史料[50]と筆者が開示請求した外務省行政文書[51]を中心とする一次史料を利用した。また、米国国立公文書館所蔵史料ないし英国国立公文書館所蔵史料、公刊史料集なども補足的に用いている。言うまでもなく、岸をはじめとする政治家などの認識や政策を外務省史料のみから明らかにすることは、限界がある。また、岸個人に過度に言及することは、評伝的分析に陥るという弊害も容易に想像される[52]。そこで、本論は、新聞記事のみならず、国立国会図書館憲政資料室所蔵の政治家などの寄託文書[53]、当該期に発行された雑誌などを幅広く参照することにより、岸のみならず彼と密接な関係にあった政治家や財界人及び岸内閣期の官僚の政策構想ないし認識を適宜参照するという手法をとった。

---

[50] 外務省外交史料館所蔵史料の出典元については、マイクロフィルム化されているものについてフィルム番号（例えば、A’-0166、外交史料館との要領で略記)を現物公開史料について目録番号（例えば、E’.2.3.31.1-1、外交史料館と要領で略記）を記している。

[51] 筆者が情報開示請求した史料については、開示請求番号（例えば、2007－00915、『情報公開法』の要領で略記）を記している。

[52] 本論は、公刊済みの岸の伝記、証言禄、回顧録のみならず、雑誌などに収録されている岸の言説や論考を可能限り集めた。詳細は、本論末の文献リストを参照されたい。

[53] 国立国会図書館憲政資料室所蔵の政治家などの寄託文書は、文書名と整理番号を記している。例えば、鮎川義介文書、マイクロフィッシュ No.531. 1 については、「鮎川」、MF531.1、憲政との要領で略記する。

## 第 1 部　岸内閣期の内政の構図－生産力拡充のための挙国一致の模索

今、日本はね、分配論の時じゃないんだよ。おれは、必ずしも社会主義がいかんとかそんなことは何も言っていないの、それが日本のためになるなら社会主義にだっておれは賛成する。但しだ、今の日本を見ろ、戦争に敗れ、生産力は落ち、分配なんて話は何の意味もない。今はとにかく日本経済を復興させて物を増やすことだ。今、分配しようたって 3 つの物を 10 人で奪い合ってるじゃないか。せめてあと 7 つ増やせ、そうすれば 10 人が 1 つずつ取れるじゃないか、今はその時代だ、経済復興の時代だ[1]。

第 1 部の目的は、岸内閣期の内政指針を経済的側面から再検討することである。第 1 章は、戦後政界復帰の際に岸が掲げた経済復興構想の全体像を明らかにし、それとの関連性のもと岸の描く政界再編構想を整理する。第 2 章では、岸の保守政界再編構想について、政府主導による経済復興を推進する手段という側面が強いものであったという観点から整理する。特に同章では、岸が自主防衛というスローガンにもとづく防衛力増強よりも「福祉国家の建設」というスローガンにもとづく社会保障制度の拡充を重視していた点を強調する。続く第 3 章では、前章までの議論を受けて、岸内閣期の内政指針の実態の分析を進めて行く。

[1] 岸が戦後政界への復帰に乗り出した頃、私設秘書の川部（元 GHQ 経済技術局アドバイザー）に語った発言。川部美智雄「川部美智雄氏と一問一答 5 時間」『週刊文春』21 巻 5 号（1979 年 2 月）、26－27 頁。

## 第 1 章　岸の経済復興構想と日本再建連盟

本章の目的は、戦後政界復帰の際に岸が抱いた経済再建構想に注目して岸が抱く政界再編構想及び政治指導の内実の再構成を試みることである。第 1 節では、前史として第 3 次吉田内閣が取り組んだ日本経済の復興方針に注目し、吉田が選択した独立のあり方を概観する。第 2 節では、吉田内閣の復興方針や日本社会党などの革新勢力の復興構想と比較し岸が抱く復興構想を整理する。その際、本論は、岸の吉田の政治指導の対立点として復興をめぐる実現手段に注目する。すなわち、岸は、経済自由主義を基調とした政治指導とる吉田に対し、政府主導のもと国民一丸となった経済復興を実現しようとしていたのである。第 3 節では、岸が模索した経済復興構想と関連づけつつ、1953 年 3 月に自由党に入党するまでに岸が模索した日本再建連盟（以下、再建連盟と略。1952 年 4 月 29 日正式発足、三好英之理事長）を母体とする政界再編運動を分析する。

### 第 1 節　経済復興をめぐる政治指導方針

#### 1、復興政策をめぐる二つの潮流－貿易主義と開発主義

アジア・太平洋戦争後、日本を占領した米国政府は、日本が再び「帝国主義的戦争」を引き起こさせないことを主眼に置いた対日賠償方針や様々な占領改革を実施した。例えば、連合国軍総司令部/最高司令官（GHQ/SCAP）は、軍事産業復活の潜在的危険を持つ重工業の復活抑制を念頭に置きつつ消費財（繊維、家庭用品、自転車など）などの軽工業を中心とする「内需中心型の経済構造」に再編することを目指す一方、、産業界に強い支配力を有する持株会社の解体（財閥解体）[2]、資本の再集中を防ぎ自由競争を擁護する「独占禁止法」（1947 年 3 月 31 日公布）、特定産業界の独占的地位を占める企業を排除し新規参入を促すことにより競争的市場構造の創出を狙った「過度経済力集中排除法」（1947 年 12 月 18 日公布）の立案を指令した[3]。つまり、一部大企業や少数資本家による独占的な産業支配構造を解体し、競争原理を導入した産業秩序の形成を目指したのである。

しかし、以上のような経済民主化を目指す占領改革、対日賠償、貿易の大幅制限は、米国政府の対日経済援助という財政負担を増大させる懸念があった。そこで、米国政府

[2] GHQ は、持株会社整理委員会を通じ、「旧 4 大財閥」（三井、三菱、住友、安田）及び富士産業（旧中島飛行機）、日本製鐵など約 40 社（第 2 次指定）、旧財閥系子会社 20 社（第 3 次指定）や「財閥家族」が所有する有価証券や財産を従業員や個人株主などへ分散化を進めた。ちなみに、1937 年時点の主要産業の資本の集中度は、製鉄 3 社（97.9%）、アルミ製造 4 社（100%）、造船 10 社（96.7%）、硫安 10 社（93.5%）、板ガラス 3 社（100%）、セメント製造 10 社（78.5%）となっていた。武藤守一「財閥解体政策の基礎とその変遷」『立命館経済学』第 1 巻 5・6 号（1952 年 12 月）、226 頁

[3] 浅井良夫「高度経済成長への道」（中村政則、天川晃、尹健次、五十嵐武士編『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995 年、所収）、62 頁。

は、日本の工業力を利用して東アジアの共産主義の脅威に対抗するという「冷戦の論理」に従い占領方針の転換を進め、日本を早期に経済的自立させることを目指した。GHQ/SCAP は、輸出産業として国際競争力のある「綿業を中心とする加工貿易型の再建」に力点を置くようになった[4]。占領方針転換の結果、「過度経済力集中排除」は、金融機関を適用外としただけでなく 18 社のみに適用され終わり[5]、独禁法は、1949 年 6 月に第一次改正が行われて事業会社の株式保有の禁止が解除された。

米国政府の占領方針転換の中で発足した第 3 次吉田内閣（1949 年 2 月 16 日 - 1952 年 10 月）は、近代的軽工業部門[6]を中核とする輸出産業の復興を優先するの経済復興方針をとった。吉田内閣は、輸出振興を阻害するインフレの早期終息を図るため、GHQ 経済顧問のドッジ（Joseh Morrell Dodge）が勧告した措置（財政金融引き締めや復興金融公庫の新規融資停止など）を強行するとともに経済統制の緩和を進めた。吉田により抜擢された池田勇人蔵相（1949 年 2 月 1952 年 10 月）は、1949 年度予算案の編成にあたり与党が掲げた減税、公共事業費の増額などの公約を反故し、復興金融公庫の融資停止などを強行した[7]。

輸出振興を最優先課題とする復興政策は、中山伊知郎（一橋大学教授）ら経済学者により支持され貿易主義と呼ばれた。貿易主義を基調とする復興方針は、古典的経済自由主義に共鳴する吉田自身の信条に合致するものであった[8]。吉田は、1949 年 5 月、「ドッジの要請する輸出振興政策を行政機構に制度化」するため、貿易庁と商工省を統合し通商産業省を発足させた[9]。また、吉田は、池田蔵相を留任させ続けたのと対照的に、通

---

[4] 浅井良夫「高度経済成長への道」、上掲、74 頁。

[5] 同法は、当初、鉱工業部門の企業 257 社（1948 年 2 月 8 日指定）、配給及びサービス部門の企業 68 社（1948 年 2 月 22 日指定）の企業分割や株式整理の対象を考慮していた。当時、巣鴨プリズンにいた岸は、面会に訪れた GHQ 経済科学局のキャピー・原田に対し、「人間は、背骨がなくなるとだめになる。財閥解体は極端にやると、逆効果になってしまう」と述べたと言われる（『朝日新聞』1994 年 9 月 22 日朝刊 2 面）。

[6] 本論は、「日本標準産業分類」（1953 年 3 月改定）を参考とし、工業部門を「軽工業部門」、「近代的軽工業部門」、「重化学工業部門」に分類する。「軽工業部門」の具体的業種は、食料品、木製品、家具、土石製品、ゴム製品、皮革、雑貨など。「近代的軽工業部門」は、紡績、衣服及び身廻品（繊維製品など）、紙など。「重化学工業部門」の具体的業種は、化学、石油及び石炭製品、第一次金属（鉄鋼など）、金属製品、機械、電機機械、輸送用設備などを指している。

[7] 塩口喜乙『聞書 池田勇人－高度成長政治の形成と挫折』朝日新聞社、1975 年、34－38 頁。

[8] 大嶽秀雄『アデナウアーと吉田茂』中央公論社、1986 年、291 頁。

[9] 河野康子「吉田外交と国内政治－通産省設置から電力借款導入まで」『年報政治学 1991』岩波書店、1991 年、参照。また、ジョンソンは、「吉田自身も、とりまきの連中も、最良の方法は日本経済を開放し、国際競争の荒波のなかにさらして鍛えていくことであると考えていた」と記している。ジョンソンは、「外務省の職員が多い貿易庁を商工省の内部に組み入れることにより、商工省全体を支配下に置くことを狙ったもの」と指摘した。チャルマーズ・ジョンソン、矢野俊比古監訳『通産省と日本の軌跡』TBS ブリタニカ、1982 年、207、209 頁（Chalmaers A. Jhonson, *MITI and the Japanese Miracle: the Growth of Industrial Policy 1925-1975*, Stanford University Press, 1982)。

産相の交代を繰り返した。これは、吉田が通産相を閣内の重要ポストと位置づけていなかったことを示唆している[10]。こうした吉田の方針もと、「岸＝椎名ライン」と呼ばれた産業統制を重視する商工省主流派は、通産省設置に伴い省内非主流派に凋落することになったと言われている[11]。さらに、吉田内閣は、経済復興政策の司令塔的役割を担ってきた経済安定本部（以下、安本と略記）の権限を順次縮小していった。

安本は、占領初期に目指された「内需中心型の経済構造」を形成するため統制経済のもと国内資源開発を重視する経済復興を進め、芦田内閣（1948 年 3 月 10 日－10 月 23 日）が設置した経済復興計画委員会（首相：委員長、安本長官：副委員長）の中心となり復興計画の策定を進めてきた。右計画の骨子は、経済統制の継続によりインフレ昂進を緩和（中間安定論）し、輸出振興のみならず基幹産業の復興、国内資源開発や重化学工業など輸入代替産業の復興による自給率向上に重点を置くものであった。安本に多くの官僚を出向させていた商工省は、「アメリカに依存するよりも、それと競争していく方向を模索」し、重化学工業化を支持していたと言われている[12]。また、有沢広巳（東京大学教授）や元安本総合調整委員会副委員長であった都留重人（一橋大学教授）ら一部経済学者は、輸出振興を優先目標とする復興政策を批判していた。有沢や都留は、「貿易収支の赤字」（外貨ギャップ）の解消という課題に対し、輸出振興による外貨獲得を目指すことより、国内需要のための輸入（第一次輸入）の削減に優先順位を置き、自給度向上に主眼を置いた農業政策、エネルギー政策、木綿・毛織物などの輸入原料の減少に主眼を置いた合成繊維の育成を主張していた[13]。こうした自給度向上を重視する復興政策は、先述した貿易主義と対比され開発主義と呼ばれていた。都留は、開発主義のような復興政策を実施するために統制力をもった計画性が必要となり、「自由主義経済よりも計画経済が適している」と指摘した[14]。

一方、吉田は、「計画経済の思想は戦時以来植え付けられた思想」であり、「今日は計画経済ではなくして、むしろ国民の自由なる活動ということを期待すべき」と反論した[15]。吉田は、後に「ニュー・ディーラーたちは本物の社会主義者とまではいわないにし

---

[10] 稲垣平太郎(1949 年 5 月から 1950 年 2 月)、池田勇人蔵相兼任（1950 年 2 月－4 月）、高瀬荘太郎文相兼任（1950 年 4 月、5 月から専任）、横尾龍（1950 年 6 月 28 日‐1951 年 7 月 4 日）、参議院緑風会の高橋龍太郎（1951 年 7 月 4 日‐1952 年 10 月 30 日）、池田経審長官兼任（1952 年 10 月 30 日‐1952 年 11 月 29 日）、小笠三九郎（12 月まで農相兼任、1952 年 12 月 5 日より専任）。

[11] 秋美二郎『通産官僚：政策とその実態』三一書房、1956 年、144-151 頁。当時の通産省内の雰囲気については、後に通産次官となった佐橋滋の回想が興味深い。佐橋滋『異色官僚』徳間文庫、1987 年、130、135 頁。

[12] ジョンソン『通産省と日本の奇跡』、上掲、240 頁。

[13] 浅井「高度経済成長への道」、上掲、89－96 頁。

[14] 浅井「高度経済成長への道」、上掲、89 頁。

[15] 「参議院本会議第 4 号」1949 年 10 月 31 日。また、後に吉田は、河野密（右派社会党）の質疑に対し、「自由経済でなければ一国の産業なり経済なりは伸長しない」、「自由経済によることが貿易の進展にも、また経済の進展にも、計画経済よりも有効である」と答弁し

ても、一種の統制経済の信奉者であり、人為を以て一国の経済の在り方や動きをどうにでもできると考え、彼らが描いた青写真を基にして、平素の持論を日本で実験してみようとう野望と熱意に満ちていた」と回顧し、「人為的な経済規則で縛るよりも、自然の経済法則によって鍛えなおさなければならない」との考え方をもっていたと記している[16]。実際、吉田は、安本を中心とする「経済復興計画委員会」がとりまとめた経済復興計画公表を差し止めた[17]。そして、吉田は、安本長官に「安本廃止論者」である青木孝義を起用し、経済統制の緩和とともに安本の整理縮小を進めた（安本は、1949 年 6 月 1 日に 10 局から 6 局、1950 年 6 月 1 日に 5 局へ縮小）[18]。

要するに、吉田・自由党政権は、米国政府の対日占領方針の転換に呼応し貿易主義にもとづいた経済復興政策を実施するため、経済自由主義的な政治指導方針のもと経済政策のイニシアティブを握ってきた安本や商工省の役割を縮小し、「緊縮財政」によるインフレ抑制に重点を置くことによって伝統的に国際競争力の強い繊維産業など軽工業部門が輸出産業として復興することを優先したのである。急激なインフレ抑制策は、1949 年末までに 40 万人以上と言われる大量人員解雇、経営基盤が脆弱な中小企業の倒産など引き起こし、不景気（安定恐慌）を惹起した。野党は、吉田内閣に対する批判を強め経済政策の転換を主張した。吉田政権の存続の危機を救ったのは、朝鮮戦争（1950 年 6 月 25 日 - 1953 年）の勃発であった。

**2、朝鮮戦争と「日米経済協力」**

日本経済は、朝鮮戦争により生じた米国政府による特別調達（いわゆる朝鮮特需）に応えることで戦前期の水準を超える鉱工業生産を記録した[19]。吉田内閣は、特需や外資

---

ていた。「衆議院予算委員会第 8 号」1953 年 6 月 23 日。

[16] 吉田茂『回想十年』第 3 巻、東京白河書院、1983 年、96、181 頁。

[17] 「経済復興計画委員会」は、1948 年 5 月、1952 年までに 1930－1934 年の平均生活水準を回復することを目標とし、機械工業や化学工業を輸出産業として振興するため外資導入により生産設備の近代化を目指すという「筋書き」を示す「経済復興計画第一次試案」を発表していた。同委員会は、第 3 次吉田内閣が発足した後も作業を続け、1949 年 5 月、「経済復興計画第二次試案」をとりまとめた。三和良一「戦後民主化と経済再建」『日本経済史 7 「計画化」と「民主化」』岩波書店、1989 年、145 頁。

[18] 第 2 次吉田内閣の蔵相兼安本長官の泉山山六は、吉田内閣に批判的言動をとる安本の局長級幹部を人事で一掃しようしと言われている。泉山の後任の青木長官は、吉田から「(安本は) 暫定的な機関として設立されたものであるから、その機能がなくなれば廃止すべき」と伝えられていたと言われる。大嶽『アデナウアーと吉田茂』、上掲、256 頁。

[19] 「特需」は、繊維製品（木綿生地や毛布など）、化学製品（薬品など）、金属製品（有刺鉄線や橋梁用鉄鋼材など）、機械製品（蒸気機関車、貨車、トラックなど）の生産増大をもたらし、不振に直面していた自動車産業の活性化につながった。軽工業部門の中核である繊維産業は、「貿易主義」にもとづく復興構想のもと復活しつつあったが、好景気による内需拡大に伴いさらに好調となった。一方、重工業部門の中核である鉄鋼産業は、「特需」とともに朝鮮戦争による国際的な「鉄鋼ブーム」により海外輸出を伸ばした。日本の鉱工業生産は、「朝鮮特需」に戦前水準を大きく上回るまでに回復した。さらに、日本国内の失業

導入などの対日経済支援を利用するかたちで経済復興を進めていこうとした。こうして生まれた「日米経済協力」というアイデア[20]は、特需や対日経済支援の削減を懸念する財界に支持された。例えば、経済団体連合会（経団連）は、日米経済懇談会を設置し、1951 年 3 月 15 日に対日経済援助や特需の継続、米国の協力のもと日本の東南アジア進出を進めるという「日米経済の協力態勢に関する意見」をまとめ、「日米経済協力」の具体化を求めた[21]。一方、GHQ/SCAP の側も、1951 年になり特需の陰りが見えと、日本の工業生産能力を米国の東南アジア地域向け軍事援助に動員する計画の立案に着手し、工業動員力調査（トップ・レベル作業）を行ない日本側の対米要望事項をとりまとめるよう安本に指示した。安本がまとめた要望事項は、日本が必要とする食糧・生活必需品はじめ、生産設備、資材、原材料、機械、技術の輸入確保、クレジット供与などに保障を与えること、重要産業の生産増強のための電源開発、火力発電など電力設備の合理化、鉄鋼製品・船舶・トラックの生産増強のため米国からの資本導入を進めるといったものであった[22]。日本国内では、1951 年 5 月に GHQ/SCAP 経済科学局長のマーカット（William F. Marquat）が米国より帰国するとアメリカが日本に 20 億ドルの援助を計画しているといった類の報道がなされた。

以上のように経済界を中心に「日米経済協力」の期待が高まる中、吉田・自由党政権は、1951 年 9 月にサンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約に署名した。周知のように、サンフランシス講和約問題は、ソ連や中国といった東側諸国も含む全ての交戦国と講和を模索すべきとの立場（全面講和）をとる革新勢力の強い反対を惹起した。また、日米安保条約締結には、特に非武装・中立論を主張する社会党左派が強く反対した。だが、吉田は、独立を急ぐため米国をはじめとする西側諸国との「部分講和」を進め、占領期の在日米軍部隊及び基地の駐留により日本の安全保障を確保する一方、独立にあたり再軍備を要求する米国側に対し自衛力を保持できないという憲法解釈を展開し財政負担軽減を図ろうとした。そして、吉田は、在日米軍の存続による米国政府による日本に対する特別調達（特需）の継続を前提としつつ、防衛費抑制による「財政の健全化」、国内の経済基盤の強化に必要となる「資金や技術不足の解消手段」かつ「政権を維持」

---

率は、米軍が発注する修理、輸送、建設などのサービスを請け負うことにより改善された。浅井良夫「1950 年代の特需について（1）」『成城大学経済研究』185 巻（2002 年 11 月）、235 頁。

[20] 「日米経済協力」というアイデアは、米国政府内で検討されている対アジア戦略との関連していた。米国政府内では、すでに 1949 年 7 月から 12 月にかけ、自由貿易による世界システム（比較優位とプロダクト・サイクル）のサブシステムとしてアジア地域を位置づけ、同域内の産業センターとして日本を復活させることにより韓国、台湾、東南アジアを「世界市場の枠内に確保」するという戦略を検討していた（NSC48）。ブルース・カミングス「世界システムにおける日本の位置」中村政則監訳、アンドルー・ゴードン編『歴史としての戦後日本 上』みすず書房、2001 年、参照。

[21] 浅井良夫「1950 年代の特需について（1）」、上掲、153 頁。

[22] 浅井良夫「1950 年代の特需について（3）」『成城大学経済研究』160 巻（2003 年 3 月）、145 頁

するため「外資導入を促進」すること、日本が必要とする「原材料と市場の確保」のため「日米『経済』関係を基軸」としながら各国との通商関係を構築」を試みようとしたのである[23]。

実際、吉田は、貿易立国として存立し得る通商環境の整備を目的とする「経済外交」に力を入れる意向を打ち出していた[24]。吉田内閣は、1952 年 7 月、輸出振興に有利な通商上の対日差別待遇撤廃（＝最恵国待遇獲得）のため、GATT に加盟申請した。また、吉田は、1952 年 1 月、外資導入により「産業の合理化」、「電力源の開発」、「外航船舶の増強」を実施して経済的自立を目指すという方針を打ち出した[25]。さらに、吉田内閣は、外貨準備の安定化、将来的な外資導入を見据え、1951 年 8 月に国際通貨基金（IMF）及び国際復興開発銀行（IBRD）への加盟を申請した[26]。そして、吉田内閣は、1952 年 9 月 16 日、電源開発株式会社を設立し、高崎達之助を初代総裁（1952 年 9 月－1954 年 8 月）に起用した[27]。

一方、吉田は、安本や通産省が経済復興のイニシアティブをとることを軽視した。こうした吉田の指導方針を象徴していたのは、政府による長期復興計画の策定に対する頑な反対であった。例えば、安本は、自立経済審議会（1950 年 7 月設置）を通じて自立経済 3 カ年計画（1951 年 1 月 20 日）を成案化していた。同計画は、「援助がなくなった上での経済発展の条件を吟味」し、「特需にはあまり依存しないこと」を建前として食糧増産、合成繊維育成といった自給度向上を目指しつつ、「国民の生活水準を年々3%上げる」ことを具体的目標とする総合経済計画であった。しかし、池田蔵相は、「これ

---

[23] 柴田茂紀「吉田路線と日米『経済』関係」『国際政治』第 151 号（2008 年 3 月）、81－82、85 頁。

[24] 吉田は、1951 年に発足した外務省後援の「経済外交研究会」（石井猪太郎会長）に、独立後の日本が存立するためには「日本の対外信用を恢復し、諸外国との友好的通商を深めてゆく他に途はない」との認識を示し、「外交復活の好機を利し、過去の弊害を除去して、経済外交の面から新生日本に寄輿することが極めて重要」との辞を寄せていた。ちなみに、「経済外交研究会」は、「輸出の振興と輸入の確保の二つが、我が国経済自立のための必須の条件」であるという認識のもと、「世界各国の通商、経済、財政、政治、外交事情及び対日輿論動向等を調査研究し、これを国内に紹介すると共に、我が国経済事情をも諸外国に紹介する」ことを目的として設立されたものである(経済外交研究会編『経済と外交』第 1 号、1951 年 2 月 26 日)。また、吉田は、財界人の集りにおいて、「日本の独立を裏付けるものは経済自立で、この後の外交方針は従来の様な政治的または軍事的なものではなく経済に重点を置く積りで、従って在外使臣の選擇に当たってもこの線に沿って経済人中心に進めたい」とも挨拶していた（「経済外交と対外貿易」『日本経済新報』5 巻 16 号）。

[25] 「施政方針演説」1952 年 1 月 23 日。

[26]吉田は、加盟条件となるクォータをめぐる大蔵省と外務省間の対立により IMF・IBRD 加盟交渉が停滞する中、早期加盟を実現するよう指示した（日本は、1952 年 8 月 13 日、IMF・IBRD へ加盟した）。高瀬『戦後日本の経済外交』、上掲、105 頁。なお、IMF・IBRD に対する日本の加盟過程には、同書、83－106 頁を参照されたい。

[27] 高崎は、佐久間、奥只見などの大規模ダム建設を進めた。後に鮎川は、「電源開発会社が設けられ、高崎達之助君のリーダーシップにより私の水力問題は解決された」と回顧している。鮎川義介『私の履歴書 経済人 9』日経新聞社。1980 年、82 頁。

は閣議決定をしたというとこまで行っていない」と冷淡な姿勢をとった[28]。

要するに、吉田は、貿易主義にもとづく復興方針を軌道に乗せるため、自由貿易体制への早期参加を追求する一方、「日米経済協力」という言葉に集約される米国ないし米国の影響力の強い IBRD など国際金融機関から外資導入を進めることにより電源開発、基幹産業の復興を進めていこうとしたのである。吉田は、以上のような経済復興構想のもと、経済自由主義を基調とする政治指導方針を継続し、産業保護主義志向の強い安本（経済審議庁）や通産省の役割を増大させることとなる復興計画の策定を忌避した。こうした吉田の指導方針は、後述するように、1954 年 12 月に総辞職するまで続いた。しかし、吉田ら政権上層部や経団連などが求める「日米経済協力」は、実体を伴うものではなかった[29]。現実には、特需が「日米の軍事関係と経済関係の結節点」となっていたのである[30]。朝鮮特需は、新特需として継続し 1951 年から 1954 年の 4 カ年を通じて輸出により稼ぐより多くのドル収入をもたらした[31]。

**3、「従属的独立」に対する批判**

吉田が選択した独立は、進歩的知識人からなる平和問題懇話会、日本社会党、労組のナショナル･センターである日本労働組合総評議会（総評）などの革新勢力から見ると、占領状態の継続（従属的独立）に外ならず、米国のアジア戦略に従属したまま日本を独立させたものであった。すでに、高野実（総評事務局長）は、総評を「民族の苦悩の担い手」として位置づけ、講和条約問題が浮上すると運動方針として平和 4 原則(全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対)を採択し労働運動を反基地闘争など平和運動と結びつける指導を展開してきた。また、平和問題懇話会の中心メンバーであった大内兵衛（法政大学総長）は、戦後日本をかつての「満洲国」になぞらえて米国の「保護国」と呼び、日米安保体制を「従属的独立」と批判した。また、同会メンバーの有沢や都留らは、アメリカへの経済的依存が「政治的自立の喪失の基礎となる」とし、米国からの輸入に依存する食糧、工業原料など自給度向上を目指す一方、「非同盟をめざす政治運動を擁護する同じアジア諸国に重点をおく貿易政策」により経済的自立を追求すべ

---

[28] 「衆議院予算委員会第 3 号」1951 年 1 月 31 日。『国会議事録』。

[29] 山本満「冷戦と『日米経済協力』」『国際問題』第 182 号（1975 年 5 月）、中村隆英「日米『経済協力』関係の形成」『年報 近代日本研究 4』（1982 年）、参照。

[30] 浅井良夫「1950 年代の特需について（1）」、221 頁、237―238 頁。特に「図 4　輸出と特需によるドル収入比較（1950―58 年）」を参照されたい。特需は、1950 年に約 1 億 5,000 万ドル、1951 年に約 5 億 9,000 万ドル、1952 年に約 8 億 2,000 万ドル（内、在日米軍調達が約 5 億ドル）。53 年は 8 億 1,000 万ドル、1954 年に約 6 億ドル（内、在日米軍調達が約 2 億 6,000 万ドル）。1955 年から 1960 年にかけては、約 4 から 5 億ドルを推移（内、1957 年の在日米軍調達が約 1 億 5,500 万ドル）。1961 年以降に約 3 億ドル以下に落ち込んだ。

[31] 特別調達の主たる内訳は、在日米軍基地の維持のための物質やサービス、東南アジア援助物質、武器（1952 年 3 月以降）などである。

きと主張した[32]。

左派社会党（左社党）は、第 9 回全国大会（1952 年 1 月 30 日）にて、「善隣アジアとの親善、大陸資源と日本工業力の民主的な結合による経済提携、共存共栄を日本外交の基本とする」との新方針を採択していた。同方針は、「食糧増産、鉱工業近代化による 2 倍増産、国土開発等を通じた高能率高生活水準、農村と都市の均衡」など具体政策から成る「完全雇用と生活の向上、及び完全な社会保障の拡充をめざす経済自立五カ年計画」を策定実行することを「主要闘争目標」に掲げるものであった[33]。こうした経済的自立のあり方は、非武装により日米安保条約の解消し軍需に依存しない平和産業を確立し、米国から軍事的自立を図るという構想の一環でもあった。

とりわけ、左派社党は、米ソ冷戦に対して中立・非武装という外交防衛路線をとり、「第 2 次世界大戦の結果、独立をかちえた諸国、民族独立の感激が強く、その支配階級が極度に反動化していない」、「インド、ビルマ、インドネシヤ諸国および、アラブ諸地域」のような「第三勢力」と提携し、経済的自立を実現すべきと主張していた[34]。特に中華人民共和国（中国）は、輸入超過状態にある対米貿易を特需収入によりバランスをとるという貿易構造を是正し、日本が経済的自立を実現するための経済提携先として期待された。というのも、戦前期の日本と最も貿易取引実績があったのは、鉄鉱石、粘結炭などの鉱物資源、大豆など食糧が豊富であり厖大な人口を擁する中国大陸であったからである。日中貿易は、占領期に一時的に再開したものの朝鮮戦争により停止していた。第 3 次吉田内閣は、サンフランシスコ講和条約の発効と引き換えに中華民国（国民党政府）と講和を結び、中国を承認しない態度をとっていた。つまり、日中関係は、日本の経済的自立を左右する独立のあり方をめぐる政治的論点となっていたのである。

## 第 2 節　岸信介の経済復興構想

### 1、対米一辺倒のなかのナショナリズム

吉田・自由党政権が選択した独立のあり方は、上記した革新勢力のみならず、1951 年から順次公職追放を解除された旧戦争指導者層からも批判が展開された。A 級戦犯容疑者であった岸もその一人であった。岸は、当時の状況を以下のように批判した。

---

[32] ローラ・ハイン、大島かおり訳『理性ある人々　力ある言葉－大内兵衛グループの思想と行動』岩波書店、2007 年、第 5 章、参照。

[33] 日本社会党第 9 回全国大会提出「新外交方針と平和運動案」、「1952 年度運動方針書案」（法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑第 26 集 1954 年版』1953 年 11 月 20 日、所収）。ゆえに、左社党の対アジア外交方針には、「我が党はアジア民族の独立と繁栄を強く支持し、そのため隷属と貧困に対して民主アジアとともに闘う。我が党は過去半世紀に亘る軍国主義日本が行なったアジア侵略政策を完全かつ徹底的に清算」するという点が強調されていた。

[34] 日本社会党第 9 回全国大会提出「新外交方針と平和運動案」（法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑第 26 集 1954 年版』1953 年 11 月 20 日、所収）。

講和条約の発効により、日本は一応形式的には独立したのであるが、実際には独立国家の実質を具えているとは何人も考えていないであろう。戦後日本の実質は、戦前に比し非常に低下している。産業の部面を見てもアメリカ軍の特需の増減に一喜一憂するような有様であるし、また電源の開発にしても、大規模の開発は外資の導入にまつより外ない。外国からの侵略に対しても、駐留軍に頼らねば自ら衞る力を持っていない。これでは松葉杖に縋った独立であって、この松葉杖を取上げられては国際社会に自立する能力があるとは思われない〔中略〕私は日本が名実共に独立国家なり、と自信を持って国際社会に臨めるまでには少なくとも 30 年、いわゆる一世代を要すると考えられる。独立に際してこの国の現状を直視し、国家再建、民族復興に思いを馳せるならばわれわれ日本人は一大勇猛心を振起さなければならない。この困難な復興に要する長い年月を考える時に、特に青年の奮起と一致団結に、期待を懸けざるを得ないのである[35]。

当時の日本が置かれていた状態は、「強烈な国家主義」を志向する岸にとって受入れ難いものであったと言えよう[36]。岸が志向する国家主義は、学生時代に最も感銘を受けたと自ら語る若き日の鹿子木員信（元九州大学教授）の国家観に依拠するものであった[37]。鹿子木は、天皇を「我等凡てを超越せる我等の国家の具体的表現、その象徴に外ならず」と解釈し、「国家」こそ「我等の信仰の対象」と捉えていた[38]。また、鹿子木は、軍事力なき「国家」を「国家ならぬ保護国、属国、奴隷国の類」に過ぎないとして軍事力増強による「自主独立」の実現こそ国家を国家とならしめると考えていた[39]。すなわち、若き日の鹿子木の国家観は、戦後日本国憲法と比較すると、象徴天皇制に通ずる側面を持ちあわす反面、戦争の放棄と戦力の不保持をうたう平和主義、個人の尊厳を重視する基本的人権の尊重といった原則に反対する志向を持つものであったのである[40]。本論が注目するのは、鹿子木が「富は強大なる国家と崇高なる文明の前提、そのなくてならぬ必須の条件」と位置づけ、「富」（＝経済力）の増大を「国家成立の必須の要件」と

---

[35] 岸信介「予の日本再建の構想ー一層せよ、アメリカ任せの年の暮」『日本週報』第 212 号（1952 年 7 月 1 日）、29 頁。

[36] 纐纈厚「岸信介を蘇生させる時代精神の危うさ」『現代思想』2007 年 1 月、52 頁。

[37] 原彬久編『岸信介証言録』毎日新聞社、2003 年、350 頁。上掲、『岸信介の回想』、11 頁。岸は、東京帝国大学在学中、鹿子木を指導者とし、約 50 名の会員を擁する「日の会」を設立していた（1920 年 6 月）。岸は、「日の会」の規約を作ったと言われている（中谷武世・岸信介対談「昭和動乱前記の回想」）。

[38] 鹿子木員信「超越的国家主義 軍国主義＝帝国主義」『中外新論』2 巻 3 号（1918 年 2 月）、17 頁。宮本盛太郎「前記鹿子木員信の基礎的研究 2」『政治経済史学』195 号（1982 年 7 月）、所収。

[39] 鹿子木員信『戦闘的人生観』同文館、1917 年、302 頁。

[40] 岸が終生にわたり日本国憲法改正を求めた背景には、戦後憲法が GHQ/SCAP による指導のもと制定されたという経緯に対する反発のみならず、国家観の相違が根本的背景にあったと言えよう。

捉えていた点にある[41]。つまり、鹿子木の国家主義とは、国家の繁栄に至上価値を置き、軍事力と経済力の増大を追求するというものであったのである。これは、「軍事力」と「経済力」を中心とする「国力」こそ「国家間の問題処理の基礎」をなすという岸の考え方と符合する[42]。岸は、軍事的にも経済的に「松葉杖」＝アメリカに縋らなければ独立を維持できない状態から脱却することを「国家の再建」＝「真の独立」＝「自主独立」と位置づけていたのである。

以上のように「富」（＝経済力）の増大を重視する岸は、革新勢力が主張するように、「アジア・ブロック」に積極的に接近し経済的自立を図るべきと考えていた。例えば、岸は、アジア[43]と日本の提携のあり方について以下のように主張していた。

> 政治的にも経済的にも、アジアを離れて日本は存在し得ない。戦前の貿易に例をとってみても、満支のみで全量の半分を占めていた事実は雄弁にこの間の消息を物語っている〔中略〕日本に対して好感を抱いていない国〔に：注、筆者〕賠償すべきは賠償し程度に応じた償いを速やかに行なって、一日も早く正常な国交を再開し友好への道を進んで開かなければならない[44]。

また、岸は、「中共は近くにあるし、これとの貿易が制限されているということは望ましくない」と発言していたように、日中貿易再開に原則的に賛成していた[45]。ただし、岸は、革新勢力のように日中貿易が日本の経済的自立に大きな寄与をすると判断していたわけではない。というのも、岸は、中国側が重化学工業部門に比重を置いた国防国家の建設を目標とした計画経済をとっているため、日本側が期待する近代的軽工業部門ないし軽工業部門の生産品に大きな輸入割当を与えることがないと判断していただけで

---

[41] 鹿子木『戦闘的人生観』、上掲、301 頁。
[42] 原編『岸信介証言録』、上掲、332 頁。
[43] 当時、「アジア」という用語が想定する地理的範囲は、北東アジア（中華人民共和国、北朝鮮、韓国、中華民国）に加え、パキスタン、インド、スリランカ（当時、セイロン）など現在の南アジア地域も含む東南アジア地域を指すものであった。
[44] 岸信介「アジアに孤立せず」『先見経済』306 号、14 頁。実際、岸は、板垣與一（経済学者）や藤崎信幸（元満州国行政官）らがたちあげた「アジア問題調査会」（1951 年 12 月設立）を金銭的に支援するとともに理事に就任していた。末廣昭「経済再進出への道－日本の対東南アジア政策と開発体制」『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995 年、230 頁。
[45] 『日本夕刊新聞』、上掲。日中貿易再開を期待する声は、「革新勢力」のみならず、戦前から中国大陸と貿易取引があった関西財界、保守政党内の一部代議士にも見られた。岸と親密な関係にある鮎川は、「革新勢力」の政治家に協力し日中貿易再開の動きに関わっていた。ソ連政府は、法学者の平野義太郎（中国問題研究所主宰）を介し、鮎川、村田省蔵（大阪商船相談役）、石橋湛山（自由党所属議員）、北村徳太郎（改進党所属議員）らに「モスクワ経済会議」（1952 年 4 月開催）への招待状を送っていた。鮎川らは、帆足計(緑風会所属議員)、平野と「モスクワ経済会議準備委員会」を結成した。帆足は、鮎川の支援を受け、高良とみ、宮腰喜助とともにモスクワ経済会議に参加し、1952 年 6 月 1 日、第 1 次日中民間貿易協定を締結した。

なく、米国を中心とする西側諸国間の対中輸出統制を無視して日本独自に中国と貿易拡大を図ることも難しいと考えていた[46]。したがって、岸は、革新勢力が主張する「東亜連邦という構想」について、「アジアに於ける最大の資源国たる中国」が共産圏に入ってしまったため夢に過ぎないと認識していたのである[47]。

岸は、中国問題をめぐり米国との協調を重視したように、吉田・自由党政権が選択した西側陣営の一員として独立することを肯定していた。というのも、そもそも岸は、日本が米ソ両陣営の狭間という戦略的要衝に位置するため米ソに匹敵する国力を持たなければ「厳正中立の態度」を貫くことが不可能であり、「今の国際情勢からいうと中立論という事柄は現実の何としては成立ちえない」と認識していたからである[48]。すでに、岸は、巣鴨プリズンに収監されていた頃より、「アメリカが対日占領政策を一日も早く断ち切って、『反共』のために闘う『盟友』として日本を遇すべき」と認識していた[49]。つまり、革新勢力が唱える米ソ冷戦から「中立」した国際的地位のもと独立することはできないと認識していたのである。この点について、岸を政治的経済的に支援する永野護[50]（後の自由党代議士）は、日本がとるべき道を次のように説明した。岸の考え方をより明確に示するものと言えるので、以下に引用したい。

> 今世界で本当の自主外交をやり得る国というのはアメリカとソ連しかない〔中略〕それ以外の国は自分の国の生産物で自分の国の消費を全部賄っていける環境にない〔後略〕。アメリカにつくか。ソ連の一州になるか。それともアジア・ブロックの一員となって第三勢力を形成するか〔中略〕第三勢力になることが一番望ましいと思うけれども、実現するには今からやって三十年かかると思う。だから<u>現実にはソ連や中共と組んでソ連機構の中に入っていって、あの経済単位の中に入って行くか。そうでなければアメリカと組んでいくか。とにかく自前で食っていくことはできない。抽象論じゃだめだ。具体的に、貿易だったら、こっからは何をどこへ出すか。何をどこから輸入するか案を立てなきゃならない。それのない抽象論じゃめしは食えない</u>（下線筆者）[51]。

要するに、岸は、後に「正確にいえば、ぼくの考えは対米一辺倒のなかのナショナリ

---

[46] 岸「日本の再建」、上掲、21 頁。
[47] 岸「アジアに孤立せず」、上掲、14 頁。
[48] 岸信介・花見達三対談「海を渡る政界の怪物 岸信介」『週刊読売』1953 年 3 月 1 日号、26 頁。
[49] 岸信介「獄中日記」1948 年 3 月 16 日の条（原『岸信介』上掲、128 頁。
[50] 永野は、戦後、岸が会長をつとめる東洋パルプの共同経営者となっただけでなく、後述する再建連盟理事をつとめた。後に永野は、岸について次のように語った。「僕に、岸君の話しをさせるのは残酷だよ。余り知り過ぎると云えるもんじゃない」。永野護「岸信介合評」『実業の世界』54 巻 4 号、1957 年 4 月号、41 頁。
[51] 永野護「再軍備はどう進められるか－1953 年の日本国民の課題」『産業と経済』1953 年 2 月号、15－17 頁。

ズムとでもいうべきもの」と語っているように[52]、革新勢力が訴える「従属的独立」という批判に全面的に同調していたわけではなかったものの、西側陣営の一員であるという前提を堅持しつつも、アジアのなかでも東南アジアを基軸とし、世界の全方位に目を向けた「経済外交」を展開し日本の経済的自立の基盤を整えていこうとしたのである[53]。

**2、重化学工業部門を中核とする貿易立国**

岸が抱く経済復興構想は、革新勢力が唱える「従属的独立」という批判に部分的に共鳴していたことが示唆するように、国内資源開発や輸入代替産業の育成を優先する開発主義に近いものであった。例えば、岸が提示した復興の重点施策は、「第 1 は米麦中心をやめる〔文脈的に見て「やる」の誤植と思われる：注、筆者〕、第 2 は電源開発、第 3 は船を作る、この 3 つに国家資金を集中する（中略）5 年間はこの 3 つに集中して行く。他の方がいかんといっても、まっしぐらにこれを作り上げて行く」というものであった[54]。また、岸は、「輸出を増進することは第一義であるが、また一面不必要な輸入も廃めなければならぬ」と主張し、綿や羊毛製品を化学繊維に置き替えていく必要があるとの認識を示していた[55]。

岸が開発主義に近い政策を主張したのは、重化学工業部門[56]の復興と育成を重視していたためである[57]。重化学工業部門の国際競争力の向上のためには、エネルギーや鉄鋼といった基幹産業の重点復興により生産コストの徹底的低減を図る必要があった。当時の開発主義の代表的なエネルギー政策は、石炭超重点主義と呼ばれる国内炭の増産による自給度向上であった。しかし、岸は、次のように発言したように、高炭価問題（国内炭が国際価格より割高であること）を重視し石炭超重点主義と一線を画す立場を表明していた。

---

[52] 岩川隆『巨魁－岸信介研究』ダイヤモンド社、1972 年、173 頁。

[53] 実際、「中共貿易ばかりに話しがいってもいかん。どうしても南方方面だとか、その他、世界のどこにも行かなければならない」と述べていた。岸「日本の再建」、上掲、21 頁。

[54] 岸信介・高崎達之助対談「アジアの経済開発とナショナリズム」『アジア問題』1954 年 1 月号、31 頁。

[55] 「輸出を増進することは第一義であるが、また一面不必要な輸入も廃めなければならぬ。例えば綿花とか、羊毛とかいうものは日本にないから輸入している。従来はそれに加工して相当の輸出市場があったためよかった。しかし、インドその他原料をもっている国の綿工業が発達して来て輸出が出来にくくなっている。こういうものは、幸いに電気があり、施術的にも相当な化学繊維が出来るのだから、貿易が伸びでゆくまでの間は、国民の心構えで、綿のほうがいいとか、あるいは羊毛がいいとかいわないで、それを化学繊維におき替えてゆくようにし、そして国際収支の均衡をはかってゆくべきだと思う」。岸信介「日本経済の繁栄策」『経営者』7 巻 8 号（1953 年 8 月）、4 頁。

[56] 「重化学工業部門」の具体的業種は、化学、石油及び石炭製品、第一次金属（鉄鋼など）、金属製品、機械、電機機械、輸送用設備などである。

[57] 岸信介「日本の生きる道」（改造社主催時局講演）、1953 年 10 月 23 日。

石炭はいくら金をかけて掘って見ても撫順のような炭田はないよ。また石油はいくら探しても30万トンがせいぜい100万トンになるかならないか位だから、これに金をかけてもしようがない[58]。

むしろ、岸は、国際価格よりも割安な電力、電力源のなかでも自給可能な水力を中心とする水力発電に最も力を入れ、エネルギー源を石炭から電力に転換することで産業全体の生産コスト低減を図るべきと考えていたのである[59]。このように、岸の政策選好の重点は、国内産業の生産コストの低下に置かれていた。生産コスト低下という問題は、岸が商工官僚時代に産業合理化運動に取り組んで以来、政策立案の重要コンセプトであった[60]。要するに、岸は、生産コストという観点から前項で言及したアジアと日本の提携強化に強い関心を持っていたと言えよう。例えば、岸は、大量造船による船賃の低減を重点政策に据えることにより次のような期待ができると考えていた。

もしも船賃が安くて来るということならば、フィリピン、マレーから鉄鉱石を持ってきてやる日本の製鉄業はアメリカの製鉄業が、南米、中米方面から持って来ているのと同様、うまく行くことになるのじゃないか[61]。

---

[58] 岸・高崎対談「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、31頁。

[59] 岸は、「五年の後電力は余ってしかたがない位にならなければね。僕はそういう夢を持っている」と語った。岸・高崎「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、31頁。また、岸は、次のような見解も示していた。「電力だけは安い資源であって電力を有効に活用し得ることは日本の産業としては強みだと思う（中略）従来の石炭によったものを、なるべきこれ（電力、注：筆者）に替え、石炭としては最も有利なものを掘って、コスト（高炭価、注：筆者）を安くすることしか今目前のゆき方はない（中略）硫安が国際入札でどんどん負けているが、硫安コストからいうと一番大きなものは石炭やコークスが高いことが響いているの、電力料金としてそう高くない。ただ量が足りないため高くなる。つまり本来の割当量の分は安いが、超過料金というものが非常に高い。高い石炭を使った火力発電のコストで徴られるからである。水力電気が開発されて、コンスタントの電気料金で買えるようになれば非常に違うと思う」。岸「日本経済の繁栄策」、上掲、4頁。

[60] 通産省は、1949年9月に閣議決定された「産業合理化に関する件」により設置された産業合理化審議会の答申にもとづき「企業合理化促進法」（1952年制定）を作成していた。同法は、「新規の機械装置の試作および試運転にたいする政府補助金の交付、加えて研究開発費の加速償却を認める」、「政令で指定する特定業種にたいしては、新規設備設置費用の50%を初年度に償却することを認める」、「国と地方公共団体が港湾、道路、鉄道、送電設備、ガス送管網、工業団地などの産業関連設備を整備し、特定産業に提供する」、ということを柱としていた。ジョンソン『通産省と日本の奇跡』、上掲、233頁。

[61] 岸信介・鮎川義介対談「日本の再建」『風聲』第4号、1953年11月、22頁。岸は、「日本内地の工業を養って行くにはどうしても資源は持って来なければならん。持って来るには、船がなければならないからだ。また海外に輸出するにも船、これが今のように船を作るには鉄が高いからできない、鉄が高いのは石炭や鉱石が高いから、鉱石が高いのは船賃が高いから。こういうように堂々廻りをする。だから目をつぶってやるべきことはやるべきだと思う」と述べていた。岸・高崎対談「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、31頁。

以上のように、岸が重化学工業部門の育成に関心を持った背景には、農村などの過剰労働力を吸収するため軽工業部門、伝統的軽工業部門に代る新産業として重化学工業部門を育成する必要があるとの認識があった。岸の政策思考の出発点は、「この狭いところで 8500 万人の人間をどうして養って行くか」という点に置かれていたのである[62]。要するに、岸は、究極的に新しい産業―重化学工業部門を振興することによって雇用増大を図ろうとしていたのである。そこで、岸は、「我々は今後、軽工業品のみならず重工業品を輸出しなければならない。そうして自立経済で輸出産業を盛んにすることである」と述べたように、重化学工業部門を輸出産業の中核としようとした[63]。

ただし、岸にとって重化学工業部門を重視するということが必ずしも大企業のみを重視していたことを意味しないという点に留意する必要がある。岸は、国家が積極的な中小企業の保護育成策をとるべきと考えていたからである。その理由は、岸が抱く経済再建構想と雇用政策という点から説明できる。まず、岸は、中小企業層が重化学工業部門の中核となる大企業の下請けとして重要な地位を占めていると考えていた。1930 年代末から 40 年代にかけて商工次官ないし商工相であった岸は、国家指導のもと軽工業部門の中小企業層を重化学工業部門の下請化する産業再編成を進めてきた。ゆえに、岸は、戦時期に形成された以上のような構造を活かすためにも、国家が積極的な中小企業対策をとるべきと考えたものと思われる。また、岸は、「戦前の対外輸出のバランスを見ても、中小企業が日本経済に占める地位が如何に重大であるかはいまさら論ずるまでもない。中小企業の振興なくして、日本経済の復興はあり得ない」とも述べていたように、中小企業層を輸出振興の即戦力と見ていた[64]。実際、戦後初期の日本の対外輸出製品の大半は、労働集約的な繊維加工業など近代的軽工業部門、雑貨製造業など軽工業部門を構成する中小企業層が担ってきた。例えば、岸の政策助言者であり政治資金を支援していた鮎川義介は、「外地を喪失して資源から見放されいよいよ立つ瀬がなくなった」との認識のもと、戦後日本の産業構造の方向を「米、英、ソ連などのような自己の資源を基調とした重化学工業型」ではなく「中小企業を基調」とした「スイス式の加工貿易型」にしていかざるを得ないと考え、中小企業層の安定的育成を図るという新たな事業を通じて戦後経済界への復帰を果たそうとしていた。そして、岸と鮎川は、第 7 章で議論するように、輸出製品を生産する中小製造業を保護しつつ秩序ある輸出体制を構築するため相互に協力しあうことになる。つまり、これら部門の中小企業層を保護育成することは、重化学工業部門が輸出産業として育成されるまでの間、工業資源輸入に必要な外貨を安定的に獲得するための方策でもあったと考えられるのである[65]。

---

[62] 岸信介・原安三郎対談『実業の日本』57 巻 2 号、18 頁

[63] 岸信介「日本の生きる道」改造社主催時局講演、1953 年 10 月 23 日。

[64] 岸「予の日本再建の構想」、上掲、30 頁。

[65] 鮎川は、「軽工業部門」の輸出振興により外貨準備を安定化できれば世界各地から工業原料の輸入が可能となり重化学工業も発展することができると長期的視点を持っていたと

さらに、岸が中小企業層の経済的安定化を重視した理由は、終局的に政治の安定化に寄与すると考えていたためである[66]。当時、中小企業層は、全体で 1480 万人に及ぶ労働者の雇用の受け皿となっていたといわれている[67]。岸は、1955 年 11 月に自民党幹事長になった際、中小企業対策を「日本経済独特の実態に即して失業対策や社会保障政策と不可分の連関性をもって立案」する必要性を主張した[68]。つまり、中小企業の多くは、労働集約型の経営形態をとっているため、過剰労働力を吸収するという意味で民生の安定に資すると捉えていたのである。そこで、岸は、次節で論じる再建連盟の「五大政策」の一つに「農村漁村の振興と中小企業の育成、勤労大衆の福利増進をはかり、民生の安定を期する」という綱領を掲げたのである[69]。

以上のような経済再建構想を抱く岸は、1952 年を次のように総括した。やや長くなるが、当時の岸の認識を示すものなので以下に引用する。

> 朝鮮動乱以来、国際情勢の急激な変化で特需が増大して、日本の産業は大いに拡大された。しかし、それだけではいけない。電力その他の基幹産業が、全く不安定だからである。そのため貿易産業ものびず、貿易に依存する度の強い日本経済は、いきおい悲観せざるを得ないであろう。これには経済政策の失敗が影響していると思われる。戦後の経済政策は財政、金融面を主にした余り、生産、貿易を殆ど顧みなかった。これでは日本経済は発展しないのも当然である。高い原料で、合理化されない生産をしたのでは、力強い経済の進歩はなく、激化する国際競争に立ち向かうことは出来ない（中略）基幹産業の育成、貿易

---

言われている。中小企業政治連盟編『中政連－その思想とあゆみ』1961 年 4 月、4 頁。

[66] 後に岸は「人口の増加を中小企業が吸収するということもその意義は大きなものがある」とし、「いたずらに数が多くなって血みどろの競争をして、お互いに共倒れになるようでは、決して人口問題の解決にならぬ」と中小企業界の「安定」を重視すべき考えを表明した。「参議院本会議 24 号」1957 年 4 月 8 日。『国会議事録』。

[67] 当時の従業員 300 人以下の中小商工業者の事業所数は、約 328 万（事業所数のうち 263 万は、主人をふくめ従業員 4 人以下で家族労働を中心に零細業）であり、従業員を含めた中小商工業層の労働人口は 1480 万人に及んでいた。宇田真一郎「中小企業団体法と鮎川の中政連」『前衛』1958 年 3 月号、58 頁。

[68] 岸信介「自由民主党の発足に当たりて」、同上。後に岸は、「中小企業の保護、育成は経済問題であると共に社会問題の感があった」と回想している。岸『岸信介回顧録』、上掲、386-387 頁。

[69] 以上の岸の見解は、戦後日本の「雇用レジーム」の特徴と軌を一するものとも捉えられる。例えば、宮本は、戦後スウェーデンと日本の失業率が低いという共通性があるものの、「雇用レジーム」という点で次のような相違があると指摘している。スウェーデンは、大企業から構成される高生産部門おいて労使交渉を通じて同一労働同一賃金を指標とする「賃金政策」がとられつつ、政府が積極的労働市場政策を通じて第一次産業や地方の建設、自営業者といった低生産部門」から高生産部門への労働力移動を促した。一方、日本は、高生産部門において長期的雇用慣行や企業内福利厚生を整備しつつ、政府が公共事業や中小企業金融ないし保護・規制政策をとり低生産性部門の収益を「かさ上げ」することで雇用を維持した。宮本太郎『福祉政治 - 日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣、2008 年、23－28 頁。

促進、産業の合理化を主にする経済政策が、今後の日本経済の問題である。と同時に、その政策を行なう安定政権が必要となる（下線筆者）[70]。

つまり、吉田・自由党政権の経済政策を生産や貿易といった側面を軽視したものと捉え、経済復興の進め方を批判していたのである。そして、元商工官僚・商工相の岸は、吉田内閣のもと冷遇されてきた経済審議庁ないし通産官僚の支持を背景とし経済官庁を中心とする国家主導型の経済復興を模索するのである。

**3、挙国一致による経済再建の模索**

岸は、前項で指摘したように、国家による中小企業層を保護育成と輸出振興が表裏一体の問題であると認識していた。この認識は、岸の商工官僚時代からの政策思想と連続するものと言える。商工省文書課事務官であった岸は、第一次世界大戦後の繰り返される不況の中、軽工業部門の中小企業層を安定的育成を通じた輸出振興を目指し、文書課長の吉野信次（戦後、自民党参議院議員）のもと「重要輸出品工業組合法」（1925 年 3 月制定）の立案に関わってきた。同法は、乱立する中小零細企業を同業者ごとに組織化（≒組合化）し、同業者間の協調により過当競争を抑制（カルテル促進）させて不当廉売の防止を図り、協同事業により経営改善や品質向上を進め、輸出振興を図ろうとするものであった。吉野や岸が進めた組合制度のポイントは、個々の企業の経営の自由を国家権力が統制するという点まで踏み込んだところにあった。

また、金解禁を控えた浜口雄幸内閣が臨時産業合理局（1930 年 6 月）を設置した際、商工省工務局事務官（産業合理局第二部事務官兼務）に配属されていた岸は、吉野工務局長（産業合理局第 2 部長）のもと重化学工業部門の大企業を対象とする「重要産業ノ統制ニ関スル法」（重要産業統制法）制定に携わった[71]。「重要産業統制法」は、商相が指定した重要産業において同業企業間の 1/2 以上の参加がある場合、生産、価格などの統制協定（カルテル）の締結を認めるものであった[72]。つまり、軽工業部門の中小企業層を対象としてきた「協同」を原理とする政策思想を重化学工業部門の大企業にも適用したのである[73]。「重要産業統制法」のポイントは、カルテル非加入企業（アウトサイダ

---

[70] 岸信介「新年に寄せて」『実業の日本』56 巻 1 号、1953 年 1 月、44 頁。

[71] 長原豊「『連続』と『断絶』の対合 - 帝国の経済官僚・岸信介」『現代思想』35 巻 1 号、2007 年 1 月、参照。

[72] 岸信介「重要産業統制法解説」『工業経済研究』1 巻（1932 年 4 月）、55 頁。「重要産業」は、繊維、製紙、化学、セメント、製粉、金属産業の特定業種が指定された。詳細は、岸「重要産業統制法解説」、上掲、51－52 頁

[73] 岸は、「統制」とは「同業者の協調自制の精神に依って、自由競争の極端に行なわれる弊を矯正せんことを目指すもの」と定義している。岸信介「重要産業の統制に関する法律の制定」『斯民』26 巻 8 号（1931 年 8 月）、41 頁。また、後に椎名は、「このとき活躍した『重要産業統制法』は私たちが入省して間もなく作った『重要輸出品工業組合法』の思想がもとになっていたんだ。この思想をすべての重要産業に拡大した」と回想している。椎名悦

ー）にも統制協定に服従を命令する権限（第 2 条）、カルテルに独占的弊害がある場合に統制協定の変更や取り消し命令の権限（第 3 条）を商相に付与した点にあった。

以上のように、吉野や岸は、「国際的競争力」を高めるため国内産業界を自由競争から協調的秩序へ改革することを産業合理化と位置づけていた。吉野は、日本が外国製品と競争するためには「従来の伝統を守って合理化運動を放任する」のではなく「世界の大勢に順応して産業を立て直さねばならぬのであって、思い切った改革をせねば日本の産業は発達しない」、「実行にある程度まで法律の力を以て強制することも必要」と述べていた[74]。また、岸も、「輸出を増進し輸入を防遏するが為めには、列国との競争に対抗して行かねばならない。之が為めには内輪同志で血を洗うが如き競争に専心することは、国際的競争力を減殺するものである」と主張した[75]。こうして、商工省は、1930 年代以降、国家権力を以て自由・競争から統制・協調を基調とする産業秩序を形成し、中小輸出産業や重要産業の保護育成を進めてきたのである。

しかし、第 1 節で概観したように、敗戦とともに日本を統治した GHQ/SCAP は、自由競争を擁護し資本の集中を防ぐため財閥解体を進め、独禁法制定（1947 年 3 月 31 日）を指令した[76]。独占禁止制度は、カルテル行為、重化学工業を育成するためトラストや事業許可制の導入などにより少数企業への資本の集中を促進するといった一連の政策体系を根本的に否定するものであった[77]。また、中小企業対策の基本となる組合制度は、統制組合的性格を払拭し自治的相互扶助の精神（自治主義）を基調とする協同組合制度へと改正されていた。以上のような経済自由主義を基調とする政策思想は、岸はじめ商工省が関わってきた産業政策と馴染まないものであったと言えよう。巣鴨プリズンの収監されていた岸は、元 GHQ 経済科学局通訳の原田恒男（Tuneo Cappy Harada）と面会した際、「人間は、背骨がなくなるとだめになる。財閥解体は極端にやると、逆効果に

---

三郎『記録椎名悦三郎』椎名悦三郎追悼録刊行会、1982 年、112 頁。

[74] 吉野信次「欧洲における産業合理化の実際」『中外商業新報』1930 年 2.月 25 日、2 月 26 日、参照。

[75] 岸「重要産業の統制に関する法律の制定」、上掲、42 頁。

[76] 中村は、1950 年代の「産業政策」のうち「産業秩序維持政策」として「産業内部の競争について一定の枠」をはめる狙いのもと独禁法改正（1949 年独禁法改正。法人の持株制限緩和を目的とする 1949 年の第一次改正、不況カルテル、合理化カルテルの認可制導入のための 1953 年の第二次改正）が行われたと位置づけている。ただし、中村は、「カルテルによる協調の体質が日本の産業界に定着してしまったわけではなく、むしろ次節にみるように高度成長の下に、活発な競争が展開され、良好な市場パフォーマンスがみられた」と指摘している。中村隆英・宮崎正康「1950 年代の産業政策」『岸信介政権と高度成長』、上掲、28 頁。

[77] GHQ の作成指示をもとに商工省が立案した「産業秩序法案要綱」（1946 年 1 月）は、1931 年に吉野や岸が立案した「重要産業統制法」に「不正競争防止法」を加えたものであった。商工省は、GHQ が求める恒久的な独占禁止制度を「時期尚早」として引き延ばそうとしていた。詳細は、平林英勝「独占禁止法第一条の起草過程とその背景および意義—非西欧社会における市場経済と民主主義の法の成立」『筑波ロー・ジャーナル』創刊号（2007 年）、参照。

なってしまう」と語っていたと述べている[78]。

先述したように、財閥解体や独禁法は、米国の対日占領方針の転換とともに中途半端なまま終わっていた。だが、吉田・自由党政権は、第 1 項で言及したように、インフレ抑制のため補助金カットを進め安本の権限縮小、通産省設置といった機構改革といった経済統制を順次撤回し、政府が中心となって復興の青写真を計画することを忌避した。一方、吉田・自由党政権は、第 7 章で言及するように、軽工業部門の大部分を構成する中小零細企業の保護・育成に具体的な具体的方策を示さなかった。つまり、軽工業部門のなかでも一部の優良企業が輸出振興をリードして復興を進めていこうとしたのである。以上のような吉田の経済自由主義的復興方針は、朝鮮戦争を経て重化学工業部門が戦前並みの生産力を回復した後も継続していた[79]。それは、吉田内閣が 1952 年 8 月に安本を総理府外局の経済審議庁へ改組したことが象徴していた[80]。

こうした中、岸は、吉田内閣の経済政策を「自由放任」として批判し、中小企業振興の方途は、「統制経済の思想とは関係ない」と前置きしながらも、「或る程度の規則を与える」ことにあると主張した[81]。1950 年代の中小企業政策と岸の関わりについては、第 7 章で改めて議論する。他方、岸は、政府が長期復興計画を策定し強い指導性を発揮する必要がある主張した。その理由は、二つあった。一つは、生産コスト上昇を抑えるためのインフレ抑制に必要な「緊縮財政」と「放漫財政」を引き起こし易い開発主義的産業政策を両立するためには、「産業復興の順序を決め、その順序に従って豫算を重点的」に配分する必要があると考えていたからである[82]。もう一つは、岸は、政府が長期計画を策定することにより、国内の各階各層を経済復興に動員するよう態勢を整えようとする点にあった。例えば、岸は、以下のように主張した。

> 我々は、日本経済はこういうふうにやってゆけば、こういうふうになるのだ、と具体的な構想を示さなければならぬ。自由放任じゃいけないし、無方針じゃいけない。ただ声を大にして国民の質実剛健を叫んでも、効果はないのみならず、むしろ反感を持たれるばかりであ

---

[78] 『朝日新聞』1994 年 9 月 22 日朝刊 2 面。

[79] 例えば、第 4 次吉田内閣（1952 年 10 月－1953 年 5 月）で経済審議庁長官（通産相兼任）に就任した池田勇人は、長期復興計画の策定を求める野党側質疑に対し、「ひとりよがりの計画をたてたって、なかなかその通りに行くものではない」と否定的答弁を続けた。「衆議院本会議第 6 号」1952 年 11 月 26 日、『国会議事録』。

[80] 安本副長官であった平井富三郎（後に通産次官）は、安本廃止を検討する自由党にかけあい、「経済分析と経済予測を任務とする小さな機関に編制替えすることを条件」として「存続させることにつき了解」を得たと言われている。ジョンソン『通産省と日本の奇跡』、上掲、241 頁。

[81] 岸は、次のように述べている。「中小企業は本質的に弱体なものであってこれを自由競争のまま放任すれば共倒れとなってしまう〔中略〕それが中小企業の本質である。これを振興する途は国家が確固たる中小企業対策を樹立し、保護助成を加えるという事以外にない」と認識していた。岸「予の日本再建の構想」、上掲、30 頁。

[82] 岸「予の日本再建の構想」、上掲、29 頁。

る[83]。

そして、岸は、日本の再建のため、「第一次欧州戦後のフランス、及び現在の西ドイツの政策」を目指すべきと訴えていた[84]。第一次欧州戦後のフランスとは、ポアンカレ（Raymond Poincare）首相兼蔵相が前首相 6 名はじめ野党からも積極的に閣僚を迎えた挙国一致内閣（1926－29 年）を組閣し、強力に通貨危機を回避したことを指していると思われる。また、戦後の西独は、アデナウアー（Konrad Adenauer）内閣が労使協調気運を高め「奇跡」と呼ばれる経済復興を実現していた[85]。したがって、岸は、吉田が国家再建という目標を設置せず、国民の「自立精神」を培うように国内諸勢力を一元化するような政治指導をとらないことに不満を抱いていたのである[86]。

しかし、吉田は、「統治者と被治者の同一化の必要を感じず、国内に意見の対立があっても気にしない」というものであり、「国民を動員することを必要と感じるどころか、嫌悪」していた[87]。こうした吉田の政治観は、先述してきたような吉田・自由党政権の復興政策の在り方にも反映していた。実際、吉田自身は、各官庁が所管する復興計画を総合する長期計画を策定すべきとの質疑を受けると次のように応えた。

> 一定不変の総合計画というようなものをこしらえるのは、いわゆるファッショ経済というか、共産主義経済というか、これは行過ぎることが往々あります〔中略〕長期計画というものはむやみに立てるべきものじゃない[88]。

以上見てきたような吉田と岸の政治指導方針をめぐる相違は、当時の文脈で言いなお

---

[83] 岸「日本経済の繁栄策」、上掲、4 頁。

[84] 岸「予の日本再建の構想」、上掲、29 頁。

[85] 岸は、「国民の勤労意欲の高揚」のため「ドイツ国民の勤勉さに学ばねばならない」とし、「ドイツの労働者は日本と同じように大して良くない労働条件ではあるが争議は殆ど行われていない。ドイツ再建には何よりも勤労第一という精神が徹底している証拠で、或る組合の如きは定められた労働事件以外に毎日 1 時間半労働してその分の賃金は 6 年後に利子をつけて払ってくれればよいと申し出実行していると言われる。ドイツでも早く日本のように争議をやれる身分になりたいものだと皮肉っているが、日本人としては考えなければならぬと思う」と述べていた。岸「アジアに孤立せず」、上掲、14 頁。

[86] 岸は、次のように述べていた。「自分達は困っているが、どこから助けてくれるのじゃないか、あるいは外資導入とかアメリカの援助が何とか救ってくれるだろうというふうな、みずから立つ精神、自分のえさは自分で探して、そして自分が生きて行く気力というか、意欲がなくなっているのじゃないか。結局、今後の経済自立の問題でも、また今お話があった貿易の問題にしたって、日本人がほんとうに自分の力で食って行く。また自分達の力で自分達の運命を開いて行くという自立精神が確立しない限り、どてもやっていけない」。岸信介・原安三郎対談「日本人いかに生くべきか」『実業の日本』57 巻 2 号（1954 年 1 月）、17 頁。

[87] 高坂正堯『宰相吉田茂』中央公論社、1968 年、241－242 頁。

[88] 「参議院予算委員会第 14 号」1952 年 12 月 19 日、『国会議事録』。

せば、「戦後的政治」と「戦前的政治」と違い表現できよう[89]。1930 年代から 40 年代にかけて、商工省革新官僚として産業統制により重化学工業の育成を進めてきた岸は、陸軍の統制派、重化学工業系の新興財閥、資本主義経済制度の改革を求める社会大衆党など現状の革新を求める勢力に近い関係にあった。これら戦前期の革新勢力は、近衛文麿（公爵、貴族院議員）を擁立し政治経済体制の「新体制」を求める運動を展開した。岸は、企画院と協力して経済新体制の骨格づくりにあたった。一方、親英派外務官僚であった吉田は、既得権益を保守するため経済自由主義体制を擁護する「重臣グループ」、「旧財閥」、政友会や民政党といった「保守政党」に連なる勢力に位置してきた[90]。吉田ら親英米的な保守派は、1930 年代においては政治的反主流派であった。吉田は、岸はじめ軍部に協力した戦時期の指導者層が公職追放により一掃された結果、首相になったのである。ゆえに、岸側近の田中龍夫（元満鉄職員、企画院官僚、後に自民党代議士）は、吉田の岸嫌いは有名であったと回想している[91]。実際、吉田は、次のように述べていた。

> 東條内閣時代に企画院〔企画院設置は第一次近衛内閣期：注、筆者〕を作り、何とか計画、何とか計画と言ってやって、そうしてその計画は朝に夕にこれを改めている事実がある。これが果たして国家のためになるか。私は、徒に人を迷わすものであり、或いは人をごまかすものであると言わざるを得ない[92]。

そこで、公職追放を解除された岸は、上記した 1930 年代から 40 年代に協調関係にあった革新勢力を糾合した政権を樹立し、戦後経済復興という国家目標に向かい各界各層を動員していこうとしたと言えよう。その際、岸が念頭に置いていたのは、太平洋戦争末期から終戦直後まで模索した「国民的政党」の再現にあった。すなわち、戦争末期の護国同志会－敗戦直後の新日本建設同盟の系譜をもつ再建連盟という政治運動を通じ、国民的革新新党を結成するというプランを描き戦後政界への復帰を目指したのである。

---

[89] 例えば、戦争末期に岸と政治行動を共にした船田中（自由党代議士）は、次のように回顧している。「〔吉田首相が〕長期展望に立った計画的な政治なり経済政策をやる〔ことをせず〕計画経済とか政治に計画性を持たさなければいかとか、長期計画だといかいうけれども、計画経済なんということは赤の思想だ。政治は出たとこ勝負だ、こういうようなことを放言した。戦前の政治と戦後の政治の大きな違いがそこにあるようぬに感じた」。船田中『青山閑話』一進会、1970 年、166-167 頁。

[90] 戦前期の吉田茂については、ジョン・ダワ―『吉田茂とその時代 上巻』TBS ブリタニカ、1982 年、参照されたい。

[91] 安広欣記『至誠は息むことなし 評伝田中龍夫』三晃実業出版部、2000 年 3 月、216、218 頁。

[92] 「参議院本会議第 12 号」1953 年 6 月 18 日、『国会議事録』。

## 第 3 節　「国民的革新新党」の模索

### 1、護国同志会と日本再建連盟

本節は、岸が国家主導による経済再建を実現のため吉田・自由党に代る国民的革新新党を模索したという観点から、戦争末期の岸の政治運動である護国同志会を概観しつつ戦後に岸が携わった再建連盟を整理していきたい。

東條内閣総辞職（1944 年 7 月 18 日）とともに国務相兼軍需次官を辞職した岸は、鮎川が主宰する財団法人義済会の評議員に就任していた。同評議員には、岸の他に東條内閣閣僚であった賀屋興宣（東條内閣蔵相）、井野碩哉（東條内閣農相）、星野直樹（東條内閣書記官長）、青木一男（東條内閣大東亜相）らも名を連ねた。岸は、この頃より大政翼賛会によって解散していた政党の復活運動に取り組むようになっていた[93]。例えば、岸は、1944 年 11 月頃、仁宮武夫（元外交官）と対談した際、「国民の政治力」を結集できるような「強力な政治体制」を構築する必要性に言及し、小磯国昭内閣（1944 年 7 月－1945 年 4 月）に批判的な発言を行なっていた[94]。こうした政党政治家の批判を緩和するため、小磯内閣は、1945 年 3 月 30 日、南次郎（陸軍大将）を総裁とする「大日本政治会」を発足させた。だが、岸は、大日本政治会の結成の動きを「旧勢力に根拠をもち現状維持的な過去の経験と閲歴とだけに物をいわせ人々が寄り集まって何かしよう」というもので「戦争を推進すべき最も力強い力となる青壮年の連中が政治というものから離れてゆく」と批判的見解を述べた[95]。

岸が念頭に置く「強力な政治体制」は、1945 年 3 月 27 日付『毎日新聞』に政党復活論として寄稿されていた[96]。岸が模索したのは、「純粋な議会政党」ではなく、長期持久戦に対応可能な「国民的政党、言葉を換えて言へば国民の政治力が戦争政治の上に直結」し得る「国民的政治結社」であった[97]。すでに、岸は、1945 年 2 月 4 日、叔父の松岡洋右（元外相）を総裁とした新党結成のため、藤山愛一郎（日本商工会議所会頭、大日本製糖社長、）、船田中（保守系代議士）、渋沢敬三（日本銀行総裁）、橋本欣五郎（代議士、元陸軍大佐）、小山亮（代議士）、笹川良一（代議士、元国粋大衆党総裁）、矢次一夫（国策研究会）、浜田尚友（代議士）、赤城宗徳（保守系代議士）らと協議していた[98]。また、岸は、2 月 27 日、先述した船田と井野の他、中谷武世（代議士）、三宅正一（無産政党系代議士）、川俣清音（無産政党系代議士）とともに「新党問題」について協議を進め

---

[93] 1943 年から 1945 年にかけての政治史については、鈴木多聞『「終戦」の政治史 1943－1945』東京大学出版会、2011 年、参照されたい。
[94] 岸信介・仁宮武夫対談「必勝生産の道を論ず」『公論』1944 年 12 月。
[95] 岸信介「戦争政治のあり方」『毎日新聞』1945 年 3 月 27 日 1 面。
[96] 当時、岸は、毎日新聞社記者の山地寿(後に岸秘書)と懇意であったため、同社ビル内にオフィスを構えていた。岸の記事も山地による斡旋により発表されたものである。
[97] 岸信介「戦争政治のあり方」『毎日新聞』1945 年 3 月 27 日 1 面。
[98] 東中野多聞「岸信介と護国同志会」『史学雑誌』108 巻 9 号、1999 年、70 頁。

た[99]。そして、船田と井野らは、3 月 11 日、院内交渉団体として護国同志会を結成した。同会は、大日本政治会と一線を画し、将来的に岸を中心とする政党に育成することを視野に入れていたと言われている[100]。護国同志会は、「思想運動としての護国運動を全国的に展開する」という運動方針を決定し、4 月 18 日に政治結社へと切り替えた[101]。他方、1945 年 3 月の東京大空襲を契機に故郷に帰省していた岸は、5 月 10 日、土屋基雄（元山口県議）や八木宗十郎（山口 2 区選出代議士、護国同志会所属）と協議の上、防長尊攘同志会を設立した[102]。同会は、将来的に護国同志会（中央組織）に合流する予定であったと考えられる[103]。

敗戦後、岸らが描いた「国民的政党」の構想は、岸の秘書格であった川俣に引き継がれたようである[104]。護国同志会に所属していた三宅は、1945 年 8 月、有馬頼寧（元貴族院議員、A 級戦犯）や三輪寿壮（元社会大衆党代議士）と懇談し、旧社会大衆党代議士の他に船田、賀川豊彦（社会運動家）、風見章（第一次近衛内閣書記官長）、古野伊之助（元同盟通信社長）などを集めた勤労大衆党を結成するため、藤山をスポンサーとする新日本建設同盟という思想結社を発足させるというプランを練っていた。三宅や三輪によるプランは、結果的に有馬の翻意により頓挫した。有馬は、政界復帰した際、「統一無産党と船田一党とをいずれ合同させよう」との考えを抱いていたと言われている。こうして、旧護国同志会のメンバーは、日本社会党（1945 年 11 月 2 日結成）と「農民と中小商工業者を糾合して協同組合主義を綱領」とする船田や赤城を中心とする日本協同党（1945 年 12 月 8 日結成、その後、国民協同党へ改組）に分かれた[105]。

1947 年 4 月 25 日の衆議院選挙の結果、第一党となった社会党（143 議席）は、第三

---

[99] 中谷武世『戦時議会史』民族と政治社、1975 年、288 頁。

[100] 岸は、「意欲としては、岸新党といわれる一つの政治的な考えで護国同志会が結束していた」と回想している（岸『岸信介の回想』、上掲、71 頁）。また、井野碩哉は、「この団体の趣旨は戦時統制のやり方を研究するというものだが、簡単にいえば岸をもりたてる会のようなものだった。岸は表立って役員にはなっていなかったが黒幕だった。メンバーのほとんどが岸の非凡さを見抜き、将来は総理にしようと考えていた。この当時の政治家で岸が将来総理になる男だ、と見ていた人は多かった」と証言している（岩見『昭和の革命家』、上掲、170 頁）。

[101] 同会参加者は、中谷武世、井野碩哉、池田正之輔、橋本欣五郎、小山亮、永山忠則、木村武雄、赤城宗徳、今井新造、三宅正一、前川正一、杉山元治郎、川俣清音、中原謹司、高岡、斎藤、三浦（虎）、鈴木（正）、池崎、松永、近藤、小野、藤井、中村、林（正）、目加田、小澤治、八木宗十郎。『朝日新聞』1945 年 3 月 17 日。

[102] Military Intelligence Service report in Sugamo prison “Interrogation of Nobusuke Kishi”, March 28, 1946, Record Group319, Maryland, National Archives.〔以下、RG319, NA, Maryland の要領で略記〕。

[103] 岸は、政党再建のため「全国的な組織を一挙につくろうとしても無理なので、まず地方政党をいくつも発足させ、各地でできあがった後に全国的な連合体にもっていく。その手始めが防長尊攘同志会」と語っている。岸信介『岸信介回顧録』廣済堂出版、1981 年、29 頁。

[104] 伊藤隆『昭和期の政治』山川出版社、1983 年、参照。

[105] 伊藤『昭和期の政治』、上掲、241、238、243 頁。

党の民主党（124 議席）、第四党の国民協同党（31 議席）と連立し、片山哲内閣（1947 年 5 月 24 日‐1948 年 3 月 10 日）を発足させた。片山内閣は、安本・商工省を中心とした統制経済による復興政策をとり、総同盟の協力を得て労使協調のもと生産力回復を優先してきた[106]。この間、A 級戦犯容疑者として巣鴨プリズンの収監されていた岸は、獄中で青木一男、安倍源基（元内務官僚、東條内閣企画院次長）、重光葵（元外務官僚、東條内閣外相）などと「意見を交換」し、出獄後に共に政治運動をしようと話していた[107]。実際、岸の『獄中日記』には、片山哲内閣の支持率急落を受け、「これに代わる『安定勢力』がないとなれば、いまや『一大愛国的運動』による難局打開が必要」との記述が見られる[108]。片山内閣は、進歩的保守派と革新を抱合する連立政権ゆえに政局が不安定であった。そこで、岸は、これら政治勢力の結合を強めるため、自身を含む戦時期の指導者層がイニシアティブをとろうとしたと言えよう。

1948 年 12 月に出獄した岸は、約 1 年あまりの期間をあけ、1949 年 12 月 21 日に株式会社（箕山社）を設立した。箕山社には、先述した三輪、安倍、藤山はじめ、福家俊一（元代議士）、南条徳男（元保守系代議士）、武智勇記（元保守系代議士）、川島正次郎（元保守系代議士）、永野護（元代議士）、椎名悦三郎（元商工次官）の他、山下太郎（山下商店社長）、中安閑一（宇部興産社長）ら財界人が頻繁に出入りした[109]。特に、三好英之（元保守系代議士）は、太平洋戦争中に衆議院商工委員会に所属した際に椎名商工次官を通じ岸と緊密な協力関係を築いてきた[110]。三好は、第 2 次公職追放解除（1951 年 8 月 6 日）を受け、新日本政治経済研究会を結成した[111]。この会は、箕山社と同じビル内に事務所が置かれた。

新日本政治経済研究会は、1952 年 1 月末、重光や岸を担いだ新党樹立に向けて同会を再建連盟に改組することを決めた[112]。再建連盟の狙いは、共産党のオルグに対抗した

---

[106] 同政権期の詳細な分析は、中北浩爾『経済復興と戦後政治－日本社会党 1945－1951』東京大学出版会、1998 年、参照。

[107] 「後に私が日本再建連盟という運動を起した考え方の元みたいなことを新聞などをみながら考えたのですね。それで、獄中、昼の運動のとき一緒になる青木一男とか安部源基などと意見を交換して、出獄したらやろうじゃないかという話をしておったわけです。重光も同じ考えだった」。岸『岸信介の回想』、上掲、90 頁。

[108] 岸信介「獄中日記」1948 年 1 月 4 日の条（原『岸信介』、上掲、149 頁）。

[109] 片貝洋次（岸私設秘書）の証言。岩見『昭和の革命家』、上掲、173 頁。

[110] その他商工委員会は、三木武夫、赤城宗徳、野田武夫ら。池浦泰宏「椎名悦三郎秘録 6」『サンデー毎日』1979 年 12 月 9 日号、60 頁。

[111] 同会には、井野碩哉、津島寿一、永野護、高崎達之助、綾部健太郎、有馬英治、依光好明など 340 名の追放解除者が名を連ねていたと言われている。「人間素描 三好英之」『政界往来』18 巻 3 号、110 頁。

[112] 岸『岸信介回顧録』、上掲、64 頁。吉本『岸信介傳』、上掲、133 頁。岸は、元商工官僚の美濃部洋次を介して仮釈放中の重光と間接的接触を保っていたものと思われる。美濃部は、1951 年 5 月 15 日に加瀬俊一とともに重光を訪れていた（重光は当日の日記に美濃部を「商工省岸進介系」と記載している）。重光葵著・伊藤隆編『続重光葵手記』中央公論社、1988 年、471、472、507、510 頁。重光の日記から確認できる岸と直接的な接触は、1952 年

「愛郷運動」を基軸に据え、全国各地に支部を結成し新党の母体を結成しようというものであった[113]。岸は、1952 年 4 月 9 日の再建連盟顧問[114]会議の後に次のような所信を語っていた。

> 青年層と勤労者が真に根を下ろす政党が、国民組織の上に生まれてこなくちゃいかん。現在の自由党も改進党そんな政党からは縁が遠いし、単に文字の上での社会主義政党もダメ、再建連盟こそは政治の純化と政党政治の確立を願うものの集りで、将来政党に発展するかどうかは連盟のこんごの運動の過程で自ら定まって行く[115]。

以上のように、岸たちが想定した新党は、「自由党だけではなしに改進党的な考えを持っている者も、社会党的な考えを持っている者」を糾合した国民的革新新党であったのである[116]。したがって、岸が描く新党は、「社会主義」を党是とするものではない。実際、岸は、新党の性格について次のように説明した。

> 民主政治を確立するために保守と進歩の二大政党対立が望ましく、これは国民組織を基礎とした進歩的性格をもつものでなければならぬ。しかし『進歩』といっても社会主義ではなく現実に即した産業政策を行うとの意味である[117]。

要するに、再建連盟とは、社会主義か自由主義といったイデオロギーではなく、「国家再建」というスローガンのもと広範な国民を動員した地方組織を基盤とする保革を横断する「進歩的」≒「革新的」な政治勢力を結集しようとする試みであったと言えよう。実際、三好は、再建連盟の必要性について、次のように訴えていた。

---

4 月 17 日である。戦前から戦後直後の重光と岸の関係は、いまだ不明である。

[113] 岸『岸信介回顧録』上掲、64 頁。三好は、日本青年団協議会に支持を要請していた。『日本夕刊新聞』1952 年 6 月 8 日付 1 面。

[114] 再建連盟顧問：重光葵（東條内閣外相）岸信介（東條内閣商相）井野碩哉（東條内閣農相）八田嘉明（東條内閣逓信相）沢田廉三（元外交官）勝正憲（元大蔵官僚・政治家）小林躋造（元海軍将校）伍堂卓雄　（元海軍技術将校）野村吉三郎（元海軍将校）藤山愛一郎（日商会頭）渋沢敬三（元日銀総裁・蔵相）足立正（ラジオ東京取締役）正力松太郎（読売新聞社長）古野伊之助（同盟通信社長）高石真五郎（毎日新聞社長）清瀬一郎（弁護士）。吉本重義『岸信介傳』東洋書館、1957 年、141 頁。岸『岸信介回顧録』、上掲、63 頁、参照。

[115] 「重光なき日本再建連盟の大立者」『週刊サンケイ』16 巻 16 号、1952 年 6 月、4 頁。

[116] 原編『岸信介証言録』、上掲、69 頁。また、岸は、再建連盟発足後、「イギリス流或はアメリカ式二大政党の対立により国政が運営される事を理想」とし、「日本の実情からすれば保守党と革新的政党の二大政党が対立し、互いに牽制し合って中庸を得、民主政治の根本理念である『最大多数の最大幸福』を達成することが私の念願であるが、私自身は保守政党には関心を持ち得ない。各階各層の革新的分子を糾合した、国民的革新新党の誕生をこそ待望する」と主張した。岸「予の日本再建の構想」、上掲、29 頁。

[117] 『日経新聞』1952 年 4 月 30 日 1 面。

思想的にみても、食糧問題にしても〔中略〕経済機構の問題、更に人口問題等あらゆる面からみて、独立後の日本をどういう方向にもってゆくかということが、ここ一、二年できまらんと、真の独立態勢はできないと思う。だからぼくは、これには社会党も自由党もないという考えだ。ほんとうはこの一、二年のあいだは、いやしくも政治家、経世家という人たちが一堂にあつめって、日本の独立をどうするか、思想の善導をどうしたらよいかということを共に考えあい、そういうことによって独立態勢を作らないと、ほんものが出来ないと思う（下線筆者）[118]。

つまり、再建連盟とは、前節で整理してきたような国家主導のもと計画的な戦後経済再建を展開するために必要な支持基盤を「青年層と勤労者」を中心とする各界各層に構築しようとする試みであったのである。そして、岸たち再建連盟は、保守と革新を横断する国家再建の旗印として自主憲法制定を位置づけようとしたと言えよう。というのも、改憲をめぐる当時の世論は、流動的であったからである。例えば、1952 年 2 月時点の憲法第 9 条改正をめぐる世論は、賛成派、反対派の見解が拮抗する状態にあった（共に全体の約 3 割程度）[119]。

**2、再建連盟運動の頓挫**

岸や三好が以上のような政界再編を構想した背景には、まず、先述したように片山内閣期のように、1947 年から 48 年にかけて進歩的な保守政党と革新政党が連立政権を運営してきたという経験があったことがあげられる。次に、岸の公職追放が解除された時期は、自由党内の吉田派と反吉田派の対立[120]、社会党が左派社会党（左社党）と右派社会党（右社党）に分裂していたこと、改進党内が主導権をめぐり右派と左派で対立していたとように政治状況が流動的であった。

当時、右社党は、マルクス主義と一線を画しイギリス労働党（Labor Party）に近い「民主社会主義」[121]を党是とし、日米安保条約や日米行政協定の改定の必要性を主張しながらも西側陣営の一員として東南アジア諸国との貿易拡大による経済的自立を主張し、労使協調志向の経済復興をめざしていた[122]。また、右社党執行部は、岸の親友の三輪をは

[118] 西尾末廣・風見章・楢橋渡・三好英之・三木武吉・木舎幾三郎「政界黒幕座談会」『政界往来』1952 年 8 月、48 頁。
[119] NHK 放送世論調査所編『図説 戦後世論史』日本放送協会、1982 年、175 頁。
[120] 元自由党に所属していた鳩山一郎、石橋湛山、河野一郎らは、自由党に復党、吉田から総裁ポストを「返上」してもらうことを期待した。升味準之輔『日本政治史 4』東京大学出版会、1988 年、187 頁
[121] 右社党シンクタンクの民主社会主義連盟評議員であった鍋山貞親（政治評論家）は、「民主社会主義」を「社会主義」の系譜のなかでも議会主義をとるイギリス労働党の政治的実践を理念化したものと説明している。鍋山貞親「民主社会主義と社会民主主義」『自警』1955 年 9 月号。
[122] 右社党は、1951 年 10 月 23 日に「容共平和運動とは絶縁」するため「平和推進国民会議」

じめ、護国同志会結党に参加した顧問・杉山元治郎、中央執行委員・三宅正一、中央執行委員・川俣清音がいた。そこで、岸は、側近の福家を通じ、三輪、川俣、三宅のみならず、西尾末廣（党内最右派グループ領袖、1952 年 8 月に復党後に顧問就任）らと接触し再建連盟への参加を打診した[123]。一方、改進党は、旧民政党系グループ（右派）と国民民主党系グループ（左派）が主導権をめぐり対立していた[124]。国民民主党は、資本主義でも社会主義でもない第三の道として協同主義を標榜する国民協同党[125]、自由党との提携を拒否し修正資本主義を打ち出した民主党野党派[126]を系譜としていた。左派グループが政策立案のイニシアティブを握った改進党は、「資本主義の弊害を是正するため社会主義的政策をも断行し、もって国民大衆の福祉の実現に資せん」という文言を盛り込んだ宣言を結党大会（1952 年 2 月 8 日）で発表していた[127]。ただし、改進党総裁は、右派と左派グループの確執のもと不在状態にあった。岸や三好は、以上のような流動的状況を背景として再建連盟が政界再編のイニシアティブをとろうとしたのである。

しかし、岸や三好が描いた政界再編の見通しは、再建連盟発足の段階で困難な状態に置かれた。まず、右社党との提携工作は、西尾の強い反対により頓挫した。西尾は、岸同様に保革二大政党制論者であった。ただし、西尾が描く保守に対抗する勢力は、あくまでも「社会民主主義」の実現を目指す政党であった[128]。西尾は、「岸君は社会主義者

---

から手を引き、11 月 18 日に党国際対策委員会にて 1952 年 1 月の党大会に提出する目標を、国際社会主義協会（Committee of the international Socialist Conference）の決議に基づいた「反共平和運動」にすることにしていた。また、右社党は、12 月 12 日に学界・財界・政界の右派社会党への支持者を糾合し、民主社会主義連盟を発会した。同連盟は、反共主義の立場から社会党を階級政党から国民政党へ脱却させることを目標とした（法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑第 25 集 1953 年版』時事通信社）。さらに、右社党は、第 9 回全国大会（1952 年 1 月 20 日‐21 日）にて自由主義陣営の集団安全保障体制を是認し、ソ連の「世界革命論」に修正を求め、「労働組合に積極的に働きかけるが、階級至上主義は排する」ことを盛り込んだ「1952 年度運動方針」を採択した（『日本労働年鑑第 26 集　1954 年版』、1953 年 11 月 30 日）。

[123] 原『岸信介証言録』、上掲、69 頁。岸は、1952 年 1 月、「民主社会主義連盟」に加入していたと言われている（田名部康範「岸信介の二大政党制論」、上掲、50 頁）。なお、商工省時代から岸の腹心であり重光とも接触を保っていた美濃部洋次（上記脚注参照）は、「民主社会主義協会」の評議員であった。

[124] 戦前の民政党の系譜にあった大麻唯男や松村謙三は、公職追放解除後、自由党からの政権交代を目指し「新政クラブ」を発足していた。「新政クラブ」は、1952 年 2 月 8 日、国民民主党や農民協同党と合流し改進党を結党した。升味『日本政治史 4』、上掲、187 頁。

[125] 国民協同党は、元護国同志会の船田、赤城らが中心となり結党した日本協同党を母体としていた。

[126] 民主党野党派の有力者の芦田均（元首相）は、中間派でありながらも、「共産主義を防ぐことができるのは穏健な労働者」という認識のもと、「穏健な労働者を味方につけるという方向」をとることが「吉田との相違」と考えて「修正資本主義」を主張していたと言われている。河野康子『日本の歴史 24 戦後と高度成長の終焉』講談社、2002 年、141 頁。

[127] 河野『戦後と高度成長の終焉』、上掲、145 頁。

[128] 西尾は、「社会民主主義者の政党」が「中央の指導権」を握り、「左は共産党と一線を画するところまで、右は自由党と一線を画すところまで」の政治勢力を「包摂」した「ピラ

ではない。彼は徹底した資本主義者で、社会主義者にはなれんよ。だから、〔再建連盟と〕両立や同化はしない」と断った[129]。他方、改進党内は、反自由党という「第二保守党」としての立場をとる方向のもと結束を固めていった。こうした方向のもと党内分裂を抑制することに寄与したのは、再建連盟顧問の重光であった。重光は、岸や三好と再建連盟を進める意向を確認していたにもかかわらず、1952 年 6 月に改進党の総裁ポストに就任した。楢橋渡は、重光が改進党総裁を受諾した動機を次のように解説した。

> 重光さんは再建連盟の構想にもとずいて、政界再編成は当然、自由党にも改進党にもくるとして、その場合、三好さんが考えておられたような強力な国民政党ができて、それに乗ったほうが政治上の生命をのばすには、もっとも効果的ではないかということを考えていたんではないかと思う、最初は。ところが玄人筋の政治家の意見をきくと、そういう甘い考えでは駄目で、むしろこの際、伝統をもつ改進党が礼をあつくしてむかえてくれるというなら、それに乗って次の政治構想に展開するほうが、より現実的であり、本筋だということをきかされたり、事実いろいろな点から気がついたんではないかと思う（下線筆者）[130]。

重光は、改進党総裁を選んだ理由につき、英国議会政治が保守党（Conservative Party）と労働党（Labor Party）による二大政党に収斂される過程に中間的な自由党（Liberal Party）が存在していた事例を挙げ、そうした役割を改進党が果たすと説明した[131]。つまり、重光としては、当時の日本の政治的構図を保革二大政党への過渡期と位置づけ、自由党（保守）－両派社会党（革新）の中間的立場をとることを自認していたのである。重光は、右社党を取り込んだ「進歩勢力」を結集し、自由党に対峙するという「保守・進歩二大政党制」の構想を抱いていたと言われている[132]。結果的に見ると、改進党は、重光のもと是々非々の立場で自由党との協力を模索する健全野党路線を歩んでいった[133]。

### 3、既成政党を通じた政界再編への転換

再建連盟は、運動方針をめぐり混乱することになった。岸は、再建連盟を将来的に「右派社会党から改進党の左までを包含した新党」を生みだすため「強い国民組織」の構築

---

ミッドのように三角形」になることが「理想的」であると認識していた。西尾末廣・木舎幾三郎対談『政界往来』18 巻 4 号、70 頁。

[129] 岩見『昭和の革命家』、上掲、173 頁。

[130] 西尾末廣・風見章・楢橋渡・三好英之・三木武吉・木舎幾三郎「政界黒幕座談会」『政界往来』1952 年 8 月、47 頁。

[131] 重光葵・太田三郎・木舎幾三郎鼎談「重光鼎談」『政界往来」18 巻 6 号。36－37 頁。

[132] 武田知己『重光葵と戦後政治』吉川弘文堂、2002 年。

[133] 当時、芦田均（元首相・民主党総裁）や三木武夫（元国民協同党委員長）は、中道的な「中央政党的存在」が政党政治の二極化を防ぐとの認識のもと、改進党を自由党と社会党両派の中間に位置する中道政党として育成すべきとする「中央政党論」を主張していた。河野『戦後と高度成長の終焉』、上掲、146 頁。

を目指す文化団体と位置づけていた[134]。実際、岸は、7 月 15 日にも、「連盟は政治家の養成を第一義としていない（中略）連盟を政党化することは考えていない。14、5 名程度の議席をもっても何の意味もない」と語った[135]。一方、政界復帰を急ぐ三好たち理事[136]は、岸が地方遊説中の 7 月 3 日、岸を会長とする政治結社に切替え、1953 年 1 月予定の総選挙に衆議院選挙に多数の公認候補を擁立する準備を開始した。再建連盟に追い打ちをかけたのは、吉田首相が断行した抜き打ち解散であった。総選挙の結果、与党・自由党は、改進党（85 議席）を大きく引き離す 240 議席を確保した。つまり、吉田・自由党は、単独過半数を確保し安定政権の基盤を確保したのである。再建連盟は、共産党とほぼ同じ得票率（0.52%）しか獲得できず、武智のみ当選という惨敗に終わった。

岸は、再建連盟による政界再編プランが事実上頓挫したことを受け、既成政党入りを目指した[137]。岸は、まず、三輪を通じ右社党への入党を打診した[138]。右社党は、先の総選挙により 57 議席を獲得し躍進していた（左社党 54 議席）。岸は、右社党所属の代議士として政界復帰し、右社党内最右派として党の政策を改憲、再軍備論へと傾斜させる一方、改進党左派グループの切り崩しを進めていこうとしたものと思われる。

しかし、右社党側は、岸入党を拒否した。その理由は、岸が改憲、再軍備論を公然と主張してきたことにあった[139]。当時、右社党内は、水谷長三郎（政策審議会長）が再軍備問題を検討するため防衛研究委員会の設置を要求する西村栄一ら西尾派を抑え、護

---

[134]『日本夕刊新聞』1952 年 6 月 8 日付 1 面。後に岸は、「いきなり当時の連中に保革一緒になれといったって、なりっこない」と考え、「数年はかけて国民運動をおこし政党の基盤をまずはつくろう」と考えていたと回顧している。原『岸信介証言録』、上掲、70 頁。

[135] 吉本『岸信介傳』、上掲、144 頁。

[136] 再建連盟理事は以下の通り（肩書は議員初当選時の所属。護国同志会参加者は護国と明記）。理事長　三好英之（民政）武智勇記（民政）森下国雄（民政）真鍋儀十（民政）中村梅吉（民政）薩摩雄次（民政）川島正次郎（政友）依光好明（政友）津崎尚武（政友）永山忠則（護国）浜田尚友（護国）本領信治郎（翼賛）馬場元治（翼賛）長野高一（翼賛）大木操（翼賛）有馬英治（翼賛）永野護（翼賛）

[137] 当時、岸は、「ぼくは二大政党論者で、自由党を中心とした保守党か、社会党右派に入るかということなんだな。ところが右派社会党のほうは、私が入ることから社会党も迷惑らしい。しかも私自身の政策というものは右派社会党にちかい政策をもっているんだけれども、社会党に入ることはいかんと思ったんだよ。だから自由党に入るべきだと思うし、あるいは無所属かもしれない。といっても新しい政党をつくるといっても現実できないことなんだ」と語っていた。岸信介・木舎幾三郎対談「惑星岸信介大いに語る」『政界往来』19 巻 5 号、68 頁。

[138] 原『岸信介』、上掲。

[139] 再建連盟は、「五大政策」に「憲法を改正し独立国家としての体制を整備する」という一項を挿入していた。また、岸自身は、「屈辱的な行政協定まで結んで他国の軍隊で保護して貰わねばならぬとはこんな情けないことはない」と述べ、「国防軍」の創設し、「自分の国土は自分の手によって衞る能力」を具えるため「日本人の意思が相寄り相集」り、日本国憲法を改正すべきであると主張していた（『日本夕刊新聞』1952 年 6 月 8 日付 1 面。岸「予の日本再建の構想」、上掲、27－28 頁）。

憲・自衛力維持路線に党内の見解をまとめていた[140]。実際、右社党は、第 11 回全国大会（1953 年 1 月）で「広義の自衛力」（経済力、国民生活の安定）を「培養することを以て当面の課題なりと考える。従って再軍備には反対である」という運動方針を採択した[141]。

右社党入党を拒絶された岸は、1953 年 1 月 10 日、実弟の佐藤栄作の斡旋のもと吉田と面会した[142]。岸は、吉田から 1953 年 5 月に予定されている参議院選挙への出馬を打診を固辞したものの、自由党入党に前向きな考えを示した[143]。ただし、岸は、将来に自由党に入党した場合、「社会主義的計画経済の考え方」をとり入れた進歩的保守政党を目指すとして以下のように述べた。

> 改進党のような中間政党は速やかに解消して左派は社会党へ、右派は保守党へと一本化さるべきだ。入党後は党の内外から相呼応して、この保守陣営の再編成を促進したい[144]。

また、岸は、1953 年 1 月 27 日に重光と面会した後、「自由党に入りこれを脱皮させるか、あるいは適当な機会に新党を結成し保守の統一を図ることが日本政治のために必要」とも語った[145]。岸がこうした発言をし得た背景には、先の総選挙により川島（岸内閣期の自民党幹事長）、永野護（第 2 次岸内閣運輸相）ら再建連盟系政治家が自由党に復活していたことがあげられる。岸は、永野を通じ、吉田批判を強めていた鳩山、三木武吉ら自由党反吉田派と連絡をとっていた[146]。

実際、岸は、1 月 28 日に鳩山と面会した後、「わが国は憲法を改正を行ない早急に自衛態勢を確立する必要があり、そのために保守陣営は協力して政局の安定をはからなければならない」との原則を確認したと公表した[147]。つまり、改憲と再軍備論を共通政策として保守勢力を結集することを期待したのである。他方、岸は、社会党の友人に「左右社会両党が一緒になることを大いに薦め」ていた[148]。つまり、三輪のような信頼を置く右社党政治家が主導して左右社会党の統一を進めることを期待していたのである。こうして、岸は、保守政党の再編を通じた進歩的保守政党の結成を政界復帰の目標に掲げるようになったのである。

---

140 「芦田、西尾の再軍備戦線」『週刊サンケイ』89 号、10 頁。
141 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 第 27 集　1955 年版』時事通信社、1954 年。
142 吉本重義『岸信介伝』東洋書館、1957 年 9 月、150 頁。
143 岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』、上掲、102 頁。
144『朝日新聞』1953 年 1 月 15 日付朝刊 1 面。
145『毎日新聞』1953 年 1 月 28 日付 1 面。
146 岸『岸信介回顧録』、上掲、71 頁。
147『朝日新聞』1953 年 1 月 28 日付夕刊 1 面。
148 菅原通済・岸信介対談「政界放談」『実業の日本』1953 年 7 月 1 日号、43 頁。

## 第 4 節　小括

これまで概観したように、岸が描いた経済復興構想は、まず、食糧増産、電源、製鉄など基幹産業復興、原料輸入の減少が期待できる化学繊維産業など輸入代替産業の育成より輸入を削減し、国際収支の赤字の減少を目指すという開発主義的志向を持つものであった。ただし、岸の開発主義的志向は、あくまでも産業の国際競争力向上に必要となる生産コスト低下を阻害しないということが前提であった。というのも、一方で国際収支の赤字解消のため、重化学工業部門を中核とする輸出振興を目指していたからである。岸は、当時の日本の経済状態で以上のような経済復興を実施するためには、政府が長期復興計画を策定し強い指導性を発揮する必要がある考えていた。インフレ抑制（生産コスト上昇を抑える）に必要な「緊縮財政」と「放漫財政」を引き起こし易い開発主義的な産業政策と両立するためには、「産業復興の順序を決め、その順序に従って豫算を重点的」に配分する必要があると考えていたからである[149]。また、岸は、国内の各階各層を経済復興への協力を呼びかけるためにも、政府が長期計画を策定することが必要と考えていた。

そこで、1952 年 4 月 25 日に公職追放を解除された岸は、政府が長期復興計画を策定すると共に、経済官庁を中心に生産と貿易を有機的に連関させた経済政策を強力に実行するため、吉田・自由党政権に代る新しい政治勢力を結集しようとしたのである。その際、岸は、自由主義や社会主義といったイデオロギーではなく、「独立の完成」という旗印のもと、戦前期の人脈を駆使して右社党や改進党を中核とする広範な政治勢力を結集した革新的国民新党を結成するため再建連盟を立ち上げた。つまり、革新的国民新党を媒介として官民協同のもと経済復興構想を強力に推進していこうとしたのである。

しかし、右社党は、護憲論を政策軸として分裂した左社党との再統一を目指した。また、いずれ解党へ向かうと見ていた改進党は、重光新総裁のもと第二保守党ないし中央政党として結束を保ち、吉田内閣が政権運営に行き詰った場合の政権禅譲の受け皿となることを目指した。また、再建連盟は、1952 年秋の総選挙で無残な大敗をしたように、国民の支持を得ることにも失敗した。そこで、岸は、既成政党の内部より新たな政党を結成することにした。しかし、右社党側に入党を拒絶された岸は、実弟の佐藤栄作を通じて自由党に接近せざるを得なかった。こうして、岸は、次章で論ずるように、大多数の保守政治家が原則的に支持する憲法改正、再軍備論を旗印として掲げ保守勢力の結集を図りつつ、政府主導による経済復興を推進するため、進歩的保守政党の結成を目指すことになる。

---

[149] 岸「予の日本再建の構想」、上掲、29 頁。

## 第 2 章　「進歩的保守」勢力による国家再建の模索

世界はいまや軍備を誇るかわりに、生産性向上に裏打ちされた経済の繁栄をもって誇りとする風潮に変わりつつあります[1]。

本章の目的は、岸が描いた進歩的保守政党がどのように結成されていったのかを岸が取り組んだ保守合同の軌跡を追いつつ描くことである。従来、保守合同に関与する岸の動機は、吉田・自由党首脳が忌避する改憲・再軍備論を実現することにあったと解釈されてきたと言えよう。本論は、岸が改憲論ないし再軍備をとっていなかったという見解をとるものではない。ただし、この時期の岸にとって改憲・再軍備論とは、むしろ保守勢力を結集するためのスローガンに近いものであったという立場をとる。むしろ、岸が主眼に置いていたのは、近年の研究で指摘されているように、経済的安定にあったと言えよう。本論は、上記視点のもと、第 1 節で西ドイツ視察時の岸の見解に注目し、岸が描く進歩的保守政党が何を狙うものであったのかを議論する。第 2 節では、第 1 節の議論を受け、実際に岸がどのように進歩的保守政党の形成に関わったのかを跡づけて行く。第 3 節では、以上の過程を経て結成された鳩山一郎内閣が長期経済計画を策定し経済成長と民生の安定を重視した内政方針のもと、防衛力増強よりも社会保障政策の拡充を優先するとともに、結果的にこれまで掲げて来た改憲論の実質的棚上げ選択したことを議論する。

### 第 1 節　国家復興モデルとして西ドイツ

再建連盟による政界再編運動を放棄した岸は、1952 年 11 月、イタリア、ドイツ連邦共和国（以下、西ドイツ）、フランス、イギリス、アメリカを視察するため、通産省委託という名目を得て海外渡航許可の申請をおこなっていた[2]。岸は、特に西独視察に強い関心を抱いていた[3]。当時、西独は、保守系のキリスト教民主同盟(CDU；Christlich-Demokratishe Union)を基盤とするアデナウアー内閣のもと、奇跡と呼ばれる経済復興を遂げつつあった[4]。CDU は、キリスト教系労働組合派とキリスト教社会主義と

---

[1] 生産性向上運動のために訪米視察団帰朝報告会における岸の挨拶の一部より。岸信介・西尾末廣「二大政党の巨頭による生産性論争」『新経済』16 巻 1 号（1956 年 12 月）。

[2] 岸・花見対談「海を渡る政界の怪物」、上掲、22 頁。

[3] ドイツは、岸が商工官僚時代より日本の産業政策のモデルとして参考にしてきた国であった。後に岸は、「同じ敗戦国であり国土が徹底的に破壊された上に東西に分割」されながらも目覚ましい復興を続ける西独の「哲学、政策、生活などを実地に見聞して日本と比較」することに重点を置いていた回想している。岸『岸信介回顧録』、上掲、71－72 頁。

[4] フリードリヒ－ヴィルヘルム＝ヘニング著、柴田英樹訳『現代ドイツ社会経済史－工業化後のドイツ 1914－1992』学文社、1994 年、169 頁。岸は、欧米諸国視察旅行が決まると元駐独商務参事官の長井亜歴山やハンブルグのアジア協会会頭として日本に滞在していたロ

いった修正資本主義が混在する中道保守政党であった。1949 年の総選挙以来、社会民主党（SPD：Sozialdemokratische Partei Deutschlands）と大連立を組んできた CDU は、古典的自由主義を掲げる保守系右派の自由民主党（FDP: Freie demokratische Partei）と連立をくんできた。西独の経済復興は、CDU が FDP と保守連立政権を形成し、経済統制を漸次撤廃し経済自由主義を政策基調とすることにより急速に進んだと言われている[5]。岸にとって西独視察は、再建連盟に代る政治構想として描く進歩的保守政党のテスト・ケースを見いだす機会となったのである。そこで、本章は、岸の西独訪問の感想を見ることにより岸が抱く進歩的保守政党像を整理する。

1953 年 2 月 7 日に外遊に出発した岸は、イタリア視察を終えた後、2 月 17 日から 3 月 18 日まで 1 カ月ほど西独に滞在した[6]。岸は、駐独代理大使の寺岡洪平から西独の経済復興問題など様々な説明を受けた[7]。当時、寺岡は、「統制経済を主張する一般的傾向に対して、アデナウアー内閣のエアハルト（Ludwig Erhard）経済相が断乎として自由主義経済政策を主張した結果」として「奇跡」が実現したと分析していた[8]。だが、岸は、自由主義的経済政策が西独復興の主要因と見ていなかった。例えば、西独政府系の金融機関を視察した岸は、生産力回復を目標とする計画に沿ってマーシャル・プラン（Marshall Plan）を「最も合理的」に使用したとの説明を受けたと回顧している。また、西ドイツ主要都市の視察した岸は、工業生産に直結する道路や橋梁などの産業インフラの復興が優先的に実施されている状況を目の当たりにし、「〔日本の復興に：注、筆者〕計画がなかった」、「消費のほうが先で生産が遅れてしまっている」と感じたと記している[9]。このように、生産力回復に重点を置いた計画性のある経済政策に注目していたのである。

また、岸は、「ドイツはすべての動力を生産の一点に集中している。労働者も経営者も一致してこの点に力を用いている」と述べたように、労使協調態勢に強い関心を持っていた[10]。例えば、労働運動を視察した岸は、「労働組合の指導者に共産党員および極左の連中がおらず、そのためストライキを通じてある種の政治目的を達するとか、産業を危殆ならしめて何かを達成しようというような意図で行っている労働運動は全然ない〔中略〕ストライキに入る前に労使双方の良識によって解決」を図っていると観察していた[11]。当時の日本の労働運動は、労使対立を前提として政治闘争に力点を置く日本労

---

ルフ・ハインからドイツ事情を聴取していた。岸・花見対談「海を渡る政界の怪物」、上掲、26 頁。

[5] 大嶽秀雄『再軍備とナショナリズム - 戦後日本の防衛観』講談社、2006 年、260 頁。

[6] 其山（岸ペンネーム）「ボンの印象－滞独日記のひと駒より」『風声』1953 年 7 月、28－31 頁。

[7] 川部美智雄「ドイツ視察記－岸先生に随行して」『風聲』1953 年 7 月、57 頁。

[8] 寺岡洪平「再び起上ったドイツ」『世界週報』35 巻 5 号、1954 年、28 頁。

[9] 岸「日本経済の繁栄策」、上掲、2 頁。

[10] 岸「日本の生きる道」、上掲。

[11] 岸「日本経済の繁栄策」、上掲、2 頁。

働組合総評議会（以下、総評）が中心勢力となっていた[12]。岸は、こうした日本の現状を念頭に置き、労使協調態勢ゆえにアデナウアー政権が生産力回復を優先する計画的復興政策を有効に実施し得ると考えたのである[13]。

西独の労使協調態勢は、岸のみならず、同時期に西独を視察した西尾（右社党顧問）や郷司浩平（経済同友会事務局長）も注目していた[14]。郷司は、ドイツの労働組合に「ドイツ再建の担い手としての祖国愛と責任感」、「労働者の生活向上は、生産を増大することによってのみ実現される」という発想が強いこと、ドイツ労働総同盟（Deutscher Gewerkschaftsbund : DGB）が組織分裂を防ぐため政治的中立を堅く守ろうとしていることが労使協調の要因と分析した[15]。他方、西尾は、「今日の日本の労働組合運動がイデオロギー的、観念的で、政治的であるのに対して、ドイツの組合は経済的、現実的で、極めて大人」と評し、労働者代表が資本家側と同じ条件で経営についての決定をなす権限が保障されていること労働者の「現実主義的姿勢」の要因となっていると分析した[16]。

ただし、岸は、郷司や西尾と異なり、アデナウアー政権が「勤労階層に向かって手厚い政策」を実施し、「相当に労働組合の支持を受けている」ことに注目した[17]。岸は、アデナウアー政権が勤労階層を重視する背景には、まず、与党 CDU の存在が大きいと考えた。岸は、CDU が「労働者を非常に厚遇している〔中略〕住宅については力を入れてさかんに作っているし、そういう意味でいまの自由党なんかよりよっぽど左の政党」

---

[12] 当時、日本国内最大のナショナル・センターであった日本労働組合総評議会（総評）は、柔軟な労働戦線統一を目指す GHQ 労働課長のブラッティのもと、戦前の労働運動指導者を中心とする右派寄りの日本労働総同盟（総同盟）の影響力を削ぐために結成されていた。総評事務局長であった高野実は、講和論争の中、「平和勢力論」を掲げ対外的には中立主義、対内的には護憲・非武装論を唱えた運動方針をとった。高野の指導方針に反発する労組指導者は、総評と対立する「総同盟」（1951 年 6 月再建）と提携し、1954 年 4 月に「全日本労働組合会議」(全労）を結成していた。なお、その他のナショナル・センターとして、全国産業別労働組合連合会（新産別）: 加盟人数 3 万 6 千人（全労働者の 0.6%）、全国産業別労働組合会議（産別）: 加盟人数 1 万 2 千人（全労働者の 0.2%）があった。ちなみに、ナショナル・センターに非加盟の全国組織は、加盟人数 108 万 3 千人（全労働者の 16.8%）であった。法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 第 28 集 1956 年版』1956 年 11 月、参照。

[13] 岸は、戦前から岸と交友のあるクランツストック人絹会社社長のウォルタートが多数のドイツ国民のがアデナウアー内閣が国内産業復興のため贅沢品などの消費財輸入に外貨を割当てず、生産施設の復興に予算を重点配分することに支持を与えているとの説明を受けたことを強調した。川部美智雄「ドイツ視察記－岸先生に随行して」『風聲』創刊号、57 頁。岸は、ウォルタートの他にも、デッセルドルフで富士貿易、大倉商事、日本鋼管など日本人駐在員やドイツの財界人とも懇談し、ハンブルグ都市復興建設委員長のストロマイヤー博士などと会談していた。

[14] 西尾末廣「西ドイツ復興の解剖－労使協力の実態」『経営者』7 巻 10 号、1953 年 10 月、32－33 頁。郷司浩平（経済同友会事務局長）「西ドイツ復興の解剖—学ぶべき労働総同盟」『経営者』、同左。

[15] 郷司・西尾「西ドイツ復興の解剖」、上掲、32－33 頁。

[16] 西尾・郷司「西ドイツ復興の解剖」、上掲、30、33 頁。

[17] 岸信介「新保守党論」『改造』34 巻 6 号、92 頁。

であると見た[18]。つまり、CDU が経済自由主義を政策基調としながらも、社会政策を重視していることを高く評価したのである。ただし、CUD は、党内の保守派及び連立与党の FDP の強い反対のもと、社会保障制度の拡充に積極的に取り組めずにいた。そこで、アデナウアー政権は、政府主導のもと社会改革に着手しようとしていた[19]。ゆえに、岸は、経済相のエアハルトのリーダーシップに注目し、次のように評価していた[20]。

> 社会党のような統制経済政策を採らず自由経済で事を営んでいるが、彼は一方において労働者などに住宅を与えるなど思い切った政策を行なっている。つまり、資本家や経営者のみでは復興は出来ない。労働者の力は復興への重要な要素であるとして、長期計画で臨んでいる。

以上のような感想を抱き西独から帰国した岸は、早速、次のような「新保守党論」を発表した。まず、新保守政党のとるべきプログラムは、「ティピカルな資本主義、自由主義」を基調としつつも、「すべてのものは、自由競争に任すのだということは日本の現状からいうと許されない」ため、「大きな意味における一つの計画性」を採り入れた経済政策を持つべき」である。次に、「労働者及び勤労階層と対立的立場に立って、これと何らの連絡もなく、これの支持を受けないような保守政党であってはいけない」とし、「必然的に福祉国家という問題」に帰着する「社会保障制度」を充実させるべきである[21]。そして、岸は、以下のように語った。

> 保守政党が、日本を再建する使命を達成するためには、何と云っても勤労者の勤労意欲を昂揚しなければいけない。それに必要な政策を勇敢にとってゆくというふうでないと、今後の保守政党は成り立たない。保守政党が勤労階級から離れたら、われわれの復興に役立たんということになって、国民の信望を失う。だからそういう政策面で、そういう政策を取入れてやる考えかたをしなければいけない[22]。

つまり、政府が生産力回復に重点を置いた復興計画を策定し民間経済活動を統制する一方、復興の直接的担い手となる労働者の支持を調達するため社会保障制度拡充などを

---

[18] 岸・木舎「惑星岸信介大いに語る」、上掲、70 頁。
[19] 戸原四郎「西ドイツにおける社会保障の展開」（東京大学社会科学研究所『福祉国家の展開［1］』東京大学出版会、1985 年、所収、74 頁。
[20] 岸信介「西ドイツ復興を視て」『丸』1954 年 1 月、15 頁。エアハルトの経済政策思想は、「社会的市場経済」（Soziale Marktwirtschft）と呼ばれ、国民や社会の要請する物質を最も安価に供給するため国家の「市場」に対する介入を最小限度にすべきという前提のもと、「社会政策」の実施をするというものであった。島田進吾「アデナウアー政府の経済政策－エアハルトの基本的政策への一考察」『東京外国語大学論集』5 号、1956 年、84 頁。
[21] 岸「新保守党論」、上掲、92-93 頁。
[22] 岸・木舎対談「惑星岸信介大いに語る」、上掲、70 頁。

積極的に進めることが今後の保守政党に求められると主張したのである。換言すれば、進歩的保守政党を媒介として「資本と経営と労働とがバランスをもって再建について真剣に協力するという体制」を形成していこうとしたのである[23]。次節では、以上の進歩的保守政党に対する岸の考え方が保守政党再編過程においてどのように反映されていったのかを整理する。

## 第 2 節　岸が描く保守再編構想

### 1、経済的安定のための政局の安定

岸が外遊している間、日本では、衆議院解散（バカヤロー解散）が発生していた。鳩山一郎や三木武吉ら自由党内反主流派（後に分党派自由党結成）は、吉田首相の国会答弁における失言を契機に社会党が提出した内閣不信任案決議に同調し可決させた。吉田首相は、この事態に対処するため衆議院解散を選択した。1953 年 4 月 19 日に行われた総選挙の結果は、自由（199 議席）、改進（76 議席）、分党派自由党（35 議席）、左社（72 議席）、右社（66 議席）となった。外遊を切り上げ帰国した岸は、4 月の総選挙で自由党代議士として政界復帰を果たした。

自由党は、第一党の座を守ったものの単独過半数をわり込んだ。一方、野党第 2 党の改進党は、両派社会党との連立を否定し、健全野党是々非々の立場をとった[24]。こうして、1953 年 5 月 21 日に発足した第 5 次吉田内閣は、少数与党を基盤とする不安定政権となった[25]。当時、岸は、自由・改進・分自の保守連立政権を形成し、政局安定の図り、1953 年 10 月をめどに「向米一辺倒の色彩を是正するため超党派外交、国民経済の大ワクの計画化など」を新政策とする「勤労者層の支持も期待出来るような、これまでの面目を一新した新しい保守新党」の結成を目指すべきと主張した[26]。岸の関心は、保守 3 派の結集（＝保守合同）により「強力な政権」を生みだし政局の安定を図るとともに、保守政党を「進歩的」なものへ脱皮させ、「政務調査会が確実に運用され、広く経済政策の立案を推進、日本経済再建のための長期計画」を策定するという点にあった[27]。実際、岸は、1953 年 9 月の西独の選挙において CDU が「絶対過半数」を占めたことをとりあげ、西独とフランスの政情を比較して次のように述べた。

〔アデナウアー：注、筆者〕内閣の立てる再建復興計画にも力を入れ、落ち着いて実行できるという方向に進んでゆく。国民も信頼して、政府と国民とが一体となって、進めてゆく

---

[23] 岸「新保守党論」、上掲、93 頁。
[24] 重光『続重光葵手記』、上掲、609 頁。武田『重光葵と戦後政治』、上掲、218 頁。
[25] 小宮京「第五次吉田内閣の政治過程－緒方竹虎と左派社会党を中心として」『桃山法学』第 18 号、2011 年、参照。
[26] 『朝日新聞』1953 年 5 月 8 日。
[27] 岸信介「政局安定のために」『実業の日本』1953 年 6 月 1 日、38 頁。

という状況が見られる。これに反して、お隣のフランスの如きは政局が極めて不安定である。したがってある政府が計画を定め、長く国民に実行を求めましても、この内閣はいつまでつづくか分らない。こういう内閣の言うことを聞くわけにはゆかないというので、国民自身が内閣を信頼しない[28]。

岸は、西独とフランスの比較し、「保守勢力を結集し、国民大多数がそれを支持し、政府もまた国民大多数の支持の上にたって、始めて強力な経済政策が行われる」との認識を示した[29]。このように、岸が政局の安定を重視した理由は、経済的関心が強いものであった。その具体的理由は、次のようなものであった。

まず、朝鮮戦争の休戦により冷戦の緊張緩和という形勢が進むことで米国による「新特需」の減少と西側陣営内で輸出競争が激化が予想される中、従来以上に国際競争力を有する産業復興を実現する必要があるというものである[30]。実際、大蔵・通産・経済審議庁は、1953 年 12 月 3 日、1953 年度の国際収支が前年度の 3 億ドル以上の黒字から一転し、約 2 億ドルの赤字になるという見通しを示していた[31]。岸は、緊縮財政によりインフレ抑制を図りつつ産業復興を重点的に進めるため、米国など西側諸国から大規模な借款など外資導入を促進する必要があると考えていた[32]。ただし、商業ベースの借款を獲得する前提条件は、安定政権のもと堅実な経済運営を図り返済可能であるという信用を回復することであった。実際、岸は、外資導入など「アメリカ経済力を極度に利用する」ためには、「日本の政局が安定して国内の治安が確保されること」と「国民の勤労意欲の高揚」という 2 つの条件をクリア―することが前提であると認識していた[33]。つ

---

[28] 岸信介「保守統一への期待」『改造』1953 年 12 月号。

[29] 岸「保守統一への期待」、上掲。

[30] 岸・菅原対談「政界放談」、上掲、40 頁。また、岸と対談した鮎川は、次のように語った。「今まで世界はコールド・ウォアやホット・ウォアがあって相当疲れて来た。しかしこれからは世界的に平和風が吹いて来ると今度台頭して来るのは経済戦争ではあるまいか〔中略〕本当の平和風が吹いて来ると日本は痛い。コールド・ウォアであれば、特需とかなんとかがある間は都合がよかった。ホット・ウォアも日本にはそう痛くない。敗戦後の日本は吹けばとぶようなものかも知れないが、バランス・オブ・パワーからいって、キャスティングヴォードの威力も発揮できる。ところが経済の戦争になるとそういうことが出来ない。悪い品物が良いといっても買ってくれる人はない〔中略〕根本的な産業のたてなおしが出来てない日本にはこの方が痛い」。岸・鮎川対談「日本の再建」、上掲、24 頁。

[31] 中北浩爾『一九五五年体制の成立』、上掲、87 頁。

[32] 岸・鮎川対談「日本の再建」、上掲。鮎川は、1953 年 8 月 16 日に訪米した際、国連アメリカ大使のヘンリー・ロッジ（Henry C. Lodge Jr）に外資導入プランを手交していた。「鮎川」182.41、憲政。

[33] 実際、岸は、次のように述べていた。「我々は独立を達成した 4 月 28 日の記念すべき日に、我々の勤労意欲高揚の国民運動を起こし併せて占領下の被圧迫民族的頭脳の切替えをやるべきであったと思う。これらは政府当局者の指導によるべきものであって、今後もこの種運動は政府の施策に待つところが多いのである」（岸「アジアに孤立せず」、上掲、14 頁）。

まり、「米国其の他外国から資本導入等の援助」を促進するため、「国の政情が不安定」な状態を解消しようとしたのである[34]。

また、岸は、保守 3 党が「過去の因縁、些細な感情だけの源平ごとき争い」[35]を続けて「先の見通しがつかない」ことが一般の人々に「政治に信頼を置けないという不安」を与え、「例年の行事である労働攻勢」が「経済界一般の不況と結びついて、日本にとって非常な危機」がおとずれるとも考えた[36]。こうした懸念は、左社党が先の総選挙で躍進したことにより現実味を与えられていた[37]。すなわち、労働攻勢とともに急進的経済変革を求める左社党の躍進を抑制するためには、保守合同による政局の安定と進歩的保守政党の確立を急ぐ要因となっていたのである。

岸は、以上のような国際及び国内政治状勢認識のもと、政局の安定と進歩的保守政党を結成するため、改憲と再軍備論を共通政策として保守 3 党が合同することを期待した。

**2、保守勢力結集の旗印としての改憲・再軍備論**

吉田首相は、「いつまでも日本の防衛をアメリカに大きく依存しようとは思っていなかった」と言われている[38]。だが、吉田はじめ自由党執行部の意向は、経済復興を優先し「自衛力漸増」を続けるため、本格的再軍備論につながりかねない改憲論を棚上げする態度をとってきた[39]。こうした中、岸は、欧米外遊前より「憲法の改正を行ない早急に自衛態勢を確立する」という共通政策のもと、鳩山をはじめとする自由党内反吉田派と改進党の提携を模索していた[40]。ただし、岸が念頭に置いた「自衛態勢」とは、経済復興を阻害しない程度の規模であった点に留意する必要がある[41]。例えば、岸の盟友である安倍源基（元内相）も、「自衛軍の性格は、どこまでも共産党等の内乱に備えての

---

[34] 岸信介「政局安定のために」『風聲』1953 年 7 月号。岸は、吉田・自由党が解散総選挙を強行し政治空白を生み、1953 年度予算成立が大幅に遅延したことが「現実の産業面に影響」を与えていると見ていた。岸・菅原対談「政界放談」、上掲、41 頁。

[35] 岸信介「政局安定のために」『実業の日本』1953 年 6 月 1 日、38 頁。

[36] 岸信介・菅原通済対談「政界放談」『実業の日本』1953 年 7 月 1 日、41 頁。

[37] 例えば、右社党は、左社党躍進という事態に対して以下のように総括した。「日本共産党がマルクス・レーニン主義に立つことはもとより当然である。しかし、それと一線を画すると称しつつ、〔左社党が〕実践においてはマルクス・レーニン主義を受容しているものの多いのは、悲しむべきことと言わざるを得ない。この迷走と過誤を打破することこそわが党に課せられた任務」。『日本労働年鑑第 27 集』、上掲。

[38] 高坂『宰相吉田茂』、上掲、245 頁。

[39] 例えば、岸の実弟であり自由党幹事長であった佐藤栄作は、「未だ再軍備をしていないし、経済もだんだん立ち直って来たんだから、その財力の一部は、こういう基本的な国力をつよめる方向の開発につかいたい」と説明していた。佐藤栄作・木舎幾三郎「危局の自由党を語る」『政界往来』1953 年 3 月、43 頁。

[40] 『毎日新聞』1953 年 1 月 28 日付 1 面。『朝日新聞』1953 年 1 月 28 日付夕刊 1 面。なお、岸と鳩山や三木武吉を仲介していたのは、当時、自由党代議士になっていた永野護であった。岸『岸信介回顧録』、上掲、71 頁。

[41] 岸「新保守党論」、上掲、92 頁。安倍源基「平和日本の建設への道」『経済時代』、37 頁。

治安確保と純粋の国土防衛のために限るべき」であり、「国の財政とにらみ合わせ」て「少数精兵主義」をとるべきと主張していた[42]。つまり、岸の主張する改憲・再軍備論との内実は、吉田ら自由党主流がとってきた自衛力漸増の立場と実質的な差がないものであり、むしろ保守政界再編の旗印として利用しようとした点に本質があったのである。

実際、岸は、吉田内閣がアイゼンハワー政権と相互防衛援助協定（Mutual Defense Assistance Agreement; MSA）の交渉を開始したことにより、護憲・非武装論を主張する社会党両派[43]と「対決せねばらない段階」に至り、「否でも保守戦線の統一」に向かうことになると計算していたと言われる[44]。事実、自由党首脳は、MSA をめぐる対米交渉に際し、改進党と政策協定を結ぶことを模索していた。こうした中、重光とパイプを持つ岸は、池田勇人（自由党政調会長）を中心とする自由党による改進党工作に協力した[45]。当時、池田は、自改両党間の政策協定項目として吉田の承認を得て次の 4 項目をとりまとめていたと言われている。

1）長期の防衛計画を立て自衛力増強方針の明確化。
2）保安隊を自衛隊に改めて直接侵略に対抗できるようにすること。
3）結果として起こりうる憲法問題は別に協議する。
4）長期経済建設の政策を協議する。

池田による改進党工作は、9 月 27 日の重光・吉田会談として結実した。だが、重光・吉田会談は、岸が期待したような改憲を共通政策として保守 3 党が合同する気運をもたらさないばかりか、長期経済計画を策定といった経済政策に関する自由党の基本姿勢を修正させる契機にもならなかった[46]。というのも、むしろ重光が協定合意事項から 3)と

---

[42] 安倍源基「平和日本の建設への道」『経済時代』、37 頁。

[43] 当時、左社党は、「再軍備をやめて母と子をまもれ」というスローガンのもと「非武装中立」へ外交・安全保障政策を転換することを訴え、先の総選挙で躍進していた。また、右社党主流派は、MSA 問題をめぐり再燃した防衛論争に際し、再軍備・安保是認を主張する西尾派を抑え、左社党との統一推進を進めていた。大嶽『再軍備とナショナリズム－戦後日本の防衛観』、上掲、247－250 頁。

[44] 吉本『岸信介傳』、上掲、166 頁。

[45] 塩口『聞書 池田勇人』、上掲、131 頁。

[46] 当時、岸が所属する衆議院経済安定委員会は、菊川忠雄（右社党代議士）が吉田内閣が経済政策方針に対し、「最低賃金制度の拡充の問題」、「社会保障制度の拡充の問題」、「所得税の軽減」、「中小企業の振興」について触れてないと批判し、「完全雇用の実現ということを目標」とする「何らかの計画」を策定しているのかと経審長官の岡野清豪を追求していた（「衆議院経済安定委員会第 4 号」1953 年 6 月 25 日、『国会議事録』）。また、同委員会委員長の改進党代議士の佐伯宗義は、経審庁内で進められていた「わが国経済の自立について」（岡野構想）の提示を求め、「本委員会はこれを精査して、真にわが国再建の基本的政策を確立せしめて、政府にこれが断行を要求したい」と提案した（「衆議院経済安定委員会第 8 号」1953 年 7 月 2 日、『国会議事録』）。経済審議政務次官の深水六郎は、こうした野党の要求のもと、11 月 3 日に「岡野構想」の概要を説明した。実際、小林進（右社党代議

4)を削除することを希望したからである[47]。当時、重光は、「政権禅譲という見仮りを期待」し、「自由党の主張する軽軍備、自由主義的経済政策への譲歩」したと言われている[48]。いずれにせよ、重光・改進党の態度は、自由党中心の政権運営を継続しようとする従来通りの吉田の態度を強化することになった[49]。そこで、岸は、1953 年 11 月 9 日、再建連盟の同志を中心とする超党派代議士 40 名を集め、「憲法改正をスローガン」とする「保守三党への大同団結」への流れをつくろうとしたと言えよう[50]。吉田は、12 月 9 日、岸ら党内の不満分子を懐柔するため、自由党憲法調査会の会長に岸を指名した。こうして岸は、自ら改憲を旗印として改進党や分自党との合同を模索していくことになる。

**3、進歩的保守政党の政策指針**

1954 年に入り造船疑獄による保守政界の汚職疑惑が明るみになったことは、保守合同の気運を自由党全体に高める契機となった。自由党は、1954 年 4 月 14 日、緒方竹虎副総裁による声明を受け、保守合同を進める党議を決定した。こうした中、岸側近の武智、石橋湛山（鳩山とともに自由党復党）の側近の石田博英、緒方側近の津雲国利は、自由党内の中堅代議士 40 名から成る保守新党問題懇談会を結成した[51]。保守新党問題懇談会は、4 月 28 日、自由党内の旧前田派と旧内務官僚派の連合グループ（同声会）、自由党内旧進歩党系と改進党内保守派の提携グループ（新党結成同志会）、改進党中間派（同友会）、改進党芦田派、分自党後身の日本自由党の代議士計 180 名を糾合した新党結成促進協議会（以下、新党協議会と略記）に合流した[52]。岸は、芦田や石橋とともに同協議会の中心メンバーとなった。以後、岸は、新党協議会を拠点とし、芦田と石橋と提携しながら保守合同を進めた。

本項では、新党協議会の政綱形成過程を整理し、岸が描く進歩的保守政党の政策指針が後に結成される日本民主党の綱領及び政綱にどのように反映したのかを明らかにする。その際、岸の意向を知る手掛かりとして、1954 年になり頻繁におこなわれた岸と

---

士）は、「各省をむしろリード、指導しようという、そういう計画立案性を持っていただきたい」と経審庁に反省を促すとともに、「今の自由主義的資本主義、そういうイデオロギーでは、とうてい皆さん方のおっしゃる目的を達成することはできない」と批判した。吉田は、周知のように、こうした議論を「アカ」の発想である一蹴した。

[47] 宮沢喜一『東京－ワシントンの密談』中央公論社、1999 年、196－198 頁。

[48] 武田『重光葵と戦後政治』、上掲、223 頁。

[49] 例えば、分自党党務委員長であった三木武吉は、自由党復党の名分を得るため、第 1 次臨時会（10 月 23 日 - 29 日）にて吉田から将来的に改憲の意図があるとの言質を引き出そうとうとした。だが、改進党との政策協定を結んでいた吉田は、三木を冷淡にあしらった。「衆議院予算委員会 4 号」1953 年 11 月 3 日。岸『岸信介回顧録』、上掲、103 頁。

[50] 『朝日新聞』1953 年 11 月 9 日付夕刊 1 面。

[51] 「保守新党問題懇談会」は、「吉田内閣の存続よりも新党結成」を重視し、「占領憲法の改正」、「自衛体制の確立」、「総合計画に基く経済自立政策の実施」を新党の政策指針とすることを目指した。『朝日新聞』1954 年 4 月 15 日 1 面。

[52] 『朝日新聞』1954 年 4 月 30 日 1 面。

米国大使館員との会談に注目する[53]。岸が米国大使館員と接触した理由は、吉田・自由党政権に代る進歩的保守政党の青写真を事前に説明し、米国側から理解と支持を得ることになったものと思われるからである。

新党協議会は、芦田のもと 35 名（自由 19、改進 12、日自 1、その他 3 名）の政策委員を中心に新党政策大綱の具体化を進め[54]、1954 年 7 月 5 日に「党の使命」及び 5 項目から成る「政策大綱案」（7 月 5 日案と略す）をとりまとめた。

1、政界官界の刷新浄化と国会の信用回復
2、経済自立の達成
3、国民生活の安定と社会保障制度の推進
4、憲法の改正その他占領諸政策の再検討
5、防衛体制の整備[55]

上述した 7 月 5 日案は、まず、アメリカに軍事的・経済的に依存した状態から自立した「独立の完成」を志向する「新しい民族主義」を共有する政治勢力を「一大結集」することを「党の使命」と規定した[56]。次に、7 月 5 日案は、「緊急政策大綱」のうち「経済自立の達成」という項目にて、「財政、経済、金融、税制、貿易につき総合施策を樹立」し、「前期 3 カ年間」に「インフレを収束して通貨価値を安定し、特需依存の経済を脱却して国際収支の均衡」の回復を目指すと共に、この間に「資本の蓄積、労資の協同体制の確立、基礎産業の培養等に努め」、「其後 2 カ年に貿易の伸長と国土の開発によ

---

[53] 岸は、新党運動と前後し『改造』の元編集長の原勝アレンジのもと、駐日米国大使館の一等書記官のリチャード・ラム（Richard H. Lamb）、参事官のサミュエル・バーガー（Samuel D. Barger）、ハッチンソン（William E. Hutchinson, Jr.)ら米側大使館員と定期的な接触を持つようになっていた。なお、岸と米国政府関係筋の接触は、巣鴨プリズンにいた頃より GHQ 経済科学局のキャピー・原田などとあったようである。(『朝日新聞』1994 年 9 月 22 日朝刊 2 面)。一次史料から確認できる岸とアメリカ政府公人との直接的接触は、1953 年 9 月 4 日の米国大使館一等書記官のリチャード・ラム（Richard H. Lamb）、駐在武官のジェレミア・フスコ（Captain Jeremiah N.Fusco）である。“ KISHI’s view on Defence and present political scene OARMA, Japan” 4, Sep. Tokyo to DOS, September 29, 1953. 794.00/9-2953. *Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan 1950-1954,* Wilmington; Scholarly Resorcese, reel no.5.

[54]「新党促進協議会常務委員」。「石橋」、583－207、憲政。

[55] 「7 月 5 日案」は、7 月 3 日に芦田均（改進党）、三浦一雄（改進党）、堀木鎌三（改進党）、須磨弥吉郎（改進党）、杉原荒太（自由党）、福田赳夫（自由党）、舘林三喜男（改進党）の協議にもとづきまとめられたものと思われる。『芦田均日記第 5 巻』、217 頁。

[56]「〔前略〕新たなる民族主義に目覚めた同志を広く院の内外に求め政治勢力を一大結集し、占領時代の弊風を改め、健全なる社会を建設し、特需依存経済を脱却して自立経済を確立し、自衛の体制を整備して真に独立国家の完成を目ざし、外は、自由主義国家群と相提携して、アジア諸国との善隣友好と経済提携を回復し、進んで両陣営の対立を緩和して、東亜の安定と世界平和に寄与せんとする」（下線筆者)。「新党の使命と当面の国策に対する態度」1954 年 7 月 5 日。「石橋」583－207、憲政。

る拡大再生産を遂げ、完全雇用を実現して、日本経済の自立を達成する」ことをうたった[57]。さらに、7 月 5 日案は、「社会保障制度の確立、社会政策の拡充については、各種恩給年金制度の整備、国民健康保険については予防衛生面の拡充、養老、育英、母子福祉制度を拡大すると共に住宅については公営住宅、勤労者住宅の画期的拡大を図る」（下線筆者）ことを明記した[58]。

このように、7 月 5 日案は、自由党、改進党、日自党首脳による 3 党委員会により大筋合意された政策指針を念頭に置いた総花的なものであった。ゆえに、同案は、3 カ年にわたる緊縮財政を謳いながらも、大幅な財政支出を伴う在日駐留米軍の撤退を可能とする陸上兵力の増強や社会保障政策や住宅建設という民生の安定に積極的に取り組むという矛盾を孕んでいた[59]。そこで、新党協議会内部では、7 月 28 日、「現下の経済危機打開と共に自衛問題は特に重大な国民的関心事」とし、「国防費と社会保障費の均衡を如何に調和するや」との議題が提示された。そして、8 月 3 日に「新党経済政策の基調（未定稿）」がとりまとめられた[60]。同文書は、まず、朝鮮戦争以来の物価高・国際収支の悪化の根因が「財政膨張」、「国民消費の過増」、「過剰投資並びに二重投資」にあるとし緊縮財政を基調とすることを確認した。次に、同文書は、「計画的な見透しのある総合施策を早急実施すべき」であり、「総合的経済政策の裏打ちの伴わない跛行的な金融引締し所謂『金融独走』の弊は厳にこれを改めねばならない」との見解を示した。さらに、同文書は、「財政の緊縮」を続けるため「国防費と社会保障費との均衡を図る」必要性があると指摘し、「関連的社会民正問題」として「社会保障制度の拡充に対する税法上の優遇」と「国防費と社会保障費の調整」が付記された[61]。つまり、民生の安定を重視する内政指針を示したのである。

現時点では、以上のような「総合計画に基く経済自立」や民生の安定を重視する方向

---

[57] 「新党の使命と当面の国策に対する態度」1954 年 7 月 5 日。新党促進協議会「新党経済政策の基調（未定稿）」1954 年 8 月 3 日。「石橋」583－207、憲政。

[58] 「新党の使命と当面の国策に対する態度」1954 年 7 月 5 日。「石橋」583－207、憲政。

[59]「7 月 5 日案」は、「概ね 3 年間に陸上兵力については駐留軍撤退を可能ならしむる自衛体制を整備する共に陸海空軍については国力に応じた少数精鋭主義による均衡を得た文官優位の民主的自衛軍の確立を図る」（下線筆者）との防衛力整備方針を示していた。「新党の使命と当面の国策に対する態度」1954 年 7 月 5 日（「石橋」583－207、憲政）。実際、「新党協議会」の財政政策及び防衛政策は、必ずしも統一されたものではなかった。例えば、石橋は、7 月 26 日から開催された協議会の遊説で「完全雇用、内外の資源開発を力説しその基礎としての政局安定」を説いていた（筒井清忠『石橋湛山－自由主義政治家の軌跡』1986 年、186 頁）。また、新党協議会の政策委員であった辻政信は、米国が MSA の条件とする日本に求める陸上兵力増強や装備を批判し、民兵組織を創設により補充すべきと主張していた。辻は、共産圏からの直接侵略の脅威を著しく低く見積もることにより、陸上兵力の存在意義を騒擾といった間接侵略の対処にあると位置づけていた。

[60] 新党促進協議会「緊急討議題材メモ」1954 年 7 月 28 日。「石橋」583－207、憲政。

[61] 新党促進協議会「新党経済政策の基調（未定稿）」1954 年 8 月 3 日。「石橋」583－207、憲政。

性が誰によって主導されたのかは、判然としない[62]。だが、岸は、こうした方向性に少なくとも賛成していたことを確認できる。岸は、1954 年 4 月 12 日に米国大使館員と対談した際、「計画された日本経済」における「自由」や「統制」について尋ねられると、東條内閣商工相として統制経済を手掛けたものの巣鴨プリズンの 3 年半間で「自由の価値」を評価することを学んだため、経済領域外の「自由」と経済領域における「統制」を分けて考えていると応えていた。例えば、岸は、地下資源と資本に恵まれた米国と日本は置かれている状態が異なるため、資本投資を慎重に運用し、「生産と消費」、「需要と供給」を「管理」（control）するといった広範な「統制手段」が必須であると説明した。そして、岸は、経済的安定なくしては日本が必要とする外資を呼び込めず地下資源と市場の両方を東南アジアに依存する健全な経済関係も発展させることもできないと説明する一方、今や大半の経済団体が経済統制（economic controls）や国家計画（state planning）の必要性を納得しているし、一般の人々も戦時統制（wartime controls）の不幸な感情に関わらず、徐々に統制（controls）の必要性を理解しはじめているとの見解を示していた[63]。実際、岸の説明とほぼ同趣旨の論考を公表していた植村甲午郎（経団連副会長）は、「長期経済計画樹立の必要はようやく世論となるに至った」との認識を示していた[64]。

また、岸は、「新しい保守政党」が民生の安定を重視する意向であることを説明していた。岸は、5 月に駐日米国大使館参事官のバーガー（Samuel D. Barger）と会談した際に「共産主義への対抗」（opposition to communism)につきどのような措置をとるのか尋ねられると、非合法化では共産主義者を地下に誘導するだけで共産主義活動を阻止し得ないだろうとの認識を示し、警察改革、労働組合の指導層から共産主義者を一掃するなど多様な措置が必要であるが、「今後の経済を良くすること」が重要と応えていた。つまり、日本人は、一定の経済的幸福（economic well-being）、少なくともそれが得られるという希望を与えることにより決して共産主義化しないし極左に向かうこともないとの見解を示していたのである[65]。岸は、以上のように考える理由を次のように説明していた。

1)、農地改革により自作農となった農民は、基本的に保守的な考え方を持っているだけでな

[62] 筆者は、当時、岸と行動をともにしつつ新党協議会の政策委員でもあった福田赳夫ではないかと推測している。というのも、同時期に福田が公表した政策論の内容が新党協議会の討議資料に近似しているためである。福田赳夫「経済自立に関する 9 章」『経済時代』19 巻 9 号（1954 年 9 月）。

[63] From AMEEMBASSY to DOS, September 29, 1954.794.00/4-2254. *Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan, 1950-1954*, Wilmington; Scholarly Resorcese, reel no.5.

[64]。植村甲午郎「日本経済の自立再建と経済の計画化」『経団連月報』1953 年 5 月。植村甲午郎「長期経済計画と産業構造の研究」『経団連月報』1954 年 9 月、2 頁。

[65] From AMEEMBASSY to DOS, May14, 1954.794.00/5-1454. *Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan, 1950-1954*, Wilmington; Scholarly Resorcese, reel no.6.

く共産主義者や社会主義者が政権を握ることにより私有地を取り上げられることを懸念している。

2)、下層中産階級（lower middle class）の中核となる商店主、零細企業事業者なども農民同様に社会主義者への懸念を持っている。

3)、社会主義者や左派社会主義者は、「階級政党」として組織されたすべての産業労働者から支持されることを描き、社会の他の構成分子からの不評を買ってきた[66]。

岸は、以上の 3 要因により戦後すべての選挙で保守政党が 70 から 75%の議席を獲得するというのが固定的比率となっており、仮に日本が共産主義へ転じるとすれば、日本が経済的崩壊を蒙り日本人が今後の経済の見通しに望みが持てなくなり自暴自棄となる場合であると説明した。そして、現在の日本経済の危機的状況において、強く積極的なリーダーシップをもって日本の経済問題に対処し得る能力を持った「新しい保守政党」を「生み出す」ことが必要不可欠と述べた[67]。要するに、日本経済を強力に復興し繁栄をもたらすことが共産主義の影響力が国内に浸透することを防ぐために最も重要かつ現実的手段であるというロジックを用い、「新しい保守政党」に対する米国側の理解と支持を得ようとしていたのである。

こうした経済政策や社会保障政策を重視する発想は、岸のみならず、「革新官僚」と呼ばれた政治家の間にも共有されていた点に留意する必要があろう。例えば、元大蔵・企画院官僚の迫水久常は、「共産主義に対する問題は経済政策の一環として考うべき」であり、「国民をしてめいめいに富を得しめることに政策を集中」すべきと述べていた[68]。また、岸を政治的に支援した元大蔵官僚・蔵相の賀屋興宣[69]は、次章で論じるように、反共主義の一環として社会保障制度の拡充を強く訴えた。特に、この時期の賀屋は、A 級戦犯として巣鴨拘置所で服役（禁固刑）しながらも、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の制定を働きかけるとともに、仮出所後は「ひたすら安全保障問題や社会保障政策に打ち込んでいた」[70]。さらに、賀屋自身は、面会に訪れた大蔵省時代の後輩の池田勇人に対し、吉田早期退陣を説いていたとも回想している[71]。つまり、岸が米国側の理解と支持を得ようとした民生の安定を重視する政策の方向性は、吉田の退陣による政界刷新を求める旧革新官僚の指導者層の見解を代弁している側面もあったのである。

新党協議会は、先述した「新党経済政策の基調」を背景とし、9 月 7 日に改めて大綱

---

[66] From AMEEMBASSY to DOS, May14, 1954.794.00/5-1454. *Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan, 1950-1954*, Wilmington; Scholarly Resorcese, reel no.6

[67] From AMEEMBASSY to DOS, May14.794.00/5-1454, reel no.6.

[68] 迫水久常・石橋湛山・高崎達之助対談「独立日本のあるべき政治と経済」『産業と産業人』5 巻 4 号、41 頁）。

[69] 岸と賀屋の関係は、第 3 章脚注 69 を参照されたい。

[70] 山崎實「元秘書が回想する A 級戦犯－賀屋興宣の償い方」『論座』2006 年 8 月。89－90 頁。

[71] 賀屋興宣『戦前・戦後 八十年』浪漫、1974 年、268 頁。

案（9 月 7 日案と略記）をとりまとめた[72]。同大綱案は、「財政、経済、金融、税制、貿易等につき、総合施策を樹立し、国際収支の均衡、経済自立の早期達成を図る」としつつも、陸上兵力増強の年数目標を削除し[73]、社会保障政策など民生の安定の積極的方針を維持した[74]。新党協議会（9 月 21 日に新党結成準備会へ発展的改組。以下、新党準備会と略記）は、10 月 20 日、9 月 7 日案の 5 項目を 15 項目の大綱に細分し具体化した成案を決定した[75]。

新党準備会は、11 月 1 日、鳩山を委員長に選出した。鳩山選出は、自由党内の鳩山・石橋・岸派が改進党、日本自由党（日自党）とともに新党結成に向かうことを意味した。岸と石橋は、11 月 8 日、党議違反を理由に自由党を除名された。他方、改進党、日自党は、11 月 10 日、新党準備会に正式に参加した。新党準備会は、11 月 24 日、自由党からの脱党者 35 名（岸派 14 名）を加え、衆議院 124 名・参議院 18 名から成る日本民主党（民主党）を結党した。岸は、民主党幹事長に就任した。民主党は、12 月 7 日、両派社会党と協調し吉田内閣不信任案決議を可決させた。同日、吉田は、総辞職を選択した。こうして、12 月 10 日、第 1 次鳩山内閣が発足した。

民主党綱領及び政策大綱は、新党準備会のもと成案化されてきた政策大綱案を土台として形成された。「新党準備会」は、日自党と改進党が 11 月に正式参加した後、宣言綱領委員会（改進 6・自由 3・日自 1・その他 1 名）、政策委員会（自由 6・改進 5・日自 1 名）を設置していた[76]。民主党綱領には、「総合計画による自立経済を確立して、社会正義に則り民生を安定し、福祉国家の建設を期する」という項目が盛り込まれた。民主党政策大綱の民生の安定に関する項目は、以下のように積極的なものとなった。

> 自立更生の経済復興を遂げるため、国民生活の改善合理化、家族計画の推進、人口問題の解決に積極的施策を講じ、住宅の画期的増設を行なうと共に、友愛互助の精神に基づく福祉

---

[72] この試案は、改進党側の芦田、堀木、自由党岸派の福田赳夫、小笠公韶、岡本忠雄、再建連盟以来の岸の同志である有馬英治（協議会事務局長）らが参加した 8 月 31 日の協議を土台にしているものと思われる。『芦田均日記第 5 巻』、上掲、247 頁。

[73]「国力に応じ、均衡を得た少数精鋭、少数精鋭主義の自衛軍を整備し、速やかに駐留軍の撤退を可能ならしむることを目標とする」（下線筆者）。新党促進準備会「政策要綱（案）」1954 年 9 月 7 日。「石橋」583－207、憲政。

[74]「年金制度の整備、予防衛生面の拡充、養老、育英、母子福祉制度の拡大を図る」、「国民生活の改善合理化について」、公営住宅、勤労者住宅の画期的拡大を図る」（下線筆者）。新党促進準備会「政策要綱（案）」1954 年 9 月 7 日。「石橋」583－207、憲政。

[75] 大綱案の項目は、1、明朗にして清浄なる政治の建設。2、憲法改正と占領諸制度の再検討。3、自主外交の展開。4、自衛体制の整備。5、健全財政の確立と金融政策の刷新。6、貿易の伸長。7、中小企業の育成強化。8、農林漁業の安定と自給度向上。9、基本産業の強化。10、労働・失業対策の確立。11、国民生活の安定と社会保障制度の整備充実。12、文教の刷新と道義の高揚。13、科学技術の振興。14、地方行財政の更新。15、国土保全と災害防除。新党促進協議会「新党政策大綱（案）」1954 年 10 月 11 日。「石橋」583－207、憲政。

[76]「新党創立委員会役員」1954 年 11 月 17 日。「石橋」583－207、憲政。

国家の建設を目途とし、社会保障制度の整備充実を図る（下線筆者）[77]。

一般的には、こうした計画的な経済政策や社会保障政策を重視する志向は、修正資本主義あるいは協同主義を標榜する改進党「革新派」[78]の影響によるものと見られがちである[79]。また、新党政策大綱は、「革新派」により「新たな見地」から試案を見直すべきと異議が唱えられたものの、「最終的には準備会が作成した十五大政綱が原則的な了解を得、改進党の意見を取り入れて修正」されるに止まったと言われている[80]。ただ、「革新派」による主要修正要求は、改憲項目の「消極化」[81]、日米安保条約改訂の挿入にあった。政策委員会[82]の 1/3 を占める岸派代議士は、改憲論を明確にするという点で岸や芦田の考えを政綱形成過程に反映する役割を担った[83]。こうした点から、岸は、民主党の政策をめぐり積極的な改憲論や防衛力増強を重視する「タカ派」の芦田と消極的な改憲論と民生の安定を重視する「革新派」という対立図式のもと、芦田の側に立っていたかのように見られがちである。

しかし、計画性のある経済政策や「福祉国家」というスローガンは、本節で論じて来

---

[77] 『日本民主党　立党宣言・綱領・政策大綱・党則』。「芦田」398、憲政。

[78] 「革新派」とは、三木武夫、北村徳太郎を指導者ないし後見役とする川崎秀二、中曽根康弘など同志的集団の呼称である。冨森叡児『戦後保守党史』岩波現代文庫、2006 年、85 頁。

[79] 例えば、改進党の「自立経済計画総合特別委員会」（苫米地義三委員長）は、1953 年 12 月に「自立経済五カ年計画要綱」をまとめていた。また、「革新派」の一人である川崎秀二は、「社会保障制度の真摯な研究家」として知られていた（中谷武世「民主党革新派の人と思想－政策一本に生きる新政治家群像」、112 頁）。ただし、冨森は、三木武夫ら旧国民民主党系グループが模索していきた「協同主義」という文言が民主党綱領から盛り込まれなかったことに注目し、「自由党から鳩山派、岸派がなだれこんで改進党右派と組んだため、左派は完全に主導権を失った（中略）日本民主党は経済政策では生産第一を目指す資本主義政党となり、自由党との相違はなくなった」と解釈している。冨森『戦後保守党史』、上掲、88 頁。

[80] 小宮京『自由民主党の誕生：総裁公選と組織政党論』木鐸社、2010 年 2 月、204 頁。

[81] 当初の「現行憲法は、平和主義、民主主義の原則を堅持して国民自らの意思により全面的に之を更改する」という文言は、「現行憲法は、制定当時の事情、其の実施の結果に鑑み、国民各階各層の意思を徴し慎重に内容を検討し、平和主義、民主主義の原則を堅持し、これを更改する。これがため国会に法律に基く憲法審議会を設置する」と改められた。「政策大綱」日付不詳。「芦田」212、憲政。

[82] 新党準備会政策委員は、以下の通り。委員長・根本竜太郎（自由・鳩山派）。北玲吉（自由・鳩山派）。遠藤三郎（自由・岸派）。岡本忠雄（自由・岸派）。小笠公韶（自由・岸派）。福田赳夫（自由・岸派）。池田正之輔（日自党）。堀木鎌三（改進・準備会派）。高橋偵一（改進・中間派）。河本敏夫（改進・革新派）。出井一太郎（改進・革新派）。中曽根康弘（改進・革新派）。

[83] 芦田は、新党の政策や党則について改進党「革新派」と「三十日会」（自由党岸派と改進党芦田派及び中間派の合同連絡会議）の対立があったと記している。後に芦田は、「政策については革新派の主張は多く破れて、憲法改正、自衛軍整備も生きた」と記した。（『芦田均日記第 5 巻』、上掲、305－306、308 頁。

たように、岸も 1953 年頃より「新しい保守政党」の柱として主張してきたものであった。そして、防衛力増強よりも民生の安定を重視する考え方は、1954 年夏頃より「新党準備会」の内部で検討されてきたものであった。この点は、岸が必ずしも芦田と同様の立場をとっていたのわけではなかったことを示唆している。事実、次節で論ずるように、民主党幹事長となった岸は、政府が描く経済成長(≒生産力増強)のために、防衛力増強よりも社会保障政策の拡充を優先すべきとの立場をとり、結果的に芦田との関係が急速に冷却することになる。

## 第 3 節 民生充実第一主義

### 1、改憲・再軍備論の後退

岸は、1954 年 11 月 24 日の民主党結党式の演説の際、「経済政策の根本」は「社会不安ともなるべき失業問題を改善」することにあり、「それによって完全雇用を一つの目途」とすることが「自立経済の目標」であると説明した。続けて、限りある資本、資材、資源を「最も能率的にしかも最も有効適切に重点的に用いる」ため、「全体の年次計画を樹立し、これを遂行すべき総合政策」をたてる必要があり、デフレ政策をとりながら石炭、電力、交通、鉄鋼、機械などの重要な基礎産業及び輸出産業に関わる中小企業層に重点を置きつつ、後に農林水産業への融資を円滑にするよう指導していくという方針を示した[84]。また、党政調副会長に抜擢された福田赳夫は、総合計画の策定が「民主党の政策全体として重要な問題」であるとし、「輸出の増進」を図りつつも、「経済秩序を維持しながら、経済を逐次拡大して、6 年後〔後述する総合経済 6 カ年計画：注、筆者〕には外国の援助なしに、具体的にいえば特需なしに、国際収支が均衡を得るような経済をつくる」と説明した[85]。

実際、「総合計画」の樹立に政府側でイニシアティブをとったのは、経済審議庁長官に起用された高崎達之助（元満州重工業総裁、前電源開発総裁）であった[86]。高崎は、

---

[84] 岸信介「わが党の経済政策－自由放任から総合経済へ」『経済時代』20 巻 1 号。

[85] 福田赳夫・松村謙三「総選挙後の日本経済はどう動く－民主党の考え方」『経済時代』20 巻 3 号、37 頁。

[86] 高崎は、入閣に当り通産省ポストを固辞し経済審議庁長官を希望した。鳩山が高崎を起用した背景には、彼が吉田・自由党に対して距離をとってきたこと、岸と繋がりを持っていたこと、旧改進党系の大麻唯男、鳩山の親戚にあたる石橋正二郎の強い推薦があったからと言われている（朝比奈元「高崎達之助論」『産業と経済』9 巻 7 号、64 頁）。岸と高崎は、満洲開発に従事して以来、密接な関係にあった。実際、岸は、高崎を第一次岸内閣期に首相経済顧問、第二次岸内閣の通産相に起用したように重用した。後に岸は、高崎の「もっぱら関心」が「国際経済の上における日本経済の発展、地位の向上に集中していて、他の一切の政治活動には、何ら興味もなく、関与もしない」態度であったと高い評価を与えている。また、岸は、政治家としての高崎を次のように評価していた。「一般の政党人の政治家と違って、国際経済の立場からみた日本経済の発展ということを、常に考えて行動されておられた。党内の派閥では、河野派といわれていたが、高崎君自身にいわせれば、『わ

経審長官就任後、庁内で作成されていた 10 年間で完全雇用を目指す「立派な計画書」を目にすると、「何故これを活用せんか、これをすぐ実行しよう」と幹部職員を叱咤し以下の指示を出した。

> 10 年は長いから、6 年で行こう。はじめの 3 年は地ならしをやり、残りの 3 年で拡大政策をおこない完全雇用を目指すことができるよう、世界的視野で計画をたて直せ[87]。

経審庁は、12 月 27 日に 6 カ年計画の試案を取りまとめ、民主党政調会で「焼直し」をした後、総理府の諮問機関であった経済審議会に検討を依頼した。そして、鳩山内閣は、1955 年 1 月 18 日、「総合経済 6 カ年計画の構想」を閣議了解した。同計画の狙いは、6 年後の人口を約 9,300 万人（うちの労働人口約 4,200 万人）と想定し、「それに完全なる職業を与え〔中略〕そして日本の自立経済を立てて行くにはいくらの食糧がいる、どれだけの仕事をやればいいか、鉱工生産はどれくらいやればいいか、それにはいくら輸出しなければならない、輸入はこのくらいしなければならない」ということを総合的に計算し、長期的見通しのもと「予算の目鼻」を得ることにあった。高崎は、同計画の性格について次のよう説明した。

> われわれのやろうとする計画経済というのは国民大衆にもよくわかるようにし、これだけの政策をやっていけば 6 年先にはこういうようにお互いの生活は向上するということを見せて、納得づくでやって行かなければいけない。これが<u>今日の民主主義における計画経済の在り方だ</u>と思う（下線筆者）[88]。

他方、岸は、幹事長就任後、田中龍夫、福田、椎名、藤山とともに様々な政策の検討を行なう中、椎名から「今は産業経済の興隆を図るのが先決」と指摘されたにもかかわ

---

しは岸君と同志だ』といっていたように、いわゆる政党政治家としての派閥的な考え方、活動はほとんど興味がなかったようだ」。岸信介「夢を語り合った仲」高崎達之助集刊行会編『高崎達之助集 下冊』東洋製缶、1965 年、326 頁。

[87] 高崎は、「6 年計画」となった理由として、「6 年先の人口調査が内閣にあったから、それを基礎にした」と述べている。また、高崎は、「自由党内閣時代に使おうと表面に出したところ、吉田さんが一喝して、けとばされてしまったわけだ。『そういう計画経済は赤だ」といって、みんなひっこましちゃったわけなんだ〔中略〕その 10 年計画をやったいい人間が 4、50 人おるけれども、それが腐っとったんだナ、せっかくそれだけの仕事をやっても、吉田は用事がないというので…」と述べている。高崎達之助・木舎幾三郎「日本経済の実相はこうだ」『政界往来』21 巻 3 号、136―137 頁。

[88] 高崎達之助「経済六ヵ年計画について」『先見経済』1955 年 1 月 30 日、6 頁。高崎は、こうした計画を「発表せずに政府は秘密にして、それを政府の権力をもって、実行するということになりゃ、これは統制経済なんだ。つまり東條がやったこと、毛沢東がやったこと、スターリンがやったことになる。それをおそれていたんだ、吉田は…。それをやることだと思ったわけなんだ。それは彼が経済をしらなかったというわけさ」とも述べている。高崎・木舎「日本経済の実相はこうだ」、上掲、136 頁。

らず、「幹事長として民主党の議員を年次別に集め、すべての国民が本人あるいは家族としていずれかの医療保険に必ず入る体制ができて始めて国民の暮らしが安定し、先進国の仲間入りができる」と力説したという[89]。第一節で見たように、西ドイツを視察した岸は、労使が生産力増強という点で協調していくためにも、国家が社会保障制度などを補う役割があると強く感じていたのであろう。

そして、岸は、12 月 13 日に一万田尚登蔵相（元日銀総裁）と会談した際、民主党総務会で決定した政策大綱を参考に 1955 年度予算案の大綱を早急に編成するべきと伝えた[90]。岸側近で民主党政調副会長に起用された福田は、国民に向けて、「我が国の防衛方針は経済速度に順応した段階を得ながら、進める必要がありその内容も経済力に応じた少数精鋭のものにならざるを得ない」とし「先ず国民経済力の安定という観点から、我が党としては防衛経費の支出は、これを民生安定第一主義に常に意を用いるので、今年度の防衛費は前年度比増加しない方針を堅持している」（下線筆者）と説明した[91]。実際、一万田は、1955 年 1 月 22 日、500 億円規模の減税と住宅供給予算や社会保障予算の確保を両立するため、不足財源を消費税などの間接税により補填しつつ防衛予算を「前年度の枠内」に据え置くとともに米国側に防衛分担金の減額を求める予算編成方針を表明した[92]。以上のように、鳩山・民主党政権は、「総合経済 6 カ年計画」のもと、輸出振興に重点を置きつつ、防衛力増強よりも民生の安定に優先順位を置いた施政方針を打ち出した[93]。

問題は、前節で見たように、以上の内政方針と鳩山ら反吉田勢力が吉田・自由党批判のため持ち出した「改憲論」ないし再軍備論の整合性をいかに説明するかにあった。高崎や石橋ら経済閣僚は、経済的安定を阻害しない程度で防衛力整備を進めるべきと考えていた[94]。また、民主党内には、「改憲論」や防衛力増強より経済問題を優先すべきとす

---

[89] 安広『至誠は息むことなし 評伝田中龍夫』上掲、230-231 頁。

[90] 『朝日新聞』1954 年 12 月 13 日夕刊 1 面。

[91] 福田赳夫「鳩山内閣民主党の公約は斯くして実行できる」『実業の世界』52 巻 5 号、32 頁。

[92] 1、住宅政策拡充。284 万戸といわれる不足住宅及び年 25 万戸といわれる新規需要。これら不足を 10 年で解消することを目指し、1950 年度は 42 万戸建設の実現を図る。2、社会保障の強化。「失業対策費その他の社会保障関係費の充実」、「緊急就労対策事業を拡充」、「公共事業」。3、中小企業対策の充実。中小企業を組織化、系列化して合理化。国民金融公庫、中小企業金融公庫に対する資金確保。中小企業の租税や金利負担措置。一万田尚登大蔵大臣「第 21 回国会における財政演説」1955 年 1 月 22 日。

[93] 具体的には、1960 年の総人口を 9,323 万人（労働人口 4,531 万人）、国民総生産約 9 兆 6,730 億円（一人当り年 21 万 5,600 円）まで拡大することを計画目標とし、この経済規模を維持するために必要となる輸入額 25 億 8,000 万ドル（国民総生産額に対する比率 11%）と算出した。高崎達之助「総合経済六ヶ年計画の意図するもの」『新日本経済』19 巻 9 号、12 頁。

[94] 高崎経審長官や石橋通産相は、「改憲論」や「再軍備論」を主張してきたものの、「国民生活を低下させてはいかん。やはり向上させなければいかん。それは前提条件」（石橋）、「国民生活を向上安定せしめることが主眼」（高崎）と認識を抱いていた。高崎は、「ほんとうの独立というものはやはり憲法を改正して、今度は侵略する形でなくて、日本の国を自衛するに足るだけの戦力をわれわれが持つ。またそれを持つだけの経済力をわれわれが持つようになって、初めて日本

る認識が強くあった。改進党革新派の中心であった三木武夫は、憲法第 9 条の改正が必要不可欠と認識しながらも、日本社会が安定した後に取り組むべき課題と考えていた[95]。三木は、「失業はやがて革命勢力になる」、「早い話が中共より自由アジアのほうが人間は幸せである。あるいは生活水準が高まることを示すことが反共政策になる」との認識のもと、「雇用拡大のために、長期の経済計画をたて、そして日本の産業を振興し、貿易を振興」する「それが達成しない間は社会保障でカバー」するいう政策を重視すべきとの見解を示した[96]。反共政策の一環として経済政策ないし社会政策を位置づける発想は、前節で指摘したように、党幹事長の岸も共有していた。事実、岸は、1954 年 12 月に三木武夫と会談した直後、「保守党の政策を脱皮して新しいもので行こう」という点で一致し、「保守政権が政策的に進歩的な労働政策も産業政策も、みようによっては左に寄ることになる」と述べていた[97]。ゆえに、岸は、防衛問題について国民の間で「祖国防衛」に対する意識を高め、「経済力」とのバランスを見ながら「少数精鋭の軍隊」を設置していくべきとの見解を示した[98]。そして、党政調副会長の福田も、「軍備の方は、方向と基本計画だけをはっきりしておれば、そう急ぐ必要はない。それで新政策綱領にも謳っておりますが、経済的な少数の自衛を、最小限の軍備を備える」、「民生充実第一主義」をとると有権者に説明した[99]。

こうした鳩山・民主党政権が「民生充実第一主義」と呼ぶ内政方針をとったことは、憲法第 9 条と自衛隊の関係をめぐる政府解釈にも影響を与えたと思われる。吉田・自由党政権は、「近代戦争遂行能力」を持つものが「戦力」と解釈し、警察予備隊創設以降の実質的な再軍備過程が憲法第 9 条に抵触しないとの解釈をとってきた。吉田・自由党政権は、1954 年に発足した自衛隊についても「対外的実力」であるが「近代戦争遂行能力」を有しないため合憲であるとの解釈をとってきた。だが、実質的軍事力を保有している状態では、従来の解釈を合理的に説明することが困難となっていた。実際、鳩山は、吉田内閣の憲法解釈を批判し、自衛隊が違憲であるが故に改憲による「明示的再軍備」が必要との持論を展開してきた。そこで、内閣法制局は、左右社会党から憲法第 9 条と自衛隊の関係に関する内閣の見解を追求されることを懸念し、政府・与党首脳に対し憲法解釈の態度を確定するための協議を呼びかけた。政府・与党と法制局は、12 月

---

が独立する」と考えていた。また、石橋は、「近い将来においてやはり憲法にある程度の改正を施して、日本は再軍備をする。しかしその再軍備というのは、東洋における集団安全保障に対して日本の力の許す限りにおいて協力するという意味の再軍備をするということになれば、たとえ軍備は小さくとも独立の意味を持つ」と考えていた（迫水久常・石橋湛山・高崎達之助対談「独立日本のあるべき政治と経済」、上掲、40 頁）。

[95] Memorandum of conversation, Takeo Miki, Lamb and W.C. Sherman, 8 Dec, 1954. *Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan 1950-1954*, reel no.5.

[96] 三木武夫・木舎幾三郎「保守合同とボクの立場」『政界往来』1955 年 9 月号、55 頁。

[97] 岸信介・木舎幾三郎対談「政局の波紋はどう動く」『政界往来』1955 年 1 月号、126 頁。

[98] 岸・木舎対談「政局の波紋はどう動く」、上掲、125 頁。

[99] 福田赳夫「民主党の経済政策を分析する（1954 年 12 月 4 日）」『経済時代』20 巻 1 号、80 頁。

20 日より打合せ会議を開始した。鳩山・民主党政権は、12 月 22 日の衆議院予算委員会における大村清一防衛庁長官の答弁を通じ、法制局が立案した「自衛力論」を政府統一見解として示した。「自衛力論」とは、自衛目的であれば「必要相当の範囲」において「実力部隊」を設けても違憲ではないとの新解釈であった。注目すべきは、打合せ会議において、重光外相らが「自衛目的の『戦力』であるならば、その程度いかんに関心をおくことなく、その保持を合憲と解すべし」との「自衛戦力論」を強く主張していたことである[100]。すなわち、鳩山・民主党政権の主流は、重光らの「自衛戦力論」を排したのである。このように、憲法上「戦力」の保持が認めらないとの態度を維持しつつ「必要相当」の範囲においてしか自衛力を保有し得ないとの抑制的解釈をとった背景には、自衛力増強よりも「民生充実第一主義」をとろうとする内政方針との適合性を重視したためと考えられよう[101]。

また、鳩山内閣および民主党は、「改憲論」にも慎重な態度を示した。大村防衛庁長官は、政府統一解釈により自衛隊を合憲としたものの、「憲法第 9 条については、世上いろいろ誤解もある」ため「機会を見て憲法改正を行いたい」との態度を示していた。また、岸幹事長は、「民主党政府としても当然この方針に従い総選挙直後中外に態度を発表するつもりだ。もちろん改正の時機は 1 年後になるか 3 年後になるか判らない。その時の情勢次第だ」（下線筆者）と曖昧な態度をとった[102]。こうした中、両派社会党委員長は、1955 年 2 月 16 日、民主党が改憲により徴兵制度を敷こうとしているため、これを粉砕するという共同声明を発表した。これを受け、岸は、2 月 17 日、三木武吉総務会長及び松村政調会長と協議し、以下のような談話を公表した。

まず、上述した「自衛力論」を踏まえ、「必要最小限度の自衛力を保持」するため「志願制度で十分」であり「わが党は徴兵制度を布くことを政策として打ち出したことはなく、徴兵制を布く意図を有しない」と反論した。次に、「独立完成のため現行占領憲法の全面的見当とその更改を提言」するものの、「超党派的な憲法調査審議機関を設置」し、「成案を得た場合には国民の意思を問うため国会を解散して改めて憲法議会を召集し、憲法所定の手続きを経て国民投票によって国民の承認を受けるべき」と説明した[103]。

---

[100] 浦田一郎「自衛力論の成立（1954 年 12 月－1958 年 8 月 9 月）」『法律論叢』2011 年 2 月、参照。

[101] 当然のことながら、「自衛力論」は、自衛力増強に一定の歯止めをかけるための解釈ではない。「必要相当の実力」の程度は、政府の主観的判断にあるからである。本論が強調したいのは、鳩山・民主党政権の大勢は、少なくともこの時点において吉田・自由党政権期以上のペースで自衛力増強を進める意向がなかったということである。実際、鳩山内閣は、その後、「必要相当」を「必要最小限度」といった表現に改め、「軍事力の制約がより強く展開する論理的可能性」を提示していった。浦田「自衛力論の成立」、上掲、56 頁。

[102] 『読売新聞』1955 年 1 月 14 日夕刊 1 面。

[103] 鈴木茂三郎（左社党委員長）は、「再軍備－徴兵制度のコースに行くのは必然的なもの」であり「岸幹事長の反論的談話は一笑に付する」と述べた。河上丈太郎（右社党委員長）は、「民主党が憲法改正の意図をもっていることはすでに明確で、岸氏の談話はただその時

つまり、「超党派的な憲法調査審議機関」の設置→改憲案答申→国会解散・総選挙→「憲法議会」を召集→改憲案審議→国民投票実施→憲法改正という具体的なプロセスを示したのである。

こうして、鳩山内閣は、改憲の目標及びプロセスを国民にわかりやすく明示しながらも、時間をかけて防衛力を漸増し将来的に改憲を目指すという自由党に近い態度を明らかにした[104]。ただし、「民生充実第一主義」をとる鳩山・民主党は、完全雇用ないし「福祉国家の建設」といった政策目標を設定するこによって、吉田・自由党政権以上に経済政策に力点を置いた施政方針をとった[105]。結果的に見ると、鳩山・民主党の経済政策は、右社党に近いものになっていたと言えよう。

**2、米国政府の対日政策との軋轢**

**1）日米防衛分担金問題**

民主党は、1955 年 2 月 27 日の総選挙の結果、185 議席へ躍進し第一党となった（自由党 112 議席、左社党 89 議席、右社党 67 議席）。第 2 次鳩山内閣は、民主党単独政権として再出発した[106]。鳩山は、外務・大蔵・通産などの主要閣僚を留任させる一方、社会保障政策に熱心な川崎秀二を厚生相に起用し、選挙公約の実現を目指した。岸は、引き続き幹事長となった。

第 2 次鳩山内閣は、第 22 回特別国会（1955 年 3 月 18 日 - 7 月 30 日）に提出する 1955 年度予算編成を進め、4 月 2 日に大蔵原案を閣議に提出した。問題は、緊縮財政を基調としつつ、民生の安定に支出する財源確保のため、防衛予算を前年度の枠内に据え置くとともに防衛分担金減額することにつき米国政府から了解をとりつけなければならないという点にあった。

吉田は、前節第 2 項冒頭で触れたように、米国側が求める防衛力増強要求を緩和する

---

期をずらしたに過ぎない」とし、「徴兵制は今後当然考えられる方向だ」とコメントした。『朝日新聞』1955 年 2 月 17 日付 1 面。

[104] 石井光次郎（自由党幹事長）は、「鳩山氏は憲法第 9 条だけでも早急に改正しようという態度であったが、岸幹事長によればこの態度を改め、憲法を慎重に、かつ全面的に改めようということで、これは民主党が自由党の従来の主張に全く同調したものである」との談話を発表したした。『朝日新聞』1955 年 2 月 17 日付 1 面。

[105] 中島『戦後日本の防衛政策』、上掲、108 頁。

[106] 鳩山は、2 月 28 日の記者会見にて自由党との連立を否定する発言をおこなった(『朝日新聞』1955 年 3 月 1 日)。鳩山は、社会党両派と是々非々の立場で国会運営を乗り切れると楽観視していたと思われる。例えば、鳩山は、「社会党の党首と懇意だがら、話し合いできる」し「選挙がすみ、いろいろな問題が好転していけば休戦できよう」と述べていた。一方、鳩山は、自由党との合同について、「一番できる可能性は社会党両派の合同だ。そうすると反射作用で保守合同ということはありうるが、君たち〔社会党両派〕が分れている以上は、ぼくたちも分れてるよ」と発言していた。鳩山一郎・木舎幾三郎「鳩山首相に抱負を訊く」『政界往来』1955 年 2 月、30、33 頁。

ため、現行憲法を名目として利用してきた。つまり、対米交渉のため、あえて改憲問題に触れないようにしてきたのである[107]。だが、鳩山政権は、上述したように将来的に改憲を目指す意向を明らかにしていたため、従来のように憲法上の制約を名目として自衛力漸増を主張することが困難になっていた。また、鳩山内閣は、吉田・自由党政権が結んだ岡崎・アリソン合意[108]を念頭に置いた予算編成しなければならなかった。ゆえに、鳩山内閣が公約に掲げてきた内政指針を予算化するためには、新たなロジックのもと、米国政府を説得しなければならなかったと言える。そこで、岸は、1955 年 1 月 16 日にアリソンとの会談した際、人心を得るために左翼が求める住宅供給や社会保障の拡充に応えなくではならず、社会福祉や住宅供給なしに早急な防衛力増強はできないと説明した[109]。つまり、防共という観点から民生の安定を重視する指針を正当化し、米国側から理解を得ようとしたのである。

しかし、米国側は、鳩山政権の方針を受諾しなかった。アリソンは、2 月 2 日、防衛庁経費が 900 億円を超過した場合のみ、超過分の半額にあたる防衛分担金の削減を行うと提案した[110]。また、3 月に来日したヘンゼル（Struve H. Hensel）国防次官補は、大村防衛長官らと会談した際、日本の防衛予算の低さを指摘した[111]。そして、アリソンは、3 月 25 日より開始された防衛分担金交渉の際、防衛分担金の負担額の削減を一方的に決めたことを納得できないと重光に伝えた[112]。鳩山・民主党政権内は、対米公約と有権者との公約のどちらを優先すべきかでジレンマに陥ったのである。

芦田（民主党最高委員）は、日米協調路線に軋轢が生まれることを危惧し、「現在の如く 400 億の減税を約束し乍ら防衛費を 1 円も増やさない態度をアメリカ側に納得させ

---

[107] 実際、吉田は、1954 年 1 月に福田赳夫と会談した際、「アメリカの再軍備の要請に対して私位抵抗できる人は他にいない。他の人は皆、アメリカの要求の前にすぐ平伏してしまうが、私はあくまでも頑張る。現在の日本では、まず経済安定が第一で、再軍備は後廻しだ」と述べていた(福田赳夫「第 19 回国会を顧みて- その問題点を分析する」『経済時代』1954 年 7 月、39 頁)。また、吉田側近の池田勇人は、後に防衛力整備の「『漸増主義』こそ対米取引を可能にする主体条件であり、また再軍備が経済拡張と両立しうる唯一の方法であり、さらに『なしくずし方式』によって、国内の政治的抵抗を希薄化することのできるすぐれた政策」と語ったと言われている。政治経済研究所編「池田勇人氏の経済構想」『日本経済のうごき』70 号、1959 年 6 月、60 頁。

[108] 吉田内閣の岡崎勝男外相は、1954 年 4 月 6 日、日米行政協定第 25 条 2 項 b による防衛分担金を 25 億円削減する代りに、MSA 協定にもとづき 1954 年度に陸上兵力を実質 2 万 7000 人増員し、防衛費を 1373 億円から 139 億増額するとアリソン駐日大使に約束していた。

[109] Tokyo to DOS, Feb 24,1955, *Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan 1955-1959*, Scholarly Resources Inc, Reel no.25.

[110] 中北『一九五五年体制の成立』、上掲、200 頁。

[111] 原彬久『日米関係の構図』日本放送協会出版、1990 年、51 頁。

[112] 佐藤晋「鳩山内閣と日米関係—防衛分担金鳩山内閣と日米関係—防衛分担金削減問題と大蔵省—」『法学政治学論究』第 33 号（1997 年 6 月）。池田慎太郎『日米同盟の政治史』国際書院、2004 年、156 頁。中北『一九五五年体制の成立』、上掲、201 頁。

ることは困難」と主張した[113]。一方、一万田蔵相は、「我国に於ける左翼の進出を防止するには福祉増進が先決である。それなくして防衛は無意味」と反共政策という観点から民生の安定を優先すべきと反論した[114]。こうした中、岸は、「アメリカに対し対ソ交渉と日米の懸案について日本側の見解を説明するため」、4 月中旬に重光、高崎、一万田のいずれを派米する意向を示した[115]。鳩山内閣は、3 月 30 日に選挙公約にしたがい防衛分担金削減を実現することを閣議で決定し、4 月 1 日に重光のワシントン派遣を決定した。

しかし、国務省は、アリソンの進言に基づき、重光訪米を断った[116]。米国側は、防衛分担金削減のみならず、第 5 章で触れるようにソ連との国交回復決定や中国の貿易拡大を進める鳩山内閣の外交姿勢について、自国との協調関係を軽視するものとして批判を強めていたのである。とはいえ、米国側の態度は、4 月 7 日の鳩山・アリソン会談、9 日の国家安全保障会議における対日政策の転換（NSC5516/1）を経て防衛力増強要求を緩和する方向に軟化した[117]。米国側は、防衛力増強を強要することで親米保守勢力が弱体化し中立主義志向の革新勢力の躍進につながる懸念があり、「保守政権を安定させること」を重視せざるを得なかったためである[118]。

第 2 次鳩山内閣は、4 月 19 日に防衛分担金交渉が妥結すると、予算総額を 1 兆円枠に納めることを前提とし、「総合経済 6 カ年計画」の初年度として「経済の安定と将来の拡大均衡への態勢を整えること」に主眼を置いた予算案を提出した（総額 9,996 億円）。防衛関係予算は、結果的に昨年度並みの総額 1,327 億円に抑制できたものの、防衛分担金減額分を民生の安定（特に住宅建設）に充当させることができなかった[119]。このように、防衛力増強をめぐる米国政府の意向は、軟化したとはいえ、依然として継続していたのである。また、少数単独政権であり国会の強い支持を欠いていたことは、対米交渉上の不利な作用をもたらしていたと言える。特に、自由党は、鳩山内閣の外交姿勢を「素人外交」、「二股外交」と鳩山への批判を強め、日米協調を明確にすべきと主張していた。岸ら民主党首脳は、こうした事態を強調することによって、自由党との合同（第二次保守合同）へ向けて動きだしていた。

---

113 『芦田均日記第 5 巻』、上掲、378 頁。
114 『芦田均日記第 5 巻』、上掲、378 頁。
115 『読売新聞』1955 年 3 月 12 日付朝刊 1 面。
116 池田『日米同盟の政治史』、上掲、157 頁。
117 池田『日米同盟の政治史』、上掲、158 頁。中島信吾「高度成長とアメリカの対日政策(1955～1960 年)」中村隆英、宮崎正康『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社、2003 年、所収。
118 中北『一九五五年体制の成立』、上掲、204-205 頁。
119 一万田財政演説。陸上自衛隊 2 万人増員を中核とする防衛庁予算 868 億円（125 億円増額）、在日米軍基地の飛行場拡張、在日米軍使用施設の使用者並び提供者の補償に必要となる 79 億円（27 億円増額）を支出する代りに防衛分担金 380 億円（152 億円減額）することになった。「民生の安定」のための予算は、社会保障関係費 1,006 億円（52 億円増額）、失業対策費 289 億円（46 億円増加）、住宅対策費 218 億円（財政投融資を含め 424 億円、46 億円増）に留まった。

**2）第 2 次保守合同と訪米問題**

民主党内には、結党当初より岸幹事長や三木武吉総務会長を中心に政局の安定のため、自由党との合同を求める声があった。ただし、民主党内は、長らく吉田と敵対してきた鳩山をはじめとする元自由党議員、旧改進党系議員を中心にあくまでも独自路線をとるべきであり合同を時期尚早とする声が大勢であった。しかし、合同に向けた自由党との提携論は、先の総選挙の結果、民主党で単独過半数を割り込んだため再び勢いを得る形勢になっていた。岸は、2 月の総選挙が終わると、藤山の斡旋のもと大野伴睦（自由党総務会長）と会談し自由党との提携を模索した[120]。鳩山政権を支える閣内及び党内有力者たちは、3 月 27 日、「安定政権には保守合同による以外にないとの認識で一致」していた[121]。民自両党の岸・石井両幹事長と三木・大野両総務会長は、5 月 23 日より保守合同に向け協議を開始した。岸、三木武吉、一万田蔵相は、旧改進党系閣僚ら合同反対派を押し切り、「保守合同への一転機」にするため自由党側の予算修正要求（総額 430 億円）に 250 億円増額することに応じた[122]。鳩山は、6 月 4 日、自由党総裁の緒方と共に予算案共同修正・保守勢力結集について共同談話を発表した[123]。

この頃、岸は、両党の政策協定を第一段階とし、組織委員会の設置（第二段階）、国会閉会後に両党合同の「地方遊説」を展開（第三段階）、最終段階で両党合同の政調会で 1956 年度予算案を編成し通常国会に臨み、1956 年初頭に新党結成を行うという設計図を描いていたと言う。特に岸は、新党の政策基調として進歩性を持った「社会保障の拡充など社会政策的な考え方を大いに組み入れ」、「経済政策面では計画性をもたせ、完全雇用を政策的にどう実現するか」という点を重視していた[124]。

実際、民自両党は、7 月 6 日より各党代表 10 名から成る新党政策委員会[125]を開催した。同委員会は、「両派社会党、とりわけ左社の攻勢に対抗すべく、『進歩的』な政策の必要性を認識し、生産力の増強による福祉国家の実現」を打ち出した[126]。ただし、合同に反対する自由党吉田派は、共産圏への接近やフィリピン賠償解決を急ぐ鳩山の外交姿勢を批判した。また、民主党内にも、依然として旧改進党革新派を中心に合同に反対す

---

[120] 問題は、民主党による合同提起が自由党側から鳩山延命工作としてとられることであった。特に、吉田は、「吉田派」のリーダー格である池田を訪問し、保守合同に反対するよう伝えていた（『朝日新聞』1955 年 4 月 16 日）。そこで、鳩山・民主党首脳（岸幹事長、三木総務会長、清瀬政調会長、砂田国対委員長、河野農相）は、5 月 7 日、両党解党の上で対等な合同を目指すとの談話を発表した。吉本『岸信介傳』、上掲、224 頁。

[121] 吉本『岸信介傳』、上掲、222 頁。岸『岸信介回顧録』、上掲、175 頁。

[122] 吉本『岸信介傳』、上掲、212 頁。中北『一九五五年体制の成立』、上掲、218 頁

[123] 升味『日本政治史』、上掲、207 頁。

[124] 吉本『岸信介傳』、上掲、227 頁。

[125] 【民主党側委員】清瀬一郎、福田赳夫、千葉三郎、三浦一雄、中村梅吉、宮澤胤勇、早川崇、出井一太郎、須磨彌吉郎、堀木鎌三。【自由党側委員】水田三喜男、塚田十一郎、田中伊三次、船田中、周東英雄、小坂善太郎、灘尾弘吉、青木一男、郡祐一、中川以良。

[126] 中北『一九五五年体制の成立』、上掲、236－237 頁。

る声が残っていた。例えば、戦前期以来の伝統的な保守二大政党による政権運営を理想とする松村謙三文相は、宇都宮徳馬（民主党代議士）とともに、保守合同を「一種のファシズム」に通ずる翼賛体制であると批判した[127]。また、三木武夫運輸相は、保守合同により一時的に政局の安定を実現しても、政変があった場合に急進的変革を求める社会主義政党への政権交代する懸念があるとし、革新政党が穏健化するまで待つべきと主張した[128]。三木武夫は、重光・改進党が自由党（保守）と両派社会党（革新）の中間的立場をとってきたのと同様、常に民主党が政局のキャスティング・ボードを握れる位置を占めることを目指していたと思われる。

肝心の鳩山は、側近であった三木武吉に配慮し反対こそしなかったものの、冷淡な態度をとっていた。実際、鳩山は、8 月 2 日、松村文相、三木運輸相、鳩山直系の花村法相、大久保溜次郎国務相の支持を背景とし、1956 年度予算を現内閣で編成する意向を示し、8 月 4 日に「合同には時局認識（註、日ソ交渉を示す：原注）が必要だ。当面の政策だけで一緒になっても駄目だ。保守合同が困難だと言うことは世論になっている」と記者に応えた[129]。保守合同の気運は、曖昧な「鳩山氏の態度決心」のもと「民主党内の革新派」が「自由党吉田派」に接近することによって弱まっていたのである[130]。

そこで、岸は、日ソ交渉問題が政争の具となり保守勢力が分裂することを避けるとともに[131]、訪米を利用して鳩山・民主党政権と米国政府の友好的関係を演出しようとした。当時、岸は、次のような主張を展開した。

> ソ連との国交を回復し中共との貿易を促進することは、独立国として当然のこと〔であり：注、筆者〕それが対米関係を失うものではない〔中略〕自由主義国の人々が日本に対して注目している点はこの事ではなく、実は保守勢力による政治が何時まで安定して日本の再建を担当し、その将来の道を拓くことができるかということで、これについて危惧している[132]。

そして、「日本の現在の指導者（鳩山：原注）と将来の指導者（彼自身：原注）の考え方を理解していただく」ため、鳩山ないし自身が訪米する意向をアリソンはじめ国務

---

[127] 劉守軍「宇都宮徳馬の思想史的研究」『京都大学大学院人間・環境学研究科現代文明論講座文明論構造論分野論集』2012 年 9 月、165 頁。

[128] 三木武夫・木舎幾三郎「保守合同とボクの立場」『政界往来』1955 年 9 月、56 頁。一方、岸は、「社会党と二大政党対立になることによって、保守党は世間の批判を蒙らないためにも、左に寄り政策的に脱皮することができる［中略］また社会党も政権が近づくようになれば今までの抽象的な理想論から離れて、現実的になってくる」との自説を説いた。吉本『岸信介傳』、上掲、228 頁。

[129] 吉本『岸信介傳』、上掲、231 頁。

[130]『芦田均日記』第 5 巻、8 月 19 日の条。

[131] 例えば、岸は、保守合同後の外交方針として、「あくまでも自由主義陣営の中にあって、米英との協調を根本とする。親ソや中立的態度はとらない」としながらも、「日ソ交渉は政策の具体的問題とはならない」との見解を示していた。吉本『岸信介傳』、上掲、227 頁。

[132] 岸信介「保守結集について－それは国家的要請である」『風聲』1955 年 7 月、4 頁。

省要人に非公式な申し出た[133]。つまり、鳩山政権に対する米国政府から理解と支持を得ることにより、外交問題を理由に強硬な合同反対論とる吉田派を懐柔しようとしたと言えよう。

こうした中、重光は、8 月 4 日に鳩山を訪問し米国側の要請にもとづき 8 月末より訪米する計画を伝え了承を得た。三木武吉や河野は、重光訪米に岸を帯同させることを鳩山に提案した[134]。三木武吉の説得を受けた鳩山は、8 月 10 日に岸と会談した際、「保守合同はぜひやりとげねばならぬことであるし、だれがやるにしても一貫して努力を続けるとの信念がある」との見解を公表し、9 月以降に予定されていた民・自両党の合同遊説に参加することを承諾した[135]。三木武吉の狙いは、岸が訪米した際に米国側要人に「鳩山引退の話をして、それが手形として鳩山を拘束」することにあった[136]。

**3）岸・重光・河野の訪米**

岸は、8 月 25 日より重光とともにアメリカに出発した。重光と岸・河野の訪米に臨む姿勢は、日ソ交渉方針[137]や保守合同を進めるといった原則以外の問題について統一されたものではなかった。日米防衛分担金交渉にあたった重光外相は、そもそも「吉田政権の防衛力増強に臨む消極的な姿勢によって、日米関係は阻害されている」との見解を抱いていた[138]。そこで、重光は、米国側に自衛力増強意欲や「アジア冷戦戦略」[139]に積極的に応じる姿勢を示すことで鳩山・民主党政権に対する信頼の回復を図るだけでなく、吉田・自由党が締結した日米安保条約の不平等性の是正の道筋を得るという外交的成果の獲得を狙っていた[140]。重光の対米交渉方針は、日米公式会談の前夜に安保改定提案も

---

[133] マイケル・シャラー、市川洋一訳『〈日米関係〉とは何だったのか』草思社、207 頁（Michael Schaller, *ALTERED STATES : The United States and Japan Since The Occupation*, Oxford University Press,1997）

[134] 吉本『岸信介傳』、上掲、216 頁。

[135] 『朝日新聞』1955 年 8 月 10 日夕刊。吉本『岸信介傳』、上掲、217 頁。

[136] 『芦田均日記』第 5 巻、8 月 19 日の条。

[137] 重光・岸・河野の訪米決定は、ロンドンで行われていた日ソ国交回復交渉の推移にも影響を与えた。つまり、鳩山・民主党政権首脳は、アメリカ及び自由党への配慮のもと、日ソ交渉の進展をコントロールしたのである。詳細は、田中孝彦『日ソ国交回復の史的研究』有斐閣、1993 年、第 5 章、参照。

[138] 中島信吾『戦後日本の防衛政策』、上掲、106 頁。

[139] アイゼンハワー政権は、NSC5516/1 において経済的安定、政治的安定を重視し、防衛力増強要求を緩和しながらも、「『西太平洋地域における集団防衛取り決め』に参加する条件を、日本にできるだけ早く備えさせる」という目標を規定していた。当初、NSC5516/1 の草案には、「現行の安保条約を相互防衛条約によって置き換える交渉の意思があることを日本側に示す」という段落が含まれていたが、ダレスにより「新安保条約への圧力が日本で今以上に高まってこない限り、この提案は賢明ではない」と削除されていた。池田『日米同盟の政治史』、上掲、162 頁。

[140] 詳細は、池田『日米同盟の政治史』、上掲、161 頁。波多野澄雄『歴史としての日米安保条約』岩波書店、2010 年、30 頁。試案の骨子については、坂元一哉『日米同盟の絆』有斐

含む米側に対するプレゼンテーションの内容が岸や河野に知らされたように[141]、事前に政府・与党内で充分なコンセンサスを得たものではなかった。ゆえに、岸と重光は、対米交渉をめぐり一体性を欠く動きをとることとなった[142]。

重光は、8 月 29 日の第 1 回会談の際、日本側が考える国際情勢、対共産圏方針、軍縮問題、日本の役割などの「一般政策」と題された文書を朗読し、「保守勢力の結集」により「日本を再建し東亜における安定勢力として太平洋方面の平和に貢献したい決意を有している」と述べ、岸に発言を促した。岸は、「重光が提示した一般政策は、鳩山政権のみならずすべての保守勢力の観点であり、それを実行に移すためには保守勢力の結集が望ましい」、「鳩山も支持している」と補足した[143]。また、重光は、日米安保条約改定への同意を米国側から得るため、国内の共産主義勢力の脅威を強調し、鳩山内閣が自衛力増強に力を入れている点をアピールした[144]。

重光は、翌 30 日の防衛問題を主議題とする第 2 回会談の際、日米安保条約の改定を打診した。重光は、前日同様に、国内の反米的左翼勢力による対米従属批判に対処するため、西太平洋地域における相互防衛も可能な平等な新安保条約に切りかえるべきと主張した[145]。ダレスは、「条約を代えなければ共産党に対抗できないと言うことであれば最悪の事態」であると指摘し、むしろ「自己の力によって強固になることをもって共産党と戦うことできる」と反論した[146]。そこで、重光は、現行安保条約締結時と異なり自

---

閣、第 3 章参照。なお、重光は、参議院外務委員会における「いろいろな方の意見」に「非常に共鳴」し、「日本が国防をアメリカに委任して、そうしてそれがために防衛分担金を日本が払っている。こういう状態でいつまでいっていいものであるか。それは党派の別にかかわらぬ」と考え、安保条約を根本的に改めようとしたと答弁している。「参議院外交委員会閉 2 号」1955 年 9 月 14 日。

[141] 岸『岸信介回顧録』、上掲、191-193 頁。

[142] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、165 頁。

[143] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、164 頁。

[144] 重光は、3 年以内に陸上自衛隊を 18 万人に増員し在日米地上部隊と交代させる考えを示し、「安保条約及び行政協定の如きは相互主義を基礎とする対等者間の同盟に置き換えねばらなぬ」、「現行の条約及び協定を廃して米華又は米比もしくは米韓間のそれと同様の形式の相互防衛条約に改め」ることにより「左翼関係画策を封じることができる」との議論を展開した。劉星「日米安保体制史のなかの重光訪米－重光試案をめぐる日米折衝の展開と帰結」『法政論集』208 号、190 頁。

[145] 劉星「日米安保体制史のなかの重光訪米」、上掲、190 頁。

[146] ダレスは、翌日ジョージ上院外交委員長に対し、「彼ら〔重光ら〕は新しい安保条約を欲している。彼らは権利を与えられた時に新条約を獲得することができようが、新条約により『共産党の奴等』(commie) が黙るなんて考えるべきじゃない。我々と行動を共にする限りアメリカの植民地と非難され続ける」と述べたように、「彼らは条約改定により状況を変えられるなんて考える必要はない」と認識していた。Memorandum of a Telephone Conversation with Between the Secretary of States in Washington and Senator Walter E. George in Vienna, Georgia, August 31,1955, 6:21p.m. *Foreign relations of the United States 1955-1957 Japan*〔以下、*FRUS 1955-1957 Japan* と略記〕, p117. 同日、発表された日米共同声明では、「日本ができるだけすみやかにその国土の防衛のための第一次的責任を執ることができ、かくて西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与することができるような諸条件」を確立

衛力が存在することを指摘し、より平等な条約へ改正する必要性を主張した。対するダレスは、「自衛力が出来た時に考慮すればよい」と時機尚早との立場をとり、統合参謀本部議長のラドフォード（Arthur W. Radford）を通じ、重光が説明する「防衛 6 カ年計画」でも「日本の安全保障のために充分ではない」と反論した。米国政府内では、日本側の「防衛 6 ヶ年計画」が補給機能を具えた兵站部隊を充分に考慮に入れたものでなく、少なくとも陸上自衛隊を 34 万人規模まで増員する必要があると議論した[147]。また、重光が提示した「国防 6 カ年計画」は、訪米のために防衛閣僚懇談会で協議された暫定的なものに過ぎなかった[148]。ゆえに、国防次官のロバートソン（Reuben B. Robertson ,Jr）は、日本の防衛力の規模、補給部隊の整備を協議するため、最高レベルの「日米共同委員会」を設置することを提案した。つまり、米国側が望むようなかたちで自衛隊を増強すべく誘導していこうとしたのである。それでもなお、重光は、「日米共同委員会」を防衛当局者レベルの「諮問機関」とし、「条約を検討すべき」ことも任務とすべきと食い下がった。以上の重光の交渉態度は、ダレスの不満を惹起した。ダレスは、反米勢力を抑えられない程に政権基盤が脆弱なら改定交渉をまとめられないだろうと指摘し、そもそも現行憲法下で相互防衛方式の新条約を締結し得るのかと問いただした。重光は、現行憲法下でも自衛のためであれば自衛隊を海外に派遣するために米国側と「協議」することが可能であると主張した。これは、鳩山・民主党政権の政府統一見解を逸脱する独自の解釈であった。重光の日米安保改定提案は、「再軍備と海外派兵による『日米軍事協力』の達成」を強く打ち出すものになったのである[149]。

問題は、防衛力増強を米国側に強調することが「経済 6 カ年計画」にそって経済的安定と民生の安定を優先する内政方針と齟齬を来しかねないという点あった。ゆえに、岸は、重光とダレス会談に割って入り、米国側が安保改定に原則的賛成をしていることに謝意を表明しつつ、次のように発言した。

> 日本人の経済生活（economic livelihood）を改善し、共産主義が生み出す不安を消すことが重要〔であり：注、筆者〕共産主義と闘う経済計画を立案しつつ日本の防衛計画を補強するため日本の保守勢力を結集することが基本である。これにより米軍撤退と日本国憲法の改正

---

した場合に「現行の安全保障条約をより相互性の強い条約に置き換えることを適当とすべきことについても意見が一致した」と謳われた。「重光外務大臣とダレス米国務長官の共同声明」1955 年 8 月 31 日、「データ・ベース世界と日本」。

[147] 原『日米関係の構図』上掲、52 頁。

[148] 第 2 次鳩山内閣は、杉原防衛庁長官のもと内々に「国防 6 カ年計画」の検討を進めていた。ただし、杉原は、同計画を審議する「国防会議」の設置法案が廃案に追い込まれ責任をとり辞職し、国防計画の策定も棚上げ状態になっていた。こうした中、重光は、後任の砂田重政が防衛庁長官に対し、「私が渡米する前には、何とか早く一つ防衛庁でも計画してもらわなければ話のしようがないじゃないか」、と長期防衛計画の成案化を督促していた。「参議院外交委員会閉 2 号」、1955 年 9 月 14 日、『国会議事録』。

[149] 武田『重光葵と戦後政治』、上掲、278 頁。

が促進されるであろう。合同委員会は、最小限のコストで日本を防衛する手段を議論すべき[150]。

岸が訪米で重視したのは、日本が米国の軍事的負担を分担し安保改定を実現することではなく、経済的安定に必要となる強力な安定政権の確立のため、保守合同を目指すという方針について米国側の理解を得ることにあった。つまり、日本の経済的自立のため、米国側がどのような協力できるのかという点について意見交換することに主眼を置いていたのである。岸は、渡米前、「アメリカの方面に行っているいろいろな人々」から、「政局が不安定であり、しかも保守政権の前途というものに不安があっては、ほんとうに腰を入れて日本を援助するようなことはできない」という米国側の見解を聴取していた[151]。例えば、1954 年後半に米国訪問した高崎は、「アメリカ全体とすれば日本によくなって貰いたい〔中略〕日本をつよくして、日本経済を援助したい」という意向が見られると観察し、「経済 6 ヵ年計画」を「アメリカ人にも翻訳してみせよう」と考えていた[152]。

そこで、岸は、8 月 31 日、重光を除き河野と内閣官房副長官の松本滝蔵と共に国務次官補代理のシーボルト（William J. Sebald）、国務省北東アジア課長のマクラーキン（Robert J. McClurkin）らと 1 時間近く会談し、重光が言う程に共産主義の脅威が深刻と思っておらず、保守勢力を結集することが日本国内における共産主義と闘うことの基本的問題であり、現に河野や三木武吉とともに保守合同を進めていると説明した。特に岸は、日本の基本的課題に関して重光と異なる見解を説明したいとし、「日本にとって至上命題が経済的安定であり、経済的安定なくして共産主義との戦いや保守合同、新たな日米同盟の可能性について協議する余地はないと思っている」と述べ、以下のように語った。

> 日本経済は戦後 10 年で改善されてきたものの過剰人口圧力、東南アジアにおける日本市場拡張の可能性、日中貿易拡大の可能性といった基本的課題が未解決のまま残されており、アメリカからの協力と理解、投資や技術援助なくして日本が「経済 6 カ年計画」を実現することは不可能である[153]。

そして、今訪米の目的は、元商相として権威を以て話すことができる経済領域を主として日米両国が相互利益のため何ができるかということについて率直な意見交換に徹すべきと付言した。実際、岸は、シーボルトらと会談した際、朝鮮特需により拡大した

---

[150] Memorandum of a Conversation, Department of State, Washington, August 30, 1955. *FRUS 1955-1957 Japan,* p103.
[151] 岸信介・御手洗辰雄対談「保守結集の展望」『風聲』1955 年 7 月、14-15 頁。
[152] 高崎・木舎「日本経済の実相はこうだ」、上掲、136 頁。
[153] Memorandum of a Conversation, Department of State, Washington, August 31, 1955, 10 a.m.' SUBJECT Purpose of Mission to Washington; official discussions with Secretary. *FRUS 1955-1957 Japan*, p103.

日本の生産設備が秩序を欠き深刻な金融難に直面しているが、可能ならこれら設備を公有公営（Government ownership and management）のもと日本自らが使用するために維持することを希望していると述べ、東南アジアの軍需をこれら設備に発注することでアメリカが日本を支援できるないかと提案していた[154]。ゆえに、岸は、シーボルトらとの会談と同日に行われた経済問題などその他問題を主議題とする第 3 回公式会談に比重を置いていたと言えよう。

結果的に、1955 年 8 月末の日米会談は、日米両国の諸懸案事項を具体的に解決するものというよりも、双方の見解を述べあうというものに終わった。ただ、日米両代表は、東アジア地域における「大国」として日本を復活させるため米国が支援を与える代りに、将来的に日本が米国の対アジア政策に協調し支援するという相互利益の方向性を確認した[155]。ダレスは、第 1 回会談の際、西太平洋地域において日本が米国に代るインフルエンスを持ち「日本によってかかるノーマルなバランス・オブ・パワーが造られること」に原則的賛成すると述べていた[156]。一連の会談を終えたダレスの感想は、重光らが「自らの陸軍を持ち我々の責任を肩代わりする方向へ向かうだろう」という点にあった[157]。ダレスは、9 月 1 日に重光と会談した際、前夜の晩餐会で岸や河野に話した際に日本を大国（great power）として再興することが我々の基本政策と語ったことに触れ、我々が求めているのは西太平洋において日本が米国を支援するのではなく我々が日本を支援する関係であり、我々はアジアの一国でないし、そのようになろうと希望もないと思っていると念を押した[158]。その後、ダレスは、アイゼンハワーに次のように報告した[159]。

> 日米会談は上手くいった。私は、有益だと思うことを彼らに率直に伝えた。また、実権を持つ岸と河野が会談に同席したことも、良いことであった。我々にとり重要なことは、右派政党を分裂させず、人気獲得のため『アメリカよ、国に去れ』という話題に加わらないよう

---

[154] Memorandum of a Conversation, Department of State, Washington, August 31, 1955, 10 a.m.' SUBJECT Purpose of Mission to Washington; official discussions with Secretary; US-Japan relations. *FRUS 1955-1957 Japan*, p103.

[155] 8 月 31 日に公表された共同コミュニケでは、「日米両国の代表」が「日本はアジアの大国として、アジアの安定と平和に貢献するため、他のアジアの諸国と友好的に協力して積極的役割を果たすべきであると認めた。両国代表は、日本が国内安定の確立、国民経済の再建及び防衛能力の強化に努力していることにかんがみ、日米両国間の継続的協力のため一層強固な基礎が存在することに意見が一致した」（下線筆者）という点が明記された。「重光外務大臣とダレス米国務長官の共同声明」1955 年 8 月 31 日、「データ・ベース世界と日本」。

[156] 劉星「日米安保体制史のなかの重光訪米」、上掲、190 頁。

[157] Memorandum of a Telephone Conversation with Between the Secretary of States in Washington and Senator Walter E. George in Vienna, Georgia, August 31,1955, 6:21p.m. *FRUS 1955-1957 Japan,*p117.

[158] Memorandum of a Conversation, Between Dulles and Sgugemitsu, National Airport, September 1,1955. *FRUS 1955-1957 Japan,*p118.

[159] Letter to the President, September 1,1955. Whitman File, Dulles-Herter Series. *FRUS 1955-1957 Japan,*p118.

団結させることである。私は、彼らが今会談によって対米協調を基本として団結する必要があるとの印象を受けたと思っている。私は、この印象が政治的結果を生みだすのに充分続くことになるよう期待している。

一方、岸は、滞米中、共和党上院議員院内総務ノーランド（William F. Knowland）、同外交委員長ジョージ（Walter F. George）、デューイ（Thomas E. Dewey）、大統領経済顧問ポール・ホフマン(Paul G. Hoffman)、元駐日大使グル―（Joseph C. Grew）、キャッスル（William R. Castle, Jr.）など政官界要人のみならず、元ニューズ・ウィーク社外信部長ハリー・カーン（Harry F. Karn）[160]の世話で『ニューヨーク・タイムス』のレストン(James B.Reston)と懇談を持っていた。これら要人と会談した岸の感想は、総じて鳩山・民主党政権を原則的に支持しているというものであった[161]。特にジョージ、デューイ、ホフマンらと日米経済問題につき長時間懇談した岸は、日本に対する見解が根本的に同じであり友好的なことに強く感銘し、アメリカの対極東政策にとって日本が礎石（cornerstone）であると確信した[162]。そして、訪米から帰国した岸は、次のような感想を述べた[163]。

〔アメリカの世論が〕いままでになく日本にたいしていい〔中略〕どうしても日本を早く復興させて、早く－一言にいえば、つよくさせてだよ、アメリカの手数のかからないようにし、同時に東亜における日本がキチンとすれば、東亜が安定する。その意味で日本を早く復興させなければならないという気持ちが強いんだね。それはダレスでもそうなんだ（下線筆者）。

つまり、岸は、保守合同により政局を安定化するとともに長期経済計画にそって安定的に経済成長を続けて民生の安定を図るという内政方針を米国側要人も理解を示していると判断し、こうした見解を国内に向けてアピールしたのである。

重光・岸・河野の訪米により友好的雰囲気を演出できたことは、保守合同を「促進」させる効果を持ったと言われている[164]。例えば、民主党有力者でありながらも距離のあった岸と河野がダレスら米国側の期待を背景として保守合同の見通しについて見解を

---

[160] 岸の私設秘書であった川部美智雄（元 GHQ 経済技術局アドバイザー）は、岸が米国政府にパイプを持つカーンと 1954 年頃から接触するようになったと証言している（川部美智雄「川部美智雄独占インタビュー第 3 弾」『週刊文春』、上掲、34 頁）。なお、青木は、岸が 1952 年にニューズ・ウィーク東京支局長パケナムから同社外信部長であったカーンを紹介されたと述べている（青木冨貴子『昭和天皇とワシントンを結んだ男』新潮社、2011 年 5 月、298 頁）。

[161] 岸信介・木舎幾三郎対談「鳩山初代総裁で年内合同できる」『政界往来』巻号、118 頁。

[162] Telegram From Embassy in Japan to the DOS,September 13,1955. *FRUS 1955-1957 Japan*, p121.

[163] 岸・木舎対談「鳩山初代総裁で年内合同できる」、上掲、118 頁。

[164] 原『岸信介』、上掲、175 頁。中北『一九五五年体制の成立』、上掲、243 頁。

一致させたことは、確かに大きな意味を持っていた。滞米中、岸と河野は、保守合同の際に鳩山総裁・緒方副総裁にすること、日ソ交渉妥結後に鳩山を引退させ緒方内閣をつくることで協力すると合意したからである[165]。民主党は、10 月 8 日、河野帰国を受け、鳩山を初代総裁とし保守合同を進めることに決定した。一方、自由党は、鳩山引退を意味する公選により初代総裁を選出すべきと反発した（当時、両院議員の構成は、民主党 209 名、自由党 207 名であった）。ただし、自由党側は、米国政府が鳩山政権のもと保守合同が進めることに支持を与えただけでなく、10 月 13 日に社会党両派が再統一したことを受け、これ以上合同を拒否し続けることができなかった。保守合同を必要とする名分は、「左派の主導下で進む社会党統一に対抗する」という点にあったからである[166]。岸・三木・石井・大野は、11 月 6 日、総裁代行委員（鳩山、緒方、三木、大野）により党運営し、1956 年 4 月に公選をおこなうという条件のもと保守合同を実現し第 3 次鳩山内閣を発足させることにした[167]。

**3、生産性向上運動による国民的団結の模索**

民自両党は、11 月 15 日、自由民主党を結成した（岸幹事長、石井光次郎総務会長、水田三喜男政調会長）。自民党は、「党の性格」と題する文書において、「自由企業の基本として、個人の創意と責任」を重視し「社会主義経済を否定」するとしながらも、「生産を増強」し「社会保障政策を強力に実施」することにより「完全雇用と福祉国家の実現」を目指すため市場メカニズムに「総合計画性」を付与することを目指すと謳った[168]。民主党の進歩的保守というスタンスは、自民党の政綱及び綱領にも引き継がれたのである[169]。

---

[165] 岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』、上掲、133 頁。岸は、これまで自由党側が主張するように「公選」により保守合同後の総裁を決定すべきと主張してきた。実際、8 月 27 日にワシントンに到着した岸は、ダレスと会談する際、「保守結集は必ずできる自信を持っていること、その時期はいま少し待たねばならぬが、一日も早くしたいこと、新党の総裁は公選でやりたいこと、解散は考えていない」と述べていた(『朝日新聞』1955 年 8 月 28 日夕刊)。一方、河野は、保守合同に賛成しながらも、「鳩山中心」という立場を堅持してきた（吉本『岸信介傳』、上掲、230 頁。岸『岸信介回顧録』、上掲、189 頁）。

[166] 中北浩爾「自民党型政治の定着－岸信介と党組織」『年報・日本現代史』2008 年、7 頁。

[167] 升味『日本政治史』、上掲、207－208 頁。反鳩山の急先鋒であった「吉田派」は、11 月 13 日、吉田、佐藤栄作、橋本登美三郎を除き民主党と合流を決定した。

[168] 「党の性格」1955 年 11 月 15 日。「綱領」には、「わが党は、公共の福祉を規範とし、個人の創意と企業の自由を既定とする経済の総合計画を策定実施し、民生の安定と福祉国家の完成を期する」と記された。自由民主党ホームページ（www.jimin.jp/s/about/index/html）、最終アクセス日時：2015 年 3 月 16 日。

[169] 城下賢一「岸信介と保守合同（2）」、上掲、108 頁。実際、岸は、自ら次のように述べていた。「私が再建連盟当時より同志と共に提唱し来った自主憲法の制定と防衛体制の確立、自由主義国家群との連携を強化しつつ東南アジアに対して経済外交を推進すること、及び放漫な自由主義経済政策を是正して計画的自立経済を確立すること、等の主張は、前に日本民主党結成の場合にもその政策の骨子となったものであると共に、今回の自由民主党の

自民党幹事長となった岸は、「保守党だから反動的なことを考えてるわけでなく、現在に立脚した進歩性をもった政策をもち、国民がーとくに若いゼネレーションに魅力をもつ政策をつくる」と抱負を述べ、「保守党の脱皮」を進めると主張した[170]。例えば、岸ら執行部は、小選挙区導入により「人中心の派閥」を解消するとともに、政策と党規にもとづき統制の保たれた「組織政党」へ変革することを目指した[171]。これには、党内に残る戦前以来の保守二大政党意識を払拭するという狙いがあった[172]。

防衛関係費の対 GDP 比および対一般会計比（%）[173]

| | 1952 | 1953 | 1954 | 1955 | 1956 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 吉田内閣期 | | | 鳩山内閣期 | |
| GDP 比 | 2.78 | 1.67 | 1.78 | 1.78 | 1.73 |
| 一般会計比 | 20.76 | 13.01 | 13.96 | 13.61 | 13.81 |

1955 年 11 月 22 日に発足した第 3 次鳩山内閣は、重光、一万田、石橋、河野、高崎ら主要閣僚を留任させたように、第 2 次鳩山内閣の施政方針を踏襲した。例えば、第 3 次鳩山内閣は、1956 年 1 月に「経済自立五カ年計画」を閣議決定した[174]。政府が長期経済計画を策定したことは、「吉田自由党政治からの転換」を象徴する「政策的新機軸」と言われている[175]。また、1956 年度予算案は、前年度に引き続き「緊縮財政」を基調とし、前年度比で 435 億円増加したものの総額 1 兆 349 億円に抑え、引き続き防衛力増強よりも経済復興と民生の安定を優先する編成がなされた。

ただし、自民党の性格は、占領期に改革された統治機構を国策実現のため国民を管理統制しやすい統治機構へと改変しようとする反動性も併存していたことにも留意する必要があろう。例えば、自民党結成時に作成された「党の使命」という文書には、「不当に国家観念と愛国心を抑圧し、また国権を過度に分裂弱化」させた「憲法を始め教育制度その他の諸制度」など「敗戦の初期の占領政策の過誤」の是正を進めるという規定が盛り込まれた[176]。これまでも吉田・自由党政権は、改進党や日自党の閣外協力のもと、

---

政策の中軸をなしつつあるものであって、此処に階級政党としての社会党に対決する国民政党としての、我が党の政策の基本線があると謂わねばならぬ」。岸信介「自由民主党の発足に当りて」『風声』1956 年 1 月号。

[170] 岸信介、宇田耕一、井出一太郎、高橋雄豺（読売新聞副社長）、長谷部忠（毎日新聞社長）、木舎幾三郎「保守党は脱皮できるか」『政界往来』1956 年 4 月、38 頁。

[171] 岸他「保守党は脱皮できるか」、上掲、38 頁。

[172] 例えば、総裁代行委員の緒方は、「合同後の一番大きな、最初の仕事は何かと聞かれるが、この際保守の全国的組織をつくって、そしてここですっかり政友、民政以来のものを一新して、渾然たるものに仕上げることが非常に大きな仕事」と述べていた。緒方竹虎・木舎幾三郎「『自民党結党までの真相』を訊く」『政界往来』1956 年 1 月、37 頁。

[173] 真田尚剛「戦後防衛政策と防衛費」『21 世紀社会デザイン研究』9 号、2011 年、33 頁をもとに筆者作成。

[174] 「経済自立五カ年計画」の策定過程については、浅井良夫「経済自立五カ年計画の成立」（1－5）『成城大学経済研究』145、146、148，149、150 号、参照。

[175] 河野『戦後と高度成長の終焉』、上掲、169 頁。

[176]「党の使命」1955 年 11 月 15 日。ただし、少数派ながら自民党内には、「占領政策の是正」を強調する執行部に対する批判の声があった。例えば、三木武夫と行動を共にする井出一太郎は、「戦後派と一概に言われるかもしれないが、その中でいいものは、維持存続したい。

「教育二法」、「警察法改正法案」を強行可決してきた。自由党と合同し単独過半数の議席を確保した第 3 次鳩山内閣は、先述した「小選挙区法案」はじめ、前年廃案となった「憲法調査会法案」、「国防会議構成法案」、教育制度を是正する「新教育委員会法案」、「教科書法案」などを第 24 回通常国会（1955 年 12 月 20 日‐1956 年 6 月 30 日）に提出した。

このように、自民党は、旧右社党に近似する進歩性と旧自由党が模索してきた反動性といった二面的な政策志向を併用していた。この二面性は、原理的に矛盾するように思われるかもしれない。だが、これら二つの志向は、「全体主義的な国家観」という観点から見れば、相互補完的な関係にあったと言える[177]。岸は、当初、単一保守政党が結成された後、1 から 2 年かけて日本国家再建（The national Rehabilitation of Japan）と称する「プラン」を実行することを描いていた[178]。それは、労働三法や独禁法の緩和、教育制度の改革、上記した選挙法改正、憲法改正であり、占領初期の民主化改革の過誤を是正することに主眼を置いたものであった[179]。、岸を会長とする自由党憲法調査会は、国家に対する義務に比重を置いた憲法改正要綱案をとりまとめていた[180]。だが、改憲要綱は、必ずしも岸にとっての進歩性を否定するものではなかった。要綱には、「福祉国家の建設の協力する義務」を盛り込まれていたからである[181]。これは、岸らが目指す改憲

---

民主化を急ぐのありまり、行きすぎもあったかもしれないが、あれも敗戦革命がなければ、ものにならなかったんだから、なにか日本にもたらしたものもある」と語り、「私ども戦後十年間の政治責任を感じ〔中略〕政策的に深い掘り下げ方」をすることこそ「〔保守党の〕脱皮の言葉の本当の意味」（下線筆者）と主張していた。岸他「保守党は脱皮できるか」、上掲。

[177] 高坂は、岸が「統制経済への信念とならんで、彼は社会保障の必要性を認めていた」と述べ、「国家が全体として有効に機能するためにも、また国家の秩序を維持するためにも、社会保障の必要性はイデオロギーと無関係に、合理的に証明されることができるものだし、それに国民のためにという原則は、日本の官僚性の伝統のなかに存在すること」であったと説明している。高坂『宰相吉田茂』、上掲、115 頁。

[178] Tokyo to DOS. Dec 7, 1954, *Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan, 1950-1954,* Scholarly Resources Inc, reel no.6.

[179] American Embassy to DOS. 794.00/12-754. *Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan, 1950-1954,* Scholarly Resources Inc, reel no.5.

[180] 自由党憲法調査会編『日本国憲法改正案要綱』非売品、1954 年 11 月 5 日、国立国会図書館所蔵。

[181] 藤原節夫（自由党憲法調査会事務局長）「憲法改正要綱案について」『法律のひろば』8 巻 1 号、15－16 頁。「わが国が政治上経済上の最大の問題は資源と人の不均衡を克服しすべての国民の職業と生活資料を与えることの一言に存する。現行憲法ではすべての国民に幸福追求の権利を認め、その能力に応じひとしく教育を受ける権利を認め、国に対してはすべての生活部面で社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上および増進に力むべき義務を課し、要するに文化福祉国家の構想が遺憾なく表現されている。然し、之を実現するためには国家の財政と国民経済全体から発展して豊かになることを前提とする。然らば理想実現の手段として国民は、公務員と産業人たると労務者たるとその他の職にある者たるを問わず、各自の職域を通して国家経済の発展に協力すべきことは当然の責任である」。上掲、『日本国憲法改正案要綱』。

構想に国家全体の生産力増強に向けて国民全体を動員していくという体制原理を明示するという意図があったとことを示唆している。換言すれば、当時、岸ら保守政治家が使用する「福祉国家」というコトバは、国家全体の生産力増強のため青年や労働者の勤労意欲を高め、労使協調環境を整備することで分裂したナショナリズムを統合するスローガンでもあったとも言える[182]。そして、労使協調環境を形成していくことは、マルクス主義志向を持つ急進的左派勢力の台頭を抑制するという意味で「反共対策」の一環でもあった。この点は、党幹事長であった岸が 1955 年 8 月に訪米した際、当面の間、保守合同により国内政局を安定化し長期経済計画にそって経済成長を続けて民生の安定を図ることが「共産主義との闘い方」として望ましいと訴えたことと整合的である[183]。

しかし、改憲はじめ占領政策の過誤の是正を追求することは、むしろ労使対立を先鋭化させ国民的団結を阻害しかねないというジレンマを内在していた。実際、鳩山・自民党政権が数の力を背景として「反動的」な法案を強引に可決しようとしたことは、社会党はじめ革新勢力との間で「体制の原理をめぐる対決」を惹起し、「内政の分極化」（国内冷戦）をいっそう明確化した[184]。つまり、サンフランシスコ講和論争以来の「分裂したナショナリズム」を再生産し再確認するという帰結をもたらしたのである[185]。1952 年以来増えつつあった憲法第 9 条をめぐる反対世論は、1955 年 11 月の保守合同を契機とし約 50 から 60%近くまで上昇した[186]。

---

[182] 当時、岸は、「住宅を画期的にやるとか、道路を作るとか、失業対策でも、仕事を与えて、国家の建設に協力させる」と発言していた（岸・木舎対談「政局の波紋はどう動く」上掲、126 頁）。また、後に、第一次岸改造内閣厚生相に起用された堀木鎌三は、「新しい民族社会としての年金制度」を「国家としてどうしても考える段階にきておる」として説明した。「衆議院予算委員会」1957 年 11 月 5 日。「衆議院社会労働委員会」1957 年 11 月 14 日、『国会議事録』。

[183] 自民党内には、警視総監経験者の山崎巌、町村金五らと協議の上、青木一男（自民党参議院議員）を委員長として治安対策特別委員会が発足していた（青木一男『わが九十年の生涯を顧みて』講談社、1981 年、308 頁）。右委員会は、1957 年予算編成にあたり警察庁機動隊の整備充実、公安調査庁職員増員の予算獲得に尽力した。また、岸は、1956 年 3 月、「国際共産党の活動に対抗するため治安関係機構を整備統合する」との自民党の新政策を公表した（『朝日新聞』1956 年 3 月 25 日付 1 面）。岸側近の田中龍夫（自民党代議士）は、「共産圏との戦争終結」進めながらも、「治安に対する法制も、整備すると共に、言論機関、教育文化の面に於いても、共産党に実態を認識せしめ、諸国民の民族的自覚と矜持とを与えるべき」との持論を展開していた。田中龍夫「日ソ国交と対共産党政策」『政界往来』22 巻 11 号。

[184] 鳩山内閣は、社会党の激しい反対の中、「憲法調査会法」、「国防会議構成法」、「新教育委員会法」を強行可決した。ただし、「小選挙区法案」は、与党内の非協力的態度により審議が遅延し、6 月 3 日に審議未了・廃案となった。小選挙区制導入には、言論界や学界のみならず財界からも批判がなされた（中北浩爾「自民党型政治の定着－岸信介と党組織」、上掲、14－15 頁）。

[185] 坂本義和「日本における国際冷戦と国内冷戦」『地球時代の国際政治』岩波書店、1990 年、132－133 頁。

[186] NHK 放送世論調査所編『図説 戦後世論史』日本放送協会、1982 年、175 頁。

本節第 1 項で示したように、岸は、すでに民主党幹事長として「超党派的な憲法調査審議機関」の設置→改憲案答申→国会解散・総選挙→「憲法議会」を召集→改憲案審議→国民投票実施→憲法改正というプロセスを提示し、改憲を急がないという意向を示していた。第二次鳩山内閣は、この頃より「民生安定第一主義」をとることで労使協調を促すともに経済成長(生産力増強)を優先していこうとした。第三次鳩山内閣は、「憲法調査会法」こそ強引に可決したものの、以上のような世論動向に配慮し、改憲問題を優先的政治課題から後退させる意向をなお一層強くしたと言えるのではないだろうか[187]。

こうした中、岸が改憲によらず「分裂したナショナリズム」を統合させるために注目したのは、生産性向上運動であったと考えられる。生産性向上運動とは、第 2 次世界大戦後、アメリカ政府が経済再建を目指す西欧諸国にマーシャル・プランとともに生産性の高いアメリカをモデルとする合理化諸方策の適用を目指したことに起源を持っていた。この運動は、イギリス経済の再建が軌道に乗ることで西欧各国に波及していった[188]。欧州では、1951 年にはヨーロッパ生産性本部が設立された。日本では、1954 年に経済同友会主導のもと発足した日米生産性増強委員会を母体とし、1955 年 3 月に財団法人日本生産性本部（石坂泰三会長、永野重雄、中山伊知郎副会長）が設立された。設立にあたり、 日本政府から約 4,000 万円、米国政府から 50 万ドル（約 1 億 7,500 万）の援助がおこなわれた。生産性本部は、「労使協調」、「技術進歩による失業防止」、「経営者・労働者・消費者間の公正配分」を三原則とし、企業の生産性向上に寄与する技術やノウハウなどの調査研究、米国などの海外視察団の派遣、企業への助言、広報活動などの事業を展開した[189]。

岸は、運動促進に強い熱意を示した[190]。岸が運動に注目した理由は、「経済をますます発展させ、国民の生活水準を高めて、福祉社会を築いていくというところに最終の目標」があり、「従来の一般的な社会意識」から見ると「きわめて革新的な内容をもっておる」という点にあった。つまり、生産性向上運動を 「社会のために協力して職分を果たすという気運」が薄く「分裂」した労使関係を「統一」させる「新しい経営並びに労働理念」と見ていたのである[191]。ただし、周知のように、日本国内の労組は、ナショ

---

[187] 渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1989 年、第 3 章、参照。

[188] 財団法人日本生産性本部ウェブサイト（http://www.jpc-net.jp/movement/movement.html）最終アクセス日、2015 年 3 月 16 日。

[189] 衆議院社会労働委員会調査室「生産性向上運動に関する資料」『社労参考資料』 第 50 号(1957 年 2 月)。島西智輝・森直子・梅崎修「高度経済成長期における日本生産性本部の活動－相互信頼的労使関係の形成への影響」『日本労働研究雑誌』54 巻 8 号。参照。

[190] 岸は、米国の生産性向上運動についての超党派議員視察団（松岡松平団長以下、自民、社会 9 名）の帰朝報告の際、「わが自民党におきましても、今後できるかぎり本運動に協力し、また自らの問題としてこれと取り組んでいきたい」と語った。岸信介・西尾末廣「二大政党の巨頭による生産性論争」『新経済』16 巻 1 号（1956 年 12 月）。

[191] 岸・西尾「二大政党の巨頭による生産性論争」、上掲。岸は、「労働生産性」を低下させない程度であれば労働者の賃上げなど待遇改善を認めてよいと考えていたものの、「賃上げ

ナル・センターの一つである全労会議が生産性向上運動への協力決定していたのに対し、総評が強く反対していた[192]。その理由の一つは、生産性向上の名のもとに賃金抑制、人員整理が強行されるという点にあった。そこで、岸は、生産性向上に伴い発生する失業問題を各企業が配置展開などにより 「吸収し、解決」すべきであるが、それでも解決できない場合に「明らかに国家が責任をもって、これを解決すべき」との見解を示し、次のように述べた。

> 国の雇用政策は、生産性向上に直接重大な影響をもっておりますし、その他住宅政策、社会保障政策、財政投融資政策、貿易政策、国土開発並びに産業立地政策、さらに租税政策にいたるまで、あらゆる政府の政策が、一つの国民経済的にみた生産性向上という観点に立って貫かれたものであなければならぬ[193]。

そして、岸は、次章で論じるように、1956 年 3 月頃より、経済の拡大再生産により完全雇用状態を目指すため財政基調を経済基盤の強化に主眼を置いた「積極政策」（積極財政と同義：注、筆者）へ転換すべきとの見解を述べるとともに、社会保障制度を充実させる意向を改めて示した[194]。

以上要するに、岸はじめ鳩山政権首脳は、長期経済計画の実現を最優先課題とし、防衛力増強よりも住宅政策や社会保障政策の拡充に力点を置いた民生の安定を重視する内政を目指した。そして、第 2 次鳩山内閣は、民生の安定に関する予算の増額を日米防衛分担金の削減により相殺しようとした。一方、米国政府の側は、防衛力増強に緩慢な態度をとる日本政府を必ずしも支持していたわではなかった。また、米国側は、保守合同を評価しながらも、野党が政府批判を強めることにより日本の「中立化」につながるとの憂慮を深めた。ゆえに、1957 年に首相に就任した岸は、以上述べて来た経済力強

---

要求を年中行事」のように「ストライキやサボタージュに依って生産を停止したり其の能率を低下せしめる」ことに強い反感を抱いていた。大日向一郎『岸政権 1241 日』行政問題研究所、1985 年。338 頁。

[192] 詳細は、中北浩爾『日本労働政治の国際関係史 1945－1964－社会民主主義という選択肢』岩波書店、参照。

[193] 岸・西尾「二大政党の巨頭による生産性論争」、上掲。

[194] 岸は、1956 年 3 月に星野直樹と対談した際、現在の資本主義国は、アメリカを筆頭に英国でも、西独でも、国民福祉の施策を大いにやっているが、日本の政治面でも、この点に力を注ぐべき〔中略〕保守党だからといって、社会政策の面をおろそかにすることは許されない。たとえば健康保険制度なども、今後は国民皆保険制度にもってゆかなければならない。また、国民の勤労意欲を向上させ、将来に希望を持たせる意味から、国民年金制度の確立を期せねばならぬと思っている」（下線筆者）と述べた（岸信介・原安三郎・星野直樹編「経済発展の構想を語る」『ダイヤモンド』1956 年 4 月）。また、岸は、1956 年 12 月の自民党総裁選挙においても、「われわれ保守党において経済財政の基礎ができた以上やはり社会政策的な面－社会保障の拡充まで進んで解決するという政策をもっていきたいと考えている」と述べた。石橋湛山・石井光次郎・岸信介対談「後継総裁は私だ」『講演時報』第 860 号、1956 年 12 月 17 日、12－13 頁。

化を優先し民生の安定を重視する内政方針を当面の指針として発展的踏襲しつつ、米国政府との調整に乗り出すことになる。

## 第 3 章　岸内閣の内政路線－新長期経済計画にもとづく「福祉国家の建設」

わが国は福祉国家を目指さなくては国際社会の厳しい競争にナニしていけませんよ[1]。

貧農と、沿岸の零細漁民、それにもう一つは小工業者、これに希望を与えられる政治、これが一番自分は、商工省時代から考えあぐねて今日にきた問題で案が立たないのだ。これをなんとか解決する方法があれば、社会主義や共産主義に負けない[2]。

本章では、これまでの議論を受け、首相に就任した岸が進歩的保守をいかに内政指針として具現化していったのかを追っていく。第 1 節では、石橋内閣が打ち出した積極財政への転換を踏襲しつつも、経済企画庁を中心とする計画的経済運営のもと「長期経済計画」を策定した過程を概観する。第 2 節では、前章最後でも触れたように、岸内閣が防衛力を漸増し社会保障政策拡充を優先するために展開した米国政府との折衝過程を明らかにし、岸や外務当局が革新勢力の要望に応えるという視点から日米安保改定問題に取り組もうとしていたことを指摘する。第 3 節では、以上で確認した経済成長優先、自衛力増強よりも民生の安定を重視し社会保障制度拡充を優先する内政指針がどのように展開されたのかを追って行く。特に本節では、警職法及び安保改定問題に関する革新勢力の政府批判に対して岸内閣が国民所得倍増計画及び日米安保体制の経済効用論を以て対抗し、以上にあげた内政指針をより促進していったことを議論する。

### 第 1 節　岸内閣の内政指針－「計画性」と「全体の調和」

#### 1、「積極政策」への転換

鳩山政権は、インフレ抑制を念頭に置いた緊縮財政をとっていた。しかしながら、自民党内では、1956 年頃より、積極財政への転換を求める声が強く主張されるようになっていた。このような転換要求が強まった背景には、日本経済の急成長が持続されるという楽観的観測があった。日本経済の実質成長率は、「神武景気」（1954 年 12 月－1957 年 6 月）により 1955 年から 1957 年にかけて 1955 年度 10.8%、1956 年度 6.2%を記録していた。また、1956 年の日本の外貨保有高は、アメリカ経済の好景気による輸出好調と 2 年連続の豊作による米輸入減少のため、総額 25 億ドルに達していた。また、積極財政への転換要求は、鳩山内閣が策定して間もない「経済自立五カ年計画」への批判と

[1] 民主党結党後の岸の発言より。安広『至誠は息むことなし』上掲、230-231 頁。
[2] 1959 年 1 月の総裁選挙の翌日に岸が矢次に語った発言。木内信胤、船田中、矢次一夫対談「これからの財政・経済政策はどうあるべきか(1959 年 9 月 9 日)」『新国策』1959 年 9 月 15 日。8 頁。

連動していた。まず、同計画が設定した経済成長率 5%（実質経済成長率 4.9%）は、実際の成長率を大きく下回るものであったからである。次に、同計画は、そもそも完全雇用を目標として掲げながらも、デフレ的な引き締め政策を経済政策の基調としているため、失業対策につながる財政支出を抑制するという論理的矛盾があったからである[3]。

そこで、経済企画庁内では、1956 年 2 月より「経済自立 5 カ年計画」の改訂要否の検討を開始された。だが、1956 年 7 月 16 日には、計画改訂の必要なしとの結論を出した。というのも、経企庁内は、上述したような楽観的経済観測を採らなかったからである。「輸出が好調な好景気の際に外貨を蓄積して置き、国際収支が悪化した際に、この外貨を用いることにより景気の波をなだらかにしよう」という景気調整的な発想にもとづく「外貨バッファー論」が強かったと言われている[4]。同様に、予算原案を編成する大蔵省主計局は、「緊縮財政」を変える意図がなかったとも言われている[5]。つまり、大蔵省や経企庁は、吉田政権・自由党政権から鳩山・民主党政権期にかけての経済運営を継続しようとしていたのである。

これら経済官庁を動かしたのは、上述した自民党内の意向とともに、社会党や経済界の批判であった。前章でも触れたように、党幹事長であった岸は、1956 年 3 月 24 日、インフラ設備など経済基盤を拡充し「生産の増強」を目指す「産業優位の経済新政策」を実施するため、積極財政に転換し拡大再生産に乗り出すべきとの見解を表明していた[6]。岸自身は、「外貨の多少の減少は恐るることなく」、生産力の増強に必要となる機械や原材料などの輸入増大のため、「有効に使うことを考えるべき」との立場をとるとともに、「積極政策を打ち出しても、インフレをおこす懸念はない」との判断をとっていた[7]。

他方、社会党は、1957 年から年成長率 8.4%を実現し、1961 年に特需なしで 36 億ドル規模の貿易実現を目指すという高成長プラン（経済建設五カ年計画要綱）を公表していた。こうした高成長論を掲げ「緊縮財政」を批判してきた社会党は、1956 年秋より電力、鉄鋼、輸送といった基礎部門の供給力不足（生産隘路）が深刻化すると、経済計

---

[3] また、同計画が想定する失業者数は、統計にのぼる約 60 万と想定し、約 100 万から 1000 万人近くと見られた「潜在的失業者」の存在を考慮していなかった。

[4] 例えば、経企庁官僚の五島誉之助（1916－1960）、金森久雄（1924－）。浅井良夫「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」『成城大学経済研究所研究報告』No.25、2000 年 3 月、44 頁。

[5] 当時の大蔵省官房長であった石野信一は、「大蔵省としては 1 兆円予算を 29 年にやって成功した。国際収支もよくなった、もう一度やろうと一万田さんのときにもやった。だから、予算をゆるめちゃいかんと、社会保障や公共事業に対して非常に理解がなかったわけです、主計局は」と語っている。塩口『聞書-池田勇人』、上掲、168 頁。

[6] 1956 年 3 月 25 日付『朝日新聞』1 面。岸信介「漸次積極政策への移行」『経済時代』1956 年 5 月。

[7] 岸・原・星野対談「経済発展の構想を語る」、上掲、16 頁。

画の規模を拡大すべきとの主張を強めた[8]。また、政財界の有力者が参加するシンクタンク（産業計画会議）は、輸出競争力を高めるため、石油輸入自由化によるエネルギー源の石炭から石油へ転換、15 年間に 5 兆円規模の投資による道路整備事業、大規模な所得減税の実施などを勧告した[9]。

こうした中、福田（自民党政調副会長）は、「経済自立 5 カ年計画」の目標の「大半を達成」したと述べ、1957 年度予算編成方針について均衡のとれた経済発展を目指すため鉄鋼、輸送力、電力の基礎部門（3 つの隘路）の重点的整備に主眼を置いた積極財政を展開すると説明した[10]。また、高崎経企長官は、1956 年 10 月 17 日、商工委員会で近く「経済自立五カ年計画」の改訂を予定すると言明した。経企庁は、11 月 19 日、経済審議会を開催し、明年夏頃までに安定成長を目標とする「新長期経済計画」を作成する意向を表明した[11]。

1956 年 12 月の自民党総裁候補者（石橋、石井、岸）は、いずれも積極財政への転換を公約として掲げた[12]。特に、石橋は、筋金入りの積極財政論者であった。ゆえに、石橋が鳩山の後継首相になったことは、積極財政への転換を印象づける効果を持ったと言える。石橋は、1956 年 12 月 15 日、「経済政策の目標を完全雇用の実現に置く」、「私の政治生命はこの経済政策の達成にある」との談話を発表した。経企庁内では、予算を積極的なものに修正する必要を認めながらも、世論の支持[13]を得た石橋が急激な政策転換を図ることを懸念した[14]。同様に、大蔵省主流は、引き続き緊縮財政をとるべきとの見

---

[8] 経企庁内には、社会党プランを「新たな問題提起」と受け取り「長期経済計画策定について発想転換を図る必要を感じた者がいた」と言われている。浅井は、社会党のプランが「政府が、新たな長期経済計画の策定に踏み切る動機の一つ」となったと指摘した。浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、12 頁。

[9] 浅井、12 頁。こうした中、経企庁は、産業経済計画会議の関係者から 2 度にわたりヒアリング実施した。浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、16 頁。「『産業計画会議』のリコメンデーションについて」『ダイヤモンド』1956 年 10 月 23 日号。

[10] 福田は、主たる財源として「物価の維持」のため郵便貯金や民間資金などの財政投融資計画を利用することとし建設公債の発行を見送ることを示唆した。福田赳夫「昭和 32 年度の経済計画と予算編成に当って」『経済時代』21 巻 11 号、53、54 頁。

[11] 目標を「安定した経済成長の達成」、国際収支の均衡確保を重視、財政投融資により左右できる電力、輸送の基礎部門の計画重点。生産・貿易構造の長期的変化に対応し、エネルギー中心の資源対策を立てる。浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、18 頁。

[12] 石橋・石井・岸対談「後継総裁は私だ」、上掲。

[13] 軍部に追従しない言論人として知られる石橋は、保守政治家でありながらも、国民の間で進歩的イメージを抱かれていた。石橋内閣の支持率は、「鳩山ブーム」に匹敵する 41%であった。1956 年 12 月 29 日付『朝日新聞』。

[14] 上野幸七(経企庁次長)は、石橋から完全雇用達成の条件につき研究依頼を受けた際、完全雇用達成のためには「少なくとも 10 年間はかけねば無理」、「完全雇用達成のためといって、むやみに経済の拡大を急ぐのはかえって混乱を招く」との見解を伝えていた。浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、21 頁。

解が強かった。そこで、石橋は、元大蔵次官・蔵相経験者の池田を蔵相に起用した。石橋内閣は、池田蔵相のイニシアティブのもと、1957 年 1 月 8 日に「昭和 32 年度予算編成方針」[15]を閣議決定した[16]。同日、石橋は、「5 つの誓い」（国会運営の正常化、政界・官界の綱紀粛正、雇用の増大・生産の増加、福祉国家の建設、世界平和の確立、一千億減税・一千億施策）と呼ばれる政権公約を公表した。そして、経企庁長官の宇田耕一は、2 月 4 日の経済演説の中、以上のような積極財政を反映するように「経済自立五カ年計画」の改定する方針を改めて発表した[17]。しかし、病気療養にはいった石橋は、以上の予算編成方針と政権公約を具体的に実施することなく首相を辞職した。

**2、計画性のある経済運営の模索**

石橋の臨時首相代理をつとめていた岸外相は、石橋の辞職に伴い首相を兼任し、1957 年 2 月 25 日に第 1 次岸内閣を発足させた。前述したように、岸も、積極財政への転換を踏襲する意思を持っていた[18]。そして、岸は、迫水久常（自民党参議院議員）から「日本という一つの大きな生産会社の社長」としていかなる構想を持っているのかと問われた際、輸出振興に重点を置いた産業政策の強化により経済の繁栄、産業の拡大を図り、国民所得の増大を目指し、次に社会保障制度を通じて所得格差の拡大抑制を図ると説明した[19]。

---

[15] 石橋内閣の予算編成方針は、一般会計の自然増収の一部を減税し国民の税負担を軽減する一方で、公債発行をせずに電源開発、揮発油税率の引き上げ、国鉄運賃の改定実施を行うことで幹線道路、国鉄、港湾などのインフラ整備に重点的に資金供給をするというものであった。有沢広巳・稲葉修三編『資料戦後二十年史 2 経済』日本評論社、1966 年、281 頁。

[16] 当時、大蔵省官房長であった石野は、積極財政に消極的な主計局に対し、「池田さんが強引に、社会保障、公共事業を、その当時としては、思い切ってふやしたということが、ひとつの転機になったわけですね。かなり質的な変化をきたした」と語っている。塩口『聞書－池田勇人』、上掲、168 頁。

[17] 経済企画庁内の長期経済計画改訂作業については、経済企画庁計画部『経済計画資料第 1 号』1957 年 3 月、6-20 頁。当該史料は、総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編『国民所得倍増計画資料』、第 3 巻、1999 年 4 月、所収。

[18] 岸は、次のように述べていた。財政・金融の専門だった石橋さんが積極的だったから、〔産業政策にたずさわってきた〕私の方がもっと積極的になるのは当然だろう。私は完全雇用を目指すならば現在の経済規模を 6、7 年の間に倍にする必要があると思う。幸い経済情勢が良くできている。もちろんインフレは防がねばならないが完全雇用はあくまでもやり通さねばならない」。『日経新聞』1957 年 2 月 26 日。

[19] 岸は、具体的に以下のように応えていた。「大きな方向としては、2 つのことを考えていきたい」と応えた。1 つは、「できるだけいい品物を安く作るというねらいをもって、産業の近代化や、あるいは生産性の向上、あるいは能率の増進」を徹底し、「何としても輸出貿易というものを振興させる」、そして「経済の繁栄、産業の拡大によりまして、国民に就職の機会を多くし、また国民所得もふやしていく」ことであった。2 つは、「経済の繁栄」から取り残される人々を対象とする「社会保障制度の拡充によって福祉国家を作り上げる」（「参議院予算委員会第 2 号」1957 年 11 月 8 日、『国会議事録』）。また、岸は、「全体が少

ただし、岸が抱く積極財政への転換は、必ずしも池田蔵相と一致していたわけではなかった。岸は、あくまでも計画性のある経済運営のもと積極財政を展開することを志向していたからである。第 1 章で確認したように、岸は、政府のリーダーシップのもと民間や省庁間を総合する経済復興計画を策定し、こうした計画を実現するため、民間企業の経済活動を誘導し、国民（とりわけ労働者）の支持を得るような政策を重視すべきと考えてきた。実際、鳩山内閣は、そうした経済運営をとってきた。また、岸は、自民党総裁選挙に際して次のような見解を示していた。

> 無計画な自由競争でなしに一つの計画性が必要である。この意味においてはやはり産業五カ年計画［経済自立五カ年計画のこと：注、筆者］をもう少し実際に密着して、ただ単に机上のプランではなしに、現実の予算編成の上においてもこれを織り込んでいく〔中略〕経済の拡大を考える積極的政策を考えなければならない〔中略〕予算編成の積極政策がややもすれば総花的になるからこれをいましめ、いくつかの重要政策にしぼって立てて行く（下線筆者）[20]。

こうした岸の発想の通底は、第 2 章第 2 節で言及したように、戦前期から持続する側面があった。事実、当時も岸は、かつて統制経済をめぐり論争した山本勝市（自民党代議士）から経済統制主義に対する見解を追求されると、「自分が自由だから他人の自由を幾ら妨げてもいいということではない」とし、全体の調和を得るため国家が調整する役割を果たす必要があるとの見解を改めて述べた[21]。一方、吉田内閣期に蔵相など歴任してきた池田は、「資本主義とは、私有制と自由競争、とくに資本の私有と支配形態の個別性に着目して、人類何万年の生活体験から生まれてきた歴史的な経済体制」であるという「奔放な資本主義擁護論」を展開していたと言われる[22]。この点について、後に岸は、「放漫なる自由主義経済」は「弱肉強食、つまり力で勝手にやれというシステム」であって「自由経済は、いまのような野放図、無原則な自由経済ではなしに、ある程度の規則を加えた自由経済でなければならない」、「経済に一種の計画性とか、みずから超えてはならない制約というものを設けるという考え方」を重視すべきと述べている[23]。

実際、岸は、計画性のある経済運営のため経企庁が果たす役割を拡大しようとした。第一次岸改造内閣は、8 月上旬、経企庁機構改革案（「経企庁機能の活用について」）を

---

くては、いかに分配は公平にいたしましても、全体が生活が決して向上しておるというわけではない。やはり国民全体の経済を繁栄せしめ、その国民所得というものをふやしていくということに特に重点を置いて考えないと」とも述べている。「参議院予算委員会第 4 号」1957 年 11 月 11 日、『国会議事録』。

[20] 石橋・石井・岸対談「後継総裁は私だ」、上掲、12－13 頁。

[21] 「衆議院予算委員会第 14 号」1957 年 3 月 6 日、『国会議事録』。

[22] 政治経済研究所編「池田勇人氏の経済構想」『日本経済のうごき』70 号、1959 年 6 月、58－59 頁。

[23] 原編『岸信介証言録』、上掲、38、358 頁。

閣議了承した[24]。機構改革の狙いは、まず、政府の経済参謀本部として経企庁を位置づけようとする点にあった。つまり、内閣は、経企庁による翌年度の内外経済見通しと経済運営の基本的態度に関する意見を閣議で了解し、これを尊重した上で予算編成の基本構想や各行政機関の基本的経済施策の立案を進めるという関係性を明確化しようとしたのである[25]。次に、機構改革案は、省庁間にまたがる重要経済問題の調整役を経企庁に担わせようとする狙いがあった[26]。つまり、岸内閣は、経企庁が計画的な経済運営とともに国内経済政策の形成をコントールする役割を果たすことを期待していたと言えよう。

だが、前述したように経済運営をめぐり岸首相と見解を異にする池田蔵相は、保守合同以来の政敵関係ということも重なり、1957 年上半期の国際収支が悪化[27]への対応をめぐり岸に反発した。岸は、国際収支の悪化に対処するため、高崎（前経企庁長官）、北村徳太郎、太田正孝、賀屋、一万田（前蔵相）を経済顧問に起用し、「岸新政策」の立案につき協力を求めた[28]。彼ら経済顧問は、金融政策だけでなく財政投融資計画の縮小、輸出増進、貯蓄増強、中小企業対策、IMF からの借款導入など長期綜合策をとりまとめた[29]。しかし、池田は、国際収支の悪化を一時的現象と見て経済成長にブレーキをかける必要がなく財政面の引締めに否定的態度をとったのである[30]。そこで、岸は、賀屋の力を借りて池田を説得し[31]、6 月 14 日に経済顧問の進言をまとめた「国際収支改善のための綜合対策」を閣議決定した。また、岸は、6 月の訪米の際、池田ではなく腹心の福

---

[24] 同改革案は、1958 年 5 月 1 日に「経済企画庁設置法の一部改正法」として成立した。

[25] 実際、第一次岸内閣は、1957 年 8 月 30 日の「今後の経済の見通し」を閣議了解、「昭和 33 年度経済運営の基本的態度」を閣議決定にもとづき 12 月 20 日に「昭和 33 年度予算編成方針」を閣議決定した。

[26] 実際、経企庁は、食糧、エネルギー、電力、鉄鋼、輸送といった重要経済問題の「基本方向についての意見又は問題の所在等を提示して関係各行政機関の検討を求める」ようにするとともに、省庁間にまたがる新たな経済課題の生じた際に「意見を閣議（又は経済閣僚懇談会）に報告し、所要の総合調整」を図るということが盛り込まれていた。浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、37 頁。

[27] 「神武景気」に伴い大幅黒字になっていた国際収支は、生産拡大に伴う鉄鋼、非鉄金属、機械類、鉱物性燃料などの輸入増が 1956 年 10 月のスエズ動乱により拍車をかけたことにより、1957 年になると急速に悪化していた。

[28] 『朝日新聞』1957 年 5 月 19 日朝刊 1 面。

[29] 『朝日新聞』1957 年 6 月 9 日朝刊、1 面、1957 年 6 月 12 日朝刊 1 面。

[30] 浅井良夫「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」『成城大学経済研究所報告』No.25、2000 年、41 頁。

[31] 賀屋は、国際収支の悪化を受けた緊急対策を岸に進言すると、「あんたが処理してくれ、あんたが池田君に話してやってくれ」と依頼され、「全然人に気づかれない所で池田と話をして、その際の処置として約十ヵ条の実行案を提案した。池田は完全にこれに同意したのであった」と回想している（賀屋『戦前・戦後八十年』、上掲、220 頁）。引締め策を批判してきた池田は、閣議決定後、「前言にこだわらず」、「これまでの赤字分をとりもどすつもりで」長期にわたる金融引き締めを実施すると発言した。『朝日新聞』1957 年 6 月 16 日朝刊 5 面。

田赳夫（自民党政調副会長）を随行させて IMF など金融機関からの借款獲得交渉にあたらせた[32]。そして、訪米から帰国した岸は、7 月 10 日に内閣改造を実施し、池田を更迭して一万田を蔵相に再起用したのである[33]。さらに、賀屋は、内閣改造に伴い政調会長は池田に近い立場をとってきた三木武夫が就任したことを受け、国際収支改善のための総合対策を実施するにあたり、官房長官の愛知揆一に三木をバイパスして「党の政調会の意見の事実上のとりまとめ」を依頼したと回顧している[34]。

こうした岸内閣の姿勢は、長期経済計画をめぐる与党内の議論にも変化を与えた。自民党政調会（塚田十一会長、福田副会長）は、長期経済計画の検討のため、3 月 20 日、経済計画特別委員会（一万田委員長）を設置していた。経済計画特別委員会は、6 月 11 日、安定を重視（成長率 5‐7%想定）した『長期経済計画に対する考え方』(未定稿)をとりまとめた。経企庁は、6 月 19 日、自民党案を参照し、完全雇用を「長期経済計画の範囲を超える遠い将来の目標」とする『新長期計画の構想（案）』を経済審議会に提出した[35]。岸から長期経済計画につき正式な諮問を受けた経済審議会は、11 月 19 日、新長期経済計画（想定成長率を 6.5%）に関する答申を提出した。同日、自民党の経済計画特別調査会[36]は、経済審議会の答申と同内容の新長期経済計画大綱を発表した。自民党は、経済審議会の長期計画策定過程にほとんど関与していなかったため、「経済審議会とは独自に経済計画の立案を行なったという体裁を保つため」のパフォーマンスであったとの見方もある[37]。とはいえ、一万田委員長期の経済計画特別委員会そして岸内閣の姿勢は、計画上全体を左右する想定経済成長率を「安定を重視」する方向に定めて政治的権威を与えたという意味で影響を持っていたとも考えられよう。

### 3、社会保障制度の拡充方針

12 月 17 日に閣議決定された「新長期経済計画」は、最終年度（1962 年）までに完全

---

[32] 福田は、約 3 億ドル（1 億 7500 万ドルをワシントン輸出入銀行、1 億 2500 万ドルを IMF）の短期借款をとりつけた。福田赳夫「日米経済交渉の成果と今後の問題点」『経済時代』、18－19 頁。

[33] この措置は、池田派と対立する河野・大野派の不満を解消しつつ、借款獲得条件となる「緊縮財政」をとる姿勢を対外的にアピールする政治的意味があったと考えられる。河野・大野派は、国際収支の悪化をめぐり池田批判を展開していた。一方、池田・三木・石橋派は、「積極政策」をとったのは池田だけの責任ではなく、「生産の伸び、物価の安定などでわかるように経済の基調は決して悪くない」と反論していた。『朝日新聞』1957 年 6 月 10 日朝刊 1 面。

[34] 賀屋『戦前・戦後八十年』、上掲、220 頁。

[35] 経済企画庁総合計画局編『経済計画資料第 2 号』1958 年 6 月、7-9 頁。『国民所得倍増計画第 4 巻』。

[36] 岸は、内閣改造とともに党の幹事長に川島、副幹事長に福田を起用した。自民党政調会は、1957 年 8 月 21 日、新たに経済計画特別調査会（竹中祐太郎、小坂、松野、橋本、野田、周東）を設置していた。

[37] 浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、39 頁。

雇用（498 万人の雇用増、国民 1 人あたり 38%の消費水準の向上）に接近するため輸出規模 82%拡大（輸出規模 47 億ドル）を目標とし、設備投資など合理化により国際競争力を高める一方、輸送力の増強、鉄鋼、電力といった「3 つの隘路」を解消しつつエネルギー供給の確保を図ることで産業構造の重化学工業化を進めることにした。また、同計画は、計画実現のための政府がインフラ整備を担うといった役割を明確化した。「新長期経済計画」は、急速な経済成長を助長するよりも、安定成長（景気変動の縮小化）を持続のため計画性ある経済運営を重視する岸及び経済顧問たちの進言を受けた「国際収支改善のための綜合対策」の影響を受けたものとなった。したがって、同計画は、池田内閣が 1960 年 12 月 27 日に閣議決定した「国民所得倍増計画」（年平均 9%の経済成長率）と対比すると、「成長と安定の二つの政策方向の狭間」にあり、「成長路線に大きく踏み出す」ものでなかった[38]。このように、第一次岸内閣及び改造内閣期の経済政策は、高度経済成長の持続を前提とする積極財政への緩やかな移行を意図したものであったと言えよう。

「新長期経済計画」の歴史的意義については、成長率そのものを計画目標とする「大きな発想の転換」であったと指摘されている[39]。また、同計画は、できるだけ高い経済成長率を設定しながらも雇用・貿易・投資・産業構造・農業・国民生活・財政金融など諸部門の整合性・均衡を考える計画策定方法をとるという点において、「国民所得倍増計画」の原型となったとも位置づけられている[40]。さらに、「新長期経済計画」が国民年金制度の準備を謳ったことは、従来の長期計画と異なる「エポックメーキング」であった[41]。実際、岸は、石橋が打ち出した「福祉国家の建設」というスローガンを積極的に踏襲し、自らの政権のもと社会保障政策の拡充ーとりわけ国民皆保険の実現と国民年金制度の創設を目指していた[42]。そして、岸は、1957 年 5 月 3 日、石橋の「5 つの誓い」に倣い「汚職」、「貧乏」、「暴力」の「3 悪追放」という標語を公表し、「貧乏の追放」

---

[38] 実際の日本経済は、1957 年 6 月以降の引締め政策による「なべ底不況」を経ながらも、同計画の想定を大きく上回る成長を続けた（実質経済成長率 : 1958 年 7.2%、1959 年 9.2%、1960 年 13.3%）。浅井は、「石橋内閣の退場と、外貨危機の発生がなければ、『国民所得倍増計画』は、3 年早く登場していたかもしれない」と指摘している。浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、参照。

[39] 浅井「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」、上掲、32 頁

[40] 宮崎正康「高度経済成長の枠組み形成」中村・宮崎『岸信介政権と高度成長』、上掲、2 頁。

[41] 都村敦子「経済計画の変遷と社会保障」『季刊社会保障研究』3 巻 2 号、参照。

[42] 岸は、前任の石橋と対照的に、元 A 級戦犯という反動的イメージがついてまわっていた。例えば、あるジャーナリストは、第 1 次岸内閣の発足を受け、「石橋前内閣は社会保障の拡充をはじめ、保守党としては、進歩的な政策をうち出して、国民の人気を投じた。そのあとに出て来た岸は、この傾向をさらに押しすすめるか、それとも逆戻りして、反動的な保守党伝来のカラの中に立てこもるか、岸体制の一環である政策の点で、一番注目される」と報じていた。中村正雄「岸体制はどう築かれるか」『エコノミスト』35 巻 21 号、1957 年 4 月。30 頁。

のため、「経済外交、経済政策を通じて国家を繁栄させなければならない」と述べていた[43]。岸にとって「福祉国家」というコトバは、政府が策定する「長期経済計画」の実現に向かい国民全体の支持と協力を集めるため格好のスローガンでもあったと言えよう[44]。実際に岸は、青年層に次のように訴えかけていた。

> もし青年の希望が、夢が、かつての日本のような『強力国家』を目ざしたものならば、私は率直に『強力国家』の夢は捨てよといいたい。青年の情熱を福祉国家の実現の方向に注ぐべきであると思う。昨年ある大学の社会学科が公平な国民の世論調査を行った中で、『日本以外で、住みたいと思う国を一つあげなさい』というテーマがあった。その答を新聞紙上で拝見したが、興味あることにスエーデン、デンマーク、スイスなどの北欧諸国が上位を占め、英、米がこれに続き、中共、ソ連などの共産主義国はわずか全体の 5 パーセントであった。わが国政治のあり方も率直にいって、わが国の特殊性からくる特別の配慮を別にすれば、大筋として英国をも含めた北欧的な行き方、すなわち自由主義経済を基調とした積極的な社会福政策を断行して、最大多数の最大幸福を図る行き方が望ましい（下線筆者）[45]。

当時、「福祉国家」というコトバを裏づける指標として位置づけられていたのは、上記した国民皆保険の実現と国民年金制度の創設であった。当時、医療保険制度は、低普及率（1955 年度時点て適用者 6109 万 1,000 人弱、普及率 68.1%）と政府所管健康保険の赤字問題を抱えていた。そこで、鳩山内閣は、1956 年 2 月に学識経験者（7 人委員会）の報告にもとづき厚生省がまとめた「健康保険法改正案」を提出したものの、乱闘国会

---

[43] 当時、岸は、「石橋前首相のいわゆる 5 つの誓いに対して自分は汚職、貧乏、暴力の『3 悪』を追放したい〔中略〕第 1 にきれいな政治をやりたい。汚職追放だ。私は役人時代に統制をやったが、汚職をなくすことはむつかしい。公務員や政治家は疑惑を持たれてはいけない。第 2 は、貧乏の追放だ。これは経済外交、経済政策を通じて国家を繁栄させなければならない。第 3 に暴力の追放である。民主主義では大は国家間の小は街の暴力まで追放したい。私は原爆禁止もしつこくやるつもりだ」と説明した。『朝日新聞』1957 年 5 月 3 日夕刊 1 面。

[44] 石橋に代り首相に就任した岸は、所信表明演説において「今こそ、国民は、民族的団結を固め、自信と希望を持って立ちあがるべきであります。とりわけ、私は、わが国の将来をになう青年諸君が、真に国家建設の理想に燃え、純真な情熱を傾けてその使命を達成されるよう、切に奮起を望みたい」(岸首相「所信表明演説」1957 年 2 月 27 日)と述べたのに対し、岡田宗司（社会党議員）より戦時中のように青年を動員するのかと質されていた。岸は、これに対し、「戦争に巻き込まれることのないようにして、そうして福祉国家を完成する。そういうことに対して青年が十分に自覚をもって、これがわれわれの双肩にかかっておるという大きな使命であるというふうに、青年が自覚とそうして祖国をりっぱな住みいい国にするというふうにするということに、希望に燃えて立ちあがる」（下線筆者）ことを切望していると説明した。「参議院予算委員会 7 号」1957 年 2 月。『国会議事録』。

[45] 岸信介「若き日の情熱を国家興隆に－訪米に際し全日本の青年諸君に望む」『経済知識』98 号、1957 年 5 月、6 頁。

の影響により審議未了のままとなっていた[46]。第一次岸内閣は、国民皆保険の実現に向けた新たな健康保険法の制定を目指した。他方、第一次岸内閣は、5 月 7 日、厚生大臣の諮問機関である国民年金委員会の委員（長沼弘毅会長以下 5 名）を決定し、5 月 15 日に社会保障制度審議会に「国民年金制度に関する方策」につき諮問した。

こうした政府レベルの動きに呼応し、先述した自民党経済計画特別委員会が 6 月 11 日にまとめた『長期経済計画に対する考え方』(未定稿)では、「産業間の生産性の格差の縮減」と「最低賃金制及び社会保険制度の確立のための努力」が盛り込まれた[47]。一方、経企庁総合計画課長の大来佐武郎は、「格差の是正を経済成長の要件とする発想」を持ち、「『党側の要求』を口実に、社会保障を通じて国民生活の最低水準を引き上げる必要を力説していた」と言われている。こうして、前項で見たように、長期経済計画の策定にあたり初めて国民生活部門が新設されたのである。そのあと、自民党は、7 月 4 日、社会保障特別委員会（橋本龍伍委員長）を設置し、国民年金制度の確立に向けて具体的に動きはじめた。ただし、こうした内政指針に必要なインフラ整備や社会保障に重点配分する予算を編成するためには、日本の防衛に深くコミットしてきた米国側の理解と支持を得る必要があった。

次節では、まず、岸が経済優先方針と防衛力漸増路線をとるためどのように対米折衝をしていったのかという点を分析していく。

## 第 2 節　日米関係の調整

### 1、防衛予算をめぐる対米折衝

1955 年 8 月に重光訪米に随行した岸は、前章で確認したように、「日本にとって至上命題が経済的安定であり、経済的安定なくして共産主義との戦いや保守合同、新たな日米同盟の可能性について協議する余地はない」と語り、「アメリカからの協力と理解、投資や技術援助なくして日本が『経済 6 カ年計画』を実現することは不可能」と米国側に伝えていた。

一方、アメリカ国務省は、日本側が 1956 年度の防衛予算を 1,400 億円以下に抑えようとしていたのに対し 1,630 億円計上することを希望していた。こうした中、アイゼンハワー政権は、岸や河野といった実力者の立場を困難にすべきでないとのアリソンの進言に基づき、防衛費増額の圧力を控えた[48]。ただし、アイゼンハワー政権内部では、保守合同の実現により政治的安定が一応達成されことを受け、再び日本の防衛力増強を望む声が強くなっていた。そもそも対日基本政策（NSC5516/1）は、「『西太平洋地域にお

[46] 横山和彦「戦後日本の社会保障の展開」（東京大学社会科学研究所『福祉国家の展開［1］』東京大学出版会、1985 年、所収、18－20 頁）。
[47] 宮本『福祉政治』、上掲、68 頁。
[48] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、173 頁。

ける集団防衛取り決め』に参加する条件を、日本にできるだけ早く備えさせること」を目標としていたからである[49]。実際、1955 年の重光訪米時のコミュニケは、日本を東アジアの「大国」として復活させるために米国が支援を与える代りに、将来的に日本が米国の対アジア政策を協調し支援するという方向を確認したものであった[50]。したがって、新駐日大使に内定していたマッカーサー2 世(Douglas MacArthur II)は、ダレスより次のような訓示を受けたと回想している。

> 米国外交の根本方針としてイ)大西洋共同体（アトランティック・コミュニティー）に於いては安定と力の中核は英米の協力関係（パートナーシップ）である、ロ)太平洋地域に於いてはフィリピン、台湾、韓国との協力も必要であるが日米の協力関係が其の中核であり之は大西洋共同体に於ける英米協力関係と対比すべきものである[51]。

要するに日本の防衛力増強を求めるアメリカ側の圧力は、必ずしも弱まっていたわけではなかったのである。実際、アリソンと極東軍司令官レムニッツァー（Lyman L. Lemnitzer）は、1957 年 1 月 9 日に岸を訪問し、1957 年度の防衛予算を削減しないよう閣内から働きかけるよう依頼していた[52]。また、アリソンは、1 月 16 日に石橋首相と面会した際、日本が防衛力を漸増するかどうかワシントンが注目していると釘を刺した。しかし、石橋は、「防衛力漸増への強い意思はあるが、主として政治的理由により、海空の増強は行うが、今の予算で地上軍 1 万人の増員は不可能」とアリソンに答えた[53]。石橋は、同日午後、防衛問題について岸外相と池田蔵相と打合せを行ない、「32 年度には 1 万名の陸上部隊増を行なわず、又同年予算は 1,010 億円の線を護る」という点を確認した[54]。石橋内閣の自衛力整備方針は、「質的増強」に重点おき予算を「必要最小限度にとどめる」というものであり、アイゼンハワー政権の期待に応えるようなものではなかった。ゆえに、アリソンは、対米協調を重視する芦田と会談した際、「日本が防衛の

---

[49] 1950 年代の日本の国防政策とアメリカの対日政策の関係については、中島信吾「高度成長とアメリカの対日政策(1955～1960 年)」中村・宮崎編『岸信介政権と高度成長』、上掲、所収。

[50]「重光外務大臣とダレス米国務長官の共同声明」1955 年 8 月 31 日、「データ・ベース世界と日本」。

[51] 北沢直吉「池田総理、吉田元総理、マッカーサー大使会談録」1960 年 7 月 27 日、開示請求番号 2007-00913『情報公開法』。

[52] 「岸大臣・アリソン・レムニッツア会談要旨」1957 年 1 月 9 日。2007－00913、『情報公開法』。

[53] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、217 頁。

[54] 「趣旨において私に意義なしと答う」。石橋『石橋湛山日記』、上掲、843 頁。なお、石橋は、「アリソンに来年度は〔陸上兵力を 1 万人増員する〕と約束した」と言われている。石橋の病気療養により防衛庁長官に起用された小瀧は、この石橋の言質を口実に陸上兵力増強に反対する池田を説得し、「増員を希望していると国会で答えよう」ということで「妥協」した。『芦田均日記第 6 巻』、上掲、283 頁。

為に国民所得の 2%しか払わないのは筋が立たぬ」と不満を漏らしていた[55]。

石橋の後任首相となった岸は、小瀧彬防衛長官や芦田ら自民党外交調査会グループから米国政府の意向にそって防衛力増強を打ち出すように要請された[56]。だが、岸も、結果的に見ると、防衛力増強より経済成長と「福祉国家の建設」が優先的課題であることを踏襲したと言える。岸は、1957 年 6 月の訪米に合わせて国防会議を開催し、「国防の基本方針」と「第 1 次防衛力整備計画」のとりまとめを進めた。その際、岸は、「再軍備への拡大ととられるようなものは作らないように」との指示を出したと言われている[57]。その一方、岸は、1957 年 4 月より開始したマッカーサーとの訪米予備会談の際、防衛問題に関する国民感情を説明するため、外務省が作成した以下の文書を手交した。

> 自衛隊の創設並びにその増強計画は専ら米国の指金によるものなりと感じている〔中略〕特に過去において、米国の軍事当局者が日本の防衛努力にしばしば不満の意を表明したこと並びに防衛分担金をめぐり日米両国政府に日本の防衛予算について意見の対立を来たしたことのある事実は、益々日本国民をして、日本自体の防衛政策は米国への従属下にありとの印象を強めることになった[58]。

岸は、以上の国民感情をアピールし、「両国間に真のパートナーシップを確立するため」に「日本国民をして、日本防衛について自主的立場を自覚せしめるべきである」と主張した。そして、国防会議が策定を進めている防衛力整備計画が「純軍事的見地から見れば不満足であるかもしれない」としながらも、「法律上、政治上、経済上その他の各種の事情を考慮に入れ、日本の能力の範囲内における最大限の努力を示すものである」と説明したのである[59]。

このような説明は、角度をかえて岸側近の福田（当時、自民党政調副会長）よりも行われていた。福田は、1957 年 4 月 22 日にマッカーサーに面会した際、岸の政治ビジョンを説明するとともに同政権を積極的に支援することの長期的利点を説明した[60]。福田

---

55 『芦田均日記第 6 巻』、上掲、273-274 頁。

56 『芦田均日記第 6 巻』、上掲、314、320、323、328 頁。

57 中島『戦後日本の防衛政策』、上掲、109 頁。

58 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第 1 回）」1957 年 4 月 10 日、添付資料「日米協力関係を阻害し居る諸原因の分析」（英文資料を手交）。2007－00915『情報公開法』。

59 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第 2 回）」1957 年 4 月 13 日、添付資料「日米予備会談資料三（議題二＋A）安全保障態勢」。2007－00915、『情報公開法』。なお、実際の会談では、「このような計画を上回る如き増強を現状において企図することは、日本国民の中に極めて好ましからざる反響を起すのみであって、そのことは両国の基本的利益にとって有害で望ましくないと考える」というより強い文言を削除した文書を手交した。

60 From Tokyo to the DS, 25 Apr 1957. DF 611.94/4-2257, *Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan, 1955-1959*, Scholarly

は、歴代首相なかでも特に極東の安定にとり米国が重要であると意識している岸を助けるため、日本人が抱く基地問題や核兵器問題など「敏感な感情」を刺激しないように極力慎重になるべきと語った。また、福田は、将来の日米関係のあり方について憲法改正の「前」と「後」という 2 段階に分けて考えるべきと前置きし、前段階では経済発展と社会保障計画の拡充といった「国内問題に集中」して国家の「基礎固め」が重要と説明した。すなわち、「基礎固め」の段階を経て憲法が改正された後、「日本の防衛力が強化され『積極的』な日米協力時代が新たに開かれる時が来るであろう」と語り、これが「岸の最終的な目的であり保守指導者の責任である」と説明したのである[61]。福田は、「基礎固め」の実例として、先述した自民党の経済計画特別委員会と重要産業特別委員会(高崎達之助委員長)が数カ年かけて日本経済の生産力を倍増させる計画、医療保険や年金制度など社会保障計画の検討を開始しており、1957 年 10 月頃までに自民党新政綱が練り上げられるとの見通しを伝えた。そして、福田は、日本側計画を「緩慢」でもどかしく感じるかもしれないが、「日本側指導者たちは、このような目的を達成するために他に方法はないと確信している」と付言した[62]。換言すれば、改憲が実施されるまで経済政策を優先した「基礎固め」に集中する必要があると述べたのである。

さらに、岸は、冷戦世界における経済的発展の意義という点を強調することで米国側に日本の内政方針への理解を得ようとしていたものと思われる。例えば、岸は、4 月 25 日にマッカーサーと会談した際、日本にとって中ソの脅威が「国内の共産党及びシンパ分子を扇動」し、「中共のいういわゆる『日本の解放』を国内から達成」するという間接侵略（Indirect aggression）[63]にあると伝えた[64]。続けて岸は、「共産側からの大規模な侵略の阻止」、「局地的な侵略を防止」、「共産主義の浸透、すなわち、いわゆる間接侵略に対する防衛」という 3 つのバランスをとることが共産圏対策に重要であるとの所見を述べ以下のように強調した。

---

Resources Inc. Reel. 4.この会談に同席した千葉三郎（岸派代議士）は、福田が岸の「ブレーン･トラスト」であり、岸訪米に随行するであろうと紹介していた。米国大使館側も、福田が岸にとって主要な「アイデア・マン」の一人と見ていた。なお、この会談出席者は、福田と千葉に加え、周藤英男、町村金吾、須磨彌一郎ら自民党議員であった。彼らは、事前に岸首相からマッカーサー大使と面談することにつき「支持」を得ていた。

[61] Memorandum of Conversation, 22 Apr 1957. DF 611.94/4-2257, “Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan, 1955-1959”, Scholarly Resources Inc. Reel. 4.

[62] Memorandum of Conversation, 22 Apr 1957. DF 611.94/4-2257, “Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan, 1955-1959”, Scholarly Resources Inc. Reel. 4.

[63] 「間接侵略」という用語は、国際法上明確な定義が与えられているわけではないが、武力を用いて他国を侵略する直接侵略と対比し、「扇動・陰謀による内乱その他の破壊活動、秩序、生産、民心の安定を内部から切り崩す行為など」、「武力行使に至らない方法をもって他国を侵略すること」と定義される。行政法政研究会編『判例時報』1371 号、26 頁。

[64] 文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨」、上掲。作成者不明「世界情勢の検討（1957 年 4 月 25 日予備会談診療別添甲）」作成日不明。2007-00915『情報公開法』。

軍事面に向けられた努力は、「冷たい戦争」を「熱い戦争」に転化させないことに役立つが、「冷たい戦争」に勝つには積極的には役立たない。この目的に役立ちうるのは、経済面における努力である〔中略〕自分は今後の対共産圏政策においては、後者の目的の方にこれまでよりよほど重点を置いていくべきであると思う[65]。

つまり、「国民生活の安定を欠いている諸国に経済的な援助を与え、共産主義に対する抵抗力を高め、民主主義の成長のための基盤をつくる」ことを最優先すべきと伝えたのである。そして、米国の対外援助のあり方に以下のような助言をした。

米国の友人として意見をいうことを許されるならば、第一に、米国の対外援助計画においても、軍事援助に対する経済援助の割合を漸進的に大きくしていって、両者を少なくとも対等にするぐらいのところまでもっていくべきではないかと思う。第二に、米国は、その経済援助については、侵略の意図をもたないと認められるすべての国を対象とするたてまえを宣明したら、どうかと思う[66]。

以上の助言は、米国の海外援助政策のあり方を批判することを通じ、防衛力増強よりも民生の安定を重視する岸内閣の施政方針に対する理解を得ようとするものであったとも捉えられるのではないか。これまで繰り返し引用してきたように、岸は、1955 年 8 月に訪米した際に「日本人の経済生活（economic livelihood）を改善し、共産主義が生み出す不安を消すことが重要」とダレスに述べてきたからである。

実際、1957 年 5 月 20 日に閣議決定した「国防の基本方針」では、「民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守る」（傍点部筆者）ため、「直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除」することが国防の目的であり、右目的を達成するための 4 項目の基本方針を定めた。注目すべきは、第 2 項で「民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する」と謳い、第 3 項で「国力、国情に応じ、自衛のための必要な限度において効率的な防衛力を整備する」という留保が盛り込まれた点である（下線筆者）。つまり、国防の目的を「直接及び間接の侵略」と広義に解釈し、民生の安定を図ることが間接侵略を未然に防ぐことにもつながるというロジックを用いることによって、経済成長によって拡大する予算を社会保障政策など民生の安定ために配分することも「国防」につながるという立場を明確にしたのである。

---

[65] 「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第 5 回）」1957 年 4 月 25 日。2007－00915『情報公開法』。

[66] 「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第 5 回）」1957 年 4 月 25 日。2007－00915『情報公開法』。

また、6 月 14 日に閣議了解した第 1 次防衛力整備計画（以下、「第一次防」）は、1958 年から 1960 年まで 3 カ年で陸上自衛官 18 万人まで増員、1962 年末までに海上自衛隊 12 万 4,000 トン、航空自衛隊の飛行部隊 33 大隊、航空機約 1,300 機を整備することを目標としつつも、「経済の安定を害しないように留意し、特に年次別の増勢については、財政事情を勘案し、民生安定のための諸施策との均衡を考慮しながら弾力的に決定する」、という留保が付された[67]。「第一次防」の内容は、鳩山内閣期に防衛庁内で作成されていた「防衛 6 カ年計画」の後半 3 年分を下敷きとしたものと言われる[68]。このように、岸内閣は、鳩山内閣期の民生の安定を優先して防衛力を漸増するという内政方針を指針として改めて規定したのである。

国防のために民生の安定が必要であるというデリケートな対米説明は、岸の盟友である賀屋[69]を通じても行われた。賀屋は、1957 年 5 月初頭、琉球列島米国民政府裁判所主席判事のモーガン(Roy L. Morgan) [70]と会談した際、岸内閣の施政方針の説明する書簡を手交していた。モーガンは、CIA のウィズナー（Frank G. Wiser)に賀屋との会談及び書簡を送付する一方、経済協力局（ECA）元長官のホフマン(Paul G. Hoffman)に「6 月にワシントンでの会議で日本の訪米使節団によってプレゼンされる提案のラインである」と伝えた。そして、賀屋書簡は、最終的にホフマンを通じて国務次官補（政治問題担当）のマーフィー（Robert D. Murphy）に報告された[71]。ゆえに、賀屋書簡の内容を簡潔に確認しておきたい。賀屋書簡の趣旨は、日本政府が利用可能な予算を防衛力増強より社会福祉などに使用すべきとの理由を国民の反米主義の抑制と防共対策という観点から説明するものであった。同書簡は、まず、軍備増強計画が国民に広範に存在する再軍備に対する「根強い嫌悪感」を刺激し、自民党政権に対する不信感のみならず反米感情を増長させるというものと説明した。次に、同書簡は、国内の「貧困層」の存在することが特に共産主義的プロパガンダにより誤った方向に導かれやすい青年層による自由義的政治経済体制の罪過を非難する温床となっているため、自民党政権としても「貧困層を

---

[67] 有沢・稲葉編『資料戦後二十年史 2』、上掲、164 頁。

[68] 池田慎太郎『独立の完成への苦闘』吉川弘文館、2012 年、132 頁。

[69] 岸と賀屋は、役人時代からの付き合いがあり、特に東條内閣閣僚としてともに戦争指導をおこない A 級戦犯として逮捕されていた。1955 年に仮釈放された賀屋は、元大蔵官僚・蔵相として同郷の池田勇人や吉田と密接なパイプを持ちながらも、自民党総裁選挙で岸を積極的に支持するとともに石橋内閣入閣の説得をおこなっていた。岸は、賀屋が仮釈放中の身分でありながらも、外相顧問、経済外交懇談会委員、そして 1958 年 2 月、後述する鮎川とともに賀屋を首相経済顧問に起用した。

[70] モーガンは、1946 年から極東軍事裁判の国際検察局(Internatinal Prosecution Section:IPS)調査課長として来日、1950 年にフォード自動車の法律顧問として再来日。1955 年から日本の首相の相談役、琉球列島米国民政府裁判所主席判事などをつとめた。モーガンは、「anonymity」というコード・ネームを割り振られた CIA 協力者であった。

[71] Letter from anonymity to Frank Wiser, Mar 15, 1957. RG263, *CIA Name Files - 2nd Release,* NA, Maryland, Letter from Morgan to Hoffman. May 14, 1957. RG59 DF611.94/6-857. Letter from Paul G. Hoffman to Robert D. Murphy, June 8, 1957. RG59 DF611.94/6-857, NA, Maryland

保護する為に様々な社会保障をしなければならない」と説明した。すなわち、保守政党が「伝統的方針」を固守していると有権者に見放され、いずれ社会主義者に「政治的ヘゲモニー」を奪われる懸念があると伝えたのである。そして、賀屋は、「岸内閣は十分に満足できるようなものではないかもしれないが、貴国にとってこれ以上満足できるような政府が生まれる可能性はほとんどない。岸内閣は国民からも充分な支持を得ていないが、我々は現在これ以上良い政権を期待できない」と書簡を結んだ[72]。

他方、岸と密接な関係にある鮎川義介もまた賀屋とは異なる立場から結果的に防衛よりも経済政策を重視する岸内閣の立場の説明を果たしていたと言える。鮎川は、5 月 30 日に岸の推薦状を持参して渡米し、道路整備事業[73]に対する大規模借款導入の必要性を米国政財界の要人に働きかけた（6 月 21 日帰国）[74]。道路整備事業は、第 1 節で論じた積極財政への転換を目指す自民党の目玉政策になりつつあった。岸自身も、道路整備事業を重視していた[75]。ゆえに、岸は、「これまでの日米関係を一挙に整理し、両国の共通目標への新公路を啓く事の最も急務たるを痛感」する中、鮎川が長年研究をしてきた「敗戦後の日本経済自立案」を見せられ「鮎川氏の鉄案は正に項門の一針に値するもの」であり「近来珍しく我意をえた」として全面的支持を与えていた。鮎川は、「この際如何なる政策を打ち出して国民にまみえるべきであるか」という岸からの諮問に対する「答案として経済面からの一試案」を作り、「これを総理の参考に供した」と米側有力者に述べた[76]。すなわち、鮎川ミッションは、非公式ながらも岸のお墨付きを得たもとして位置づけられていたのである。訪米した鮎川は、アメリカ議会の有力議員[77]、財務長官

---

[72] Letter from Okinori Kaya to Morgan, May 9, 1957. RG59 DF611.94/6-857, NA, Maryland.

[73] すでに、鮎川は、「道路計画」を「国家再建」の「重要施策」と位置づけ、自ら道路計画調査会を主催し、「幹線道路網整備案第一次計画」（総事業予算 5,400 億円、事業距離 28,000km）をまとめ、自由党政治家などに働きかけてきた。鮎川義介『私の履歴書』日経新聞出版社、1980 年、81 頁。鮎川義介「経済復興基盤としての道路問題」『セメント工業』1955 年 1 月)、3-10 頁。

[74] 岸が鮎川に与えた紹介状には、鮎川訪米の目的につき、「官辺には触れる事を避け」ながらも議員や実業界の有力者を「個別に内密に歴訪」するものであり、「追って貴国大統領に面接いたす以前に右に対する反響を鮎川氏から聴取すること」と記されていた。「岸総理の鮎川紹介状」1957 年 5 月 18 日。「鮎川」マイクロフィッシュ（MF）138.2、憲政。マッカーサーは、「満州などにおいて『先輩』として長い間、岸と提携していた有名な老ビジネスマンの鮎川義介が 5 月 31 日に訪米する計画がある」との報告を受けており、「岸の紹介状を持参し、帰路に岸とホノルルで会い、我々の『政財界の指導者達』との会談の結果を伝えるつもりである」と報告していた。From Tokyo to Secretary States, May 28, 1957. DF033.9411/5-2857. 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 1957 年 1 巻』柏書房、1998 年、215 頁。

[75] 岸信介「積極財政と日米関係の将来」『中央公論』1957 年 1 月号、64 頁。

[76] 「岸総理の鮎川紹介状」。鮎川義介「米国の国会と民間の有力者に対する口上次第書」1957 年 6 月 1 日。「鮎川」、MF531.1、憲政。

[77] マコーマック(John W. McCormack)、ジョンソン(Lyndon B. Johnson)、マンスフィールド(Michael J. Mansfield)、ノーランド(William F. Knowland)、ジョージ(Walter George)、スパークマン(John W. Sparkman)など。

のハンフリー(George M. Humphrey)、輸出入銀行総裁のウォー(Samuel C. Waugh)に対し、総額 50 億ドルに及ぶ借款導入構想を持ちかけた[78]。

結果的に見ると、鮎川の道路借款獲得構想は、不調に終わった[79]。ただし、筆者は、鮎川訪米を通じ、岸内閣が国内政治の安定化のために道路事業を中心とする大規模な公共事業の展開を必要としている、という印象を米国政財界に残そうとした点に注目したい。鮎川は、岸内閣が道路整備事業などインフラ整備を重視することが日本の「赤化防止」につながり、大きな意味で米国の対日政策に合致すると強調した。特筆すべきは、渡米を前にした鮎川が岸の同郷の親友[80]の安倍源基（元警視総監、内相）、に対し、日本に対する共産圏の政治工作の詳細をまとめるように依頼していたことである[81]。鮎川は、安倍が提供した資料をもとに「日本における共産主義者の活動」という文書を作成し、秘書を通じて米国側要人に事前配布していた。同文書は、総評を共産主義的政治団体と位置づけ強い警戒を喚起するとともに、中国やソ連から左翼的組織や人物に対して、「1951 年から 1956 年までの間に総額 9 億 7100 万円(270 万ドル)の資金が支給された」と指摘していた[82]。

このように、鮎川は、共産諸国からの対日政治工作を強調しつつ、「赤化防止」を目的とする「抜本塞源的な政治的施策」のため、日本の安定的な経済成長を推進していく必要があるとの趣旨の「日本赤化防止の一考察」という文書を米国側要人に手交した[83]。同文書は、年々増大する労働人口の「捌け口に対する政治の動向」が「いつまでも国民殊に感受性鋭敏なる青壮年層に信頼感を与えるものがない」とし、「一般民衆に通りの

---

[78] 鮎川『私の履歴書』、上掲、87 頁。鮎川は、1957 年 1 月 15 日から 29 日まで渡米し、有力議員らと接触し借款導入の糸口を探っていた。Letter from Ayukawa to Burton, February 7, 1957.「鮎川」、MF142.6、憲政。

[79] 鮎川は、後に「いくらアメリカが金持ちでもそうは行かない、桁違いじゃないかと相手にされなかった」と回顧している（鮎川『私の履歴書』、上掲、87 頁）。ノーランドは、事業構想の見積り異常に高すぎると考えていた。ハンフリーは、「日本についてほとんど関心ない」ばかりか「日本人は自らの手で失業問題の解決を図るべき」と語り、「鮎川のアプローチが『野心的』であり、アメリカから資金源に関する限りはもっと確実なものであることが必要とされる」と語った。また、ウォーは、あらゆる対日融資を拡大するとは述べていたものの、借款の申請は日本政府自ら優先順位を決めるべき問題であるとして、鮎川構想について特に言及しなかった。“LIST OF PERSONS MET IN WASHINGTON”, June, 1957.「鮎川」、MF182.6、憲政。

[80] 安倍源基「平和日本の建設への道」『経済時代』、38 頁。福田は、岸から「この人は私と兄弟のように親しくしている。生まれは長州で隣村同志、東大も一緒、終戦後は同じく巣鴨で 3 年起居を共にした仲だ」と語られていた。安倍は、福田に対し、「岸総理と切っても切れぬ仲だ」と述べていた。福田赳夫「弔辞」『安倍源基先生追悼集』新日本協議会出版部、1990 年、13－14 頁。

[81] 安倍源基「鮎川先生の思い出」鮎川義介先生追想録編纂刊行会『鮎川義介先生追想録』非売品、27 頁。

[82] Fujio Inoue, *Communist's Activities in Japan*, March 25, 1957.　Fujio Inoue, *Communist's Activities in Japan*, March 25th, 1957. p16, 21．いずれも「鮎川」、MF182.6、憲政。

[83] 鮎川義介「日本赤化防止の一考察」、「鮎川」、MF531.1、憲政。

よい的確で且つ損のいかない特異な方策」として大規模な道路整備事業をという方策を提案し、仮に米国からの借款導入により日本経済が安定すれば、共産主義勢力に対する「日本の防火壁は築き上げられ、軈て我等待望の真の日米共存共栄の演技が打ち出される」と見通を伝えた[84]。すなわち、岸内閣が道路整備事業を重視する背景に「赤化防止」という政治的含意があることを強調し米国側支持を得ようとしたのである。

以上見て来たように、岸は、防衛力増強よりも公共事業や社会保障制度の充実を図るため、側近の福田を通じ将来改憲した後に米国側が期待する軍事協力を示唆する一方、賀屋を通じ軍事力増強を強行した場合に保守政権が転覆する懸念と社会保障制度の整備を優先すべき必要性を説明した。また、岸のお墨付きを得た鮎川の借款導入構想は、道路整備事業を優先することが「赤化防止」につながるということを米国議会有力者などに間接的に伝える役割を果たしたともいえよう。このように、岸は、防衛力増強よりも民生の安定を優先する方針に理解を得ることを求め、もし自らの政権を支援するならば福田が示唆する「日本の防衛力が強化され『積極的』な日米協力時代」がおとずれることになるとの見通しを伝えたのである。

**2、日米安保条約の再検討の提起**

本項では、岸が日米協調関係を前提として民生の安定を重視する内政指針をとろうとする一方、どのような意図で日米安保条約の再検討を米国側に提起したのか検討しておく。

岸が政権獲得後に安保条約改定に着手したのは、彼がナショナリストであるというイメージのもと必然であったかのように思われている。確かに岸は、第 1 章で触れたように、日本独立直後から日米安保条約や行政協定の不平等な内容に不満を抱いていた。ただし、この不満は、必ずしも日米安保を即座に改正すべしとする政策論に結びついてきたわけではない点に留意する必要がある。例えば、第 2 章で確認したように、1955 年の岸の訪米目的は、鳩山・民主党政権に対する米国政府の支持を得ることにより自由党との保守合同を促進するとともに、経済力を高めるため防衛力増強よりも民生の安定を重視する内政指針に対して米国側の理解を得ることにあった。ゆえに、岸は、重光が相互防衛方式の安保条約を求める大演説をはじめたことに「非常にびっくり」したと回顧したのであろう[85]。

他方、外務当局は、重光が打診した日米安保条約改定案を米国側が拒絶した理由を的確に分析していた。例えば、駐米大使の谷正之は、外相に就任した岸に対し、「日本の防衛力増強により、米軍の撤収を可能ならしめるがごとき状態を招来すること」が「米国の希望」であり、「日本がこの地域〔東アジア：注、筆者〕の安全保障の責任を共同負担するに至るがごとき場合においても、軍事均衡維持のため、また、東亜の地理的諸

[84] 同上。
[85] 岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』、上掲、130 頁。

条件から特定基盤の撤収には極めて困難な事情がある」（下線筆者）と伝えていた。そして、谷は、仮に米国政府が安保条約改定を受け入れるならば、世界各国との安全保障条約との整合性と議会対策のため、「形式的には防衛の相互性を要求」しなければならず、「不必要に日本国に混乱を生ずるとの懸念」を抱いていると伝えた。つまり、「日本防衛力の使命」は、本土や沖縄に点在する在日米軍基地を撤収させて穴埋めすることではなく、日本が本土防衛にどれだけ自ら貢献できるかにあり、「海外出兵は、現実的問題ではない」と見ていたのである[86]。また、北米局第二課（日米安全保障条約担当）の間でも、「日本の憲法上日本が米国の領域またはその施政権下にある地域の防衛について責任をとりうるかどうか疑問なり」と米国側が考えており、「当時の日本の国内政情からしても、ねた子をさますようなことはしない方がよい」と認識している分析していた[87]。

仮に以上にあげた谷や北米局の見解を重視するならば、米国側が求めるのは自衛隊の軍事協力拡大ではなく本土防衛のための自衛力増強を速やかに実施することを優先すべきということになろう。だが、岸内閣は、国防の目的を「直接及び間接の侵略」と広義に解釈し、民生の安定を図ることが間接侵略を未然に防ぐことにもつながるというロジックを用いることによって、経済成長によって拡大する予算を社会保障政策など民生の安定を重視しようとしていた。つまり、直接侵略よりも間接侵略への対処を優先していたのである。安保改定問題についても、民生の安定の向上、間接侵略へ対処という内政課題の延長上として取り組もうとしたのである[88]。

日本国内では、広島・長崎への原爆投下に続く第 5 福竜丸事件を契機とする反核兵器感情、「砂川闘争」のように全国各地の在日米軍基地に対する反対運動が高まっていた。岸が首相に就任した時期、反米的色彩の濃い反核・反基地など平和運動は、これまで以上に高まっていたと言える。とりわけ、1957 年 1 月 30 日に発生したジラード事件は、ナショナリスティックな反米軍感情を刺激することになった。例えば、社会党は、1957 年 1 月の全国大会において、「軍事基地反対、沖縄の日本復帰」、「平和憲法の擁護、不平等条約の改廃」をスローガンに掲げた。そして、同大会で中央機関紙『社会党』の発刊、創刊号の主要テーマを「不平等条約改廃のために」とすることを決定した。実際、社会党は、4 月以降、「行政協定、安保条約など日本に対する一連の不平等条約を改廃するための一大国民運動」を起こすために総評・全労、農民 4 団体、護憲連合、日本原

---

[86] 谷発岸大臣宛電信第 124 号、1957 年 1 月 11 日、A’－432、外交史料館。坂元は、米国側が重光提案を拒絶した重要な理由について、鳩山政権の脆弱性という日本の不安定な政治状況に加え、重光が提示した改訂案が在日駐留米軍の行動を制限し米国の極東戦略に「相当大きな変更を強いる」可能性があったためと指摘している。坂元『日米同盟の絆』、上掲、152、159 頁

[87] 「日米安全保障条約改訂案」『日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策』1957 年 3 月、A’－432、外交史料館。

[88] 近年、日本側の安保改定模索における内政要因の重要性を指摘した研究が発表されている。吉田真悟「安保改訂の起源－1958－1959 年－」『東洋文化研究所紀要』160 号。

水協、基地連、沖縄連、日中関係団体などと連絡をとり、6 月に対米要求国民大会（120 団体、3,000 名参加）を開催した[89]。これら非武装・中立主義への転換を唱えてきた革新勢力は、「対米従属論」や「巻き込まれ論」を用いて日米安保体制の批判を展開した。後述するように、安保条約に米国側の日本への基地駐留の権利を規定しながらも日本防衛義務の規定がないことや条約そのものに失効期限がないという不平等な関係は、「対米従属」の象徴としてとりあげられた。また、在日米軍の行動を安保条約上で何ら制限できないことは、米国政府の軍事作戦に日本が「巻き込まれる」という懸念を生んでいた。

岸首相後述する安保改定問題に携わる外務官僚は、民生の安定の向上、間接侵略へ対処という観点から、革新勢力側が提起する「対米従属論」と「巻き込まれ論」が国民世論に与える心理的悪影響を緩和するため、不平等な日米安保関係を改善しようとしたのである。実際、岸は、以下の引用のように、革新勢力による日米安保体制への批判が高まり国民世論の大勢が親中ソ・離米というかたちで「中立化」を支持する方向へ向かうことを抑制しなければならないと説明した。

〔前略〕安保条約、あるいは沖縄の問題、小笠原の帰島の問題をすぐ、こうせいとは云わないけれども、考えようじゃないか。こういうこと〔懸案を棚上げ：注、筆者〕にしておいては、結局、共産党や共産主義国に乗ぜられる。いま私が一番、日米関係に思うことは、中国が、日本を共産化すると云ったって、なかなかならない。これは武力で侵略することも考えていない。彼等の考えていることは、日本をアメリカから切りはなす、そして日本を中立化する、これが望みなんだ。だからアメリカと日本との間に、一寸のスキがあるとだ、彼等はこれに乗じて、いろいろな宣伝をやり、工作して、これを五寸に拡げ、一尺に拡げる。だから日米間は、更に彼等の蠢動する余地のないように、ピッチャリ了解しあうことが、今度のアメリカ訪問の主目的なんだ。それにはありのままに云わなければ仕様ない（下線筆者）[90]。

また、後に岸は、次のようにも回顧している。

日本はアメリカが防衛する。どこに基地を設けようと、どういう兵器をもってこようが、日本は文句を言うナ、オレたちが一切やる。こういうのが旧安保条約の精神だった。ところがですよ。その後、日本は自衛隊をつくり、日本みずから祖国を守ろうという態勢をつくった。国力も増大し、世界における日本の力も高まった。そういう不平等な、不対等な条約に甘んじているわけにはいかんでしょう。これを対等なものに改める必要があった。このことは、鈴木茂三郎君、河上丈太郎君、西尾末廣君だってかつてはいっていた。国会で彼らはこ

[89] 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 第 30 集』1958 年、298 頁。
[90] 岸信介・木舎幾三郎対談「岸首相、内外政局大いに語る」『政界往来』1957 年 6 月、38 頁。

ういった現在あるところの安保条約は非常に不平等じゃないか、国辱的なものではないか、これを対等なものに直す努力を政府はやっているのか、よろしくやるべきだというて、総理だった僕を攻撃したくらいですよ。私も、もともと同じ考えだったから、必ずやりますといった。そして実行した（下線筆者）[91]。

以上の言説が示唆するように、岸や外務当局は、革新勢力内部でも社会党内右派など穏健左派から支持を得られるように改憲問題を棚上げし、「巻き込まれ論」や「対米従属論」の論拠となる安保条約の条項を除去ないし改訂することに主眼を置いていたのである

当時、北米局第二課（日米安全保障条約担当）の課長であった安川壮は、「第一に条約が全面改定される場合、新条約草案をどのようなものにするか、第二にもし全面改定が不可能なら、代替策はなにかを検討」していていたと言われている[92]。ここで、これまで詳細が知られていない「全面改定」の方式、すなわち 1957 年 3 月に外務省内でまとめられた「日米安保条約改訂案」（以下、改訂試案と略記）を紹介しおきたい[93]。改訂試案は、まず、「自国の防衛に協力してくれることをはっきり約束しない外国軍隊の駐留を認めるがごときは、主権国のよくなしうるところではない」と、米国側の日本防衛義務が明記されていない旧安保条約の駐軍協定的性格の払拭に強い関心を抱いていた[94]。ただし、改定試案は、重光提案と異なり、「防衛さるべき区域を日本以外までに拡げることによって無理に『双務的』にする理由はない」との前提にたっていた。つまり、軍隊の駐留及び基地の継続使用の権利を求める米国側の立場を原則的に認め、日本政府が「軍隊配備する権利」を米国に与える見返りとして、米国政府が日本を防衛する「義務」を負うという「相互的」な新条約案を提案できると立論したのである[95]。このように、安川ら北米局第二課は、日本の施政権内における在日米軍との「共同防衛」という概念を持ち出すことによって、改憲問題をバイパスしつつ米側の意向にそうような「相互性」のある対等な条約へ改定することを目指したのである。具体的には、安保条約上で不必要と考える条項の削除、米国による日本防衛義務を明示、在日駐留米軍に一定の制約を課すことを求めた。そして、安川らは、既得権を一方的に制限される改定試案を米国側が容易に受け入れると思っていなかったため次のような説得の仕方を考えた。

---

[91] 岸信介「岸信介沈黙を破る」『実業の世界』60 巻 6 号、49 頁。
[92] 原『日米関係の構図』、上掲、60 頁
[93] 「日米安全保障条約改訂案」『日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策』1957 年 3 月、A’－432、外交史料館。
[94] 同上。
[95] 実際には、「軍隊を配備する権利が一方的に米国に与えられているのであるから、防衛についての義務が一方的になるのは当然のことである。日本の防衛は、日本に駐屯する米軍の自衛にほかならない」と記されていた。

日本の政局は、今や米国の最も好ましいとする方向に安定している。このような情勢が続いている間に安保条約を日本国民の希望に沿うような方向に改正することは、米国の利害に合致するはずである。

条約をいまのままにしておいても、将来日本に社会党内閣ができた場合には、なにかとこれとの協議を計るため、安保条約を改訂する他なかるべく、既得権をたてにとって無理に押しつけようとしても、安保条約の本来の目的を没却する結果になってしまうであろう。他面、現行条約をこの際改訂しておけば、将来社会党内閣が出現した場合においても、社会党が党を割ることなくして、改訂された安保条約の廃棄を強行することは不可能であろう（下線筆者）。

安川は、岸が外務官僚の意見に「率直に耳を傾けた」と回顧している[96]。実際のところ、岸は、以上の改訂試案にある全面改訂による新条約締結を模索するのではなく、部分改訂による条約修正を目指し対米交渉を進めた。その理由は、後述するような沖縄返還問題も同時に提起することに鑑み、安保改定問題をできるだけ短期的に決着できるような方法をとろうとしたものと思われる。4 月 10 日に訪米に向けたマッカーサーと非公式会談を行った岸は、次のように述べた。

米側より日本の政局が安定し、強力な政府が出来ることを希望する旨の表明があったが、之に対し自分は保守合同により一党を作り、之を基礎に日米の理解を図り、関係を強化したい[97]。

このように岸は、政局の安定を実現したことをアピールした上で、「日米関係を阻害しおる諸原因の分析」という文書をマッカーサーに手交した[98]。岸ら外交当局は、この文書を通じて国民感情を説明し、第 2 回非公式会談（4 月 13 日）にて以下のように要点を 3 項目に絞り条約改訂の必要性を説明した。

日本は、いまや自国の防衛について責任を分かつだけの力を持つに至っている。また、昨年 12 月には、国際連合に加盟を認められた。安全保障条約締結当時には存在しなかったような新しい事態にかんがみ、私は、これに適合するように安保条約が改訂されることを希望す

[96] 安川壮『忘れ得ぬ思い出とこれからの日本外交－パールハーバーから半世紀』世界の動き社、1991 年、55、59 頁。

[97] 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第一回)」、1957 年 4 月 10 日。2007－00915『情報公開法』。

[98] “Analysis of the cause impeding smooth cooperation between Japan and the United States of America”「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第一回)」、1957 年 4 月 10 日。2007－00915『情報公開法』。

る（下線筆者）[99]。

イ)条約の実施は、原則として両国政府の合意によって行われるものとすること。

ロ)国際連合憲章との関係を明らかにすること、たとえば、行政協定第 24 条にいう「共同措置」が執られた場合の安全保障理事会に対する報告等。

ハ)条約の有効期間に関する第 4 条の規定を改め、5 年間は確定的に有効で、その後はいずれかの締約国が一年の予告で廃棄しない限り、無期限に効力が継続することとする。

そして、岸は、以上の申し入れが意味するところが「現行条約を修正するだけであって、これに代わる『相互防衛条約』を締結せんとするものではない」（下線筆者）、「修正点は、いずれも『相互防衛』であるといないとにかかわりなないものである」と強調した[100]。注目すべきは、岸提案が外務省内で作成された改定試案で条約失効期限を単に「いずれかの締約国が一年の予告で廃棄」できるとしていたのを「5 カ年は確定的に有効」とするようにハードルを下げた点である。岸ら外務当局は、ハ）の項目を米国側が最も受諾し得ないと見ていたことを示唆している[101]。さらに、岸は、米国に配慮したかたちで沖縄の施政権返還の期限を明示するよう提案した[102]。しかし、マッカーサーは、

---

[99] 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第二回)」、1957 年 4 月 13 日。2007－00915『情報公開法』。

[100] 「別添 甲 日米予備会談資料三(議題二－A)」「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第二回)」、1957 年 4 月 13 日、2007－00915『情報公開法』。

[101] 「改訂試案」の立案者は、「米国の外交当局者に軍部その他の反対を押してまで改訂を強行する決心をさせるには、こちらにも相当の腹構えが必要である〔中略〕ガリオアの債務のような日本側のひけ目となっているような懸案も、同時に解決する位の決意は必要であろう」と考えていた（外務省「日米安全保障条約改訂案」、上掲）。このことから、岸らは、ガリオア債務返済を自ら持ちださない代りに条約期限に関する要求を緩和させたとも考えられる。

[102] 当時、外務省内では、以下のような沖縄施政権返還のための三段階のプロセスを構想していた。第一段階　軍用土地の接収並びに行政事務及び教育行政について米国政府は日本政府の意見を求めるものとし、これがため日本政府は所要の政府職員を現地に派遣駐在せしめる。第二段階　前記措置を他の行政事務に対しても拡大適用する。第三段階　沖縄における米国の軍事上の要件を充足せしめるとの条件の下に、米国政府は施政権を全面的に日本に返還する。右目的を達成するため日本政府は、軍事上必要なる土地、建物などの接収について特別の立法措置をとるものとする(下線筆者）（「別添 4 沖縄施政権返還のための措置」『日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策』1957 年 3 月）。以上のプロセスが示唆するように、岸ら外務当局は、沖縄の施政権返還が米国政府の極東戦略における沖縄の位置づけに根本的変更をもたらさないよう配慮していた。岸は、三段階のプロセスを前提とし、米国が沖縄統治の権利を有している期間内であっても、「沖縄諸島においては、住民の自治が可能な最大限まで認められ、軍事上の必要と両立する限り日本国政府機関の行政権が行使されることを認める。那覇にある日本政府連絡事務所に勤務する日本政府公務員が現地の諸問題について、現地に派遣されている米国政府の代表者と協議することを認める」べきと述べ、次のように日本政府に通報することを提案した。「米国は、日本国との平和条約第三条に基づくすべての権利及び利益を十年後に日本国のために放棄する。もっともそれ以前においても、右の権利を行使する必要がなくなった場合には、直ちにこれらの諸島を日本国の完全な施政権の下に復帰せしめる」。「別添乙 日米予備会談資料四(議題二－B)

以上の岸の提案に対し次のように慎重な感想を述べた。

> これらのサジェスチョンは基本的な性格(basic and fundamental character：注、原著者)のものであり、広汎、かつ根本的意味(wide and fundamental import : 注、原著者)を有するものである。それはただ単に日米両国をインヴォルブするだけでなく、アジア全域における多数諸国の安全と、またおそらくは生存をもインヴォルブする(involve the security, and perhaps survival, of many countries in the whole area of Asia：注、原著者)ものと考える。本件は本国政府にトップ・シークレットとして、少数の関係者の眼にふれる如く配慮して伝達すべし、本件の機密保持には特に留意すべきものと思う[103]。

そして、マッカーサーは、「思慮深い慎重なコメントを要する本件に対し、今直ちにコメントすることを差し控える。日米両国の将来の関係に影響を及ぼす本件は慎重な考慮を要するので、コメントしうるまでには若干時間を要する点了承ありたい」と述べた[104]。

本国の請訓を得たマッカーサーは、5 月 15 日、沖縄施政権返還や安保条約の修正といった岸提案が米国政府に受け入れられないと回答した[105]。まず、マッカーサーは、沖縄の施政権と軍事的要請を厳然と分離することは困難であり、仮に分離したとしても、「深刻な摩擦」が生じアメリカが必要とする「必要に応じ展開(deploy)しうる自由な機動的攻撃力(mobile striking force)」の障害となるため、「施政権の行使について期限をつけることも直ちに返還することも可能であるとは思わない」と断言した[106]。また、マッカーサーは、外交官としての立場で語るわけではないと前置きし、在日駐留米軍の縮小と日米安保条約改訂問題について、「自分がみるところでは、相互性をもたらすためには少なくとも二つの障害があり、しかもそのいずれも日本のみがこれを取除きうるものである」と述べた[107]。1 つ目の障害は、「日本は自国の防衛体制において、日本防衛及び近隣の自由諸国防衛のための役割を十分果たす(fulfill its full part)だけの準備を持っていないし今後も持ち得ない」（下線筆者）という点であった。2 つ目の障害は、「日本側が相互性に伴う責任(responsibility)を新たに負うことを示すものはなにもない。しかも続

---

領土問題」、「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第二回)」、1957 年 4 月 13 日、2007－00915『情報公開法』。

[103] 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第二回)」(1957 年 4 月 13 日、2007－00915『情報公開法』。

[104] 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第二回)」(1957 年 4 月 13 日、2007－00915『情報公開法』。

[105] マイケル・シャラー・市川『〈日米関係〉とは何だったのか』、上掲、229-230 頁。

[106] 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第八回)」、2007－00915『情報公開法』。

[107] 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第八回)」、2007－00915『情報公開法』。

けられるのに五年後には廃棄を選びうることになっている」（下線筆者）という点にあった[108]。つまり、安保条約改訂や沖縄施政権返還により在日米軍の現状変更を強いられかねないとの不信感があること、日本政府が現行憲法のもと防衛力漸増方針をとり本土のみならず韓国や台湾など近隣地域の防衛のため十分な役割を果たそうとしていないことを暗に批判し、もし日本側がこれらを求めるなら代償として新たな責任を追う準備があるのかと問うたのである。

注目すべきは、安保条約を「再検討」することを拒否するマッカーサーの態度を受けて、岸が自らの内政指針の含意を詳細に説明した点である。岸は、マッカーサーに対し、「自分の内閣では国内の体制を確立したいと考えている。そのため総評を弱体化する心算であり［中略］社会党のバックボーンたる総評の力を分裂させる」と説明した。そして、5 月 1 日にマッカーサーと会談した際、次のような見解を明らかにしていた。「左派の総評系労働組合がこれ〔生産性向上運動：注、筆者〕に反対の立場」をとるのに対し、「右派の全労系組合がこれに賛成の立場」をとっているため、「今後本運動に関する両国の協力関係を拡大強化することは、単に日本の生産性向上を通じて日本経済に寄与するのみならず、日本の労働組合内の極端分子を抑え、健全分子を強化する結果となり、日本の政治的安定にも資するところが少なくない」とし、米国から「有形無形の援助と協力」を得て生産性向上運動を盛り上げ、総評の「弱体化」を図ろうとしている[109]。

当時、加盟人数 313 万人、全労働組合の 50．5%加盟する国内最大のナショナル・センターであった総評は、「平和勢力論」を掲げて中ソに接近を志向する左翼的な運動方針をとってきた。一方、岸が「穏健分子」と呼ぶ全本労働組合会議(全労）は、総評結成に反対した総同盟を中核とし総評内右派系労組を取り込み、加盟人数 66 万 2 千人、総労働組合 10．2%（うち総同盟 24 万 2 千、3.7%）が加盟するナショナル・センターであった。全労は、総評と対照的に、「生産力の向上と産業の発展に資する建設的な行動を伴うことが絶対に必要」と労使協調志向の強い方針を掲げていた[110]。第 2 章第 3 節で見たように、岸は、労使協調態勢を進めるため生産性向上運動を積極化させる意向を持っていた。だが、労働運動における指導力は、総評が圧倒的に強かった。1957 年の労働争議件数は、戦後最高件数（999 件）となり、1948 年に次ぐ争議参加人数を記録し

---

[108] マッカーサーは、条約改定に議会上院の助言と承認が必要となるため、「必ずや日本は一体いかなる負担を負う用意があるか、もし日本が相互的な条約を欲するとするならば、日本はそれに伴う責任を負う用意があるかなどの点を突っ込んでくるに相違ない」とし、いかなる「負担を負う用意があるのか」明示しなければならないと述べた。「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第八回)」、2007－00915『情報公開法』。

[109] 作成者不明「日米間の経済協力(訪米予備会談添付資料)」、1957 年 5 月 1 日。『情報公開法』。

[110] その他のナショナル・センターとして、全国産業別労働組合連合会（新産別）：3 万 6 千人、0.6%、全国産業別労働組合会議（産別）：1 万 2 千人、0.2%があった。また、これらにナショナル・センターに非加盟の全国組織は、108 万 3 千人、16.8%であった（『日本労働年鑑 第 28 集 1956 年版』、参照）。

ていた。そこで、岸は、自らが力点を置く「経済外交、経済政策を通じて国家を繁栄」を阻害する急進的な労働運動を抑制しようとしていたのである。

先述したように、岸は、1957 年 5 月 3 日に公表した「三悪追放」という政策スローガンにおいて、「貧乏の追放」とともに「暴力の追放」を掲げていた。後に岸は、「私は福祉国家の建設を目標としていたが、それは国民や労働組合に迎合することではない〔中略〕ここ数年総評は春闘の手段として違法な実力行使を繰り返しているが、違法を容認することが福祉国家の建設に障害にこそなれ、何ら貢献するものではない」と回顧している[111]。そして、岸は、「暴力」の主たる対象を「法の制限を無視しながら、正当であるかのような形の暴力」、すなわち「デモというような集団的行動」に置いていたと回想している。また、岸側近の椎名は、第 2 次岸改造内閣官房長官時代、「アカハタ立てて町を練り歩くことも、たまにはいいけれども、なんでもかんでも、やらずぶったくりでよこせという、ああいう者がはびこっておると、一般国民の士気がふるいたたない」（下線筆者）と述べた[112]。以上の岸や椎名の発言は、労使協調気運を盛り上げるため、当時のデモの主体となっていた急進的な労働運動を封じ込めようとしていたことを示唆していよう。

留意すべきは、総評を「弱体化」することは、結果的に日本国内の組織的反米運動を解体させることを意味するため、米国側が懸念する日本国内の中立主義の高揚に対処するという側面と表裏の関係にあったという点である。したがって、岸は、マッカーサーに「岸内閣としては総評の力を壊すことを政策目標としている」との「強い決意」を伝えたと言えよう[113]。そして、「社会党の中には穏健な良識ある者」もいるが「現在社会党において左派の勢力が強いため、これらの穏健分子は抑えられている」とし、「彼ら〔右派：注、筆者〕の力が社会党内において指導権をにぎれるような環境をつくって」いくことで「社会党が特に外交政策の面において極端に走る傾向」を是正し得るとるとマッカーサーに説明した[114]。さらに、岸は、「反対党といえども外交政策上多数の国民の支持を犠牲にすることなくしては、〔保守政党による日米協調路線に：注、筆者〕真っ向から反対できないような状況」を作れば「いきおい社会党内でも穏健な分子の勢力が増大してくるに違いない〔中略〕労働組合についても同様のことがいえる」との見解を伝えた[115]。つまり、日米懸案事項が解決して国民の対米感情が好転すれば社会党内の右派勢力の発言力を高めるとともに穏健な労組の勢力を伸ばすことができるとアピー

---

[111] 岸『岸信介回顧録』、上掲、422 頁。

[112] 椎名悦三郎・近藤日出造対談「日出造見参 椎名悦三郎氏」『週刊読売』1960 年 2 月 7 日号、80－81 頁)。

[113]「岸総理･マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第 5 回)」1957 年 5 月 1 日。2007－00915『情報公開法』。

[114] 作成者不明「日米協力に対する日本政府の決意(別添資料乙)」、2007－00915『情報公開法』。

[115]「日米協力に対する日本政府の決意(別添資料乙)」2007－00915『情報公開法』。

ルしたのである。これは、仮に条約失効期限を設置した場合に日米安保が破棄されるかもしれないとの米国側の懸念に応えるものとして捉えることもできよう。

他方、岸は、現行憲法のもと自衛隊の役割を本土防衛に限定し防衛力漸増方針をとることが「相互性」をもたらす障害となっていると示唆するマッカーサーに対し、次のように説得を試みた。

> 安保条約を改正し、南方諸島問題を解決した上で国政選挙に臨むことができれば保守政党の議席の大幅伸張させることを期待でき、仮に自民党が 3 分の 2 以上の議席を占めることができれば、自分の年来の主張である憲法改正を具体的に日程に上らすことができる（下線筆者）[116]。

この岸の発言は、マッカーサーに印象的であったものと思われる。後にマッカーサーは、第一段階において日本が不平等と考える義務を取り除き、第二段階において日本側が負うべき義務と責任を果たすという二段階の安保改定を岸が構想していたと述べているからである[117]。ただし、この岸発言の真意は、慎重に分析することが必要であろう。というのも、岸は、米国側に説明したような日米懸案の解決によって保守政党が衆参両院で 2/3 以上の議席確保（≒護憲勢力の衰退）できるとの楽観的見通しを抱いていなかったからである。事実、後に岸は、「憲法改正は私の政界における一貫した狙いだが、そう容易にできるものとは思っていなかった〔中略〕なにせ、改憲は大事業なんですから」、「改憲を準備するには憲法調査会もつくる必要がある。単に一つの目標を掲げているということではなしに、本当に真剣に改憲を実現しようということだから、3 年や 5 年でできるとは思っていなんだ」と回想している[118]。また、岸が 1955 年 8 月に訪米した後、ダレスが「いまの日本の憲法は、ほんとうの防衛態勢は出来ないし、だからやっぱり憲法改正をする態勢にするようにしなければいけないという前提でいろいろ議論をたてている」との認識を抱くようになっていた[119]。岸側近の福田は、先述したように、岸内閣の内政指針に対する米国政府の理解を得るため、憲法改正の「前」と「後」に分けるロジックを用いていた。そこで、岸も、改憲問題を持ちだし安保条約の再検討を回避しようとするダレスらの論法を回避するため、改憲の実現のためにこそ安保改定など日米懸案の解決が必要となると反論したとも解釈し得よう。つまり、上記した岸発言は、米国側が安保改定の前提条件として改憲の必要性を示唆することを逆手にとり、マッカーサーを味方につけようとする交渉戦術という側面が強いものとしても捉えられるのである。

---

[116] 作成者不明「日米協力に対する日本政府の決意(別添資料乙)」、2007－00915『情報公開法』。
[117] 坂元『日米同盟の絆』、上掲、186 頁。
[118] 岸『岸信介証言録』、上掲、94 頁。
[119] 岸・木舎「初代総裁で年内合同できる」上掲、119 頁。

### 3、「日米新時代」の演出の逆説

6 月 19 日にアイゼンハワーと会談した岸は、「共産主義反対、自由主義確立を主張として行動いたしたく、日本は容共政策、中立政策はとらず、対内的には共産主義に反対するとともに対外的には自由主義諸国家とのパートナーシップ、殊に米との協調に重点を置くつもり」と率直に語った。続けて、社会党について「左派が牛耳っており、左派の背後には共産系の総評あり」との持論を示し、「日米関係のためにも保守政権を永続せしめる必要」があると説明した。岸は、以上のように過度に単純化した対立図式を示しつつ、過去 5 年間分裂を続けて来た保守勢力の「結合が緒につかん」としているタイミングに逃さず、「すみやかに日米関係を双方により望ましい形にする要あり」と伝えた[120]。つまり、米国側が期待する日本の政治的安定（＝反中立主義化）を確立するため日本側要望に応えるよう申し入れたのである。

とりわけ、岸は、「今は不十分ながらも相当の兵力」を有し国連にも加盟したためサンフランシスコ講和条約締結時と現状に「大きな相違」があり、「不十分ながらも第一段階の国防計画ができ上がった」ため、安保条約に「再検討を加うるに適当」であると提案した[121]。この頃、安川らは、「アメリカの議会が旧安保条約をいじることに抵抗するだろう」と判断し、条約修正ではなく議会の承認を必要としない付属協定により旧安保条約に実質的変更を加える方針に転換していた[122]。安川らは、全面改訂条約に新たに盛り込もうとしていた安保条約と国連憲章の整合性を規定する項目（3、4、6 条）、在日米軍基地使用に関する「事前の同意」を課す項目（2 条後段）及び「条約の実施に関する常設的な協議機関」を設ける項目（5 条）、そして条約有効期限の設置（第 7 条）を取り出し、米国政府と安保条約そのものに触れない別協定として交渉していこうとしたのである。

一方、ダレスらアイゼンハワー政権中枢は、日本側の自衛力漸増方針を必ずしも黙認しようとしていたわけではなかった。実際、統合参謀本部のラドフォード議長は、6 月 20 日の会談の際、「日本が求められた速度で、あるいは可能な速度でその軍事力を増強してきたとは考えていない」と述べた。また、ダレスも、「特に議会は、防衛費が GNP の 2%では、日本が防衛義務を軽く考えているという考えを抱くことは避けられない」と発言した[123]。ただし、駐日米国大使館は、「今回表明された日本人の国民感情につい

---

[120] 外務省文書課課長「日米会談記録(その二) 第一回岸、アイゼンハウアー会談要旨」、2007－00916『情報公開法』

[121] 外務省文書課課長「日米会談記録(その二) 第一回岸、アイゼンハウアー会談要旨」、2007－00916『情報公開法』。

[122] 原『日米関係の構図』、60 頁。原は、「安川らの旧条約全面洗い直しというこの基礎作業が、翌年〔1958 年〕『全面改定＝新条約』を決意するに至る岸の問題意識にある一定の影響を及ぼしたことは確かである」と指摘している。原『日米関係の構図』、上掲、61 頁。

[123] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、231 頁。

ての分析、岸の『2 段階』計画の概要を含む福田の見解は、緻密に吟味された提案」と評価していた[124]。特に、マッカーサーは、5 月 26 日、「岸において、われわれはついに有能な指導者を得た」との電報をダレス国務長官（John F. Dulles）と送っていた[125]。そこで、ダレスらは、6 月 5 日に岸訪米を検討した席上、岸に「大きな賭け」をする時期にきていると発言した。ナッシュ国防次官補（Frank C. Nash）は、ダレスの発言に対し、「最も良い賭け」というだけでなく「予見できる将来の日本において、『唯一の賭け』」と述べた[126]。つまり、米国側が望むような防衛負担を肩代わりするだけでなく、改憲も射程に入れた軍事的にも相互的な日米安保体制を形成する方向に日本を導いていくことを期待したと言えよう。そこで、ラドフォードやダレスは、6 月 20 日の会談の際、日本側の防衛力が不足していると認識しながらも、もし日本側が望むならば在日駐留米軍を大幅に撤退していもよいと岸に伝えたのである。

岸訪米中に発表された日米共同コミュニケでは、米国側が「日本の防衛力整備計画を歓迎」し、すべての陸上戦闘部隊のすみやかな「撤退」はじめ「大幅な削減」を行うということが明記された。しかし、ダレスらは、安保条約改定や沖縄の施政権返還など日本側要求を受諾すべきと考えていなかった。ダレスは、6 月 12 日にアイゼンハワー大統領に対し、日本側の安保改定提案を原則として受け入れるべきだが、「問題は、われわれと日本との完全な条約関係を危機に陥れてしまうような全面的な条約改定をすることについて、日本の世論と社会党の強い要求が煽られないかどうか」にあり、特定の条項に就いて交渉すべき時期ではないと提言していた[127]。実際、アイゼンハワーは、先に岸の申し入れに対し、「再検討することに異論はない」と簡潔に応えるに留まった[128]。安保条約の再検討問題は、20 日のダレスとの会談においても協議が続けられた。ダレスは、安保条約と国連憲章の整合性を確認するという点について同意したものの、条約期限の問題については現行条約の修正を必要するものであるとして拒否した。結局、条約期限の問題は、日米共同声明において現行条約が「暫定的」なものであり「永久に存続することを意図したものではない」という文言を挿入することにより妥結が図られた。また、ダレスは、在日米軍の配置や基地使用について日本側と「事前協議」する問題について、「時間的余裕のない緊急事態にはこれを適用することはできない」と留保を付しつつ原則的同意を与えた。「事前協議」の了解は、「実行可能なときはいつでも」という留保が付されたことにより実効性を持ち得ないものとなった[129]。

最終的に日米両国は、「事前協議」はじめ在日米軍の撤退に伴う自衛隊との調整、安

---

[124] From AmEmbassy Tokyo to the Department of States, April 25,1957. DF 611.94/4-2257, *Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan, 1955-1957*, Scholarly Resources Inc. Reel. 4.
[125] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、222-223 頁。
[126] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、222-223 頁。
[127] 原『日米関係の構図』上掲、72 頁。
[128] 原『日米関係の構図』、上掲、74 頁。
[129] 原『日米関係の構図』、上掲、76－77 頁。坂元『日米同盟の絆』、上掲、187－188 頁。

保条約と国連憲章の整合性を確認する作業のため「政府間の委員会」（安全保障に関する日米委員会）を設置することに合意した。同委員会は、「日米両国の関係を両国の国民の必要及び願望に適合するように今後調整することを考慮する」とされ[130]、表面上は安保条約の「再検討」作業が継続される含みを残すかたちがとられた[131]。その後、日米安保改定交渉は、1958 年になるとマッカーサーのイニシアティブを岸が受け入れるかたちで始動することになる[132]。また、沖縄の施政権返還問題についても、米国側が従来通りの日本側の「潜在的主権」を再確認するに留まった。

一方、「日米新時代」をキャッチ・フレーズとした岸の演出は、岸こそが対米従属の方向を強化しているとのイメージを高めるという逆説的な効果をもたらすことになった[133]。というのも、岸訪米は、上述したように具体的成果を得ることがない一方、むしろ自由主義（≒反共主義）を共通理念とする日米協調を内外にアピールする結果に終わったからである。岸は、6 月 21 日、ナショナル・プレス・クラブにて「日本は絶対に共産主義や中立主義に走らない」と述べ、自由主義陣営の一員であることを強調する演説をおこなった[134]。そして、岸は、帰路のホノルルにおける記者会見にて、「首相は日米共同声明でいう『日米関係の新段階』にふさわしい内閣をつくるつもりか」と質されると、「そういうことだ。思い切ってやるつもりだ。ワシントン会談では中立主義は絶対にとらないことを明らかにしたのだから、こんどの人事では、『社会党と対決する』体制を整えたい」と応えた[135]。

こうした岸の言説の背景には、「プレス・クラブの演説というものは、相当に露骨に云わんといかんらしナー実のある事を云わんと〔ソツのない事ばかりじゃ : 注、原著者〕いかんらしいナ」との認識があった[136]。また、岸は、第 5 章で触れるように、第一次東南アジア諸国歴訪の途次、中国と敵対する台湾を訪問していた。岸の反共主義を強調した言説や訪台は、岸が米国に媚びて対中敵視姿勢をとっているとの周恩来の発言との結

---

130 「岸信介首相とアイゼンハワー米大統領との共同コミュニケ」1957 年 6 月 21 日。「日米安保委員会設置に関する日米共同発表」1957 年 8 月 6 日。『日本外交主要文書・年表（1）』、806－810 頁、816-817 頁。

131 実際のところ、外務当局は、「安全保障に関する日米委員会」の設置にあたり、当面の課題が在日米軍撤退に伴う自衛隊との調整。極東の国際情勢についての両国の認識の共有にあり、「安保条約の改正問題は内外の諸情勢より差当たり具体化し得ない」と見ていた。米二「日米安全保障委員会（仮称）において審議すべき事項についての一考察」1957 年 7 月 17 日。2008‐00248『情報公開法』。

132 坂元『日米同盟の絆』、上掲、参照。ただ、推測の域を出ないが、マッカーサーは、事前になんらかのかたちで日本側が望む全面改定案の中身を知っていたのではないだろうか。もちろん、現在公開されている外交文書からは、日本側が上記した改定試案を米国側に手交したという記録はない。

133 林・辻編『日本内閣史録 5』、上掲、391 頁。

134 「ナショナル・プレス・クラブにおける総理大臣の演説」1957 年 6 月 21 日。外務省条約局『条約集・昭和 33 年二国間条約』、395－402 頁。

135 岩川『巨魁』、上掲、172 頁。

136 岸・木舎「岸首相、内外政局大いに語る」、上掲、38 頁。

びつき、革新勢力による岸批判にとりあげられることになった。つまり、岸の訪米ないし東南アジア歴訪は、1950 年代中葉に見られる緊張緩和という冷戦の新潮流に逆行した反共アジア主義外交を展開しているとの印象を強めることとなったのである[137]。このように、岸訪米は、経済力の強化を優先し防衛力増強よりも民生の安定を重視する内政指針を黙認させ在日米軍陸上部隊の撤退開始を明らかにしたものの、革新勢力が唱えて来たような「不平等条約の改廃」、「沖縄の日本返還」といったスローガンに反論するだけの具体的成果を得ることができなかった。さらに、次節で論ずるように、訪米から帰国した岸は、「福祉国家の建設」といったスローガンの具現化に力を入れながらも、米国側に内意を示した労働運動に対する強硬態度をとり中立主義を志向する革新勢力との対立を増幅させることになる。換言すれば、第 2 章第 3 節で言及した労使協調態勢を促進するだけでなく米国政府から自らの政権への信頼を獲得するためにも反共主義的な強硬姿勢を強めていったのである。

## 第 3 節　高度経済成長期の内政路線の萌芽

### 1、「貧乏」と「暴力」の追放

岸は、1957 年 9 月に来日した国務次官補のハーター（Christian A. Herter）と会談した際、「労働運動の行きすぎを是正し、労使関係を正常な姿に直すことに努力している」、「経済闘争は認めるが、政治的または法律違反の行為を認めるわけにはゆかない」と述べた。また、岸は、ハーターから「新しい立法を考慮」しているか尋ねられると、「第一は現在の法規の敢行、関係法令中改正すべきものは幾多ある。これが改正は極秘裏に研究中であり外部に発表していない」と応えた[138]。松野頼三（第 2 次岸内閣総務長官、第 2 次岸改造内閣労働相）によると、第 1 次岸内閣の石田博英官房長官は、内閣官房機密費のうち 1 千万円を春と秋に労相に配り始めていた。労相に渡された官房機密費は、労働省労政局長に渡され組合情報収集に必要な労働組合員との会合に使用したと言われている[139]。訪米から帰国した岸は、7 月 10 日の内閣改造において、官房長官であった石田を労働相に起用した。石田労相のもと引き続き労働法規遵守の徹底姿勢がとられた結果、総評の主要団体であった日本官公庁労働組合協議会（官公労）[140]は、国鉄労組員 5 万 3 千人はじめ計 17 万人あまりが免職、停職、休職などの処分を受けたと言われ

---

[137] 坂本義和「日本における国際冷戦と国内冷戦」、上掲、137 頁。
[138] 「岸総理・ハーター国務次官補会談録」1957 年 9 月 19 日。外交史料館。
[139] C.O.E オーラル・政策研究プロジェクト『オーラルヒストリー松野頼三 上巻』政策研究大学院大学、2003 年、138 頁。
[140] 官公労（1949 年 12 月 5 日結成）は、国鉄（約 37 万 6 千人）、日教組（約 54 万 7 千人）、自治労協（約 22 万人）、全逓（約 19 万 6 千人）、全電通（14 万 5 千人）など国営公営産業の労働者を含む官公庁労働者およそ 203 万人から成る諸組合を結集した組織であった（加盟人数は 1954 年当時のもの）。『日本労働年鑑 第 27 集 1955 年版』、参照。

ている[141]。また、岸は、第一次改造内閣法相に唐沢俊樹（元内務官僚）、国家公安委員長に正力松太郎（元警視庁警保部長）を起用し、1957 年 8 月から警察官職務執行法（警職法）の全面改正の検討に着手し法案提出の準備を進めた[142]。岸は、警職法改正案を第 28 回通常国会及び第 29 回特別国会への提出を見送ったものの、後述するように第 30 回臨時国会（1958 年 9 月 29 日 - 12 月 7 日）に提出することになる[143]。

一方、アイゼンハワー政権は、岸内閣の政治基盤を強化することを決定した。マッカーサーは、1957 年 10 月、「自民党と岸の派閥に梃入れするため」、日本人戦犯釈放や小笠原住民の一部帰島といった日米間の懸案のみならず、岸が妥結に強い意欲を示していた東南アジア開発に関する資金援助やインドネシア賠償（第 4 章で言及）、日韓関係の正常化（第 5 章で言及）について米国政府として支援すべきと具申した[144]。また、マッカーサーは、岸の実弟・佐藤栄作から申し出のあった自民党に対する運動資金の提供要請を考慮すべきと働きかけたと言われている。佐藤は、1957 年 7 月、米国大使館一等書記官に面会した際、「共産党と社会党が中国やソ連から『相当な』額の金を手に入れている」と述べ、自民党への運動資金提供を申し入れた[145]。おそらく、佐藤は、鮎川が 5 月に訪米した際に安倍源基の協力を得て作成し米側要人に示した「日本における共産主義者の活動」を活用したのではないだろうか。さらに、アイゼンハワー政権は、1958 年度予算編成に際し、岸内閣の防衛予算の漸増を認めた[146]。

第一次岸改造内閣は、1958 年度予算編成に際してインフラ整備のため公共事業予算を増大した。公共事業費の割合は、1958 年に 1963 億円（一般会計の 14.7%）、1959 年に 2600 億円（同 17.2%）、1960 年 3188 億円（同 18.1%）と拡大を続けた。公共事業の内訳は、道路整備費が最大項目となった。岸は、建設相に起用した根本龍太郎に対し、「道路を整備するということは、すべての産業開発、産業復興の基幹」と説明したと回顧している[147]。実際、第 1 次岸改造内閣は、1958 年 3 月 31 日、「道路整備緊急措置法」

---

141 『日本労働年鑑 第 31 集 1959 年版』、9 頁。

142 坂井時忠（警察庁警務局長）・佐藤達夫（元法制局長官）・床次徳二（自民党政調副会長）・野田章（警察庁公安部長）・渡辺良夫（自民党政調副会長）対談「警職法の改正をめぐって」『政策月報』34 巻 69 号、1959 年 1 月、48 頁。警職法改正は、内閣法制局や警察官僚の間に共有されてきた宿願であった。坂井他対談「警職法の改正をめぐって」、上掲、46－47、49 頁。

143 岸信介「岸首相警職法を語る」『講演時報』950 号、4 頁。

144 MacArthur to Dulles, Oct.18,1957. *FRUS 1955-57 Japan*, pp513-517.

145 CIA は、自民党内に「同盟者」を獲得し「情報」を得るため資金提供をおこなっていきたと思われるが、アイゼンハワーの承認のもと、後述する 1958 年の衆議院選挙や 1959 年の参議院選挙に際し、「選び抜かれた一群の自民党指導者を通じて、とくにアメリカに友好的だと思われる候補者」に運動資金を提供した。CIA による日本側への秘密資金提供は、1960 年代初期までに毎年 200 万ドル(約 7 億円)から 1000 万ドル（約 35 億円）になったと言われている。シャラー・市川『日米関係とは何だったのか』、上掲、238－239、290 頁。

146 シャラー・市川『日米関係とは何だったのか』、上掲、239 頁。

147 岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』、上掲、189 頁。第 1 次岸内閣建設相の南条徳男（岸派代議士）は、「第一次道路整備五箇年計画」（1954 年 5 月 20 日閣議決定）の改定作業を進め

を制定し、「第二次道路整備五箇年計画」（1958 年‐1962 年）の策定に法的拘束力をもたせた[148]。また、第一次岸改造内閣は、1960 年度までに医療保険の未加入者すべてを国民健康保険に加入させることを目指す「新国民健康保険法」を国会に提出した[149]。さらに、岸は、1958 年 3 月、国民年金制度創設が「われわれの社会保障制度の大きな柱」であり「できるだけ早くこれを実現するようにこの上とも努力する」と述べ、「福祉国家の建設」の具体策として全国民を対象とする国民年金制度の創設を急いだ[150]。

このように、岸は、本章第 1 節で指摘したような経済力向上の優先、「貧乏の追放」というスローガンの具体化を急いだ。1958 年度予算は、総額が前年度比で 8.2%伸びる中、前年度比で公共事業費 36.9%、社会保障関係費 20.7%増えたのに対し、防衛費 4.9%増に留められた[151]。その一方で岸内閣は、「暴力の追放」というスローガンのもと急進的な労働運動を抑制するため、警察の治安維持能力向上を図れる法整備を模索した。

岸は、1958 年 5 月 22 日の総選挙で自民党が勝利すると、以上の方針をさらに具体化を急いだ。政府より年金制度設計の委託を受けていた社会保障制度審議会（大内兵衛会長）は、勧告まで 1957 年から 2 年あまり審議を費やす予定であったものの、岸ら政府首脳から早急に立案をせまられた結果、、6 月 14 日に「現実的でただちに実施可能」な国民年金制度を答申したと言われている。岸は、第 2 次岸内閣（1958 年 6 月 12 日‐1959 年 6 月 18 日）の組閣にあたり蔵相に実弟の佐藤栄作、自民党社会保障特別委員会委員長であった橋本龍伍を厚生相に起用した。岸は、社会保障制度審議会答申をもとに「昭和 34 年度から極力社会保障制度審議会の答申にそって実施するよう」に橋本厚生相に指示した[152]。厚生省は、すでに堀木前厚生相の指示のもと 1958 年 4 月より国民年金準備委員会事務局（事務次官を長とする）を設置していた。橋本厚生相は、この国民年金準備委員会を中心に厚生省側の試案とりまとめを進めた[153]。一方、岸は、第 2 次内閣発足にあたり、政調会長に福田赳夫を指名した。福田は、1956 年 1 月より「老人になっても生民活の保障できる様な制度－国民年金制」の研究を「党の新政策」に据えようと

---

てきた（南条徳男先生回顧録刊行委員会編『南条徳男先生回顧録』大東文化学園,1978 年、76 頁）。

[148] 鮎川は、「第一次道路整備五カ年計画」が、「予算不足の理由で 3 年間に計画の 44%の実現に止まり再計画をする事になった」という事情から、策定予定の第二次計画も「実現は容易ではない」と感じていた（鮎川義介「道路改善より出発する日本産業経済の発展計画」。『鮎川文書』MF531.1）。そこで、鮎川は、1957 年の訪米に引き続き、1958 年 2 月に再び訪米し、米国側政財界要人に道路整備事業に対する借款導入可能性を打診した。鮎川が考える大規模な借款導入構想は、失敗に終わった。

[149] 「国民皆保険 50 年の軌跡」2011 年冬号、参照。

[150] 「参議院予算委員会」1958 年 3 月 7 日。国民年金制度創設に至る事実関係は、原徹朗「戦後社会保障の歩み—国民年金制度成立過程を中心に」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局、9 巻 100 号、1959 年 5 月を参照されたい。

[151] 中島『戦後日本の防衛政策』、上掲、110 頁。

[152] 原「戦後社会保障の歩み」、上掲、275 頁。

[153] 社会保険庁編『国民年金二十年のあゆみ』ぎょうせい、1992 年、第 1 章参照。

してきた[154]。このように、岸は、厚生省側の準備作業に合わせて年金問題に取り組んできた福田に党内のとりまとめを任せようとしたと言えよう。ただし、自民党及び大蔵省内には、財源の制約に配慮し、社会保障政策の拡充を急ぐ岸ら執行部に対する批判的見解があった。例えば、池田勇人は、「社会保障制度ができたからどうこうという今の自民党の考え方は、少し社会党にひきずられていると思う。それはできた卵をどういうように分けるかというだけのことだ」と批判していたと言う[155]。

そこで、福田をサポートしつつ党内の元大蔵官僚出身議員に睨みをきかせる人物として、1958 年 2 月 21 日に首相経済顧問の一人に賀屋（当時、自民党政務調査会諮問委員）を任用したものと思われる[156]。5 月 22 日の衆議院議員で当選した賀屋は、「派閥に属せず、派閥を作らず」という方針をとりつつも「新政経研究会」という政策研究グループを立ち上げ、植木庚子郎、迫水久常、愛知揆一ら元大蔵官僚を取り巻きとして従えていた[157]。福田は、1958 年 7 月、自民党内に国民年金実施対策特別委員会（野田卯一委員長、衆参両院 72 名）を設置した。植木や迫水は、上記した国民年金実施対策特別委員会の副委員長として野田を補佐した。同委員会は、7 月末、国民年金要綱をとりまとめた[158]。厚生省は、自民党内が拠出制を基本として老齢・障害・母子の三年金同時発足、1959 年通常国会に法案提出を図るということにまとまったことを受け、国民年金制度の具体化を進めた[159]。

他方、岸は、7 月 11 日にマッカーサー会談した際、「憂慮される暴力集団の横行に対処するため、警察の権限と権威の強化を図るための法案を 9 月の国会に提出する。これ

---

[154] 福田赳夫「五カ年計画と社会保障に重点」『実業の世界』52 巻 20 号（1955 年 12 月）、22 頁。大日向は、「国民年金についてはね、福田さんがいろいろやった」と述べている。大日向一郎「岸内閣とジャーナリストー岸信介と政治家の裏側」中村・宮崎『岸信介政権と高度成長』、上掲、196 頁。

[155] 政治経済研究所編「池田勇人氏の経済構想」『日本経済のうごき』70 号、1959 年 6 月、57－58 頁（原典は、宏池会編『進路』2 月号）。

[156] 賀屋は、巣鴨プリズン入所中から大蔵省の後輩である池田と接触し、仮出所すると吉田、池田と岸の間を取り持ってきた。東京の CIA 工作員は、1956 年頃より賀屋の政界復帰を観察し、「賀屋は池田への影響力を行使し岸に近づけさせる。賀屋は究極的には岸後に池田を首相にしようとしている」との分析を示していた。“MISCELLANEOUS NOTE OF CURRENT INTELIGECE INTEREST” RG263 *CIA Name Files - 2nd Release,* NA, Maryland.実際、賀屋は、後述する「警職法」をめぐり党内が混乱した際、池田・石井派を主流派に取り込み、「岸政権の土台を、河野、大野両派から池田氏らに置きかえよう」と画策したと言われている（『朝日新聞』1959 年 7 月 12 日夕刊 1 面）。

[157] 石原慎太郎・熊本哲之対談「賀屋興宣の価値観を政治に活かせ」『月刊カレント』777 号、8 頁。山崎實「賀屋興宣の想い出（上）」『月刊カレント』700 号、17 頁。賀屋は、後に「作ろうと思えば中派閥ぐらいはできたかもしれない」と語った。『賀屋興宣政治談話録速記録第二巻』国立国会図書館憲政資料室、2006 年、79 頁。

[158] 野田卯一『国民年金法と解説』宝文館版、1959 年、45 頁。

[159] この頃の内情は、「国民年金二十周年記念座談会」『国民年金二十年のあゆみ』ぎょうせい、1992 年、参照。

によって、共産主義者に対する対応を強化できる」と説明していた[160]。岸が同改正案提出に踏み切った背景には、まず、1958 年 5 月 22 日の総選挙で自民党 300 議席を維持することができたことがあげられる。次に、労働運動が「なべ底不況」を受けて再び高まりを見せていたもあげられよう[161]。これらは、「警察の権限拡大すべき」との自民党内の声を強めることになった[162]。特に、警職法改正案作成の中核となった自民党治安対策特別委員会（千葉三郎委員長）に属する元内務官僚議員（今松治郎、大坪保雄、町村金五、岡崎英城ら）は、党首脳に同法改正を強く進言していた[163]。在野においても反共意識の強い人々は、岸に警察権限の強化を強く働きかけていたようである。例えば、岸の盟友である安倍源基は、岸に次のような書簡を送付した。

> 警職法改正案が不成立に終わるようなことにでもなると、革命勢力が益々暴威を加うると共に、内閣としても大きな痛手を負う結果になることは必然で、このことは賢明な総理の篤とご存じのことと存じます、国家の将来の為に万難を排して成立を期せられるようお願い致す次第であります。佐藤寛造（佐藤栄作の叔父）より時局を慨し、社会党の態度の憤る烈々なるお手紙を戴き、是非とも総理に進言せよとの依頼もありましたので、蛇足を顧みず申し上げる次第であります[164]。

さらに、全労の中心組合である日本労働組合総同盟会長として国家公安委員会委員に任用されていた金正米吉も警職法改正を支持した[165]。

岸は、こうした国内諸勢力の支持及び選挙で勝利したことを背景とし、警職法改正によって労使対立志向の強い労働運動及び学生運動の高揚を抑制しようとしたのである。ただし、岸ら政府首脳は、社会党などの強い反発を予想し、臨時国会開会前に警職法改正案について国民のみならず与党にも説明しないという秘密方針をとってきた[166]。実際、赤城宗徳官房長官は、9 月 25 日に同改正案を閣議決定した後、党執行部に法案提出の

---

[160] NHK 取材班「60 年安保と岸信介－秘められた改憲構想」『戦後 50 年その時日本は』日本放送協会出版会、1995 年。259 頁。

[161] 例えば、王子製紙苫小牧工場のストライキは、総評系組合の支援のもと 7 月 18 日から無期限ストに突入し、8 月以降に結成された第二組合（王子製紙新労働組合）との対立が激化していた。

[162] 赤城宗徳『今だからいう』文化総合出版、1973 年、93-94 頁。

[163] 白河公平「警職法改正はこうして提案された」『政界往来』24 巻 12 号、1958 年 12 月、111 頁。

[164] 安倍源基より岸信介宛書簡、1958 年 12 月 20 日付（大村立三・土谷文基編『安倍源基伝』非売品、1993 年、所収、516 頁）。

[165] 岸「岸首相警職法を語る」、上掲、12 頁。

[166] 当時官房長官であった赤城宗徳は、「安保反対の気運もみなぎりかけていた」ため、「青木正公安委員長とわたしは、固い口留めをされて、閣議においても、法案提出は、青木君のところで案がまとまるまで、一切口に出さないことにした。このような秘密方針だった」と述べている（赤城『今だからいう』、上掲、93-94 頁）。

支持をとりまとめるよう依頼した[167]。また、岸は、9 月 29 日の所信表明演説の際、次のように語りながらも、警職法改正案について言及しなかった。

反民主主義思想を抱く少数指導者が、組合員の経済的要求を特定の政治的意図に利用し、暴力的闘争に組合員を走らせている傾向のありますことは、許しがたい〔中略〕私は、勤労者諸君が、誤まった指導に追随することなく、わが国経済繁栄のにない手としての自覚を取り戻すように強く訴えたい（下線筆者）[168]。

警職法改正の動きが『朝日新聞』により報道されたのは、10 月 4 日であり、「警察国家を復活するような企ては、厳に慎むべきである」と批判的な社説が掲載された。岸内閣は、10 月 7 日に改正案の内容を公表する一方、8 日に衆議院に改正案を提出した。社会党は、同日、「警察国家再現の道である」と非難声明を出し、審議拒否を申しわせた。社会党や労働運動など指導者は、戦前期に治安警察により弾圧された体験が肌身に染みていた。そして、現行警職法は、1948 年に片山・社会党政権のもと制定されたものであり、「民主警察の二本柱」と位置づけられて来た。一方、自民党は、翌 9 日、「今国会で改正案の成立を図る」という声明を発表し、数の力を背景として強引に審議を進めることを示唆した。当時、岸は、「社会党の反対も、院外における反対もある程度予想して、国会に提出した」として次のような見解を示していた[169]。

共産主義による共産革命を考えている勢力とは私は話合いの余地がないと思う（中略）共産主義やあるいは国際共産主義のやり方というのは社会の秩序を尊重し合って、ともに平和的に共存するというのではない。共産主義は思想として共産主義を信じるかということではなしに、必ずこれを行動に移す。現に一番尖鋭的にいっているのは全学連だ。道徳講習会のとき博物館前で全学連の学生は、『警官を殺せ、われわれは武力革命を辞さないものだ。警官が武装している以上はわれわれも武装しよう』と演説している。そういうものとわれわれは共通の広場はない。総評やその他の組合が一つのプログラム（ゼネスト）を組んで、実力行使に出ようとする動きに対しては、私は非常に深い憂いをもっているんですがこれを未然に防いでいきたい。一番大きな問題はやはり良識ある国民の世論だと思うんです。労働組合の実情をみると総評の幹部あたりは非常に強いが、下の単産にいたると必ずしもそうでなく、純粋の政治目的をもったものに巻き込まれることに対しては、批判をしている筋もあると聞

[167] 後に、赤城は、「警察法という根本法の改正ならばうなづけるが、たかが『職務執行法』などは手続法ではないかーこの程度の法案に血みちをあげる手はない」と反対する自民党総務会長の河野一郎に対し、「政府のメンツでもあり、党の面目上もこの程度の改正はやむを得ないのだから、協力して欲しいことを力説」したと回顧している。赤城『今だから言う』、上掲、96 頁。
[168] 岸信介首相「所信表明演説」1958 年 9 月 30 日。『国会議事録』。
[169] 岸「岸首相警職法を語る」、上掲、11、13 頁。

いている。だから私はいままで自分たちがやっておった行動が、取締りをされはしないかという懸念をもっている人々が主として反対しているのだと思う（下線筆者）。

つまり、「良識ある国民の世論」は、警察権力によって学生運動や労働運動の実力行使を伴う急進運動を抑制することを支持すると判断していたのである。特に、岸は、先述したように総同盟会長で国家公安委員会委員を兼務する金正も警職法改正を支持していたことから、政権運営に支障をもたらす程の反対運動が起きないと楽観していたものと思われる。

だが、警職法改正問題は、大規模な院外反対デモを惹起した。まず、穏健左派と見られてきた全労は、10 月 13 日、社会党、総評、新産別、中立労組連絡会議、全日農、護憲連合などから構成される警職法改悪反対国民会議（10 月 17 日結成）へ参加に踏み切った。全労は、「共産党との絶縁」や階級闘争至上主義の清算」を掲げて急進左派勢力と距離をとってきたにも関わらず、警職法改正問題では共闘する方針を明確に反対したのである[170]。また、社会党は、警職法改正問題を安保改定交渉と関連させて、岸が「軍国主義」にもとづいた戦前回帰を目指す一貫であると国民にアピールした。こうしたアピールに現実味を与えたのは、1958 年 10 月 15 日の夕刊各紙が報じた米国 NBC 放送東京支局長のインタビューに対する岸の「発言」であった。それは、「日本は、自由世界を防衛する戦いで完全な役割を果たす用意がなければならない。台湾と南鮮が共産主義者に奪取されるのを防ぐために、あらゆる可能なことをやる用意がある」などと見解を述べ、「憲法第 9 条を廃棄すべき時がきた」と発言したというものであった[171]。社会党議員は、岸の「発言」の文脈を次のように推測し、国会で真意を追求した[172]。

かつて東條内閣の重要閣僚であった軍国主義者岸信介氏の本性が露呈され、かつ、軍国主義的政策体系が、国民の前ににその姿をくっきりと全貌を現している〔中略〕アメリカに対してまして、憲法第 9 条の破棄を公言したのであります。それによって、日本が核武装を含む本格的な再軍備を推し進め、海外派兵の道を開き、アメリカとの間に攻守同盟的な相互防

[170] 10 月 29 日から開催された全労会議第 5 回全国大会では、警職法改悪反対闘争のため、11 月 5 日から一斉に 1 時間の職場放棄と政府審議会からの労組出身委員の引揚げを考慮することを可決し、金正会長が国家公安委員会委員を兼任していることに鋭い批判が集中した。『日本労働年鑑 第 31 集』、上掲、129 頁。

[171] 通訳としてインタビューに同席した川部は、次のように述べている。「岸総理は、『憲法の改正は簡単にはできないのだ。手続きが大変なのだ』と、改正のためには先ずこうして、それからああしてと詳しく説明されました〔中略〕それが難しいことを強調され、インタビューはそれ以上に出なかった」が「調べてみたところ、ブラウン記者の推測というか解釈に飛躍があったことが分りました〔中略〕NBC はこれをスーパー・インポーズで流しましたが、その中に Abrogate〔撤廃する〕という辞句がありました〔中略〕これがたまたま共同通信の特派員が見ていて、記事にまとめて日本に送り、それが新聞に出たわけです」。岸『岸信介回顧録』、上掲、439 頁。

[172] 「参議院本会議第 6 号」1958 年 10 月 17 日、『国会議事録』。

衛条約を、また、日韓台の間に反共同盟を結ぶ方向を示唆した。

つまり、警職法案の取り扱いは、岸のインタビュー発言と安保改定問題と連動し、岸が「軍国主義」や「警察国家の再現」を図っているとのネガティブなイメージを国民の間に増幅する問題となったのである[173]。しかし、自民党は、既定方針通り、強引に審議延長を図り法案可決の一歩手前まで持ち込んでいた[174]。このように、数の力を背景に強行可決を図ろうとしたことは、院外大衆デモを刺激することになった。例えば、「国民会議」が指揮する 11 月 5 日の全国一斉ストライキ（約 400 万人参加）は、当時として戦後最大、「日本の歴史上でも最高の全国的な大衆運動」に発展したという[175]。こうした事態を受け、岸は、11 月 22 日に社会党委員長と協議し警職法改正案をを審議未了・廃案とすることに合意した[176]。警職法案の撤回は、与党内反主流派の勢いをつかせ岸の責任問題に発展した[177]。

---

[173] 岸は、「憲法 9 条廃棄という言葉は絶対に使っていない」、「安保条約の改定につきましても、アメリカ側に明確に話していることは、日本の憲法の制約の範囲内における対等な立場なり、あるいは相互的な義務という意味において話し合いをする考え」であると弁解した（「参議院本会議第 6 号」1958 年 10 月 17 日、『国会議事録』）。だが、岸は、NBC 東京支局長にインタビュー報道の訂正を求め、自らが考える日本の将来像を国民に明示しなかった。その理由は、第 2 節で述べたように、岸が改憲に必要な議席を獲得するため安保改定が必要であるとマッカーサーを説得する一方、福田を通じて将来的な改憲が実施された後に「日本の防衛力が強化され『積極的』な日米協力時代が新たに開かれる時が来るであろう」と伝えていたためと思われる。また、岸は、そのような訂正発言をすることにより、米国議会の安保改定反対論を惹起する可能性を懸念していたのではないだろうか。

[174] 赤城『今だから話そう』、上掲、97 頁。

[175] 『日本労働年鑑 第 31 集』、上掲、349 頁。

[176] この決断の背景には、仮に警職法強行採決した場合、メディアによる岸内閣批判のネガティブ・キャンペーンが更に展開されることへの懸念があったものと思われる。官房長官であった赤城宗徳によると、岸は、11 月 20 日の夜、元新聞記者の政治評論家の唐島基智三（元東京新聞論説委員長）や御手洗辰雄（元東京新聞論説委員長）らが参加する月例会（二二会）に参加した際、「新聞 OB 連中から、法案撤回の勧説でも受けたか、警職法案を撤回すると言明」したと回顧している(赤城宗徳『今だから話そう』、97 頁)。また、大日向は、「与野党間でどうしても相容れない案件については、マスコミ対策を中心とした事前の根回しが必要なことは、民主主義社会では常識である。岸内閣時代は始めから終りまで、どうもこの「常識」に欠けるところがあり、それがマスコミ軽視となり、そしてマスコミには、独善的な性格と映ったのである。この点は官房長官や秘書官などの人選が適当でなかったためで、そういう人たちをマスコミとの接触の窓口に据えたのが岸首相であるならば、マスコミ対策の不備は最終的に岸首相の責任ということになるであろう」と指摘している。大日向一郎『岸政権一二四一日』、上掲、169 頁。

[177] 第 2 次岸内閣の池田国務相、灘尾弘吉文相（石井派）、三木武夫経企長官は、「警職法」の取り扱いをめぐる政府・党執行部の責任を追及するため閣僚辞職をし、大野派（衆議院議員 37 名）を率いる副総裁の大野伴睦に接近し岸内閣倒閣を模索した。最終的に、造反の動きは、岸による大野に対する「政権譲渡密約」により抑制された（詳細は、大日向『岸政権一二四一日』、上掲、174－180 頁）。岸は、1959 年 1 月 14 日の自民党総裁選挙で衆参両院議員のうち 320 票を獲得し再選を果たした（対抗馬の松村謙三は、166 票を獲得）。

以上のように、岸内閣が強硬な労働政策や警職法改正を模索したことは、前節で触れた 1957 年の岸訪米が革新勢力に与えた「反共親米」、「対米従属」といったイメージや岸の「発言」と連動し、革新勢力との対立状態（内政の両極化）を一層深刻化させるという結果をもたらした[178]。そして、青年や労働者が労使対立を続ける急進左派に取り込まれることを抑制するため、「貧乏の追放」と同時に「暴力の追放」という名の下に自民党内の反動的政策の具現化を図ったことは、革新勢力の内部における急進派（例えば、共産党、社会党左派グループ）の主導権をかえって高めることにつながった。そこで、岸内閣は、次節で論じるように、「内政の両極化」に対処するため、日米安保体制の「経済効用」を強調するとともに、「新長期経済計画」に代る「国民所得倍増計画」の策定を模索するのである。

**2、日米安保「経済効用」論と国民所得倍増計画**

岸政権は、1958 年秋の臨時国会において継続案件となっていた「新国民健康法」、「国民年金法」（1959 年 4 月 16 日可決）を制定し「貧乏の追放」を具現化することに力を注いだ[179]。

こうした中、賀屋は、1958 年末から 1959 年初頭にかけて訪米し、国務省や CIA 要人と会談を持っていた。賀屋の訪米目的は、まず、鮎川が道路整備事業の必要性を米国政財界要人に説き借款供与の働きかけを行ったように、東海道新幹線建設事業への世銀借款導入交渉の露払いをするという役目があった。賀屋は、国鉄総裁の十河信二と永野護運輸相から東海道新幹線建設に必要な借款獲得のため「宣布」してくれと頼まれていた。そこで、賀屋は、東海道新幹線建設の必要性を調べるため調査団を派遣するように世銀総裁を説得した[180]。アメリカから帰国した賀屋は、「世界銀行は東海道新幹線に対する借款について好意的で、同線の工費の四分の一に相当する約 1 億 2 千万ドルの借款に付いて検討してくれることになった」と語った[181]。また、賀屋は、日米安保改定の意義を国民に啓発するため米国政府要人から「お墨付き」を得ようとしていた[182]。さらに、賀屋は、アレン・ダレス（Allen W. Dulles）と面会し、自民党治安対策特別委員会と CIA との情報交換の緊密化を申し入れた。本論との関連で注目すべきは、賀屋が CIA 職員

---

178 坂本「日本における国内冷戦と国際冷戦」、上掲、140 頁。

179 後に岸は、「福祉国家建設といっても内容はいろいろあるが、国民年金制度はその最たるものであろう。貧乏追放の公約は、日本経済の順調な発展と共に、実現に向かって第一歩を踏み出した」と回顧した。岸『岸信介回顧録』、上掲 424 頁。

180 国立国会図書館主題情報部政治史料課編『賀屋興宣政治談話録速記録 第二巻』国立国会図書館憲政資料室、2006 年 1 月、80 頁。

181 『朝日新聞』1959 年 3 月 7 日 4 面。その後、世銀のローゼン極東部長が来日すると東海道新幹線への借款供与がまとめられた。佐藤蔵相は、借款締約の日本側代表として賀屋にサインをさせることを考えていたが、欧米諸国の戦犯に対する「反感」を考慮したマッカーサーの反対によりこれは立ち消えになったと言われている。

182 『賀屋興宣政治談話録速記録 第二巻』、上掲、88-90 頁。

と会談した際に日本の多くの青年層が「進歩」を共産主義や社会主義と同一視し「真の保守主義」の性質が進歩的であることを理解していないと述べ、「福祉国家(The welfare state)」の建設こそ「反共闘争の不可分な部分（An integral part of the anti-communist struggle）」と説明していた点である[183]。つまり、賀屋は、本章第 2 節で指摘したように、社会保障政策を重視する岸内閣の内政指針に米国側の理解と支持を得ようとしたのである。

一方、社会党は、院外闘争の盛り上がりを安保改正反対運動へつなげるため、1959 年 3 月 10 日、安保改定阻止という点で共産党との共闘を決定した[184]。社共両党は、3 月 28 日、総評、原水協、護憲連合など 13 団体とともに、安保改定阻止国民会議（以下、国民会議と略記）を結成した。この運動は、「わが国で初めての革新勢力の統一行動の萌芽」となった[185]。国民会議は、「警職法改悪案を廃案にした国民の力」により「安保条約の廃止を要求し改定の阻止」を実現することを呼びかけ、統一地方選、参議院選挙、朝鮮戦争 9 周年記念日、原水爆禁止世界大会（広島）などの開催に合わせ全国統一行動を企画・指揮した。それでも、安保改定問題は、多数の有権者の関心をひきつける政治争点になっていなかった[186]。1959 年 4 月の統一地方選挙や 6 月の参議院選挙は、岸・自民党政権を肯定する結果を示したからである[187]。

もちろん、自民党勝利の背景には、1958 年の衆議院選挙時のように、「選び抜かれた一群の自民党指導者を通じて、とくにアメリカに友好的だと思われる候補者」に運動資金が提供されていたことにも留意すべきである[188]。とはいえ、岸はじめ与党幹部は、それ以上に国民の関心を惹きつけるような長期経済計画の策定に乗り出していた。岸は、

---

[183] Memorandum for the Record, Feb 6,1959。RG263.Second release of Name files Under the Nazi war crimes and Japanese Imperial Government Discloser Acts, 1936-2002. NAr, Maryland.

[184] 1959 年 1 月から 3 月にかけての春闘は、「戦争と失業に反対する国民大行進」をテーマとし安保改定問題を取り上げていた。原水協、憲法擁護国民連合、日中国交回復国民会議、全国軍事基地反対連絡会議、総評の 5 団体は、2 月 5 日、「日米安保条約改定反対、同条約および行政協定廃止、日中関係打開についての共同声明」を発表し全国民に共同闘争を呼びかけ、2 月 28 日に「安保体制打破、日中国交回復国民大会」を開催した。

[185] 『日本労働年鑑 第 33 巻』、1961 年、297 頁。

[186] 例えば、岸は、1959 年 10 月 9 日に実施した安保改定についての政府世論調査は、「賛成 15%、反対が 10%。賛否いずれとも意見を表明しない者が 25%で、残りの 50%が安保改定はなんのことかわからない」という結果であった回顧している。岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』、上掲、237 頁。

[187] 例えば、1959 年 4 月 23 日の第 1 次統一地方選挙（知事、都道府県議会）及び 4 月 30 日に実施された第 2 次統一地方選挙（52 市を除く市町村、市町村会議員、東京区議）は、保守系当選者が 4 分の 3 の優位を保つ結果を示した。また、6 月 2 日に実施された参議院選挙（投票率 58.75%）は、自民党が安定過半数を確保し社会党が伸び悩むという結果になった（自民 71、社会 38、緑風 6、公明 6、共産 1、諸派 1、無所属 4）。後に岸は、「警職法案の不手際があったが、経済、外交すべての面で、『健全な保守』の政治は国民から深い信頼を得ているといえる」として「過去の実績」が評価されたと回顧している。岸『岸信介回顧録』上掲、480 頁。

[188] シャラー・市川『日米関係とは何だったのか』、上掲、238－239 頁。

5 月 31 日、福田赳夫幹事長と中村梅吉政調会長に「今後 10 年間で日本経済の規模が倍になる長期計画」の作成を検討するよう指示した。つまり、「選挙後は国民経済の基礎を堅実にのばす施策をとるべき」とし、「今後 10 カ年に国民経済の規模を 2 倍に拡大し、前記五カ年で目標の 40%を達成する長期計画をたてる」、次に「財政のあり方を再検討し、現在の一年度限りの予算と並行して財政 5 カ年計画を立て、これに減税など長期にわたる内外施策を盛り込む」、そして、「国際収支について長期五カ年の目標を策定する」という構想の立案を命じたのである[189]。福田幹事長は、首相の構想に対して、五カ年計画の初年度を 1960 年 4 月から開始する方針で党内に特別委員会を設置し、大蔵、企画庁などと連絡をとりながら 10 月末までに 5 カ年計画の大綱を決めることにした[190]。参院選を終えた岸は、6 月 2 日、閣議において「国民所得二倍増の経済十カ年計画とこれにともなう財政五カ年計画、国際収支五カ年計画、完全雇用計画などの立案」を改めて指示した[191]。

周知のように、所得を「二倍」にするという表現を用いたのは、反主流派に転じていた池田勇人であった。岸側近で池田のライバルでもある福田は、すでに新長期経済計画をとりめとめる時、「二倍というような表現を使うということはできんだろうか」と、経企庁官僚に伝えていたと言う[192]。だが、岸や福田は、急成長に伴うインフレ、国際収支の悪化を懸念するとともに国民所得や産業間の格差拡大に伴う社会不安の増大を抑制するため、安定成長をとるべきとの見解をとっていた。一方、池田は、本章で触れたように、インフレ抑制－輸出振興と国際収支の均衡に比重を置く岸内閣の計画性を重視する経済運営に批判的な立場をとってきた[193]。実際、反主流派に転じた池田は、1959

---

189 『日経新聞』1959 年 6 月 1 日夕刊 1 面。後に岸は、「既に手持ち外貨は 4 月 23 日現在で 10 億ドル台に乗せており、この勢いをもってすれば、10 年間で所得倍増は決して夢物語ではないと信じていた」と回顧している。岸『岸信介回顧録』、上掲、486 頁。

190 『日経新聞』1959 年 6 月 1 日夕刊 1 面。

191 賀屋興宣『「所得二倍増」経済十ヶ年計画に対する注文』新政経研究会、1959 年 8 月、1 頁。岸の発言に対し、高崎通産相から社会施設の充実、遠藤建設相から道路計画、青木自治庁長官から上下水道の整備を盛り込むように発言がなされた。また、佐藤蔵相は、「完全雇用の問題」も合わせて検討のうえ計画に盛り込むよう発言し、「総合的な計画であるから関係各省庁とも十分調整のうえ時間をかけて慎重に立案する」と強調した。『毎日新聞』1959 年 6 月 2 日夕刊 1 面。

192 大来は、「新長期経済計画」が 5 カ年を想定したものであり「ちょっと無理でしょう」と答えたため、「そのときは二倍構想は表面化しなかった」と回想している。大来佐武郎『東奔西走』、日本経済新聞社、1981 年、118 頁。

193 池田は、1958 年頃より大蔵省財務調査官・下村治を中心とする私的研究グループ（木曜会）に参加し、積極財政の理論的根拠を固めていた（池田勇人・小池厚之助・小林中鼎談「今年の経済展望」『証言業報』1959 年 1 月、37 頁）。下村は、「日本経済はぼっ興期にあるから、もっと高い成長率が可能」として年率 10%の経済成長率をとることが可能との見解を示していた（「新長期経済計画」が想定する成長率は年率 6.5%）。一方、経企庁側は、池田や下村のような楽観論に慎重な態度をとっていた。周知のように、経企庁総合計画課長の大来は、1959 年より、日本の経済成長力分析をめぐり下村との間に論争を展開してい

年の年初、中山伊知郎が新聞に寄稿した「賃金二倍論」にヒントを得て、「月給二倍論」というキャッチ・フレーズを用い、岸ら主流派の経済政策を消極的と批判してきた[194]。つまり、月給が二倍になるように公共事業の拡大や減税断行や金利引下げなど消費喚起措置により有効需要を創出する積極財政を展開すべきと訴えたのである。岸や福田は、池田による「所得二倍増」が好評であったことを受け[195]、新たな長期計画に「十カ年」という余裕をもたせることにより無理せずに国民所得二倍増を謳おうとした。

岸は、1959 年 6 月 18 日に内閣改造を実施し、反主流派に転じていた池田を通産相として閣内に取り込むことに成功した[196]。その際、賀屋は、池田入閣の説得工作に一役買って出たと言われている[197]。第 2 次改造内閣を発足させた岸は、1959 年秋までに新たな「経済十カ年計画」を作成することを目指したが、経企庁側に時間的余裕がなかった[198]。そこで、岸内閣の経済閣僚懇談会は、1960 年を初年度として暫定的にスタートすることにしつつ、経企庁を中心に 1 年から 1 年半かけて具体的な完全な計画にすることにした[199]。

ただし、経済成長の規模や速度といった基本的なあり方は、閣内で統一されていたわけではなかった。当時、所得倍増という「量の問題」は、経済成長が持続されればいずれ実現する「それ自体なんの変哲もない」ものであり、むしろ経済成長過程でいかにして「日本経済の体質改善」を図っていくのかという「質の問題」が重要であると指摘されていた[200]。つまり、経済成長率をどの程度まで高く設定するのか、経済成長の過程で必然的に生じる所得格差の問題をどのように対処していくつもりなのかが問われていたのである[201]。

---

た。大来は、後に下村の「構想」が「天才的な卓見であった」と評価している。大来『東奔西走』、上掲、115 頁。

[194] 藤井信幸『池田勇人－所得倍増でいくんだ』ミネルヴァ書房、2012 年、209 頁。

[195] 参議院選挙が開始されると、池田側近の大平正芳や宮澤喜一は、「月給倍増」という表現では「給料取りばかしが相手と思われる。所得倍増にしよう」と提案した(塩口『聞書-池田勇人』、上掲、190 頁)。こうして「所得倍増」というスローガンが政治家の間でも用いられるようになった。池田秘書の伊藤昌哉は、当時の段階で政治家が「経済成長という考え方」を発言することが「コロンブスの卵」であったと述懐している。伊藤『池田勇人とその時代』、上掲、81 頁。

[196] 池田入閣工作に直接関与したのは、秘書の安倍晋太郎（岸の娘婿）や田中角栄であった（。塩口『聞書=池田勇人』、上掲、188 頁）。岸にとって池田入閣は、党内の統制力向上のみならず、財界から一致した支持を得るためにも重要であった（塩口『聞書-池田勇人』、上掲、184 頁）。

[197] 『朝日新聞』1959 年 7 月 12 日夕刊 1 面。

[198] 大来『東奔西走』、上掲、118 頁。

[199] 椎名悦三郎「新岸内閣の目指すもの」『先見経済』765 号、1959 年 8 月 20 日、5 頁。

[200] 『日経新聞』1959 年 6 月 20 日 2 面社説。

[201] 例えば、経済学者の都留重人は、経済成長のみを追求した政策をとると「独占的大企業を強め、中小企業の企業主や労働者をしぼりあげる」だけになると批判し、「所得格差の縮小」のために「強力な変革の施策」が必要と主張した。藤井『池田勇人』、上掲、208 頁。

岸は、経済成長率そのものを目的とする「高度成長策よりも、いろいろの格差をなくす、安定成長策をとるべき」であり、「格差をなくすことが政治の任務」と認識を抱いていた[202]。また、岸側近の福田農相は、「財政面から刺激を与えなくても10年後には必ず国民総生産は2倍になる」としてバランスのとれた安定成長を目指すべきと主張した[203]。というのも、「政治が良いか悪いかということは、結局は国の経済が繁栄に向かっているかどうか、国民の生活が良くなりつつあるか、悪くなりつつあるかということできまる」（下線筆者）と認識していたからである[204]。一方、池田通産相は、日本経済には「急速な経済成長をしてもインフレにならない実力がある」との認識のもと、10年計画を短縮実現すべきと閣議で発言し、「量」の拡大を優先すべき主張していた[205]。

こうした中、自民党は、長期経済計画の基本構想を検討する経済調査会を設置した。同会会長には、岸や賀屋と近い参議院議員の青木一男が起用された[206]。青木は、同調査会で基本条項を検討した際、「農業非農業間、大企業中小企業間、地域相互間に存在する生活上及び所得上の格差の是正につとめ」という文言を挿入すべきと強く主張したと回顧している。つまり、「経済成長を自然の推移に委すと、右に列記したような各方面の所得格差はますます拡大する傾向を免れない、それを政府の政策で是正し格差を縮小する方向に導くのが、党の調査会でこの問題を取上げる大きな意義でなくてはならない」と主張したのである[207]。また、池田に影響力を持つ賀屋も、「所得の再分配」を優先するのでなく「先ず国民所得総額の増大を前提として、それを適当に再配分する方法を立案すべき」としながらも、「最低所得層の生活水準の引き上げ、貧乏の追放」が「経済十カ年計画」の究極的な狙いであると強調した[208]。賀屋や青木に見られる見解は、経企庁側にも受入れられるものであった[209]。

---

[202] 『岸後援会会報』第2号、1964年6月1日、田布施町郷土資料館所蔵。。

[203] 藤井『池田勇人』、上掲、217頁。福田の見解は、経企庁に近い考え方であった。後に大来は、「国民所得倍増計画」の原案を池田に説明した際、「下村氏の高度成長論をとっていた池田首相からみると、10年倍増という原案では小さすぎる、もっと高度成長が可能なはず」という見解をとっていたため、「あまりきげんがよくなかった」と記している。大来『東奔西走』、上掲、118頁。

[204] 福田赳夫「わが党の財政・経済政策の成果」『経済展望』1959年6月1日。

[205] 『日経新聞』1959年6月19日夕刊1面。

[206] 大蔵官僚であった青木は、岸や賀屋とともに1930年代の日本を牽引し東條内閣閣僚、そしてA級戦犯として逮捕された。青木は、戦後の「所得倍増計画」を戦前の「生産力拡充計画」と重ねて見ていた節がある。実際、「私は昭和14年、企画院総裁として、準戦時体制下に生産力拡充計画を立案して閣議決定となり、陛下にも奏上したことがあるが、戦後所得倍増計画の立案を担当した。奇しき因縁というべきである」と回顧している。青木一男『わが九十年の生涯を顧みて』講談社、1981年、321頁。

[207] 青木『わが九十年の生涯を顧みて』上掲、322頁。青木一男後援会編『青木一男 その信念と行動』聖山会、1970年、81頁。

[208] 賀屋『「所得二倍増」経済十ヶ年計画に対する注文』、上掲、1頁。

[209] 例えば、大来佐武郎は、「所得倍増もさることながら、格差是正と構造改善が重要という考えを持っていた。倍増計画の作成に当ってはその点に留意し、農業・工業間所得格差、

一方、こうした中、1959 年 7 月に自民党外交調査会長に起用された賀屋は[210]、日米安保体制の経済効用という観点を詳細に敷衍した論考を発表した[211]。つまり、日米安保体制と民衆の経済的不満を結びつけて保改定阻止の院外闘争の拡大を図ろうとする国民会議に対抗していこうとしたものと位置づけられる。国民会議は、護憲・反核兵器・日中国交回復といった政治的スローガンと「安保闘争」を関連させつつ、組織労働者のみならず国民の諸階層の経済的な「不満」に訴えることにより支持を拡大していこうとしていた[212]。というのも、国民会議によるデモは、先にも言及したように、幅広い国民各層から支持獲得という点で行き詰まっていたからである[213]。この点は、全労や社会党内右派グループが職法と異なり、安保改定問題をめぐり共産党と共闘することに反対していたことが示していよう[214]。

賀屋の論考の骨子は、第一に、「今日の日本経済の復興繁栄の基盤は、日米安保条約にある」というものであった。つまり、日本国民が「安心して生産に輸送に経済的努力をなし得た」のは、日米安保条約によって「日本が共産化されず、共産主義の衛星国となって少数独裁の専制政治のもと私有財産を没収されるという憂い」が解消されたためであると説明したのである。第二の骨子は、安保条約が「予算の貧困を防ぐ」というものであった。賀屋は、「かりに日米安保条約がなかったとしたら、日本の財政経済はどんな姿になっていたか」と設問し、「現状から比べれば 4,000 億円ないし 4,500 億円の防衛費を増額しなければならない」との見解を示すとともに、「国土の開発、交通通信の整備、農村、中小企業の施設、教育と国民福祉施設など、何一つ十分なものはない」に

---

地域間格差、企業規模別賃金格差などをとりあげた」と回顧している。大来『東奔西走』、上掲、118 頁。

[210] 『毎日新聞』1959 年 7 月 9 日 1 面。

[211] 賀屋興宣「経済的角度から見た安保条約」『経済展望』1959 年 12 月 1 日号。

[212] 例えば、「国民会議」は、1959 年 9 月 5 日、「改定交渉そのものを打ち切らせることを目標」として次のような「当面の闘争方針」を決定した。1、「岸内閣の反動政策にたいする組織労働者の不満と抵抗を安保体制打破の方向に組織することによって、安保改定阻止にたいする労働者の実力行動の可能性をつくりあげる」。2、「国民の諸階層のもっている不満や要求、たとえば農民の米価、中小企業者の税金、知識人の言論の自由、婦人の権利などの問題と、安保改定、とくに軍事体制の強化との関連を明らかにし、労働者の闘いとの結合」を図る。3、「憲法擁護運動、日中国交恢復運動、基地反対運動、原水爆禁止運動など、平和と独立へのさまざまな国民運動に結集された大衆の力との結合を強化する」。「とくに、軍事基地における実力闘争は安保闘争の地域拠点として重要である」（下線筆者）。『日本労働年鑑』第 33 巻、参照。

[213] 小熊英二『民主と愛国』新潮社、2002 年、505 頁。

[214] 全労は、総評が共産党との共闘を正式に認めたことに反発し、6 月 23 日に「国民会議」への共闘不参加を正式表明した。また、社会党顧問で右派グループの領袖であった西尾は、社共共闘に反対し、階級闘争志向の運動方針、安保体制解消を念頭においた運動に否定的言動を続けた。同じく右派の曾根は、「今日の安保反対共闘組織のことをさしているのではない」と留保しつつも、「警職法は民主主義の問題であるから共闘もありうるが、安保、日中などについては党独自の運動を進めるべき」と発言した。『日本労働年鑑』第 33 巻、1961 年、296 頁。

も関わらず、「予算総額の 4 割［当時の国家予算は約 1 兆 4,000 億円：注、筆者］、4,000 億円も 5,000 千億円もこの上軍事費にとられたとしたら、あらゆる施策は正にお手上げで、惨状目もあてられない」ことになるとして「安保条約の経済、財政に及ぼす効果はますます大きい」との議論を展開した。この点について岸も、少なくとも 1959 年 2 月の段階より、「国民生活の向上であり、日本の経済の基盤の強化」に必要な財源確保という観点から安保条約の有用性を説明するようになっていた[215]。賀屋は、岸の説明を全面的に打ち出したと言えよう。第三の骨子は、日米安保廃棄という選択が「貿易縮小によって必要資源の獲得を阻害され、わが国の経済発達は非常な困難に帰着する」というものであった。すなわち、財政面、貿易面で日本にとって日米安保体制を積極的に肯定する議論を展開したのである。

外交調査会長を任された賀屋は、「気力なしの自民党広報の行動の鈍さに業を煮やし、自らの事務所で『声なき声』に向けて五種類のビラを空から散布するという荒業をやり党内外を唖然とさせた」と言われている[216]。一方、自民党経済調査会は、先述したように経企庁側との事前調整を行い、10 月 16 日、「国民所得倍増の構想」（自民党経済調査会）を公表した。経企庁は、自民党の発表を踏まえ、10 月 21 日に「所得倍増計画の基本構想」を経済閣僚懇談会に提出した。そして、岸内閣は、1959 年 11 月に経済審議会（石川一郎会長）に国民所得倍増を目標とする新長期経済計画の策定を諮問した。

その後、岸内閣は、「国民所得倍増計画」の実質的な初年度として 1960 年度予算編成を行い従来通りに防衛力漸増方針を踏襲した。例えば、藤山は、マッカーサーから 1960 年度防衛予算を防衛庁が概算要求した 1690 億円、少なくとも 1,600 億円計上すべきと念を推されたのに対し、災害対策費などがあるため大幅に増やすことが出来ないと反論した[217]。また、岸は、安保条約改定と自衛隊増強の関係について記者から問われると、次のように応えた[218]。

> 新安保条約ができたらか国防力を強めるといったことは考えていない。既定方針通り進めるだけだ。日本の自衛能力は実際には大きなものではない。だから安保条約によって米国の力を借りるという考えも出てくるわけだ。だが力というのは単に国防力だけをいうのではなく経済力というものもある。

---

[215]「衆議院予算委員会 16 号」1959 年 2 月 29 日。『国会議事録』。

[216] 山崎實「賀屋興宣の想い出（上）」『月刊カレント』700 号、17 頁。一方、シャラーは、秘密情報提供者へのインタビューに基づき、CIA が「友好的な、あるいは CIA の支配下にある報道機関に、安保反対者を批判させ、アメリカとの強固な結びつきの重要性を強調」させただけでなく、「全学連の急進的な学生の動きを抑えるために、活動的な右翼のグループに資金を提供した」と記している。シャラー・市川『「日米関係」とは何だったのか』、上掲、280 頁。

[217]「来年度防衛庁予算に関し大使大臣内話の件」1959 年 12 月 10 日。2007－00912、『情報公開』。

[218] 岸信介「訪米の成果を語る」『講演時報』1009 号、4 頁。

実際、1960 年度防衛予算は、約 1,546 億円に抑えられた。以上のように、第 2 次岸改造内閣は、「新長期経済計画」に代る「国民所得倍増計画」の策定とともに、先述したように日米安保体制の「経済効用」を強調することで日米安保体制と民衆の経済的不満を結びつけて保改定阻止の院外闘争の拡大を図ろうとする国民会議に対抗し、警職法問題で広がりつつあった「内政の両極化」に対処しようとしたのである。

## 第 4 節　小括 - 岸内閣期の内政指針

これまで議論してきたように、岸は、進歩的保守政党を結成し政局の安定を図るとともに、政府主導のもと長期経済計画を策定し「福祉国家の建設」というスローガンのもと「資本と経営と労働とがバランスをもって再建について真剣に協力するという体制」（≒労使協調態勢）の形成を目指してきた。鳩山政権期に与党幹事長となった岸は、以上の目標実現を優先するため、保守合同運動を進める一方、経済力拡大を最優先とし防衛力漸増させつつ、社会保障制度の整備や拡充を通じて民生の安定を図るという内政方針を支持した。首相に就任した岸は、「福祉国家の建設」や「貧乏の追放」といったスローガンを打ち出し、以上の内政方針を当面の指針として定着させる役割を果たした。

「新長期経済計画」は、1962 年までに完全雇用状態（498 万人の雇用増、国民 1 人あたり 38%の消費水準の向上）に接近することを目標とし、設備投資など合理化により国際競争力を高める一方、輸送力の増強、鉄鋼、電力といった「3 つの隘路」を解消しつつエネルギー供給の確保を図ることで産業構造の重化学工業化を進め、輸出規模を 82%拡大（輸出規模 47 億ドル）することを目標とした。そして、同計画は、計画実現のため政府がインフラ整備を担うといった役割を明確化する一方、「国民生活」という視点を取り入れて社会保障制度を拡充することを謳った。実際、岸内閣は、「第二次道路整備五カ年計画」のようにインフラ整備を中心とする公共事業関連への政府支出を増大させる一方、国民年金制度をスタート、国民皆保険の実現に尽力した。一方、岸内閣が閣議決定した「国防の基本方針」では、民生の安定も国防の一環であると位置づけられた。「国防の基本方針」のもと策定された「第 1 次防衛力整備計画」は、経済発展を阻害しないよう留意し、量より質に重点を置いた防衛力整備を漸進的におこなっていくものであった。

そこで、岸は、以上のような内政指針に対する米国側の理解を求めるとともに、日米関係に適合するように調整を図った。1950 年代の米国政府は、日本各地の米軍基地の自由使用といった既得権の保持する一方、日本側に相応の防衛力増強を求め自国の防衛負担の軽減を図ろうとしてきた。このような米国の意向は、日本側政権運営に二つの障害を与えていた。一つは、防衛力増強要求する米国政府と事前に合意をしなければ日本政府が望む予算編成を行えないという点である。第 2 章第 2 節で言及したように、「民

生拡充第一主義」を打ち出した鳩山内閣は、防衛予算の伸びを抑えて社会保障政策など民生の安定に資する予算配分を増やそうとしたものの、米国政府の強い反対を受けて防衛予算を漸増しなければならなかった。そこで、岸内閣は、岸側近の福田、賀屋、鮎川を通じ、防衛力増強より民生の安定を重視する内政指針が「反共対策」（≒赤化防止）に寄与し、保守政権による統治体制の安定化が将来的な憲法改正にもつながるというロジックを強調することで米国政府の理解を得ることにつとめた。そして、岸内閣は、上述した労使協調態勢を強化するというだけでなく米国政府からの信頼を得るためにも、労働法規の徹底や警職法改正により総評のような急進左派勢力の台頭を抑制しようとした。

また、日本側の政権運営の障害となるもう一つの問題は、在日米軍の存在が近隣住民とのトラブルや核兵器の持ち込みといった懸念を引き起こし、非武装中立論への転換を掲げる革新勢力への国民の支持拡大につながりかねないという点であった。そこで、岸や外務当局は、在日米軍の陸上部隊撤退を求める一方、日米安保条約を現行憲法の枠組みのもと対等な主権国家に相応しいものへ「再検討」することを提起した。要するに、岸が意図する民生の安定を重視する内政指針と合致するような日米関係の調整は、対外的には中立主義、対内的に階級闘争を掲げる急進左派勢力を権力により抑え込むような治安政策の強化や将来的な改憲を目指すという反動的な政策と抱き合わせになっていたのである。

米国政府は、結果的に岸内閣が模索した調整の方向性を受け入れた。ダレスらは、日本国内で日米安保体制を解消による非武装中立を目指すべきとの急進的見解が強まる中、このまま事態を放置して日米安保体制を喪失するよりも安保改定に応じて革新勢力の台頭を緩和することに懸けたのであった[219]。しかし、岸内閣がが「暴力の追放」というスローガンのもと労使対立を前提として急進左派勢力との対決姿勢をとり警職法改正を模索したことは、むしろ革新勢力内部の急進派の指導力を高めることになった。そして、革新勢力内部は、社共共闘のように日米安保体制の廃棄を強く求める急進派が主導権を握る中、日米安保体制の存続を是とする穏健派が孤立を深めた。岸が安保改定によって社会党内の指導権を握ることが出来ると想定していた穏健左派の指導者である西尾や河上丈太郎のグループは、1958 年 10 月、国民会議と共同歩調を続ける党執行部を批判し離党した。彼らは、1960 年 1 月に衆議院議員 21 名、参議院議員 12 名からなる民主社会党を結成した[220]。

---

[219] 詳細は、吉田「安保改定の起源」、上掲を参照されたい。

[220] CIA は、「ヨーロッパ型の社会民主主義路線に沿った有力な日本の社会民主主義政党の育成」のため西尾ら「穏健な社会主義者」に対する援助を行ったと言われる。また、池田は、1960 年 6 月 21 日にマッカーサーと会談した際、「自分が責任をもって民社党の指導者の西尾に多額の援助資金を渡している」ため、仮に社会党と自民党反主流派が倒閣工作を行っても民社党が自民党主流派に協力するであろうと述べている。シャラー・市川『「日米関係」とは何だったのか』、上掲、280 頁。

民生の安定を重視する内政指針と合致することを狙った日米安保改定は、むしろ民生の安定を阻害しかねないという逆説的効果をもたらしたのである。こうした中、岸内閣は、経済規模を 10 カ年かけて 2 倍にするという「国民所得倍増計画」の策定に着手すると共に自民党外交調査会長になった賀屋を中心に日米安保体制こそが日本の経済的繁栄をもたらす鍵であるという「経済効用論」を唱えることを以て、社共共闘による国民会議の院外大衆運動の拡大を抑制しようとした。「国民所得倍増計画」の基本構想は、経済的繁栄というパイの拡大を優先事項としながらも、経済成長により生じる格差の是正にも力点を置いたものであった。このように見た時、1960 年代以後の「経済主義的」な自民党政治の原型は、鳩山から岸内閣期にかけての民生の安定を重視する内政指針の確立を模索する過程を経て形成されたと言えよう[221]。

[221] 例えば、中北は、この時期を「一九五五年体制の確立過程」として捉え、池田内閣の登場によって「一九五五年体制」と呼ばれる政策枠組みが「最終的に確立」したという視点を提示している。中北『一九五五年体制の成立』、上掲。中北「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策－一九五五年体制の確立過程」、上掲。

## 第 2 部　岸内閣の「経済外交」－内政課題実現のための国際環境形成の模索

狭小な国土において、9 千万国民の生計を維持、発展していく道は、国内的な分野だけでは不十分であり、国際的な基盤において解決されること〔が必要である〕従来の外交のゆき方とは一つ局面を換えて、実質的な意味において、日本民族の持っている能力を全世界のあらゆる面に活動の場面を拡げてゆきたい[1]。

従来、岸は、「吉田が築いたサンフランシスコ体制の再検討」を念頭に置き日米安保条約の不平等性是正に強い関心を置いていたとイメージされてきた[2]。ただし、第 3 章で議論したように、岸や外務当局が模索した安保条約の「再検討」は、国民の間の反米ナショナリズムの緩和に主眼に置いたものであった。つまり、内政対策に主眼を置いたものであったのである。また、周知のように、岸内閣は、国際連合中心、自由主義諸国との協調、アジアの一員としての立場の堅持といった外交三原則を内外に示した。ただし、外務省経済局長の牛場信彦が外交三原則に「経済外交」という言葉が含まれていない理由を「三原則遂行の前提としてのその主要性があまりにも自明」であるためと説明していたことは、注目に値する[3]。第 1 部で確認した「経済的繁栄」や民生の安定を重視する内政指針を実現するためには、「経済外交」による海外市場を開拓し確保することが重要な意味を持っていたからである。実際、外相に就任した岸は、以下のように、「経済外交」を外務省の中心課題に設定する意思を示した。

当面日本の外交上の中心問題は経済問題にある。いわゆる経済外交の推進が重要な課題となっているわけであるが、これは日本のもっている経済能力を、これを要求し、また歓迎する地域において、十分に発揮させることが、経済外交の推進ということになる。貿易の増大、技術力、工業力を輸出して、後進国の開発に協力するなどの技術的進出、農業移民の積極化などは、いずれも経済外交の一部面である[4]。

そこで、第 2 部では、第 1 部で見た内政指針を実現する手段という視点から岸内閣期に展開された外交過程の分析を進める。対象となる「経済外交」の展開先は、岸が首相として歴訪した東南アジア（第 4 章）、東北アジア（第 5 章）、ラテン・アメリカ（第 6 章）、アメリカ合衆国（第 7 章）、西ヨーロッパ（第 8 章）である。

---

[1] 岸信介「世論を背景に自主外交推進」『新国策』第 5 巻 3 号（1957 年 1 月 25 日）。6 頁。
[2] 例えば、原は、岸にとって「最初にして最大の政策課題は、日米関係」にあり、「吉田が築いたサンフランシスコ体制の再検討」、すなわち、「安保条約の改定こそが、岸の政策課題群における最優先の位置を占めていた」と記している。原『岸信介』、上掲、185 頁。
[3] 牛場信彦「通商政策と外交」『外交時報』1958 年 11 月号、44 頁。
[4] 岸信介「強力な政治力を背景に経済外交を推進」『経済時代』22 巻 2 号（1957 年 2 月）、20 頁。

## 第 4 章　東南アジア経済外交の展開

1950 年代の日本にとって東南アジア（南アジアを含む）は、近接する朝鮮半島や台湾といった旧植民地との交易、朝鮮戦争勃発により喪失した中国市場の代替地としての役割が期待されていた。換言すれば、日本にとって対東南アジア外交の主要課題は、右地域への輸出増進を図る環境整備にあったと言えよう。そのためには、戦争被害に対する賠償交渉（求償国：フィリピン、インドネシア、ビルマ、ベトナム）、東南アジア諸国との貿易拡大に結びつく経済協力を実現する外交努力が必要であった。1950 年代の東南アジアに対する日本外交の営為は、これまでの数多くの先行研究によって事実関係の大要が明らかにされている[1]。ただし、岸ないし岸に近い政治家や財界人の認識や政策構想などに注目した研究は、管見の限り、あまり見られない。そこで、次節では、岸内閣期の対東南アジア経済外交の分析に際し、次節において岸及び彼と近い関係にある永野護、高崎達之助、藤山愛一郎らアドバイザーたちが東南アジアとの経済提携問題についていかなる認識を抱いていたのかに留意しつつ、吉田・自由党政権期と鳩山・民主党政権期の対東南アジア政策を概観していきたい。第 2 節以降は、以上の概観を踏まえ、岸内閣期の対東南アジア経済外交の展開過程とその特質について分析を加えていく。

### 第 1 節　吉田・鳩山内閣期の対東南アジア政策

#### 1、吉田内閣期の対東南アジア政策

かつて東南アジアは、「南洋」や「南方」と呼ばれる日本の主要貿易地域の一つであった。戦前期の日本と東南アジアの貿易は、日本が主として綿製品などの消費財を輸出する一方、東南アジア地域から綿花、鉱物などの工業原料を輸入する関係にあった。1930 年代後半より軍事力増強のため重化学工業部門を中心とする生産力拡充計画に取り組んでいた日本は、第 2 次世界大戦勃発を契機として日本を中核とする東北アジア地域の経済圏（日満支ブロック）に東南アジア地域を包摂した広域経済圏（大東亜共栄圏）を形成し、「南洋」に拡がる天然資源の開発、確保を図ろうとした[2]。

商工次官（1939 年 10 月 - 1941 年 1 月）であった岸は、企画院が立案する生産力拡充計画にそって重化学工業に比重を置いた産業再編成を進める一方、工業資源の安定供給源を確保するという側面から軍部による南進政策の必要性を国民に説明してきた。また、東條英機内閣（1941 年 10 月－1944 年 7 月）の商工相（後に国務相兼軍需次官）に起用された岸は、官民協調態勢のもと大東亜共栄圏内の「総合的経済建設」を進める計画に

---

[1] 例えば、近年の包括的かつ通史的研究として、波多野澄雄・佐藤晋『戦後日本の東南アジア政策』早稲田大学出版会、2003 年。
[2] 山本有造『「大東亜共栄圏」の経済史研究』名古屋大学出版会、2011 年、参照。

関わった[3]。例えば、岸は、東南アジアに包蔵されている各種天然資源が完全に開発利用されれば、「吾々が今後数十年に亙って大東亜を中心としての国防国家を建設」し、「大東亜共栄圏に生活しておる所の十億の民衆の生活の安定」のために必要な資源を賄い得ると公言した。岸が期待したのは、ニッケル、クローム、タングステンといった希少金属、鉄鉱石、石炭、ボーキサイト、錫、ゴム、マニラ麻などであった[4]。

以上の岸の経歴が示唆するように、戦後の岸にとって東南アジアに対する関心は、第1章で言及したように、重化学工業部門の育成という観点から引き続き強い関心を寄せる地域であったと言えよう。実際、岸は、板垣與一（一橋大学教授）や藤崎信幸（元満州国行政官）らが中心となり1951年12月に設立したアジア問題調査会（1951年12月設立）を金銭的に支援するだけでなく自ら理事に就任した[5]。そして、政界復帰を目指す岸は、「政治的にも経済的にも、アジアを離れて日本は存在し得ない。戦前の貿易に例をとってみても、満支のみで全量の半分を占めていた事実は雄弁にこの間の消息を物語っている」と述べ、「日本に対して好感を抱いていない国」に「賠償すべきは賠償し、程度に応じた償いを速やかに行なって、一日も早く正常な国交を再開し友好への道を進んで開かなければならない」と主張した[6]。要するに、岸の東南アジアに対する関心は、戦前期から経済的動機が強いものであったのである。

ただし、以上のような東南アジアと日本の経済提携論は、保守や革新勢力の間にも共通して見られたように岸独自のものというわけではない。例えば、左派社会党は、日本が中立主義にもとづく外交路線をとるためにも、非同盟政策をとる東南アジア諸国との連帯を図りつつ日本の経済的自立を目指すべきと訴えていた。他方、吉田政権や財界には、朝鮮戦争によって米中対立が決定的となると、米国の経済協力を得て東南アジアへの輸出増進を図り日本の経済的自立を実現していこうとの関心があった。実際、吉田は、賠償案件の早期解決のみならず、東南アジア方面に貿易を振興するという「数年来の希望」を叶えるため、賠償案件と並行し、財界人からなる使節を派遣し、民間企業を主体とする設備投資や現地企業との資本提携により資源開発などコマーシャル・ベースで進めていこうとしていた[7]。当時の問題は、吉田・自由党政権が進める東南アジア諸国との賠償交渉が求償国側の強い主張に直面し早くも停滞していたことにあった[8]。つまり、

---

[3] 岸信介「地方長官会議における演説」1942年3月6日。上掲『岸信介の回想』298-302頁、所収。

[4] 岸信介「大東亜の資源総観」『大東亜建設論集』山口高等商業学校東亜経済研究会、1943年。

[5] 末廣昭「経済再進出への道－日本の対東南アジア政策と開発体制」『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995年、230頁。

[6] 岸信介「アジアに孤立せず」『先見経済』306号、14頁。

[7] 稲垣平太郎、原安三郎、永野護、牛場信彦、今井善衛、小島慶三、赤沢璋一「東南アジア貿易をめぐって」『通商産業研究』1953年8月、68—70頁。

[8] 吉田内閣は、サンフランシスコ講和条約第14条にもとづく役務賠償（労務提供ないし提供された原料加工引渡し）の支払原則につき、外務・通産・大蔵・安本の協議のもと、1）

岸による東南アジア地域との経済提携論には、賠償交渉や経済協力をめぐる吉田・自由党政権のアプローチに対する批判が込められていたのである。

ここで、岸と密接な関係にあった財界人ーとりわけ岸が関与していた再建連盟を名実共に支援していた永野（自由党代議士）の見解に注目しつつ、岸たちがどのような点において吉田・自由党政権の対東南アジア政策に批判的であったのか整理したい。永野は、対東南アジア賠償構想の検討を進めるため、高崎達之助（電源開発総裁）、小林中（日本開発銀行総裁）、山際正道（日本輸出銀行副総裁）、石坂泰三（東芝社長）、原安三郎（日本火薬社長）、渡辺義介（八幡製鉄社長）、水野成夫（国策パルプ副社長）らとともに東南アジア経済開発委員会という私的グル―プを立ち上げていた。右委員会は、1952年から 1953 年中頃にかけて作業を進め、現物賠償ないし円貨賠償を原則とする「開発投資賠償」という考え方にもとづく賠償構想を吉田に提出したと言われている[9]。東南アジア経済開発委員会の一員である原が述べるところによると、「開発投資賠償」は、「生産物役務賠償による物資の提供」に踏み出すことにより、日本の経済復興につれて求償国側の賠償額が増大する前に早期に交渉妥結を図り易くするのみならず、「日本品の永久のマーケット」を開拓しようとする狙いがあった[10]。

また、東南アジア各国の実情を見聞した一部財界人は、賠償交渉と並行し、コマーシャル・ベースの経済協力を進めようとする吉田内閣の姿勢に批判的であった[11]。例えば、1952 年 8 月に東南アジア各国を視察した稲垣平太郎（日本貿易会会長）は、永野らとの対談の中、資源の共同開発などをコマーシャル・ベースで協力すると言っても、現地の反日感情が強いため「賠償問題とか、外交上の問題がケリ」をつけなければ困難との見解を示していた。同様に、永野は、自らフィリピンはじめ東南アジア各地の鉄鉱石の買付に赴いていた経験をもとに、仮に経済協力を進めるにしても、「車に乗ったやつが、降りたらすぐ代金を請求するというようなやり方」ではなくギブ・アンド・ギブというように「何ら日本の役に立たたなくてもよろしいという覚悟」を持つということ重要で

---

「役務による提供は財政経済の負担能力を超えない」、2)「役務は余力のある限りで行い」、3)「外国為替上の負担を要しない範囲とする」、4)「加工を引受けるが通常輸出を阻害しない」という 4 点を決定していた（平川均「賠償と経済進出」『岩波講座 7 アジア太平洋戦争 - 支配と暴力』岩波書店、2006 年、430 頁）。吉田内閣は、以上の原則にもとづき、1952 年 1 月にインドネシア政府の対日使節団との間で賠償中間協定に仮調印した。だが、この協定は、インドネシア国内世論の反発を受けて白紙に戻されていた。また、吉田内閣は、1952 年 1 月に津島寿一を団長とする対比賠償使節団を派遣し、フィリピン政府と交渉を開始していた。だが、津島らは、フィリピン側が提示した賠償額が過大（80 億ドル）であったことを受け、実質的交渉をせず帰国していた。

[9] 「フィリピン賠償案をめぐる政財界のうごき」『日本経済のうごき』36－38 頁。

[10] 原安三郎「賠償問題と東南アジア諸国の動向」『経団連月報』1953 年 3 月。

[11] 例えば、石原広一郎（石原産業社長）や小林中などは、1953 年 8 月に吉田政権と会談した際、政府が立案する東南アジア経済協力構想が現地国民の反日感情を煽っていると指摘し、賠償解決を優先するよう申し入れた。末廣「経済進出への道」、上掲、226 頁。

あると述べた[12]。というのも、一時的に日本が損をするような経済協力を東南アジア諸国に実施したとしても、長期的に見れば欧米など旧宗主国より日本との経済提携に向かうことになると楽観していたからである。要するに、永野らは、賠償問題を早期解決することを優先課題とし、政府が後ろ盾となることで民間企業が抱く投資リスクを軽減し寛大な態度で東南アジア諸国との経済開発協力を積極的に進められるようにすべきと主張していたのである[13]。

当時、自由党代議士として再建連盟に代る保守政界の再編を進めようとしていた岸は、第 2 章で触れたように、保守勢力を結集した新しい保守政党のもと、日本の経済的安定を図った上で永野らが主張する対東南アジア政策を展開していこうとした。すなわち、岸が関与する保守合同運動には、東南アジア政策を強力に実施するため政治力を結集するという側面もあったのである。以上のような財界や党内の批判を背景とし、吉田政権は、「交渉によりできる限り小額かつ役務賠償に限る」から「資本財による生産物賠償を経済進出の手段にする」との方向へ賠償方針を転換した[14]。また、吉田内閣は、1953 年 12 月、「アジア諸国に関する経済協力の方針」を閣議決定した[15]。右方針は、「経済協力が日本の経済侵略という印象を与えることを避ける」ため、「相手国の立場を尊重し、かつ国連及び第三国の計画に積極的に協力する」、「経済協力は原則として民間の創意により行い、政府はその実施に必要なる援助を与える」、「賠償問題の早期解決を図る」という原則を確認し、経済・技術協力の窓口となる民間中央機関を創設することを謳うものであった[16]。実際、吉田内閣は、1954 年 4 月、南洋協会、インドネシア協会、フィリピン協会など民間親睦団体を外務省内に設置されていたアジア経済懇談会に統合し、日本の技術協力の実施機関として社団法人アジア協会（藤山愛一郎会長）を設立した[17]。

さらに、吉田は、1954 年 9 月に欧米諸国を歴訪した際、東南アジアを包括する日本

---

[12] 稲垣他「東南アジア貿易をめぐって」『通商産業研究』、上掲。

[13] 例えば、稲垣は、「内地で、実際儲かるものは、あるいは儲ける工夫をするものを何も好き好んで外地にリスクを冒して、例えば提携していこう、しかも国民感情ああいう感情だというときに提携していこうなんていうことはできない〔中略〕東南アジア貿易で、何らかの経済提携をして仕事をやるのだというときにはやっぱり政府がそういった方針を立てて［中略］そういうことの後ろ盾がなければ実際問題として私はだめだと思う」と述べた。稲垣他『通商産業研究』、上掲、76 頁。

[14] 平川均「賠償と経済進出」、上掲、430 頁。

[15] 岡崎勝男外相は、1953 年 10 月、東南アジア諸国を歴訪し、日本側が賠償可能な総額 7 億ドルとしてフィリピンに 4 億ドル、インドネシア 2 億ドル、ビルマ 1 億ドルという数字を提示した。

[16] 平川幸子「戦後日本外交と開かれた地域主義」『アジア太平洋討究』21 号、2013 年 8 月、113 頁。波多野・佐藤、上掲、27 頁。

[17] アジア協会は、同年 8 月、岸らが設立支援していたアジア問題調査会と合流し、アジア諸国の調査研究事業やアジア地域からの技術研修生の受け入れ事業などを行うようになった。特に技術研修生の受入れは、同年 10 月 6 日に正式加盟した英連邦諸国が参加するコロンボ・プランとの協調のもと進められていった（末廣「経済進出への道」232 - 233 頁）。ちなみに、アジア協会は、1962 年に海外技術協力事業団に統合され消滅した。

の地域政策を対外的に表明した。すなわち、東南アジア各国が必要とする開発資金を供給するため総額40億ドルに上る「東南アジア開発基金」(アジア版マーシャル・プラン)の設立、東南アジア地域内の多角的決済を可能とする「アジア支払連合」などの新機構創設案を提案したのである[18]。「アジア版マーシャル・プラン」構想は、「共産主義の脅威」から「アジアの自由世界」を防衛するとの吉田の「安全保障観」のもと、米国など西側先進工業諸国の協力を引き出すことにより、日本が進める賠償解決や経済協力増進を通じた東南アジア地域経済開発を効果的に進めていこうとするものであったと言われている[19]。

吉田・自由党政権は、以上のように東南アジア地域に対する積極的姿勢を示しながらも、結果的に目立つ成果を残せなかった。吉田内閣は、懸案の日比賠償妥結に失敗していた。吉田は、大野・ガルシア協定と呼ばれる対比賠償案（純賠償4億ドル10カ年払い）の仮調印を受け、1954年5月1日に村田省蔵を団長として永野や藤山を随員とする全権団を派遣していた。だが、村田らは、フィリピン政府から8億ドル5カ年払いないし10億ドル5カ年払いの総賠償額の再提案に直面して調印を中断して帰国した。吉田は、1954年9月より欧米諸国を歴訪した際、賠償支払に伴う外貨不足を補うため米国政府に7—8億ドルの対日長期借款を打診したものの拒絶された[20]。こうして、懸案の賠償問題の進展は、ビルマとの賠償妥結（純賠償2億ドル10年払い、5,000万ドルの経済協力）に留まった。その結果、経済提携の基礎となる通商航海条約を締結した国は、戦前の条約を存続ないし復活させた数カ国、新規条約締結がアメリカに留まった[21]。

また、吉田が外遊中に公表した「アジア版マーシャル・プラン」は、アイゼンハワー政権の支持を得ることがなかった。財界やメディアは、外遊により華々しい成果を上げることができなかった吉田が政権の座に留まることに批判的態度をとった。結局、吉田・自由党執行部は、第2章で言及したように、鳩山、岸、石橋といった党内反主流派による新党運動を抑制し得ず、遂に総辞職に追い込まれた。この際、注目すべきは、鳩山新政権の誕生が賠償を経済進出の手段と位置づけるよう促してきた永野、原、高崎と

---

[18] 同構想を企画した外務省は、インドネシア休戦後、平和攻勢により東南アジア諸国に対する影響力の増大を図る東側陣営に対抗するため経済援助の強化を図ろうとするアイゼンハワー政権内部の見解を重視し、日本としての理想をとりまとめていた。

[19] 吉田は、東南アジア地域「経済市場」として見ていたわけでなく、「共産主義の脅威」から「アジアの自由世界」を防衛するという観点のもと、「東南アジアに経済的発展をもたらすことで、自由世界の安全を脅かす共産主義の浸透を防ぎ、さらにアメリカを経済援助という手段によって東南アジアに誘導し、地域全体の安全保障を高めるという構想」を描いていたと言われている。波多野澄雄「吉田内閣と『東南アジア開発』構想」波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、24頁。

[20] 波多野「吉田内閣と『東南アジア開発』構想」、上掲、20頁。

[21] 戦前の通商航海条約が存続していたのは、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、スイス、スペイン、アフガニスタン。また、戦前の通商航海条約を復活させたのは、オランダ、トルコ、ユーゴスラビア、ギリシャ、アルゼンチン、ウルグアイ、タイである。『外交青書』1957年。

いった財界人により支持されていたという点である。後述するように、鳩山・民主党政権は、重化学工業部門の振興を重視する内政方針のもと、吉田・自由党政権期以上に東南アジア地域との経済提携に促進に取り組むことになる。

**2、鳩山内閣期の対東南アジア政策－日比賠償交渉、対カンボジア移民構想**

**1）長期経済計画と対東南アジア政策－重化学工業振興、海外移民政策**

第 2 章で触れたように、鳩山・民主党政権は、6 年後に特需に依存することなく経済的自立と完全雇用状態を実現することを目指す「総合経済 6 カ年計画の構想」を閣議了解した[22]。右構想実現の鍵は、計画目標に必要となる輸入額を賄うため自給度の向上と輸出の振興にかかっていた。そして、計画目標実現に必要な課題は、国際競争力のある重化学工業部門の育成にあった。重化学工業部門の育成は、同製品の輸入防圧による国際収支の均衡に寄与するだけでなく、将来的に日本が得意とする軽工業部門の消費財に代る新たな主力輸出製品となることが期待されていたからである。ただし、当時の日本の重化学工業の国際レベルは、高崎経済審議庁長官がを次のような認識を示したように、欧米諸国に比べると貧弱であった。

> 今後輸出の主力に指向されるべき鉄鋼、機械などの重化学工業が技術的優秀な先進工業国と競合関係に立ち、輸出競争の激化によって、頗る困難な立場におかれるという問題がある。しかも、わが国の重化学工業は、従来軍需に支えられ、国家の手厚い保護の下に育成されてきたため、自由競争裡に有利な活動を行えるような十分な経済性に貫かれていなかったこと、そして何よりも、これらの基礎産業（鉄鋼・ソーダ工業など）が原料基盤に、ぜい弱性を持っていることなどにより、一層、国際競争に大きな制約を受けている[23]。

すなわち、重化学工業部門の国際競争力向上のためには、合理化による生産コストの徹底的低減が必要と認識されていたのである。そして、生産コスト低減のためには、最新技術導入や設備投資のみならず、工業資源の低廉かつ安定供給源を確保することが欠かせなかった[24]。この点、高崎は、楽観的な見通しを抱いていた。というのも、日本は、主要工業国に比し労働力が豊富であるのに加え、「後進的なアジア諸国に近接している唯一の工業国としての利点」を持っているため、これを生かして十分の国際競争力を持

---

[22] 高崎達之助・木舎幾三郎対談「日本経済の実相はこうだ」『政界往来』21 巻 3 号、137 頁。
[23] 高崎達之助「工業の発展段階から見たわが国産業の国際競争力」『実業の世界』53 巻 3 号、24－25 頁。
[24] 高崎は、「基幹産業においては、主要原料先の近距離への転換開発などによる原料割高の不利を補い、一層の企業合理化をすすめ、先進工業国に対抗しうる生産性の向上に努めるべき」と考えていた。高崎「工業の発展段階から見たわが国産業の国際競争力」、上掲、24－25 頁。

ちうる産業が沢山あると認識していたからである[25]。つまり、アジアとの経済提携は、「主要原料先の近距離への転換開発などによる原料割高の不利を補う」という観点から重化学工業分門の振興に比重を置いた長期経済計画と密接に位置づけられていたのである。また、高崎は、日本がアジア諸国との経済提携を進めるため、以上のように長期経済計画策定を通じて重点育成産業の明確化や経済運営に計画性をもたせることが望ましいと考えていた。というのも、次にように認識していたからである。

> 経済的に見て、独立したアジア諸国というものは少なくとも、社会主義的な色彩を帯びている。国営が多い。国家が経営を動かしていくという方針が多い。それで日本がこれを相手にするときに、日本だけが徹頭徹尾自由党のいうような自由主義でやっておることは困るでしょう。それに対抗するためには、或る程度の社会主義的色彩を、国家的の色彩を持った方法でやって行かなければ、相手とちぐはぐになると思う[26]。

つまり、鳩山・民主党政権が長期経済計画を策定することには、重化学工業部門の育成と振興に重点を置いた経済的自立という方向を確認するとともに、同様に長期経済計画を策定し社会主義的ないし国家主義的な経済建設を進める東南アジア諸国と経済提携を図りやすくするという意味合いも含んでいたのである。

他方、「総合経済 6 カ年計画の構想」（その後の「経済自立 5 ヵ年計画」）は、鳩山・民主党政権が重視した移民政策の推進とも関連していた。「総合経済 6 カ年計画の構想」は、完全雇用を目標としながらも、農林漁業や軽工業分野に集中する中小企業層など余剰労働力ないし潜在失業者をすべて吸収し得るわけではないからである。ただ、日本国内における余剰労労働力は、日本と比較して所得と技術水準が低い開発途上地域において「資本と技術をもった優秀な日本人」に成り得た。ゆえに、こうした余剰労働力を日本に近接する東南アジア地域へ送出し得ることは、相手国の開発に寄与し得る経済協力の手段となることが期待されたのである。高崎経審長官や石橋湛山通産相ら経済閣僚や党幹事長の岸は、このような経済協力の手段として移民政策の国策化を推進する役割を果たした。

当時、外務省移住課参事官であった矢口麓蔵は、戦後移民政策が「明治以来の武断的大陸進出に代わる新たな重要性」を持つとの認識のもと、「移民を国策として確立」し「10 年間に約 43 万人の資本と技術をもった優秀な日本人を送り出す」という野心的計画を構想していた[27]。後に移住局次長となる石井喬（元拓務省官僚・総力戦研究所研究生）は、戦前期の日本人の「在留地における経済活動とその実力とは、曾て日本の富強

---

[25] 高崎「工業の発展段階から見たわが国産業の国際競争力」、上掲、24－25 頁。
[26] 岸・高崎対談「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、30 頁。
[27] 外務省移住参事官「移民国策の確立と当面の重要施策」、1955 年 3 月 21 日、J'-0007、外交史料館。

に対する強力な支柱」であったとし、海外に再び「日本の富強に対する強力な支柱」を構築するため、「移住問題の振興のために力を傾けなければならぬ」と訴えていた[28]。

他方、岸や石橋は、移民政策のロビー活動を展開してきた鳥谷寅雄（元商工官僚・満州国官吏）と密接な関係をもっていた[29]。鳥谷は、戦後、移民再開運動のため長館稔（厚生省人口問題研究所総務部長）と協力し、1947 年 10 月に海外移住協会（1952 年 7 月に海外移住中央協会へ改組）を設立していた[30]。ただ、占領期の日本では、海外移民を論ずることが戦前期の海外膨張を連想させるものとしてタブー視されていた[31]。こうした中、鳥谷の説得を受け海外移住協会の 2 代目会長として移民政策の推進役を引受けていたのが石橋であった[32]。石橋は、「日本の技術、文化を輸出」し東南アジアの未開発地域を開発に貢献すべきであり、日本人の手によって開発された未開発地域から「日本の必要とするいろいろの原料が入り〔中略〕また日本製品の市場として有望になる」とし、「日本人が、世界の文化、世界の経済の発達のために奉仕する、貢献をする」というように「従来の移民の考え方を根本的に改め」るべきと考えていた[33]。その後、鳥谷は、海外移住協会とともに「海外渡航技術者連盟」を立ちあげ、敗戦により旧植民地などから引揚げを余儀なくされた日本人技術者が再び海外で働ける機会を模索していた。鳥谷は、技術者派遣を試験移民と位置づけ、これをステップとして本格的な移民問題を進めていこうとしていたのである[34]。

鳩山・民主党政権の誕生は、鳥谷のような移民ロビィストと緊密な関係にある岸や石橋のような政治家と矢口や石井ら移民推進派の外務官僚らが提携する契機となった。実際、鳩山内閣は、1955 年度予算編成大綱の人口対策の推進という項目に、海外移民の振興を図るということを盛り込んだ[35]。また、鳩山内閣は、4 月に海外移住振興に関する閣議了解をし、1955 年 5 月、外務省内に移住局を新設し横浜に移住斡旋所を増設す

---

[28] 石井喬「移住者としての日本人」『日本及日本人』1956 年 5 月、75 頁。

[29] 例えば、岸は、鳥谷が 1955 年 7 月から南米を 8 ヶ月間という長期にわたり視察する許可を与えられた際、旅費の不足分を外務省の機密費で上積みするように重光に依頼していた。また、岸自身は、石橋と共に個人的に 10 万円（他に内山神奈川県知事から 30 万円、横浜市長から 10 万円）の餞別を与えた。鳥谷寅雄『共生の世界を求め』国際ビルサービス、1980 年、198 頁。

[30] この団体は、GHQ の圧力を避けるため、立法府から松岡駒吉衆議院議長を会長に就任させた。会員には、植民政策学者の菊池義郎議員、海外同胞援護会等の移民団体理事をしていた今村忠助議員などがいた。

[31] 藤崎康夫「戦後移民 50 年－日本戦後史を語る歳月」『世界』2004 年 1 月号、307 頁。

[32] 鳥谷は、アメリカの資力を利用して東南アジア地域、なかでもニューギニア島の経済開発に日本人移民を利用するという構想を石橋にも度々話し、石橋は鳥谷たちの移民問題についての研究に興味を示していた。石橋湛一・伊藤隆編『石橋湛山日記・上巻』みすず書房、2001 年、386 頁、452 頁。

[33] 石橋湛山「日本再建の方途」1951 年 7 月 21 日・28 日号（中村隆英編『石橋湛山著作集 2 －エコノミストの面目』東洋経済新報社、1995 年 11 月、所収、309 - 311 頁）。

[34] 鳥谷『共生の世界を求め』、上掲、181 頁。

[35] 財政調査会編『国の予算 昭和 30 年度』同友書房、1955 年、673 - 675 頁。

る外務省設置法一部改正案を成立させた[36]。さらに、鳩山内閣は、同年 12 月に海外移民政策を包括的に検討する内閣諮問機関として海外移住審議会を設置し、国策として移民政策に取り組む姿勢をとった[37]。そして、自民党外交政策起草小委員会は、1956 年 6 月、外交新政策要領の中に「海外移住振興関係」という項を設け、移民政策を「経済外交の推進」の一環として位置づけた[38]。

鳩山・民主党政権は、以上のような長期経済計画を背景として重化学工業部門の育成と日本人移民送出という国策を念頭に置いて東南アジア地域に対する賠償問題妥結や経済協力の促進を進めようとしたのである。次項では、その事例として鳩山内閣が取り組んだ日比賠償問題及びカンボジアへの移民問題を取り上げる。

**2）日比賠償交渉の妥結－経済的相互依存関係の構築の模索**

鳩山首相は、1954 年 12 月、懸案の日比賠償交渉打開のためフィリピン政府に永野護の派遣を打診した。当時、永野は、「米国の乞食経済が今の日本経済の実態であり、この依存体制から抜け出て日本が自立するためには貿易増進以外に手はない」と主張していたように鳩山政権の経済政策を強く支持するとともに、日本の経済的自立という観点からフィリピンとの賠償問題解決を最優先すべきと訴えていた。その理由は、日本とフィリピンが地理的近接しているだけでなく、他国よりも相対的に資源供給源としての安定性が高いと見ていたからである[39]。つまり、米国に極度に依存した貿易状態から脱却するため、賠償を契機として経済開発を進めるフィリピンと日本の経済的相互依存関係の拡大深化を図るべきと考えていたのである。

以上の永野の日比早期賠償論は、緊密な関係にある岸や高崎が鳩山・民主党政権の有力者となることにより、実際の政治に反映することになったと言えよう。第 2 次鳩山内

---

[36] 外務省は、移住局新設に従い、「移民」という呼称が「食いつめ者という如き印象を与え移住行政上面白からざる」という理由から、法律用語として「移民」を「移住」に逐次変えていく旨が決められた。外務省移住局第一課長「回覧 『移民』という呼称の代りに『移住者』とするの件」、1955 年 1 月 30 日」、J'-0007、外交史料館。

[37] 審議会委員の多くは、戦前の日本の植民地行政に携わった者たちであった。例えば、委員長を務めていた楠美省吾（自民党代議士）は、満洲国鉄嶺県属官、開拓総局理事官等を歴任し、開拓事務に携わっていた。1943 年に退官した楠美は衆議院議員に転進し、以後は拓務省委員、大東亜省委員として海外移住、東亜地域開発問題等に携わっていた。ちなみに、岸は、楠見が政界に転出する際、支援を与えていた。なお、楠美は、1954 年に衆議院から邦人移住地視察調査としてブラジル、アルゼンチン等に派遣されていた。

[38] 自由民主党外交政策起草小委員会「外交新政策要領案」1956 年 6 月 2 日、J'-0007、外交史料館。

[39] 永野は、「ミンダナオ島には鉄鉱石の埋蔵量 15 億トンが推定されるが、この鉄鉱石の引取先は日本以外にない〔中略〕ほとんど同国の鉱山資源は宝のもち腐れといった状態だが、これなども日本の技術、設備の提供で安上がりの開発が可能」であり、「フィリピンの経済資源が賠償によって開発されていくこと」が「大きなプラスを日本にもたらす」との見解を抱いていた。永野護「フィリピンの経済事情－なぜ未開発のまま放置されていたか」『実業の世界』53 巻 7 号、60 頁。

閣は、フィリピン大統領のマグサイサイ（Ramon Magusaysay y del Fierro）が賠償交渉の事前折衝のため派遣した全権との間で、経済開発のための借款を含めた総額 8 億ドルを賠償額とすることに大筋合意した。この賠償案は、フィリピン政府が進める 20 億ドル規模（内 10 億ドルを外国に依存）の「経済発展 5 カ年計画」を実現するために必要とするプラントを現物賠償として充てることを想定したものであった。特に日本からの現物賠償は、製造工業計画の大半の電力（水力発電設備）、陸運（車輛、自動車、修理工場）、造船、港湾建設などに用いられることが期待された。マグサイサイは、事前折衝を踏まえ、1955 年 8 月 12 日、純賠償 5 億 5 千万ドル（資本財 5 億ドル、役務 3000 万ドル、現金 2000 万ドル相当のペソ貨）に経済協力 2 億 5 千万ドルを加えた賠償案を提案した[40]。

しかし、日本国内では、従来の総額 4 億ドルを大きく超える賠償額に批判の声があがった。閣内で対比賠償の事前折衝のとりまとめにあたった高崎は、「8 億ドル賠償といっても、賠償額は 5 億 5 千万ドルで、経済協力 2 億 5 千万ドルは賠償とは別だ。賠償額 5 億 5 千万ドルも支払期間からみれば、大野ーガルシア会談のときよりはるかに有利」と反論した[41]。また、当時、駐フィリピン公使であった朝海浩一郎は、「賠償の目的は日本の機械を向うになじませるということが狙い」と考えていた[42]。だが、鳩山・民主党と対立する自由党の外交調査会は、金額の多さ、現金賠償が含まれること、経済協力の主体が民間であること、輸出が減少すること等理由をあげ 8 億ドル賠償額に反対を表明した[43]。賠償交渉は、第 2 次保守合同により自由党が与党に取り込まれたことにより遅延することになった。

こうした中、岸は、自民党幹事長として党内調整に乗り出した。岸の意向は、「日比賠償については政府、与党としてもなるべくこの機会に解決をした方がよい」というものであった[44]。そもそも、岸は、1954 年初頭に高崎と対談した際、日本が実利重視の対東南アジア政策を進めると経済ナショナリズムを刺激し却って日本との経済提携を阻害させかねないとの見解を示し、「ギブ・アンド・テイク」ではなく「ギブ・アンド・ギブ」というように日本が多少損することも辞さない覚悟が必要であるとの認識を抱いていた[45]。岸の仲介のもと政府・与党は、1956 年 3 月 5 日、純賠償 5 億 5 千万ドル（資本財 5 億ドル、役務賠償 3 千万ドルに既に実施されている沈船引揚げ額を含める、現金賠償 2 千万ドルは消費財による支払）、経済協力 2 億五千万ドルは民間借款とすること

---

[40] 高塚年明「国会から見た経済協力・ODA（２）－フィリピン賠償協定を中心に」『立法と調査』261 号、148 頁。
[41] 「フィリピン賠償案をめぐる政財界のうごき」『日本経済のうごき』28 号（1955 年 12 月）、34 頁。
[42] 『第四回経済外交懇談会議事要録』1957 年 5 月 14 日、2007－00385『情報公開法』。
[43] 高塚「国会から見た経済協力・ODA（２）」、上掲、148 頁。
[44] 『朝日新聞』1956 年 2 月 6 日付夕刊 1 面。
[45] 岸・高崎対談「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、31 頁。

で折り合いをつけた。ただし、賠償協定案に対する批判の一つは、現物賠償が対比輸出[46]を減少させることになるのではないか、という点にあった[47]。つまり、現物賠償が対比輸出品目と競合し日本の対比貿易赤字の拡大につながると懸念されたのである。さらに、フィリピン側が民間借款（経済協力 2 億 5 千万ドル）の履行に日本政府が義務を負うことを要求していたことも、日本側の賠償妥結慎重論の理由となっていた。

そこで、岸は、1956 年 3 月 12 日、「日比間の貿易拡大について話合う特使」として緊密な関係にある藤山の派遣を決めた[48]。渡比した藤山は、民間による経済協力協定を「私的な商業ベース」とすることにしながらも、仮に総枠目標額に達しない場合、協定最終年度に協定を延長するか協議するということで決着させた。また、藤山は、「賠償がはじまっても日本とフィリピンの貿易量を減らさない、むしろ拡大させていく方向付け」を確認し、4 月 27 日に賠償協定に仮調印した。こうして、鳩山内閣は、高崎を全権大使としてフィリピンに派遣し、5 月 9 日に日比賠償協定に調印した。以上のように、鳩山内閣は、高崎、岸、藤山といった連携のもと国内の反対論を抑えつつ日比賠償交渉の妥結を図った。

本論が注目するのは、鳩山政権中枢が国内の反対論を押し切りフィリピンと賠償問題解決を急いだ背景に米国に極度に依存した貿易状態から脱却していこうとする点で日比両国ともに利害が一致しているという政治的判断が見られた点である。渡比した藤山は、旧宗主国である米国に依存したモノ・カルチャー経済から脱却するため、日本から生産財や借款を導入して国内経済開発を積極的に進めようとする気運が高まっていると観察していた。例えば、日比賠償交渉をとりまとめのため 2 カ月余りフィリピンの滞在した藤山は、以下のような観察を示した。

> フィリピンの国民が、植民地経済から脱却しよう、アメリカのドルの影響から離れようという考え方が非常に強い〔中略〕アメリカ依存の経済から脱却して自立経済を樹てなければならない。それにはこの際、賠償そのものを活用して日本と手を握ろう。そしてフィリピン経済を立て直そう。とこれがフィリピンの、識者、実業人、政治家の一致した考え方[49]。

また、日比賠償協定調印を終えた高崎は、次のような認識を示していた。

> 政治的にマグサイサイに反対の人たちが、基地問題その他で、米国に依存すべからずといって、反米思想をあおったわけです。ちょうど日本と同じですね。反米思想をあおるという

[46] 日比貿易（1955 年当時）は、日本側の輸入超過であった。フィリピンから加工輸出用のラワン材（3,000 万ドル）、鉄鉱石（1,500 万ドル）など 8,000 万ドル程度輸入する一方、日本から鉄鋼、亜鉛鉄板、綿製品、機械類など 5,000 万ドルを輸出していた。
[47] 高塚「国会から見た経済協力・ODA（２）」、上掲、155 頁。
[48] 『朝日新聞』1956 年 3 月 12 日付朝刊 1 面。
[49] 藤山愛一郎「日比賠償は国民外交の勝利」『実業の日本』59 巻 14 号、58 頁。

と、その結果、やはり日本と手を結ばなければならない、そういう考え方が大衆に行きわたっている〔中略〕今までフィリピンの国民は、欧米の人達への依存、特にドルへの依存が強かった。そのため相当に搾取もあり、これではフィリピンの経済は自立しないということに目覚めていた。つまり欧米への依存から脱却して独立し、アジア人はアジア人と一緒にやろうじゃないか、という感情的な表れが強く出ている。この気持ちは、向うの政治家、実業家、学者の意見が一致している[50]。

つまり、岸たちが日比賠償妥結を図った背景には、民族資本を中心とする急速な工業化により植民地時代のモノ・カルチャー経済から脱却を図ろうとする経済ナショナリズムの気運が高まることによって米国の経済的影響の強いフィリピン経済に日本の影響力拡大が促進できるかもしれないとの期待があったと考えられるのである。

**3）日本・カンボジア平和条約の締結－対東南アジア移民の試金石**

鳩山内閣は、1955 年 12 月 9 日にカンボジア政府と友好条約に調印した。右条約は、1955 年 12 月 4 日に来日したシアヌーク（Norodom Sihanouk）首相兼外相と鳩山首相の合意を受け、急ぎとりとめられたものであった。1953 年 11 月にフランス連合を離脱したカンボジアは、経済開発のため日本から協力を得ることを希望していた。シアヌークは、1954 年 5 月に後述する「バンドン会議」で高崎と会談し、高崎の意見に「共鳴」すると共に「親父のように思う」と語り、「すっかり意気投合」したと言われている[51]。当時、高崎は、「現在我が国には人口問題、経済問題などはじめ幾多のむつかしい問題が山積している。この解決を日本だけで片づけようと考えてもなかなかよい分別はつくものではない」とし、「視野を広くし、国際的立場から日本人に一番順応する諸外国と経済、文化の交流をはかり、国際的な立場から解決をはからねばらぬ」と[52]、日本人移民の門戸を開放させることも「経済外交」の一環と位置づけていた[53]。一方、カンボジア側は、日本に対する賠償請求権を放棄する見返りとしてキリロムの都市開発に日本から資本と技術を導入すること、北部未開発高地を開拓するため日本から農業労働者を移住させることを期待していた。そこで、外務省移住局長の矢口麓蔵は、シアヌークが訪日した際、年間 1 万名の農業労働者（内 2 割は女性でも可）を 5 年間に渡りカンボジアに移民させるという大綱に合意した[54]。日本・カンボジア平和条約には、第 4 条で「経済的、財政的、技術的および文化的協力関係を強化」するための諸協定の交渉開始する

[50] 高崎達之助「日比賠償余話」『実業の日本』59 巻 14 号、30 頁。
[51] 高崎達之助「日本青年は世界青年たれ」『実業の日本』53 巻 1 号、42 頁。
[52] 高崎「日本青年は世界青年たれ」、上掲、42 頁。
[53] 高崎達之助「経済外交を以て任ず」『実業の世界』52 巻 4 号、1955 年 4 月、17 頁。
[54] 矢口は、「カンボジアとしては、これら華僑の横暴を抑制したいため日本人の経済的、文化的指導を要望しているようである」と語っていた。矢口麓蔵「五万の移民を待つカンボジアの近情」『実業之日本』1956 年 4 月、103 頁。

ことを規定し、第5条で移住に関して「できる限り便宜を供与する」という項目が盛り込まれた。

東南アジアに日本人移民を送出し得る可能性が開けたということは、鳩山内閣にとって朗報であった。例えば、永野は、カンボジアとの平和条約締結に伴う「5万人という厖大な移民を引き受けようという申し出」につき「条件にこだわらないで大局的に見て鵜呑みにして引受けるべき」と述べた[55]。また、高崎は、次のように日本の青年にカンボジアへの移民申し出を呼びかけた。

> 満洲国の国造りには官吏、実業家が大量に日本から満洲に渡ってそれに当った。勿論今度のカンボジヤの国造りに当ってはかつて満洲国におけるような政治的力の背景はない。純然たる経済的なものではあるが、シアヌーク首相の好意ある親善態度は必ずや日本の青年諸君を温かく迎えてくれることを固く信じて疑わない。いわゆる出稼ぎの気持を捨て、カンボジヤの土となる覚悟で同国の国造りのため尽すよう望みたい[56]。

要するに、カンボジア移民構想は、過剰人口対策のみならず、資本と技術を持った日本人による経済協力を実践するモデル・ケースとして歓迎されたのである。矢口（外務省移住局長）は、日本・カンボジア平和条約を受け、カンボジア移民計画が上手く進展すればインドネシアなどの「自余の国」に対しても「非常な好影響を及ぼす」と考え、「東南アジア全般に対する一つのモデル・ケース」になると位置づけていた[57]。また、1955年9月に設立された外務省所管の特殊法人である海外移住振興株式会社[58]の大志摩孫四郎社長は、「ブラジルだけが相手ではない。東南アジアはもちろん、日本人を受け入れてくれるところなら世界中どこでも」、移民事業を推進していくと抱負を語った[59]。さらに、岸は、1955年7月に駐日米国大使館参事官のモーガンと会談した際、ニューギニア（オーストラリア信託統治領）のボルネオ（英領）を米国政府が購入し、「アメリカの資本と機械、それとアジアの人的資源によって、ニューギニアとボルネオの島々とその厖大な資源」することにより日本を「共産主義の脅威から救う」ことができるとの夢を語った[60]。

結果的に見ると、カンボジア移民は、現地調査報告を受けて事業化できないという外務当局の判断にもと立ち消えとなった。また、ボルネオやニューギニアへの移民の夢も、

---

[55] 永野護「東南アジアと日本の経済交流」『先見経済』1956年9月5日、587号、16頁。
[56] 高崎「日本青年は世界青年たれ」、上掲、43頁。
[57] 矢口麓蔵移住局長「衆議院外務委員会16号」1956年3月6日。『国会議事録』。
[58] 同社は、1954年に吉田訪米中に先鞭をつけたアメリカ市中銀行からの移住借款の受入機関として設立されたものであり、主としてブラジル向け移民の経費貸付などを行うことが想定されていた。
[59] 『朝日新聞』1956年5月24日3面。
[60] マイケル・シャラー『〈日米関係〉とは何だったのか』草思社、2004年、220頁。

外交案件として正式に取り上げられることもなかった[61]。だが、当時の鳩山政権中枢が対東南アジア経済協力の手段として日本人移民政策を利用しようとのアイデアを抱いていたという点は、鳩山内閣期の対東南アジア政策の特徴として留意すべきであろう。ちなみに、鳩山内閣期に高まった移民積極論は、第 6 章で論ずるように、岸内閣期の対中南米外交へと引き継がれることになる。

以上要するに、鳩山内閣は、東南アジア各地に見られる経済ナショナリズムに理解ある態度を示し日本が経済建設を支援するという名目のもと、日比賠償交渉の妥結、移民規定を盛り込む対カンボジア平和条約締結などを進めた。そして、これら日比賠償やカンボジア移民構想は、先述したように、鳩山内閣が策定した経済的自立と完全雇用を指標に掲げる長期経済計画の実現を念頭に置いたものであった。つまり、鳩山内閣の対東南アジア政策には、東南アジア諸国が進める経済開発計画と日本が目標とする長期経済計画を相互補完的関係のもと結びつけようとする特徴が見られるのである。ただし、高崎らは、次項で言及するように、東南アジア各地の経済ナショナリズムにマイナスの側面がないと観察していたわけではない。というのも、ナショナリズムを背景として外国資本の参入を抑制しつつ外貨獲得源である農林漁業や消費財など軽工業分野の安定的育成以上に重工業分野の育成を図ろうとすることは、外貨不足、海外からの輸入抑制、インフレを招き、結果的に経済開発全体の失敗、そして政治的不安定化を引き起こしかねないという問題があったからである。また、東南アジア各国が近隣諸国との分業関係を無視して一様に輸入代替産業の育成を図ることは、徒に過当競争をもたらすだけであり非効率的であると見られていた。つまり、東南アジア地域全体の経済開発を効率的かつ安定的に進めるためには、多額の開発資本の長期的かつ安定的供給を確保するだけでなく、地域全体の繁栄という視点のもと東南アジア諸国を協調させる必要があると考えられたのである[62]。経済審議庁（後の経企庁）では、すでに経済安定本部時代から「東南アジア経済と日本経済の合理的交流」を図ることを目的として「東南アジア決済同盟」、「東南アジア経済開発協力会社」などの組織から成る「東南アジア経済協力機構」の設立を検討してきた[63]。ただし、吉田・自由党政権は、これら政策アイデアを日本政府の東南アジア地域政策として本格的に取り上げようとしてこなかった。ゆえに、政権交代により誕生した鳩山・民主党政権は、次項で論ずるように、これまで取り上げられてこなかった経企庁内の東南アジア経済開発構想などを内外へと発信していくことになるのである。

---

[61] 詳細は、都丸潤子「戦後日本の東南アジア移民送出計画とイギリス―ヒトの移動から見たアジアの復帰過程」『歴史学研究』818 号、2006 年、参照。

[62] こうした政策アイデアは、1950 年 10 月に太平洋問題調査会主催のもと開催されたラクノウ会議において既に発表されていたと言われている。井上「戦後日本のアジア外交の形成」、上掲、134 頁。

[63] 波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、37 頁。

### 3、東南アジア地域開発協力の模索

鳩山内閣期には、これまで指摘されてきたように、外務省のみならず高崎経済審議庁や一万田蔵相といった経済閣僚により東南アジア諸国を一つの地域単位として開発協力することを目指す諸構想が打ち出された。鳩山内閣期に打ち出された東南アジア経済開発構想は、吉田が欧米外遊中に表明した「アジア版マーシャル・プラン」と同様、ソ連を中心とする東側陣営による「第三世界」への影響力拡大に対抗するため東南アジア地域を含む「第三世界」への経済援助を増やそうとするアメリカ政府内の意向に呼応するものであった。これらは、アメリカ政府の海外援助資金の活用方式をめぐる構想と換言し得よう。そして、これら諸構想の形式は、1）関係する多数国の合意形成を前提とする「地域機構方式」、2）日本を中心とする「開発投資機関方式」、3）東南アジア各国の特定の経済開発事業に参加し協力する「プロジェクト・バイ・プロジェクト方式」に大別できる。本項は、次節以降で岸内閣期の東南アジア地域政策を考察するために背景を描くことを目的として、鳩山内閣期に打ちだされた東南アジア地域の諸方式を簡潔に整理しておきたい。

まずは、「地域機構方式」の内容及び打ちだされた経緯から見ていきたい。アイゼンハワー大統領は、1955 年 1 月、1 億ドル規模の予算を持つ「アジア経済開発のための大統領特別基金」の設置を議会に提案していた。鳩山内閣は、「大統領特別基金」の使途につき照会を受けたことを契機とし、外務省中心に大蔵・通産・農林・経済審議庁と協議の上、1955 年 3 月 9 日、米国政府の「大統領特別基金」の使途に関するメモランダムを来日中のスタッセン（Harold Stassen）対外活動本部長官に手交した。米側に手交されたメモランダムは、「農業生産性の向上、家内工業、中小企業の奨励等漸進的工業化」、「工業化基礎条件の整備」を優先すべきとする東南アジア経済協力方針を示し[64]、東南アジア諸国が全般的に「投下資本の安全性と営利性に疑問」があり「民間投資」を期待できないため、開発資本を供給する「『東南アジア経済開発基金』の設置」が望ましく、「三国ないし四国程度の小規模な多角的決済方式」の研究が必要との日本側見解を伝えるものであった[65]。また、1955 年 5 月のコロンボ・プラン総会（シムラ会議）に参加した日本政府代表は、多角的援助方式の具体化を図るため、東南アジア地域を対象とする「開発基金」ないし「金融機関」を設置し、「域内貿易の振興に役立つ開発計画に必要

---

[64] 外務省経済局「アジア経済開発基金構想に関する経緯」1957 年 7 月 12 日、2007‐00901『情報公開法』。こうした考え方は、国連アジア極東経済委員会（Economic Commission for Asia and the Far East : ECAFE）でも表明された。朝海浩一郎（当時、駐フィリピン公使）は、1955 年 4 月の ECAFE 総会に出席した際、「アジア各国はそれぞれ重工業偏重に陥ることなく、経済各分野の均衡のとれた発展計画を進め」、「域内貿易促進」や「決済同盟の可能性」を提案した。波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、38 頁。

[65] 経済局「アジア経済開発基金構想に関する経緯」、上掲。

資金を振り向けること、資本財購入に必要な中期信用の供与」することを提案した[66]。さらに、重光外相は、8 月に訪米した際、東南アジアに経済開発に関する日米協力の促進（特に大統領特別基金の使途）を要請し、10 月にフーバー国務次官が来日した機会に「大統領特別基金」を活用して東南アジア諸国に対する資金供与のみならず「企業計画の援助」、「企業提携の斡旋」なども業務とする「アジア投資金融機関」を創設すべきと提案した[67]。つまり、日本側は、米国の海外援助資金を利用した地域開発基金の設置と域内決済同盟の創設を目指したのである。

他方、米国内にも、東南アジア地域に対して地域的国際協力機関の設置のようなイニシアティブを発揮すべきとする見解があった。例えば、アメリカ映画協会会長のエリック・ジョンストン（Eric Johnston）は、1956 年 2 月 29 日に来日した際、「20 ないし 50 年の長期低利のローンを可能ならしめる」アジアの経済開発のためための「国際準公社案」の創設を提案していた。ジョンストン提案は、彼がアイゼンハワー政権海外開発諮問委員会委員長であったため、日本国内で注目を集めた。そこで、外務省は、1956 年 3 月 18 日に来日したダレス国務長官に対し、「コロンボ・プランの効果は英連邦諸国以外の国には十分でない」ため、米国が経済援助するにあたって必要な地域的再調整と日本の賠償を考慮に入れた「アジア開発基金」の設置を求めるメモランダムを再び手交した。さらに、一万田尚登蔵相は、1956 年 9 月 20 日に IMF 総会に出席した際、「東南アジア金融公社」（一万田構想）の可能性を協議した。一万田構想は、ジョンストン提案の「焼き直し」であった[68]。

以上のように、日本国内では、東南アジア地域の経済開発のための「基金」ないし「金融」といった地域機構の設置が根強く模索された。その背景には、日本が実施する賠償や経済協力を現地の開発計画に効果的に活かすため、多額の開発資本を長期的かつ安定的に供給し得る「基金」の設置が不可欠という考え方があった。また、日本側が「地域機構方式」に拘る理由には、東南アジア各国の経済ナショナリズムを調整しようとの狙いもあったと考えられる。例えば、高崎経企長官は、「アジアの国々が自力で開発をすすめることを基調とし、資金の一部を米国の援助に仰ぐほか、終局的にはアジア諸国もこれに参加して、開発計画の調査、資金援助に当る国際的機関」を創設すべきとの見解を抱いていた。その主眼は、「東南アジアの経済開発計画は、現段階ではなお依然として各国がそれぞれ別個にたてている段階」であるから「単に開発を行う国だけの利益に止まらず、他のアジア諸国をも碑益するに至る」ような「アジアによるアジアの開発」という気運を高めることにあった[69]。また、高崎は、1955 年 4 月にアジア・アフリカ会

---

[66] 波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、38 頁。
[67] 波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、40 頁。
[68] 『アジア開発基金』設置の必要もここにある。経済局「アジア経済開発基金構想に関する経緯」、上掲。
[69] 高崎達之助「急がれる東南アジアの開発」『新日本経済』20 巻 1 号。

議（バンドン会議）へ日本代表団[70]として参加した際、「政治問題」にできるだけ触れないようにしつつも、「アジア、アフリカの連中ばかりブロックしてはいかん。ヨーロッパを排撃することはいかん。資本は共通、技術も共通、したがって国際連盟に基金制を作らして、世界銀行の金でもとろうじゃないか。これにたいするブロックを作っちゃいかんということを強硬に主張」し、参加国を「リード」したと回想している[71]。

実際、バンドン会議の最終コミュニケには、国連に経済開発資本を供給する特別基金の設立、世銀融資をアジア・アフリカ地域に重点的に割り当てることなどが盛り込まれた。つまり、高崎による「アジアによるアジアの開発」という題目には、アウタルキー志向の強い経済開発計画の修正を促す一方、欧米諸国からの資本や技術導入を積極的に受け入れるような方向へ東南アジア各国指導者を誘導しようとする含意があったのである。鳩山内閣期の構想は、吉田内閣期と異なり、地域主義が強いという特徴があったと言われている[72]。日本が望む地域主義には、上記した高崎の発言のように、東南アジア各国に見られる植民地時代のモノ・カルチャー経済から脱却を図るため民族資本を中心とする急速な工業化を目指す経済ナショナリズムの気運を日本を含む東南アジア全体の利益のために調整するという狙いが込められたものであったと言えよう。

しかし、日本側が希求する「地域機構方式」は、東南アジア各国や米国政府の賛同を得るものではなかった。例えば、シムラ会議参加国は、地域的経済協力体制に参加することにより大国から主権を侵害される恐れがあると批判的態度をとっていた。特にパキスタンは、東南アジア諸国の相互協力という名目のもと自国の経済開発計画に干渉されることに批判的であり、従来の双務的方式による経済援助を求めていた。また、米国内では、そもそも議会が海外援助増大による財政支出に批判的であった。したがって、ダレス国務長官は、シムラ会議後、「新たな地域経済機構は必要でもなければ、望ましくもない」というコメントを発表していた[73]。つまり、日本側が望む「地域機構」の創設は、繰り返し述べて来たように、東南アジア各国やアメリカの積極的支持を獲得できたわけでなかったのである。

そこで、日本国内では、「地域機構方式」のみならず、上記した日本を中心とする「開発投資機関方式」や東南アジア各国の特定の経済開発事業に参加し協力する「プロジェクト・バイ・プロジェクト方式」にもとづく日米協力のあり方が打ち出された。例えば、松永安左衛門（電力中央研究所理事長）は、1956 年 3 月 22 日、先述した「ジョンスト

---

[70] 代表団構成員は、以下の通り。高崎達之助（代表）、代表理事、加瀬俊一、太田三郎、倭島英二、朝海浩一郎。顧問、植原悦次朗（民主）、灘尾弘吉（自民）、佐多忠隆（左社）、曽根益（右社）、梶原茂嘉（緑風）、藤山愛一郎、高田儀三郎。バンドン会議と日本の関係については、宮城大蔵『バンドン会議と日本のアジア復帰—アメリカとアジアの狭間で』草思社、2001 年、参照。

[71] 高崎達之助・木舎幾三郎対談「A・A 会議を訊く」『政界往来』21 巻 6 号。

[72] 波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、37 頁。

[73] 波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、38 頁。

ン構想」に反対する書簡をダレスに手交する一方[74]、ロバートソン国務次官補に対し日米両国がプロジェクト毎に開発援助すべきと進言した[75]。つまり、東南アジア各国の賛意を得難い「地域機構方式」を非現実的なものと否定的に位置づけ、日米両国が東南アジア各国が望む特定開発プロジェクトの実現に向けて協力することを積み上げていくべきと考えていたのである。松永の意向は、彼が「産業計画会議」の議長であったように、当時の日本の財界の有力な見解を示すものであったと言えよう[76]。

また、「地域機構方式」を押してきた高崎は、1956 年 3 月 27 日に「日本の賠償を有効に活用するため米国の援助を要請する件」（高崎試案）を提出した。「高崎試案」の骨子は、「賠償の効果をあげるためには賠償額の 2 倍以上の地場資金が必要であるので、賠償受取国に低利長期の資金を提供するための『アジア開発公社』を日米共同で作る。資金は差当り 2 億ドルとして、日米折半で出資する」というものであった[77]。高崎は、「地域機構」の実現に時間を要すると判断し、次善の策として日本が東南アジア地域への経済開発資本を供給する国策投資機関を創設し不足資本を米国による海外援助資金を導入することを模索したものと思われる。

これまで整理したように、鳩山内閣期には、外務省のみならず高崎や一万田といった経済閣僚、松永といった財界指導者を通じ、「次の岸内閣において提案される東南アジア開発にかかわる構想のほとんど」が提唱された[78]。ただし、これら諸構想は、国内（とりわけ財界）の賛意を背景とした政府の一元的構想として公式に内外に打診されたものではないという点に留意する必要があろう。すなわち、本来であれば中心的役割を果たすべき鳩山首相ないし重光外相は、充分なイニシアティブを発揮しなかったのである。周知のように、鳩山の関心は、日ソ国交回復の実現に置かれていた。こうした中、重光は、日ソ国交回復をまとめ上げることに力を注がざるを得なかったと見ることもできよう[79]。また、当時の日本の財界指導者の間では、「同じ『東南アジア』といっても重点を

---

[74] 松永は、多国間方式よりも日米二国間方式の方がのぞましく、とりわけ日本と東南アジアの経済開発事業をアメリカが支援する方が「米国が矢面にたたず、日本を通じて対東南アジア経済援助をなす」ことができるために、「より効果的に初期の目的を達することになる」と強調した。松永安左衛門「ダレス国務長官宛書簡」1956 年 3 月 22 日。2007‐00901『情報公開法』。

[75] 経済局「アジア経済開発基金構想に関する経緯」、上掲。

[76] 産業計画会議(1956 年 3 月 15 日設立)は、松永が創設した政策提言型のシンクタンクであった。松永は、電力業界の支持を得ていたため財界に強い影響力を持っていただけでなく、産業計画会議（政界、官界、財界に属する人物も構成員となっていた）を通じて政官界の政策立案にも少なからぬ影響を与えていたと考えられる。

[77] 経済局「アジア経済開発基金構想に関する経緯」、上掲。

[78] 波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲、41 頁。樋渡「岸外交における東南アジアとアメリカ」、上掲、219 頁。

[79] また、重光の外交指導スタイルは、保守勢力の支持基盤である財界や党内の権力基盤を押さえた上で展開されるものというよりも、外交問題を外相の専権事項として処理しようとする傾向があったと言われている。高崎や一万田といった経済閣僚や松永のような財界

置く地域・国には大きな開きがあった」と言われている[80]。

このように、鳩山政権期に様々な東南アジア経済開発構想が取り上げれ立ち消えとなることが繰り返された結果、次のような批判が生まれるようになった。それは、「東南アジアとの経済協力促進は政府の最高方針としてかねて強調されているにもかかわらずハッキリした促進案ができ上がっていない」との批判とともに、「一部の国には不信の声も出ている」というものであった[81]。こうした文脈のもと、次期外相ないし首相となる岸は、次節以降で論じるように、東南アジア各国との賠償問題妥結や経済協力の拡大を急ぐとともに、東南アジア地域に対する日本政府としての構想をまとめ上げることにイニシアティブを発揮すること役割を果たすになるのである。

## 第 2 節　岸内閣期の対東南アジア経済外交

### 1、官民協調による対東南アジア経済外交態勢の形成

東南アジア諸国への経済再進出は、前節で整理したように、吉田・自由党政権期より模索が開始された。吉田政権は、確かにビルマとの賠償交渉妥結やコロンボ・プラン加盟を果たしたものの、東南アジア諸国と日本の経済的結びつき強化するため積極的役割を果たしとは言い難いものであった。一方、鳩山・民主党政権は、米国による「特需」に依存して国際収支の均衡を得るという状態からの脱却＝経済的自立と産業振興による完全雇用を目指すことを目標とした長期経済計画（経済自立五ヵ年計画）を策定した。鳩山内閣は、重化学工業部門の振興に重点が置かれた長期経済計画を実現するため、東南アジア各国の進める長期経済計画に積極的に協力する姿勢をとった。すなわち、現地の資源開発によって日本の「重化学工業」の国際競争力向上に必要な廉価かつ安定的な資源供給源を確保するだけでなく、現地の経済開発を促進し購買力増強を図ることによって日本の輸出市場として育てていこうとしたのである。鳩山内閣期には、このような観点のもと、日比賠償妥結やカンボジア移民政策などを進められる一方、東南アジア地域全体の経済開発を進めるための地域機構構想が様々打ち出された。だが、鳩山内閣の対東南アジア政策は、充分な成果を残したわけではなかった。というのも、東南アジア地域で有数の資源と人口大国であるインドネシアやインドとの関係改善に着手したわけではないからである。また、東南アジア開発構想は、先述したように国内（とりわけ財界）の支持を背景とする政府の一元的構想として内外に打ち出されたわけではなかった。

こうした中、自民党幹事長であった岸は、1956 年 3 月 24 日、産業優位の「新経済政

---

指導者を通じて折々に様々な構想が表明された背景には、こうした重光の外交指導スタイルゆえにもたらされることになったと捉えることもできかもしれない。

[80] 末廣「経済再進出への道」、上掲、239 頁。

[81] 1956 年 12 月 26 日付『日経新聞』

策」の実施に乗り出すとして、「東南アジア経済協力体制の確立、日本経済自立のため経済外交を推進する。そのほか経済界のエキスパートを外交の第一線に配置」するとの自民党の新経済政策構想を表明していた[82]。石橋内閣の外相に就任した岸は、「経済外交」を推進するため内閣に常設懇談会の設置を求めた。この懇談会は、海外投資、賠償などに関する諸問題について政府の統一見解をはかるため外務、大蔵、通産、経企庁の 4 閣僚で随時協議するというものであった。また、岸は、「外相を中心とする外務省体制の一本化と能率化をはかる」ため、「党内関係などにとらわれず」、外務次官はじめ「東南アジア経済外交、対米外交などで岸外交の新味を出すために重要地域数ヶ所に重点的に大物を起用」するといった人事刷新を進めた[83]。外交人事は、重光外相時代の「人心の一新」とともに「経済外交」の強化に資する民間人（特に財界人）の大使起用などを視野に入れて、「岸内政と結びつく外交布陣」の構築に主眼が置かれた。前外相の重光は、省内における「地盤固め」を進めるため、戦前からの「腹心」である谷正之（後に駐米大使）、加瀬俊一（後に国連大使）、太田三郎（後にビルマ大使）を外務省顧問に登用し、吉田・自由党政権期に冷遇されてきた「古手」を次々と大使に起用していたからである[84]。岸は、こうした旧いタイプの外交官を一新し経済問題にも精通している若手の積極的起用を考えたのである[85]。

まず、岸は、外相顧問に松本俊一（元外交官、自民党代議士）、賀屋興宣（東條内閣蔵相、A 級戦犯）、実業家の藤山愛一郎を起用した。岸は、彼らと「旧知であると同時に外交面だけにとらわれぬ広い視野」を持っているとして、「大きな立場からの助言」を得ることを期待した[86]。次に、岸は、松本の推薦にもとづき、西独大使に赴任したばかりの大野勝巳を外務次官に抜擢した（後に大野は、1958 年 3 月 14 日から 1964 年まで駐英大使をつとめた）[87]。岸は、大野次官のもと大使ポストの刷新を進め、駐米大使に朝海浩一郎、国連大使に松平康東、カナダ大使に萩原徹を抜擢した。

さらに、岸は、政府内部のコンセンサス形成を図るとともに財界や党内の理解と支持を得るような外交運営を重視した。というのも、吉田や重光など外交専門家を批判的に

---

82 『朝日新聞』1956 年 3 月 25 日。

83 『日経新聞』1956 年 12 月 26 日。

84 例えば、オランダ大使の岡本季正、ブラジル大使の安東義良、アフガニスタン大使の三浦和一、中華民国大使の堀内謙介、インド大使の吉沢清次郎、オーストラリア大使の鈴木九萬などが起用された。永野護「外務省の人脈図」『実業界』120 号。

85 『読売新聞』1957 年 1 月 12 日夕刊。

86 『日経新聞』1957 年 2 月 26 日。賀屋は、1957 年 4 月からアジア協会内に新設された経済協力委員会委員長に就任していた。

87 大野抜擢は、彼が外交手腕を期待されながらも吉田と対立し閑職に追いやられてきたことが背景にあったとも言われている。大野勝巳『霞ヶ関外交－その伝統と人々』日本経済新聞社、1978 年、参照)。岸・大野の関係は、非常に連携がとれていたといわれる（政策研究大学院大学『本野盛幸（元駐フランス大使・元外務審議官）オーラルヒストリー』COE 研究成果報告書、2005 年、69 頁。

観察していたからである[88]。岸は、「経済外交」の運営のあり方について、以下のように述べた。

> 経済外交の促進強化といっても、単に外交折衝のみによってこれを行ない得るものではなくして、通商交渉にせよ、経済協力の問題にせよ、これに伴う十分なる国内体制が整っていることが最も肝要〔後略〕。経済外交を云々する際は、目を外にのみ向けるきらいがあったと思われますが、問題の一半は国内にあることを忘れてはならぬ〔中略〕いやしくも対外経済面に関係ある施策については、政府機関はもちろん、広く政界、財界にも一致協力する体制を樹立することが必要であります[89]。

実際、岸は、経済界と外務省が一致協力する体制をつくるため、一流経済人を網羅した経済外交懇談会の設置を希望した[90]。経済外交懇談会は、「経済外交政策推進についての民間からの要望および民間の政府に対する協力」、「経済外交政策立案の意見具申」、などの点で岸の経済外交に対して重要な影響を持つものと位置づけられた[91]。経済外交懇談会は、3 月に入ると岸の人選も終わり、永野、高崎、一万田、賀屋といった岸と近い政治家とともに貿易、産業、金融業界など財界指導者を網羅する構成のもと発足した[92]。さらに、1957 年 7 月 10 日の内閣改造実施した岸は、財界人である藤山を外相に起用した。井野碩哉は、岸が藤山を起用した理由として、「外務省の人脈は、吉田派とアンチ吉田派に分かれて複雑だ。それを抑えるのは無色の人物でなければならない。それに今後の外交は経済に重点をおく必要があり、経済のわかる国際感覚を持っている人物が要求される」という考えがあったと語っている[93]。

---

[88]「従来外交というのは、何か特殊な政策のごとく考えられていたと思うんです。内政との関連、噛み合いというものが外交になかったわけです。だから、外交に当るものは、何か国内政治における自分の地位とか力関係というものから離れて、外交というものを特別なものとする傾向があったんです〔中略〕それじゃいけない。本当に強力な政治を行なおうとすれば、内政の上にその外交政策というものが置かれて、内政との関連において組み立てていくということが重要なんです。そうすることによって外交が十分に各方面に理解されるんです」（下線筆者）。原彬久『岸信介証言録』、119 頁。

[89] 岸信介外相「第 26 国会外交演説」1957 年 2 月 4 日。

[90] 1957 年 2 月 26 日付『日経新聞』

[91] 『日経新聞』1957 年 3 月 6 日。

[92] 経済外交懇談会のメンバーは以下の通り。政界から一万田尚登（衆議院議員）、松本俊一（衆議院議員）、永野護（参議院議員）、賀屋興宣（元蔵相）。財界から安部孝次郎（紡績協会会長、東洋紡社長）、土井正治（住友化学社長）、藤山愛一郎（日商会頭、大日本精糖社長）、市川忍（丸紅飯田社長）、石坂泰三（経団連会長、東芝社長）、小菅宇一朗（伊藤忠商事社長）、新関八州太郎（第一物産社長）、佐藤喜一郎（全銀連会長、三井銀行社長）、杉道助（大阪商工会議所会頭、ジェトロ会長）、高垣勝次郎（三菱商事社長）、高崎達之助（衆議院議員、東洋製麺会長）、高杉晋一（三菱電機会長）、植村甲午朗（経団連副会長）、山県勝見（日本船主協会理事、新本汽船社長）、山崎正道（日銀総裁）

[93] 藤山愛一郎『政治わが道』朝日新聞社、1976 年、25 頁

岸内閣は、以上のように官民協調態勢を背景として、日本と東南アジア地域の経済提携を促進する環境整備を積極的に推進していこうとしたのである。周知にように、岸内閣は、インドネシアはじめ東南アジア地域における賠償案件を全て処理する一方、従来見られなかったようなインドに対する資本援助（円借款）に乗り出した[94]。また、岸内閣は、「アジア開発基金」といった東南アジア地域の経済開発構想を内外に打ち出したことで知られている。そこで、次項では、岸及び彼の助言者たちの認識に焦点を当てつつ、岸内閣がいかなる態度のもとインドネシア賠償やインドとの経済協力問題に取り組んで行ったのかを見て行きたい。なお、「アジア開発基金」は、節を改めて論じる。

**2、インドネシア賠償の妥結**

前節で言及したように、岸は、永野、藤山、高崎と共に日比賠償交渉の早期妥結を目指してきた。日比賠償妥結後、岸たちは、インドネシアとの賠償問題の早期妥結を目指した。後に岸は、「インドネシアは資源、人口共に東南アジアの中では最も発展性に富む国家である。この国と正式に国交が結ばれ通商関係が拡大することは日イ両国だけでなくアジア全体の安定と繁栄のために、そして全世界のために望ましいことであった」（下線筆者）と回顧している[95]。つまり、インドネシアの資源と人口の大きさは、日本の経済的自立のために魅力的であったのである。岸と親しい鮎川義介（参議院議員）は、1956年1月、インドネシアのイスラム教系政党であるナハドラトール・ウマラ(Nahudlatul Ulama)の招聘を受け、松永安左衛門とインドネシアを訪問し総合開発計画に助言を与えていた。帰国後、鮎川と松永は、エネルギー資源開発のため水力発電や石油開発につきインドネシア側と話し合う機会があるが、「賠償問題が決まらなければすべての経済計画が立たない」と述べた。また、鮎川は、「インドネシアと日本の或る部分の先祖は、人種的につながりがあるというのは、一つの親しみを感じている〔中略〕長い間オランダに支配された経験を持っているために、西洋に相談するとまた支配されるようになりはせんかという観念がある［中略］それで日本に親しみをもっちょる」との感想を述べ

---

[94] 岸内閣の対インドネシア政策の詳細の分析は、波多野・佐藤『戦後日本の東南アジア政策』、上掲。佐藤晋「戦後日本の東南アジア政策（1955－1958 年）」（中村隆英・宮崎正康編『岸政権と高度成長』」東洋経済新報社、2003 年、第 10 章）を参照されたい。

[95] 岸『岸信介回顧録』、上掲、398 頁。また、後に岸は、「私がインドネシア賠償の解決に熱意を抱いたのは、インドネシアが東南アジアの中心勢力であり、また石油、石炭などの埋蔵資源のほか木材、漁業など膨大な未利用資源があること、このため日本としては将来にわたってインドネシアと友好関係にあることが不可欠で、インドネシアの経済、文化能力を高めるために、できる限りの協力をしなければならないと考えたからである。とくにペルシャ湾沿岸と往復する日本のタンカーの航路確保の観点からすれば、マラッカ海峡を扼するインドネシアの動向は、日本にとって死活にかかわる重要性を持っている」、「世界の中で、21 世紀に向かって発展できる国はインドネシアとブラジルであると考えていた」と記している。岸信介「スカルノ(Achmed sukarnno)」『二十世紀のリーダーたち』サンケイ出版、1982 年。207 頁。

た[96]。つまり、鮎川は、インドネシアの経済開発計画に日本が本格的に参加するためにも、早期の賠償解決が必要であると主張していたのである[97]。

岸が外相に就任した頃、インドネシアとの賠償交渉は、アリ(Ali Sastroamidjoj)内閣と妥結可能なラインまで歩み寄りを見せていた[98]。しかし、岸は、「もう少し向う側の政治情勢の推移を慎重に見守る」と共に「アリ内閣で安定するということであるならば、アリ首相のもう少し腹の底を確かめて、そうして当方の最後の腹を決めたい」との慎重姿勢をとった[99]。アリ内閣は、インドネシア国民党とイスラム教系のマシュミ党(Masyumi Party)、ナハドラトール・ウマラから成る不安定な連立政権であり、派閥抗争の激しい国軍を掌握できず、スマトラ地方などで反乱に直面していたからである。

岸の腹を固めさせた契機は、インドネシア大統領であるスカルノ(Achmed sukarnno)の復権であった。当時、スカルノは、政局の不安定化が続く中、欧米流の議会制民主主義に批判的な見解を示して政党解消による「指導された民主主義」を提唱するようになっていた。スカルノは、地方の反乱を受けてアリ内閣が 3 月に総辞職すると全国に戒厳令を布くとともに、従来政権から排除されてきたインドネシア共産党（Paratai komunis Indonesia:PKI）と手を握り、ジュアンダ（Raden Djuanda Kartawidiaja）を首班とする内閣を発足させた。インドネシア状勢の報告を受けた岸は、「ジュアンダ内閣はスカルノの特別の意図のもとにいわゆる超党派的に人材内閣として作られておる〔中略〕ジュアンダ内閣の地位は漸次強化され、安定の方向に向かっておる〔中略〕ジュアンダ内閣を相手にこの問題を折衝し、解決するように努力したい」との判断を示した[100]。

しかし、アメリカやオランダなど欧米諸国は、スカルノが後ろ盾となるジュアンダ内閣成立を歓迎しなかった。アイゼンハワー政権内部では、すでに 1954 年頃よりインドネシアが共産化することを「あらゆる手段」を用いて阻止すべきであるとの認識が高まっていた。こうした中、ダレスは、スカルノと共産主義者を「結びつかせないよう」にすること、「スマトラ(石油産出島)が共産主義支配に陥らないよう」にすることを駐インドネシア大使として赴任するアリソンに訓示していた[101]。だが、スカルノが指導するジュアンダ内閣は、反帝国主義、反植民地主義を挙国一致のためのスローガンとし、先述したように PKI と手を握る一方、旧宗主国オランダと帰属先をめぐり係争中の「西イリアン」（西ニューギニア）をインドネシアの未回復領土であるとして奪還を国民に訴

---

[96] 鮎川義介「インドネシアに招かれて」『実業の世界』53 巻 9 号、33 頁。
[97] 増田与編訳『スカルノ大統領の特使 - 鄒梓模回想録』中公新書、1981 年、77 頁。
[98] 1955 年 9 月に発足したアリ内閣は、旧宗主国オランダに依存しない国内経済建設を進めようとしていた。アリは、日本から経済協力を得るため、従来の過大な賠償請求を取り下げて日比賠償額を目標基準とする交渉姿勢をとり、1957 年に入ると日本側が固執する純賠償額をビルマ並みの 2 億ドルとする代りに対日貿易債権 1 億 1 千万ドル、経済協力 5 億ドルを加味して総額においてフィリピン並みの 8 億ドルとする提案をした。
[99] 「参議院外務委員会第 4 号」1957 年 2 月 19 日、『国会議事録』。
[100] 「参議院予算委員会第 21 号」1957 年 4 月 24 日、『国会議事録』。
[101] 寺地功次「1958 年インドネシアの反乱とアメリカの干渉」『アメリカ研究』30 巻、60 頁。

えるだけでなく、国内経済からオランダ資本の駆逐を図ろうとした。実際、ジュアンダ政権は、1957 年 12 月より国内で活動するオランダ人の国外退去、オランダ系資本の商船の接収、経済権益の排除を進めた[102]。

こうした中、アイゼンハワー政権は、インドネシアに反共勢力を確立するためインドネシアを分裂させかねないスマトラ島などの反スカルノ派を秘密裏に軍事的支援を開始した[103]。一方、岸は、スカルノの統治手法を支持していたものと思われる。そもそも、岸は、第 1 章で触れたように、戦後政界復帰に際して右派社会党も含む超党派的な再建連盟を母体する挙国一致政権のもと、強力に国家再建を進めていこうとしていた。ゆえに、岸は、スカルノがナショナリズムを基調として超党派的団結ものと国家建設を進めようとする手法を理解できたものと思われる。また、岸は、アジアにおけるナショナリズムの「根底をなしている思想」、つまり「ナショナリズムの基盤になっている社会思想」を自由主義か共産主義で単純に割り切ることが出来ないという認識を抱いていた[104]。この点について、岸と親しい矢次一夫（国策研究会常任理事）[105]は、次のように述べていた。

> モスクワに直結する共産党もあれば［中略］インドネシアとか、中近東とか、ビルマその他、これらの国々は直結していない。要するに反植民地、反西欧主義で、ほかに指導を求めるイデオロギーがないものだから、ソ連圏によろめいた。しかし別にソ連から直接指導を受けていたわけではない（下線筆者）[106]。

さらに、岸は、スカルノが PKI に接近にしたことを内心歓迎していたとさえ見ることもできる。というのも、岸は、インドネシア経済について次のような認識を示していたからである。

> あすこ[インドネシア：注、筆者]は貿易面では蘭商が押さえている。土着のインドネシア人というのは実権がほとんどない。政府の要所々々が結局かつてのオランダ人に固められているという風な現状なんですが、そういうことが日本の経済提携とかいう面で一つの隘路になっている[107]。

---

[102] 首藤もと子『インドネシアーナショナリズム変容の政治過程』勁草書房、1993 年、271－271 頁。
[103] インドネシア賠償をめぐる国際政治的分析は、宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本』創文社、2004 年、第一章を参照されたい。
[104] 岸・高崎対談「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、27 頁。
[105] 矢次と岸は、第一次近衛内閣（1937 年 6 月）の知り合いと言われている。原野和夫「影武者矢次一夫のデッサン」『時事通信』1958 年 1 月 20 日、10 頁。
[106] 中谷武世、千賀鉄也、山本茂一郎、矢次一夫「対外経済協力の現況と今後の課題」『新国策』1958 年 2 月 15 日号、所収。
[107] 岸・高崎対談「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、27 頁。

この点に関連し、永野は、太平洋戦争中に日本軍が与えた戦争被害よりも、「インドネシア地方におけるオランダ人、それからビルマとか、何かがイギリス人に搾取」された経験の方が「慢性の肺病」のように現地に定着しているため、「そこに日本人としての明るい面がある」と観察していた[108]。また、永野が次のように語っていたことは、岸の認識を示唆するものとして興味深い。

〔フィリピンを〕跳躍台として更に東南アジア一帯に進出する前進基地とすることができる（中略）もしこれに成功したとすれば日本は戦争によって失った北方の資源に幾層倍する有望な新天地に飛躍することができ、ここに日本経済の自立策を樹立し得るばかりでなく、真にアジア人のアジア政策の中心的存在として、戦前に優る世界第一級の国民として全世界を肩で風を切って大道闊歩し得ると確信する〔中略〕このことは日本最大の経済問題であるとともに、最高の政治問題であり、単に経済知識や経験の力のみではこの実行は不可能であり、必ずやこれらの諸国民の人心把握のために優れた政治感覚を必要とする（下線筆者）[109]。

要するに、以上の岸や永野の言説からは、スカルノが PKI とも手を握り「土着的なナショナリズム」を背景としてオランダ資本の駆逐を図ることが、これまでのインドネシアの親西欧的政権を相手にする以上に日本がインドネシアへ経済進出する際に好機であると捉えていたと看取することができよう。ゆえに、岸は、スカルノに対してダレスらアイゼンハワー政権中枢と政策調整を図るのでなはく、むしろ日本の見解を貫いていったものと思われる[110]。

岸は、ジュアンダが 7 月に純賠償 4 億ドル、経済協力 4 億ドル（対日貿易債務 1 億 7,000 万ドルの分割償還を含む）という賠償案を提示すると、9 月に小林中を特使としてインドネシアに派遣した。小林は、純賠償 2 億ドル、経済協力を目的とする贈与 2 億ドル、貿易債権を長期借款に切り変えるという提案をおこなった。また、岸は、9 月 18 日にスバンドリオ（Soebandorio）外相が来日すると、賠償問題をハイレベル折衝で解決するためスカルノの来日を招請した[111]。岸は、10 月に来日したハッタ（Mohammad Hatta）

[108] 稲垣他『通商産業研究』、上掲。
[109] 永野護「財界出身の新参議院議員抱負を語る」『実業の世界』53 巻 9 号、53 頁。
[110] 岸は、1957 年 6 月に訪米した際にダレス国務長官から「スカルノという男は、どっちを向いているのかね」と問われると、「どっちに向いていると、はっきりは言えないが、あちらを向かせないようにお互いに努めよう」と応えたと回顧している。また、岸は、スカルノについて「私は彼が思想的に左翼であるとは思わない。体面にこだわるナショナリストといえよう。ただ取り巻きに共産主義者の多かったことは事実で、知ってか知らずか、スカルノはこれらの連中を重用していた。そのため最後は誤った道を歩んだのである」（下線筆者）と総括している。岸信介「スカルノ」、上掲、207 頁。
[111] この背景には、永野護、賀屋の斡旋があったと言われている。増田『スカルノ大統領の特使』上掲、77 頁。

前副首相とスカルノが派遣したインドネシア外務省アジア太平洋局長スジョノとの間で経済協力も含む賠償総額を 8 億ドルとすることに大筋合意できたことを背景とし、インドネシアを訪問した際に一挙に賠償問題の解決することに強い意欲を示した[112]。実際、岸は、11 月 27 日のスカルノとの会談にて純賠償 2 億 2,300 万ドル（4 億ドルから貿易債権 1 億 7,700 万ドルの棒引額を引いた額）、経済協力 4 億ドルとすることに同意した。貿易債権の賠償から棒引きは、「総理としての責任をもって一存にて決定」した譲歩であった[113]。岸は、後に「アメリカはスカルノの動向を気にしており、スカルノの手綱さばきを日本に期待していたので、私も気前のよいところを見せたつもりであった」と回想している[114]。

岸による譲歩は、日本国内の批判を生んだ。日本国内では、スマトラなどの地方勢力とジャワを中心とするスカルノら中央政府との内乱が拡大するのではないかといった不安感を背景とし、先の見通しが立たないスカルノらと賠償妥結を急ぐべきでないとの見解も見られたからである。例えば、親米反共派の芦田均（自民党外交調査会長）は、容共姿勢をとるスカルノ体制と賠償妥結することによって日本の西側陣営内の立場が不利になることを懸念し賠償協定批准を見送るべきと主張した[115]。それにもかかわらず、岸内閣は、1958 年 1 月、インドネシアとの賠償協定に調印し批准を急いだ。

その理由として、岸や藤山が外務省などを通じた現地情報により米国と異なるスカルノないしインドネシア情勢認識を持っていたことが指摘されている。例えば、インドネシアに深く関わってきた日本人も、インドネシア状勢の実態を岸たちに伝えていたものと考えられる[116]。例えば、山本茂一郎（日本インドネシア協会常任常務）は、インドネシア内乱の実態が「ジャワ人とそのほかの民族との間」の歴史的対立を背景としつつ、「西イリアン」をめぐり惹起した経済的混乱や従来黙認されてきた地方政府独自のバーター貿易についてジュアンダ政権が取締り強化したことへの不満などを契機とした「名分と利益」の争いであり、「反共もへったくれもない」と伝えていた[117]。こうした情報

---

112 「参議院予算委員会第 3 号」1957 年 11 月 8 日、『国会議事録』。

113 「岸総理大臣とジュアンダ首相との第二次会談」1957 年 11 月 27 日。A’-0151。外交史料館。この件の裏側の折衝過程については、増田『スカルノ大統領の特使』、上掲、81－86 頁。

114 岸信介「スカルノ」、上掲、207 頁。

115 藤山は、1958 年 1 月 27 日に外交調査会出席しインドネシア賠償や西イリアン問題、インドネシア正常につき協議した際、芦田から次のように批判された。「藤山氏は Hatta, Sukaruno 支持に熱心であるが同国の政情については甘く見ている。私は私見として、新聞に出ている外相の演説要旨は一寸フルシチョフのエンゼツを見たような…会衆笑う…印象をうける」。芦田は、「藤山氏は中立主義的である」との感想を日記に残している。『芦田均日記第 7 巻』、33 頁。

116 例えば、岸は、1957 年 11 月半ばに永野護を介して鄒梓模からインドネシア情勢についての詳細な分析メモを受け取っていたと言われている。増田『スカルノ大統領の特使』、上掲、80 頁。

117 中谷、千賀、山本、矢次「対外経済協力の現況と今後の課題」、上掲。

源を通じ、岸や藤山は、インドネシア国内の反乱を西側メディア経由でもたらされる容共路線をとる中央政府と反共路線をとる地方政府の対立図式ではなく、インドネシア全域を中央集権的に統治することを目指すスカルノに対する地方勢力の抵抗として捉えていたと言えよう。

とはいえ、なぜ岸や藤山は、このタイミングでスカルノを支援することになる賠償妥結を急いだのであろうか。この点につき、近年では、オランダ系資本の接収や国有化によってもらたされた経済的混乱に乗じてソ連や中国のインドネシアに対する影響力の浸透を図ることを抑制するという政治的狙いがあったことが指摘されている。換言すれば、インドネシア賠償を米国政府と異なるアプローチによるインドネシアの反共化支援の一環として位置づけるものとも言えよう[118]。確かに岸は、将来の見通しが立たないスカルノ統治下のインドネシアとの賠償妥結に慎重になるべきとの消極論に対して以下のように応えていた。

> 反植民主義の旗印のもとに結集する民族主義運動は、ともすれば国際共産主義宣伝の場に利用されがちであり、その原因が、主として、経済基盤の弱さと、国民の生活水準の低さにあることを見逃してはなりません。私が、多年の懸案であったインドネシアとの賠償問題の早期解決をはかり、また、東南アジア開発のために諸計画の早急な実現を提唱しておりますのは、こういう見地に立つからであります。

ただし、岸は、先にも触れたような PKI やスカルノの政治指導に対する彼の見方を踏まえると、インドネシアが即座に共産主義化するという危惧を抱いていたようには思えない。むしろ、岸が賠償妥結のタイミングとして重視したのは、インドネシアの経済提携に効果的な現地政権の誕生にあったのではないか。すなわち、岸が賠償妥結を急いだ中心的動機は、スカルノが従来の政権と異なり、旧宗主国であるオランダに最も批判的態度をとる PKI と手を握ったことにあったと考えられるのである。というのも、日本がインドネシアに経済進出する際の最大の障害は、残存するオランダの商権であると岸が認識していたからである。この点に関し、現地政権の対日姿勢の見極めの重要性は、日比賠償の反省的教訓ともなっていた。永野護や朝海駐米大使（当時、駐比公使）は、フィリピン側の意向を汲んで賠償を妥結したにもかかわらず、フィリピン政府が以前と変わらず日本人の経済活動を制限する態度を改めないことに強い不満を岸に伝えていた[119]。ゆえに、岸は、スカルノが国内経済からオランダ系資本の駆逐し欧米諸国と敵対す

---

[118] 例えば、佐藤「戦後日本の東南アジア政策」、上掲、参照。

[119] 『第 4 回経済外交懇談会議事要録』1957 年 5 月 14 日。2007‐00385『情報公開法』。岸内閣は、1958 年 12 月にフィリピンのガルシア大統領が来日した際、賠償協定を活用しマキリナ河多目的ダム事業等（総経費 2,500 万ドル）に日本側業者の参加を促せるよう協力することを約束した。これには、日本側が求める日比通商航海条約交渉のため、フィリピン側を懐柔しようとする政治的判断があったと考えられる。

ることにより、経済協力相手としての日本を必要としていることを重視したと見ることができよう。

問題は、こうしたスカルノの行動を支援することがアメリカはじめ西側諸国との関係に軋轢をもたらしかねないという点にあった。例えば、マッカーサーは、1957 年 12 月、「インドネシアが長期的に見て経済、通商上重要であることは理解するが、日本がオランダを追放するのを助けていると理解されるような行動をとるべきではない」と藤山を牽制していた[120]。したがって、岸や藤山は、スカルノによるオランダ追放を支援していると批判されないように、東側諸国からの働きかけによる政治的混乱を抑制する、すなわち経済的支援によって政治的安定化を図ることが反共につながるという大義を積極的に用いたと解釈できよう。

以上要するに、岸内閣は、スカルノ復権により解き放たれたインドネシア国内の経済ナショナリズムの気運に乗じて日本の経済的進出の促進を図るため、賠償妥結や経済協力の実施に踏み切ったのである[121]。そこで、岸は、日本の西側陣営の一員としての立場が背反しないよう反共のためというロジックによりインドネシアへの経済的支援を正当化した。そして、賠償協定を契機とする経済的支援は、日本がインドネシア問題に政治的にコミットせざるを得ない状況を生み出すことになった。インドネシアが西欧諸国と対立を深めることは、西側陣営の一員としての日本の立場も損ねることになるからである。周知のように、アイゼンハワー政権は、地方の反乱をめぐりスカルノを支持する国軍の軍事的優位が明らかになるにつれ、インドネシア政策の転換を考慮するようになった[122]。つまり、上記した日本側のロジックを黙認するようになったのである[123]。こうして、岸内閣は、インドネシア側が西側諸国に敵対行動を慎むよう善導するという仲介者としての役割を果たさなければならくなったとも解釈し得よう[124]。

---

[120] 佐藤「戦後日本の東南アジア政策」、上掲、253 頁。

[121] スカルノの支持を受けて日本で岸と賠償問題など水面下の折衝を担当していた鄒は、岸が賠償問題妥結を図った理由として、「岸日本国首相は、当時におけるインドネシア共和国の政治的に弱い立場を利用して、その弱体なインドネシアと日本とのあいだに経済協力関係をつくりあげようとしていた。彼はまた、中国や東南アジアおよび西太平洋世界に対する日本独自の外交政策を展開してゆくためにも、日本とインドネシアの政治協力の関係を組織してゆこうとした」と分析をしている（増田与編訳『スカルノ大統領の特使』、上掲、93－94 頁）。なお、後者の「政治協力の関係」とは、第 3 節第 4 項で論じる藤山が打診した「東南アジア外相会議」のことを指しているものと思われる。

[122] 寺地「1958 年インドネシアの反乱とアメリカの干渉」、上掲、69－71 頁。

[123] 佐藤「戦後日本の東南アジア政策」、上掲、255－256 頁。

[124] 賠償や経済協力を通じてスカルノ統治下のインドネシアとの経済的安定を図りつつ国際政治におけるスカルノの行動を善導するという仲介者としての役割の評価は、慎重になされるべきである。というのも、インドネシアが名実ともに親米志向な反共国家となるのは、1965 年の軍事クーデター（9・30 事件）を契機とする共産党員など左派勢力の大虐殺と政権を掌握したとスハルト（Haji Muhammad Soeharto）による軍部独裁政権の樹立を経た後だからである。「大虐殺」の犠牲者数は、数百万単位との指摘もあるが、未だに真相は明らかとなっていない。

### 3、日印友好関係の礎石としての対印円借款

岸内閣は、前項で見たようにインドネシア賠償を妥結させる一方、インド政府との関係改善を積極的に進めた。戦後の日印関係は、極東国際軍事裁判のインド人判事のパール（Radhabinodad Pal）による日本を無罪とする意見書の存在、インド側がアジア・太平洋戦争時の賠償を放棄した上で講和条約を締結したことなどから、友好的であったかのように見られているように思われる。だが、実際のところ、当時の日印関係は、駐インド大使の吉沢清次郎が指摘したように「冷やか」であった[125]。日印両国は、インド側がアジア・太平洋戦争中に没収された在日インド人資産の返還を日本政府に請求していたように戦後処理が済んでいたわけではなった[126]。また、日本政府は、インドが東西両陣営に与せずという非同盟政策(Non-alignment Policy)のもと共産側との関係に重きを置いていると見ていたのに対し、国際関係の基盤を対米親善関係の保持におき、特に中国問題では台湾との国交を重視していた[127]。さらに、日印両国は、インド側が日本に対して GATT 第 35 条を適用していたように、経済関係も良好とはいえなかった。当時、日本は、インド側に第 35 条援用撤回（=貿易上の無差別待遇）とともに通商航海条約の締結を呼びかけていた一方、インド側は、経済ナショナリズムを背景として日本人の国内における包括的な経済活動を規定することになる通商航海条約そのものに反対し、「不幸な記憶」[128]を理由として GATT35 条の援用撤回にも否定的態度をとっていた。さらに、日印間の冷たい経済関係の背景には、上記した在日インド人資産返還問題も絡んでいた。返還請求者の大半は、インド人商人であったからである[129]。したがって、岸は、1957 年 5 月のインドを訪問にあたり、政治的にも経済的にも冷たい日印関係をいかに改善していくのかという課題に直面していたのである。

日本側が上記した日印関係を好転させる鍵として考えたのは、政治的には原水爆実験禁止問題、経済的にはインド政府の長期経済計画に対する態度であった。例えば、吉沢は、原水爆実験禁止問題をとりあげて日本側立場を説明することによってインド首相のネール（Jawaharlal Nehru）の「共感」を得ることができると期待していた[130]。また、吉

---

[125] 吉沢大使発岸大臣宛電信、第 107 号、1957 年 5 月 9 日。A’－0152。外交史料館。

[126] 詳細は、佐藤宏「日印戦後処理の一側面—在印日本資産と在日インド資産の返還交渉」近藤則夫編『現代インドの国際関係：メジャー・パワーへの模索』調査報告書、アジア経済研究所、2010 年。

[127] 吉沢発岸大臣宛電信、第 107 号、1957 年 5 月 9 日。A’－0152。外交史料館。

[128] それは、第一次日印会商（1933－34 年）の結果として日本側が「輸出を自発的に統制する」ことと引き換えにインド側が「特別の関税を課さない」と合意した結果、インド国内に廉価な日本商品が市場に氾濫し国内産業が「かなりのダメージを受けた」という問題である。竹内文書課長「藤山大臣・ネール首相会談要旨」1957 年 10 月 9 日。A’－0143、外交史料館。

[129] 佐藤「日印戦後処理の一側面」、上掲、62 頁。

[130] 原水爆実験禁止問題に対する日印協力については、権『岸政権期のアジア外交』、上掲、

沢は、ネールが岸訪印により「相当の成果を期待」を示していることから「日印関係将来のための一転機」とすべきと具申していた。インド側が期待する成果とは、国内経済開発に日本側から協力を引き出すことにあった。そこで、吉沢は、岸が訪印した際、日印経済協力について「今後一段と連絡を密にしたき趣旨」を申し出ると共に、「鉄鉱と機械その他鉄鋼製品の交換についての話合い」を示唆し、インド側が希望する紡績機械の延払輸出についても前向きな発言をすべきと提案した[131]。つまり、これらインドへの積極的な経済協力の見返りとして中国問題に対する日本側立場を了解させること、日印通商航海条約締結の早期妥結、これと関連してインドの GATT35 条の対日適用援用撤回を目指すべきと考えていたのである。

また、インド政府との経済協力を重視すべきとする議論は、日本の財界の一部にも高まりつつあった。当初、経済界は、インド政府と経済協力に必ずしも積極的ではなかったようである。というのも、インド側は、経済開発のために資金や技術援助を歓迎しながらも、援助者の経営参加を厳しく制限していたからである。例えば、岸は、1953 年 2 月に欧州外遊の途次にインドに立ち寄った際の感想として、税関制度はじめ「重要産業に外国人を経営に参加させるということはけしからん」といった「排外的な意味のナショナリズム」、「一種の独立思想」が非常に強いと感じを抱いていた。しかし、岸は、インドに見られるような国家主導型の経済建設の本質について産業の社会化を目指す「社会主義的な考え」というよりも、「未開発の国を引張って行く、産業を比較的急速に発展させる」という目的に基づく「明治維新後の日本」のようなものとして理解すべきと考えていた[132]。また、経済外交懇談会委員であった高杉晋一（三菱電機会長）は、1956 年 9 月、経団連と日本機械工業連合（日機連）が主催した日印工業視察団の団長としてインドを訪問した後に日印工業協力協議会を組織し、インドとの経済協力の積極化に乗り出していた。そこで、高杉は、この協議会の意向を背景とし、インド訪問予定の岸に対して次のように具体的な注目をつけた。それは、インド政府の第 2 次 5 カ年計画の遂行に「理解と同情を持って協力する」ということを表明し、インド側の外貨不足を補うための円クレジットの設定や延払条件の緩和を検討すること、インドの地下資源の開発と長期輸入に積極的に協力することなどを要望すべきというものであった[133]。当時、インド大蔵省の B・K ネール次官補は、1956 年頃より外貨不足が悪化しため、米国、英国、フランス、西独に続き日本からも外資導入し得るか非公式に打診していた[134]。高杉は、こうしたインド側事情に最大限の考慮を示すべきと伝えたのである。

岸は、インド訪問の際に以上のような吉沢大使や高杉ら財界の意向を積極的に反映させようとしたと言えよう。岸は、1957 年 5 月に訪印しマチヤリ（T. T. Krishnamachari）

---

第 3 章、参照。

[131] 吉沢発岸大臣宛電信、第 107 号、1957 年 5 月 9 日。A’－0152。外交史料館。

[132] 岸・高崎対談「アジアの経済開発とナショナリズム」、上掲、30 頁。

[133] 『第 4 回経済外交懇談会議事要録』、上掲

[134] 吉沢発高崎大臣宛電信、第 199 号、1956 年 8 月 19 日。E’‐0217。外交史料館。

蔵相やデサイ（Morarji Desai）商相と会談した際、対印円クレジットについて「具体策が近くできる」と述べ、鉱山開発協力、日本が必要としている鉄鉱石をインドから供給し、日本から生産財をインドに提供するという貿易拡大の方策を提案した[135]。また、岸は、ネールと会談した際、日本としてインドの第二次五カ年計画に協力したいと発言し、日本が必要としている鉄鉱石をインドから供給しインドが必要とする生産財を日本が提供するという貿易拡大の方策を提案した。

しかし、インドの対日姿勢は、岸訪印を契機とし好転したわけではなではなかった。周知のように、後に岸は、ネールが日露戦争に勝利したことがインドの独立運動に与えた影響を語り日本を高く持ち上げた演説をおこなったことを回想し、インド側の歓迎ぶりを強調している[136]。だが、ネールによる演説は、必ずしも日露戦争後の日本が朝鮮半島や中国大陸を侵略したという歴史を肯定したものではない。日本には、インド人作家のライ（Annada Shankar Ray）のように日露戦争後の日本が辿った歴史を厳しく糾弾する見解が伝えられていた[137]。また、懸案の日印間の戦後処理問題は、厳格な立証を求める大蔵省の反対を受けて在日インド人資産返還問題が停滞していた[138]。さらに、インド側は、日本の民間企業がポルトガル領ゴアから鉄鉱石購入していることを中止させるよう要請し、日本側が求める GATT35 条の対日適用援用撤回にも応じなかった。おそらく、ネールはじめインド側は、日本側の真意を推し量るため、口先だけでなく経済協力の具体化を求めていたものと思われる。実際、駐日インド大使のジャー（C. S. Jha）は、大野外務次官と会談した際、岸から「インドの経済発展を援助するに吝かでないとの発言があったが、この事こそインド国民に多大の感銘を与えた次第である。従ってネール首相もこの点について如何に具体化すべきやを話題にすること殆んど確かであると意って差し支えない」（下線筆者）と述べ、インド側が要望する経済協力の具体案を示した[139]。

そこで、岸内閣は、1957 年 10 月にネールが来日するのに合わせて日印経済協力の具現化とともに在日インド人資産返還請求を弾力的に解決することを急いだ。藤山は、9 月 9 日にジャーと会談した際、「政治的にみれば日本は近年相次いで誕生したアジア諸国の独立及びこれに関連する反植民地思想に正当な理解を持ちその上に立って米国その他西欧諸国と協力する」、「経済的に申せば、新興のアジア諸国が比較的後進国であるので日本としてはこれら諸国の政治的独立を裏付ける経済的基盤を築き上げることに協力する」という外交姿勢をとると伝えた[140]。その後、岸や藤山は、訪日したネールの

---

[135] アジア局「岸総理大臣とインド・クリシュナ・マチヤリ蔵相及びモラルジ・デサイ商工相等どの会談録」1957 年 5 月。2007-00903『情報公開法』。
[136] 岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』、上掲、169－170 頁。
[137] 『朝日新聞』1957 年 10 月 3 日。
[138] 佐藤「日印戦後処理の一側面」、上掲、63 頁。
[139] 大野次官口述「大野次官、在京インド大使と会談の件」1957 年 8 月 23 日。A’-0152、外交史料館。
[140] アジア局 4 課「ジャー･インド大使の藤山大臣来訪会談に関する件」1957 年 9 月 10 日。A’-0152、外交史料館。

希望にそって核軍縮問題はじめ、朝鮮半島や中国問題など幅広い国際問題に関する意見交換にかなりの時間を費やした[141]。岸や藤山は、アジアの代弁者として振舞っていくと述べることで日本が米国の対アジア政策に一方的に追従するわけではないことを強調しネールの共感を得るとともに、次節で論じるように中国問題や「アジア開発基金」構想にインド側の協力的態度を引き出そうとしていたものと思われる。

また、岸や藤山は、経済協力問題についてネールと間で次のような見解を一致させた。それは、日本側が「日本は地下資源、特に鉄鋼資源に不足している。従来日本の工業は繊維を中心としていたが、今後は化学繊維の部が大きくなるので繊維工業も拡大を図るが、同時に機械、造船等の重工業分野において発展し、産業構造が変わっていく」ためインドの鉄鉱開発のため「鉱山用機械、車輛、港湾施設等の資本財輸出及び技術面において協力」を申し出る一方、インド側が「鉄鉱石を長期にわたり供給して貰うという形で決済」するという方式を提案し、その結果として両国の専門家による検討を開始するというものであった[142]。さらに、藤山は、在日インド人財産補償を弾力的に取り扱うことをネールに伝えた[143]。

藤山は、日本側から以上の問題を申し出る一方、GATT35 条の対日援用を撤回するようネールに要請した。当時、日印外務当局の通商協定交渉は、日本側が提出した無差別待遇を基本とする代案に対してインド側が国内世論の反対を理由として難色を示し「悪循環の様相」を呈していた。会談に同席したピライ（N. R. Pillai）総務長は、「ニューデリーにおいて検討が続けられており、近い将来何等かの解決策が見出されるものと思う」と前向きな回答を与えた[144]。インド側は、日本の経済協力の具体的申し出を受けてGATT問題で軟化する姿勢を示したと言えよう。そこで、藤山は、10 月 13 日に再びネールと会談した際、「インドの 5 カ年計画に力を入れておられることに敬意を表するとともに、これが完成されることを希望する。総理と相談した結果、もしインドが必要する資本財があれば日本は円資金によって延払いによって長期間これを供給することが出来るとの結論を得た」と伝えた[145]。当時、大蔵省は、財政支出増大や借款が焦げつくことを懸念し、対印円借款の実施に難色を示していた[146]。こうした中、岸や藤山は、対印円借款実施という確約をネールに与えたのである[147]。

---

[141] ネール訪日の詳細については、権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、第 3 章、参照。
[142] 竹内文書課長「藤山大臣・ネール首相会談要旨」1957 年 10 月 9 日、A’0153、外交史料館。
[143] 佐藤「日印戦後処理の一側面」、上掲、63 頁。
[144] 竹内文書課長「藤山大臣・ネール首相会談要旨」1957 年 10 月 9 日。A'-0153、外交史料館。
[145] 竹内文書課長「藤山大臣・ネール首相会談要旨」1957 年 10 月 12 日。上掲。
[146] 権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、112 頁。
[147] ネールが離日する 10 月 13 日に発表された共同コミュニケでは、1)核実験の停止および軍縮に関する協定を実現させるため協力する、2) 日本側から通商協定の速かな締結およびその他懸案解決の促進を希望が表明されたこと、3)日本への鉄鉱石の安定した供給に関する

その後、藤山は、円クレジット（対印円借款）問題を討議するため帰国するジャー大使に対し、「岸総理も私もともに過般の日印両国総理大臣共同声明の中に謳われた趣旨を誠実に履行する決意を堅持」しており、「岸総理も私もこの問題が単なるクレジットの問題とか金額の問題とか、技術上の問題として考えておらず、日印両国間の恒久的友好関係を確立すべき真の礎石たるべきものと観念している」と念を押した[148]。藤山が念を押した背景には、対印円借款問題が大蔵省の反対に直面して当分困難であるとB・Kネール大蔵次官に伝わっていたためである[149]。また、岸内閣は、駐インド日本大使の交代に伴い農業経済学者の那須晧を起用した。農政専門家を大使に起用した背景には、インドの経済開発にあたり農業部門を重視し那須をアドバイザーとして送ろうとする意向があったと言えよう。那須は、ネールへの着任挨拶に際して次のように伝えた。

> インドが 5 カ年計画を根幹として経済建設に邁進している姿は、中共の国内建設とともに全世界の注目の的となりおり、その成否は全アジアの将来に重大なる影響を与える[中略]インドの成功は日本にとってのみならず全世界にとっても歓迎すべきものなるにより、自分としても日印友好のため、ひいては世界平和のためにできるうる限り努力する所存なり（下線筆者）[150]。

那須が岸や藤山同様にインドの経済建設への協力を申し出るだけでなく中国とインドを同列に取り上げたのは、日本がアジアの一員としての立場をとっていることをアピールし非同盟政策の一環として中国との連携を模索するネールへの言辞と言えよう。また、一時帰国したジャーは、岸や藤山の意向にそってインド政府首脳に働きかけをおこなったものと考えられる[151]。こうした中、インド側は、円クレジット問題を本格的に協議するため、1958 年 1 月よりニューデリーで行われていた日印通商協定交渉のインド側責任者であるラル（K.B. Lall）商工次官補を団長とした代表団を日本に派遣した。ラ

---

長期的取極め、日本からの資本財輸入に対する金融問題、技術研修センター設置に関して専門家レベルで協議を開始すること、4) 円クレジットの供与により日本がインドの第二次五カ年計画の遂行に協力することに原則的一致を見た、という点が確認された。

[148] アジア局 4 課「ジャー駐日インド大使の藤山大臣往訪に関する件」1957 年 12 月 28 日。外交史料館。

[149] 吉沢発藤山宛電信、第 329 号、1957 年 12 月 2 日。E’‐0217。外交史料館。実際、大蔵省は、外務省が求める対印円クレジット総額（200 億円、約 5,500 万ドル相当）のみならず、年度別融資比率、適用商品、審査方法などに厳格な運用を求めていた。経済局第 4 課「対印円クレジットの問題点」1958 年 1 月 11 日。E’‐0217。外交史料館。

[150] 那須発藤山宛電信、第 355 号、1957 年 12 月 20 日。A’－394。外交史料館。

[151] ジャーは、11 月の GATT 総会の議長として次期総会を東京で開催することを提案していた。ジャーの提案は、事前に米国や英国などに根回ししたものではないインド政府の独断であった。東京総会開催は、GATT 第 35 条援用撤回を広く訴えるために好都合であった。ゆえに、東京総会開催問題には、英国が強く反対した。結果的に、GATT は、1959 年に東京総会を開催することになる。

ルが通商協定署名の全権の地位を与えられていたことは、日本側に驚きを以て迎えられた。ラルは、1 月 21 日に開催された第 2 回交渉の席上、日本側が望む通商協定案を受諾する旨を伝えた。日本側は、ラルの申し出を好機とし、わずか 2 週間で通商協定および円借款協定（3 年間 180 億円）をとりまとめ、1958 年 2 月 4 日に署名した。また、在日インド人資産の補償問題も、日本側の弾力的運用にそってラルとの交渉を通じて解決へ向かった。日印通商協定は、日本にとって戦後初めてアジア諸国との完全な無差別待遇に基づくものとなった。日印通商協定署名を受け、牛場経済局長は、ラルとの間でインド政府が GATT35 条対日援用撤回に向け最善かつ最も迅速な考慮を与えるという書簡を交換した。その後、インド政府は、1958 年 10 月の GATT 総会の席上、35 条対日援用を撤回する旨を声明した。

以上要するに、岸内閣は、従来の冷やかな日印関係を友好的な方向へ向かわせるため、日印間の戦後処理の実施、ネールの共感を得るような原水爆実験問題に対する共同歩調の模索、そして経済建設を進めるインドが外貨不足という苦境に陥っている状況に乗じて円借款などを積極的に申し出たのである。とりわけ、岸内閣の対印経済外交は、日印通商協定の締結及び対日貿易差別待遇撤回の獲得に結実し、日本によるインドへの商権拡大を図る環境を整えることに寄与したと言えよう。では、岸や藤山は、なぜ日印関係の好転にイニシアティブを発揮しようとしたのか。その主たる理由は、言うまでもないが、重化学工業部門に比重を置いた日本側の長期経済計画の実現のため、インドが日本に鉱業資源を長期的に安定供給し日本がインドに機械製品などを輸出するという日印経済提携の推進が好ましいものであったことがあげられよう。つまり、日本の重化学工業部門の振興に必要な廉価かつ安定した資源供給源とこれら製品の販路を拡大するためには、インドネシアと同様にインドが好ましい経済提携先であったのである[152]。また、日本がインドとの経済協力を進めることは、インドが東側陣営とのコミットを深めることを懸念するアメリカにも望ましいことであった。当時、マッカーサーは、「借款は日本の対アジア経済外交にとって重要なステップとなるであろう」とコメントしたように、日本がインドの経済的安定にコミットを深めることを歓迎した[153]。つまり、日本の対印経済協力は、インドへの開発援助を増額しようとするアイゼンハワー政権の対印政策を補完することにもつながっていたのである。

さらに、岸内閣が以上のような経済関係のみならず政治的関係の緊密化を模索した背景には、ネール率いるインドが国際政治において無視し難い存在であったことがげられよう。ネールは、当時の国際政治において強く見られた反植民地主義という政治潮流をリードする第三世界の指導者的存在として見られていた[154]。そこで、日印の政治的協調

---

[152] 権「岸政権期の『アジア外交』、上掲、115 頁。

[153] From Jones to the Secretary. 6 Feb, 1958. RG59-Lot 60D90、NA, Maryland.

[154] 権は、この点を重視し、岸内閣が「日印提携」を内外に打出した「戦略的意味」を次のように整理している。それは、「アジア外交」にインドという「軸」を取り入れることによる「道義性」を獲得し「アジア諸国の日本の再進出に対する猜疑心を緩和する効果」、「自

関係を演出したようとした背景には、次節で改めて論じるように、岸内閣が内外に表明した「アジア開発基金」構想を実現するために域内大国であるインドの参加が不可欠であるというだけでなく、ネールの態度が非同盟政策をとる他のアジア諸国、アメリカの去就に好影響を及ぼすとの計算があったと考えられる。この点に関連し、第三世界のみならずソ連や中国とった東側陣営にもパイプを持つインドとの協調関係を深めることは、次章で論ずるように、日本が将来的に台湾を中国本土から分離独立させるという方向へ国際世論を誘導するためにも有益との判断があったものと考えられる。岸や藤山は、以上のような狙いを背景とし、政治的にも経済的にも冷ややかな日印関係を好転させるため積極的なイニシアティブを発揮したのである。

## 第 3 節　東南アジア地域の創出の模索－「アジア開発基金構想」

岸内閣は、前節で見たように、鳩山内閣期の賠償や経済協力問題に対する積極姿勢の延長上にインドネシア賠償妥結やインドとの経済協力を進めた。本節では、岸内閣が鳩山内閣期に打ちだされた東南アジアの経済開発の諸構想をどのような判断のもと「アジア開発基金」構想として一元化していったのか、そして右構想実現のためにいかなる外交を展開しようとしていたのかを分析する。

### 1、アジア開発基金構想の形成過程

岸は、これまでアジア諸国に多額の経済援助をしてきたにも関わらず、「相手国から必ずしも有難がられていない」という状況が見られることに対して米国政府内に大きな悩みがあると観察し、米国と東南アジア諸国との間の「クッション」としての役割を演ずることができると考えていた。つまり、外相就任直後より、日本がイニシアティブをとって、「日本の経営力、技術力、工作力」に「アメリカ資本」を結合させることで、東南アジア地域の資源を開発するという日・米・東南アジア各国が相互に利益を享受できるような「理想フォーム」の具現化を図ろうとしていたのである[155]。

問題は、米国側の意向であった。この点、新任駐日大使のマッカーサーは、1957 年 2 月 19 日に岸と会談した際、非西洋諸国のなかで日本ほどアジアに重大な関心を払い、この問題を取り扱うことに「値する実力を備えている国」は他にないと述べ、今後は「日本と米国との三者が如何なる協力し会うべきか」を探求していきたいと申し入れた。そして、マッカーサーは、この問題について「アジア側からイニシアティブがとられるべ

---

らの憲法改正とナショナリズムに基盤を置く国家主義的路線による『独立の完成』のプロセス」においてネールに対する日本人の好印象を利用し、国内の「中立主義的ムードを吸収」しようとするといった狙いがあったというものである。権「岸政権期の『アジア外交』、上掲、114－115 頁。

[155] 岸信介「積極政策と日米関係の将来」『中央公論』72 巻 1 号。67 頁。

き」であり、「米国は之に協力することになろう」と付言した[156]。また、駐日アメリカ大使館参事官のウェアリング（Frank A. Waring）は、翌 20 日に湯川経済局長と会談した際、「マッカーサー新大使は東南アジア経済開発こそは日米協力の最も重要な問題なりと意気込んで居られ、早晩、この問題で日本側と篤と話し合うことになる」と述べた。そして、ウェアリングは、「それを如何にして実現するつもりでいるかについて充分研究を煩わしたし」、「Asian development corporation の構想は今なおメリットを有すると考えるか、若しメリットを認めるなら具体的にはどんな風な構想がよいか」と質問を続けていた[157]。

マッカーサーの発言は、東南アジアをめぐる日米協力関係の構築意欲を高めるものとなった[158]。ウェアリングとの会談を終えた湯川は、「日本としては現在、大きな構想のほかに、その推進方法(国際会議で行くか、コロンボ・プランのようなものを通じて行くか、或いはバイラテラルの話で行くか等々)をも具体的に考える必要がある」と考えた[159]。また、後に岸は、米国政府の東南アジア経済援助が相手国の経済的安定、「社会不安」、「政情の不安」を減らし「スタビライズ」を目指してきたにも関わらず、相手国から歓迎されず「反米の気運」すら惹起しているジレンマを抱え、「このまま放っておくと共産圏から[経済援助が：注、筆者]どんどんやってくる」という状態に対処するためにも「日本とうまく協力」していこうとする「気運」があるとの認識を示した。つまり、アイゼンハワー政権内には、東南アジアに関する限り、「日本の足りない資本をアメリカに行って頭を下げて懇請」するのではなく「何とかうまい案を考えて、こういう線で一緒にやろじゃないか」との見解が見られると観察していたのである[160]。そこで、外務省内では、鳩山内閣期に様々なアクターにより打ち出されては立ち消えとなってきた東南アジア経済開発構想を一度整理し、岸訪米を一つの目途として米側に手交する公式提案の研究を開始した。

前節冒頭で触れた経済外交懇談会は、こうした外務省内の試案にコメントを得る場として活用されることとなった。経済外交懇談会の第一回目の議題は、1957 年 3 月 27 日に発足したと欧州経済共同体(EEC; European Economic Community)と欧州原子力機構（ENEA; European Nuclear Energy Agency）の発足に対する日本の対応策であった。というのも、EEC 発足は、将来的に日本の発展途上地域の市場をめぐる輸出競争を激化させることになるという点で財界のみならず岸も憂慮していた問題であったからである[161]。

---

[156] 「岸大臣・マッカーサー米大使会談要旨」1957 年 2 月 19 日。2007‐00913『情報公開法』。
[157] 湯川経済局長「ウェアリング米参次官との会談に関する件」『本邦対米国経済関係雑件』E’-2-3-31-1-1、外交史料館。
[158] 保城広至『アジア地域主義外交の行方』、上掲、125 頁。
[159] 湯川経済局長「ウェアリング米参次官との会談に関する件」『本邦対米国経済関係雑件』E’-2-3-31-1-1、外交史料館。
[160] 『第 3 回経済外交懇談会議事要録』、2007‐00385『情報公開法』。
[161] 例えば、岸は、「欧州が繁栄し、欧州の購買力がふえるというような点において、わが国の貿易等についても、楽観的なことも考えられる」と述べながらも、「私は、むしろ日本

また、当時、経済企画庁内では、EEC の統合の方向性次第では、「戦後培われてきたヨーロッパの政治的経済的協力体制が破壊される危険性を内包するのみならず、ヨーロッパ以外の地域おいても自衛的ブロックの形成を促進することで、世界経済のコンパートメント化を助成する恐れ」があると認識されていた[162]。この点について、1930 年代に西欧諸国のブロック経済を商工官僚として経験した岸は、こうした地域化の動向が日本に及ぼす影響に関心を持っていたものと推察できる。この点は、岸が西欧、中近東、東南アジア、中南米といった各地域に経済問題に精通している人物を財界から起用した「移動大使」を派遣し、多国間にまたがる地域的問題を観察し対策を協議しようとしたことが示唆していよう[163]。

東南アジア向け主要輸出品の占拠率（%）

| | 日本商品の市場占拠率 | | 東南アジア輸入増加率 |
|---|---|---|---|
| | 1953 年 | 1958 年 | 1953－1958 |
| 化学肥料 | 8 | 32 | 46 |
| 鉄鋼 | 28 | 29 | 81 |
| アルミニウム | 14 | 12 | 104 |
| 鉱山、土木、産業機械 | 6 | 10 | 80 |
| 船舶 | 5 | 19 | 103 |
| 鉄道車輛 | 7 | 15 | 62 |
| ゴム製品 | 5 | 20 | 31 |
| 金属製品 | 9 | 14 | 16 |
| 電気製品 | 3 | 10 | 30 |
| 自動車 | 1 | 6 | 38 |
| 生糸 | 33 | 47 | ▲12 |
| 綿織物 | 36 | 61 | ▲41 |
| その他織物 | 26 | 53 | ▲12 |
| セメント | 36 | 58 | ▲12 |
| 陶磁器 | 82 | 76 | ▲38 |
| 雑貨 | 19 | 27 | ▲2 |
| 自転車 | 14 | 15 | ▲43 |

経済企画庁編『年次経済報告』1960 年、第Ⅲ－1－6 表を参照

経済外交懇談会にて、湯川経済局長は、「将来第三国市場で向こうの競争力が強くなる」ことにとりわけ注意がいると説明した[164]。当日配布された資料には、「第三国市場」において日本と「6 カ国」（ベルギー、フランス、西ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ。以下、本論では EEC 原加盟国を「6 カ国」と略す）との間の重化学工業製品をめぐる輸出競争激化の「おそれが大きい」と記され、具体的品目として、金属、機械、セメント、ガラス、化学肥料等の重化学工業品は「殆ど軒並み脅威を受ける」との予想が示された[165]。また、「6 カ国」は、「増強された蓄積資本」を活用して、より積極的に新興国に対する経済協力に乗り出すと予測された[166]。

としては〔中略〕それらと競争しなければならない地域に対するわが方施策を中心に考えていかなければならない」、「いわゆる中近東や東南アジアあるいは中南米等に対する日本の経済協力なり、いわゆる貿易政策に、私の言っている経済外交の推進について、格段に一つ力を入れていく必要がある」との認識を示していた。「参議院予算委員会 14 号」1957 年 3 月 22 日、『国会議事録』。

[162] 経済企画庁編『年次世界経済報告－世界経済の現勢』1959 年 9 月、第 5 節参照。

[163] 外務省『第二回経済外交懇談会議事要録』1957 年 3 月 28 日、38 頁。2007‐00385『情報公開法』。

[164] 外務省「第一回経済外交懇談会議事要録」、2007‐00385『情報公開法』。

[165] 「欧州共同市場及び欧州自由貿易地域」1957 年 3 月 15 日。2007‐00905『情報公開法』。

[166] 経済局「欧州共同市場及び自由貿易地域(改訂)」、2007‐00905『情報公開法』。

懇談会参加者の多くは、EEC により日本の対東南アジア経済進出が阻害されるのではないかと懸念した。例えば、植村甲午郎（経団連副会長）は、EEC を構成する「6 カ国」の経済レベルが日本と「同じような発達程度」にある中、仮に EEC が結成されたとしたら日本が「遠い所に取り残されたという形」になってしまうため、「これからどうやって行くか研究して方策を編み出さなければならぬ」と発言した。当時、日本は、東南アジアはじめとする新興国市場に自国の重化学工業製品の輸出先を開拓しようとしていたが、これら新興国市場への製品の売り込みをめぐり「6 カ国」の企業と競合していた。つまり、植村は、EEC 域内諸国で自由競争が高まり、企業整理、統合など「再編成」を進められるだけでなく、ENEA 創設によって「6 カ国」に原子力を利用した「低廉な動力」が供給され、域内産業の輸出競争力が高められ、結果的に、「第三国市場」における日本商品が「漸次圧迫される」と考えたのである。また、高崎は、フランスが EEC に西欧諸国の植民地を含めることに熱心であり、こうした属領に対し、「6 カ国」でプールした 10 億ドルを元本として共同投資をするとの報道に注目した[167]。この構想の主たる投資先として取り上げられていたのは、「アフリカの仏領諸国」ではあったものの、将来的に「6 カ国」が東南アジアをも含む発展途上国の経済開発に共同投資するようになれば、「商品の価格競争力と相俟ってわが国の輸出を困難」にする事態となると懸念していたのである[168]。

以上の対策として求められるのは、今まで以上に積極的な経済協力を推進し市場の占拠率を確保する一方、企業の合理化によって輸出競争力を高めなければならないという点であった。したがって、第一回懇談会出席者は、これまで以上に東南アジア諸国と日本との経済提携強化を急ぐべきとする見解で「殆ど一致」し、こうした文脈のもと日米協力のもとに東南アジアの経済開発にあたっていくという意見が「殆ど圧倒的」となった[169]。

岸は、以上のような議論を受け、3 月 28 日に開かれた第二回懇談会の会談冒頭で日本の対東南アジア経済外交ついて「具体的な方向をつける必要がある」と発言し、外務省側がまとめた東南アジア経済開発のための日米協力の諸構想を提示し出席者のコメントを求めた[170]。外務当局が提示した構想は、前節で大別した「地域機関方式」、「国策投資機関方式」、「プロジェクト・バイ・プロジェクト方式」である。以下、これら諸方式の概要と出席者の反応について整理する。

---

[167] 『第二回経済外交懇談会議事要録』1957 年 3 月 28 日、21 頁、上掲。
[168] 経済局「欧州共同市場及び自由貿易地域(改訂)」、上掲。
[169] 例えば、「ソ連とアメリカ又その他の地域においても矢張りこういう方向（世界経済の地域化、注:筆者）に進む」であろうから「日本としてはどうしても東南アジアとの結びつきを考える必要がある」（山際）、「東南アジアとの関係を作らねばならぬ」（高崎達之助）、「当面の問題として東南アジアの輸出を強化しなければならぬ」（植村甲午郎）など。
[170] 『第二回経済外交懇談会議事要録』、上掲、4 頁。

**1)地域機構方式**

外務省は、「地域機構方式」を理想的案と位置づけていたようである。その一つの方策として米国その他先進国と東南アジア諸国と東南アジア開発基金を設置すること、域内貿易促進のために米国の資金援助を得て「決済金融機構」、「アジア経済同盟」を結成することをあげられた。また、IBRD（世界銀行）の「アジア支部」を設置するという案もとりあげられた[171]。「地域機構方式」の優れた点は、二国間援助のような「政治的色彩」を伴わないため、東南アジア諸国の「体面」を保てると考えられた[172]。

「地域機構方式」を推したのは、高崎や藤山であった。例えば、高崎は、次のように発言した。

> 東南アジアに対してはやっぱり開発、投資機関と言ったようなものを作り、日本だけでやるわけに行かぬから、彼等にも一緒に言い出さしてやる。それに対して、世界銀行、コロンボ・プランなり或いはアメリカから力を持って来てやるというようなことをやって行く必要がある[173]。

また、藤山は、「地域機構方式」を東南アジア諸国に受け入れさせるための妙案として「農産物の価格の維持」をとりあげた[174]。藤山は、東南アジア諸国の経済構造は農産物輸出に依存しているため、「アメリカなりロンドンなりの市場における思惑的な操作」により「脅かされている」として、「何かの方法で一緒になって」農産物価格の安定を考えて行くという姿勢の方が「一つの呼び掛け」として、「経済協力よりも割合に受け取り易い」と考えたのである[175]。ただし、「地域機構方式」には、実現が極めて困難であるとの悲観的見解もあった。そもそも、米国側が多額の資金拠出に応ずるのか確信はなく、仮に応じたとしても東南アジア各国が抱く「対米疑惑」を払拭できるのか不明であったからである[176]。例えば、賀屋は、米国資本の受け皿として国際機関を設けると「金の方は大いに使えるので結構」であるが、東南アジアの中に「相当に反米思想」がある国もあり、自国経済を「外国からコントロールされる」、「うまい汁をすわれる」ということに必要以上に警戒的であるため感触としては逆効果ではないかとコメントした[177]。1956 年 10 月から台湾、香港、南ヴェトナム、カムボジア、タイ、フィリピン、インドネシアなどの東南アジア諸国を視察旅行した賀屋は、「先ず独立して自分等が一本立て

---

[171] アジア局「対東南アジア経済協力についての日米協力」、A’－432、外交史料館。
[172] 「東南アジア経済協力についての日米協力問題」1957 年 4 月 17 日。2007‐00913『情報公開法』。
[173] 『第一回経済外交懇談会議要事録』、上掲、3 頁。『情報公開』第 01226 号。
[174] 『第二回経済外交懇談会議事要録』、上掲、15 頁。
[175] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲、8 頁。
[176] アジア局「対東南アジア経済協力についての日米協力」1957 年 3 月 9 日。A’‐432、外交史料館。
[177] 『第三回経済外交懇談会議事要録』、上掲、19 頁。

になるという民族意識が強い」ため、「アジア諸国は共同体に入る前の段階」と認識を深めていたのである[178]。また、過去に「東南アジア金融公社」を発表した一万田は、東南アジア各国を「気持ちよく参加」させるような国際投資機関を新設し、運営を通して「親交」を増進し、互いに嫉視反目しがちな東南アジア諸国が「協力して助け合って」いけると期待したが、検討の結果、「非常に無理」との結論に至ったと述べた[179]。

**2)国策投資機関方式**

「国策投資機関方式」は、国策の投資機関を新設し米国資本を受け入れ、日本の対東南アジア諸国へ経済協力を拡大していくというものであった[180]。高崎は、前節で触れたように、日米が協力して東南アジア開発にあたるためのアジア開発公社を作るという試案を発表していた。また、外務省経済局は、「最初からアメリカの資本に頼ることなく日本独自の計画をたてるべき」というスタンスのもと、「日本輸出入銀行内に海外投資部を設置するか、または同銀行の姉妹会社として特殊法人を設立してこの仕事に当らしめるのが妥当」と考えていたと言われている[181]。そこで、外務省内では、石橋内閣発足を契機として、「海外投資機関など実状に即した促進策をまとめて新内閣で具体化したい」意向が高まっていた。外相に就任した岸は、石橋が「経済協力機関」に前向きであることを受け、「現に賠償でもせっかく実施した面に入ったのに行き詰っている例があるので、なんらかの経済協力推進機関は必要」と語っていた[182]。

外務省は、輸出入銀行法（輸銀法）を改正し業務拡充し、ここに米国資本を導入することを模索していた[183]。しかし、大蔵省は、このような業務拡充が輸銀本来の金融業務を逸脱するとして強く反対し、経企庁もこれに準ずる立場をとっていた。大蔵省を説き伏せるためには、多くの時間と政治力を要するため、輸銀法の大幅改正の見通しはまったく立っていなかった[184]。そこで、浮上したのが先述した国策の海外投資機関（資本 2 億から 3 億ドル）を新設し、これを米国資本の受け皿としようというものであった。この構想の利点は、米国資本の増資によりより多くの「長期低利の融資」が可能となり民間企業の対東南アジア投資を振興できるという点であった。なかでも、外務省内では、

---

178 『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲、6 頁。

179 一万田は、1956 年 9 月 20 日に IMF 総会において「東南アジア金融公社」構想を発表していた。「一万田構想概要」、2007‐00901『情報公開法』。

180 アジア局「対東南アジア経済協力についての日米協力」1957 年 3 月 9 日。A’‐432、外交史料館。

181 湯伊心「海外経済協力基金の設置経緯」『横浜国際社会科学研究』第 15 巻第 1・2 号、120 頁。

182 『日経新聞』1956 年 12 月 24 日。

183 『第二回経済外交懇談会議事要録』1957 年 3 月 28 日、上掲、20 頁。

184 当時、輸銀法改正問題の調整は、次官級折衝で大蔵省首脳部が「画期的な踏み切り」、新たに外国政府への融資を可能とする業務拡充が決定されていた。そこで、大野外務次官は、通産次官、経企庁次長と「密接にコンタクト」をとり、輸銀から民間投資会社に直接出資できるよう求めていた。

将来的に投資機関の資本金を漸次増資しつつ、東南アジア地域の資源調査部門も併設することを考慮していたようである。さらに、「国策投資機関方式」には、日本から賠償として支払われる機械製品を運用する際の所要資金を融資できるだけでなく、「あくまでも日本の投融資機関という格好」をとれるため東南アジア各国が抱く「対米疑惑」を軽減できるのではないかと見る向きもあった[185]。

懇談会参加者でこの構想を推したのは、松村謙三であった[186]。石橋首相特使としてイラン、イラク、パキスタン、インド、セイロン、シンガポール、ニュージーランド、豪州、インドネシア歴訪した松村は、帰朝報告のため第二回懇談会に参加した。松村は、アジア各国に対日友好気運が高まっているだけでなく、各国指導者が非西欧諸国で開発資金や技術の援助能力がある日本を経済開発計画や企業経営の「相談相手」にしたいとの希望を抱いているとし、東南アジア諸国への資本供給を推進できる国策海外投資機関と経済開発をコンサルティングできるような調査機関の新設を急ぐべきと主張した[187]。

国策投資機関に反対したのは、賀屋であった。賀屋は、メディアが「昔の満鉄や北支開発のようなもの」と誇大に報道する懸念があり、「よほど注意」しないと東南アジア諸国の対日不信感を惹起させるため「危ない」と反対した。実際、海外移住新興会社が進めようとしていた対パラグアイ投資計画案は、南米大陸に「第二の満鉄」をつくるものと報道され駐パラグアイ米国大使の不信を買っていた[188]。また、賀屋は、投資機関に資源開発などの調査部門を併設させることは、「帝国主義的のにおいが強くなる」と指摘した[189]。さらに、先に「高崎試案」を発表した高崎も、1956 年 7 月の段階で、「戦前の満洲国開発会社の二の舞となり、相手国に誤解を与える」として消極的態度をとるようになっていた[190]。肝心の岸は、日本独自の機関ならば米国が矢面に立つのとは異なり大丈夫であると判断するには「ちょっと早い」と発言したように、賀屋と同様の見解を抱いていた[191]。岸、高崎、賀屋は、アジア・太平洋戦争期の指導者であったが故に、日本単独による投資機関の設立が内外に及ぼす反響に慎重姿勢をとらざるを得なかったと言えよう[192]。

---

185 『第三回経済外交懇談会議事要録』、上掲、20 頁

186 『第二回経済外交懇談会議事要録』、上掲、11 頁。

187 『第二回経済外交懇談会議事要録』、上掲、11 頁。1957 年 3 月 6 日付『日経新聞』。

188 拙稿「岸内閣期の対外経済戦略とラテン・アメリカ」『一橋法学』9 巻 1 号、参照。

189 『第三回経済外交懇談会議事要録』、上掲、32 頁。

190 湯「海外経済協力基金の設置経緯」、上掲、121 頁。高崎達之助「日比賠償と今後の貿易」『経済人』10 巻 7 号、5 頁。

191 『第三回経済外交懇談会議事要録』、上掲、23 頁。

192 その後、外務省経済局は、大蔵、通産、外務、農水、経済企画庁の関係省庁会議で特別会計（産業投資別会計を想定）に米国からの借款を導入し海外投資機関を新設する方策を検討に付したものの、各省とも一致して「検討に値しない」と却下された。作成者不明「アジア開発基金構想に関する経緯」作成日不明、2007‐00901『情報公開法』。

**3)プロジェクト・バイ・プロジェクト方式**

外務省は、「プロジェクト・バイ・プロジェクト方式」も紹介した[193]。こうした考え方を推したのが賀屋や一万田であった。一万田は、「差当たり」、「日本の工業力と技術」を出し、これに「アメリカから援助」をしてもらうのが無難との見解を示した[194]。また、賀屋は、先述したように、、「地域機構方式」にしろ「国策投資機関方式」にしても、結局のところ東南アジア各国に見られる経済ナショナリズムの気運を刺激せざるを得ないと判断していた。ゆえに、賀屋は、既存の輸出入銀行の業務を大幅拡充することを目指すべきであり、その実現まで東南アジア諸国の具体的な経済開発プロジェクトに日本が協力し必要に応じてアメリカの支援を請うのが無難と考えたのである。

だが、、プロジェクト毎に対米協力を要請するやり方は、東南アジアの経済開発に少なくとも 40 億ドル程度の外貨を必要とすると試算(1954 年経済審議庁調査)されていたことが示すように、長期の時間を要するとのデメリットがあった。また、同方式は、米国が事業計画に直接参加することになるため、東南アジア側の同意を得やすいというわけではなかった[195]。つまり、同方式は、プロジェクトの企画段階で行き詰まる可能性が高かったのである。実際、安藤アジア局次長は、「二国間方式〔プロジェクト・バイ・プロジェクト方式 : 注、筆者〕は何一つ具現していない。理由の一つはアメリカが余り厳しい条件、手続きを要求するからである」と認識していた[196]。

それにもかかわらず、賀屋が「プロジェクト・バイ・プロジェクト」を推したのは、米国政府が議会を説得し易く資金を引き出しやすいと判断していたからである。また、賀屋は、そもそも東南アジア各国が「観念的経済建設論の初歩時代」であり、「本当の開発プロジェクトというものは立っていない」と考えていた[197]。つまり、東南アジア各国が立案している長期経済計画を研究し、日本がどのように協力していけるのかという観点からプロジェクトを一つずつ企画していくことが先決と考えていたのである。以上

---

[193] 例えば、インドのルールケラ鉄鉱石開発のように、日印両国に利益を資するプロジェクトで所要資金が巨額なものに対して、アメリカの参加協力を求めるという構想が進められていた。また、日タイ間の特別円による石油精製施設の拡張事業、タルタワ島の漁港開発、ヤーンヒーンダム建設、日本とベトナムのターニムダムの第二期建設工事などにアメリカも参加することが予想できると見ていた。外務省アジア局「対東南アジア経済協力についての日米協力」1957 年 3 月 9 日。A’‐432、外交史料館。

[194] 『第三回経済外交懇談会議事要録』、上掲、31、45 頁。

[195] 例えば、アジア局は、米国の対東南アジア経済援助は、「高き理念」にもかかわらず、東南アジア各国は、「かつての西欧諸国の植民地政策に対する反感」や「中立主義的思想」に起因する「対米疑惑」を抱いているため「批判的、否定的」に受け止められている、米国の援助条件、経済開発協力計画が「余りにも厳格」な印象を与え、米国側の経済協力は「高度の投資」であり、「これら低開発地域には高尚過ぎる」と考えていた。外務省アジア局「対東南アジア経済協力についての日米協力」1957 年 3 月 9 日。A’‐432、外交史料館。

[196] 朝海発石井外務大臣臨時代理宛電信 2171 号、1957 年 6 月 1 日、2007‐00901『情報公開法』。

[197] 賀屋興宣『戦前・戦後八十年』浪漫、1975 年、217 頁。

の賀屋の見解は、次節で言及するようにダレスら国務省主流とほぼ同一と言えよう。

**2、「地域機構方式」の選択**

経済外交懇談会における議論は、いずれも決定打を欠いたものであった。結局、論点は、無難な「プロジェクト・バイ・プロジェクト方式」による積み上げを前提としつつも、更に一歩進めた「地域機構方式」ないし「開発投資機関方式」をとりあげるべきか、仮にそうするならどちらを選択するのかにあったと言えよう。ここに岸の政治判断の焦点があったのである。周知のように、岸は、「地域機構方式」を選択した。では、なぜ岸は、実現が困難と見られていた「地域機構方式」をとりあげたのであろうか。

岸は、「東南アジアへの中国の経済的浸透を差し迫ったものと考え、先手を打つべく東南アジアに反共経済圏を結成」しようとしていたと言われている[198]。その根拠として、1957 年 2 月に来日した「相互安全保障計画に関する米大統領民間顧問団（President's Citizens Advisers on the Mutual Security Program）」（以下、フェアレス調査団と略記）のフェアレス（Benjamin Fairless）と会談した際、岸が「中共について注意せねばらなぬのは、東南アジアとの関係である。中共が国内建設を完成して東南アジアに経済進出をして来る前に、自由諸国において東南アジアを早く開発して、これにカウンター・アクトするように措置せねばならない」と説明したことがあげられている[199]。確かに、日本国内には、東側諸国がインド、ビルマ、インドネシア、セイロンといった非同盟の立場をとる東南アジア諸国に西側諸国より「魅力的」な経済的協力を申し出て経済関係強化を進めていることに注視する見解があった[200]。例えば、高崎も、1955 年頃より「ソ連首脳の東南アジア歴訪」が象徴するように「ソ連、中共の平和攻勢」により、「世界の視点は、再び東南アジア開発に集中され始めようとしている」と指摘していた[201]。ただし、上記したフェアレスに対する岸発言には、東南アジア経済援助を増額すべきと訴えるため中国の「経済的浸透」を強調したという側面もあることに留意する必要がある。岸は、アイゼンハワーやダレスがフェアレス調査団を派遣した狙いについて、海外援助削減を求める米議会の論調に対抗して経済援助が「絶対に必要」との指標を得ることに置いていると見ていたからである[202]。また、次章で論じるように、岸内閣は、米国の反対にも関わらず結果的に中国の経済建設を助けることになる日中貿易拡大を進めよう

---

[198] 波多野・佐藤『現代日本の東南アジア政策』、上掲、57－58 頁。

[199] 「岸大臣、フェアレス委員長会談要旨」1957 年 2 月 11 日、A'-0166。外交史料館。

[200] ソ連は、1955 年 2 月に非共産圏に対する最初の援助としてインド政府が進める国営製鉄所建設事業（建設総額約 2 億ドル）に 1 億ドルの設備供与とソ連人技術者 300 名派遣を行った。その後、ソ連は、ビルマ、インドネシア、セイロンにも鉱山、油田、農業開発などの援助を申し入れた。これらソ連はじめ東側諸国の借款は、世銀の対東南アジア向貸出金利（年 4.625%）と比べ、「一般的に低利」という特徴があった。「東南アジアにおける共産圏の経済進出」『調査月報』1956 年 2 月号。

[201] 高崎達之助「急がれる東南アジアの開発」『新日本経済』1956 年 4 月号、18 頁。

[202] 『第 3 回経済外交懇談会議事要録』、上掲。

とした。この点も、上記した岸発言がレトリックとしての側面が強いものであったことを示唆しよう

本論は、東南アジア経済開発をめぐる日米協力のあり方として「地域機構方式」に踏み込もうとした理由について、上記した要因以上に、EEC をめぐる米国政府の態度への不満があった点に注目したい[203]。周知のように、アイゼンハワー政権は、EEC 結成を冷戦政策という観点から推進していた。日本側には、前項で確認したように、東南アジアへの経済進出という観点から EEC 結成に脅威を感じていた。しかし、アイゼンハワー政権は、日本側が不安に感じる EEC を政治的に推進しながらも、日本側に安心感を与えるような東南アジア政策を提示していなかった。こうした米国政府の態度が後述するように、経済外交懇談会参加者の強い不満と不安を惹起していたのである。米国政府内に東南アジアを対象とする地域政策がないと日本側に伝えることになったのは、先述したフェアレス調査団報告を契機していた。当初、日本国内では、フェアレス報告書のなかに、「広域経済圏の発展はアメリカの外交政策の主目的」であり、アジアにおいても EEC のような経済統合が望ましいと触れたことが反響を呼んでいた。

注目すべきは、来日したフェアレスに対して高崎が「日本としては〔EEC のような経済ブッロクの潮流から：注、筆者〕取り残されては困る。そこで日本としてはどうしても東南アジアとの関係を作らなければならぬ」との認識のもと将来的な「A・A ブロック」の実現を念頭に置いて「アジア開発基金」創設の必要性を説明しただけでなく、「東條内閣の時に大東亜共栄圏をやったのだから彼〔岸のこと：注、筆者〕はきっとそうするだろう」と伝えていた点である[204]。つまり、上記した「広域経済圏の発展はアメリカの外交政策の主目的」とのフェアレス報告の一文は、少なくとも高崎にとって見れば、自らの見解を汲んだもののように映っていたのである。

そこで、外務省は、同報告につき米国側に問い合わせた。これに対し、国務省担当官は、フェアレス報告の性格が一般的なものに過ぎず、「米政府の立場には何等係りあるものではなく」、具体的構想も承知していないと応えた[205]。また、ウェアリングは、3 月 27 日に湯川経済局長と懇談した際、先般のフェアレス委員会の報告で言及された東南アジアの共同市場構想につき、「将来のポッシビリティもある」と書いただけで、「今直ぐ出来る、やるべきである」と言っているわけではないと説明した[206]。一方、マッカーサーは、28 日に河野一郎と会談した際、「ヨーロッパの統一という考えには間違った

---

[203] 権は、岸の東南アジア歴訪の背景に EEC を注視する財界の後押しがあったと指摘している（権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、43 頁）。ただし、権の分析の主眼は、「対米自主外交」という文脈において東南アジア歴訪及びアジア開発基金がより重要な意味を持っていたとの立場にたっているため、EEC 問題とアジア開発基金構想の関連を詳細に分析したわけではない。

[204] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲、3 頁。

[205] 谷発岸大臣宛電信、第 581 号、1957 年 3 月 9 日、2007－00908『情報公開法』。

[206] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲、24 頁。

ところがないのと同様、大東亜共栄圏の原理や全般的な目的にも間違ったところは」何一つないと述べた[207]。

以上のような米国側の態度は、日本側の不満につながっていたと言えよう。先述したように、経済外交懇談会では、米国政府が後押しする EEC によって将来的に東南アジア市場をめぐる競争が激化することを懸念し、いかにして東南アジアと日本の経済関係の緊密化を進めるかが議論の発端となっていたからである。実際、懇談会委員の松本俊一(自民党代議士)は、世界経済ブロック化の兆候が見られる中、日本は「生きていくため」東南アジアとの経済提携も急がねばらないし、米国には「中共の問題も解決してもらわなければならぬ」と発言した[208]。また、植村は、日中経済提携が「ある限度で限られる」ならば「アメリカが日本をある程度抱いてくれる気にならないとやれない」にもかかわらず、「アメリカの政策で日本をどうしてくれる積りか」分らないのであれば、「日本は何処までも出て行かなければならぬ」と発言した[209]。要するに、アメリカが冷戦政策という観点から EEC を支持しつつ日中貿易制限を課すならば、日本が西欧市場から締め出されるかもしれないとの懸念や東南アジア市場をめぐる競争が激化するという不安を払拭するような策を打ち出すべきとの見解があったのである[210]。そこで、岸は、1957 年 3 月末、EEC に対抗するため「シューマン・プラン」のような構想をアジアに直ちに適用することは「まだ困難」との見解を示しながらも、日本の対東南アジア経済外交と米国の援助政策と「結び合」わすことによって「有効なる方策」がとれるのではないかと述べた[211]。つまり、EEC に対抗するという文脈のもとアジア共同市場の布石として「地域機構方式」を確固とした東南アジア地域政策がない米国政府に打診しようとしたのである[212]。

---

[207] シャラー『日米関係とは何だったのか』、上掲、187 頁。

[208] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲、15 頁。

[209] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲、2 頁。

[210] 後に岸がマッカーサー大使に手交された文書には、次のように記されていた。「日本は、米国、英国あるいは市場共同化の過程にある欧州諸国等世界主要貿易国と異なり、近接した安定市場を有していない。日本の輸出の伸張は米、英等先進諸国においてすら常に輸入制限の障害にさらされるとともに、地理的にも近く、貿易構造から見ても有望な輸出市場であるべき東南アジア諸国は主として第一次産品の生産輸出にその経済が依存しているため、これら産品の不況時には外貨が不足を来し、従って日本国の輸出も縮小するという極めて不安定な状況におかれている。又、東南アジアと同様有望な輸出市場であるべき中共については政治的制約のため当分の間日本の輸出の飛躍的増大は期し得べくもない。更に欧州共同市場のごときリージョナルな経済の統合が、世界諸地域において進むにつれ、日本としては東南アジア諸国との経済的紐帯を強化する必要に迫られて来る」（下線筆者）。「東南アジア経済協力についての日米協力問題」1957 年 4 月 17 日、上掲。

[211] 「参議院商工委員会第 17 号」1957 年 3 月 29 日、『国会議事録』。

[212] 岸は、この構想が実現した場合、東南アジア地域における「日本の主導権が確立する」ことになり、「中共、ソ連の影響力を排除し、自由主義陣営の立場が強化されること」にもなるから、「日本の世界政策としてとらえられるべき」と回顧した。岸『岸信介回顧録』、上掲、321 頁。

外務省内では、EEC への対抗措置として、「アジア共同市場の設立に努力せよ」との主張が世論の一部にあることを承知していたが、「差当たりアジアにおいてはまだこうした気運が熟していない」との見解を持っていた。というのも、カンボジア、ベトナム、タイ、台湾を除く他の地域は、いずれも欧米諸国と特恵関係、或いは欧州決済同盟（EPU ; European Payments Union)を通じ密接な経済関係を持っていたからである。また、東南アジア各国は、国内経済建設のため産業保護政策をとっていたため、EEC のように域内貿易自由化（≒共同市場化）に踏み出す段階と言えなかった。東南アジアは、共同市場の基盤となる域内分業関係の形成が不十分であったのである[213]。とはいえ、東南アジア地域に将来的に共同市場を設けることを念頭に置いた政策を打ち出すべきか否かという問題を外務当局が否定していたわけではない。外務省には、「東南アジア開発基金」（≒地域機構方式）が将来の「東南アジア共同市場設定への途」と位置づけ[214]、将来的にアメリカと東南アジア各国を「この方面にもってゆくべき」という見解があったからである[215]。

外務当局が「地域機構方式」が「共同市場設定への途」と考える理由は、地域機構の運営を通じ、東南アジア各国が独自に進めるフルセット型の開発計画を「域内の補完性や相互依存関係」を考慮したものへ修正する機能を持つと期待していたからである[216]。つまり、「地域機構方式」の「最も大きい政治的目的はアジア諸国を一つの建設的な面において協力させること」にあったのである[217]。換言すれば、地域機構に東南アジア各国を取り込むことによって経済ナショナリズムの調整を期待したと言えよう。ただし、経済ナショナリズムを抑制しようとする政治的意図が込められた「地域機構方式」は、東南アジア各国から見れば、「主権の一部を放棄」させることを意味していた[218]。つまり、「地域機構方式」は、第一節で言及したシムラ会議のように、東南アジア各国の支持を得られないと容易に想像されたのである。

---

[213] 経済局「欧州共同市場及び自由貿易地域(改訂)」、上掲。

[214] 「東南アジア経済協力についての日米協力問題」1957 年 4 月 17 日、上掲。

[215] アジア局「対東南アジア経済協力についての日米協力」1957 年 3 月 9 日。A’‐432、外交史料館。

[216] 波多野・佐藤『現代日本の東南アジア政策』、上掲、58 頁。

[217] 朝海発石井外務大臣臨時代理宛電信 2171 号、1957 年 6 月 1 日、2007‐00901『情報公開法』。こうした「政治的目的」は、「東南アジア全体が自主的にやって、そうしてお互いの企画を示しあって、全体的に計画を進める」という東南アジア各国向けの説明案にも示されていた（「訪問各国における記者会見応答要領」1957 年 11 月、A’- 0166。外交史料館。波多野・佐藤『現代日本の東南アジア政策』、上掲、58 頁）。

[218] 例えば、高崎は、東南アジアに地域開発ないし投資機構の必要性を述べた上で、将来的に「A・A ブロックでやろうという、終局はこの共同体というものは、これは一つのどえらい問題である。各国の主権をある程度放棄する問題で、どえらい問題であろうと思う。そこに引っ張って行くように東南アジアはどういう風にやって行くか研究してもらいたいと思う。そうでないと日本は孤立化すると思う」と岸や外務当局に述べていた。『第一回経済外交懇談会議要事録』、上掲、3 頁。

しかし、外務当局や経済外交懇談会委員の間には、東南アジア諸国にも「地域機構」を許容する気運が生まれつつある点に注目する見解があった。例えば、GATT のインド代表団は、日本代表団とともに EEC の発足に強い懸念を示し共同行動をとっていた。また、インドをはじめとする東南アジア諸国は、国連経済社会理事会で審議中の特別経済開発基金(Special UN Fund for Economic Development; SUNFED)に好意的な反応を示していた。SUNFED は、対象範囲こそグローバルであるが、経済開発のための「機構」であった。ゆえに、経済外交懇談会でも、東南アジアのたとえ若干の国であろうとも、「何か一つ一緒にやっていけるような状況」が生まれてきたなら、「今から心がけてこれを育て上げて行く」べきとの見解が見られた[219]。とりわけ、植村は、アジア諸国が EEC をどのように感じているのかによるが、「具合によっては一歩進んで多角的方式で行く」ことができるかもしれないとコメントした[220]。そこで、外務当局は、「リージョナルな機構のやり方によっては相当実現性がある」という希望的観測を抱いた[221]。やり方という点について、経済外交懇談会委員の永野護は、吉田が主唱した「アジア版マーシャル・プラン」構想を批判する一方以下の持論を展開してきた。

> シューマン・プランがヨーロッパでなぜ成功したかというと、まったく平等に扱ったというところに、あのむつかしい両国〔西ドイツとフランス：注、筆者〕の関係がうまくいっている。まあある意味から言えば、鉄と石炭についてなんというか知らんけれども、われわれの夢に描いているアジア地域の提携ができる〔中略〕アメリカは貧乏人に金を援助してやるという、また乞食だね、金をもらうというほどではありませんけれども、とにかく対等じゃない。もらう人とやる人の間に区別がある[222]。

つまり、永野は、機構加盟国の「対等」な発言権にもとづく自主的な運営が重要であると考えていたのである。そこで、外務当局は、「地域機構方式」への東南アジア各国の支持調達を図るため、東南アジア各国にも可能な範囲で出資を求めるだけでなく、出資額の多寡にかかわりなく機構の運営に関して対等な発言権を与えようと考えた。。この運営方式（≒一国一票制度）は、インドはじめ東南アジアの多くの国が賛成する SUNFED 構想と同様であった。また、外務当局は、先述した藤山のアイデアが活かし、「地域機構」に特産品の需給調整による価格維持の機能を加味させることとした。つまり、ゴム、米といった特産品輸出に外貨収入の多くを依存していた東南アジア諸国の国際収支の安定化に直接的に寄与するため、急速な経済開発で資本不足に悩んでいる東南アジア諸国の関心を引き付けられると考えられたのである。こうしたアイデアは、中国

---

219 『第二回経済外交懇談会議事要録』、上掲、15 頁。
220 『第二回経済外交懇談会議事要録』、上掲、22－23 頁。
221 「東南アジア経済協力についての日米協力問題」1957 年 4 月 17 日、上掲。
222 永野護・小菅宇一郎対談「東と西」『Chamber』59 号、参照。

やソ連など共産諸国がインド、ビルマ、セイロンなどと締結した通商協定に対抗する意味もあったと言えよう。これら通商協定は、東南アジア各国が輸出不振を余儀なくされている農産物を長期（3 から 5 年）かつ国際価格より上回る価格で輸入する一方、東南アジア各国の経済開発計画に必要とする鉄鋼、機械、車輛など資本財を輸出するという特徴があり、西側諸国のそれより魅力的と見られていたからである[223]。

要するに、外務当局は、SUNFED の運営方式、共産諸国と東南アジア諸国の通商協定に見られる安定的な農産物買付措置などを取り入れて東南アジア各国が受け入れやすい「地域機構」を目指したのである。岸は、4 月 17 日、マッカーサーに対して以下のような対東南アジア経済開発構想の骨子を示した（以下、これら骨子を含む「地域機構」を「アジア開発基金」構想と略す）。

イ)東南アジア諸国が必要とする開発資金を長期低利に融資するために米国を中心とする非共産圏諸国の出資による「アジア開発基金」を設置すること。

ロ) 東南アジア各国が必要とする開発資材などを繰延払いできるよう基金の一部を利用し「輸出代金の再割引」制度を設けること。

ハ) 東南アジア各国の主力輸出品目の需給調整と価格安定を図れるために、基金の一部を「特定産物」の収買や売却に利用する[224]。

マッカーサーは、「米国は東南アジアと日本との経済的相互補完関係を強化するために、できるだけのことをしたい」としながらも、個人的にはプロジェクト・バイ・プロジェクト方式を支持すると発言した[225]。米国側は、以上のような岸提案に困惑したのであろう。この頃、賀屋は、「東南アジアの開発について私に意見を聞きたい」として駐日米国大使館に招待されたと回顧している[226]。他方、国務省は、駐米日本大使館を介し、マッカーサーが着任する前にダレスと協議のもと、「東南アジア諸国は国家的意識も強いので各国が協力して開発に当ると云うようなことは困難であるから project by project Basis で行く方が実際的である」というすり合わせを行っていたと伝えた[227]。

一方、岸は、以上の構想が「日本だけがいい子になる虫のいい考え」と受け取られると認識し、「米国に対してこの部分をどのように説明し、納得させて金をださせるかが、

---

223 「東南アジアにおける共産圏の経済進出」『調査月報』1956 年 2 月号。

224 「東南アジア経済協力についての日米協力問題」1957 年 4 月 17 日、上掲。

225 英訳されたこの政策文書は、その場でマッカーサー大使に手交された。Japan-U.S. Exploratory Talks Japanese Paper No.5(Agenda No.3)“United States Cooperation with Japan in Programs for the Economic Development of Southeast Asia Countries”

226 賀屋は、「参加者は米駐日大使館の参事官とか、一等書記官とか、財務官であるとか、ワシントンの国務省から来ていた極東部長であるとか、そんな人たちが十人近くもいたかと思う」と回顧している。賀屋は、その時期を 1957 年 5 月頃としている。賀屋『戦前・戦後八十年』、上掲、189 頁。

227 下田代理大使発岸大臣宛電信 1151 号、1957 年 5 月 17 日、2011－00309『情報公開法』。

この構想の成否のカギ」であると考えた。つまり、事前に東南アジア諸国が日本側提案を支持しているとの感触を得ておくことが重要となったのである。この点において、訪米と東南アジア諸国歴訪を「ひとつのパッケージとする意味」が加味されることになったのである[228]。実際、下田駐米公使は、岸に以下のような電報を送った。

訪米に先立ち東南アジアの諸国歴訪せられネール、蒋介石等の政治家と親しく会談せられることとなりたるは真に結構のこと[であり：注、筆者]今次御旅行をもって、あはせてその後の対米会談において米側首脳者に強き印象を与えるための材料を蒐集せられ同時に会談全体につきての雄大なる構想を練られるための絶好の機会とせられんことを衷心祈念する[229]。

次項では、岸や外務当局などがいかなる状勢判断を下し、どのように東南アジア各国や米国政府との交渉を展開した見ていきたい。

### 3、岸首相の東南アジア諸国歴訪と訪米

#### 1）第一次東南アジア諸国歴訪

岸は、1957 年 5 月 20 日から 6 月 4 日にかけて、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン、タイ、中華民国（台湾）を歴訪し、「アジア協力体制の確立の方途」、「経済協力のあり方」、「原水爆禁止」[230]などの意見交換を行った[231]。

最初の訪問国ビルマのウ・ヌー（U Nu）首相は、「アジア開発基金」構想に興味があるため「本基金の構想の詳細を承知したい」と語りながらも、西側陣営の国際基金に参加により、共産圏との経済関係が制限されることを懸念した[232]。ビルマは、国内経済開発のためソ連からも開発資金や技術援助を受ける一方、ソ連に特産品の米を輸出することにより外貨を安定させようとしていたからである。そこで、経済問題を任されていたウ・チョウ・ニェン（U Kyaw Nyein）副首相は、世銀のような国際金融機関で米国や英国が「最大の発言権」を持っているように、「最大資本拠出国」(Biggest shareholder)がこの基金をコントロールする懸念があり、ビルマとしては自国の意向をより反映できる 2 国間の借款方式を望んでいるとコメントした。ニェンは、例えば日本のコントロール下の基金から融資を受けることになれば、「日本からのみ物質や役務を買い得る」というようなタイド・ローンを押し付けられるだけでなく、共産圏からの経済援助が「封ぜら

---

228 岸『岸信介回顧録』、上掲、320‐321 頁。
229 下田代理大使発岸大臣宛電信、第 1153 号、1957 年 5 月 18 日。2011－00309『情報公開法』。
230 詳細は、クォン・ヨンソク『岸政権期の「アジア外交」』、第 1 章、参照。
231 外務省編『岸総理の第一次東南アジア諸国訪問』1957 年 9 月、21 頁。
232 アジア局「岸総理大臣とウ・ヌ・ビルマ総理大臣およびサオ・クン・キオ・ビルマ外務大臣との会談録」1957 年 5 月。2007-00903『情報公開法』。

れる」と考えていたのである。対して岸は、この基金の趣旨が共産圏からの援助を封じ、特定の一国がコントロールしようとするものではないと弁明し、中川アジア局長からも、「金を出す、出さぬに拘らず、アジアの諸国は諮問委員会のメンバーとして発言権を有する」だけでなく、「世界銀行の場合と異なり、基金は出資額に応じて発言権を与えるのでなく、民主的に運用されて行く」と説明した。ニェンは、「そういうものであれば全く話は違う。一つも悪い所はない。さらに書いたもので戴いてよく研究したい」として応えた[233]。

次の訪問国であるインドでは、岸の提案に対しネールが「アメリカの援助を偽装したものにすぎない」と発言しとの否定的な態度を示したと報じられた[234]。だが、日本側会談録からは、ネールが「アジア開発基金」についても「考慮に値する」と応えていたように、ニュアンスの相違が見られる[235]。前節で述べたように、岸訪印は、「冷やか」な日印関係を改善する糸口を探る段階にあった。ゆえに、経済外交懇談会委員であった高杉は、「アジア開発基金等による両国の経済協力」については「相手国の民族感情の反発を受ける」可能性があるため「打診に止められるのが適当」と岸に伝えていた[236]。ゆえに、岸は、あえてネールに対して「アジア開発基金」を強く主張するような態度をとらなかったのである。ただし、岸は、ネールとの会談に先立つ経済閣僚との会談の際に同構想を打診した際、1955 年のシムラ会議における討議の結論にもあるように米国と英連邦諸国が賛成しなければ「実現性はない」と指摘を受けながらも、原則的に賛成で「歓迎する」とのコメントを得ていた[237]。

実際、英連邦の一国であるパキスタンは、シムラ会議にて多角的援助方式を強硬に反対していた。実際、パキスタンのスラワルディ（Huseyn Shaheed Suhrawardy）首相は、岸の「アジア開発基金」の説明について「研究する」と否定こそしなかったものの、「金を貸してくれるならば直接借りたい」と述べた。スラワルディの関心は、「日本の援助を受けてパキスタンの経済開発を徹底したい」という点にあった。特にアリ蔵相は、鉱山開発について日本の援助を得るとともに、それを日本へ輸出したいと申し出た。つまり、あくまでも双務的援助の増大を求めていたのである。さらに、同じく英連邦に属するセイロンでは、バンダラナイケ（S. W. R. D. Bandaranaike）首相が強く反対した。同国のシルバ（C. P. de Silva）工業相は、その理由について「他の機関からの融資が封ぜられるのではないか」、「最大出資国のアメリカの圧倒的発言権をもって牛耳られるので

---

[233] アジア局「岸総理大臣とウ・チョー・ニェン・ビルマ副総理との会談録」1957 年 5 月。2007-00903『情報公開法』。
[234] 樋渡「岸外交における東南アジアとアメリカ」、上掲、220 頁。
[235] アジア局「岸総理大臣とネール・インド総理大臣との会談録」1957 年 6 月。2007-00903『情報公開法』。
[236] 『第 4 回経済外交懇談会議事要録』、上掲。
[237] アジア局「岸総理大臣とインド・クリシュナ・マチヤリ蔵相及びモラルジ・デサイ商工相等どの会談録」1957 年 5 月。2007-00903『情報公開法』。

はないか」との懸念があると伝えた。一方、タイでは、もっぱらの議題が日本・タイ特別円問題や貿易バランスの是正に置かれたように、「アジア開発基金」に対する関心が薄かった。また、台湾でも、別章で触れるように蒋介石から大陸反攻や日本の反共対策の問題に話題が終始し、「アジア開発基金」問題について「ほとんど触れなかった」[238]。

このように東南アジア諸国歴訪の成果は、「アジア開発基金」に関する限り、結論を下せるだけの判断を得られるものではなかった。ただし、岸の歴訪に同行した中川アジア局長は、「持っていきようによっては、これ〔アジア開発基金のこと：注、筆者〕はある程度各国が乗ってくるのではないか。特にアメリカの態度がきまれば相当これは具体化する可能性がある」と期待した[239]。

**2）玉虫色のコミュニケー岸首相の訪米**

岸は、6 月 6 日にマッカーサーと会談した際、東南アジア各国指導者と直接会談した結果として経済開発に日本が協力することを「歓迎」ないし「強く希望」していることを確認したことを強調し、以下のように日米が協力して東南アジア地域の経済開発を促進する重要性を訴えた。

> 自分としては始めての東南アジア訪問であったが、各国とも総理その他の指導者と話し、彼らの考えがある程度分かったと思う。特に経済開発については、日本が演ずべき役割、並びに東南アジア諸国がこれを強く希望していることが分かった。さらにこれらの国々と日本及び米国が相協力し、東南アジアの開発を計り、もって経済的基盤を築くことがこれら地域に安定をもたらし、共産主義の浸透を防ぐ重要な手段であることを感じた次第である（下線筆者）[240]。

岸は、続けてマッカーサーに対し、「アジアには足りぬものが二つある。一つは資金であり、他の一つは技術である」、「その資金を作るためにはアジア開発基金を設置し、その一部資金をもってアジア地域の開発に必要な資本財の輸出延払、手形の再割引に利用する。またアジアは米その他の農産物の需給の調整に困っているので、この資金の一部をもって、これが調整を計るべき」と、「アジア開発基金」、「再割引機関」、「アジア貿易基金」の 3 試案を手交した[241]。つまり、日本が考える「アジア開発基金」構想にと

---

[238] 『第 5 回経済外交懇談会議事要録』1957 年 6 月 6 日。1－18 頁。2007‐00385『情報公開法』。

[239] 『第 5 回経済外交懇談会』、上掲、19 頁。

[240] 文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第九回）」、1957 年 6 月 6 日、2007‐00913『情報公開法』。

[241] 文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第九回）」、1957 年 6 月 6 日。添付資料別添甲、“Asian Economic Development Fund and the United States Economic Development”, June 6,1957. 2007‐00913『情報公開法』。外務当局は、岸が東南アジア歴訪中、経済局が中心となり大蔵、通産、外務、農水、経済企画庁といった関係各省庁との協議の

って東南アジア地域全体の経済開発を進めることが結果的にこれら諸国の反共体制の強化につながると主張したのである。

しかし、マッカーサーは、「米国としては南及び東南アジアの自由諸国の経済を援助するため、プラクティカルであり、かつフィジブルなすべてのことをなす意向である」とコメントした[242]。すなわち、日本提案に不同意であることを示唆したのである。また、パーソンズ国務省北東アジア局長は、国務省や ICA などの省庁間委員会で日本側提案を「再検討」する予定であるが、岸訪米までに結論は出ず「米政府のリアクションをも表明し得ない」から「総理が滞華中米政府首脳部をインプレスされることが必要」ではないかと駐米日本大使館員に伝えた[243]。実際、ワシントンでは、岸提案を否定的に受け止めていた。ある国務省担当官は、「現在の日本案に対して右の採用方を上層部にリコメンドする見込みはむしろ薄弱といわざるを得ない」と内話した。その理由は、まとめると以下のようなものであった。

イ）日本案はいわば 2 年前にアジア大統領基金が設置された当時米側において考慮検討した地域開発計画促進の構想の範囲を出ていない。

ロ）米国では非常に反対の強い商品価格安定の機能を開発機関に同時に営ませようとしている。

ハ）アメリカ政府に期待する拠出金額があまりに莫大なために非現実的すぎる。

ニ）運営組織について米国が他国よりも強い発言権を認めなければ米国内の支持を得ることは困難。

ホ）東南アジア諸国が平等な発言権を持った場合、各国とも自国の直接利害のみを主張し本資金の効率的適用ができるか疑わしい[244]。

したがって、国務省内では、「日本が新しい地域開発基金を提案するに当っては、何故に二国間の話合による project by project Basis の方法よりも地域的なアプローチがより効果があり、各関係の受ける利益が大きいか」を「米側を説得するに足る十分な根拠が示されていない」ため、「現在の形では事務当局から上層部にリコメンド出来ぬし、米国に売込むことは困難」と受け止めていたのである[245]。一方で、日本側が「プロジェ

---

上、先述した骨子に基づき「アジア開発基金」を成案化していた。各省の見解は、「外務省の基本的な考え方には賛成」であり、「技術的な個所についての意見」を述べただけであった。経済局はこれ等意見を採り入れて最終案を作成した。「アジア開発基金構想に関する経緯」、2007‐00901『情報公開法』。

[242] 文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第九回）」、1957 年 6 月 6 日、2007‐00913『情報公開法』。

[243] 下田臨時大使発岸大臣宛電信 1151 号、1957 年 5 月 17 日、2011－00309『情報公開法』。

[244] 朝海発石井外務大臣臨時代理宛電信 2171 号、1957 年 6 月 1 日、2007‐00901『情報公開法』。

[245] 朝海発石井外務大臣臨時代理宛電信 2171 号、1957 年 6 月 1 日、2007‐00901『情報公開

クト・バイ・プロジェクト方式」を批判する明確な理由は、これまで延べてきたように、次の 3 点に集約されるものであった。

イ)、二国間方式は何一つ具現していない。理由の一つはアメリカが余り厳しい条件、手続きを要求するからである。
ロ)、「開発基金の実現の目的の一つ[は]アジア諸国自らが運営に参画すること。アメリカの色彩を余りギラギラさせぬこと。
ハ)、最も大きい政治的目的はアジア諸国を一つの建設的な面において協力させること[246]。

要するに、日本側は、自国の経済的負担を抑えつつ最も効率的かつ効果的な経済開発援助の在り方を模索する米国側に対し、将来的なアジア共同市場を念頭において東南アジア各国の協調気運を盛り上げようとするため「アジア開発基金」を利用しようとしていたのである。だが、米国側は、そもそも東南アジア各国が「地域機構方式」による開発援助を欲しているように思えず、仮に「地域機構」ができたとしても最大出資国となる自国が運営に関する発言力を一定に制限されることが納得できないだけでなく、日本が想定するように東南アジア各国が相互協力するとも考えていなかったのである。更に言うならば、米国は、岸が東南アジア諸国が日本の役割を期待していると強調しても、日本が東南アジア各国の足並みを揃えさせるような役割を果たし得るとも思っていなかったと言えよう。

したがって、6 月の岸訪米では、日米両国の事務方の大筋合意なしに東南アジア経済開発問題が議論されることになった。岸は、6 月 19 日 20 日にダレスらアイゼンハワー政権首脳との会談の中、「アジア開発基金」構想についての考え方を聞かせてもらってより良いものを作りたいと切り出した。ダレスは、以下のように回答した。

この考え方を実際に適用する場合は仲々むつかしい問題がある。尤も考え方としては基本的にはサウンド（健全）であるので、これを追求して行かねばならぬ。米側としては同情をもって貴下の言われる構想を検討するつもり。

外務当局は、岸訪米に先立ち、国務省担当官から「会談又は声明文においても『東南アジア開発協力の必要性を認め、これを検討する』というような漠然たる内容のものでは、今後本件を発展させる可能性はなく、少なくともかかる地域資金設置という内容が声明なり会談なりに結論とし出てこなければ何もならない」と助言を得ていた[247]。ダレ

---

法』。
[246] 朝海発石井外務大臣臨時代理宛電信 2171 号、1957 年 6 月 1 日、2007‐00901『情報公開法』。
[247] 朝海発石井外務大臣臨時代理宛電信 2171 号、1957 年 6 月 1 日、2007‐00901『情報公開法』。

スの回答は、まさに「アジア開発基金」構想を「発展させる可能性」がないというものであった。実際、国務省側が用意した共同声明案は、開発基金構想についてまったく触れたものではなかった。一方、外務当局が事前に用意した共同声明案は、次のような一文を入れたものであった[248]。

> アイゼンハワー大統領は、米国政府においても、東南アジア諸国のために、経済開発基金を設定すること及び技術訓練センターを設置することについて、他の自由諸国と協力する用意ある旨を述べた。

そこで、岸は、共同コミュニケの協議の際、「自分の東南アジア旅行の際における各国指導者との本件に関する意見交換の経緯もあり、日本側より具体案の提示が行なわれ、協議の結果米側は、これが研究を約したというがごとき表現となすよう強調」し、「総理大臣によって提起された考えに沿って更なる研究をすべきであるという点に同意した」という文言を挿入するよう主張した。だが、ダレスやマッカーサーは、日本側提案について「研究の時間的余裕がなかった」と述べ、「大統領と総理大臣は、自由なアジア諸国の経済発展を、さらに援助するためにとりうるべき諸方策について討議した。総理大臣の見解は、米国によって研究されるであろう」という文言に修正した。こうして、岸の提案は、日米双方の立場を調和する玉虫色の表現に落ち着くこととなったのである。

だが、外務当局は、米国側が岸提案を「研究」することとしたことを受け、7 月 2 日に第一次東南アジア歴訪国、7 月 15 日にフィリピン、カンボジア、ベトナム、アフガニスタン、インドネシアに同様の構想を提示し、さらに 25 日にイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ベルギー、ルクセンブルグに基金案を提示した。つまり、関係国の支持獲得を図ることによって米国政府が「アジア開発基金」構想を無視し得ない状況を作り出そうといえよう。

**3)東南アジア諸国の反応、米国側の回答**

岸が第一次歴訪した東南アジア諸国のアジア開発基金構想に対する反応は、総じて消極的なものであった。パキスタン[249]、セイロン[250]、タイ[251]は、岸提案に反対するという

---

248 「日米共同声明（案）」、1957 年 6 月 6 日、2007‐00913『情報公開法』。

249 パキスタンのハッサン大蔵次官は、パキスタンの日本大使館員に対して個人的見解としながらも、岸構想に対して「支持し兼ねる」と述べその理由を二点あげた。まず、予想される多数の加盟国が開発資金の各国別配分をめぐって激しく競争するという点である。ハッサン大蔵次官は、その競争の解決手段は、「政治的ならざるを得ない」ために、結局のところ、地域大国であるインドが大きな配分を受け取る可能性が大きくなるだろうと予想した。次に、当時パキスタンは米国との間で双務的取極によって ICA 資金等のかたちでパキスタンに供与されていたが、仮に開発基金が設置されによってそうした資金が削減されることが考えられる、という点であった。この点は、アムシャッド・アリ大蔵大臣も同様の見解を抱いていた。「ハッサン大蔵次官との会談」1957 年 8 月 12 日。「小林移動大使とアム

態度を伝えた。また、ネールはじめインド政府要人は、SUNFED をめぐり発展途上諸国と先進諸国が対立していたことを受け、同じ趣旨にある日本側の「開発基金」について英米諸国からの支持を得ることがないと見ていた[252]。実際、外務省経済局は、「米国行政府内の空気から推して、アジア開発基金の構想が年内に具体化を見るということはなかなか困難」という状勢判断を示していた。駐米日本大使館は、ICA 計画局長の オーリー（John Ohly）や大統領特別顧問ランドール（Clarence B. Randall）から岸提案の検討状況を聴取していたからである[253]。オーリーは、「現在、米国がアジア開発基金を設定するかという質問に対する解答は、『否』ということである」と伝えた[254]。また、ランドールは、岸提案に対する検討が終了していることを伝え、個人的には「マルチラテラルなベイシスにより各国協同の目標達成」を目指すべきと見解を持っていることを伝えた。つまり、岸提案が拒否されたことを示唆したのである。

しかし、外務省経済局は、「米側の批判は、何れも日本案を充分理解しないことに基づく」ものであり、「先ず米側の日本案に対する具体的見解なり批判を聞き、その上で日本側の考え方を充分説明して本案に対する米側の理解を深めて行くことが何より必要」と考えた[255]。つまり、岸後任の藤山外相が 9 月に訪米した際の議題としてとりあげようとしていたのである。これに対してロバートソン国務次官補は、9 月 10 日、岸が提案した諸構想につき、次のような理由から、仮に藤山が訪米した際に日本側からアジア開発基金問題を持ち出されても、「消極的な回答」しかできないと知らせた。

---

シャッド・アリ蔵相の会談」1957 年 9 月 5 日。2007-00902『情報公開法』。

[250] セイロン政府要人は、「日本が単独にて米国の資金を利用する途を講ぜられ、東南アジア各国に対しては独自の立場より二国間方式にて直接援助を供与することに努めることが最も効果的」と伝えた。(「結城駐セイロン大使と外務、大蔵、商務、工業各次官及び主要局長等との会談」1957 年 6 月 12 日)。実際、パンダラナヤケ首相は、「アジア諸国は、米国の政策に追随し難い立場にあり、本件のごとき基金が結局米国にその資金の大部分を仰ぐことを喜ばない」、米国が最大拠出する基金に参加することは、「ソ連、中共等との関係が悪化すること」になるかもしれないし、多国間協議の上に援助を決めていくことは、直接交渉よりも事務が煩雑になるばかりか、「他国の掣肘を受け、発言権を減じ、結果として不利となる」との見解を伝えた。「小林移動大使とパンタラナヤケ首相との会談」1957 年 9 月 17 日。2007-00902『情報公開法』。

[251] タイの経済大臣と大蔵大臣は、タイの同基金への参加に反対をしていた。特にボリバン経済大臣は、「本件基金がタイにとり何等利益なく、日本商品のための輸出拡大策ならん」と批判した（『バンコク・ポスト』1957 年 5 月 6 日付)。また、タイ政府は、1957 年 10 月 10 日、「既に多額の財政上の支出義務に制約されているため日本政府の今次提案に参画し得ないとの結論に達した」との口上書を送付した。

[252] 「小林中移動大使とネルー大蔵次官会談」1957 年 9 月 4 日、「日本人特派員との記者会見」1957 年 9 月 26 日。2007-00902『情報公開法』。

[253] 朝海発藤山大臣宛電信、第 3074 号、1957 年 8 月 16 日。朝海発藤山大臣宛電信、第 2041 号、1957 年 8 月 20 日。2007-00902『情報公開法』。

[254] Memorandum “Mr. JOHN OHLY’S REACTION TO THE JAPANESE PRIME MINISTER’S PROPOSAL ON THE DEVELOPMENT FUND”, August 12, 1957.

[255] 経済局「アジア経済開発基金に関する件」、1957 年 8 月 23 日、2007-00901『情報公開法』。

イ）現在世界銀行もあり、コロンボ・プランもあるところへ更にかかる国際機構を設置することは屋上屋を架するに似てジャスティフィケーションに乏しい。
ロ）[米国議会で審議中であった開発借款基金の予算が：注、筆者]三億ドルに削られ資金上の掣肘も生じたこと等により日本側提案には同意致し兼ねる[256]。

実際、ダレスは、9 月に訪米した藤山から岸訪米時の構想に対する検討結果を質されると、「重要なことは具体的なプロジェクトがあるか否かで、finance や mechanism が先行するのは逆」で「既存の一般的機関で充分」と回答した[257]。つまり、「アジア開発基金」構想は、藤山訪米時に実質的な拒否回答に直面したのである。しかし、岸内閣は、先述したように東南アジア各国や出資能力のある西欧諸国に同構想を提示していたこともあり、引き続き構想実現に向けて米国政府への説得を続けるとともに東南アジア各国から理解を得ようとした。こうした中、岸や藤山が期待したのは、インドが東南アジア諸国や米国の消極的態度を説得するパートナーとしての役割を果たすことであった。

**4、「アジア開発基金」構想の結末**

**1）ネール訪日とアジア開発基金**

藤山は、1957 年 10 月 4 日に訪日したネールに対し、日本として今後とも「アジア開発基金」構想を研究してゆくつもりであり、「インドとしても役立ち得る機関を作るため研究して貰いたい」と述べ、「東南アジアの外務大臣、又は経済関係大臣が会合して、これらを研究すべき問題を討議することとしては如何」と提案した[258]。また、藤山は、岸同席のもと、「アジア開発基金」について「アジアに関する限り大きな構想であるので特に急ぐことなく、ゆっくり関係国の意見を聞いて作りたい」とし、「今後本件をいかように進めていったらよいか考えていただきたい」と申し入れた。ネールは、この申しれに対して、以下のようにコメントをした[259]。

インドと日本はヨーロッパの共同市場が発展しつつあることに関心を持っている。われわれは、この共同市場には反対するかも知れない。けだし、これには二つの要素があり、この様な大きな主要な経済単位が出来ると、それが農産物価格その他に非常な影響を与えるであろうし、またフランスなどの場合の如く、この市場がヨーロッパと植民地との経済的結び付きを強化することにもなるからである。世界にはこの様なことが起りつつあるわけであるが、

[256] 朝海発藤山大臣宛電信、第 2250 号、1957 年 9 月 10 日、2007-00902『情報公開法』。
[257] 「藤山大臣・ダレス長官会談録」。2008－00250『情報公開法』。
[258] 竹内文書課長「藤山大臣・ネール首相会談要旨」1957 年 10 月 9 日、上掲。
[259] 竹内文書課長「藤山外務大臣・ネール首相会談要旨」、上掲。

本件構想はこの様な事態といかなる関係になるものであろうか。本件構想はあるいはヨーロッパ共同市場の様に一群の国家対他の一群の国家というように他国からはホスタイルなものと見られるかもしれない（下線筆者）。

ネールのコメントに対して藤山は、「その様な意味でも検討して貰っても差支えない。アジアではヨーロッパ市場の如きものは出来ないが、ヨーロッパ共同市場が出来てくると、アジアとしては第一に農産物の価格安定についてはアジア自体で考えていかねばならぬ」と述べた。すると、ネールは、「アジア開発基金計画はまとめるようにやりたい」と前向きに応えた[260]。藤山は、本節 1 項で確認したように、「地域機構方式」に対する東南アジア諸国の関心を惹きつける妙案として特産品の需給調整による価格維持をとりあげていた。ネールは、藤山の狙いに食いついたのである。

岸や藤山にとってネールの前向きな発言は、「アジア開発基金」の実現という方向に東南アジア各国やアメリカの意向をとりまとめていけるかもしれないとの期待を抱かせることになった。ネール帰国後、マッカーサーと会談した藤山は、「ネールは[アジア開発基金構想に：注、筆者]予想以上に熱意を示し」、「日本の考え方もよく了解したと思う」。今後も「両国政府が更に研究することになった」と伝えた[261]。そして、外務当局は、1958 年度予算案に将来的に「アジア開発基金」に拠出するための 54 億円（1,500 万ドル相当）を要求することとした。この予算措置は、日本が「アジア開発基金」の実現という希望を捨てていないということを内外に示すものであったと言えよう。

**2）東南アジア外相会議の模索**

岸は、1957 年 11 月 18 日から 12 月 8 日にかけて、南ベトナム、カンボジア、ラオス、マラヤ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドに歴訪の途についた。外務当局は、岸の第二次東南アジア歴訪に際し、「アジア開発基金」について「相当時間をかけても、根気よく関係国の協力を得られるように務める」という態度のもと、事前に東南アジア各国から寄せられた様々な懸念を払拭するようにした[262]。また、岸の周囲の人々は、第二次東南アジア歴訪に先立ち、「相手国から質問がない場合は、積極的には開発基金案についてのべないことを希望し勧告した」と言われている[263]。というのも、賠償交渉が妥結したばかりのフィリピン、賠償問題が未解決のインドネシアや南ベトナムは、岸提案に何ら好意的反応を示していなかったからであ

---

[260] 竹内文書課長「藤山外務大臣・ネール首相会談要旨」、上掲。
[261] 東郷「ネール首相来訪成果に関する藤山大臣・マッカーサー大使会談録」1957 年 10 月 14 日、A‘－0143。外交史料館。
[262] 例えば、岸が携行した外務省「フィリピン大統領との会談要領」1957 年 11 月など。田布施町郷土館所蔵。
[263] 熊倉正彌「アジア経済開発基金について」朝日新聞社調査研究室編『東南アジア諸国の現状勢』1958 年、571 頁。

る。

例えば、フィリピンの米国系資本の『ブレティン』は、7 月 29 日、「戦前ですら既に太平洋地域における日本の経済進出がみられたところであり、且つ低廉なる日本の商品がダンピングされる虞もあって、日本の経済的搾取に対する恐怖は現実のものである次第があり、アジアの新興独立国における国民主義運動は、日本の産業投資を決して歓迎しない」と記し、「所謂、『共栄圏』計画によって、比は単に日本の工業原材料の供給国及び完成日本品の市場に墜ち去る惧れがある」、「この懸念はアジアの他の低開発国に共通にみられる」と報じていた[264]。また、インドネシア国内でも、「日本は東南アジア開発基金の計画に乗出すより賠償の解決が先であり、開発計画は賠償をアメリカに支払わせんとの魂胆であるとする米国一部の論調に日本は耳を傾けるべき」、「インドネシアとしては、正常な国交が樹立されていないのに開発計画を云々しても皆紙上の空論に過ぎない」と批判的論陣が張られた[265]。したがって、岸や外務当局は、岸首相が歴訪の際に「アジア開発基金」の必要性を強調することによってフィリピン国内に見られる猜疑心を高めないように配慮したと言えよう。

ただし、岸が第 2 次東南アジア歴訪時に依然として「アジア開発基金」構想を撤回する態度をとらなったことは、米国政府の苛立ちを高めることになった。マッカーサーは、12 月 10 日に藤山と会談した際、「東南アジア開発に関する米国の考え方」が「冷淡」といった「誤解を招くような報道」があるため、米国政府の立場を公表したいと申し入れた[266]。同日、牛場局長と会談したチボドー（Ben H. Thibodeaux）公使は、「多角的基金」の新設問題に対する各国からの問い合わせに「一々説明する煩に堪えない」と述べ、次のような声明を公表したいに伝えた。

> 多角的な基金は、世界銀行、国際通貨基金等既存の機関と重複し、又その成立は何時のことか判らず運用上にも克服し難い障害が予想され到底米国議会の承認を得ることは出来ない[中略]現在の処これら地域の経済的開発のため新しい地域的基金計画に参加する計画はない。米国は現在アヴェイラブルな基金の範囲内で特定の計画のメリットを考慮した上、スペシフィックなプロジェクトに参加する[267]。

米国政府が上記声明を公表することは、日本側にとって「アジア開発基金」の実現に

---

[264] 湯川発藤山大臣宛電信、第 627 号、1957 年 7 月 29 日。2007-00902『情報公開法』。また、『ヘラルド』は、8 月 24 日、フィリピン政府が岸提案に慎重姿勢をとる背景に「単なる経済的動機以外のものが背後に潜んでいる虞ありとの考慮」があると指摘し、「結論として構想自体は表面的には『メリット』があるが、大東亜共栄圏の『におい』がするので、政治的なインプリケーションに鑑み極めて慎重な検討を要する」と論じた。湯川大使発藤山大臣宛電信、第 706 号、1957 年 8 月 24 日。2007-00902『情報公開法』。

[265] 高木日本総領事発藤山大臣宛電信、第 468 号、2007-00902『情報公開法』。

[266] 「12 月 10 日大臣・マックアーサー大使会談録」。2007－00911『情報公開法』。

[267] 「牛場経済局長・チボドー公使会談の件」。E’-2-3-31-1-1、外交史料館。

向けて時間をかけつつ関係国を説得するという方針が頓挫することを意味していた。日本側は、米国政府が最大拠出国となることを前提として東南アジア諸国の理解を得ようとしていたからである。また、右方針の頓挫は、外務省が「アジア開発基金」の拠出金として 1958 年度予算の要求する根拠が喪失することを意味していた。そこで、牛場は、「アメリカ政府が多角的な基金には全然興味を有せざることを明らかにされれば、右予算〔輸出入銀行内に設置予定の東南アジア開発協力基金 50 億円〕も通らなくなる」だけでなく、「国会を眼前に控え政府として、エムバランシングな事態を生じる虞がある」（下線筆者）として、声明公表を見合すように申し入れた[268]。

こうした中、藤山や外務当局は、ネールに打診した「東南アジアの外務大臣」を集めた「会合」を開催し、「アジア開発基金」が必要であるという気運を盛り上げ、米国の説得にあたろうとした。藤山が考える「会合」とは、後述するように、日本とインドが中心となってビルマ、インドネシア、米国そして英国の外相ないし経済閣僚を一同に集め、アジアの問題を討議するというものであった。その狙いは、インドのみならず、米国と「特殊関係」にある英国の発言力を利用しようとする点にあったと言えよう[269]。藤山は、1957 年 9 月にインドのジャー大使と会談した際、「米国人は確かに善意であるが、日本人的立場からみればアジアに関する知識と経験が未だ十分ではないかと思われる」が、「「英国人の方が米国人よりもアジア人の心理をよりよく理解していると思う」との所見を示していた[270]。

実際、藤山は、1957 年 9 月 27 日から 10 月 1 日まで訪英を通じ、英国政府が「アジアの経済開発の問題」について日本側の「基本的な考え方」に賛成し、「わが国の構想」にも「深い関心」を持ち「今後の討議を歓迎する」という態度をとっているとの感触を得ていた[271]。つまり、アジアの経済開発に対する見解は、米国よりも英国政府の方が日本に近いと判断していたのである[272]。そこで、藤山や外務当局は、1958 年 1 月にイン

---

[268]「牛場経済局長・チボドー公使会談の件」。E’-2-3-31-1-1、外交史料館。

[269] 田中孝彦「冷戦初期における国家アイデンティティの模索」細谷千博、イアン・ニッシュ監修、木畑洋一、イアン・ニッシュ、細谷千博、田中孝彦編『日英交流史 2』東京大学出版会、2000 年、所収、251-252、258 頁。

[270] ジャーも、藤山の所見に対し、「米国人は友好的であり寛大であるがともすれば興奮し勝ちである。又米国には一つのまとまった政府がないような感があり、大統領、国務省、上院外交委員会、更に実業界がそれぞれ国際問題について異なった見解を述べている。これに反し英国は議会を通じ一つの外交上の意見を披瀝しており米国よりも結合力に富んでいる」とコメントし、「全く同感」と応えていた。アジア局 4 課「ジャー･インド大使の藤山大臣来訪会談に関する件」1957 年 9 月 10 日、上掲。

[271]「内奏用資料」A’－0154、外交史料館。

[272] 英国政府は、東南アジアが自国の重要市場であると同時に日本が進出する懸念も抱いていたため「アジア開発基金」構想の重要性を認識していた。だが、英国外務省は、英国に資金拠出の余裕がないだけでなく、日本の提案が「大東亜共栄圏の記憶」を喚起するため、東南アジア各国の支持を取り付けられないだろうと観測していた。田中「冷戦初期における国家アイデンティティの模索」、上掲、255 頁。

ドネシア賠償協定調印のためにシンガポールに立ち寄った際、同地に滞在中の英国首相のマクミラン（Maurice Harold MacMillan）に、米、英、インドを中心とする東南アジア各国の外相会議（以下、東南アジア外相会議と略す）の開催を試みた[273]。藤山は、僅か30 分という短時間ゆえに上記問題に触れることができず、会談に同席していたラッセルズ（Daniel W. Lasceles）駐日大使に上記事項の伝達を依頼した[274]。また、インドネシアを訪問した藤山は、スバンドリオ外相にも同様の打診をした。さらに、藤山は、1958年 2 月にジャーと会談した際、マクミランやスバンドリオに打診した構想の概要を説明した。それは、「東南アジア、中共問題等」を議題とし、「日本、インド、インドネシア、ビルマの外相に加え、アジア問題に密接な関係のある英米の外相位の会談」を行うというものであった。続けて藤山は、スバンドリオも「必ずしも結論をえなくとも開く価値のあるものであるとの意見」を持っているようであり、マクミランも「速答は出来ないが、問題をアジアに限るならば必ずしも不可能ではないような口吻であった」（下線筆者）と付け加えた[275]。

藤山の補足情報は、インド側の歓心を買うためにマクミランの反応を非常に曖昧に伝えたものであった。実際、ラッセルズから伝言を受けたマクミランは、「更に検討を要する問題ではないか」と実質的に反対するコメントを述べていたからである[276]。英国側が藤山の提案を受け入れなかった理由は、英連邦と東南アジア条約機構に問題を引き起こしかねないという憂慮があったと言われている[277]。また、マクミランの否定的態度の背景には、インドネシア情勢をめぐる日英間の見解の相違があったものと考えられる。マクミランは、「インドネシアのオランダに対する仕打ちは世界秩序をみだすものであり、インドネシアを援助することは悪者を援助するに等しい」と藤山に苦言を呈していたからである[278]。さらに、マクミランの否定的態度のもう一つの理由は、次章で論じるように、日本側が中国問題をめぐり英国と提携して米国と政策調整を図ろうとしていた

---

[273] 外務当局は、マクミランとの会談に臨み、「インドネシア問題、ゴア問題、カシミール問題等」といった「東亜の諸問題」を取り扱うにあたり、「大局的見地から英、米、日の三国がよく話合って自由陣営の一致した方策をたてて行くことが必要ではないか」と前置きし、「もしこれに御支持を得られるならば、今後更に具体的方法につき検討してみたい。かかる話合いに印度を加えるべきかどうか」と持ちかけようとしていた。「藤山外務大臣・マクミラン英首相会談要領」1958 年 1 月 13 日、A’－0388、外交史料館。

[274] 在シンガポール日向総領事発岸外務大臣臨時代理宛電信第 41 号、1958 年 1 月 21 日、A’－0388、外交史料館。

[275] アジア局 4 課「ジャー・インド大使の藤山大臣往訪に関する件」1958 年 2 月 3 日。目録、外交史料館。

[276] 在シンガポール日向総領事発岸外務大臣臨時代理宛電信第 41 号、1958 年 1 月 21 日、A’－0388、外交史料館。

[277] クリストファー・ブラディック「遠き友邦：グローバル化時代における日英関係 - 1958 - 2000」『日英交流史 2』、上掲、311 頁。

[278] 「大臣とマッカーサー大使との会談」1 月 28 日。00911－0008『情報公開法』。

ことに難渋を示していたことがあげられよう[279]。こうして、東南アジア外相会議構想は、立ち消えとなった。だが、藤山は、次項で論じるように、必ずしも「東南アジア外相会議」の開催を諦めていたわけではなかった。

**3)「アジア開発基金」構想の消滅**

岸内閣は、1958 年 2 月に東南アジア経済協力を目的とする国際機構が設立された場合に即座に出資し得るよう輸出入銀行に資金勘定を設置することを決定していた。これに基づき、岸内閣は、「経済基盤強化法案」により、1958 年 7 月に輸出入銀行内に設置された対東南アジア経済協力機関への出資金 50 億円を確保した。岸や藤山は、日本単独で東南アジア地域の開発に必要な資本を供給する国際機構を設置する必要性を米国政府に説き続けた。というのも、米国政府が従来の姿勢を変えるという意向が見られなければ、東南アジア開発問題を討議することを改めてインドなど東南アジア各国に呼びかけることもできなかったからである。

例えば、藤山は、1958 年 8 月 13 日にマッカーサーと会談した際、「岸構想については比較的短期間に纏めたものであって、一次産品問題も自分の東南アジア旅行の結果急いで入れた経緯もある。日本は決して岸構想にこだわるものではなく、兎も角具体的計画を実施する時期が来ている」と述べ、「米国がこれならやれるというダレス構想とでもいうべきものを出して貰えないであろうか」と申し入れた[280]。つまり、自ら妙案として取り入れネールの賛意も得た一次産品価格調整機能に米国側が反対していることを受け放棄しても構わないと伝えたのである。また、次章で論じるように、岸内閣は、1958 年 5 月以降の日中貿易断絶状態に対し、「静観」するという姿勢をとっていた。もともと日中貿易拡大に反対であったアイゼンハワー政権は、岸内閣の「静観」姿勢を支持していた。そこで、岸は、日本が「静観」を続けるためにも、米国側が新たな対東南アジア政策を打ち出す必要があると主張した[281]。さらに、9 月に訪米した藤山は、米国政府内で米州開発銀行（IDB）の設置構想（1959 年設立）が検討されていることを指摘し、なぜ東南アジアを対象とする地域開発機関に賛成しないのか問いただした。一方、ディロン（Douglas C. Dillon）経済担当国務次官補は、「ある特定の地域でこの種地域的機関を持ちたいという強い政治的要望のある場合」に限り例外的に認めているだけであり、「地域的開発機関の創造」に原則的反対するとの考え方に変わないと藤山に応え、次の

---

[279] 田中「冷戦初期における国家アイデンティティの模索」、上掲、254 頁。

[280] 作成者不明「8 月 13 日藤山大臣、マッカーサー大使会談録」作成者不明。2008‐00254『情報公開法』。

[281] 中共や社会党がこれ〔日中貿易断絶〕をとらえて、又宣伝するのはかまわないが、国民も恰も岸内閣が中共貿易を阻止しているという感じをもつことは困るのである。されば国民に対して東南アジアとの経済関係が伸びて行くという事を示す必要あり、又米国がこれに協力しているという事を示す必要もあるのである（下線筆者）。作成者不明「8 月 25 日総理、外務大臣、在京米大使会談録」2008‐00254『情報公開法』。

ように述べた。それは、「東南アジアの関係諸国が互いにこれを希望し、その動きが起ってくれば米国としてもこれに協力し最大の努力をする」のも吝かではないが、「米国のバイラテラルな援助計画を指導してゆく方針には何等の変更はない」し米国政府が「リード」することもできない。また、「東南アジア地域開発機関の問題については日本だけが真の興味(real interest)を示しているが、他の諸国は未だかかる地域開発基金の設定には興味なくむしろバイラテラルな支持を希望しているように見える」し、「地域的機関は造ってもそれだけで資金は増えるわけではなく、限られた資金を違ったチャンネルから融通するというに過ぎない」(下線筆者)のではないか、というものであった[282]。

会談を終えた藤山は、「東南アジア経済開発の問題については米国は依然として地域的機関の新設には消極的」でありながらも、「関係当該国の間の要望がまとまればこれに協力する用意があるという態度を明らかにしたことは一つの前進」(下線筆者)と本国に伝えた[283]。というのも、米国政府が東南アジア各国に「地域的機関の新設」を「希望」していることが分かれば「最大限の努力」をすると言質をとったことにより、「東南アジア諸国と話合いをする根拠ができる」と考えたからである。実際、藤山は、ディロンに対し、「実は私が賠償問題でインドネシアに行った時、スバンドリオ外務大臣に会い関係国の外務大臣で相談してみるという話もあったのだが、米国の政策が分からぬためそこまで行かなかった」と述べていた[284]。要するに、藤山や外務当局は、米国政府が資金拠出の意向を明確化しなければインドはじめ東南アジア諸国に効果的な説得ができないが、インドはじめ東南アジア諸国の強い希望がなければ米国政府に資金拠出に向けた説得ができないという堂々巡りの状況に脱却するため、機会を見て「東南アジア外相会議」の開催を再び呼びかけようとしていたといえよう。

だが、その後、藤山や外務当局が「東南アジア外相会議」を呼びかけることは、なかった。その理由は、まず、1958 年 9 月の藤山訪米以後の外交の中心課題に安保改定交渉が浮上したことがあげられよう。実際、藤山は、1959 年に予定されていたインド訪問を延期することになった。また、日本国内で「アジア開発基金」構想への支持が急速に失われたことも理由としてあげられよう。1958 年 9 月の藤山訪米は、従来の岸提案に何ら進捗がないことを国内に印象づけることになった。例えば、小松幹（社会党代議士）は、国会にて次のように批判した。

> 結局ダレスは構想には全く乗ってこない。ここに私は岸構想はついに敗れた、ただ 50 億円を積み上げて、非常に賑やかな宣伝をしただけに終わったと考えるのでありますが、岸総理、あなたの夢はまだ消えずしていつまで続くのか[285]。

---

[282] 朝海発岸大臣臨時代理宛電信、第 429 号、1958 年 9 月 15 日。00911-0040『情報公開法』。
[283] 朝海発岸大臣臨時代理宛電信、第 2153 号。1958 年 9 月 13 日。2008-00254『情報公開法』。
[284] 朝海発岸大臣臨時代理宛電信、第 429 号、1958 年 9 月 15 日。00911-0040『情報公開法』。
[285]「衆議院予算委員会第 2 号」1959 年 2 月 2 日。「参議院予算委員会第 20 号」1959 年 4 月 7 日。『国会議事録』。

野党の批判に呼応し、経団連や自民党内からは、東南アジア地域と日本企業の経済協力を促進するため輸出銀行に凍結されていた 50 億円を有効活用すべきとの議論が展開された。こうした圧力のもと、官民協調を重視する岸内閣は、「アジア開発基金」構想の拠出金として確保した 50 億円を 1960 年に発足が決められた日本単独の海外援助機関である「海外経済協力基金」（The Overseas Economic Cooporation Fund of Japan：OECF）の原資の一部に使用することを決定せざるを得なかったと考えられよう[286]。こうして、「アジア開発基金」構想は、名実ともに消滅することになったのである。

### 第 4 節　小括 - 岸内閣の経済外交における東南アジア

本項では、これまでの議論を整理しつつ岸内閣の東南アジア経済外交が本論全体の中でどのように位置づけられるか言及する。

岸内閣の対東南アジア経済外交の基本目標は、吉田・自由党政権以来の輸出振興に沿ったものであった。ただし、岸内閣は、鳩山・民主党政権期に打ち出された長期経済計画（経済自立五ヵ年計画）の延長上で東南アジアと日本の経済提携の強化を進めようとした。この計画は、重化学工業部門の振興に重点を置いたものであり、重化学工業部門を国際競争力ある輸出産業として育成するためには、合理化や廉価な原料供給により生産コストを削減する必要があった。つまり、廉価な原料供給のためには、東南アジアに安定的な原料供給源と製品販路を確保することが求められたのである。東南アジアへの積極姿勢をとる鳩山内閣は、バンドン会議に参加したように東南アジア各国の経済ナショナリズムの気運に理解を示すことにより、相手国の経済開発に協力するという態度のもと賠償解決や経済協力を進めていこうした。実際、鳩山内閣は、日比賠償問題妥結、カンボジア政府と日本人移民送出に合意した。また、同内閣期には、外務当局のみならず、高崎や一万田のような経済閣僚、松永安左衛門といった財界指導者から、日米協力による東南アジア経済開発の諸構想が打ち出された。それらは、いずれも米国政府の海外援助資金の活用を念頭に置きつつ、東南アジア各国も参加する開発基金案（地域機構方式）、国策投資機関新設案（国策投資機関方式）、東南アジアの経済開発プロジェクトに日米が協力する（プロジェクト・バイ・プロジェクト方式）に大別できる。しかし、鳩山内閣期の東南アジア経済開発構想は、政府としての一元的構想として具体化されたわけでなく、経済界の意向を充分に反映していたものでもなかった。

外相に就任した岸は、「経済外交」を外務省の中心課題として取り扱うため、重光前外相による外交人事を刷新する一方、財界人を網羅した経済外交懇談会を設置した。つまり、対東南アジア経済外交を強力に推進するため、官民協調態勢を構築しようとしたのである。岸は、スカルノの復権とともにより解放された経済ナショナリズムに乗じてインドネシアと日本の経済提携を促進するため、賠償妥結を急ぐとともに経済支援を与

[286] OECF の設立経緯については、湯「海外経済協力基金の設置経緯」、上掲。

えた。また、岸内閣は、日印関係を改善するため、インドへの借款供与に踏み切った。借款供与は、日印通商協定及び GATT35 条の対日適用撤回に結びついたように、日印経済関係の好転に寄与した。そして、東南アジアの大国であるインドネシアやインドとの友好関係の構築は、「アジア開発基金」構想の推進とも関連付けられていた。

岸内閣は、日米協力を前提とする東南アジア開発構想のとりまとめを進めた。当時、岸や外務当局及び経済外交懇談会の参加する政財界指導者の関心は、1956 年後半から動き出した EEC に置かれていた。日本側は、重化学工業部門の販路として期待する東南アジア市場をめぐり将来的に西欧諸国と輸出競争が激化するのではないかとの懸念があった。また、日本側には、将来的に EEC を契機として西欧全体がブロック化していくことによって、日本が西欧市場から締め出されるのかではないかとの不安が見られた。というのも、日本は、すでにイギリス、フランスなど西欧諸国から GATT35 条を援用されて貿易上の差別待遇を受けていたからである。こうした中、岸や経済外交懇談会の政財界指導者の中には、将来的にアジア共同市場を結成するという点を視野に置きつつ、従来以上に東南アジアと日本の経済提携を促進すべきという見解が強く現われるようになった。

しかし、アイゼンハワー政権は、冷戦政策という観点から EEC の結成を後押しつつ CHINCOM を通じて日中貿易を制限していながらも、上記した日本側を懸念や不安を解消するような東南アジア地域政策を持っていなかった。そこで、岸は、将来的なアジア共同市場への布石ともなり得る「地域機構方式」、すなわち「アジア開発基金」を日本政府の正式な構想として成案化し国内外に打ち出したのである。この構想の「最も大きい政治的目的はアジア諸国を一つの建設的な面において協力させること」に置かれていた。すなわち、岸や外務当局は、「アジア開発基金」に付随する地域機構の運営を通じ、経済ナショナリズムを背景とした自国中心のフルセット型の経済開発計画を域内の相互補完性あるものへ調整させるだけでなく、こうした調整を積み重ねることによってアジア共同市場を念頭において東南アジア各国指導者間に地域主義にもとづく連帯感が醸成されることを希望したのである。また、岸や外務当局ないし経済外交懇談会委員の間には、EEC 発足を受け、東南アジア諸国の側にも「地域機構方式」を受容する気運が生まれつつあるのではないかとの期待があった。さらに、岸たちは、東南アジア各国による「アジア開発基金」構想への支持を確実なものにするため、東南アジア各国が望む農産物価格の安定化という機能のみならず、出資金の多寡に関わりなく一国一票制度を設ける一方で最大出資国であるアメリカの発言権を一定に制約するという仕組み取り入れた。これらに注目するならば、岸内閣の「地域機構方式」は、鳩山内閣期に打ちだされた構想の「焼き直し」と見なすことはできないであろう。

結果的に見ると、「アジア開発基金」構想は、東南アジア諸国の消極姿勢、アメリカ政府の反対に直面し、結実することなく消滅した。アメリカ政府の反対理由は、そもそも既存の「プロジェクト・バイ・プロジェクト方式」よりも「アジア開発基金」構想の

方が「効果」があり「各関係の受ける利益が大きいか」を「説得するに足る十分な根拠」がないという点にあった。それのみならず、日本案には、米国内で「非常に反対の強い商品価格安定の機能」が含まれていること、「アメリカ政府に期待する拠出金額があまりに莫大」、運営に関する米国の絶対的な「発言権」が認められていなかった。米国側は、資金拠出にも関わらず発言権を制約されることに強い不満を感じていただけでなく、東南アジアに対等の発言権を与えると「直接利害のみを主張」するだけと見なしていたのである。

一方、東南アジア各国には、「アジア開発基金」に加盟した場合、加盟国同士で限られた援助資金をめぐり競争が生まれてインドのような域内大国が有利な結果になりかねないこと、これに関連して既存の米国から経済援助が削減されるかもしれないこと、その一方で最大出資国の米国の意向によってソ連など東側諸国との経済提携に「掣肘」を受けるかもしれないとの懸念があった。また、日本に次ぐ大国であったインドは、構想そのものに理解を示しつつも、日本側構想に米国政府が反対しているという点に注目し終始消極的態度をとっていた。こうした東南アジア側の消極的態度は、米国政府が「アジア開発基金」構想に反対する理由を正当化することに寄与した。

そこで、藤山や外務当局は、インド、インドネシア、ビルマ、米国、英国の外相を集めた「東南アジア外相会議」を開催し、「アジア開発基金」の必要性を米国側に訴えようと試みた。だが、英国政府の反対姿勢に直面した藤山らは、米国が「アジア開発基金」構想に非協力的態度を転換させることがない限り、右外相会議開催をインドなどに強く働きかける「根拠」が見いだせないというジレンマに陥った。藤山は、ディロンより東南アジア各国の支持を条件として日本側の構想に協力するとの言質をとったものの、再び「東南アジア外相会議」を提唱できず「アジア開発基金」構想も消滅した[287]。

以上要するに、岸内閣の対東南アジア経済外交とは、重化学工業部門の安定的育成に必要な資源供給源と販路を確保するという目的のもと、インドやインドネシアなど当該地域の大国との経済提携関係を強化しつつ、東南アジア各国の経済ナショナリズムを調整する仕組みをつくり EEC 設立という経済的地域主義の潮流に対抗したアジア共同市場を形成する環境を整えていこうとするものであったと言えよう。そして、岸内閣は、東南アジア各国の意向を日本がとりまとめるという形をとり、後者の仕組みに対する米国政府の支持と協力を引き出そうとしたのである。

---

[287] 「地域機関方式」による東南アジア経済開発の気運が高まったのは、1963 年の ECAF であった。こうした気運が結実したのは、1966 年 12 月の佐藤栄作内閣期のアジア開発銀行であった。ただし、アジア開発銀行（ADB）に臨む日本の態度は、「東南アジア諸国の自助努力に基づく（商業ベースに即した）開発計画に対して優先的に資金融資を行う『地域銀行』としての機能」であり、「南北問題の一環」として地域経済協力の担い手となることを希望する東南アジア諸国側と見解の差があった（波多野・佐藤『現代日本の東南アジア政策』、上掲、153 頁）。また、ADB は、運営（≒議決権）が加盟国の出資比率の意向がより反映される仕組みとなっている。ゆえに、ADB は、岸内閣期の「アジア開発基金」構想と性格が異なるものである。

だが、東南アジア諸国をグルーピングして対米交渉力を高めようとする試みは、「アジア開発基金」構想の顛末を見る限り、失敗に終わったと評価せざるを得ない。米国側には、日本が出資国となる欧米諸国の利害に反しないよう東南アジア各国の意見の調整する役割を果たせるのか不信があったとしても不思議ではない。岸内閣は、共産圏の東南アジアに経済的浸透することを防ごくという反共主義のロジックを強調しながらも、「アジア開発基金」構想に共産圏のような農産物価格の調整機能を付加させようとしていただけでなく、反植民地主義（≒脱欧米依存）を謳うネール率いるインドとの政治的協調ポーズを内外に示し、スカルノがオランダ系資本の接収を進めた機会に乗じインドネシアとの経済提携強化に乗り出していたからである。

また、米国側は、「アジア開発基金」の運営を通じて東南アジア各国の相互連帯感を醸成していこうとする日本側見解について、基金運営に混乱をもたすだけに過ぎないと否定的な解釈していた。一方、東南アジア各国も、日本が創出可能と考える「アジア諸国は一つ」という地域的アイデンティティに理解を示し積極的に呼応したわけではなかった。東南アジアを一つの地域としてまとめようとする発想自体は、EEC への対抗概念であったからである。このように見るならば、「アジア開発基金」構想の限界は、岸たちが「大東亜共栄圏」という独善的発想を戦後も引きずっていたことに起因していた、と解釈することもできよう[288]。。

このように、岸内閣は、対東南アジア経済外交のみで EEC 結成に触発されて西欧市場から締め出されるという不安、東南アジア市場のをめぐり予想される西欧諸国の競争激化に対して日本の商権の確立が脅かされるという懸念を払拭させることができなかった。そこで、岸内閣は、次章で論じるように、ソ連や中国との貿易（≒大陸貿易≒東西貿易）の拡大を展開することになる。

[288] もちろん、米国議会がアイゼンハワー政権の対外援助予算の拡大に強く反対していたことも「アジア開発基金」構想の限界として指摘できよう。ただし、アイゼンハワー政権が 1958 年から 1959 年にかけて米州開発銀行（IDB）の創設、第 8 章で言及する第二世銀の設立の乗り出したことを踏まえれば、米国議会の反対を決定的理由とみなすこともできないのではないか。

## 第 5 章　岸内閣期の東北アジア政策－韓台友好路線と東西貿易拡大方針

東北アジアは、1945 年まで日本の植民地ないし権益が集中する東亜と呼ばれる勢力圏であったことが物語るように、戦後も日本が政治・経済的にも強い利害関心の有する地域であった。日本は、1930 年代までに東北アジアにインフラ整備、設備などを移植し、日本を中心とする合理的な分業体制を構築し、日本の工業生産力を飛躍的に増強させた[1]。なかでも、中国大陸は、日本の主要な輸出市場であり、石炭、塩、鉄鉱石等の豊富かつ安価な重要資源の輸入市場、そして、日本本土の過剰人口の送出先という経済的役割を担ってきた。戦前の日本の対中貿易は、1930‐39 年の期間、年平均で総輸出の 21.6%（輸出額約 2 億ドル）、総輸入の 12.4%（輸入額役 1 億 2,000 万ドル）を占めていた[2]。

こうした東北アジアの経済システムは、日本の敗戦に伴い瓦解した[3]。そこで、対日占領を担うアメリカ政府内には、1947 年から 1948 年の間に、「朝鮮半島、満州、中国北部のすべてが、日本と再統合されるべき対象」としようとする構想が検討されたこともあった。だが、こうした構想は、中国共産党による中国大陸の実効支配が進み、朝鮮戦争が勃発したことによって採用されることがなかった[4]。日本と韓国や台湾（国民党政府）との正式な貿易関係は、GHQ/SCAP の斡旋のもと 1949 年 4 月の日韓貿易協定、1950 年 9 月の日華通商協定締結さにより復活していた。日韓貿易は、ドル建のオープン・アカウント決済方式のもと年度毎に策定する貿易計画によって運営された[5]。貿易計画の内容は、日本の植民地支配で実践された貿易取引を確立することを目指すものとなっていた[6]。日台間の通商関係も、韓国とほぼ同様であった[7]。一方、中国（中国共産党政府）との貿易は、朝鮮戦争を契機として断絶状態にあった。

西側陣営の一員として独立した日本は、吉田・自由党政権のもと台湾を実効支配しつ

---

[1] ブルース・カミングス「世界システムにおける日本の位置」アンドルー・ゴードン編『歴史としての戦後日本・上』みすず書房、2001 年、96 頁。
[2] 外務省編『わが外交の近況』第 1 号、1957 年 6 月、参照。
[3] カミングス「世界システムにおける日本の位置」、上掲。
[4] カミングス「世界システムにおける日本の位置」、上掲、101－110 頁。
[5] 1949 年 4 月の日韓通商協定は、政府の直接統制のもとドル現金決済を支払方式としていた。右協定は、統制貿易、ドル不足の影響などもあり計画にそった取引が停滞したため、1950 年 4 月に計画の大部分を民間貿易に委譲させるとともにドル建てオープン・アカウント方式に改正された。森田芳夫「日韓関係」鹿島平和研究所編『日本外交』第 28 巻、鹿島研究所出版会、1973 年、29-30 頁。
[6] 高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒―日韓通商協定の締結を手掛かりに」『国際政治』第 168 号、参照。実際のところ、日韓貿易は、韓国側の大幅入超傾向が続いた。1950 年代の日韓貿易取引の詳細については、丁振聲「1950 年代の韓日経済関係－韓日貿易を中心に」『日韓歴史研究共同委員会第 3 分科会報告書』2005 年 3 月、最終アクセス日 2010 年 5 月 1 日。（http://www.lkcf.or.jp）、参照。
[7] 例えば、日台貿易取引の詳細については、やまだあつし「1950 年代の日本の台湾輸出」『人間文化研究』第 16 号、参照。

つ大陸反攻を主張する蒋介石（Chiang Kai-shek）率いる国民党政権と国交回復し、朝鮮半島全域の支配権回復を国是とする李承晩（Rhee Seungman）政権と関係の正常化を目指す交渉を開始していた。また、吉田・自由党政権は、第 4 章で論じたように、大陸貿易（≒東西貿易）に代わるものとして米国政府の協力のもと東南アジアへの経済進出を進めようとした。こうした中、特に革新勢力は、東西対立を超えて中ソとの大陸貿易（≒東西貿易）の再開のみならず国交正常化を進めるべきという主張を展開した。こうして、日本政府は、韓国や台湾との政治的関係構築の課題と、ソ連や中国と貿易再開を要望する国内の声にいかにして応えていくのかという課題に直面することになった。

本章では、第 1 部で整理した内政指針との連動という視点から、岸内閣が以上のような東北アジアの外交課題にいかに取り組んだのか説明を試みたい。右目的のため、第 1 節では、鳩山内閣から岸内閣期にかけての大陸貿易≒東西貿易拡大方針と対韓台政策の概観を示しつつ、岸がどのような論理のもと前者と後者を同時追求していこうとしたのかという点に留意し、岸内閣の東北アジア政策の枠組みを議論する。

## 第 1 節　岸内閣の東西貿易拡大方針

### 1、政経分離の対中姿勢

ソ連や中国をはじめとする東側陣営と日本の貿易は、ココム（対共産圏輸出統制委員会：COCOM）により規律されてきた。いわゆる東西貿易の拡大の願望は、外交政策を中立主義へ転換することを求める日本社会党など革新勢力のみならず、戦前期から中国大陸やソ連と貿易取引実績を持つ経済界人（とりわけ関西財界）の間にも共有されていた。ソ連はじめとする東側陣営は、1950 年代中葉より「平和共存」のスローガンのもと西側諸国との貿易拡大を求めるようになった。また、英国など西欧諸国は、東西貿易の拡大のためココム緩和を求めてきた。

こうした中、東西貿易の拡大を求める財界有力者は、1954 年 9 月 22 日、「中国、ソ連、南北朝鮮、その他、社会主義国など、日本が外交関係を持たない国々との経済、貿易の交流を促進し、その障害を取り除くこと」を目的とする日本国際貿易促進協会（以下、国際貿促）を設立した[8]。同会の世界情勢認識は、「朝鮮やインドシナにおける休戦を契機に国際関係の緊張が著しく緩和され、これにともない異なった政治体制や経済制度の平和的共存が実現に可能となって来た」というものであった[9]。実際、同会会長の村田省蔵は、「鉄のカーテン」やイデオロギーに囚われず、日本経済の自立という独自の利益を拡大するため、「これからの生涯を一切日中、日ソ貿易にぶち込む」という意

[8] 同会は、村田省蔵（元大阪商船社長・貴族院議員）を会長とし、役員に岡崎嘉平太（池貝鉄工社長）、松原興三松（日立造船社長）、川勝傳（大日本紡績社長）、小菅宇一郎（伊藤忠商事社長）、杉道助（大阪商工会議所会頭）、鮎川義介（参議院議員）、高崎達之助（前電源開発総裁）、石橋湛山（自由党代議士）、池田正之輔（日自党代議士）が名を連ねていた。
[9] 『アジア経済旬報』1954 年 10 月 20 日発行、11 頁。

気込みのもと、1954 年夏より訪中準備を進めた[10]。つまり、経済的自立という日本独自の利益を追求するため、東側陣営による「平和共存」のスローガンに積極的に呼応することによって東西貿易を拡大していこうとしたのである。

対中問題に冷淡な態度をとってきた吉田政権は、こうした国内世論や世界情勢の変化に乗じ、1954 年になると中国側との経済的、文化的交流を厳格に抑制する態度を軟化させつつあった[11]。同年 12 月に反吉田・自由党勢力を結集した誕生した日本民主党（以下、民主党）は、自由党政権以上に東側陣営に対する柔軟姿勢をとろうとしていた。民主党は、「アジア大陸と密接な経済的つながり」を持っていた関西地方の経済界や北方海域で水産事業を展開してきた水産業界と深いつながりがあった。鳩山・民主党政権の経済閣僚となった石橋や高崎は、国際貿促役員であった。農林水産相に起用された河野は、水産業界とのつながりが強く日ソ関係改善を求めていた。さらに、鳩山自身は、「『新興』と称される財閥の代表者、特に鮎川サイドからの支持（金融面を含む）」を受けていると言われていた[12]。つまり、鳩山・民主党政権の誕生の背景には、吉田・自由党に満足しない財界人の支持があったのである。

鳩山首相は、1954 年 12 月 10 日、初閣議後の記者会見にて「ソ連、中共とも仲よくしたい。それを米国が心配するには及ばない」と発言し[13]、「国民政府も中共政府も立派な独立国として認める」（12 月 15 日のラジオ街頭録音）と述べた[14]。また、国際貿促会長の村田と会談した鳩山は、1955 年 1 月 4 日、村田による訪中目的が「貿易の品種品目のワクを取り除き、さらに相互に経済使節団の交流」をはかり、中ソとの貿易交流の相互の障害を取り除くことにあると語った[15]。さらに、鳩山は、村田が訪中している間、「総選挙前に中ソ両国へ国交正常化を提唱する」（1955 年 1 月 10 日の大阪で演説）、「中ソとの貿易は米国に気兼ねする必要はない」（1 月 12 日の広島での演説）といった発言を繰り返した[16]。こうした中、1 月 8 日に訪中（‐27 日）した村田は、周恩来（Zhou Enlai）首相はじめ中国側要人に新たな日中貿易協定締結を打診した[17]。

一方、ダレス国務長官は、1 月 9 日、「鳩山、重光外交が繰り返し中ソ経済関係の促進、ソ連との国交正常化を強調しているので、米国の議会と国民には日本が共産圏への

---

[10] 村田省蔵「中共貿易について」『先見経済』1955 年 3 月 10 日、3 頁。

[11] 田中孝彦「吉田外交における自主とイギリス：1952 から 1954 年」『一橋論叢』123 巻 1 号、王偉彬「吉田内閣の対中国政策と『政経分離』」『修道法学』25 巻 2 号、参照。

[12] ソ連政府内では、鳩山が「『大陸グループ』と称される、米国とはつながりが弱く、中国や他のアジア諸国との経済関係の発達を通じて自己の立場を強化することを期待する日本の金融独占資本や、また水産独占資本を主な拠り所としている」と観察していた。下斗米伸夫「冷戦関連資料 鳩山訪ソに関するソ連資料」『法学志林』。

[13] 岸『岸信介回顧録』、上掲、165 頁。

[14] 自由党ないし社会党両派は、この発言の真意をめぐり緊急質問をおこなった。「本会議第 5 号」1954 年 12 月 17 日、『国会議事録』。

[15] 『朝日新聞』1954 年 12 月 29 日夕刊。『朝日新聞』1955 年 1 月 4 日夕刊。

[16] 岸『岸信介回顧録』、上掲、166 頁。

[17] 村田省蔵「中共貿易について」『先見経済』1955 年 3 月 10 日、3 頁。

接近を求めているという印象を与えており、米国政府の対日援助計画に支障をきたす懸念がある」との書簡を送付した[18]。実際、米国務省は、1 月 10 日、日ソ国交回復を是認しつつも、日中貿易拡大の動きに警戒するよう駐日大使館に指示をだした[19]。こうした中、党幹事長であった岸は、鳩山発言により米国内の対日不信感が高まり、米国政府の対日姿勢に悪影響をもたらすことに注意を払うようになった。というのも、岸は、次のように考えていたからである。

> 正常の経済関係復活のためにどうこうしようーそれは左翼が云っているようにあれ〔中国：注、筆者〕を承認しようとか、あれ〔中立主義：注、筆者〕を中心にしてやろうというのではないですよ。だからそこに微妙で、きく人によっては左翼的な考え方に協調しているんじゃないかという感じをあたえることは新党の真意じゃない（下線筆者）[20]。

岸は、経済的自立という日本独自の利益を追求するという観点から日中貿易はじめ東西貿易の拡大を支持していた。つまり、中ソとの経済的接近は、第 4 章で議論した東南アジアに対する積極的姿勢と同じく、重化学工業部門の育成を重視する長期経済計画と密接に関わっていたのである。実際、政調副会長の福田赳夫は、民主党経済政策について、「さしあたりは雇用の増大ということを考えている。そしてその方法はとしては、輸出増進以外にないので、これにあらゆる努力をしてゆく。中共貿易というような相当思い切ったことを考えているが、これもその表れと見てよい」と語った[21]。さらに、岸は、この頃、次のようなオフレコ発言をしていたと言われている。

> アメリカとケンカしちゃいかんしロシアともいかん、中国ともまあ出来るだけケンカをせんようにして、東南アジア、インドネシアとかタイとかマレーとかを勢力圏の中に入れて、中型帝国主義になる以外にこの一億人を食わす方法はない。小型では駄目なんで、それをどうして食わすかということを考えずに議論すれば、極楽トンボになる（下線筆者）[22]。

以上の岸や福田の見解は、当時の国際貿促の役員らの認識とも一致するものであったと言えよう。岸の戦後政界復帰を物心両面から支えてきた鮎川は、次のような認識を抱いてきた。

> 中国の将来が政治的にどうあろうと、純経済的の立場から考えるならば、日本の欲する物

---

[18] 岸『岸信介回顧録』、上掲、165 頁。ワシントン発共同電「世界資料」1 月 12 日。中北『一九五五年体制の成立』、上掲、194 頁。
[19] 中北『一九五五年体制の成立』、上掲、194 頁。
[20] 岸信介・木舎幾三郎「政局の波紋はどう動く」『政界往来』1955 年 1 月、125―128 頁。
[21] 福田赳夫「公約実行への方途－予算編成等を中心に」『経済時代』20 巻 4 号、60 頁。
[22] 岩見隆夫『岸信介－昭和の革命家』学陽書房、213 頁。

は手近な中共側に在るのであって、台湾にはそれが無い。だから、率直に言う事を許されるならば、経済的に中共と組む事ができれば、日本は助かる[23]。

また、村田は、1955 年 3 月に母校出身者の懇談会にて次のように発言していた[24]。

鉄のカーテンなんてものは、自分にはないのだ。だから毛沢東だろうが蒋介石だろうが、自分はそういうものにはこだわっていないので、日本の経済というものから見た中国 6 億の人口というものが問題なのだ。

要するに、岸や福田と村田や鮎川ら国際貿促の財界人は、重化学工業部門に比重を置いた長期経済計画の実現という観点から、ソ連や中国など東西貿易の拡大を支持していたのである。ゆえに、「中ソの間の貿易というものは、いままでの関係のように窮屈にしておくことは日本のためにも望ましくない」との岸の見解の背景には、以上のような理由があったのである[25]。

当初、岸は、鳩山内閣が共産圏に「積極的接近」を図るというイメージを打ち出すことにより、この問題を両派社会党から「取り上げ」（take over）、国民の支持を集めて選挙を通して政権基盤を固めようとしていると米国側に説明していた[26]。また、岸は、1 月 16 日に会談したアリソンから鳩山内閣の対ソ政策や「自主外交」につき説明を求め

---

[23] 鮎川義介・フィリップ・ポール対談「賠償・中共貿易・再軍備問題」1951 年 12 月 11 日（友田寿一郎編『鮎川義介縦横談』創元社、1953 年、109-110 頁、所収）。また、鮎川は、日中貿易の発展可能性を確かめるため、「私が見れば中共の能力の程度がよくわかる」として「なんとかして私は満州を見たい」との希望を抱いていたが、「私が中共に入る事をアメリカはきらう」と判断し訪中を諦めていた（鮎川義介・外国人記者 A との対談「隣邦共存共栄の鍵」1953 年 8 月 5 日鮎川義介口述、友田寿一郎編『私の考え方』ダイヤモンド社、1954 年 9 月、所収）。ゆえに、鮎川は、アメリカの対中「封じ込め」政策に懐疑的であった（鮎川義介・外国人記者 A との対談「隣邦共存共栄の鍵」、同上）。実際、アメリカ国務省は、鮎川がイデオロギーに囚われない柔軟性を持ち、「社会主義や共産主義には反対しているが、中共貿易支持」をする「自国中心主義者」（pro-Japanese）であり、「将来の地位は限られているものの、石橋や岸と近い関係にあるため、将来の日本と共産圏との貿易関係において重要人物となり得る」と観察していた。Department of States Division of Biographic Information “JAPAN Aikawa Yoshisuke” February 1958. Confidential U.S. State Department Special Files Japan 1946-1966. Reel6-0948.憲政資料。

[24] その後も、福田は、緊張緩和により「国際経済が自由化していくと、貿易が活発になるので、日本の貿易が伸びる絶好のチャンス」であり、「中共貿易についても、貿易は貿易、政治は政治というふうに、貿易は積極的にやっていく態勢をとる」（下線部筆者）と説明した。福田赳夫・松村謙三「総選挙後の日本経済はどう動くー民主党の考え方」『経済時代』20 巻 3 号、37 頁。

[25] 岸信介・木舎幾三郎「政局の波紋はどう動く」『政界往来』1955 年 1 月、125―128 頁。

[26] American Embassy to DOS, January 4, 1955. 794.00/1-455. “Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan, 1955-1959”, Scholarly Resources Inc.

られると、鳩山内閣が日米の緊密な関係に悪影響を与えたり、サンフランシスコ条約や安保条約に影響を及ぼしたりするような対ソ交渉を許容することなく、日本が台湾を棄て中国を承認することもないと説明した[27]。実際、村田も、来日した蒋側近の何応欽（統府戦略顧問委員会主任委員）と面会した際、次のように述べていたと言う。

> 中共というものを台湾よりも重視しているのじゃない〔中略〕つまりイデオロギーの問題じゃない〔中略〕大陸というものは本来の中国だから、中共というものを相手にしている〔中略〕あなた方が大陸をとったときには、あなた方がわれわれの相手[28]。

そして、岸は、アリソンに対し、「危険思想」（dangerous thought）が大衆に広がり共産主義者の破壊活動の危険が随伴することを民主党指導者は恐れているため、日ソ国交回復を求めるといっても国内の共産主義者の破壊活動や「危険思想」の対抗手段を緩めることはないと強調した[29]。つまり、米国側の信頼を得るため、鳩山発言の真意を釈明するだけでなく、実際に「反共対策」に力を入れるということを示そうとしたのである。第 2 章で触れた鳩山内閣に見られる教育制度改革や治安維持能力の強化といった反動的な政策は、「占領政策の過誤」を是正するという側面のみならず、日本が東側陣営との接触を深めていくための環境整備という側面もあったと言えよう。

第 1 次鳩山内閣は、岸を通じた米国側へ説明と並行し、1 月 25 日に中国通商使節団の招請を正式許可すること、2 月 4 日に日ソ国交回復交渉を開始することを閣議決定した。こうした中、岸は、鳩山内閣の外交姿勢に対する不信を釈明するため、アリソンの提案にもとづき谷正之（外務省顧問）と杉原荒太（鳩山の外交ブレーン）と相談の上で次のような骨子から成るダレス宛書簡を作成した（2 月 23 日にアリソンに託し 3 月 8 日にダレス宛書簡が手交）。

> 1）日米安保の堅持による『安全確保と平和維持』。
> 2）日ソ国交回復による領土回復、未帰還者の引揚げ、戦犯釈放問題解決、自衛体制の整備に伴い国土の防衛を外国軍隊に依存している現状を逐次修正し『独立体制の完成』を図る。
> 3）経済外交の推進。[具体的内容として]広く世界各国との通商航海条約の締結、海外市場

---

[27] American Embassy to DOS, Feb 24,1955. 794.00/2-2455. “Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan, 1955-1959”, Scholarly Resources Inc.

[28] その後も、福田は、緊張緩和により「国際経済が自由化していくと、貿易が活発になるので、日本の貿易が伸びる絶好のチャンス」であり、「中共貿易についても、貿易は貿易、政治は政治というふうに、貿易は積極的にやっていく態勢をとる」（下線部筆者）と説明した。福田赳夫・松村謙三「総選挙後の日本経済はどう動くー民主党の考え方」『経済時代』20 巻 3 号、37 頁。

[29] American Embassy to DOS, Feb 24,1955. 794.00/2-2455. “Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan, 1955-1959”, Scholarly Resources Inc.

の開拓などに積極的措置をとる。速やかに賠償問題を解決して東南アジア諸国との正式国交の樹立および経済関係の打開を図る。中ソとの貿易を促進する。英連邦諸国との間に不正競争防止などにつき基本的了解をとげ、これら諸国との通商関係の改善を図る[30]。

つまり、「経済外交」の一環として東側陣営と貿易拡大をするという見解を強調することにより、西側陣営の一員であるという政治的立場を変える意図がないことをアピールしようとしたのである。党政調副会長であった福田は、「中共についても政治上の見解の相違は残る問題でありますが、しかし政治は政治、経済は経済だ。そういう見地に立ってやって行こうと思う」（下線筆者）と国民に説明していた[31]。要するに、鳩山・民主党政権は、西側陣営（≒米国及び国民党政府）と協調するという政治的立場と東側陣営（≒ソ連及び中国政府）と貿易拡大を進めるという立場を分離し得るというロジックのもと、東西貿易の拡大を政府が支持する立場を正当化しようとしたのである[32]。

第 3 次日中民間貿易協定をめぐる中国代表団と日本側代表団（国際貿促、日中貿易促進議員連盟）の交渉は、4 月 1 日より開始された[33]。中国側は、政府が任命した代表者から成る通商代表部の相互設置、外交特権を付与することを通商協定に盛り込むことを要求していた[34]。中国政府は、「民間勢力との友好関係を積み上げ、日本人民を取り込み、最終的に政府間関係の構築への圧力を強めていくこと」を狙っていたからである[35]。中国側にとって民間貿易は、以上の対日基本原則にそった外交目標であった[36]。一方、鳩山内閣は、日中間の交渉に先立ち外務・通産両省の協議のもと、中国を承認しないという建前のもと、「政府代表」ではなく「民間人として取り扱う」ことにして通商代表部の相互設置を認める意向を固めていた[37]。つまり、国内外から事実上の中国承認と受け止められかねない通商代表部設置ないし代表部員に「外交特権」を与えるとの政治条項を民間貿易協定から取り除くことを求めていたのである。こうして、第 3 次民通貿易協定交渉は、政経分離による日中貿易拡大を正当化しようとする鳩山政権のロジックと日中貿易拡大を中国の政治的承認≒日華関係の断絶の一里塚にしようとする中国側の意向がぶつかった。

---

30 『朝日新聞』1955 年 3 月 8 日付夕刊 1 面。池田『日米同盟の政治史』、上掲、155 頁。
31 福田赳夫「民主党の経済政策を分析する（1954 年 12 月 4 日）」『経済時代』、86 頁。
32 その後も、福田は、緊張緩和により「国際経済が自由化していくと、貿易が活発になるので、日本の貿易が伸びる絶好のチャンス」であり、「中共貿易についても、貿易は貿易、政治は政治というふうに、貿易は積極的にやっていく態勢をとる」（下線部筆者）と説明した。福田赳夫・松村謙三「総選挙後の日本経済はどう動くー民主党の考え方」『経済時代』20 巻 3 号、37 頁。
33 増田弘「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」『法學新報』117(11/12)、参照。
34 井上正也『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会、2013 年、第 2 章、参照。
35 玉偉彬『中国と日本の外交政策』ミネルヴァ書房、2004 年、53－57 頁。井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、109 頁。
36 張香山『日中関係の管見と見証』三和書籍、2002 年、76－87 頁。
37 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、112 頁。

岸、石橋、高崎は、4 月 15 日、中国使節団と直接接触したと言われている[38]。なかでも、高崎は、アジア・アフリカ会議中の 4 月 22 日に周と会談した際、「現在日本は米国によって指導されているので、日本政府は必ずしも貴国政府の希望されるようにはいかない」ため、「一寸でも両国関係を改善するためにまず貿易を行ないたい」と、日本側立場に配慮するよう申し入れた。また、高崎は、「両国の人民及び政府が一体となって、中国も、日本も双方にお互いに譲りあって、国交の正常化のために努力して行くべき」と述べる周に対し、「わが国は、現在政治的にみても、経済的にみても、必ずしも完全な独立を得た訳ではなく、わが国のみの意思によって動くことは出来ない」と説明した。つまり、米国の対中不承認方針に追従せざるを得ないと伝えたのである。そこで、周は、「戦犯帰国問題でも、経済問題でも、両国間の懸案事項を交渉し解決する権限がある政府の代表機関を交換」するため、「旅券の発給」、「居留民の保護」、「本国政府に電報を打つ権限」などを与え、日本側が求めるなら「このような機関」の設置を「極秘として公表せず、名義などは日本側の都合の良い」ものようにしても差支えないと提案した。しかし、高崎は、「帰国後政府に報告しましょう」と述べつつ、「このような措置をいますぐとることは却々むずかしい問題と思います。現に中ソ友好同盟互助条約とか日米安全保障条約とかがあり、無理をすると必ず問題が起きる」（下線筆者）との所見を伝えた[39]。すなわち、実質的な外交特権を与えた「半政府機関」の相互交換を求める周に対し、今交渉中に「民間の代表」による通商機関の相互交換以上の譲歩できないことに理解を得ようとしたと言えよう。

高崎帰国後、日中両代表団は、「互いに相手国に常駐の通商代表部をおくこと」に原則的に同意しつつ、「双方の通商代表部および部員は外交官待遇としての権利があたえられること」を「速やかに実現するよう努力する」ことを明記した協定案をまとめた[40]。そして、日中貿易促進議員連盟は、鳩山に面会し、第 3 次日中貿易協定案実現の協力を要請し、政府として「通商代表部」の相互交換に同意し、「業務執行上必要な便益の供与」、「生命財産の安全ならびに居住の自由」、「通信の自由」につき「万全の措置」をとることに協力するよう要望書を手交した。鳩山は、4 月 27 日、「支持と協力をあたえる」と応じた[41]。中国側は、鳩山の言質を受け、譲歩した。こうして、日中両代表団は、5 月 4 日、第 3 次日中民間貿易協定に調印した。結果的に見ると、鳩山内閣は、政経分離

---

[38] 劉徳有『時は流れて(上)』藤原書店、2002 年。113-114 頁。

[39] 岡田記「高崎・周会談録」1955 年 4 月 22 日。『木内信胤文書』1549、憲政資料室。

[40] また、同協定は、前協定と同様に輸出分類品目にはココムの禁輸品目が記載されることになっただけでなく（第 2 条別表）、日中相互の中央銀行間で支払協定を締結すること（第 5 条）、双方政府の「同意」のもと互いに商品見本市を開催すること（第 9 条）などが盛り込まれた。『日本外交主要文書・年表(1)』、713-715 頁。

[41] 増田「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」、上掲。外務省の湯川経済局長は、この間の経緯を米大使館の経済参事官に対し次のように説明した。鳩山首相は、難航する交渉が合意に達するかもしれないと思って一般的に「協力し支援する」旨を発言したが、新聞がこれを日本政府が新協定の実施を確実に認めたと曲折して報道したに過ぎない。

の原則に抵触しかねない「通商代表部」の設置問題を先送りし、日中貿易拡大路線を辛うじて堅持したと言えよう。

鳩山内閣は、以上のように第 3 次日中民間貿易協定に支持を与える一方、1956 年に日ソ国交回復交渉を妥結させた[42]。日中貿易取引額は、1956 年下半期になると、チンコム物資中の特認、中国側の「異例」の消費物質大量買付により前年比の 2.4 倍に急増していた[43]。ゆえに、日本国内では、革新勢力を中心にソ連に続き中国との国交正常化を図るべきという声が高まっていた。そこで、外務省内では、1956 年半ばよりアジア局を中心に対中政策の再検討作業が進められた。その結果、外務当局の対中政策は、中国との貿易拡大を進めるものの政府間の接触を時機尚早と判断し、中国承認の問題についても国連における取り扱いを基準として判断すべきとの方向に議論が落ち着いていた。

ポスト鳩山政権の外交課題は、引き続き政府が東西貿易を支持する路線を踏襲するかどうか、そして日中国交正常化問題にいかなる態度をとるかという点に注目が集まった。だが、ポスト鳩山をめぐり争った石橋、岸、石井光次郎は、いずれも日中貿易拡大を支持しつつも、中国承認問題について外務省内の再検討作業と同様に慎重な姿勢をとった。例えば、最も親中志向が強いと見られた石橋は、「直ちに承認」する意図はないと言明した[44]。また、岸は、中国承認問題について以下の見解を示した。

自由主義国においてもイギリスの例もあり、中共、いわゆる毛沢東政府が大陸を支配している事実を、日本としてもそういつまでも無視することはできない〔中略〕毛沢東政府が一時的でなく恒久的というか、相当基礎のある統治をしている事実を勘定に入れて将来の問題としたい[45]。

実際、石橋内閣外相に就任した岸は、1957 年 1 月 25 日、アジア太平洋地域の公館長に向けて次のように訓示した。

1、 中国承認問題も含め日中両国間の政治的関係の推進を行わない（傍点筆者）。
2、政府は直接関与することなく民間貿易を従来通り進める。
3、国連のとる線にそって中共問題に対処する[46]。

要するに、石橋・岸内閣の対中基本政策は、中国承認問題を「国連のとる線」に従い解決するという立場のもと棚上げし、中国政府を事実上「承認」していると内外より受

[42] 詳細は、田中孝彦『日ソ国交回復の史的研究』有斐閣、1993 年、参照。
[43] 日中輸出入組合編『日中貿易白書－貿易中断に際して』大同書院出版株式会社、1958 年 8 月。26 頁。
[44] 石橋湛山・石井光次郎・岸信介対談「後継総裁は私だ」『講演時報』第 860 号、1956 年 12 月 17 日、6 頁。
[45] 岸信介「積極政策と日米関係の将来」『中央公論』72 巻 1 号。66 頁。
[46] 陳肇斌『戦後日本の中国政策』東京大学出版会、2000 年、203 頁。

け止められないよう政府間の直接的接触も自粛するというという態度を徹底する一方、右に反しない限り、「民間貿易」に関してはこれまで通りに支持と協力を与えるとの態度を明らかにしたのである。池田内閣以降に明示的に使用される政経分離の原則は、石橋・岸内閣の成立とともに、明確な政府方針として規定されたと言えよう[47]。

日本側が政経分離の原則を徹底する方針をとった背景には、中国側が貿易問題をテコに政治問題の解決を働きかけ、日華関係及び日米関係に軋轢がもたらされることを懸念したためであろう。実際、国民党政府は、鳩山内閣が日中民間貿易に「支持と協力」を与えたことを容共姿勢として批判し、1955 年 5 月 23 日に日本の商社に対中国貿易取引を停止するとの誓約書を提出することを要求していた[48]。日本国内では、国民党政府の対日批判及びこれを支持する韓国政府の態度に呼応し、韓国との関係の正常化や国民党政府との関係緊密化を模索する政治家（一部に社会党最右派の政治家も含む）や民間団体の動きが活発化した。つまり、鳩山内閣期には、革新勢力を中心とする日中国交回復を念頭に置きつつ東西貿易の拡大を模索する動きと並行し、「保守勢力」を中心に韓国や台湾との関係緊密化を模索する動きが顕在化したのである。

周知のように、岸内閣は、韓国や台湾との政治的関係の緊密化を進める一方で[49]、東西貿易の拡大の模索を同時に追求していこうとした。一般的に、岸内閣は、反共主義のもと韓国と台湾（国民党政府）と軍事同盟を結ぶ米国に「協調」（≒追随）して両国への関係緊密化を図ったと説明されてきた[50]。しかし、「反共親米」という側面を強調した説明では、韓国や台湾の反対にもかかわらず、なぜ岸内閣が中国をはじめとする東西貿易の拡大を進めようとしたのか充分に説明し難い。そこで、次項では、岸内閣がどのような論理のもと韓国や台湾との関係緊密化を進めようとしたのかを整理したい。

**2、韓国・台湾との関係緊密化の論理**

岸内閣の韓国や国民党政府への接近は、先に触れたように、日米協調路線にもとづく「反共外交」の一環として説明されてきたと言えよう。そして、この「反共外交」は、蒋介石に対するいわゆる「恩義論」や日韓両国を「兄弟国」と見る岸の言説によって補強されてきたように思われる[51]。本論は、岸内閣が進めた韓国や台湾との関係緊密化が

---

[47] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、130－131 頁。ただし、「政経分離」という用語の使用時期に注目し、「政経分離」の原則が池田内閣期の LT 貿易とともに成立したという説もある（平川幸子「『政経分離の誕生』－池田政権の中国政策」松村史紀、森川祐二、徐顕芬編『東アジアにおける二つの「戦後」』国際書院、2012 年、所収）。

[48] 『朝日新聞』1955 年 5 月 24 日付朝刊。やまだ「1950 年代における日本の台湾輸出」、上掲、131 頁。

[49] 池田慎太郎『独立完成への苦闘』吉川弘文館、2012 年、第Ⅳ章第 2 節、参照。

[50] 例えば、三沢潤生「第一次岸内閣」・「第二次岸内閣」林茂・菊池清明編『日本内閣史録 5』第一法規出版、1981 年、所収。

[51] 岸、矢次、伊藤『岸信介の回想』、上掲、174－177 頁。金東祚・林健彦訳『韓日の和解 - 日韓交渉 14 年の記録』サイマル出版会、1986 年。

「反共」を共通基盤としていたこと、そうした取り組みの背景に「恩義論」や「兄弟国」といった感情的要素が見られることを否定するわけではない。しかし、上記した「反共」イデオロギー、「恩義論」や「兄弟国」といった言説を岸及び岸内閣が韓国や台湾との関係緊密化を模索した第一義的要素として位置づけるのは、難があるのではないだろうか。というのも、仮に上記した要素を最重視していたとすると、後に論ずるように岸内閣が東西貿易の拡大に積極的に取り組もとうとしたことの説明がつかなくなるからである。そこで、本項は、岸内閣が上記したような関係緊密化の方向へ転換を進めた理由を第 1 部で見たような内政指針との連関という視点から分析したい。すなわち、防衛力増強よりも経済的繁栄と民生の安定を重視する内政指針の延長上として韓国や台湾との関係緊密化を模索したとの解釈の提示を試みる。

周知のように、当時の日本政府内部には、日本の防衛のため台湾や韓国を東側陣営との緩衝地帯として確保しようとする発想があった[52]。例えば、外務省アジア局 5 課で作成された文書には、次のような認識が見られた。

> もし朝鮮の全体が大陸よりする国際共産主義勢力の支配下に入ることになれば、わが国としては恰も胸部に匕首を擬せられたに等しく〔中略〕共産勢力の南下伸長に対処するため、韓国を少なくとも緩衝国として守立てる必要〔がある：注、筆者〕[53]。

また、第 4 次日韓会談首席の澤田廉三は、「38 度線を鴨緑江までおしかえし、そこに（運命線を）設けることは、日本外交の任務であり、また日韓交渉の目的である。38 度線が釜山までおりれば、日本はおさきまっくらになる」と発言したと言われている[54]。他方、駐華大使の堀内謙介は、「台湾は九州よりやや小さい島」であるが、「国防上非常に重要」であり、「地政学的にいえば、東西交通上の生命線」であるため、できるだけ友好関係を強化するよう努力を重ねたと回顧している[55]。そして、駐米大使であった谷正之は、外相に就任した岸に対し、「中共の直接的な軍事的圧力」に接する「韓国、国府、ヴィエトナム」が「その地理的位置よりして間接的に日本防衛の役割を演じつつあるものと言わざるを得ず、この点において台湾が地方的政権として存続することは、日本にとって決定的な重要性をもつ」と具申した[56]。このように、日本の安全保障という視点から朝鮮半島（韓国）や台湾を「戦略的」に重要な地域として位置づける発想は、岸にも共

---

[52] 日本の安全保障のため台湾を西側陣営に確保しようとしたとの指摘は、佐藤晋「戦後日本外交とアジア秩序構想」慶応義塾大学博士学位論文、2000 年。陳『戦後日本の中国政策』東京大学出版会、2000 年。

[53] 亜五課「朝鮮問題（対朝鮮政策）」1956 年 2 月 21 日。2006-00588『情報公開法』（日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会による開示請求請求）。

[54] 高崎宗司『検証－日韓会談』岩波新書、1996 年、89 頁。

[55] 堀内謙介『堀内謙介回顧録』サンケイ新聞社、1979 年、108 頁。

[56] 谷大使発岸大臣宛電信第 124 号、1957 年 1 月 11 日、A’－432、外交史料館。

有されていた。例えば、岸は、次のような歴史観を抱いていた。

明治以降において、われわれ先輩が朝鮮問題にあれほど苦労したということは[中略]あすこに反日的な、また日本に脅威を与えるような勢力ができたのでは日本は不安でたまらないということから、日清日露の戦争なり、その他の韓国事変というものがあり、ああいふうになってきておる[57]。

つまり、日本の近接地帯から「反日的」ないし「脅威を与えるような勢力」を排除するため、日本が過去に朝鮮半島に関与してきたと考えていたのである。以上の認識は、岸の意中において戦後も断絶することなく継続していたと言えよう[58]。また、第 2 章で触れたように、岸とともに日比賠償問題に深く関与した永野護は、「台湾を基地とするアメリカの第 7 艦隊と沖縄を基地とする空軍力」によって「フィリピンと日本はいかなる場合でも両国間の交通の安全を確保し得る」との判断のもと、その解決推進を図っていた[59]。岸は、以上のような認識を念頭に置き、1957 年 4 月にマッカーサーと会談した際に次のように申し入れた。

台湾及び韓国が将来どうなるかは勿論米国にとって重要であろうが、日本にとっては死活の問題である。従って日本としては、これら両国を共産主義に渡さぬとの、米国が現在とっている政策を、米国が今後とも継続することを強く希望する[60]。

岸の発言が示すような台湾や朝鮮半島をめぐる「安全保障上の伝統的な不安定要因」[61]は、極東に展開する米軍のプレゼンス（米韓、米華同盟）によって軽減されていた。以上のように、米国政府が東北アジアに介入していたことは、以下で指摘する外務省内

---

[57] 岸信介『欧米旅行から帰りて』国民政治研究会、1961 年 10 月 16 日、30-31 頁。田布施町郷土館所蔵。

[58] 実際、岸は、1959 年に欧州諸国を歴訪した際、英国首相のマクミランに「台湾が中共の支配下に入ることは日本の安全保障にとって重大な脅威となる」との認識を示し、フランス大統領のド・ゴール（Charles De Gaulle）に「台湾が共産国に入ることは日本の生存上脅威であって到底許し難い。これは南北朝鮮についても同じ」と伝えた。大野大使発藤山大臣宛電信、第 662 号、1959 年 7 月 14 日。古垣大使発藤山大臣宛電信、第 306 号、1959 年 7 月 24 日。A’－0148。外交史料館。

[59] 永野護「東南アジアと日本の経済交流」『先見経済』1956 年 9 月 5 日、587 号、15 頁。

[60] 文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨」1957 年 4 月 20 日。『情報公開法』、2007-00915。岸は、1956 年 11 月 29 日に来日したシカゴ大学教授のモーゲンソーと会談した際も、次のように伝えていた。台湾が中共の手にわたるのを絶対に望まない。しかし台湾の陥落は、アメリカが極めて大規模な軍事的・経済的援助をほぼ無期限に台湾に与え続けない限り、防止されない。アメリカが台湾を中共にわたさないために「必要とするすべてのことを行う」よう希望する。陳『戦後日本の中国政策』、上掲、207 頁。

[61] 五百旗頭真編『戦後日本外交史[新版]』有斐閣、2006 年、73 頁。

の韓国ないし国民党政府に対する冷たい態度につながっていたのではないだろうか。というのも、米国の対韓・台政策が継続する限り、日本側が譲歩して韓国や台湾との関係緊密化を急ぐ必要がないと考えることができるからである[62]。

本章冒頭で触れたように、日本政府は、GHQ/SCAP の斡旋のもと韓国や台湾との貿易を再開し、独立とともに国民党政府と国交を開き、韓国政府との関係正常化交渉を進めていた。しかし、日本と台湾ないし韓国との政治的、経済的関係は、軋轢の多いものであった。例えば、1950 年代の韓国や台湾の対日貿易収支は、日本側の大幅な輸出超過状態にあり米国の援助資金によって赤字が埋め合わせる状態が続いていた。こうした中、国民党政府は、対日片貿易を是正するため、主要出品目である砂糖や米などを高値かつ大量に日本が買付けることを求めていた[63]。また、韓国の李政権は、対日片貿易を是正するため対日輸出を増進するよりも対日輸入を抑制しつつ東南アジア方面などに輸出振興を図るという方向を志向したと言われている。実際、韓国政府は、1955 年 8 月、第 3 次日中民間貿易協定締結への反対を口実として対日交易断行措置（1956 年 1 月に事前承認制度のもと再開）をとった[64]。

一方、韓国ないし国民党政府に対する外務当局の態度は、冷めた見方が強かった。日本側の通商交渉姿勢は、日本側が譲歩して韓国や台湾との片貿易を是正しようとするものではなかった。また、周知のように、日韓関係の正常化交渉に取り組んできた外務省は、強硬な主張を続ける韓国側になす術がなかった。だが、日本国民の間では、竹島（＝独島）を占領すると共に漁業水域（李ライン）を設定し日本漁船の拿捕を続ける韓国政府に強い感情的反発が強かったため、韓国側に譲歩しない外務当局の姿勢を支持する声が強かった。こうした中、外務省内は、「李承晩政権の存続は厳しい」、「国交正常化は『反日』色の強い李承晩の退陣後でも遅くないという雰囲気」が強かったと言う[65]。他方、国民党政府に対する外務省内の見方には、後述するように日本統治時代の台湾経済の「繁栄」に「負担」をかけるだけでなく「台湾人」を抑圧していると批判的な論調が見られた。

こうした中、岸及び岸内閣は、以上のような韓国及び国民党政府と日本の冷たい関係を好転する方向に舵を切ろうとした。岸が日本自ら韓国や台湾との関係緊密化を急いだ理由は、第 3 章で言及したように、「「『冷たい戦争』に勝つ」ためには「経済面における努力」が重要という見解のもと、「米国の対外援助計画」について「軍事援助に対する経済援助の割合を漸進的に大きくしていって、両者を少なくとも対等にするぐらいの

---

[62] 吉田は、「日本の安全保障問題にとって朝鮮半島情勢が占める国際政治・軍事上の重要性について熟知していた」が、日韓交渉妥結による過大な財政的負担を避けようとしていたと言われている。金斗昇『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉－内政外交における「政治経済一体化路線」』明石書店、2008 年、60 頁。

[63] やまだ「1950 年代における日本の台湾輸出」、上掲、126－129 頁

[64] 丁「1950 年代の韓日経済関係」、上掲、120-121 頁。

[65] 権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、246－249 頁。

ところまでもっていくべき」と考えていたからではなかろうか[66]。つまり、岸は、在韓ないし在台米軍の存在が朝鮮半島や台湾を西側陣営に確保するために必要と考えていたものの、米国の韓国や台湾に対する軍事的、経済的援助が両国の親西側≒反共政権の統治体制の安定化に十分に寄与していないと認識していたのである[67]。

実際、当時の韓国の政情は、不安定であった。韓国国民は、李大統領の強権政治と経済政策の失敗に不満を高めていた。これは、1956 年 5 月の正・副大統領選挙の結果に現われていた。右選挙は、李の得票率の大幅低下（李は本命対抗馬の急死により再選を果たしたとも言える）、副大統領に野党・民主党の張勉が当選、そして「革新政党」であった進歩党候補もかなりの得票を得たものであった。李・自由党政権は、朝鮮戦争後に「経済復旧三か年計画」を成功させた北朝鮮政府による経済交流拡大、軍縮等を呼びかる「平和攻勢」の揺さぶりを受けていた。そして、北朝鮮は、中ソはじめとする東欧諸国の経済援助攻勢を受けて重工業部門を中心に飛躍的発展を実現し、1957 年より「第一次五ヵ年計画」（工業生産 2.6 倍、穀物生産 1.3 倍の目標）に着手していた[68]。したがって、駐韓米国大使館は、李・自由党政権の不人気の一方で進歩党が躍進した背景に、経済的失望感にもとづいた社会主義勢力の台頭の兆候があると分析した[69]。岸は、後述するように韓国側とパイプを持つ矢次を通じ、以上のような韓国状勢を把握していたものと思われる。他方、台湾の政情も、安定的とは言えなかった。例えば、外務省は、大陸反攻を国是とする蒋・国民党政権が国家予算の約 8 割以上を軍事費に投入する「准戦時体制」をとることで「わが国の統治時代に繁栄を誇った台湾の固有の経済」が「重大な負担」を強いられているだけでなく、大陸から移住した約 250 万人の国民党関係者が台湾に元々住んでいた約 750 万人の「台湾人」を強権的に支配した結果、「郷土の政治に対し自由な発言権」を求め、「台湾独立という考え方さえも発生していることは当然」とみていた。一方、外務省は、台湾が経済的に不安定な状態にもかかわらず、米国が「現状維持のため援助」しているに過ぎないと見ていた[70]。

そこで、岸は、台湾や韓国の統治体制の安定性を高めるため、日本が経済開発協力を担当することで米国国防省や在韓・在台駐留米軍が主導してきた直接侵略を念頭に軍事

---

[66] 文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第 5 回）」、上掲。

[67] もちろん、岸が韓国や台湾との関係緊密化を図ろうとした背景には、自身の選挙区（山口）に大きな利害関係がある日本人抑留漁夫の早期釈放、米国の対韓台政策に協力姿勢を示すことで安保条約再検討などの日本発言力を高めようとする狙いがあった解釈することもできる（李元徳「日韓請求権交渉過程（1951‐1962）の分析－日本の対韓政策の観点から」『法学志林』93 巻 1 号、119 頁）。

[68] 李『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996 年、262-263 頁。

[69] 李『東アジア冷戦と韓米日関係』、上掲、266 頁。

[70] 当時、東京では廖文毅(廖温義)を代表とする台湾民主独立党という団体が結成され台湾独立運動が行われていた。日本政府は、国民党政府よりこの独立運動を取り締まるように要請されていたものの、「この運動にはなんらの勧奨を与えておらず、自重するよう説得」するという対応しかとっていなかった。アジア局第二課「中華民国政府及び台湾について(内奏用資料)」作成日不明。A’－0139、外交史料館。

力の維持・強化に力点を置くアイゼンハワー政権の対韓・対台湾援助を補完しようとしたと考えられよう。つまり、「国民生活の安定」（＝民生の安定）を図るような経済援助を集中的に展開し、「共産主義に対する抵抗力」（≒反共政権の統治体制の安定化）を高めるため、日本自らも韓国や台湾への経済的コミットメントを深めていこうとしたのである[71]。このように経済開発の政治的効果を重視する岸の発想の背景には、満洲開発の経験があったと思われる。例えば、岸とともに満州国の産業開発にあたった椎名悦三郎は、次のように回想していた。

> 満州の治安がよくなっていったのは、私は平和建設に負うところが非常に大きかったと思う。当時はあまりこれを言うと、関東軍の匪賊対策が間違っていたことになるから、遠慮していたんだが、関東軍の匪賊対策は失敗だったと、私は断言してもいいと思う。あとで私は、中国の言葉に「兵三政七」という言葉があるのを知ったよ。できるだけ政治で人心をつかみ、どうしてもという時に三分ぐらいの兵を出して民治をおこなえということだ[72]。

したがって、以上のように日本自らも韓国や台湾政府に経済的関与を深めることを米国政府の「反共政策」への全面的追従（≒協調）と解釈するのは、必ずしも適当ではない。また、日本が両国に「経済援助」（≒開発協力）を進めることは、本項冒頭で触れたような両国との片貿易状態の解消につながるだけでなく、東南アジア同様に将来的に日本の輸出市場を育成するという意味も持っていたと言えよう。さらに、本論の視点においてより重要なことは、「経済援助」を通じて韓国や台湾の民生の安定を図ることが、第 3 章で確認したような岸内閣の内政指針を実現するためにも欠かせないものであったということである。

当時、岸や外務当局は、日本にとって中ソの脅威が「国内の共産党及びシンパ分子を扇動」し、「中共のいういわゆる『日本の解放』を国内から達成」するという、間接侵略（Indirect aggression）にあると考えていた[73]。そして、岸内閣が策定した「国防の基本方針」は、間接侵略に対抗する点まで「国防の目的」を広義に解釈し、経済的繁栄を優先し防衛力増強よりも社会保障制度の拡充など民生の安定に力点を置いた内政指針

---

[71] 後に賀屋は、次のように述べている。「朝鮮戦争の影響もあり、現在の韓国はまだまだ産業の発達も足らぬし、国民所得も低いのは事実である。経済が振るわず国民生活が苦しい国ほど政権の安定も困難であり、共産主義の温床になりやすいことは、ここ数十年来の歴史が教えるとおりである。従って日韓両国が経済的、文化的に提携を深め、そのことが韓国の経済向上と民生安定に寄与すれば、たしかにそれだけ韓国の共産主義をはねかえす力は増え、共産化の邪魔にはなるだろう」。賀屋興宣「日韓交渉への私見」『中央公論』78 巻 1 号、274 頁。

[72] 池浦泰宏「椎名悦三郎秘録 5」『サンデー毎日』1979 年 12 月 2 日、55－56 頁。椎名による同様の答弁として、「外務委員会第 13 号」1965 年 4 月 7 日、『国会議事録』。

[73] 「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨」、上掲。作成者不明「世界情勢の検討（1957 年 4 月 25 日予備会談診療別添甲）」作成日不明。2007-00915『情報公開法』。

をとろうとしていた。このように防衛力を漸増するためには、台湾や韓国の政情が安定し、両国が西側陣営に長期的に確保されるということが重要であった。というのも、韓国や台湾が東側陣営に取り込まれて九州や沖縄が東側陣営との最前線に置かれることは、李政権や蒋政権のように直接侵略に対応可能な防衛力増強に直面せざるを得なることを意味するため、日本自らの防衛負担の増大が容易に予想されるからである[74]。この点につき、賀屋は、後に次のように語っている。

> 万一、三十八度線が崩れて韓国が共産化するようなことがあれば、日本も防衛費を余儀なく大膨張させ、米軍の軍事基地を激増させなければならなくなるばかりでなく、そのような防衛態勢を備えたところで、もはや十分の安全は感じられなくなるだろう[75]。

賀屋は、第 3 章で言及したように、防衛力増強よりも民生の安定につながる社会保障制度拡充が効果的な反共対策となる米国側に力説し岸内閣の内政指針への理解を得ようとしていた。つまり、賀屋の意中では、韓国（や台湾）が西側陣営に安定的に確保するために両国の民生の安定（≒共産主義への抵抗力を高める）を図ることと、日本が防衛力を漸増し民生の安定を重視することとがつながっていたと言えるのである。要するに、西側陣営の一員として韓国や台湾が安定的統治されることは、日本が社会保障制度の拡充を優先した民生の安定に力点を置いた内政を続けるために重要であったのである[76]。

そこで、岸は、従来の態度を転換し韓国や台湾の経済関与を深めるため、両国との「親善協力」関係を構築していこうとしたと言えよう[77]。また、岸は、1958 年 10 月の米国 NBC 放送セシル・ブラウン記者のインタビューに対し、「日本は自由世界を防衛する戦いで完全な役割を果たす用意がなければならない。日本は台湾と南鮮が共産主義者に奪

---

[74] 例えば、外務省内では、台湾にある米国の海軍基地、戦略爆撃機や短距離ミサイル用のレーダー基地を喪失すると、「アリューシャン、日本列島、沖縄、台湾、フィリピンをつなぐ島々の連鎖」が「断ち切られる」ため日本防衛が脆弱になるだけでなく、「沖縄、フィリピン間の海域は防衛が極めて困難」となり、「中ソの原子力潜水艦が太平洋及びインド洋に南下する」ことを可能とし、「日本の東南アジア進出が著しく阻害される」と懸念されていた。作成者不明「わが國の対中國政策(長期基本政策)」1959 年 7 月 14 日、A’－0356、外交史料館。

[75] 賀屋「日韓交渉への私見」、上掲、275 頁。

[76] 例えば、岸は、次のように述べている。韓国政府が「もし不幸にして 38 度線を支えることができずに、釜山まで共産主義が浸透してきたときにおける日本の地位というものを考えるとき、ことに中共に近接した中国地方の山口県などから見ると、非常に治安上重大な問題」となる。岸『欧米旅行から帰りて』、上掲、30-31 頁。

[77] 岸は、矢次一夫（国策研究会事務局長）との対談した際、「日韓と日華関係は、両国が共産政権の手中に落ちた場合の日本の地位を考えれば、直ちに明瞭なように、この両関係は親善協力を確保すべき」と語った。矢次一夫・岸信介対談「岸首相大いに語る」『新国策』第 170 号、5 頁。

取されるのを防ぐために、あらゆる可能なことをやる用意がある」と発言した。当時、成田知己（社会党代議士）は、「あらゆる可能なこと」という発言に「米国と韓国、米国と台湾の相互援助条約と同様な条約を締結して、アメリカを媒介としたSEATOに類する事実上のNEATO体制を築き上げん」との真意か問いただした[78]。岸のブラウンに対する発言は、安保改定交渉を控える中で日本に相応の軍事負担を求めるべきとの米国内（とりわけ議会）の声を念頭に置いたものであり、上述してきた岸や外務当局の認識を踏まえれば、間接侵略への対抗力を高める民生の安定に力点を置いた内政指針を実施するために必要となる韓国や台湾を確保するため、日本が両国を西側陣営に確保するのに必要な経済的コミットメントを深める意思があるというニュアンスのもとして解釈するのが妥当ではなかろうか[79]。実際、岸は、「全然私はそういう考えを持っておりません」と否定し、成田議員に次のように答えた。

> 日本を共産化するということに対しましては、私どもは強く反対をいたしております。その意味においては、日本を取り巻くところの朝鮮半島やその他方面からする日本の共産化に対する間接侵略に対しましては、常時充分の意を用いてこれを防衛しなければならなぬと考えています[80]。

以上のような対韓、台湾政策を抱く岸は、韓国や国民党政府との関係緊密化を図るため、矢次一夫（国策研究会常務理事）や永野護（自民党参議院議員）が構築したコネクションを利用した[81]。矢次は、1956年8月に訪台した石井光次郎を団長とする政治家や実業家から成る日華親善使節団（以下、石井訪台団）の裏方役を果たしていた。石井訪台団は、国民党政府に対して民間レベルの常設的協議機関を提案し、1957年3月31日、日華協力委員会（中国側名称：中日合作策進委員会）を設立させた[82]。また、石井訪台

---

[78] 「衆議院本会議第9号」1958年10月16日。『国会議事録』。

[79] 後に賀屋は、次のように語っている。「日韓交渉はNEATOの如きものの下地で、アメリカの戦略の一翼を担うものだという議論であるが、これほど馬鹿げた話はあるまい。日本はNEATOを作る考えなど毛頭ない。極東の平和、安全の維持を願ってはいるが、たとえ防衛戦争なりといえども、韓国なり台湾に派兵することは絶対しないというのが、自民党政府の明瞭な考えである。日韓交渉に際しても、ただ韓国を経済的により幸福にし、民生を安定させる以外、なにもないのだ」。賀屋「日韓交渉への私見」、上掲、273頁。

[80] 「衆議院本会議第9号」1958年10月16日。『国会議事録』。

[81] 永野は、戦後の外務官僚が吉田のもと「敗戦で一ぱい血まみれた日本は、敗戦国という弱い立場に立って、金なり、物なり、土地なりを支払わねばならないのだから、こちらの思う通りにならない、そこに日本の弱さのあることを強調」し「アメリカ一辺倒のメカケ外交」に終始してきたと痛烈に批判していた。永野護「外務省の人脈図」、上掲、80頁。

[82] 石井訪台団の目的は、情報統制をとり日本の雑誌新聞、学術書などに禁輸措置をしている国府と「文化交流」を進めるため日華協力委員会で協議し承認されたものに国府側が輸入許可を与え、日台経済提携を深めていくため経済協力案件を協議しようとするものであった。つまり、「鎖国的な傾向にあった中国側〔台湾〕の固い殻」を破り、日本との経済的

団随員であった御手洗辰雄（政治評論家）は、「今のような日韓関係を解決しない限り、アジアにおける自由国家群の協力ということは不可能」であり、「蒋総統が日韓両国の仲介に立って頂くのが最善」と申し入れていた[83]。先にも触れたように、韓国政府は、第 3 次日中民間貿易協定締結を口実として 1955 年に対日貿易断交を実施していたからである。石井訪台団を取りまとめていた矢次は、韓国との「国交正常化」に向けた仲介者として役割を果たす意向のもと韓国代表部関係者に接触を図ってきた[84]。そして、矢次は、1956 年 11 月頃、上村健太郎(前航空幕僚長)の紹介のもと駐日韓国代表部参事官の柳泰夏とパイプを形成していた[85]。他方、永野は、1956 年末、岸外相顧問に起用される賀屋とともに台湾をはじめ香港、南ベトナム、カムボジア、タイ、フィリピン、インドネシアを視察していた[86]。帰国した永野は、前章で触れた経済外交懇談会において、台湾が「立派に日本の経済に役立つ国」であると「再認識」し、資源開発など積極的な投資を進めていくべきと主張した。そして、永野は、岸ら外務省に対し、「中共が台湾を取ろうと思えば、いつでも取れる。それは武力の方法に依らなくても、他の平和の方法で取れるような感覚を持っておられる方が常識」であるため、「第三次国共合作」があり得ないという対抗宣伝をしなければ日本の経済界が「長期に亘りインヴェストすることについての踏み切りが付かない」と要望していた[87]。つまり、民間企業が本格的に台湾経済へ再進出するためにも、日本政府が国民党政権の存続を支援するという態度を明確すべきと考えていたのである。

外相に就任した岸は、「日韓関係の調整」を外交目標の一つに掲げた[88]。岸は、矢次を媒介とし、日韓会談再開のため対韓財産請求権[89]を放棄する方針を伝える一方[90]、「善隣

---

文化的な相互依存関係を再構築してこうとしたのである。発足当時の日本側委員は、赤松要(一橋大学教授)、井口貞夫(前駐米大使)、上村健太郎(前防衛庁航空幕僚長)、杉道助(大阪商工会議所会頭)、藤山愛一郎(東京商業会議所会頭)、船田中(自民党衆議院議員)、堀越禎三(経団連事務局長)、細川隆元(評論家)、松岡駒吉(社会党参議院議員)、御手洗辰雄(評論家)、矢部貞治(拓殖大学総長)、矢次。台湾側の代表的委員は谷正綱(亜盟中国総会理事長)、張厲生(中国国民党中央秘書長)など。「日華協力委員会発足－本会会員諸氏が中心となって」『新国策』第 5 巻 8 号、1957 年 3 月 15 日、10 頁。

[83] 御手洗辰雄「中国と日本」『新国策』第 4 巻 24 号、1956 年 9 月 15 日、3 頁。

[84] 矢次一夫「和解と親善のために会員各位の御回答によせて」『新国策』第 3 巻 23 号、1955 年 9 月 5 日、2 面。

[85] 戸川猪佐武「日本のコリヤン・ロビイ」『中央公論』74 巻 8 号、1959 年 6 月。山本剛士「日韓関係と矢次一夫」『国際政治』75 号、1983 年。矢次に注目しつつ日韓の経済的側面の担った実業界の動きは、柳町功「戦後日韓関係の形成とその経済的側面—担い手たちの行動を中心に」『経済学研究』第 71 巻 1 号。

[86] 賀屋興宣『戦前・戦後八十年』浪漫、1975 年、217 頁。賀屋の東南アジア視察には、本位田詳男（東大経済学部名誉教授）とともに白幡アジア局第三課課長が帯同した。

[87] 『第 4 回経済外交懇談会議事録』上掲、28 頁。

[88] 岸『岸信介回顧録』、上掲、281 頁。

[89] 韓国側は、日本に対韓財産請求権はないとの立場をとっていたが、日本側は在朝鮮日本人の私有財産に関しては対韓請求権があると主張していた。吉澤文寿「日韓会談における

友好」という大局的見地から韓国側と協議に臨むように外務省事務方を指導した[91]。また、岸は、日華協力委員会設立のため来日した外交部長の葉公超(Yeh Kung Chao)と会談した際、「永野氏、唐沢氏等が貴国を訪問した時にも蒋総統閣下から御手紙をいただきましたが、まだ台湾を訪問する機会がなく残念に思っております。東南アジア訪問の際は先ず一番初めに台湾を訪問したい」との意向を伝えた[92]。

堀内駐華大使は、岸訪台にあたり、日本が中立主義的容共政策をとろうとしているとの国民党政府の「疑惑」を払拭するため、国民党政府が置かれた「危急な立場」に「理解」を示し、「適当な経済協力」を供与するで「対日信頼感」を深めるべきと具申した[93]。実際、訪台した岸は、蒋に対して「共産主義が日本に浸透するにはソ連からよりも中国からの方が恐ろしいともいえる。したがってこの意味では大陸を回復するとすれば私としては非常に結構である」と国民党政府の大陸反攻を支持する「発言」をしたと報道された[94]。また、外務当局は、台湾の「内萍炭礦」の開発に「出来得る限りの協力」する、台湾産の粗糖の長期買付などを考慮した[95]。実際、岸や外務当局は、訪台にあたり暗礁に乗り上げていた日華貿易交渉で譲歩を示すことを決めた[96]。

さらに、日本が国民党政権と関係緊密化を図ることは、強い反共意識を持つ韓国の李大統領に対するメッセージを送るという側面もあった。実際、葉は、岸と会談した際、李大統領就任式典に参加した際、「過去のことは水に流し将来のために考える様」に勧めたものの、むしろ李から 1956 年末の日本国連加盟決議にあたり拒否権を行使して日本の加入を阻止するよう要請を受けたことを内報していた[97]。そこで、岸は、蒋介石と

---

対日請求権の具体的討議の分析」『一橋論叢』120 巻 2 号、1998 年 8 月、152 頁。

[90] 石橋は、当時駐日韓国大使館の金東祚に対し、「韓国内にある私有財産に関する日本側主張はもちろん、われわれが放棄できるその他すべてを放棄したい」と言明したと言われている。金『韓日の和解』、上掲、114 頁。岸は、日本側の外務当局が韓国側の対日賠償が過大になるのを抑制するため対韓財産請求権をカードとしてきた中、「日本に正当な権利〔対韓請求権〕があるいっても、いま韓国から取れるものでもない」と認識を抱いていた。日韓漁業協議会編『日韓漁業対策運動史』日韓漁業協議会 1968 年 2 月、230 頁。

[91] 金『韓日の和解』、上掲、122 頁。

[92] アジア二課川口書記官「岸総理と葉外交部長会談録」1957 年 3 月 28 日。A’－0356、外交史料館。

[93] 堀内大使発岸大臣宛電信、第 81 号、1957 年 5 月 5 日。A’-0152、外交史料館。

[94] 『朝日新聞』1957 年 6 月 4 日付。

[95] 官房総務課「世界情勢と日本の外交方針」1957 年 5 月 8 日、A’－0153、外交史料館。

[96] 日華貿易は、双方協議のもと年度毎に更新する貿易計画にもとづき実施されていた。1956 年度の日華貿易計画（片道約 7,600 万ドル）は、台湾側が主張する原糖輸出価格で折り合いがつかず前年度より 2,000 万ドルほど減少していた。1957 年度の日華貿易交渉は、再び台湾が希望する原糖輸出価格と台湾米の買付量をめぐり紛糾し中断していた。こうした中、日本側は、岸訪台のお土産として台湾米を数万トン追加買付することを決定した。その結果、当時中断していた日華貿易交渉は、再開することになる。やまだあつし「1950 年代における日本の台湾輸出」『人間文化研究』第 16 号、参照。

[97] アジア二課川口書記官「岸総理と葉外交部長会談録」1957 年 3 月 28 日。A’－0356、外交史料館。

会談した際、「今困難を感じているのは韓国と中共の問題であり、日韓交渉を今やっているが李大統領の頭が堅いので困っている」と述べ、蒋から「大統領は頑固なるも何とか機会をみつけて自分から話してみよう」との仲介の意向を引き出した[98]。このように、従来、「反共外交」の一環と言われる岸訪台は、貿易交渉打開により日華関係を改善し、親善気運を内外にアピールすることによって日本企業の台湾への経済進出を促進する一方、日韓関係の正常化交渉を側面から支援を得るという狙いが込められたものであったのである。

以上要するに、岸内閣の台湾、韓国に対する政策は、日本の経済的繁栄と「民生の安定」に力点を置いた内政指針を実現するため、韓国や台湾が西側陣営に安定的に確保されることを目指すものであり、そのために日本が両国との政治的関係の緊密化を進めて韓国や台湾の民生の安定と経済的繁栄に積極的協力を図ろうとするものであったと言えよう。換言すれば、米国に台湾や韓国の安全保障に軍事的コミットメントを維持することを要請しつつも、軍事力増強に主眼を置いた米国の対韓、台湾へ軍事援助を経済開発へ比重（兵三政七）を置いたものへ修正を促す一方、両国政府の内政を開発主義[99]と呼ばれる方向へ誘導するため、「これらの地域に日本が再進出し、また、これら諸国民の反日感情を緩和することで、新たに影響力を行使していこうとする意図」を持ったポスト植民地政策として捉えることもできよう[100]。つまり、岸にとって韓国（や台湾）は、安岡正篤（師友会会長）の言葉を借りれば、「日本にとって外政であると同時に重要な内政」の問題であったのである[101]。

そして、岸内閣は、米国に追随（≒協調）した反共主義にもとづく国際的連帯の強化（反共外交）というよりも、ポスト植民地政策と言える日本の内政の延長上に韓国や台湾との関係緊密化を位置づけていた。それゆえに、岸内閣の対韓・台政策は、同じく重化学工業部門の振興という内政目的に起因するソ連や中国との貿易拡大と論理上の矛盾がなく両立していたと言えよう。つまり、岸内閣の内政指針という視点から見るならば、韓国ないし国民党政府との関係緊密化は、上述したような防衛力増強よりも民生の安定を重視する内政指針をとるために必要不可欠であり、ソ連や中国政府との貿易拡大は、重化学工業部門に比重を置いた長期経済計画の実現というためにも捨て難いものであったのである。

---

[98] 池田『独立完成の苦闘』、上掲、171 頁。

[99] 開発主義とは、「個人や家族あるいは地域社会ではなく、国家や民族の利害を最優先させ、国の特定目標、具体的には工業化を通じた経済成長による国力の強化を実現するために、物的人的資源の集中的動員と管理を行う方法」を意味する。末廣昭「発展途上国の開発主義」『20 世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会、1998 年、18 頁。

[100] 権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、269 頁。また、陳は、当時の日本側政策決定者が中国に「軍事的脅威感を全く感じていなかった」にもかかわらず、「戦略的価値」を強調し台湾を将来的に分離独立させることを求めた背景には、「将来の日台『再統合』の可能性」が念頭にあった可能性を指摘している。陳『戦後日本の対中政策』、上掲、168 頁。

[101] 『新国策』第 3 巻 23 号（1955 年 9 月 5 日）。

ただし、以上の日本のロジックは、当時の中国、北朝鮮や台湾、韓国といった東北アジア諸国に受け入れ難いものであった。特に中台両国政府は、「一つの中国」という立場から互いの存在を認めず対立を続けていたからである。そして、以上整理してきたようなポスト植民地政策的な東北アジア地域の国際環境を実現するためにとられたのは、「二つの中国」論であったと位置づけられよう。次節では、岸内閣が「二つの中国」をいかなるアプローチで実現していこうとしていたのかを整理する。

**3、「二つの中国」の実現に向けたアプローチ**

岸内閣は、第 1 節で言及したように、中国承認問題を「国連のとる線」に従い解決するという立場のもと棚上げし、中国政府を事実上「承認」していると内外より受け止められないよう政府間の直接的接触も一切自粛するというという態度を徹底する一方、右に反しない限り、「民間貿易」に関してはこれまで通りに支持と協力を与えようとした。そして、岸内閣は、上記した政経分離の原則と並行し、日韓会談の早期妥結を模索する一方、将来的に中国政府を承認することを想定して台湾を中国大陸から分離独立する方向へ導くという「二つの中国」政策をとった。例えば、当時、外務省は、中国問題と関連させて台湾（国民党政府）との長期的関係について、「将来ある時期に中共を中国大陸を現実に支配する政府として承認することは自然であり又不可避である」との見解のもと、「台湾が何らかの形で中国大陸より分離したいわば二つの中国」というかたちで「解決を考える外ない」と考えられていた[102]。

この点、石橋や岸も、上記した外務当局と同様の見解を抱いていた。石橋は、少なくとも 1957 年 1 月 2 日の時点で台湾を「セイロンのごとく独立国として中共及び米国と妥協する策」がとれないか模索していた[103]。また、岸は、1959 年にオーストリア要人と会談した際、次のように詳細な説明をおこなった。やや長くなるが岸の見解を分りやすく示すものであるため引用したい。

> 日本と中共の関係は両国が地理的に近いだけに複雑である。日本は国民政府と平和条約を結んでおり、かつ又台湾を共産国に委ねることは自由主義陣営の戦略的地位に非常な脅威を与えることになる。したがって自由主義陣営としては台湾を放棄することは到底できないことである。台湾には約 800 万の人口があり、その大部分は元来支那大陸から亘って来たものであると言えようが、現住民の大部分は支那大陸に帰ろうという意識を持っていない。支那本土に帰りたいという意識をもっているのは蒋介石とその周辺の少数の中国人であると思う。支那問題の解決は自分としてはなんらかの形で支那本土と台湾を分離した行き方をとるより

[102] 作成者不明「対中共貿易及び中共に関連する諸問題」1957 年 4 月、E’－0212。外交史料館。

[103] 『石橋湛山日記』、841 頁。ただし、石橋は、岸や外務当局のような安全保障観にもとづいて台湾の分離独立を模索したのではないとの指摘がある。」

ほか道はないと思う。日本政府は目下のところ中共政府を承認する意思はない。政治と経済を分離して日本と中共の経済関係を促進する方式〔中略〕が可能である限り、今後とも対中共関係は進めていきたい〔後略〕（下線部筆者）[104]。

しかし、「二つの中国」の実現のためには、「一つの中国」論のコインの表裏である台湾解放（中国側）ないし大陸反攻（台湾側）という中国政府と国民党政府双方の目標を放棄させなければならなかった。岸や外務当局は、先述したように、この実現に向け国連総会にて中国政府の代表権が認められる事態を中国承認に踏み出す目安としていた。ただし、これは、国連の多数派の意向に日本が追随するということを意味していたわけではない。実際、岸は、1957 年 11 月 12 日に鶴見祐輔（自民党参議院議員）から「台湾海峡の緊張関係」について所見を問われた際、以下の見解を述べた。

[国連において：注、筆者]これらの問題を調整するということがこれらかの日本の一つの大きな使命であり、特に安保理事会の非常任理事国に日本が選ばれたということから私は見ましても[中略]この問題に関して今後日本としては、真剣にこれが調整解決の方途を考えて、そして国際的協力を求めていくということが大きな外交の問題であると、私はかように考えております（下線筆者）[105]。

つまり、「二つの中国」を実現という方向に向けて日本が「国際的協力」を求めていくとの見解を持っていたのである。こうした見解は、岸内閣に特有なものではない。例えば、先行研究が示しているように、吉田は、「二つの中国」に向けて欧米諸国と政策調整を図ろうとする試みを模索していた[106]。また、重光外相は、1956 年 3 月に「英米間の完全な合意が不可能であっても、『二つの中国』構想については、自由主義陣営内において統一的な政策を形成する必要がある」というダレス宛メモをアリソン大使に手交していた[107]。さらに、岸は、1954 年 11 月 26 日に米国大使館員と会談した際、次のような所見を述べていた。

国連または自由世界で何らかの形で台湾を独立した国家として認められるような政策が形成されるよう希望する。このような政策が形成され、しかも国連からの支持を得られれば、中共は自己の主張を放棄して『二つの中国』を受け入れざるを得ないであろう[108]。

つまり、岸は、米国を中心とした西側諸国が何らかのかたちで台湾を中国政府の支配

[104] 古内発藤山大臣宛電信、第 415 号、1959 年 8 月 25 日。A’－0148。外交史料館。
[105] 「参議院外務委員会第 6 号」、1957 年 11 月 12 日。『国会議事録』。
[106] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、第 1 章、参照。
[107] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、160－162 頁。
[108] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、204 頁。

が及ばない独立国家とする「政策」を形成し、国連という場で正当化されることによって、中国及び国民党政府の「一つの中国」という主張を封殺し得ると判断していたのである[109]。

一方、米国政府が日本に示してきた対中政策基本政策は、「可能な限りあらゆる政治的・経済的手段を駆使して、引き続き圧力を与え続ける」というものであり、中国政府の承認または国民党政府とともに国連加盟（≒国連代表権付与）させることを意味する「二つの中国」を考慮する余地がないものであった[110]。したがって、首相となった岸は、「一体中共と台湾とを含めてアメリカがどうするつもり」なのか関心を抱いた[111]。

当時、アジア局は、米国が「現実においては、米中会談、米中（国府）防衛条約により事実上あるいは法律上二つの中国を認めている」だけでなく、将来的に「中共の国連加入を阻止することは困難」と見ていると観察していた。また、アジア局は、仮に中国の国連代表権が認められた場合、米国政府にとって「台湾が中共の軍事基地となることを防ぐという線」が「譲歩しうる最大限」のラインであり、1）台湾が独立国として国連に別個のシートを持つ、2）国連の信託統治地域、3）中共の台湾島に対する領土主権は認めるか一定期間非武装化する、という何れかのケースに落ち着くと分析していた[112]。そこで、外務当局は、将来的に台湾を中国大陸から分離独立した国とするという方向について米国政府と見解の調整を図ろうとした。駐米日本大使館は、1957 年 6 月の岸訪米に向けて、中国問題について「秘密了解」をとり得るか打診した[113]。

しかし、国務省担当官は、「上層部の意向は不明」としながらも、「中共承認、国連における中国代表権等の問題につき秘密了解を行なう如きことは、unwise〔愚か〕なりと考えている」と回答した[114]。朝海は、6 月 8 日にロバートソン国務次官補(Walter S. Robertson)と会談の際、中共の現状、その侵略的意図、台湾の防衛、ベトナムを共産側に売った仏国の背信の行為、東南アジア全体に共産党に対する警戒の気運が強まっておる事実（ビルマを例として引いていた）、韓国における休戦の約束が共産軍に守られておらぬ事実等」を滔々と説明され、「国務省即ち米国の対支方針は不変である」と断言されたと報告した[115]。つまり、「一つの中国」という建前のもと国民党政府の存立を支

---

[109] この点に関連し、香港総領事であった伊関佑二郎は、「国共合作」という懸念を強調し、「アメリカと腹を割って話をして行けば、中共問題の解決ができて行く」という見通しのもと、「イギリス、イタリー、フランスというような国が両方〔中国政府と国民党政府：注、筆者〕とも承認してしまうような既成事実でも作ってしまえば、立派に〔二つの中国が：注、筆者〕でき上がって行く」と主張していた。井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、161 頁。

[110] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、160－162 頁。

[111] 『第三回経済外交懇談会議事要録』、上掲。

[112] アジア局「当面の対中共政策（第 5 次案）」11 月 8 日。A’－0356、外交史料館。

[113] 朝海発岸大臣宛電信、第 1321 号、1957 年 6 月 5 日。2011－00309『情報公開法』。

[114] 朝海大使発岸大臣宛電信、第 1321 号、1957 年 6 月 5 日。2011－00309『情報公開法』。

[115] 朝海大使発岸大臣宛電信、第 1360 号、1957 年 6 月 8 日。2011－00309『情報公開法』。

援し、今後も中国に対して引き続き軍事的、経済的な「封じ込め」をとるという意向に変わりがないことを伝えたのである。このように、中国問題に関する日本の対米発言力は、無きに等しいものであった。

そこで、岸や外務当局が試みたのは、米国政府と直接交渉するのではなく、インドや英国と提携することであった。前章で見たように、岸や藤山は、日印の政治的関係の好転を目指していた。岸たちは、日印友好関係のもと、後述する「川越構想」の可能性を探ったものと考えられる。外務省アジア局二課では、1956 年に元中国大使の川越茂が中心となり対東北アジア外交の基本戦略（川越構想）を検討していた。右構想は、「朝鮮と台湾の不安定な政治情勢」の安定化を目標とし、「朝鮮、台湾、中共に対しとるべきわが国の外交政策の大綱を示し、これが実現の可能性及び政策実現のための手段、方法」についてまとめたのであった。この構想で注目すべきは、南北分断された朝鮮の人々の「希望」でもある「南北統一、永世中立」の実現、「大陸中国と台湾という『二つの中国』を認めるところ」を出発点とし最終的に「国連監視下の人民投票」によって台湾をオーストリアのような永世中立化とするため、ネール首相に英、米、ソ連の連絡を含めた「仲介的な協力」を期待するとともに、必要に応じて外相自らインドを訪問、必要に応じてアメリカも訪問すべきとしていた点である[116]。

インドは、これまでも国連における中国代表権を認めさせる方向で斡旋をおこなってきた。とりわけ、1956 年度の国連総会における中国代表権問題は、結果的には否決されたものの、ネールと周恩来が「非同盟」のもと協調を目指す姿勢に共鳴したアジア・アフリカ地域など新興独立諸国の賛成票を獲得していた。そこで、岸や外務当局は、以上のような影響力を持つインドを利用するため、「川越構想」の可能性を試みたと思われる。岸は、1957 年 10 月にネールと会談した際、「米国、中共、国民政府は中々賛成しない」が「若し二つの中国を認め台湾に独立を與え、各国が干渉しなければ（台湾を中立化するの意）、それが最も現実に即したよい解決方法」とネールに伝えた。特に岸は、「台湾の住民は血統的に中国人であるが、歴史的には異なったものとなっており、大陸中国の一部となることに困難」であるため、蒋総統が死亡した後に「自由選挙」が行なわれるようになれば「独立を希望すると思う」との見解を示した[117]。つまり、「二つの中国」という方向に国際世論を誘導するため、ネールが西側陣営と東側陣営の仲介者となり得るか探ったのである。ネールは、岸の構想に「沈黙」して考え込み、何ら言質を与えなかった。岸がネールに提示した台湾の独立を台湾住民の「自由投票」によって決着させるという方法は、一見すると聞こえがいい。だが、その狙いは、東西対立から「中立化」させることを前提条件としていたように、あくまでも先に触れた両地域を

[116] 作成者不明「中国問題検討会」1956 年 8 月 31 日。A’－0356。作成者不明「わが国のアジア政策に対する一構想」作成日不明、A’－0356、外交史料館。
[117] 三宅「岸総理及び藤山外務大臣とネール首相との箱根会談要旨」1957 年 10 月 5 日。上掲。

日本に「脅威を与えるような勢力」が支配させないための方策の一環であったと言わざるを得ない[118]。いずれにせよ、インドを仲介とするアプローチは、1959 年頃より中印関係が悪化することにより現実性がなくなったと言えよう。

他方、岸、藤山や外務当局は、中国を政治承認していた英国との協調を模索した。先行研究で指摘されてきたように、日本政府内には、吉田政権以来、米国よりも柔軟な対中政策をとっていると見られていた英国との協調を図ることによって、中国問題に対する対米発言力を補おうとする発想があった[119]。岸内閣期も、中国問題をめぐり「日米英三国政治協商」の可能性を模索していたと指摘されている[120]。例えば、藤山は、1957 年 9 月 28 日に訪英した際、中国問題に関し情報交換のみならず「政策事項についても最高レベルで密接に連絡したい」と申し入れた[121]。ただし、藤山は、ロイド外相との会談を通じ、「中共の国連における議席の問題につき如何に考えているか」尋ねると、「全く中共の国連参加等を考えていない」との感触を得ていた[122]。英国政府は、第 2 次チャーチル（Winston Churchil）内閣の頃より中国問題に関して日英が結託して米国に対抗するかのような印象をアメリカに与えないよう慎重姿勢をとってきており、マクミラン政権も同様であった[123]。藤山や外務当局は、こうした実情に気づきつつも、吉田の見解にもとづき中国問題に関して日英提携し得る可能性を探ったのであろう[124]。こうした理由もあり、マクミランは、第 4 章で言及した藤山が提案した東南アジア外相会議構想を拒否したのである[125]。

結論を先取りすると、「二つの中国」に賛同しそうな諸国との提携を模索する岸内閣のアプローチは、ソ連や中国にもパイプを持つインドや米国と緊密な関係にある肝心の

---

[118] 近年の研究では、岸が日印提携の先に「『日印中三国協商』を主軸にしたアジア主義的な色彩が強い」外交構想を描いていたとの指摘がある（権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、107 頁）。だが、岸や藤山が日印提携の念頭に置いていたのは、上記した「川越構想」に見られるアイデアの実現可能性を模索するものと理解すべきではないだろうか。もしそうならば、岸・ネール会談は、「アジア主義」的な「日印中三国協商」を目指す外交構想の表れというよりも、中国と台湾の分離状態を固定化する「二つの中国」という方向にインドを誘導しとうとしたものと解釈できよう。

[119] 田中「吉田外交における自主とイギリス」、上掲。

[120] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、第 3 章第 1 節、参照。

[121] 作成者不明「藤山外相ロイド外相会談記録」1957 年 9 月 20 日、A’－0154、外交史料館。

[122]「内奏用資料」A’－0154、外交史料館。

[123] 田中「冷戦初期における国家アイデンティティの模索」、上掲、242、254 頁。

[124] 周知のように、藤山による日英提携論の背景には、吉田茂が唱えていた日英が協力して米国の対中禁輸政策の修正を促すことで中ソ離間を目指すという構想があった。当時、吉田より上記持論を聞かされた金山政英欧亜局長は、「[吉田が：注、筆者]御訪英の際の会議録によればイーデンは貴下の御意見に賛同しつつも日英が共同して米国に当たるが如き印象を与えることは是非とも避けたしとの意向をお返し述べた」のではないかと疑問を呈していた。だが、吉田は、「国際情勢は常に変転し居ることを忘るべからず。マクミランは極めて評判よき政治家と聞き及びおれり」と反論していた。作成者不明「日英関係に関する吉田茂元首相の意見に関する件」、1957 年 9 月 22 日、A’－0154、外交史料館。

[125] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲。

英国の賛同を得られずに上手くいかなかった。ただし、岸内閣は、こうしたアプローチのもと「二つの中国」の実現を模索する一方、次節で論じるように、政経分離の原則のもとチンコム（CHINCOM ; 対中国輸出統制委員会）の対中禁輸リストの緩和、そして、1957 年 5 月 3 日に失効する第 3 次日中民間貿易協定に代る新協定締結に対応していこうとしたのである。

## 第 2 節　東西貿易拡大の環境整備

### 1、岸の台湾と米国訪問

外相就任直後の岸は、日本が対中貿易拡大を必要としていることに米国側の理解を得つつ西側諸国と協調しチンコムの輸出禁止リストの緩和することを優先課題とし、「民間通商代表部」の相互設置を求める第 4 次日中民間貿易協定（第 4 次民間貿易協定と略す）に消極的な態度を示していた。例えば、岸は、1957 年 1 月 29 日、「第 4 次貿易協定を結ぶ必要はないとはいわぬ」が「中共の民間通商代表部は是非日本に来てもらわねばならぬとは考えていない。そのような措置を取らなくても中日貿易はもっとふやせる。また中共側は通商代表部を日本に入国させる際指紋を取られることを拒んでいるが、これもあえて日本の法律をまげる必要はあるまいと考える」との談話を発表していた[126]。また、岸は、1957 年 2 月の外交演説にて、「自由主義諸国との協調を維持しながら、情勢の変化に応じて、輸出禁止の合理化をはかるとともに、こうした協調の枠内において、できるだけ貿易の拡大をはかっていく」という方針を明らかにした[127]。

ただし、岸や外務当局は、必ずしも「民間通商代表部」の設置に反対していたわけではない。そもそも、岸は、中国が「大規模な建設計画を遂行中」であるため、「経済的にこの建設に協力」できると認識していた[128]。というのも、日本側には、中国政府が「第一次五カ年計画」（1953－57 年）から「第二次五カ年計画」（1958－62 年）に向け、「重工業優先を高度に強調することをやめて、工業化をより均衡のとれた基盤の上におき、同時にできるだけ国民生活をひきあげる」という方向で国内経済開発を進めようとしていると見解があったからである[129]。つまり、重工業偏重から農業や軽工業といったバランスのとれた産業政策に転換しつつあるため、重化学工業の育成を重視する日本との間に経済的相互依存関係を構築しやすくなるという期待があったのである。この点に関し、外務当局は、「自立経済達成」に中国大陸の豊富かつ低廉なる原料（粘結炭、鉄鉱石、大豆、塩など）の入手が「絶対に必要」であるため、米国側から対中貿易拡大方針に理解を求めると共に「チャイナ・ディファレンシャルの撤廃」を求めようとしていた[130]。

---

[126]『朝日新聞』1 月 29 日 1 面夕刊。
[127] 「岸外務大臣の外交演説」1957 年 2 月 4 日。
[128] 岸信介「積極政策と日米関係の将来」『中央公論』72 巻 1 号。66 頁。
[129] 経済企画庁編『年次世界経済報告』1958 年版、第 8 章参照。
[130] 外務省『日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策』1957 年 3 月。A’－432、

こうした中、岸と緊密な関係にある日中貿易促進議員連盟会長の池田正之輔は、中国側との交渉窓口となっている民間団体が貿易協定交渉に入らないようブレーキ役を果たしていた[131]。池田は、1957 年 4 月 11 日、三団体協議会（日中貿易促進議員連盟、国際貿促、日中輸出入組合）にて、「原則問題を先にやり、米国の緩和が見えてから」協定交渉に入るべきとの意向を示した[132]。しかし、社会党訪中団は、4 月 22 日、「両国内に現存する民間協定の一部」や「協議が整う見込みのある問題」を「なるべく早く両国政府間の協定にまで発展させるべき」という共同コミュニケを発表した。池田は、4 月 30 日の三団体協議会にて社会党訪中団の一員であった穂積七郎（社会党代議士）から通商代表部設置問題と指紋問題の解決について「岸総理と会見して提案したい」と打診されると、「アメリカから、我々の既成事実たる指紋問題、代表部設置問題でしばられれば、〔岸が：注、筆者〕社会党よりおったたかれる」と述べて断った[133]。その後も池田は、第 4 次民間貿易協定の交渉開始のため代表部設置問題などの政府側態度の明確化を求める社会党議員に対し、岸の東南アジア諸国歴訪や訪米後にすべきと抑制的態度をとった[134]。

以上を踏まえれば、岸は、CHINCOM が COCOM 以上に厳しい禁輸措置を課す不合理性を是正することで対中輸出拡大し得る環境創出を優先事項とし、第 4 次民間貿易協定に必要とされる民間通商代表部設置問題などに対する政府の態度を固めていこうとする見通しを描いていたと言えよう。駐米日本大使館は、すでに岸訪米準備にあたり、第 4 次民間貿易協定の主要懸案である「民間通商代表部」相互設置問題を議題にできるか感触を確かめようとしていた。国務省側担当官の回答は、「通商代表部設置問題は、純然たる私見を述べれば現在の機微なる情勢に鑑み特にこの際日本側からこれを持ち出さぬ方が良いのではないか」というものであった[135]。そこで、岸は、繰り返しになるが、日本が対中貿易拡大をする必要があることを米国や国民党政府に理解させ、「チャイナ・ディファレンシャルの撤廃」を当面の課題としたのである。

岸は、4 月 20 日にマッカーサーと会談し際、中国が「共産主義に基く全体主義国家

---

外交史料館。

131 福田は、池田が「相共に岸一家で岸先生を助け」、「岸先生がお亡くなりになるまで、本当に緊密に岸先生にご協力申し上げた、そういう間柄」であると語っていた。池田正之輔刊行委員会編『叛骨の政治家・池田正之輔』池田正之輔刊行委員会、1995 年、2 頁。一方、岸は、「だいたい中共との貿易関係を増進するという考えをもっている自民党の大部分の連中は、いわゆる親中共派なんだ。中共の言うことを、一から十まで頭を下げて呑んでしまうような連中が多かったけれど、池田君はそうではない。だから日本の主張すべきものはちゃんと主張した上で、日中の経済関係を増進するのは両国のためだ、ということで熱心にやった人ですよ」と評価している（岸・矢次・伊藤『岸信介の回想』、上掲、214 頁）。

132 波多野勝ほか『日中友好議員連盟関係資料 - 上村幸生文書―会談記録・メモランダム』現代史料出版、2004 年、17 頁。

133 『日中友好議員連盟関係資料』、上掲、19 頁。

134 『日中友好議員連盟関係資料』、上掲、22、24 頁。

135 朝海大使発岸大臣宛電信、第 1321 号、1957 年 6 月 5 日。2011－00309『情報公開法』。

である点を相当割引して考えても、なお且、わが国の必要とする粘結炭、鉄鉱石、大豆、塩等の重要原材料供給源たることは否定できず」、「わが国の重、軽工業品の市場としても決して小さいものではない」し、「東南アジア開発がある程度進んだとしても右の重要性は否定出来ない」として、「米国と相当異なったアプローチを必要」としていると伝えた。そして、岸は、「原料輸入」（粘結炭、鉄鉱石、大豆、塩等）の「見返り」とし「中国大陸以外に輸出が極めて困難」な研磨材、石油化学製品、計測器、工作機械、発電機、木造船などを輸出したいとし、チンコムの「不合理且つ実効性を欠く面」の「緩和」を「強く希望」しているとし、こうした日中貿易拡大が「中小企業及び基幹産業の健全化のためにも必要」と付言した。さらに、岸は、新たな日中民間貿易協定締結についても、「世論の要求に対し、積極的解決を計る態度をとらねば極めて困難な地位に立つ」と述べ、米国側の理解を得ようとした[136]。

また、6 月に訪台した岸は、マッカーサーとの会談と同様の論理を用い、日中貿易拡大の必要性について台湾側の理解を得ようとした。岸は、6 月 4 日、蒋介石総統と総統府秘書長の張群 (Chang Chun) の 3 名で会談を行った際、蒋から大陸反攻のため米国を加えた日中台の「三国の合作」が必要と呼び掛けられた。これに対して岸は、日本人が「ソ連と違って中国に対しては親愛の情」や「一つの郷愁」を持っているとの話題を切り出し、中共側と「政治的な関係」を結ぶ意図はないが、「日本内地の中小企業を保護する」ため日中貿易を拡大する必要があると応えた[137]。勿論、岸訪台は、前節で言及したように、台湾との親善気運を内外にアピールすることによって日本企業の台湾への経済進出を促進するだけでなく、日韓関係の正常化交渉を側面から支援を得るという狙いもあった。そこで、岸や外務当局は、日中貿易拡大の必要性に理解を求めるだけでなく、暗礁に乗り上げていた日華貿易交渉で譲歩を示していた。蒋は、民間通商代表部設置は認められないと釘を刺しつつも、日本側の対中貿易拡大方針を黙認した[138]。

6 月に訪米した岸は、アイゼンハワー大統領やダレス国務長官らと会談した。岸は、6 月 19 日にアイゼンハワーと会談した際、日本が「地理的」、「歴史的」な理由から「中共貿易を増進する強い希望」を持っており、中共禁輸緩和を求める英国の主張に「同感」であり「大多数の国が、チャイナ・ディフェレンシャルを撤廃するならば、日本もまたそれに従わねばならぬ」と伝えた[139]。また、岸は、6 月 20 日にダレスと会談した際、「少

---

[136]「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第 3 回）」1957 年 4 月 20 日。2007－00915、『情報公開法』。

[137] アジア局「総理大臣と蒋中華民国総統との会談録」1957 年 6 月。2007‐00901『情報公開法』。

[138] なお、岸は、「中国代表部の設置を認めるつもりはない」と述べたと言われている。草野厚「第四次日中貿易協定と日華紛争―1958 年 3 月 5 日～4 月 9 日」『国際政治』第 66 号、1980 年。20 頁。しかし、日本側公開の会談録には、岸がそのような言質を与えた記録は見られない。

[139] 竹内文書課長「日米会談記録（そのニ）第一回岸、アイゼンハウアー会談要旨」、上掲。

しでも日本の貿易を促進する必要上中共貿易の緩和を希望している」と伝えた[140]。

しかし、アイゼンハワーは、仮にチャイナ・ディフェレンシャルを撤廃としたとしても、中共側が必要とする種類の商品輸入が増大するだけであり、日本側が期待するような対中輸出増進を期待できないと反論した[141]。また、ダレスは、中国政府が西側諸国との貿易を通じ「ウォー・ポテンシャル」を増大させないようにすることがチンコムの目的であり、今後も対中禁輸緩和を求めるイギリスなどに追随しないこと、チンコムで対中禁輸品目リストを協議する際に工作機械や電子機器など「戦略物質」への割当を縮小できるよう「協力」を得たいと要請した。このように、アイゼンハワー政権内の日中貿易拡大ないし対中禁輸緩和に反対する見解は、根強いものがあった。こうした米国側の態度は、コミュニケ作成の際に具体化した。日本側が事前に作成した共同コミュニケ案は、以下のようなものであった。

> 中国問題に関連し、岸総理は、中国大陸と日本は近接し、かつ伝統的な文化的、経済的関係を有することにかんがみ、日本が中国大陸との接触を保つことは自然であり、また中国大陸との貿易上の関係を深める必要のあることを指摘し、アイゼンハワー大統領は、かかる日本の立場を了承した。両者は今後も中国問題について、両国政府が緊密な連絡を保つことが望ましいことについて意見の一致をみた（下線部筆者）[142]。

つまり、外務当局は、日中貿易拡大路線に米国側から「了承」を得るだけでなく、日本政府が中国政府と「接触」することを黙認するという点まで言質を得ようとしていたのである。岸は、コミュニケの案文をめぐりダレスと協議した際、「少しでも日本の貿易を促進する必要上中共貿易の緩和を希望しているが、同時に自由諸国間の協調を旨として来た」と語り、「日本としては中共を正式に承認しようとか、これと外交関係を設定しようとは考えていない」、「中共禁輸について妥結を見なかったことは極めて遺憾」と発言した。一方、ダレスは、仮に「戦略物質」の割当拡大を認めたとしても中国側が「戦略物資」の輸入増大のため「非戦略物質」の輸入を抑制するだろうから、結果として「日本の中共貿易は全体として増加することにはならない」と応酬した[143]。

ダレスの強硬な態度を前に、日本側は、コミュニケに米国側が主張する戦略物質禁輸の「重要性」を認識したとの文言を入れる代りに、米国側も日本と「近隣諸国との貿易増進の必要性」を「理解」したという文言を盛り込もうとした[144]。それでもなお、ダレ

---

[140] 竹内文書課長「日米会談記録（その六）第四回岸、ダレス会談要旨（経済問題）」、上掲。

[141] 竹内文書課長「日米会談記録（そのニ）第一回岸、アイゼンハウアー会談要旨」作成日不明、上掲。

[142] 「日米共同声明（案）」、1957 年 6 月 6 日、『情報公開法』。

[143] 竹内文書課長「日米会談記録（その六）第四回岸、ダレス会談要旨（経済問題）」作成日不明。『情報公開法』。

[144] 「総理大臣は、自由世界の諸政府と協力して共産主義諸国に対する戦略物質の輸出を統

スは、中国を示唆する「近隣諸国」という字句挿入により大統領自ら日本の中共貿易を容認する態度を示したとの印象を与えると強硬に反対した。結局、岸とアイゼンハワーが発表したコミュニケは、中共貿易の増加の必要性について米国側が何ら言質を与えたものとならず、単に日本側がチンコムの必要性に「同意」を与えたものとなった[145]。要するに、岸訪米時の日中貿易問題は、米国側の意向に日本が追随するというかたちになったのである。

そこで、岸は、滞米中、日中貿易拡大路線に理解を求める行動を続けた。例えば、岸は、6 月 21 日にナショナル・プレス・クラブや 6 月 25 日にニューヨークにおける歓迎夕食会（日本人商業会議所と極東アメリカ商工会議所共同主催）にて、米国政府から日中貿易を阻止するような「圧力」をからかけられているとの国内世論が強いことを紹介し、現在の日本が「主要原料資材の不足が漸次増加」しており、「中国本土との貿易を増大せんと欲し」ていると説明した。また、岸は、チンコムが課す戦略物質の禁輸措置も「合理的」かつ「実際的」なものに緩和すべきとの見解を述べた。一方、岸は、「日本は絶対に共産主義や中立主義に走らない」と断言し、中共承認問題についても「国連の枠内においてのみ行動する」という考えを明らかにした[146]。つまり、反共主義をアピールすることにより、政経分離のロジックに説得性を持たせようとしたのである。

以上のように、岸訪台と訪米時の反共主義をアピールする演出は、日本国内の革新勢力の批判を惹起するとともに中国政府を刺激した。周首相は、岸訪台を「6 億の中国人民を公然と敵視」するものであり、訪米についても「新中国の悪口をいってアメリカの主人にとりいろうとした」ものと痛烈に批判した[147]。ただし、中国政府の批判と連動して革新勢力による岸内閣への批判が高まることは、逆説的効果もあった。国内世論対策のために政府として日中貿易拡大に取り組まざるを得ないという対米説得の効果を高めることになるからである。こうして、岸内閣は、7 月 16 日、ココムやチンコムの対

---

制する重要性を認識する一方で、日本にとって近隣諸国とのそうした貿易を増進することの必要性を指摘した。大統領は、戦略的な商品の輸出統制を続けることの必要性を強調する一方で、日本が近隣諸国との貿易拡大の必要性を理解した」。原文は、“The prime Minister, while recognizing the importance of exercising control on exports of strategic materials to communist countries in cooperation with other Free World governments, pointed out the necessity for Japan to increase its trade with neighboring countries. The President while stressing the continued need for the exercise of controls over exports of strategic goods, recognized the necessity for Japan to expand her trade with her neighboring countries.”

145 「大統領は、日本が生きるためには貿易をしなければならないことを認めつつも、国際共産主義の拡大を通じて自由諸国の独立を脅かしている諸国に対する戦略物質の輸出を統制する必要が引き続いて存在することを強調した。総理大臣は、他の自由諸国政府との協力下に、そのような統制の必要があることに同意しつつも、日本はその貿易を増加する必要があることを指摘した」。

146 「ナショナル・プレス・クラブにおける総理大臣の演説」1957 年 6 月 21 日。日米関係資料集　1945－97，403－407 頁。外務省条約局『条約集・昭和 33 年二国間条約』、395－402 頁。『朝日新聞』1957 年 6 月 25 日。

147 アジア局中国課「中共対日重要発言論集」第 3 集、16-20 頁。

中禁輸リストの緩和（272 品目解除）を発表した。次項で論ずるように、岸内閣は、東西貿易拡大のため日ソ通商条約交渉を開始する一方、第 4 次民間貿易協定交渉にできる限り協力していくことになる。

## 2、東西貿易拡大の環境整備

### 1）日ソ通商条約調印

外務・通産など関係各省は、1956 年末よりソ連側と通商協定交渉開始に入るべきか意見調整をしていた。事務方の意見調整の結果は、対ソ貿易を「コマーシャル・ベース」にもとづき「現在の貿易に対するプラス・アルファ」する程度で自然伸長すること望ましいが、日本側から「政治的なインセンティブ」を与え、「わが国貿易の基本構造を変えるようなもの」を目指す必要はないと結論づけるものであった[148]。つまり、万全の準備を整えた後に「適切な時期」を待って交渉開始すべきとの立場をとっていたのである。

こうした慎重姿勢の背景には、仮に通商協定を締結してもココムのもとで輸出品目制限措置を課されていたため対ソ貿易が飛躍的に拡大することはないという悲観的見通しがあった[149]。また、外務省内には、ソ連が綿花、原油、屑鉄などの日本にとっての重要物質の「ダンピング輸出」を仕掛け、同様の「重要物質」を対日輸出している自由主義諸国との間で「混乱」を生じさせる可能性があるとの不信感もあった[150]。さらに、対ソ慎重派ないし反ソ派は、1956 年 8 月にソ連外相のシェピーロフ（Dmitri Shepilov）が日ソ間に通商条約が締結され貿易上の制限や差別待遇撤廃されることで将来 5 カ年間に往復 2 億 5,000 万ドルまで拡大可能と重光外相に語ったことや、1956 年 6 月に公表された通商条約（オープン・アカウントによる総合バーター方式）が締結されれば 5 年後に対ソ輸出 1 億 6,000 万ドル（往復 3 億 2,000 万ドル）も可能との試算を示した「日ソ・トレードプラン」などが「政治的狙いをもったハッタリ」や「絵に描いた餅」であると疑念視していた。とりわけ、外務省内の慎重論者の対ソ不信観は、外務省及び自民党に一定の影響力を持つ吉田の対ソ観が象徴しているように思われる[151]。換言すれば、日ソ

---

[148] 経二「日ソ貿易支払協定の締結交渉」1957 年 2 月 1 日。B’－0146、外交史料館。

[149] 実際、戦後日ソ貿易は、最も好調な実績を示した 1955 年でさえも日本の輸出入総額の 0.1%（往復 578 万ドル）に過ぎなかった。神戸辰雄「日ソ貿易とシベリア開発計画」『レファレンス』、74 頁。

[150] 経二「対ソ貿易の各方式についての利害得失について」1957 年 2 月 1 日。B’－0146、外交史料館。

[151] 吉田は、日ソ交渉を進める重光に対し、「最近の日ソ交渉において、鮭、鱒の漁業権を餌にして国交再開、大使館設置を提案せる、その真意は、推察するに難からず、まず宣伝、流説、飛語をもって国内を攪乱、外交関係の紛糾を巻き起こさん意図たるは明白なり〔中略〕日ソ国交回復は現内閣の重大政策の一なりと誇称して、親ソ的意図をしばしば表明するは、自由国家群の信頼をつなぐ所以にあらず〔後略〕」との書簡を送付していた。吉田茂より重光葵外相宛書簡、1956 年 7 月 21 日。『日本外交主要文書・年表（1）』、772－773 頁。

貿易交渉に対する慎重論は、米国をはじめ韓国や台湾など反共主義を国是とする国家との信頼関係を阻害しかねないリスクを冒してまで大した額になることも見込めない対ソ貿易に力点を置く必要はないとの見解と言えよう。

こうした中、駐日ソ連大使に就任したテヴォシャン（Ivan Tevosian）は、通産相の水田三喜男と会談した際、日ソ通商条約交渉の開始に関する見解を打診した。当時、外務省は、「日ソ漁業交渉」[152]が妥結するまでソ連側が要求する通商協定交渉に応じる意向がなかった[153]。そこで、水田は、「出来るだけ早く始めるべく目下準備中」という回答しただけであった[154]。こうした中、岸は、3 月 15 日にデヴォシャンと会談した際、漁業交渉妥結が「今後の両国関係の発展上きわめて重大な意義を有している」として、日本側も主張を撤回する代りにソ連側に「大局的見地」から譲歩するよう申し入れた[155]。その結果、日ソ両代表は、4 月 5 日、日本側に 12 万トンの漁獲割当を認めることで合意した。だが、外務省事務方は、依然としてソ連側に交渉開始の申し入れをしようとしなかった。

そこで、テヴォシャンは、4 月 29 日の宮中茶会の席上、モスクワか東京において通商交渉を開始したいと岸に直接申し入れた。岸は、テヴォシャンと同意見であるので外務次官に話して欲しいと回答した[156]。すなわち、岸は、間接的なかたちではあるが事務方に日ソ貿易協定交渉開始の準備を指示したのである。岸が日ソ漁業交渉の早期妥結と通商条約交渉に前向きな姿勢をとった理由は、日中貿易同様、野党勢力による政府批判を緩和するという側面があったと思われる。例えば、「裏日本」と呼ばれるソ連に接する自治体は、1957 年 1 月末に在日ソ連通商代表部員の視察を受け、対岸貿易促進協議会を結成していた。また、革新勢力とも密接な関係のある大手商社を含む約 50 社により構成される日ソ貿易会は、ソ連側の働きかけ受けて対ソ貿易促進を総会で決議した[157]。つまり、対ソ貿易拡大を望む自治体の声を軽視することは、社会党など革新勢力に政府批判の格好の材料を与えることになり得たのである。

一方、日本側には、革新勢力に限らず、日ソ貿易拡大が重化学工業部門を中心とする

---

[152] 日ソ両国は、日ソ漁業協定（1956 年 5 月 14 日締結）の第 3 条のもとづく北西太平洋日ソ漁業委員会を開催し、両国の年間漁獲割当を協議することになっていた。同条約は、日ソ共同宣言の発効にともない効力が発生していた。日ソ両政府は、1957 年 2 月 15 日から「北洋漁業」（太平洋北部・ベーリング海およびオホーツク海）の漁獲割当や操業許可水域をめぐる交渉を進めていた。漁業交渉は、日本側が日ソ共同の漁業資源調査にもとづきより多くの漁獲割当を調整すべきと主張するのに対しソ連側が日本側漁船に認められるサケやマスの漁獲割当を 8 万から 10 万トンの線に固執して膠着状態に陥っていた。

[153] 外務省は、ソ連の門脇大使に対し、日ソ漁業協定の細目交渉が妥結するまでは対ソ通商協定交渉に入るべきではないと訓電していた。岸大臣発門脇大使宛電信、第 96 号、1957 年 3 月 19 日。B’－0146、外交史料館。

[154] 岸大臣発門脇大使宛電信、第 95 号、1957 年 3 月 15 日。B’－0146、外交史料館。

[155] 『わが外交の近況』第一号、1957 年。

[156] 石井大臣臨時代理発門脇大使宛電信、第 232 号、1957 年 6 月 2 日。

[157] 経二「日ソ貿易支払協定の締結交渉」1957 年 2 月 1 日。B’－0146、外交史料館。

経済成長による日本の経済的自立にとって望ましいとの見解もあった。特に上記した国際貿促に関わる鮎川や日ソ貿易会に関わる久原房之助（元代議士、実業家）が山口県出身という点で岸と密接な関係にあったということ点は、無視し得ない問題である。先述した「日ソ・トレードプラン」は、日ソ貿易会と国際貿促により発表されたものであった。また、ソ連側は、シベリアの資源開発のため日本人の「労務者移住」を求める経済開発プロジェクトを打診していた。このプロジェクトは、失業問題や安定した資源供給源の開発につながるという点で日本側にとって魅力的提案であった[158]。こうした中、通産省と経企庁は､少なくとも往復 2,000~3000 万ドル規模の貿易額になることを試算し、仮にソ連側がシベリア開発とリンクした対日貿易を考慮すると、「将来の両国間貿易はかなり拡大することもあり得る」と観察を示した[159]。また、外務省経済局も、日本にとって「重要物質」である工業原料をソ連が輸出しソ連の国内経済開発にとって必要な工業製品を日本が輸出するという相互補完的な貿易関係が成立し得ると見ていた[160]。さらに、日本側には、新任ソ連大使であるテヴォシャンが日ソ経済関係の拡大強化の任務を与えられていると見る向きもあった。というのも、テヴォシャンは、鉱業関係のテクノクラートであり冶金相や製鉄相をつとめる一方、ブルガーニン（Nikolai. A Bulganin）内閣の副首相を務めてきたからである。実際、テヴォシャンは、国策研究会主催晩餐会にて、「ソ連は日本から、電気機器、工作機械その他の工業製品を買うことができるし、またソ連は、日本が必要とするものを売ることができる〔中略〕ソ連は日本とは隣国であり、日本としても、近くの国から原料をお買いになるのが得策ではないか」と挨拶し、「ソ連との交易によって、日ソ間のより一層の親善に役立つことは、皆さんも信じてほしい」と呼び掛けていた[161]。

岸が以上のように日ソ漁業交渉を早期妥結させるとともに、日ソ通商交渉再開を開始することに異存がないことをテヴォシャンに伝えた背景には、日ソ貿易が日本重化学工業製品の販路のみならず工業原料の供給源として期待し得ることやソ連側にも日本と経済提携を求める見解が強いとの観察があったものと考えられる。岸が日ソ通商交渉に前向きであることを知った外務省は、5 月下旬に門脇駐ソ大使に非公式交渉開始を訓令

---

[158] 黒田乙吉「今日のシベリア（シベリア開発問題の全貌）」『レファレンス』106 号、1959 年 11 月。

[159] 神戸辰雄「日ソ貿易とシベリア開発計画（1957 年 8 月）」『レファレンス』81 号、1958 年 1 月、74 頁。

[160] 当時のソ連側の対日輸出品目は、木材、石炭、マンガン鉱、クローム鉱、石油、白金、パラジウム、錫、カリ塩、石綿、化学製品、繊維原料、産業機械等であった。なかでも、日本の基幹産業の成長に欠かすことができない粘結炭、木材、鉄鉱石、原油などは、「わが国にとっての重要物質」であった。また、日本側の対ソ輸出品目は、船舶、鉄道車輛、起重装置、繊維機械及び設備、内燃機関、電気機械設備、電気通信機器及び設備、魚類加工及び缶詰設備、鉄鋼、非鉄金属、ケーブル、織糸、化学製品等であった。経二「対ソ貿易の各方式についての利害得失について」1957 年 2 月 1 日。B’－0146、外交史料館。

[161] 「テヴォシャン・ソ連大使を迎えて」『新国策』1957 年 5 月 25 日、2－4 面。

した。ただし、外務省は、ソ連通商代表部の設置など両国の経済交流を包括的に規定する広範な「通商航海条約」の締結を目指す必要はなく、貿易業務を円滑にするために必要最低限の「貿易及び支払協定」を締結すれば良いと考えていた。というのも、外務当局は、後述するように、ソ連側がどの程度本気で日本側と通商交渉をとりまとめようとしているのか真意を図りかねていたためと思われる。そこで、外務当局は、通商協定交渉に関して日本側から「政治的インセンティブ」を与える必要はないと判断していたのである。例えば、7 月下旬に外務省内で決定された対ソ貿易交渉方針は、「できる限り貿易及び支払協定に限定し、かつ国会の承認を必要としないもの」とし、「通商代表部設置問題」も「深入りせず、できるだけ本件交渉から切り離す」というものであった。

日ソ通商条約交渉は、1957 年 9 月 12 日から東京で開始された。日本側代表の牛場経済局長は、平等互恵を原則としつつも、ポンド現金決済方式のもと貿易規模を片道 1,000 万ポンド程度に抑え、買付義務を負うことがない 1 カ年を期間とする通商協定を提案した。対するソ連側は、決済はオープン勘定（清算勘定方式）とし、毎年両国政府が協議して貿易規模を決め、できるだけ相互に貿易上の便宜を与える 3 カ年を期間とする通商航海条約の締結を希望した。日本側は、ソ連提案が日ソ共同宣言の議定書を基礎としているため、「交渉自体に応じないことは適当でない」と判断した。ただし、日本側の最大の懸念は、COCOM との関係上、最恵国待遇を与える通商航海条約をソ連側と締結し得ないという点にあった。ゆえに、外務省は、「一般に極めて重要な取極と認識され勝ちな『通商航海条約』という名称の条約を共産圏との間に締結することは、時期尚早である」との判断のもと「通商関係に関する協定」という名称にすべきと考えた。また、日本側は、最恵国待遇を与える代わりにポンド現金決済方式を認めさせることにした。

ソ連側は、最恵国待遇の例外としてココムの措置を国家安全上の留保条項として認める代りに、日本にある通商代表部に国家機関としての法的地位を承認することを求めた[162]。ココムに関する留保条項を日本側に認めたことは、ソ連側が貿易交渉を真剣に妥結させようとしていることを示すものであった。そこで、牛場らは、「通商代表部問題」を交渉から切り離そうとする消極姿勢を転換し、ソ連側要求を原則的に認めることとした。

日ソ通商交渉の課題は、技術的問題に収斂されることになった。日本側は、日本の民間商社が過当競争に陥り赤字覚悟の輸出を強いられる可能性やソ連側が「不当な価格操作」により日本国内市場が「攪乱」される危惧があると考え、日本側の対ソ貿易の窓口を一元化できる留保を認めさせようとした[163]。だが、ソ連側は、日本側の要求に応じなかった。こうした中、藤山や牛場は、日本側が留保条件を撤回し交渉妥結を優先すべきと考えた。「来る漁業交渉との関係もあり、右会談を決裂に導くことを避け、妥結に持

[162] 坂口実雄「日ソ通商航海条約について」『税関調査月報』1957 年 12 月、12 頁。
[163] 経済局第二課「日ソ貿易支払協定の締結交渉」1957 年 2 月 1 日。B’－0146、外交史料館。

っていくことが得策」と判断したからである[164]。しかし、これまで対ソ宥和派と見られてきた河野経企庁長官は、留保条件の撤回に強く反対した[165]。結果的に藤山の説得を受けた河野は、11 月 22 日の閣議の際、協定に留保条項の挿入を主張しないことに了解した。その後、日本側は、より多くの最恵国待遇を盛り込むことを要求するソ連側に対し、イタリア方式と呼ばれる関税・課徴金・通関手続きだけに最恵国待遇を与えるか、日ソ通商議定書と同様の最恵国待遇を与えるかという二つの妥協案を提示した。ソ連側は、12 月 3 日、後者の妥協案を受諾した。こうして、日ソ両国は、12 月 6 日、通商代表部の法的地位に関する付属取決めを含む「通商に関する条約」（日ソ通商条約）と「貿易及び支払いに関する協定」に調印した。

日ソ通商条約は、これまでの日ソ関係にとって初めての通商条約であるだけでなく、日本が西側陣営内で最も先駆けてソ連側の要求する通商航海条約に近い内容を持つものとなった。後に牛場は、「日ソ協定の中で大事なことは、日本が資本主義国の中で初めてソ連に対して最恵国待遇を与えたことである」と回顧し、「ソビエトにしてみれば、初めて自由圏の国から最恵国待遇を取りつけたことで、彼らにとっては大変な意味があったと思う」と評価している[166]。アメリカがソ連と通商協定を締結したのが 1972 年 10 月であったことは、牛場の評価を物語っていよう。したがって、国内の反ソ派は、交渉の結果がソ連に歩み寄りを示す内容となったと批判した。だが、藤山は、「ポンド現金決済で行うこと」や「貿易目標に拘束性をもたせないなど日本の主張が大部分通った」ことを強調し、ソ連の通商代表部設置を認めたことも「今後日ソ間の問題解決によい効果をもたらす」と反論した[167]。

日ソ通商条約は、共産諸国との通商協定交渉の先例として、ポーランドなど東欧の共産諸国と貿易環境の整備に生かされることなった。また、日ソ通商条約は、付属書において「通商代表部」の法的地位を詳細に定めた。ソ連の通商代表部は、在日ソ連大使館の「構成部分」として位置づけられ、暗号使用、通商代表及び通商代表代理 2 名に外交官に与えられる「すべての免除」と「特権を享有する」ことなどが明記された[168]。「民間通商代表部」の設置を求めてきた中国側は、岸内閣がソ連の対日通商代表部に与えた性格に注目したであろう。岸内閣は、次項で論ずるように、日ソ通商条約交渉と並行し、民間団体を主体とする第 4 次民間貿易協定交渉を開始し得るように、中国側が求める通商代表部に対する政府の態度を明確化していった。

---

164「経済局長・チボドー公使会談の件」11 月 27 日。E’-2-3-31-1-1、外交史料館。

165 後に藤山は、河野の反対姿勢の理由について、「国民一般のナイーブな民族主義的思想にアッピール」することで対ソ政策における自身の政治的発言力を誇示しようとする意図であると分析している。『藤山愛一郎政治談話記録』国会図書館憲政資料室。

166 牛場信彦・原康『日本経済外交の系譜』、朝日イブニングニュース社、1979 年、99 頁。

167 『読売新聞』1957 年 12 月 4 日朝刊 1 面。

168 『日本外交主要文書・年表(1)』834－835 頁。

**2）第 4 次日中民間貿易交渉の開始**

訪米を終えた岸内閣は、一転して民間代表部設置に前向きな態度を示した。その理由は、重化学工業部門の育成のためには、日ソ貿易同様に日中貿易拡大が日本にとって利益をもたらすとの判断があった。また、岸内閣は、1957 年 5 月頃より顕在化した国際収支の悪化という事態に対処するため「国際収支緊急総合対策」を閣議決定し、従来以上に輸出拡大に力を入れるようとしていた。さらに、アイゼンハワー政権は、第 4 章で確認したように、6 月の訪米で岸が提案した「アジア開発基金」構想に前向きな言質を与えなかった。東南アジア経済開発をめぐる日米協力が進展しないことは、日本独自に中国大陸との経済提携を促進しようとする気運を高めることにつながったと思われる。要するに、日本にとって「自立経済達成のため中国大陸への輸出を振興する必要」は、「従来以上切実」な問題になっていたのである[169]。

以上のような日本側見解は、中国経済の動向をめぐる対照的な分析に現れた。当時、アイゼンハワー政権は、中国が外貨不足により輸入抑制方針をとりつつあり、中国との貿易拡大を見込めないとの観測を日本側に示していた。一方、外務省経済局は、中国側が「食糧、食油、食肉等の民需品の輸出引締」を行うかもしれないが、「バーター見返り物資たる大豆、米等については相当程度輸出量確保が考慮される」と観測した。また、経済局は、「共産圏内貿易の行き詰まりにより、自由諸国に対する依存度は増大するものとみられる」と予測し、「確実な協定関係が存続すれば、他の西欧諸国より優位な立場」をとることができると見ていた。経済局は、上記観測のもと、日中貿易取引契約が遅滞する原因を第 3 次民間貿易協定の商品分類の不合理など「欠陥」にあり、これら懸案を解決し改善するためにも第 4 次民間貿易協定の交渉開始が「焦眉の急」と判断したのである[170]。

岸内閣は、第 4 次民間貿易協定の交渉開始にあたり、中国側が要望してきた民間代表部構成員の指紋採取免除に配慮しようとした[171]。藤山は、8 月 30 日にマッカーサーと会談した際、「中共の輸出入会社の日本駐在事務所に関する処理案」を手交した。右文書は、あくまでも貿易促進という「経済的見地」にもとづき「事務所」を設置するものであり、事務所駐在員（コック及び事務員を除く）に限り指紋採取の「免除」[172]を認め

---

[169] 経済局「中共貿易について」1957 年 8 月 29 日。2008‐00253『情報公開法』。

[170] 経済局「中共貿易について」1957 年 8 月 29 日、上掲。

[171] 例えば、牛場経済局長は、1957 年 8 月 15 日にチボドー公使と会談した際、「中共の貿易代表は純民間ベースのものであれば敢て反対しない立場をとっている」と説明し、中国側が通商代表部に「公的性格を与えることを希望し、少なくとも代表部の高官については指紋をとられることを承知しない」ため、「大臣レベルで検討中」と伝えた。「牛場経済局長・チボドー—公使会談の件」1957 年 8 月 15 日、E’-2-3-31-1-1、外交史料館。

[172] 当時、「政経分離」の原則を保ちつつ中国側が求める代表部員の指紋押捺免除を担保するために考案されたのは、「出入国管理及び難民認定法」通則第 4 条（指紋押捺免除規定）を適用するという便法であった。岸内閣は、同規定の 5 項「政府または国際機関の公務を帯びたもの」に該当するとして対処していこうとした。一方、日中貿易促進議連のなかで

るものの、「特権を享受する者」として処遇することがないよう「細心の注意」を払うことが記されていた[173]。

米国側は、日本側の意向に「穏やか」な反応を示した。ロバートソン国務次官補は、9 月 10 日に朝海大使と会談した際、外貨不足のため中国側が輸入拡大する見通しがなく対中貿易に対する期待が「イリュージョン」に過ぎないと指摘しながらも、民間通商代表部の設置を「日本が実施しようとするならば、これも致し方なし」とコメントした[174]。つまり、米国政府は、民間通商代表部の設置を黙認することにしたのである。そこで、藤山は、9 月 13 日、貿易協定交渉に臨む池田正之輔らに対し「常設民間貿易事務所」案を手交した。同案の骨子は、名称を「中国進出口公司東京事務所」とする、駐在員（補助員含む）5 名、外交官及び領事館の特権を付与しない、駐在員及び家族の指紋押捺は免除、国旗及び国章は掲揚しない、というものであった[175]。こうして「狭い範囲内において一定の権限」が与えられた池田代表団は、9 月 15 日に北京に向けて出発した[176]。

この間、岸や藤山は、米国政府や国民党政府に対し、日中貿易拡大、民間代表部設置問題について理解を得ようと努めた。藤山は、9 月 23 日にダレスと会談した際、民間代表部設置方針につき承知することを求めた。ダレスは、「中共貿易事務所は政治的に bad consequence〔悪い結果〕があると思う」と述べ、藤山が設置に踏み切った方が「まだまし」（Less evil）との見解を持っているのであろうが、「自分はいずれが less evil〔まし〕か良く分からない」とコメントした[177]。つまり、民間通商代表部の相互交換を黙認しながらも理解しているわけではないと伝えたのである。ダレスら国務省は、藤山らが再三にわたり民間代表部を政治的承認と関係のないという点を強調したことや日中民間貿易協定交渉を阻止しているとの批判が高まることを無視し得ないとの主張に反対する論拠がなかったと言えよう。

また、藤山は、蒋特使として来日した張群に対し、民間通商代表部の相互設置を認め

---

も社会党などの親中派勢力は、同規定 3 項ないし 4 項を適用することを求めていた。3 項ないし 4 項の適用は、指紋免除のみならず事実上の「外交官または領事館に準ずる資格を与えられる」というメリットがあり、中国側が求める事実上の外交特権を与えられると見られていた。ただし、「日本政府外務省では、台湾系およびアメリカ関係からの強い圧力を受け〔中略〕指紋免除を第 5 の公務員に準ずるものとしたい意向」を示していた。帆足計「日中貿易の現段階と問題点」『アジア問題』8 巻 3 号。

[173] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、246 頁。

[174] 朝海発藤山大臣宛電信、第 2250 号、1957 年 9 月 10 日、2007-00902『情報公開法』。

[175] 井上正也『日中国交正常化の政治史』、135 頁。また、藤山、前尾繁三郎通産相は、与党三役（川島正次郎幹事長、砂田重政総務会長、三木武夫政調会長）は、9 月 13 日、指紋免除 5 名、中共側関係者の出入国は外交官なみとする、連絡に暗号を用いてよい、出品商品のうち商取引のないものは免税とするという方針を固めたとも言われている。大日向一郎『岸政権・1241 日』行政問題研究所、1985 年。114 頁。岸『岸信介回顧録』、上掲、366 頁。

[176] 「牛場経済局長・チボドー公使会談の件」1957 年 9 月 18 日。E’-2-3-31-1-1、外交史料館。

[177] 「藤山大臣、ダレス国務長官会談録」。2008‐00250『情報公開法』。

る意向を説明した。蒋は、岸が訪台した際に通商代表部を設置が「有害」として容認しない意向を伝えていた。そこで、藤山は、9 月 30 日に張と会談した際、「中共貿易」が「左翼陣営乃至は共産党の人々」の「仲介」により行われているため「政治的に利用」されないように「純粋に貿易のみを扱うための貿易事務所を相互に設置」することで「一般大衆の中国に対する気持ちに応え且つ左翼勢力の増大を阻止」するというメリットがあると説得した[178]。つまり、藤山は、民間代表部設置が国民党政府の懸念する「左翼勢力の増大」を抑制することにもつながると反論したのである。さらに、岸は、張に対して次のように語った。

> 日本の一般大衆、特に大阪財界等はかつて満韓支貿易が日本の外国貿易の 40 パーセントを占めたこともあり、一つのあこがれをもっている。その上、日本人は中国に対して一つの親近感を抱いているので、一概にこれを無視する訳には行かず、政治上どのように調整するかが問題である[179]。

そして、岸は、「中共の貿易公団のようなものが日本に貿易事務所を持つとか、日本の輸出入組合が北京に事務所を持つといった程度の事なら認めて差し支えないと考えている」と述べ、「貿易事務所が日本の国内を撹乱する拠点とならぬよう万全の注意を払う」（下線筆者）と強調した[180]。つまり、反共対策に力点を置くことを示唆したのである。実際、岸内閣は、第 3 章で言及したような労働法規の徹底とともに警職法改正により急進的左派勢力の壊滅を模索することになる。岸と張は、10 月 2 日、「日本の経済安定は、対外貿易にかかるところ大なるものありと認めた。しかしながらその拡大に当たっては、自由諸国との協調を妨げぬよう注意する必要があるという点で見解が一致した」（下線部筆者）というコミュニケを発表した[181]。つまり、岸や藤山は、民間通商代表部設置について国民党政府側の黙認をとりつけたのである。

しかし、池田代表団は、中国側との交渉をまとめられなかった。日中両代表は、協定本文 15 カ条を成案化し、貿易品目の分類を従来の 3 から 2 分類へ簡素化、貿易総額を往復 3,500 万ポンド（1 億 400 万ドル）に増額したこと、技術協力ないし技術交流を促進する新規定を盛り込むことなどに合意できた[182]。だが、日中両代表は、民間通商部の細目条件をめぐり折り合いをつけられなかった。最大の懸案は、代表部の人数であった[183]。池田代表団は、11 月 1 日、交渉決裂を避けるため民間通商代表部の「一部の問題」

---

[178]「藤山大臣・張群特使会談議事要旨」1957 年 9 月 30 日。A’－0139、外交史料館。
[179]「岸総理・張特使会談議事要旨」1957 年 9 月 30 日。A’－0139、外交史料館。
[180]「岸総理・張特使会談議事要旨」1957 年 9 月 30 日。A’－0139、外交史料館。
[181]「蒋総統特使張群総統府秘書長の日本訪問に際しての日本国岸総理大臣と中華民国張特使との共同コミュニケ」1957 年 10 月 2 日。A’－0139。外交史料館。
[182] 帆足「日中貿易の現段階と問題点」、上掲。
[183] 日本側には、元々中国側が代表部員人数を制限する意向がなく 5 名では話にならないと

については帰国後検討する必要があるとの共同声明を発表し帰国した[184]。

一方、日ソ両国政府は、前項で記したように、12 月 6 日に通商条約に調印した。中国側は、同日、中共紅十字会代表団を日本に派遣した。この随員の中には、日本側に譲歩を示すよう周からの指示を受けた廖承志（Liao Chengzhi）がいた。日本国内は、日ソ通商条約を契機として東西貿易の拡大を求める声が高まっていた。例えば、大手貿易商社の社長会は、1957 年 12 月中旬、第 4 次民間貿易協定の早期成立を要望する意見を決議した。池田と交渉再開のための事前折衝にあたっていた廖は、12 月 26 日、民間通商代表部の人数を「少数」にすることに合意した[185]。岸内閣は、指紋押捺が免除される通商代表部の人員が「少数」になったことを受け、入国 1 年以内の外国人の指紋押捺の義務を入国 60 日から 1 年間免除し得るよう「外国人登録法」の改正することにした。つまり、経済使節団の一員として来日する中国人が指紋押捺なくして長期滞在できるように便宜を取り計らおうとしたのである。実際、「外国人登録法」の改正案は、1958 年 2 月に国会に上程された。池田代表団は、こうした政府の協力のもと第 2 次交渉に向け準備を進めた。

他方、日本の基幹産業である鉄鋼業界は、池田らの動きとは別のアプローチで日中経済提携に直接乗り出し、鉄鋼製品と鉄鋼原料のバーター取引契約を目指した。次項では、1958 年 2 月 26 日に調印された「日中鉄鋼長期バーター協定」（日本鉄鋼代表団・中国鉱産公司、中国五金進公司、長期求償貿易協定書、以下、日中鉄鋼協定と略す）を概観し、これが岸内閣とどのような関係にあったのかを整理しておきたい。

### 3、日中鉄鋼長期バーター協定

稲山嘉寛（八幡製鉄常務、鉄鋼輸出組合理事長）を団長とする鉄鋼使節団(富士製鉄、日本鋼管、川崎製鉄参加)は、1958年2月初旬より中国側と鉄鋼と鉄鋼資源の長期バーター契約問題につき交渉を開始し3週間余りで「日中鉄鋼協定」を調印した。右協定は、5年間にわたり日本側が1億ポンド相当の鋼材を輸出する代りに中国側から 1 億ポンド相当の鉄鉱石や原料炭を輸入する長期契約であった[186]。交渉は、当初、鉄鋼販売価格をめ

---

考えているとの情報がもたらされていた。「10 月 16 日　経済局長・チボドー公使会談の件」。「10 月 23 日　経済局長・チボドー公使会談の件」。中国側代表の雷任民と面会した石野久雄（社会党代議士）は、少なくとも 20 名位が妥当ではないかとの見解を伝えていた。安藤総領事発藤山宛電信、第 987 号、1957 年 10 月 11 日。E’－0212。外交史料館。

[184] 「共同声明（第四次日中貿易協定交渉延期に関する）」1957 年 11 月 1 日。上掲『日中関係資料集』、168 頁。

[185] 杉浦康之「知日派の対日工作」王雪萍『戦後日中関係と廖承志』慶応義塾大学出版会、2013 年、所収、参照。池田正之輔「日中貿易交渉秘録」『謎の国・中共大陸の実態－民族性と経済基盤の解明』時事通信社、所収、354 頁。

[186] 同協定は、1958 年度 1,000 万ポンド、1959 年度 1,800 万ポンド、1960 年度 2,100 万ポンド、1961 年 2,400 万ポンド、1962 年に 2,700 万ポンドを日本側鉄鋼業界が輸出し、これに見合う原料炭、鉄鉱石を鉄鋼業界が中国側から輸入し、不足分を大豆輸入の増加で賄うと

ぐり難航したものの最終的に日本側の要望を中国側が受け入れるかたちで妥結された[187]。

稲山訪中の発端は、1956 年に鈴木一雄（国際貿促専務理事）を介し、中国側より鋼材取引の招請を打診されたことにあった[188]。当時、日本の鉄鋼産業の安定的育成を阻害する大きな要因は、鉄鋼価格の激しい変動にあった。鉄鋼価格の不安定性は、「鉄鋼業の海上距離が延長」したこと、「固定した輸出市場」を持たないという構造により高められていた。つまり、「急速な工業化のため鉄鋼製品の大量輸入を必要」としている鉄鋼業界は、伝統的市場であった中国大陸との取引関係を回復することによって、鉄鋼原料の輸入と鉄鋼製品の輸出の安定化を期待する見方があったのである[189]。実際、日本国内では、日中鉄鋼協定により日本の敗戦及び冷戦により「根本的に崩されてしまった」、「鉄鋼業の原料供給地と製品市場としての中国」という「伝統的な依存関係」を回復する歴史的転換点になると高い評価がなされた[190]。例えば、元通産官僚の葦沢大義(日本鉄鋼連盟専務理事)は、中国との長期取引の開始が「わが鉄鋼業の本来の姿への復帰運動の現われとも見ることができる」と述べた[191]。

ただし、稲山は、上記した中国側招請に即応したわけではなかった。戦後日本の鉄鋼業は、「原料、資金、技術などの面で大きくアメリカに依存」していたため、「アメリカ政府の中共不承認という対共産圏外交に敏感となり、中国との接触を極力避ける傾向」が強かったからである[192]。だが、稲山は、1957 年からの「なべ底不況」の影響を受ける中、「新しい市場として注目されていた中国向け鉄鋼輸出をなんとか実現すること」と「鉄の販売価格の安定」を図るため訪中を考慮するようになった[193]。そして、稲山は、「ココムの禁輸緩和など国際情勢のほか日本政府の中共に対する態度も急速に変わってきており、中共と取引拡大しても差支えないと判断」した[194]。つまり、稲山が訪中決定は、本節で見てきたような、岸や藤山によって米国政府や国民党政府から対中貿易拡大方針に理解を得ようとする外交努力とともに岸訪米以後に具体化した「第 4 次民間協定交渉」に対する岸内閣の支持態度に呼応した「官民協調」の一環として捉えられるの

---

いうものであった。『鉄と鋼』44 号 4 巻、524 頁。

[187] 牛場経済局長は、稲山から「今次協定の成立に際しては中共の鉄鋼輸入の希望は日本側の鉄鋼輸出希望以上に強いものがあり、また如何なる長期クレジットを要求しなかった。交渉に際し中共側は、日本側の希望を大部分のんだ」と報告を受けた。「牛場経済局長、チボドー公使会談の件」1958 年 3 月 21 日。E'.2.3.31.1-1。外交史料館。

[188] 前田勲『新日鉄中国建設隊』こう書房、1978 年、207－212 頁。名和太郎『評伝稲山嘉寛』国際商業出版、1976 年、103－108 頁。

[189] 産業労働調査会「日中鉄鋼協定の背景と意義－鉄鋼業における従属と自立の問題」『産業労働月報』13 巻 4 号。

[190] 産業労働調査会「日中鉄鋼協定の背景と意義」、上掲。

[191] 葦沢大義「鉄鋼使節団中共訪問の意義」『新国策』1958 年 2 月 15 日、10－12 頁。

[192] 米山喜久治「鉄鋼合弁企業における技術移転（Ⅳ）」『経済学研究』第 31 巻第 5 号、8 頁。

[193] 稲山嘉寛『私の鉄鋼昭和史』東洋経済新報社、1986 年 1 月、103 頁。

[194] 『日経新聞』1958 年 2 月 6 日。

である[195]。

岸と稲山は、そもそも日本の鉄鋼産業の発展のため協力してきた。1920 年に商工省に入省した岸は、1930 年代に取り組んだ鋼材価格の安定化と「生産コスト」の低減を進め国際競争力ある鉄鋼産業の安定的育成のため、「産業合理化運動」の一環として取り組んだ官営八幡製鉄所と民間鉄鋼メーカーのトラスト（日本製鐵）を通じ、鉄鋼業界と密接な人脈を形成していた。一方、1927 年に商工省に入省した稲山は、官営八幡製鉄所に出向し、商工省が進める鉄鋼産業の合理化に現場で応える役割を果たし、日本製鐵社員としての道を歩んできた[196]。つまり、両者は、官民という立場の違いこそあったものの、日本製鐵を中心とする鉄鋼産業の育成という点で協働してきたのである。

岸と稲山の協働関係は、占領期の日鐵解体に批判的態度をとるとともにカルテルやトラスト政策を否定する独禁法の抜本的改正を求めていたように、戦後も継続していた。実際、稲山は、永野重雄（富士製鉄社長）とともに岸の政界復帰を支援したと言われている[197]。また、岸は、鉄鋼業をはじめとする重化学工業部門の振興という観点から、第 4 章で見た東南アジアに対する経済外交と対中貿易拡大路線を二者択一ではなく相互補完的な関係に位置づけていた。例えば、岸は、1957 年 4 月にマッカーサーから、「もし日本の鉄鋼業がこれら中共からの供給源を基礎として長期的な事業計画を進める場合には、中共はこれを断ち切ることを梃として、日本に政治的譲歩を迫るおそれ」があるため「信頼できる資源の供給源」として「東南アジアの自由諸国に求めることが重要」である指摘された際、次のように応えていた。それは、日本の鉄鋼業界には中国の資源を利用してきたという「歴史的事実」があるだけでなく、そもそも中国を唯一の供給源として「政治的支配をうける程度」まで依存しようとしているわけではない、フィリピン、マレー、インドなどが日本にとって「十分なる供給源として開発」されまでに「相当期間を要する」ため、中国からの鉄鋼原料輸入により「時間的ギャップを埋める」必

---

[195] 稲山が日中経済交流に深く関与したことは、稲山が「親中派」ないし「長期的視野に立って日中関係を日米関係に劣らぬ強固なもの」へとしていこうとする見通しを持っていたかのように捉えられて来た。稲山自身も、チボドー公使に訪中計画を事前説明した際、「行くのは構わないが、以降、わが大使館ではあなたのアメリカ行きのビザを出さないことになるでしょう」と言われたと回顧しているように、自身の訪中が米国への配慮を顧みないものであったと強調している（稲山『私の鉄鋼昭和史』、上掲、103 頁）。しかし、実際、チボドーは、「稲山氏より中共に渡航すればその後米国渡航が困難となるかとの質問があったので、その点は心配なきよう措置すると旨答えておいた」と伝えている（「牛場経済局長、チボドー公使会談の件」1958 年 2 月 5 日。E’.2.3.31.1-1。外交史料館）。また、近年では、上記した稲山イメージに対して「戦後一貫して対米関係を優先して行動」し、「対外政策の基礎に日米関係を置いていた」という観点から再検討が行われている（邸麗珍「日中国交正常化後の日本の対中経済外交（1）：日中長期貿易取決めと稲山嘉寛」『北大法学論集』59 巻 6 号、第 1 章第 3 節、参照）。

[196] 戦前期から戦後期の稲山の経済哲学ないし略歴については、邸「日中国交正常化後の日本の対中経済外交」、上掲、第 1 章、参照。

[197] 山地一寿（岸信介秘書）の証言。岩見隆夫『岸信介』、上掲、237 頁。

要がある、というものである[198]。実際、稲山ら鉄鋼業界は、岸の見解を裏書きするかのような行動をとっていた。稲山は、日中鉄鋼協定の調印を終えると永野重雄らの鉄鋼使節団に合流し、インドのルールケラ地区の鉱山開発に関する交渉にあたった[199]。そして、永野ら使節団は、1958 年 3 月 20 日、開発に協力する見返りとして同鉱山開発後 10 年間にわたり毎年 200 万トンの鉄鉱石を購入し得るという協定を調印した[200]。

以上の背景を踏まえたならば、稲山訪中は、民間という形をとられながらも岸内閣の意向に歩調を合わせた行動と位置づけても過言ではないだろう。後に岸が通産相に起用する高崎の紹介状を稲山が持参して訪中したことは、この点を補強する材料となろう[201]。また、日中鉄鋼協定調印は、通産省に歓迎された。例えば、松尾金蔵（通産省企業局長）は、日中鉄鋼協定調印を「非常に画期的」と歓迎した[202]。日中鉄鋼協定が計画する 1958 年度の対中鋼材輸出（1,000 万ポンド）は、1957 年度の対中鋼材輸出実績（440 万ポンド）の 2 倍以上であったように、日本の輸出振興に大きな寄与をもたらすことが想像されたからである。また、日中鉄鋼協定は、中国から鉄鉱石 40 万トン、原料炭 40 万トンを輸入する計画となっていた。これは、岸内閣が策定した「新長期経済計画」の実現を補完する意味を持っていた[203]。「新長期経済計画」は、1962 年度まで重化学工業部門を 82%拡大（1956 年度比）するために 1962 年度に鉄鉱石 1,500 万トン、原料炭 1,090 万トン程度の輸入量が必要となると試算していたように、安定的な鉄鋼原料の輸入確保が課題となっていたからである[204]。したがって、通産省は、将来的に輸入増加に中国から新規調達分を充てるとともに、「漸次米炭を中共炭へ切り替える」という見通しを描いた[205]。

要するに、岸内閣は、「長期経済計画」－重化学工業部門の育成に必要な輸出入市場確保－を念頭に置いた内政指針のもと、東西貿易の拡大を目指してきたのである。ただし、岸や藤山は、米国や国民党政府が強く求める中国を政治的承認しないという前提－政経分離の原則－及びCOCOMやCHINCOMといった西側陣営による対共産圏貿易統制

---

198 「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第 2 回）」、2007‐00915『情報公開法』。

199 日本は、1955 年末以降、アメリカと協力してインドのルールケラ地区の鉄鋼石開発計画（年間 200 万トンを対日供給予定）を進めようとしていたものの、調査段階に止まり具体的進展がなかった。右プロジェクトの推進の契機となったのは、1957 年 5 月の岸のインド訪問及び 10 月のネールの訪日であった。永野ら使節団は、両国首脳の政治的了解のもと派遣されたのである。

200 『鉄と鋼』44 号 4 巻、524 頁。

201 名和太郎『評伝稲山嘉寛』国際商業出版、1976 年、262 頁。

202 「衆議院商工委員会第 10 号」1958 年 2 月 27 日、『国会議事録』。

203 日中輸出入組合編『日中貿易白書』、上掲、37 頁。

204 当時、鉄鉱石輸入先としてインド、フィリピン（900 万トン）、カナダ、南米、アメリカ（500 から 600 万トン）という想定していた。実際の鉄鋼生産実績は、「新長期経済計画」における生産目標を大きく上回るものとなった。浅井「『新長期経済計画』」と高度成長期の経済・産業政策」、上掲、8 頁。

205 「参議院予算委員会第 17 号」1958 年 3 月 26 日、『国会議事録』。

の枠組みのもと、日ソ通商条約を締結や民間団体を主体とする日中鉄鋼協定を支持し、第4次日中民間貿易協定締結のため可能な限りの便宜を図ろうとしたと言えよう。だが、周知のように、政経分離の原則による対中貿易拡大方針は、第4次日中民間貿易協定が規定する民間代表部の国旗掲揚権に対する日本政府の態度をめぐり国民党政府の激しい圧力と中国から反発を惹起し、暗礁に乗り上げることになる。

## 第 3 節　日中経済提携の頓挫

### 1、第 4 次日中民間貿易協定をめぐる岸内閣の対応

岸内閣が第 4 次日中民間貿易協定（以下、第 4 次民間貿易協定と略）の調印をめぐる外交過程は、近年、一次史料を用いた研究により大部分が明らかにされている[206]。また、第 4 次民間貿易協定に対する岸内閣の対応の仕方は、「中国敵視」や「対米追随」（≒対米協調）という「冷戦の論理」に単純に割り切れないと指摘されている[207]。ただし、岸内閣がどのような認識のもと第 4 次民間貿易協定に対応していこうとしたのかという点は、掘り下げた分析が行われたと言い難い。そこで、本項は、先行研究を参照しつつも、筆者が集めた資史料をもとに岸内閣の対応に焦点をあて分析を試みる。

先述したように、池田代表団は、日中民間通商代表部に関する細目条件をめぐり第 4 次民間貿易協定の調印を見送っていた。中国側との第 2 次交渉に際し、池田らは、「協定案」ないし協定に付属する「覚書案」を政府に提示していた。外務・大蔵・法務省は、政経分離の原則に抵触しないように、通商代表部の性格を規定する「覚書案」から、代表部員に対する「裁判免除規定」と代表部の「国旗掲揚権」を削除すべきとの見解を示した[208]。特に、外務省は、池田代表団の出発前、国旗掲揚の権利を政府として認めることができないと「注意を喚起」した[209]。大野外務次官は、駐日中華民国大使の沈覲鼎から仮に貿易代表部に「特別のステータス」を与えることを承認したら国民党政府との間で「不測」の事態を生じかねないと釘を刺されていたからである[210]。さらに、反共親米派の多い自民党外交調査会は、日ソ通商条約同様、西側陣営である日本がソ連や中国など共産圏に経済的接近を押し進めることで米国との関係に軋轢をもたらすことを懸念していた。そこで、自民党 6 役会議は、2 月 21 日、「協定案」に関する外交調査会の意見を取り入れ、以下のような交渉 4 原則を決定した。

---

[206] 代表的研究として、陳『戦後日本の中国政策』、上掲。井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、第 2 章。
[207] 権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、150 頁。
[208] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、139 頁。
[209] アジア二課「中共情報第 206 号 第四次日中民間貿易協定について」1958 年 4 月 12 日。A’‐0241。外交史料館。
[210] 「大野次官、在京中国大使と会談の件」1957 年 11 月 19 日。E’-0212、外交史料館。

1、裁判権についてはそれぞれの駐在国の国内法に服することを原則とし外交特権を与えない。
2、国旗掲揚を「権利」として認めない。
3、民間代表部の構成員は、「業務上必要とする最小限度」にとどめる。
4、協定および覚書は民間協定であるから本国政府の同意を条件とする[211]。

池田代表団は、以上のような政府・与党の意向を指針とし第 2 次交渉に臨んだ。池田ら一行は、1958 年 2 月 22 日に訪中して中国側と交渉再開したものの、民間代表部の国旗掲揚権などをめぐり膠着状態になった[212]。最終的に、池田は、中国側要望を概ね受け入れ、3 月 5 日に第 4 次民間貿易協定に調印した[213]。協定付属の「覚書」は、裁判について「双方の同意した方法」による、通商代表部に「本国の国旗を掲揚する権利を有する」ことが明記された[214]。外務省は、池田らが交渉妥結のために自民党から提示された「4 原則」に反する譲歩をすると考えていなかった[215]。自民党内の対中強硬派は、池田らの合意内容を批判した。とりわけ、外交調査会は、芦田会長が「保守系の敗北である」との感想を抱いたように[216]、交渉結果に強い不満を表明するとともに、政府は協定を承認するにあたり国旗掲揚権以下、一連の政治条項の削除すること条件とすべきと主張した[217]。こうした中、岸は、3 月 5 日、「貿易協定に付属する覚書の中に〔中略〕そういう文言〔国旗掲揚権 : 注、筆者〕をこれ〔覚書 : 注、筆者〕に入れることは適当でない」ため、「同意することは非常に困難」との見解を示した[218]。

では、池田は、なぜ事前に政府・与党間で取り決めた交渉ラインを逸脱する譲歩を決断したのであろうか。近年、池田が最終的に交渉妥結を優先した背景には、岸の「支持」があったとの説が見られる[219]。ただ、現在のところ、協定調印のため岸が池田に譲歩を

---

[211] 『日中関係資料集』、上掲、170 頁。
[212] 池田正之輔「日中貿易交渉秘録」、上掲、356‐365 頁。
[213] 双方が合意した輸出商品分類表は、「同類物質交換の原則」にもとづき、1 年間の有効期間の内に片道 3,500 万ポンド相当（日中鉄鋼協定は 1958 年度片道 1,000 万ポンドを予定）のバーター取引を実施するというものであった。具体的には、日本側が主に鉄道車輛および器材、各種プラント、大型機械・一般機械、鋼材など重化学工業製品を輸出し、中国側から大豆、石炭、鉄鉱石、米など食糧ないし工業原料を輸入することが想定された。
[214] 第 4 次日中民間貿易協定に関する「覚書」、1958 年 3 月 5 日。『日本外交主要文書・年表 1』、849－852 頁。
[215] 例えば、牛場経済局長は、「政府としては何れにしろ代表部に如何なる外交特権をも与える意向はない」とし、池田が訪中した後に自民党側が提示した 4 原則について「中共側に十分説明することとなろう」と駐日米国大使館に報告していた。作成者名称なし「牛場経済局長、チボドー公使会談の件」1958 年 2 月 26 日。E’.2.3.31.1-1。外交史料館。
[216] 『芦田均日記第 7 巻』、49 頁。
[217] 自民党総務会は、3 月 11 日、先述した外交調査会の方針を了承しつつも、「細部のつめ」を党三役に一任することを決定した。『日経新聞』1958 年 3 月 11 日夕刊。
[218] 「参議院予算委員会第 5 号」1958 年 3 月 5 日、『国会議事録』。
[219] 例えば、駐中英国大使代理は、北京滞在中の或る日本人関係者から「最終的に調印を指示したのは岸首相本人」であったという情報を聞いたと言われている。陳『戦後日本の中

指示したことを裏づける直接証拠はない。また、上記したように、3 月 5 日の時点で日本側に伝えられた協定内容につき政府が「同意」を与えることが「非常に困難」と岸が発言したことを踏まえるならば、岸が池田の譲歩を容認していたとも考え難い。留意すべきは、池田自身が岸と藤山から交渉の細目につき事前に「一切を君に委かす」と言われていたと述べた点である[220]。このことは、池田の譲歩決定が岸や藤山の意向を忖度した結果であったことを示唆していよう。

実際、岸内閣にとって第 4 次民間貿易協定の妥結は、決裂よりも望ましいものであったと考えられる。まず、交渉決裂は、野党による政府批判の口実を与え、次期総選挙にマイナスの影響を及ぼすからである[221]。また、前節でも確認したように、岸内閣は、「新長期経済計画」の実現という観点から日中貿易拡大に積極的であった。実際、岸は、3 月 4 日、1958 年度の輸出目標（31 億 5,000 万ドル）を実現するために「あらゆる地域に向かって友好的な貿易の伸長」を考えなければならないと述べ、次のように発言していた。

> ソ連との間にも、ご承知のように、貿易協定等の締結をいたして、これが促進をはかっておりますし、中共との間におきましても、いわゆる従来支障のあったこの通商代表部の指紋問題その他入国についての措置等につきましても、政府としても緩和の措置をとってこれが増進を考えております。また、そのほか、有力な鉄鋼業者等が向うへ参りまして、個別的に話を進めておるような事態もございます［中略］私共は決して貿易の面において、共産圏に対する貿易を制限したり、あるいはこれを妨げようという考えは毛頭持っておらないのであります。その努力をあらゆる面において傾注して、集中して、そうして 31 億 5,000 万ドルの目標を達成したい、かように考えております（下線筆者）[222]。

また、少なくとも池田の見解では、必ずしも中国側に一方的に譲歩したわけではないと理解されていたことも重要である。協定と覚書に付属する「打合わせ要旨」という文書を中国側と取り交わしていたからである。右文書には、両国の通商代表部の人員が「駐在国の法律と風俗、習慣を尊重すべき」こと、「『国旗掲揚の権利を有すること』と承認とは何ら関係ない」という点について議論の対象にしないことに「意見の一致」を見たという文言が挿入されていた[223]。つまり、自民党外交調査会が問題視する覚書の「政治条項」（国旗条項と裁判条項）は、従来の政経分離の原則を実質的に逸脱するものではないと中国側も同意しているとの言質をとっていたのである。ゆえに、池田は、あくま

---

国政策』、上掲、262 頁。

[220] 池田正之輔「第四次日中貿易協定成立の経緯」『新国策』1958 年 3 月 25 日、12 頁。

[221] こうした側面を強調したものとして、陳『戦後日本の中国政策』、上掲、263 頁。

[222] 「参議院予算委員会第 4 号」1958 年 3 月 4 日、『国会議事録』。

[223]「第 4 次日中民間貿易協定及び覚書に関する打合せ要旨」1958 年 3 月 5 日。『日本外交主要文書・年表 1』、849－852 頁。

でも形式的な譲歩であり、上記した言質を中国側からとることで岸内閣が協定と覚書に支持を与える余地を残せたと判断したのであろう。

池田は、3 月 10 日に岸と藤山に面会し、交渉の詳細を報告するとともに同協定に対する政府の「同意書」（＝回答書）の作成を要請した[224]。岸ら政府首脳は、「打合わせ要旨」にもとづき、従来の政経分離の原則のもと第 4 次民間協定を承認し得ると判断したものと思われる。つまり、「わが国国内諸法令の範囲内」、「政府を承認していないこと」を前提として民間貿易協定に「支持と協力」を与えたとしても、「打ち合わせ要旨」にもとづいて中国側が反発することがないと認識したのではないだろうか[225]。3 月 11 日にマッカーサーと会談した岸は、「これは民間協定であり、いかなる意味においても外交上の承認は含まれない」とし、「日本政府の対応としては、協定の文言を尊重する」と伝えた[226]。また、愛知官房長官は、3 月 17 日に藤山外相と会談した後、第 4 次日中民間貿易協定に「行政的に許しうる範囲内、また現行法内で支持と協力を惜しまない」との見解を示した[227]。要するに、岸内閣は、「覚書」における中国側への形式的な譲歩をやむを得ないと「妥協」したのである[228]。

しかし、国民党政府側は、岸内閣の「妥協」に強く反発した。というのも、仮に日本国内で中国旗が「権利」として掲げられるようになると事実上の「2 つの中国」が成り立つと解釈されかねないと懸念したこと、国内世論に迎合する岸内閣がいずれ中国承認に進んでいくのではないかという不信があったからである[229]。沈大使は、すでに 3 月 11 日に大野次官と会談した際、もし日本政府が協定に支持を与えたら、「中華民国政府に対する非友好的行為を解され両国の親善関係に重大な影響を与える」と警告していた[230]。また、沈は、3 月 12 日に蒋の親書を持参した岸に直接面会した際、岸から国内世論や財界の圧力、次期総選挙を考慮し民間協定への対応を協議しているとが、「民間人が日本国内で国旗を掲揚することを禁止する法令は存在しない」として「国旗掲揚を黙認する姿勢」を伝えられていた[231]。そこで、蒋は、国交断絶というカードを持ち出すこ

---

[224] 池田「日中貿易交渉秘録」、上掲、366 頁。

[225] 例えば、岸は、「表面に現れている覚書」と「これに付属しておる一種の懇談要旨〔打合せ要旨のこと：注、筆者〕」が「不可分」のものであり、日中双方に「妥協点」や「一致点」が見られたのであれば政府が「支持と協力を与えるということは差つかえない」との認識を示している。「参議院外務委員会第 11 号」、1958 年 3 月 20 日。『国会議事録』。

[226] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、269 頁。

[227] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、286 頁。

[228] 岸は、後に次のように回顧している。通商代表部に旗を立てて国旗としての権利を認めろといわれても、それはできないということなんです。貿易をやっていくのに旗を立てなければできないという問題ではない、というのが私の立場でした。まあ<u>最終的には、中国側に妥協しました</u>がね（下線筆者）。原・岸『岸信介証言録』、上掲、162 頁。

[229] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、270 頁。

[230] アジア二課「中共情報第 206 号 第四次日中民間貿易要諦について」1958 年 4 月 12 日。A’‐0241、外交史料館。

[231] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、140 頁。

とにより、「現実に中共旗の掲揚が行われないような保証」を日本政府から得ようとした[232]。蒋は、訪台中のマッカーサーと会談した際、「国旗問題以外は我慢」するが「若し中共の国旗が掲げられるなら国民政府は自ら旗を降ろして外交関係を断つ他なし」と伝えた[233]。

台湾から帰国したマッカーサーは、18 日午後に藤山と会談し、国交断絶措置が「逆効果」と蒋を説得したものの、「極めてエモウショナル」であり聞く耳を持たなかったと述べた。続けてマッカーサーは、葉外交部長と張秘書長が「何とか円満な解決を得たく腐心」しているものの、「総統は御承知の如く国旗問題を非常に強く」考えているため、「もし日本政府から満足な返事が貰えないなら、この問題を暫くホールドして何とか打開策を考えたい」と話していたと伝えた[234]。日本側は対日断交も辞せずとする蒋の意向を受け、第 4 次民間貿易協定に対する政府回答を見送ることにした。つまり、国交断絶は、「日本、国府双方にとって不利であり、中共を喜ばせるのみである」と判断のもと、「国交断絶等の最悪の事態に立至ることを避ける」ことを優先したのである[235]。

岸をはじめとする政府・与党首脳（石井光次郎副総理、大野伴睦副総裁、川島正次郎幹事長、三木武夫政調会長）は、3 月 19 日、一時帰国中の堀内駐華大使に蒋宛首相親書を託し国民党政府の反応を見極めた上、民間貿易協定に関して回答を行うことを確認した。翌 20 日、岸内閣は、民間貿易協定に同意を与えるものの、中国側に国旗の「掲揚を延期させるかまたは排除することが望ましい」という趣旨のもと、「国民政府の受け入れられるような方法を考案するため」、堀内の帰国を延期させるとの基本方針を閣議で了解した。だが、中国側と国民党政府双方を満足させる妙案は、なかなか見いだせなかった。、外務、大蔵、通産、法務省など関係省庁事務レベルでは、26 日、中国と国民党政府のいずれも満足させる「折衷案」はあり得ず、「両政府のいずれに比重を置くかは政府首脳による政治的裁断しかないとの結論」に達したと言う[236]。

こうした中で動いたのは、日華協力委員会の矢次であった。矢次は、27 日、池田正之輔と共に岸を訪問した[237]。矢次は、その際に「張群秘書長からの私信」を岸に渡したと言われているものの、「私信」の内容及び池田を交えどのような会談がもたれたのか明らかではない[238]。ただし、岸、矢次、池田は、当時の状況や岸の回顧を参考にすると、中国側が民間代表部の国旗を掲揚する「権利」を認めないとの日本政府の立場を明らかにすることにより、蒋を説得するという方策が確認されたのではないだろうか。岸は、

---

[232] アジア二課「中共情報第 206 号 第四次日中民間貿易要諦について」1958 年 4 月 12 日。A’‐0241、外交史料館。
[233] 藤山発朝海大使宛電信、第 403 号、1958 年 3 月 19 日。2007‐00911『情報公開法』。
[234] 藤山発朝海大使宛電信、第 403 号、1958 年 3 月 19 日。2007‐00911『情報公開法』。
[235] アジア二課「中共情報第 206 号 第四次日中民間貿易要諦について」1958 年 4 月 12 日。A’‐0241、外交史料館。
[236] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、290 頁。
[237]『朝日新聞』3 月 28 日付。
[238]『新国策』1958 年 4 月 5 日号。

翌 28 日に谷正綱（中日合作策進委員会首席委員）と会談した際、「中共の通商代表部の国旗掲揚は権利として認めるものではない」（下線筆者）と発言した[239]。また、日華協力委員会は、3 月 29 日、中日合作策進委員会に対して改めて以下の文面を含む要望書を手交した。

> 国旗掲揚の権利の如きも認めざる意向を明らかにしておるのでありますから、貴方におかれましても、この際極力冷静に対処せられ、誤って日本の国民感情を中共の方向へ押しやり、いやしくも共産勢力に乗ずる機会を与えることなきよう、慎重な御配慮を切望してやみません（下線筆者）[240]。

他方、岸・藤山・愛知・堀内大使は、3 月 29 日、民間貿易協定に対する「支持と協力」を表明する「回答書」とは別に、国旗掲揚を「権利としては認めない」と「官房長官談話」を公表することにした[241]。藤山は、後に「回答書」により民間貿易協定に承認を与える一方、「政府の立場」を説明する「官房長官談話」を出すことで国民党政府への配慮を示し「何とか切り抜けよう」としたと回想している[242]。また、外務省は、蒋の懐柔について、「現実に中共側の要員が来日して民間通商代表部が設置されるに至るのは、まだ相当の期間の後のことであり、その間に、充分の努力を行って『国旗』が掲揚されないよう措置する」と繰り返し説明し、「先方の信頼をうること以上に何ら手段はない」と考えた[243]。堀内は、以上の説明を含む岸名義の蒋宛親書を持参し帰任した。

では、日本側は、国交断行という報復措置を主張する蒋に対し、なぜ以上のような懐柔工作を続けたのであろうか。従来、この点については、立ち入った分析がなされてこなったように思われる。その理由は、「中国敵視」あるいは「対米追随」（≒対米協調）という岸イメージによってあえて説明するまでもないと考えられて来たからであろう。しかし、当初、岸内閣が中国側に「妥協」して第 4 次民間貿易協定の実現を図ろうとしていたことを踏まえれば、岸内閣が国民党政府との国交断絶を避けようとした理由を改めて分析することに意味があろう。そこで、次項では、岸内閣が日華国交断絶という事態をどのような不利益をもたらすものとして避けなければならないと考えていたのか改めて分析を加えたい。

### 2、日本側の懐柔工作の背景

国民党政府は、蒋が国交断絶を辞さずと米国側に伝えて以降、日華通商会談の中止、

---

[239]『新国策』1958 年 4 月 5 日号。
[240]『新国策』1958 年 4 月 5 日号。
[241] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、291 頁。
[242] 藤山『政治わが道』、上掲、173 頁。
[243] アジア二課「中共情報第 206 号 第四次日中民間貿易協定について」1958 年 4 月 12 日。A’‐0241、外交史料館。

政府系機関が行う対日輸入取引の一時停止、対日輸入に対する外貨割当、信用状発行の新規停止といった経済制裁を順次発動していた[244]。つまり、国交断絶という蒋の意向がブラフではないということを日本側に示すとともに、日本側が態度を変えなければ既存の日台貿易の喪失をもたらすことを示唆したのである。実際、外務省経済局は、日台貿易が断絶した場合と日中貿易が中断した場合の利害得失を調査した。当時、日台貿易の取引額は、日中貿易よりも大きかった。ゆえに、当時の貿易取引という観点からは、日中民間貿易協定を優先して日台貿易を断絶させる方が少なくとも短期的にマイナスであった[245]。また、日華断行という事態は、日台貿易のみならず、東南アジアに散在する国民党政府系華僑の「日貨排斥」運動を惹起し、日本と東南アジア各国の経済関係にも悪影響をもたらす可能性もあった。例えば、西側陣営に属する香港やフィリピンなどの日本公館からは、現地の華僑の動静について情報を集め注意深く観察を続けていた。したがって、日本側が日華国交断絶を回避しようとした理由には、日中貿易を得ることによって日台貿易を喪失するだけでなく東南アジアとの経済提携が阻害されかねないという結果を避けようとする懸念があったと考えられよう[246]。

ただし、上記した諸懸念は、日本側にとって致命的問題として位置づけられていたと言い難い。というのも、外務省は、日台貿易断絶が日本よりも台湾にとって「重大な影響」をもたらすと見ていたからである[247]。台湾の対日貿易は、台湾経済にとって「極めて大きい」ものであった。特に主要輸出品である農産物は、日本以外に輸出先がなく市場転換が「極めて困難」と分析していた。一方、日本の全貿易総額に占める対台湾貿易の割合は、1956 年から 1958 年平均にして 2 ないし 3%に過ぎないため、対台湾主要輸出品目の重化学工業製品（肥料、鉄鋼、機械等）を他地域に振替ることが「必ずしも困難ではない」とみられていた。日本の対台湾貿易は、仮に喪失したとしても他の市場への転換が可能であると考えられていたのである[248]。留意すべきは、日本国内に日台貿易断絶による経済的損失があったとしても、長い目で見れば対中貿易拡大によって取り戻せるとの期待すらあった点である[249]。

また、東南アジアに点在する華僑は、確かに現地経済において大きな経済力を持って

---

[244] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、141 頁。

[245] 外務省経済局「中共貿易と台湾貿易」1958 年 3 月 24 日。E’－0212、外交史料館。

[246] とりわけ、台湾国内の「反日ナショナリズム」が東南アジア諸国の「反日感情」につながり、「台湾を棄てることが東南アジアを失うことになるかもしれないという懸念」があったのではなか、との指摘もある。権『岸政権期の「アジア外交」』、上掲、155-156、169 頁。

[247] 作成者不明「日華貿易断絶に際し予想される経済的影響」作成日不明。A’－0356、外交史料館。

[248] 当時、台湾の貿易総額のうち日本との取引は年間 1 億 5,000 万ドル前後となっていた。また、台湾の主要商品輸出額のうち対日輸出額が占める割合は、米 83.5%、砂糖 32.4%、バナナ 97.4%であった。作成者不明「日華貿易断絶に際し予想される経済的影響」作成日不明、A’－0356。

[249] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、参照。

いたが、それは必ずしも政治的影響力を持っていたことを意味しない。堀内大使は、赴任にあたり華僑の実情を把握するために 1957 年 2 月から東南アジア諸国とインドを視察していた[250]。また、外務省は、1957 年 5 月より華僑問題の権威であった清水董三公使を 2 カ月近く東南アジア各国に派遣し、冷静かつ正確に華僑の動向をチェックするよう努めていた[251]。つまり、東南アジアと日本の経済提携促進という観点から華僑の影響力調査を進めていたのである。その暫定的な結論は、東南アジアの華僑は、中国政府と国民党政府の対立に巻き込まれることを避けるためだけでなく、現地の経済ナショナリズムの排斥対象とならないよう行動しているというものであった。外務省内にこうした認識があったということは、在東南アジアの国民党系華僑の反日態度が日本との経済提携の阻害をもたらす影響の度合いにそれほど深刻でなかったことを示唆していよう。実際、国民党政府側のプレス・キャンペーンにも関わらず、各地の華僑は、商売上の利害関係を重視して「日貨排斥」を展開せず、「極めて冷静な態度」をとっていた[252]。

日本側が深刻に受け止めたのは、日本最大の貿易取引相手である対米輸出への影響にあったと考えられる[253]。米国側は、先に触れたように、日華国交断絶という事態を回避するため「回答書」の公表を先送りにすることで「冷却期間」を置き、その間に蒋を納得させる策を講ずべきと日本側に要請していた。こうした要請に配慮せずに日華国交断絶という事態を招来したならば、当然のことながら、米国政府による対日不信が高まることが予想された。対米関係の文脈に関連し、岸が日華断交を避けようとしたと理由として、安保改定を目指そうしていたことも指摘されてきた[254]。ただし、この時期に岸が米国側との安保改定交渉を見据えていたとするのは、やや説明に無理があるのではないか。日本側による安保条約の「再検討」に消極的態度を示してきた米国政府が前向きな意向を岸に伝えると共に岸が条約改定を申し出るのは、1958 年 8 月以降の話だからである。安保改定交渉が与えたのは、後述するような日中貿易断絶以後の日本の対中「静観」政策であろう。

したがって、当時、岸が重視していたのは、米国世論及び米国議会の対日感情が悪化

---

[250] 当時、東南アジア諸国には 1,200 万人とも言われる華僑が商業や貿易活動に従事していたが、堀内は、「中共の大陸支配によって華僑の政治的動向がどうなっているか」を調査しようとし、香港、バンコク、ニューデリー、ラングーン、シンガポール、ジャカルタ、マニラを歴訪し、現地の華僑有力者と懇談していた。その結果、「華僑の多くは経済活動に没頭して政治への関心は低く、まだ国府と中共にたいして態度を明らかにしていない」、「各国とも人種、宗教が異なり、かつ宗教が日常生活と文化に深く浸透している」という報告を提出した。堀内『堀内謙介回顧録』、上掲、113 頁。

[251] 『第四回経済外交懇談会議事要録』、32 頁、上掲。

[252] アジア二課「中共情報第 206 号 第四次日中民間貿易要諦について」1958 年 4 月 12 日。A’‐0241。外交史料館。

[253] 谷正之駐米大使は、日本が急速に日中貿易拡大路線を推し進めた場合、「米国輿論を刺激」し「対米輸出を含む米国の日本経済支援の態度に影響する」と岸に具申していた。谷大使発岸大臣宛電信第 124 号、1957 年 1 月 11 日、A’－432。外交史料館。

[254] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、287－288 頁。

し対米輸出が困難になるという弊害であったと考えられる。当時、米国内には、急激に輸出を伸ばす日本商品に対する排斥運動が見られた。岸内閣は、第 7 章で論じるように、鮎川と協力し、米国内の日本商品排斥運動の高まりに対処しようとしていた。当時、対日輸入制限運動に対するアイゼンハワー政権の態度を示すものとして注目を集めていたのは、関税委員会による金属洋食器など日本製品に対する関税率引上げ勧告にどのように回答するかという点にあった。そこで、鮎川は、第 4 次日中民間貿易協定交渉中の 2 月末から 3 月上旬にかけ、首相特使としてアイゼンハワー政権や米国議会要人に対日輸入制限運動の緩和を訴えていた。アイゼンハワー政権は、議会や一部産業界が主張する関税率引上げや輸入割当措置などをとらないように努めていた。実際、アイゼンハワー大統領は、3 月 5 日、関税委員会による日本製商品の関税率引上げ勧告に対する回答留保を発表していた。この日は、奇しくも第 4 次民間貿易協定が調印された日であった。

岸と鮎川は、3 月 27 日、岸の経済顧問であった賀屋興宣、杉道助、佐藤喜一郎、愛知官房長官を交え、帰国報告とともに対米輸出問題を中心とする意見交換をおこなった[255]。この詳細は、不明である。ただし、以上の状況を踏まえれば、米国世論ないし米国議会の要求する対日輸入制限措置を抑えようとする米国政府の努力を支持するためにも、蒋の懐柔に努めるべきであると議論が交わされていたとしても不思議ではない。後に外務省内で次のような認識が示されるようになった点は、注目に値しよう。

> アメリカ国内で輸入制限の動きが出ている品目は、日本の対米輸出の 42%に達している。アメリカ政府は国内の動きを抑えることに大きな努力を払っている。それなのに、日本において無反省な中国貿易促進運動が行われると、アメリカ国内における対日輸入制限論者に絶好の口実を与えることとなり、更に輸入制限は他の品目にも波及し、アメリカ政府はもはや輸入制限を抑止できなくなるような事態が生ずることがありえる。これは極めて大きい影響を及ぼす[256]。

さらに、岸が日華断交を避けようとした背景には、第 1 節で論じた「二つの中国」を実現するという長期目標との関連があったことにも留意する必要もある。言うまでもないが、日華断交という事態は、即ち西側陣営に台湾を確保するという安全保障上の目標の頓挫を意味するものではない。国民党政府は、その財政のうち年平均 1 億ドルから 2 億ドルを米国からの軍事援助により支えられていたように、「米国の支持とその影響力」により存立していたからである[257]。つまり、台湾が中国によって「解放」されることは、仮に日本と国民党政府が国交断絶したとしても米国政府が国民党政府を見限ることが

---

[255]『読売新聞』1958 年 3 月 28 日 2 面。
[256]「日中貿易問題について」1958 年 5 月 17 日。E’－0212、外交史料館。
[257] アジア局第二課「中華民国政府及び台湾について(内奏用資料)」作成日不明。A’－0139、外交史料館。

ない限り考え難い事態であったと言えるのである。

むしろ、岸にとって日華関係を友好的に維持することは、日本が「二つの中国」の実現という方向に国際世論をリードしていくという点で重要な意味を持っていたと考えられる。例えば、矢次は、「中共を承認するという時期は必ずくるが、いまはまだその時期じゃない。日本はそういうことを論ずるというような立場というものをまだ持っていない」と認識のもと、「隣近所〔韓国や台湾：注、筆者〕の信頼を得ること」によって「欧州で持っているイギリスのような立場でアメリカに助言する。あるいは苦言を呈するというような立場」を獲得すべきであるとの見解を示していた[258]。つまり、「隣近所からきらわれる[259]、そういうような状況のもとにおいて、中共の問題を日本が唱えたりしたら、外交は混乱するし、アジアにおける政治秩序、外交秩序は乱れるばかり」と見ていたからである。以上のような認識のもと、矢次は、韓台両国と政治的関係の強化を図りつつ、中国に対して「政治の方は急がないで、経済提携をやっていけば、この問題はスムーズにいく」との見通しを抱いていたのである[260]。この点について、岸も、矢次と同様の見解を持っていたと思われる[261]。換言すれば、岸は、「二つの中国」という実現に向けて米英など西側諸国と中国問題を議論するためにも、韓台両国を日本がコントロールし得る程度に関係緊密化を図ることが大前提とする矢次の見解を受入れ、日華断交という事態を避けるようとしたと言えよう。

上記に関連し、岸や矢次には、当時の日華関係の悪化が日韓関係に影響を及ぼす可能性が高いものであったこと大きな懸念であった。岸は、本章第 1 節で見たように、中断状態の日韓会談を再開と釜山抑留中の日本人漁夫釈放を実現するため、韓国側による植民地統治に対する賠償請求を抑制するために日本側が主張してきた「久保田発言」や対韓財産返還請求を撤回した。日韓外交当局は、1957 年 6 月 14 日、9 月より第 4 次日韓会談を再開することに大筋合意した。だが、李大統領は、日本側が対韓請求を放棄する代りに「韓国は対日請求に際してそのことを考慮し法外な要求はしない」という米国政

---

[258] 矢次一夫、細川隆元対談「日韓交渉の進め方」『経済往来』11 巻 9 号、137 頁。

[259] 台湾では、「第 4 次民間協定」をめぐり、台中の児童パレード、漁業協会の対日ボイコット要請、産業協会と商業協会の「日貨ボイコット」、複数の映画館における日本映画の上映拒否といった反日行動が見られた。陳『戦後日本の中国政策』、上掲、276 頁。

[260] 矢次、細川対談「日韓交渉の進め方」、上掲、137 頁。

[261] 後に岸は、次のように述べている。「日本はアメリカ、EEC（欧州共同体）とならんで三本の柱だといっている。しかし柱になるためには日本単独の力ではだめで、台湾、韓国とがっちり手を結ばなくてはならない。それのできない柱は木の柱で、すぐに腐ってしまう。日、台、韓三国の提携が本当にできたとき、共産主義に対抗する強力なとりでになり、アジアの安定もここから出発することになる、と同時に共産圏に対するばかりでなくアメリカやヨーロッパに対する日本の外交も、真の意味で自由外交が展開されよう。こういう、日韓会談妥結の真の意味を、池田首相をはじめ、自民党内にもよく理解してはいない向きがあることは残念である（下線筆者）。『岸後援会会報』第 5 号（1964 年 9 月 1 日）。田布施町郷土館。

府による「解釈覚書」を下敷きとする合意に納得しなかった[262]。つまり、李は、「韓国側はこれ[解釈覚書：注、筆者]に拘束されない」ことを強く要求したのである[263]。こうして、会談再開をめぐる日韓予備折衝は、再び膠着状態となった。結局、韓国側は、李が米国の「強い圧力」により、当初の大筋合意を実質的に受け入れた[264]。こうして、日韓両国は、1957 年 12 月 31 日、「抑留者の相互釈放に関する覚書」が取り交わされるとともに 1958 年に第 4 次日韓会談を開催することを決めた。岸は、以上の経緯のもと合意を見た日本人漁夫釈放と会談再開を円滑に実施するため、個人特使として矢次を訪韓させようとしていた。

第 4 次民間貿易協定をめぐる日華紛争は、まさに日韓関係を改善するための環境が整いつつある中、発生したのである。李大統領は、日中民間貿易協定をめぐり日台両政府の関係が悪化を受け、蒋の対日強硬論を支持するだけでなく、連携して日本にあたることを模索していた。駐華韓国大使の金弘一は、日中貿易問題について李から蒋宛のメッセージが送られたとして葉外交部長と再三にわたり「意見交換」を求めた。葉は、韓国をまき込み事態が複雑化することを避けるため会見を延期していた[265]。韓国側の動きは、マッカーサーを通じ、日本側にもたらされていた[266]。こうした中、矢次は、3 月 21 日に岸を訪問した際、「中共と結んだところで得ることはなく、国府とまずくなれば東南ア各地で大きな力をもっている華商との関係から重大な問題になってくる。韓国も国府と密接な関係があるのでこの問題が解決されない限り訪韓はしない」（下線筆者）と伝えた[267]。つまり、岸や矢次にとって日華断交という事態は、日韓関係改善の環境を破壊しかねない問題でもあったのである。

要するに、岸内閣は、日本独自の経済的利害追求のため対中貿易拡大を推し進めることによって、米国議会に見られる対日輸入制限運動の高め日米経済関係が悪化しかねないという不安、また、「二つの中国」を実現するという方向性に国際世論をリードするにあたり、国民党政府との対立状態を生みだすとによって発言力が減殺されることになるという懸念、これに関して対韓正常化交渉のための環境も破壊されかねないという複合的理由のもと、日華断交という事態を避けようとしたのである。

---

[262] 高崎『日韓会談』、上掲、80 頁。吉澤文寿『戦後日韓関係 国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005 年、79、88 頁

[263] 文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨」1957 年 6 月 6 日。2007-00915『情報公開法』。

[264] 東郷「十二月十日大臣マッカーサー大使会談録」1957 年 12 月 10 日。2007-00911『情報公開法』。日韓漁業協議会編、上掲、242 頁。

[265] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、274 頁。金大使は、3 月 28 日、駐華米国大使のドラムライトを訪問し、日本の国民党政府に対する姿勢につき「いまだに欺瞞とペテンの伝統芸を弄している」と見なし、「韓国政府は日本の平和性を信じないばかりでなく、日本が一旦力を回復すれば、再び拡張と侵略を始めることをもっともおそれている」と伝えたと言う。

[266] 藤山発朝海大使宛電信、第 403 号、1958 年 3 月 19 日。2007‐00911『情報公開法』。

[267] 『サンケイ新聞』1959 年 3 月 21 日付 1 面。

岸内閣は、こうした背景のもと前項で指摘したように、第 4 次民間貿易協定に「支持と協力」を与えるという政府の「回答書」と別に、国民党政府に配慮して中国側が国旗を掲揚することを「権利として」認めたわけではないとの「官房長官談話」を出すだけでなく、中国側が国旗を掲揚しないように「努力」するとの意向を伝えることで蒋を懐柔しようとしたのである。しかし、国民党政府は、帰任した堀内の説明に納得しなかった。堀内は、総選挙を目前に控えた現状から国旗を掲げることを「権利としては認めない」という以上の返事をすることは困難と説明し、「事実上通商代表部が設置されるのは数カ月位後のことになるので総選挙が終わったら、総理としても国旗が事実上掲揚されないようできるだけ努力をする」（下線筆者）と説得した。だが、葉は、「この趣旨の努力をするということを述べたものを覚書の形でもらえないか」（下線筆者）と要請し、「回答書」に「『国際関係に支障なき限り…』という文章を挿入してほしい」と注目した[268]。国民党政府側は、「回答書」に「国際関係に支障なき限り」との一文を挿入させることにより、日本政府が既存の日華国交関係に悪影響を及ぼすような日中民間貿易を支持しないとの言質をとろうとしたものと思われる。

外務省は、「回答書」の修正要求を拒否する一方、岸親書に関する堀内の補足説明を「半公信」（以下、「補足文書」と呼ぶ）として手交することを認めた[269]。だが、国民党政府は、それでも納得しなかった。つまり、「回答書」及び「官房長官談話」の文言修正のみならず、日本政府が中国側に国旗を掲揚させないことについて「保証」を示すことを要求したのである。

では、国民党政府側は、日本側の提案に妥協せず引き続き強硬な主張を続けたのであろうか。この背景には、米国政府の態度があったと考えられる。先行研究によると、米国務省は、日華間の国交断絶という事態を避けるため、岸内閣よりも国民党政府への譲歩を促すべきとするマッカーサー駐日大使と国民党政府ではなく岸内閣への譲歩を求めるべきとするドラムライト（Everett F. Drumright）駐華大使の対照的な具申が併存する中、後者を選択したことが明らかにされている[270]。では、米国政府は、なぜ岸内閣に譲歩を促そうとしたのであろうか。次項では、この点を中心に、米国政府が国民党政府側よりも岸内閣に譲歩を促す圧力をかけた理由について分析を進めていきたい。

### 3、米国側の対日譲歩要求の背景－政経分離への疑惑と不信

米国政府は、主としてアジアの反共陣営の結束強化という観点から国旗問題をめぐる日華間の和解のために「周旋」を試みていた[271]。米国政府は、当初、岸内閣が次期総選挙に向けた国内世論対策のため日中民間貿易協定に同意を与え民間通商代表部を相互

---

[268]「4 月 1 日藤山大臣在京米大使会談録」。00911－0010『情報公開法』。
[269] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、143 頁。
[270] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、277-286 頁。
[271] 米国側の「周旋」の内容は、陳『戦後日本の中国政策』、上掲、参照。

設置することを黙認する意向であった。実際、ダレスは、米国の対日圧力により岸内閣の対中貿易拡大方針を転換させようとする蒋に対し[272]、日本にとって対中貿易拡大が止むを得ないとの判断を示していた[273]。また、ロバートソン国務次官は、国旗問題をめぐる日華対立を受け、台北と東京の大使館に「日本政府に旗問題での行動を先伸びにさせ、両国とも旗問題の解決を不可能にするような行動や立場の表明を避けることが重要である」と訓電していた[274]。つまり、当初、米国政府は、中立的立場で第 4 次民間貿易協定をめぐる日華紛争を終息させようとしていたのである。

しかし、ロバートソンら国務省は、対日断交措置を主張する蒋を戒めるより、日本側が国民党政府に配慮し行政措置で国旗掲揚を禁ずることを検討すべきとの態度に転じて行った。換言するならば、第 4 次民間貿易協定の成立を不可能にすることになったとしても、日本側が国民党政府に譲歩すべきとの態度をとるよう転じたのである。その理由は、蒋よりも岸の方が説得しやすいとの判断があったとの指摘がある[275]。本論は、以上の指摘に加え、第 4 次民間貿易協定を受けて岸内閣が対米依存型の貿易構造を大陸貿易へ転換させようとの意図を示したことに国務省内で強い懸念があった点に注目したい。

日中貿易取引は、商品分類表にもとづくバーターを基本としていたため、中国大陸へ原料輸入先を転換することと重化学工業品の対中輸出を増大することとが連動していた。ゆえに、日本国内では、日中鉄鋼協定や第 4 次民間貿易協定の調印を受け、戦後米国への依存を深めてきた石炭、鉄鉱石、大豆などの原料輸入を中国大陸へ漸次転換すべきとの見解が高まっていた。例えば、池田正之輔は、第 4 次民間貿易協定の調印を受け、次のように語った[276]。

> 日中貿易を拡大する唯一の方法は 〔中略〕いままでアメリカその他から買っていた品物を手際よくこれを市場転換して、勿論全部とはいなわないが、そのうちの一部を市場転換し中国の品物を買う、そのことによって日本の品物が売れる、こういうプリミティーブな原則だ。

当時、日中輸出入組合は、「中国側が供給を増大すれば他地域からの転換可能」として大豆をとりあげ、石炭や鉄鉱石についても「輸入増大を期待できる」と見ていた[277]。こうした見解は、経済界の間でも共有されていた。例えば、横山金吾（伊藤忠商事常務）は、「米、大豆、雑穀、石炭、鉄鉱石については、まだ大幅に中国よりの輸入増大が十分期待できる」とし、「政府の外貨割当ての面に対する配慮」、「業者側の受入れ体制に

---

[272] 草野「第四次日中貿易協定と日華紛争」、上掲、26 頁。
[273] Memorandum of conversation, Mar 14, 1958. *FRUS 1958-1960, Vol.XIX*. p8. .
[274] From Robertson to the Secretary. Mar 19, 1958. RG59-Lot 60D90. NA, Maryland.
[275] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、284-285 頁。
[276] 池田正之輔「第四次日中貿易協定成立の経緯」『新国策』1958 年 3 月 25 日、12 頁。
[277] 日中輸出入組合編『日中貿易白書』、上掲、29 頁。

対する助力が大いに望まれる」と述べた[278]。また、藤井丙午（八幡製鉄常務）は、「日本が鉄鉱石、原料炭、塩、大豆、こういったものを大量に買い付ければ買い付けるほど日本からの輸出は増大する」として、「中南米あるいは北米等から相当鉱石を輸入しておりますから、海南島〔南シナ海北部の中国領：注、筆者〕の開発が進みますれば、そういったものを切って海南島に切りかえる」との意向を示した[279]。さらに、葦沢大義（日本鉄鋼連盟専務理事)は、「当面輸出します鋼材の見返りとして何を向うから輸入するかということが問題」であるが、「大豆というような向うからの見返り物質」が「政府の方もいろいろお考えいただくべき問題だろう」と述べた[280]。要するに、対中輸出を期待する経済界の間には、政府が中国産大豆をはじめ見返り物資の輸入増大を進めることを求めていたのである。

一方、政府は、以上の声に積極的に応じる態度を示していた。とりわけ、通産省は、重化学工業製品の対中輸出増大のため見返り物資の買付（≒対中輸入拡大）に前向きであった[281]。松尾金蔵（通産省企業局長）は、日中鉄鋼協定の対中輸入品目について「〔中国側の供給能力に限界があるため〕石炭とか鉄鉱石ということはなかなか難しい」ので「ある程度その他の大豆というようなもの一部補わねばいかぬ」との見解を示していた[282]。また、通産政務次官の小笠公韶（岸派代議士）は、日中鉄鋼協定調印を受け、中国側の「地下資源をできるだけ日本としては買付けていく」ことが「彼我の貿易の振興の大きな素地になる」との見解を表明した[283]。さらに、通産相の前尾繁三郎は、以下のような帆足計（社会党代議士）による「値段が折り合い、そして見返り物資とうまくマッチし、品質もよいということになれば、30 万トンや 40 万トンまでくらい、すなわち、日本の輸入している大豆の半分くらいまでは、中国市場に切りかえるというようなお考えはありますでしょうか」との質問に対し、「全く同感」で「そういうような考え方で進んでおります」と答えた[284]。

問題は、大豆をはじめ中国側が指定する見返り物質の多くがアメリカ市場への輸入を依存してきたものであったという点にあった。日本側には、米国から中国大陸へと市場転換を進めることを日米貿易収支の均衡を得るという観点から正当化する意識が強か

---

[278] 「衆議院商工委員会第 8 号」1958 年 2 月 19 日。『国会議事録』。
[279] 「衆議院予算委員会公聴会第 1 号」1958 年 2 月 24 日。『国会議事録』。
[280] 「衆議院商工委員会第 8 号」1958 年 2 月 19 日。『国会議事録』。
[281] 通産大臣の前尾繁三郎は、すでに第 4 次日中民間貿易交渉が開始される前から対中輸入品目として「われわれの考えておりますのは、第一は大豆であります〔中略〕できるだけ価格がアメリカと匹敵して、またそれ以下に品質のいいものが安く買えるということでありましたら、極力切りかえていきたい」との意向を示していた。「衆議院予算委員会第 3 号」、1958 年 2 月 8 日。『国会議事録』。
[282] 「衆議院商工委員会第 10 号」1958 年 2 月 27 日。『国会議事録』
[283] 「衆議院内閣委員会第 10 号」、1958 年 3 月 11 日。『国会議事録』
[284] 「衆議院商工委員会第 16 号」1958 年 3 月 12 日。『国会議事録』。

ったように思われる[285]。日米貿易は、1958 年まで対日輸入超過が続き日本のドル不足ないし国際収支悪化の要因となってきたからである。例えば、1956 年度の日米貿易は、対米輸出が約 5 億ドル（日本の総輸出の約 25%）、対米輸入が約 10 億ドル（日本の総輸入の約 50%）を占めていた。ゆえに、日中輸出入組合は、対米入超傾向を是正するため、アメリカに依存する大麦、小麦、綿花なども「今後検討さるべき商品」と主張していた[286]。

しかし、中国への「市場転換」を望む日本側の声は、米国にとって見れば対日原料輸出を担って来た米国内業者の利益を阻害することを容認するものであった。したがって、米国側は、日本が対中輸出拡大するため米国の大豆生産者ないし輸出業者の利益が阻害されることを懸念した。例えば、チボドー公使は、2 月 26 日に牛場経済局長と会談した際、「稲山氏を団長とする鉄鋼使節団の渡航に伴い鋼材輸出の見返りの一部として大豆等の輸入が問題となって来て」おり、「日本業界の一部では日本政府が中共との間の収支バランスさせるため中共からの輸入を他の地域からの輸入よりも容易にし採算不利な輸入を強制する様考慮しているとの噂が行なわれておる」、「貿易上の差別待遇となるのではないか」と懸念を伝えた[287]。また、チボドーは、3 月 26 日に牛場と会談した際、「業界」より「日本政府は業界に対し本年 4 月以降、1 年間に中共大豆 30 万トン輸入するよう慂慫し、業界がこれに協力せぬ時は特別な措置を執るよう考慮している趣（既に 20 万トンの仮契約が業界の間で成立している）」との情報を得たとし、「米国大豆に対する差別待遇」にあたり「米国議会や業界を刺激するのみでなく、これまで日米貿易関係について努力して来た米政府としても日米貿易全般の問題として関心を有する」と釘を刺した[288]。

牛場は、チボトーの質問に対し、「日本側関係官庁の一部では貿易バランスの面から中共大豆の輸入を期待する向きもあり、業界にどの程度中共大豆を輸入し得るか打診したことはある」と一部を認めながらも、「特に積極的に業界に勧奨し、又は強制する様な措置は取っていない」と反論し、「業者は採算上引き合うならば如何なる地域からでも大豆を輸入し得ることとなっており、政府としては直接これに介入し中共からの輸入

---

[285] 例えば、牛場は、日本の中国産大豆輸入増大を「差別待遇」と批判するチボドーに対して次のように反論した。「大豆の輸入については、前述の通り、現在〔外貨割当が：注、筆者〕グローバルとなっているが、元来、輸入についてドルとポンドを別枠とすることは国際収支上の理由がある時は、差支えない筈で、ガットによっても認められ、且つ各省ともある程度実施していることではあるが、大豆についてポンド枠を設ける時は、実際上、これがすべて中共からの大豆の輸入に当てられることとなる関係もあるので、政府としては国内各方面よりの中共大豆輸入促進の要望があるにも拘らず、時に対米関係を考慮してグローバル制を継続する方針を堅持している」。「牛場局長定例会談の件」1958 年 3 月 26 日。E'.2.3.31.1-1、外交史料館。

[286] 日中輸出入組合編『日中貿易白書』、上掲、29 頁。

[287] 「牛場経済局長、チボドー公使会談の件」2 月 26 日。E'.2.3.31.1-1、外交史料館。

[288] 「牛場局長定例会談の件」3 月 26 日。E'.2.3.31.1-1、外交史料館。

を阻止することはできない」と応酬した[289]。実際、前尾通産相は、中国への輸入市場転換があくまでも「コマーシャル・ベース」を前提としていると再三強調していた[290]。さらに、副総理の石井光次郎も、3 月 29 日、国会で以下のように答弁した。

> 今予定されおりまする鉄鉱石、石炭の輸入の金額と、それから、こちから輸出するものとの差し引きをいたしますると、その残りが、かりに大豆を輸入してバランスをとるとすれば、約 30 万トンくらい輸入するということになる〔中略〕油脂用の大豆とすれば、競争相手もありますし〔中略〕買い入れの方式は、グローバル・クォータで、世界的な市場価格で買い入れるということであるわけでございます。これから先は、商売人の間の努力いかんによるということになりますが、これらは、両国の話し合いがいろいろと今進んでおるようでございまして、だんだんと形が整ってくるのではないか（下線部筆者）[291]。

しかしながら、岸内閣は、政経分離の原則のもと日中貿易拡大を支持するとの態度をとりながらも、実際には赤城宗徳（岸派代議士）農相のもと業界団体との調整を密かに進めていた。食糧庁（農水省外局）は、「中共貿易をバランスさせるため」、1958 年度上半期に中共大豆 15 万トンを輸入するよう油脂業界を「指導」していた。日本の油脂業界は、「指導」に応ずる条件として、「農林省が品質買付条件につき輸入商社を適宜指導すること」、「中共大豆の輸入については本年限りの特別措置とすること」、「最近輸入した中共大豆は品質が劣るので今後の取引条件の改善について農林省が協力して欲しい」という 3 条件を提示していたからである[292]。これは、民間企業が「コマーシャル・ベース」で対中貿易にあたっているという米国側に対する建前の説明と反する行動であった。

国務省内では、以上のようなパターンで日中間の経済的相互依存関係が深まるにつれて、日本が政経分離の原則を貫徹し得るかとの不信が高まっていったと言えよう。実際、朝海大使は、3 月 25 日、「政治問題と経済問題との間に今後とも明確なる一線を画し得るや否やについては、多大の疑惑と不安を憂いている」ため、仮に国旗問題で国民党政府を黙認させたとしても「満足」することはないとの見解が国務省内にあると伝えた[293]。また、ロバートソンは、4 月 1 日、「今度の日本の決定は内政上の理由があるにせよ危険なり」と述べ、中国の工業化を助けることが「日本の競争相手を支持して将来日本のマーケットを失うことになる」につながるだけでなく、「日本の原料取得が中共のマーシー〔慈悲〕に任され、日本は不当なプレッシャーを受ける」と指摘した。そして、ロ

---

[289] 「牛場局長定例会談の件」3 月 26 日。E'.2.3.31.1-1、外交史料館。
[290] 「衆議院商工委員会第 14 号」1958 年 3 月 6 日。「衆議院商工委員会第 16 号」1958 年 3 月 12 日、『国会議事録』。
[291] 「参議院予算委員会第 20 号」1958 年 3 月 29 日、『国会議事録』。
[292] 「牛場局長定例会談の件」1958 年 5 月 7 日。E'.2.3.31.1-1、外交史料館。
[293] 朝海発藤山大臣宛電信、第 694 号、1959 年 3 月 25 日。2010-00524『情報公開法』。

バートソンは、国民党政府が求める国旗掲揚の禁止を明確化するよう譲歩すべきと朝海に伝えたのである[294]。

したがって、国民党政府が日本側懐柔工作に非妥協的態度をとり続けた背景には、蒋を中心とする国内強硬派を納得させられないという理由だけでなく、国務省が国旗掲揚を禁ずるような法的ないし行政措置を日本政府にとらせようと働きかけていたことがあげられよう。強硬姿勢を崩さない国民党政府を前に、岸内閣は、「補足文書」に示された約束内容の具体化しただけでなく、「回答書」に「国際関係をも考慮し」という文言を挿入すること、「官房長官談話」に「我国と中華民国との関係その他国際関係を尊重し、通商代表部の設置が事実上の承認ではないかという誤解を起こさしめないよう配慮する」という一文を挿入することを受け入れざるを得なかった[295]。それでもなお、国民党政府は、満足せず、更なる細かい字句修正要求を続けた。最終的に、藤山と愛知は、国民党政府による字句修正要求を無視し、4 月 9 日早朝に修正された「回答書」[296]を池田に手交した。藤山は、これまでの日本側の懐柔姿勢を示したことにより蒋が国交断行措置をとることがないと判断したのであろう[297]。

岸内閣は、「回答書」の手交と同日、政府としては第 4 次民間貿易協定を原則としては支持すると声明する一方、政府の立場を示す「官房長官談話」[298]を発表した。国民党政府は、岸内閣の声明に理解を示しつつ、「岸首相および愛知官房長官の声明中、中華民国に関する諸点が必ず適時に実施されることを深く信ずる」との文言を含む声明を発表した。つまり、岸が「補足文書」で約束した「総選挙後と[民間代表部の：注、筆者]設置前との間」に「貿易代表部または代表たちの住居に旗が掲揚されないようにする」ための「必要かつ十分な努力」を実施することを暗に確認したのである[299]。

### 第 4 節　断絶後の対中政策

---

[294] 朝海発藤山大臣宛電信、第 747 号、1958 年 4 月 1 日。2010-00524『情報公開法』。

[295] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、144 頁。

[296] 全文は、以下の通り。「政府は、日中貿易拡大の必要性にかんがみ、第四次の民間『日中貿易協定』の精神を尊重し、わが国国内諸法令の範囲内で、かつ政府を承認していないことにもとづき、現在の国際関係をも考慮し、貿易拡大の目的が達せられるよう、支持と協力を与える」。

[297] 藤山は、当時の事情を次にように振り返っている。「〔国民党政府側の要望に対し〕そこまでそんなに直すわけにもいかないからっていうんで、「ある程度、思い切って強硬にやろうじゃないか」と。愛知君〔官房長官〕も、先生もなかなか熱心だそうで、『そうしよう』と。官房長談話というようなものを出したわけですよ。それが、台湾も、前から趣旨だけは言われてるもんだから、いきなりすぐ反発もできなんで、泣き寝入りみたいな形になってた」。『藤山愛一郎政治談話記録』、上掲、93 頁。

[298] 全文については、『日中関係基本資料集』、上掲、134-135 頁。

[299] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、298 頁。

**1、長崎国旗事件－日中貿易の断絶**

これまで見てきたように、第 4 次民間貿易協定に対する岸内閣の対応は、「回答書」と別に「官房長官談話」を出すという苦肉の策をとったように、中国政府と国民党政府双方を「満足」させることを模索したものであった。当初、岸内閣は、政経分離という建前を維持するため、池田が中国側と交わした「打ち合わせ要旨」の内容を反映させた「回答書」を手交することを目指した。つまり、「政府を承認していないこと」を考慮して「わが国国内諸法令の範囲」で、「支持と協力」を与えようとしたのである。だが、岸内閣は、国交断絶措置をちらつかせる蒋を懐柔するため、中国側が民間貿易代表部に国旗を掲揚する「権利」を認めたわけではないとの政府見解（官房長官談話）を公表し、将来設置される民間通商代表部に国旗が掲揚されないよう「必要かつ十分な努力をする」との約束（非公表の補足文書）を国民党政府との間で交わした。その上で、岸内閣は、第 4 次民間貿易協定の実施に際し、「わが国国内諸法令の範囲」で「政府を承認していないこと」のみならず、「現在の国際関係をも考慮」して、「支持と協力」を与えると中国側に回答したのである。

以上の譲歩を岸内閣が受け入れたのは、必ずしも日中鉄鋼協定や第 4 次民間貿易協定のような民間を主体とする対中貿易拡大方針を抑制しようとしたことを意味しない。というのも、先述したように、岸内閣は、食糧庁を通じて 1958 年度上半期に中共大豆 15 万トンを輸入するよう油脂業界を「指導」していたからである。また、岸内閣が国民党政府に与えた「補足文書」は、中国側の国旗掲揚を阻止するための具体的措置の実行を約束せず、最後まで日本側の努力義務を示すものに止まった。つまり、「努力」したにも関わらず中国側が通商代表部に国旗を掲揚してしまったと言い逃れる余地も残していたと推察し得るのである。この点につき、岸が次のように回顧しているのは、興味深い。

> 恐らく、国旗を事実上、認めざるを得なかったと思うんです。最終的にはこれで〔後述する長崎国旗事件：注、筆者〕断絶するんですが、さっきも言ったように私は中共との第四次協定の考え方は、一貫して積み重ね方式で貿易を拡大するということだった。そして代表部を実際上は認めて、ただ国旗を権利としては掲げるということはなしに事実問題として積み重ねの基盤の上に、という考えだったですよ[300]。

したがって、国民党政府にとって第 4 次民間貿易協定をめぐる対日交渉は、「五星紅旗掲揚措置の明確な保証を取り付けられないまま、紛争の幕引きを図らざるをえなかった」と解釈し得よう[301]。しかし、中国側は、第 4 次民間貿易協定の実施の無期限延期する声明を発表した。中国側交渉担当者の南漢宸（中国国際貿易促進委員会主席）は、4

[300] 岸、矢次、伊藤『岸信介の回想』、上掲、213 頁。
[301] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、145 頁。

月 13 日、以下の 2 点を具体的理由として日本政府の「回答書」の受取りを拒否する意向を伝えた。

1、「官房長官談話」が国民党政府との関係を尊重していることを明らかとしていること。
2、日本政府の「回答書」にある「支持と協力」が「わが国国内諸法令の範囲内で且つ政府を承認しないことにもとづき現在の国際関係を考慮」することを前提としていること[302]。

後に、池田正之輔は、「政府同意書の内容は、私と中共側とで作成したものであり、日本政府がそれをそのまま、一字一句も訂正することなく承認したもの」であったと回想し、中国側対応を批判している[303]。だが、「一字一句も訂正することなく」という記述は、以上の経緯を見れば事実に反している。ただし、池田の回想で興味深いのは、「回答書」（＝同意書）の原案を「私と中共側とで作成した」と述べている点である。仮に事実とするならば、国民党政府との折衝を通じて修正された「回答書」は、そもそも中国側にとって受け入れ難い問題を孕むものであったと言えよう。また、「回答書」とともに発表された「官房長官談話」は、中国側に以下のような解釈を与えることになったと考えられる。それは、岸内閣は、「国際関係」（≒米国及び台湾との関係）を考慮し、国内諸法令または政治的承認をしない立場から民間貿易協定及び覚書の規定の履行に「支持と協力」を与えない場合もあり得るというものである。というのも、中国側には、鈴木一雄（日中貿易促進会専務理事）を通じて 4 月 4 日から 7 日にかけて、外務省が「国旗掲揚に関してはこれを妨げないものの、刑法 92 条『外国国旗損壊罪』を適用しない」という態度をとっていること、公安調査庁と法務省が「『選挙資金』と『扇動演説』を理由に通商代表部設置に反対している」等の岸内閣の内情が伝えられていたからである[304]。ゆえに、南は、日本政府の「回答書」が「第 4 次日中民間貿易協定の実施について、しかるべきいかなる明確な保証をも提起していない」だけでなく、「破壊を行う意向をもっている」と結論づけたのであろう[305]。

さらに、池田が北京から帰国する日の早朝、中国側交渉副主席の雷任民より「国旗掲揚の件を発表する時は、どうか中共側を刺激しないように、くれぐれも注意して下さい」と語られたとの回想していることも、事実とするならば、興味深い[306]。日中両国の交渉当事者は、両国内の強硬派の間で難しい立場に置かれていたことを示唆しているからである。周知のように、中国側には、吉田や鳩山と異なり岸が歴代首相で初めて訪台したことを「敵視」する姿勢であると強く批判してきた。そして、中国側の岸批判の背景に

[302] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、146 頁。
[303] 池田「日中貿易交渉秘録」、上掲、366 頁。
[304] 杉浦康之「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識－第 4 次日中民間貿易協定交渉過程と長崎国旗事件を中心に」『アジア研究』54 巻 4 号、76 頁。
[305] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、309 頁。
[306] 池田「日中貿易交渉秘録」、上掲、365 頁。

は、本章第 1 節で記したように日本側が「二つの中国」を目指していたことへの反発があった。実際、中国側は、岸内閣が国民党政府との交渉を通じて「回答書」や「官房長官談話」を発表したという経緯に「友好的ではない精神」が表れていると強く反発していた[307]。

中国側は、1957 年 4 月の社会党訪中団との間で「二つの中国の存在を認めず、台湾をめぐる国際緊張は平和的に解決することを望む。国連での代表権が中国に対して承認されるべきである」との社会党基本方針を「歓迎」するという態度を示していた[308]。また、周は、「日本社会党は中国を承認するよう主張し，二つの中国をつくる陰謀に反対している[中略]われわれは岸首相がどうしてこのような態度をとるのか疑問をもっている」との談話を発表していた。しかし、岸は、第一節で指摘したように、1957 年 11 月 12 日に「二つの中国」を実現するという方向に向かい日本が「国際的協力」を求めていくとの見解を示していた[309]。そこで、周は、11 月 28 日に社会党親善使節団と会談した際、日本政府がとり得る態度として、「新中国を承認し、台湾を承認しないこと」（上策）、「暫く新中国を承認しないまま、台湾を承認し、時を待つこと」（中策）、「米国と一緒になり、『2 つの中国』を作ること」（下策）をあげ、「現在日本政府は上策を取ることは不可能であるが、下策を取るべきではなく、暫くは中策を取ることも良いことである」[310]と指摘したと言えよう。さらに、上記した岸発言は、1958 年 2 月の全国人民代表会議（全人代）の政府工作報告でも取り上げられ、「米国による台湾の侵略占領をかばうものであるばかりでなく、米国にかわって『2 つの中国』をつくりだすための論拠を提供しようとするもの」と批判された[311]。

要するに、中国側は、「二つの中国」を実現することに向けて岸内閣が具体的な働きかけを開始したことに強い不満を持っていたのである。岸は、前項で確認したように、「二つの中国」を実現に向け国際世論をリードするためにも国民党政府との対立状態を生みだすべきでないとの見解を抱く矢次と協力し、対日断交を辞せずとする蒋の懐柔を続け一応の成功を収めた。したがって、中国側にとって岸内閣が作成した「回答書」を受諾することは、結果的に「二つの中国」を模索する岸内閣の延命を支持することを意味したと言えよう。先行研究が示すように、当時、中国側は、輸出振興によって不況克服するため日中貿易拡大を望む声が日本国内に相当強いとの情報を得ていた。ゆえに、中国側の「政策決定者層」の間では、「岸政権の対中政策を批判することで、日中貿易に期待する日本の親中的な世論を喚起し、その圧力で岸政権の対中姿勢を修正する」こ

---

[307] 陳『戦後日本の中国政策』、上掲、300 頁。
[308] 「社会党訪中団と中国人民外交学会の共同コミュニケ」1957 年 4 月 22 日。外務省アジア局中国課編『中共対日重要言論集』第 2 集，189-192 頁。
[309] 「参議院外務委員会第 6 号」、1957 年 11 月 12 日。『国会議事録』。
[310] 杉浦「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識」、上掲、73 頁。
[311] 杉浦「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識」、上掲、73 頁。

とに期待をかけるようになったと言えよう[312]。

岸内閣は、中国側の態度が 7 月に予定されている総選挙への干渉の意図があると判断し、当面の事態の推移を見守ることにした。こうした中で発生したのがいわゆる長崎国旗事件である。国民党政府は、1958 年 5 月 1 日、在京大使館員を通じて長崎市のデパートの展覧会（日中友好協会長崎支部主催）の会場に飾られていた「中共旗を取り下げるよう」口頭で外務省に要請した。外務省側は、「中共旗を掲げることを禁止する法的根拠はないが、申し出の主旨は現地の長崎市当局に伝播しておこう」と応えた[313]。だが、国民党政府は、「外交部、駐日大使館、駐長崎領事館、国民党中央委員会、国民党長崎支部」が「一体」となり、反共右翼団体に所属していた日本人を利用し中国旗を意図的に棄損させるという実力行動をとった[314]。国民党政府が実力行動をとったことは、1958 年 4 月に「補足文書」を通じた岸の約束‐総選挙後と民間代表部設置前の間に貿易代表部または代表たちの住居に旗が掲揚されないよう必要かつ十分な努力を実施する―に信頼していなかったことを示唆している。岸内閣は、五星紅旗を「国旗」として認めないという従来の説明に従い、軽微な器物破損罪で処理せざるを得なかった。一方、中国政府は、岸内閣の立場に考慮することなく、日本人容疑者を外国国章損壊罪で処罰することを求めた。そして、中国側は、岸内閣の以上の対応を強く非難し、日本の漁船拿捕、そして日中貿易を断絶させるといった対抗措置をとった。

**2、断絶後の対中政策**

長崎国旗事件をめぐる中国側対応は、第 4 次民間貿易協定の時と同様、岸内閣の対中姿勢を転換させるため、国内の親中派ないし対中貿易拡大を求める世論の刺激を狙うものであったと思われる。中国側は、岸内閣がとる政経分離が上記したような「二つの中国」実現を前提としたものであることが明らかになるにつれ、岸内閣の対中政策が「敵視」であると批判してきた。つまり、岸内閣の対中政策は、中国側にとって見れば、建前として「一つの中国」という原則を受け入れないというだけでなく、将来的に中国大陸から西側陣営の勢力圏として分離独立させるため米英といった西側先進国やインドも巻き込み中国側が内政問題と考える台湾問題に積極的に介入するものであったからである。こうした岸内閣の態度は、これまで指摘されているように、国家主席の毛沢東（Mao Zedong）を中心に「反右派闘争」を展開し大躍進政策や対外強硬路線への転換を求める指導層を刺激することになったと思われる。

第 4 次民間貿易協定の無期限延期と長崎国旗事件を契機とする日中貿易断絶に至る過程は、「民間経済関係から政治関係を発展させる『以民官促』から『政経不可分』へ

---

[312] 杉浦「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識」、上掲、77 頁。
[313] 「名称なしのメモ」、1959 年 5 月 10 日。2010-00524。『情報公開法』。
[314] 横山宏章「長崎国旗事件補論 封印が説かれた長崎国旗事件の『真相』‐台湾外交部の外交文書から」『東亜』2009 年 4 月号、82 頁。

と対日政策を転換」したことを意味した[315]。実際、中国側は、社会党議員を通じ、「断絶状態」を解消する前提として、1）中国を敵視する政策をやめる、2)「二つの中国」をつくる陰謀を放棄する、3）国交正常化を妨げない、という条件（政治三原則）を受けいれることを示した。

政治三原則は、岸内閣の東北アジア政策の枠組みと相容れないものであった。岸内閣は、本章第 1 節で言及したように、「二つの中国」論について米国はもとよりインドや英国政府からも支持を得ることができなかったものの、その実現を諦めたわけではなかったからである[316]。日本側が「二つの中国」を引き続き模索した背景には、1958 年 8 月に勃発した第 2 次台湾海峡危機をめぐり英連邦諸国内に「二つの中国」を容認する見解が見られるようになったことが影響していよう。1958 年 9 月 9 日に国連総会出が席の途次にカナダ外相のスミス（Sidney Smith）と会談した藤山は、カナダ首相のディーフェンベーカー（John G. Diefenbaker）が第 2 次台湾海峡危機の解決を国連の斡旋に委ねるべきと提案していたことを受け、次のように述べた。

> 米国が台湾をどうするかははっきりした決定をしない限り真の解決はないと思う。台湾の最終的処理の問題は極めて難しい問題であって日本としてはその防衛の為に台湾を中共に渡すことは出来ない。米国としても同様の立場にあり、結局二つの中国を認めるか何らかの決定をせねばならない[317]。

藤山は、スミスより国連における「中共代表権の問題」を問われた際、「代表権帰属の問題は国府の否定になり、加盟の問題は二つの中国を認めることになり、何れも非常に困難な問題である。ワシントンとよく話してみないと結論は出せない」と回答しつつも、「二つの中国が国連に代表を出す」ということが将来の解決策としての「一つの方法」であり、その時機は「早い程良い」との見解を示した。この藤山の見解は、ディーフェンベーカー政権の賛同を得るものであった。スミスは、「自分は米国の良き隣人として云うのであるが、ワシントンの一部では頑な状態を持して、之でもかと暴発一歩手前迄押していこうとする立場の人がいるが、何とも賛成致しかねる。此の際、国連の傘の下に両者[中国政府と国民党政府：注筆者]を呼び込んだらと考えた訳である」と上述したディーフェンベーカーによる国連斡旋提案の含意を明かした。さらに、スミスは、藤山から「此の際ワシントンに対して適当な助言が出来ないなら、カナダ、スウェーデ

---

[315] 山影統「中国の対日経済外交と廖承志の役割」王編『戦後日中関係と廖承志』、上掲、91 頁。

[316] 例えば、大野駐英大使は、1958 年 5 月、東アジア問題に日米英三国が提携すべきことをロイド外相に提案した。だが、ロイドは、暗に大野の申し入れを拒否していた。田中「冷戦初期における国家アイデンティティの模索」、上掲、258 頁。

[317] 萩原発岸大臣臨時代理宛電信 166 号、1958 年 9 月 9 日。A’－0151、外交史料館。

ン等誰かと一緒にしてみたらどうか」と打診されると、「英国も仲介に入れたら良い」と述べた[318]。他方、ニュージーランド首相のナッシュ（Walter Nash）は、1958 年 11 月 9 日、シアトルで開催されたコロンボ会議の主席の途中、「中共政府は大陸に実存しており、そのために承認さるべき〔中略〕しかし台湾が中共に利用され、他のアジア諸国の脅威となることは何としても避けねばならない」と言明し、以下のような見解を抱いていると日本側に伝えた。

> 中共は承認すべく、台湾は『非武装』の下に『中立』とし、統治形態としては自らこれを選ばせるということで、その統治形態としては、（1）国民政府、（2）中共、（3）日本、（4）台湾民、（5）国連の信託等の形が考えられるが総理〔ナッシュ：注、筆者〕は（5）が適当であると思っている模様である[319]。

岸や藤山は、カナダやニュージーランドなど英連邦諸国の指導者の間で「二つの中国」に賛成する見解が見られるようになったことを受け、英国の態度に変化が見られないか確認しようとしたと思われる。例えば、藤山は、1958 年 9 月 12 日に英国のロイド外相と会談した際、「国民政府ないし蒋介石をどうするかということを今から 6 カ月位の間に関係諸国間で考えておかねばならぬ時期になったと思う」、「中共の国連加盟には好ましくない面もあるが、一応加盟させてその上西欧、日本、台湾、香港、フィリピン等の防衛態勢も再検討するがよいと思う」との見解を伝え、「カナダ、北欧諸国および英国が集まって考えをまとめ、米国に対し友人の立場から忠言を呈するのがよい」と申し入れた[320]。また、藤山は、1958 年 12 月 26 日、ナッシュ首相来日準備のため駐日ニュージーランド大使と会談した際、次のように伝えた。

> 中共全体の問題といたしましては、日本のもっている考え方は、英連邦諸国のものと非常に近いように感じます。これは私がカナダに参りましたときに同国外相とも話しました。ニューヨークにおいてケーシー豪外相とも話したことから認識したのでありますが、そのような意味で中共問題の処理については、日本は将来ともに英連邦諸国と力を合わせて行きたいと存じます（下線筆者）[321]。

さらに、1959 年 7 月に訪英した岸は、マクミランと会談した際、「二つの中国という考え方は軽々口にすべきではないが、英連邦諸国の中には台湾の中立化とか非武装化を

---

[318] 萩原発岸大臣臨時代理宛電信 166 号、1958 年 9 月 9 日。A’－0151、外交史料館。
[319] 欧亜局英連邦課「ニュージーランドの対中共政策について」。A’－0144。外交史料館。
[320] 井上『日中国交正常化の政治史』、上掲、166－167 頁。
[321] 欧亜局英連邦課「藤山外務大臣・リード、ニュージーランド大使会談要旨」、1958 年 12 月 26 日。A’－0144。外交史料館。

称えるものもある」として意見を伺いたいと尋ねた[322]。この頃、外務省内では、「米國・日本・英國が極秘裏に國民政府を説得」して台湾を独立国とする方式を受け入れさせ、「独立國台湾と米英との間に相互防衛条約を締結し、その安全を保障する」という構想が見られた[323]。ただ、岸は、すでに大野駐英大使より、「英国政府としては米国のそれ[対中政策：注、筆者]に同調することと決定。変化を待つ。変化が起こったとしても英国からアクティブな動きはしない」という意向が伝えられていた。そこで、岸は、上記したように「二つの中国」問題を慎重に切り出したと思われる。マクミランは、先の岸の質問に対し、個人的意見と前置きしつつ、「日英両国とも小さな島国でその国民は勇敢であるが、英国の場合米国との提携はその安全保障上最も大切であり、日本の場合もほぼ同様ではあるまいか」と語調を強めて応えた[324]。つまり、マクミランは、大野が事前に知らしていた通り、英国が米国の対中政策に追随するという立場を示唆したのである。

その米国政府は、依然として日本が望むような「二つの中国」の実現に向けて関係各国に働きかける意思がなかった。新安保条約調印を終えた岸は、1960 年 1 月 19 日にアイゼンハワーらと会談した際、「岸内閣および自民党としては、今日の事態においては中共の承認ないし国連加入は賛成できない。静観の態度をとるほかない」と述べた[325]。ただし、アイゼンハワーは、岸と会談した際、「自分が大統領である限りは中共承認あるいは国連加入はありえない」と断言しながらも、国民党政府へ絶対に洩らさないという念を押しつつ中国を承認する条件を次のように伝えた。

> もっとも、中共が北鮮から完全に撤退し且つ将来にわたって進出の意図を放棄し、米人俘虜を送還し、台湾海峡、ラオス、ビルマ等に対し武力で訴えることを放棄し、またその約束を遵守するならば別問題である[326]。

米国政府が中国承認の条件を日本側に示唆したことは、従来の態度を踏まえれば大きな変化であった。だが、アイゼンハワーが示した中国承認の条件とは、少なくとも中国政府が軍事的な台湾解放を放棄することを意味していた。つまり、中国承認問題の議論は、中国政府の態度変更が前提であることを示したのである。結局のところ、岸内閣は、「二つの中国」をめぐり米国政府との見解調整を図らなければならないという振り出し

---

322 大野大使発藤山大臣宛電信、第 662 号、1959 年 7 月 14 日。A’－0148、外交史料館。

323 この構想を進めた場合、蒋の猛烈な反発を惹起することは容易に想像がついた。それのみならず、国民党政権が、「國共合作にふみ切る恐れ」も想定された。そこで、仮に国民党政府が国共合作に向かうようであれば、「本省人と外省人との冷たい関係を利用し、本省人による台湾独立運動を推進する。或いは國連による住民投票を実施し台湾独立を実現する」という策まで考えられた。作成者不明「わが國の対中國政策(長期基本政策)」1959 年 7 月 14 日。A’－0356、外交史料館。

324 大野発藤山外相宛電信、第 374 号、1959 年 5 月 5 日。A’-0148、外交史料館。

325 藤山発井口駐華大使宛電信第 13 号、1960 年 1 月 27 日。2011－00309『情報公開法』。

326 藤山発井口駐華大使宛電信第 13 号、上掲。

から進むことができなかったと言えよう。訪米から帰国した岸は、次のように語った。

中国大陸において中共政権が存在し経済建設も産業開発を行なっているという事実に目をつぶることは許されぬと考えている。しかし国際的に中共を承認するとか〔国連に〕加入を認めるということは台湾、東南アジアおよび国連における国々の考え方など国際関係が調整されなければならないと思う。日本は中共とは歴史的、文化的に深い関係があるので特に真剣に考えなければならないが、われわれはあくまで自由主義の立場を堅持していくべきだ[327]。

こうして、岸内閣は、政治三原則への対中政策転換を要求する中国側に「静観」を続けざるを得なかった。ただし、岸内閣は、必ずしも日中貿易再開の努力を放棄していたわけではない[328]。第 2 次岸内閣発足当初、政府与党内は、第四次民間協定を出発点として解決を目指す赤城宗徳官房長官、国旗問題を除外し新団体で交渉することに「淡い希望」を持つ川島正次郎幹事長、いずれにも反対の立場をとる自民党外交調査会の見解に分かれていたと言われている。これらの見解の中、岸は、中間の立場と見られていた[329]。管見の限り、この時期から新安保条約締結までの間に岸が日中貿易断絶状態の打開に向けてイニシアティブを発揮した形跡は、見られない。その理由は、安保条約交渉が開始されたことを受け、米国政府ないし米国議会の対日世論に配慮したためと思われる。

こうした中、日中貿易断絶の改善の糸口を模索したのは、高崎通産相や藤山外相であった。藤山は、中国側の真意を探る為、香港総領事館を拠点とし、毛とパイプを持つ章士釗と接触を図りポーランドで米中会談を行う中国側出先大使との接触を試みた[330]。他方、高崎は、膠着した日中関係を打開するためソ連に仲介を打診した。日本側には、長崎国旗事件をめぐる中国側の対抗措置について、在ソ中国大使の劉暁がグロムイコ外相（Andrei A. Gromyco）から「不満」を述べられ「しかられた」との情報がもたらされていた[331]。日ソ両国は、北方領土をめぐる政治問題を抱えながらも、1957 年 12 月の日ソ通商条約を契機とし順調に貿易取引を拡大していた。そこで、高崎は、ソ連政府を通じて台湾解放を強調する中国側の強硬姿勢を抑えつつ、従来の政経分離による日中貿易再開を期待していたものと思われる。高崎は、1958 年 12 月 24 日に駐日ソ連大使のフェドレンコ（Nikolai T. Fedorenko）と会談した際、当面、ソ連を仲介とし中国産大豆や生ウルシの日中ソの三角貿易によって日中貿易断絶の影響を緩和するべきとしつつも、日中貿易再開のため次のように依頼した。

自分は日本の完全独立のためには、どうしても経済力を増強する必要が第一の要点である

[327] 岸信介「訪米の成果を語る」『講演時報』1009 号、6 頁。
[328] 木村隆和「岸内閣の『中国敵視政策』の実像」『日本歴史』2010 年 2 月、参照。
[329] 7 月 18 日賛助会員会議での帆足議員発言、『日中友好議員連盟関係資料』、上掲、64 頁。
[330] 岡田晃『水鳥外交秘話』、上掲、72 頁。藤山『政治わが道』、上掲、175 頁。
[331] アジア局中国課「在香港安東総領事献策」1958 年 7 月 2 日、A’－0356、外交史料館。

と信じている。外交のことについては藤山外相がやることであるが、経済貿易については自分は岸内閣の中でも相当の発言力をもっていると自分で思っている〔中略〕日中貿易を何とかして軌道に乗せたい〔中略〕幸い周恩来首相、陳毅外相ともバンドン会議以来なじみであり、手紙の往復もしていたのであるが今年 5 月以来これも途絶えていることを甚だ遺憾と考えている。ついてはもし貴大使に好意を期待できるならば、貴大使の仲介によって自分が中共を訪問して、これらの誤解を解く機会を与えられるよう、周首相から自分に訪中の招待状をくれるように御取計らい願えないだろうか（下線筆者）[332]。

だが、ソ連を仲介とする構想は、その後の経過を見る限り上手く機能したのか不明である。ソ連は、この頃より核技術の提供をめぐり中国側と対立を深めていたことを考慮すれば、仮に日中関係を仲介しようとしても影響力を行使し得る状況になかったとも推察できる[333]。内閣改造により一議員に戻った高崎は、1959 年 10 月に松村謙三が訪中した際、自ら訪中する意向について打診させた[334]。当時、高崎は、藤山と訪中問題について話し合いを持ち、「今後とも藤山大臣の意中を充分確かめた上で中共側と話し合うとの意」を持っていたと言われている[335]。藤山は、1960 年 1 月初頭、松村訪中団に参加した読売新聞政治部記者と懇談した際、オフレコで次のような見解を披瀝した。

自分の手で日中関係をなんとか打開したいと考えている。岸さんでは中共が話に乗ってこないので自分がやるつもりだ。今年の国連総会で中国代表権問題が討議されるとき、自分としては従来わが国がとってきた態度、すなわち米国の棚上げ決議案に賛成する態度を改め、棄権という態度に出たいと考えている。もっとも党内に反対する声が出るだろうが、自分としては棄権することによって中共に前向きの姿勢になっていることを示したい。日中問題についてはいろいろな政治家が盛んに発言しているようだが、自分としては高崎(達之助)を一番高く買っている[336]。

藤山は、「1955 年バンドン会議の際に行われた高崎・藤山対周恩来・陳毅会談において藤山氏が中共の国連加入を支持しながら、大臣に就任してからは反対の態度をとっていることにつき陳毅が非常に憤激している」と松村から伝えられていた[337]。そこで、藤山は、中国代表権問題に対する態度を軟化させることにより岸内閣が対中敵視姿勢をと

---

[332] 今井事務官「高崎通産大臣フェドレンコ大使会談要旨」1958 年 12 月 24 日。B'－0146 外交史料館。
[333] 下斗米伸夫『アジア冷戦史』中央公論新社、2004 年、第 2 章・第 4 章、参照。
[334] 劉徳有「中日関係正常化に東奔西走－松村謙三氏三回の訪中を振り返って」『忘れ難き歳月－記者たちの見た中日両国関係』五州伝播出版社、2007 年 9 月、所収、参照。
[335] アジア局中国課「藤山大臣の中共問題に関する内話」1959 年 1 月 21 日、A'－0356、外交史料館。右文書の日付は、内容から判断して 1960 年 1 月 21 日の誤植と考えられる。
[336] アジア局中国課「藤山大臣の中共問題に関する内話」、上掲。
[337] アジア局中国課「藤山大臣の中共問題に関する内話」、上掲。

っていないことを中国側に示そうとしたと言えよう。

しかし、岸は、国連総会における中国代表権棚上げ決議案に棄権するという藤山の意向に賛成しなかったと思われる。1960 年 1 月に訪米から帰国した岸は、先述したように、「国際的に中共を承認するとか〔国連に〕加入を認めるということは台湾、東南アジアおよび国連における国々の考え方など国際関係が調整されなければならない」、「あくまで自由主義の立場を堅持」すると語っていたからである[338]。岸は、「二つの中国」の実現の国際世論啓発の一環として国民党政府との信頼関係の構築を優先しようとしたものと考えられる[339]。

ただし、訪米中に岸が中国側と政府レベルの直接折衝を開始することで従来の政経分離の原則を緩和する意向を示唆したことは、注目に値する。岸は、ハーター国務長官と会談した際、「日本としては今後貿易の再開に努力すべく、その他郵便、気象、海難救助等の技術的問題に関しては、単に民間レベルに留まらず、関係政府機関同士の接触もありうべし」と述べた[340]。ハーターは、「技術レベルの接触なりとするも事実上の承認を意味するが如きこととなることは厳に避けられたく」と釘をさしつつも、「技術レベルにおいて接触される場合も常に米側にインフォーム置かれたい」と岸の発言を黙認する態度をとった[341]。以上のやりとりは、郵便、気象問題などで日中政府間交渉に踏み込むことで中国側と政治的接触しないという従来の政経分離の原則緩和する一方、高崎訪中を通じて日中貿易再開につなげようと考えていたことを示唆していよう。だが、岸内閣は、1960 年 5 月から 6 月に最高潮に達した「安保闘争」の責任をとり 7 月に総辞職した[342]。こうして、暗礁に乗りあげた日中貿易「断絶」の解消は、ポスト岸内閣の課題として引き継がれることになったのである[343]。

### 第 5 節　小括 - 岸内閣の経済外交における東西貿易

これまでの議論を簡単に整理し、岸内閣の東北アジア外交が本論全体の中でどのように位置づけられるのか言及したい。岸内閣の東北アジアに臨む外交姿勢は、第 1 部で論じた内政指針を反映したものであった。韓国や台湾を西側陣営に確保することは、間接侵略を念頭においた民生の安定を重視した防衛力漸増方針の必要不可欠な前提であった。一方、日中貿易はじめとする東西貿易の拡大は、東南アジア同様に、重化学工業部

---

[338] 岸信介「訪米の成果を語る」『講演時報』1009 号、6 頁。

[339] 岸は、1960 年代に訪台や西欧諸国訪問を精力的に行っている。この間の岸の行動は、あらためて分析するつもりである。

[340] 藤山発井口駐華大使宛電信第 13 号、1960 年 1 月 27 日。『情報公開法』2011－00309。

[341] 藤山臣発井口駐華大使宛電信第 13 号、上掲。

[342] ポスト岸をめぐり岸と袂を分れた藤山は、自らの派閥（愛正会）を立ち上げ、自民党内の親中派として行動していくことになる。

[343] 日中貿易関係は、1962 年 11 月、日本側代表の高崎と中共側代表の廖承志の間で「官製」の「日中総合貿易に関する覚書」（LT 協定）が交わされることになる。詳細は、木村隆和「LT 貿易の軌跡 : 官製日中『民間』貿易協定が目指したもの」『ヒストリア』2009 年 8 月、参照。

門の育成を重視する長期経済計画の実現という観点から支持されるものであった。つまり、岸内閣は、経済的繁栄の優先、防衛力増強よりも社会保障制度の拡充といった民生の安定を重視する内政指針を実現のため、韓国や台湾との政治的、経済的な緊密化を通じて両地域を西側陣営に安定的に確保することを目指す一方、中国やソ連（シベリア）との大陸貿易（≒東西貿易）の拡大を進めていこうとしたのである。岸内閣は、以上の 2 つの目的のもと将来的な「二つの中国」の実現を目指し国際世論の啓発を進めつつ、中国を承認したと受け取られかねない政治的接触を自粛しながら CHINCOM の枠内で可能な限り貿易拡大を進めるという政経分離と呼ばれる行動指針をとったのである。

ただし、岸内閣の東北アジア外交の優先順位は、第 4 次民間貿易協定をめぐり岸が蒋への懐柔工作を重視したように、東西貿易の拡大よりも朝鮮半島（韓国）や台湾を西側陣営として確保する点に比重が置かれていた。岸内閣が後者を重視した理由は、従来、「親米反共」の論理の当然の帰結として掘り下げた分析がなされてこなかった。本論は、本章第 3 節で見たように、岸内閣が国民党政府に配慮せざるを得なかった理由として、日本の経済的存立にとって死活的重要性を持つ対米貿易の安定のために日本が東西貿易を推進する余りに米国世論及び議会の対日感情が悪化することを避けなければならないとの制約を受けていたことを指摘した。また、本論は、岸内閣が目指した将来的な「二つの中国」の実現のため、日華断交とともにこれが日韓関係の正常化に悪影響を及ぼすことを避けなければならなかったとも議論した。というのも、岸や矢次は、「二つの中国」の実現に向けて米英など西側諸国に日本が発言力を持つため、日本が韓台両国をコントロールし得る程度に関係緊密化を図ることが前提という発想を抱いていたからである。

近年、岸内閣期の対中政策については、従来のような中国政府や国内野党勢力が批判してきた「敵視」ではなく、日中貿易拡大に積極的であったという側面を強調される傾向にある。本論も、鳩山内閣に続き岸内閣も日中貿易拡大に基本的に前向きであったと考えている。例えば、米国政府の懸念にも関わらず、岸内閣が第 4 次民間貿易協定を履行するため中国大豆の買付を増やすように業界を慂慫したことは、こうした見方を裏づけるものと言えよう。ただし、岸内閣の政経分離の原則による日中貿易拡大方針は、第 4 次民間貿易協定から長崎国旗事件に至る一連の経過を経て、貿易断絶状態に帰結した。ゆえに、対中貿易政策を評価するためには、上述した東北アジア外交の優先順位と岸内閣の「経済外交」という視点を踏まえて考察する必要があろう。

先行研究において、当時の中国政府は、毛を中心とする反右派闘争のもと内政・外交路線が急進化し、中国政府の対日貿易政策が民間経済関係から政治関係を発展させる「以民官促」から「政経不可分」へ転換したことが指摘されている。こうした側面を重視すれば、岸内閣の政経分離の原則は、当時の国際環境の制約－西側陣営の一員として日華国交関係を維持とチンコムによる輸出統制の遵守－の中で日本として取り得る現実的で妥当な選択と評価できるかもしれない。しかし、岸内閣が「二つの中国」の実現

のために首脳外交を通じて英国ないし英連邦諸国との提携を模索したことも、鳩山内閣期に顕在化しなかった動きとして注目すべきである。

「二つの中国」論は、日本が植民地統治経験の延長上に台湾を中国大陸から独立した国と見なすものであり、「一つの中国」を前提とし台湾解放ないし大陸反攻を国是とする中国や国民党政府に受け入れられる発想ではなかった。換言すれば、「二つの中国」論は、中国のナショナリズムを軽視（≒敵視）した考え方であったと言えよう。実際、米国はもとより中国に利害関係のある英国やインドも、岸内閣の「二つの中国」論に賛同しなかった。政経分離の原則にもとづく岸内閣期の対中貿易政策は、以上のような「二つの中国」の実現という東北アジア地域構想の枠組みを前提としていたことに目を配るなら、果たして現実的で妥当なものであったと解釈し難いのではないか。本論で触れたように、岸内閣が中国を「敵視」しているとの中国側の大きな論拠は、岸内閣が「二つの中国」の実現を目指していることにあったからである。

それにも関わらず、岸内閣は、なぜ「二つの中国」論を堅持し続けたのだろうか。その理由の一つは、本章第 1 節で言及したように、防衛力漸増と民生の安定を重視し防衛力漸増をとる安全保障政策のために本土の「間接的防衛」の拠点として台湾が西側諸国の勢力圏として長期的かつ安定的に確保する必要があったという点があげられる。また、岸内閣の「経済外交」という視点から見た際、先述したように、日本が東西貿易を推進する余りに米国世論及び議会の対日感情が悪化し日本の経済的存立にとって死活的重要性を持つ対米貿易を不安定化することを避けなければならないとの制約を受けていた。ゆえに、米国が重視する国民党政府との関係に配慮せざるを得なかったと言えよう。さらに、対中貿易をはじめとする東西貿易は、前章で見たような東南アジアや次章で議論するようなラテン・アメリカに対する「経済外交」を補完する地位にあったことも重要であろう。大陸貿易拡大は、本論で言及してきたように、確かに重化学工業部門の安定的育成という観点から重要な意味を持っていた。ただし、岸は、本章第 2 節 3 項で確認したように、フィリピン、マレー、インドなど東南アジアが日本にとって「十分なる供給源として開発」されまでの「時間的ギャップを埋める」ため日中貿易が必要と考えており、「政治的支配をうける程度」まで中国大陸への貿易依存度を深めようとしていたわけではなかった。この点は、鉄鋼業界の指導者の間にも共通していた。実際、岸内閣が策定した長期経済計画は、中国はじめ東西貿易に他の地域以上の重要性を与えていたわけではなかった。このように、岸内閣にとって中国との貿易拡大は、重化学工業部門に比重を置いた経済的繁栄のために望ましいものではあったが、必須の条件ではなかったのである。

## 第 6 章　中南米への経済進出の模索 - 移民、資本、技術を三位一体とする経済外交

ラテン・アメリカは、1950 年代の日本において、東南アジアや東北アジアの経済的役割を代替ないし補完する地域として経済界の注目を集めていた。岸内閣は、これまで議論してきたように、重化学工業部門に重点を置いた経済成長と民生の安定を重視する内政指針の実現に必要な国際環境を整備するため、近接する東南アジアや東北アジアに「経済外交」を展開してきた。しかし、東南アジアに対する投資、貿易、企業進出は、掛け声通りの進展を示したわけではなかった。というのも、経済ナショナリズムが強い東南アジア各国は、外国企業の参入に警戒的であっただけでなく、植民地時代の産業構造から脱却を志向する急進的な経済開発計画に伴う外貨不足やインフレなどにより政治的にも経済的にも不安定であったからである。岸内閣は、こうした経済的問題を解消し日本の経済進出を促進するため、賠償や円借款といったバイラテラルな経済協力のみならず、「アジア開発基金」構想に見られるような米国はじめ西欧諸国を巻き込んだマルチラテラルな経済協力体制の構築を呼びかけた。だが、後者は、第 4 章で見た通り、結実する兆しが見られなかった。こうした中、日本と東南アジアの貿易関係は、縮小する傾向にあった。他方、岸内閣の東西貿易（≒大陸貿易）拡大方針は、前章の小括で言及したように、東南アジアやラテン・アメリカに対する「経済外交」を補完するという役割に留まるものであった。実際、岸内閣期の東西貿易は、日ソ通商条約締結によって日ソ貿易取引の拡大という成果を残す反面[1]、日中貿易が「断絶」したことによって、全体的に見ると伸び悩む結果となった。つまり、東南アジアや東北アジアのみでは、日本の経済的自立の基盤を整備するにあたり不充分と認識されていたのである。

したがって、ラテン・アメリカは、岸内閣期の「経済外交」にとって重要な意味を持っていた。次節では、東南アジア、東北アジアと比較しつつ岸内閣にとってラテン・アメリカがどのような重要性を持っていたのかを整理したい。

### 第 1 節　岸内閣にとっての中南米

#### 1、移民政策と経済協力を関連させた中南米経済外交

岸は、1957 年 2 月、米国の対日相互安全保障計画を検証するために来日したフェアレス調査団の事務総長であるマリン（Howard J. Mullin）から、「東南アジアが、かつて中国が日本の貿易上占めた地位に代わると考えられるか」との質問された際、「そのようになるように努力しているが現状はそこまで行っていない」、と答えた[2]。事実、当時

[1] 1960 年代の日ソ両国は、経済を主軸に協力と交流を深める。例えば、西シベリアのチュメニ油田開発プロジェクト(日本から約 10 億ドルのクレジット供与) 始め、様々な資源開発協力が進められた。細谷『日本外交の軌跡』、上掲、142 -143 頁

[2]「岸大臣、フェアレス委員長会談要旨」、1957 年 2 月 11 日。A’-0166、外交史料館。

の日本と東南アジア地域との貿易関係は、かけ声程に伸びていなかった。日本経済にとって重要な主要輸入品目別にみると、砂糖、大豆、トウモロコシ、小麦、米などの食料輸入市場は 1934 年の時点で、朝鮮 39%、台湾 35.7%、満州（中国を含む）13.2%というように大半が植民地に依存していたが、1948 年には、アメリカからの輸入 64.7%、キューバ 22.8%、というように大幅に激変していた[3]。1955 年の時点でも、大豆 68%、米 21%がアメリカからの輸入に依存していた。東南アジアは、食糧輸入市場として中国大陸が担って来た代替的役割を果たせなかったのである。というのも、東南アジアは、「過剰な人口と低い生産性のため、むしろ食糧が不足しており、他の地域に対する食糧の輸出余力には限度」があったためである[4]。

また、東南アジアは、鉄鋼原料の長期的な安定供給という点で不安があった。戦後、日本の鉄鋼業界は、これまで中国大陸から大半を輸入してきた粘結炭（コークス原料）をアメリカからの輸入に依存するようになっていた。原料供給源の変化は、第 5 章第 2 節で言及したように、生産コストを引き上げる要因となっていた。東南アジアは、豊富な鉱物資源が埋蔵していると見られていたため、経済開発によって順次アメリカに依存していた鉱物資源を東南アジアへと切り替えることが期待された。だが、1950 年代前半までの鉄鉱石輸入は、インド、マレー、フィリピン、ゴア産のものが総輸入の約半分を占めていたものの、それでも残りは米国やカナダからの輸入に依存せざるを得なかった[5]。1950 年代の日本の商社は、鉄鋼生産に必要な「主原料の供給ソースが定着せず」、日本の商社は、「日夜その手当に忙殺」されている状況にあったと言われている[6]。また、日本の鉄鋼業界は、1956 年から 1960 年までにかけてフィリピン 6 回、マレー3 回、インド 3 回といったように、鉱山調査のため調査団を派遣した[7]。

したがって、岸は、前述したマリンから、「日本は戦前中国大陸より鉄鉱石を輸入していたが、インドネシアがこれに代わりうるか」と質問を受けると、「大陸以外では戦前はフィリピンより若干輸入していたが、ニッケル、クロームの含有量多く良質でなかった」と答えた。つまり、インドネシアやフィリピンのみでは、中国大陸に代わる鉄鋼原料の主要供給源となり得ないことを示唆したのである。また、岸は、フェアレスから粘結炭の輸入について尋ねられた際も、「現在は米国から主として輸入している。戦前は開灤（カイラン）及び撫順から輸入したが、後者は良質であったが、前者は灰分が多かった」と答えた[8]。これら岸の発言が示唆しているように、東南アジアは、輸入市場として「少な

---

[3] 通商産業省編『1949 年版通産白書』、第三図「食料輸入市場の変化」を参照。
[4] 通商産業省編『1953 年版通商白書』。「東南アジア貿易の諸問題」。
[5] 田部三郎『日本鉄鋼原料史』産業新聞社、1982 年、124 頁。例えば、1952 年の日本の鉄鋼石輸入依存度は、アジア地区 59%（マレー17%、フィリピン 25%、インド 9%、ゴア 5%、香港 3%）、米国 30%、カナダ 10%、その他 1%となっていた。
[6] 同上、126 頁。
[7] 田部『日本鉄鋼原料史』、上掲、30 頁。
[8]「岸大臣、フェアレス委員長会談要旨」、上掲。

くとも今までのところでは、期待されたほどでないことは明らか」であり、「食糧にしても、工業用の原材料についても、東南アジアは日本の輸入需要の一部を充しているにすぎず、ドル地域、特にアメリカとカナダへの依存度は相変わらず非常に高い」ものであったのである[9]。

そこで、日本政府は、吉田・自由党政権期より、東南アジア諸国への日本企業進出によって鉱物資源開発や農業開発などを進めようとしてきた。しかし、民間の対外投資は、1957 年末までの実績で全投融資比率のうち対東南アジア 32%に対し、対中南米地域34%となっていた[10]。日本政府が東南アジア各国と賠償協定や経済協力を進めていたにもかかわらず、中南米地域の方が上回っていたということは、対東南アジアへの民間企業の投資、進出が伸び悩んでいたと言えよう当時、中南米諸国を視察した記者は、「一切の植民地を失った日本が、余剰資本のはけ口」として「第一に目をつけた」のが中南米大陸であると語っていたように、経済界の中には民間企業の投資先、進出先として東南アジアよりも中南米地域を有望視する見方が存在していた[11]。実際、中南米は、後述するように、日本とブラジル合弁事業のウジミナス(Usiminas: Usinas Siderurgicas de Minas Gerais S.A.)をはじめ、企業進出や海外投資が積極的に進められていった。

さらに、東南アジアは、かつての中国大陸が果たしたような日本人移民の送出を期待することが困難であった。1931 年により開始された満洲開拓民（中国東北部への日本人移民）は、1945 年までに 270,007 人であり戦前の海外移民者総数のうちの約 25%を占めていた[12]。この数字は、ハワイなどアメリカへの移民が 1868 年から始まっていたことを考慮すると、中国東北部が日本移民の送出先として非常に大きな比重を占めていたことを示唆していよう。第 4 章で見たように、鳩山・民主党政権は、移民政策を国策として取り扱うとともに、カンボジアとの平和条約を皮切りとして東南アジアへの移民送出に期待をかけた。また、外務省は、英領ボルネオ島への日本人移民送出を構想し、カンボジアに対しても日本人移民送出を鍵としたキリロム高原都市建設プロジェクトを進めようとしていた[13]。岸もこうした構想に関心を持っており、「日本の人口問題、経済問題解決のために、アメリカはニューギニアとボルネオを購入すべきだ」と駐日アメリカ大使館員に語ったこともあった[14]。しかし、東南アジアへの移民構想は、いずれも実現

---

[9] 通商産業省編『1953 年版通商白書』、上掲。

[10] 東南アジア地域に対する投融資総数は 67 件、総額 2,001 万ドル、技術供与 78 件に対して、中南米地域は 64 件、2,089 万ドル、11 件となっていた。外務省『わが外交の近況第二号』1958 年 3 月、19 頁。

[11] 山本進『中南米－ラテン・アメリカの政治と経済』岩波新書、1960 年、183 頁。

[12] 柳沼孝一郎「近代日本の海外移民政策と『中南米移住』」『神田外語大学紀要』13 号、2001 年、資料を参照。

[13] ボルネオ島への移民構想としては次を参照。外務省欧亜局移民課「北ボルネオ開発、移民計画要綱」1954 年 9 月 20 日、A’－0137、J’－0010、外交史料館。

[14] Memorandum by Richard A. Lamb of conversation with Kishi, July 9, 1955. Michael Schaller, *ALTERED STATES：The United States and Japan Since The Occupation,* Oxford University

の目途が立たなかった[15]。この点、中南米は、戦前に引き続き日本人に門戸を開いた唯一の地域であった。

要するに、当時の東南アジアは、重化学工業部門に必要な資源供給を担ってきた大陸貿易、満州開拓民のような移民政策を代替するという役割を期待することができなかったのである。したがって、日本政府は、第 4 章で見たような東南アジアへの経済進出を積極的推進、第 5 章で見たような政経分離の原則に抵触しない範囲で東西貿易の拡大を模索する一方、中南米との関係構築を模索したと言えよう。石橋首相は、1956 年 12 月 19 日、来日したロバートソン国務次官補と日中貿易問題について会談した際、中南米や東南アジアにおいて市場開拓するために投資拡大を積極的に模索しており、これら市場を開発するためにアメリカの援助を歓迎すると表明し、この意味におけるアメリカの援助は、「アメリカに対する日本人の態度を大いに好転させ、中共との貿易問題から目をそらすのに役立つ」と述べていた[16]。また、外相に就任した岸は、1956 年 12 月 23 日、「アジア・アフリカ、あるいは中南米などに対する経済外交で岸外交の新基軸を出したい。この点過去の経験も多少[の]自負もある」[注、筆者]と語った[17]。

岸にとって中南米は、必ずしも馴染のない地域ではなかった。というのも、中南米は、岸が商工次官（1939 年 10 月 - 1941 年 1 月）であった際、欧米諸国との経済関係が悪化する中で「我国の必要とする原料物質、特に軍需物質の供給地として重視」されていたからである[18]。また、岸は、自民党総裁選挙の出馬の際、「わが民族の活躍の天地は、この狭い国土だけではない」、「日本の青少年に夢を持たせ、希望をもたせるため」にも、政府が重点的に遂行していくべき政策の一つとして海外移民政策をとりあげていた[19]。そもそも、岸は、移民（移住者）に次のような効果が期待できると考えていた。

> 海外においてこれらの移住者がそこに居ついて[中略]経済の発展に寄与すると[中略]関係が拡大するとか、あるいはその他経済協力の面においてそれだけ日本民族の活動の分野が広が

---

Press,1997（邦題：マイケル・シャラー著 市川洋一訳『「日米関係とは何だったのか」－占領期から冷戦終結まで』草思社 2004 年）、220 頁。

[15] 都丸潤子「戦後日本の東南アジア移民送出計画とイギリス - ヒトの移動からみたアジア復帰過程」『歴史学研究』818 号、2006 年、参照。

[16] 池田『日米同盟の政治史』、上掲、214 頁。Memorandum of a Conversation, Ministry of International Trade and Industry, Tokyo, Dec.19, 1956, *FRUS,1955-1957, XXIII,* pp237-240.

[17]『日経新聞』1956 年 12 月 24 日付。また、石橋首相も、年頭所感のなかで、「国外的には資源の拡大、海外投資、賠償問題の解決、また東南亜、中南米諸国などに対する技術援助を行って経済協力を推進し、貿易拡大をする基盤を確立したい」と内閣の外交方針を語り、施政方針演説でも、「東南アジアや中南米などに対する海外投資、技術協力の促進などに努力を払う」、という目標を掲げた。石橋湛山「第 26 回国会施政方針演説」1957 年 2 月 4 日、『国会議事録』。

[18] 作成者不明「ラテン・アメリカ問題」、A'-0128、外交史料館。

[19] 岸信介「積極政策と日米関係の将来」『中央公論』1956 年 12 月号、64 頁。

っていく[20]。

つまり、日本人移民が、日本と移住先との媒介となることで、貿易関係の拡大や企業進出などがより進んでいくと考えていたのである。そこで、岸は、以上のような資源供給に主眼を置いた経済協力と移民政策を同時追求するものとして、日本人移民と企業進出を相互に関連させた「経済外交」を模索していたと言えよう。実際、岸は、「狭い国土から(日本の勢力)が外へ出て行く力」こそが「経済外交」であると語っていたが[21]、その具体的手段として、日本企業の海外進出、技術者などの海外派遣、そして海外移民をあげていた[22]。したがって、岸にとって中南米とは、単に公約として掲げる海外移民政策を推進するというだけでなく、日本人移民という人的資源を活用しつつ海外に日本の経済的影響力を浸透させていくというアイデアを試行するという点でも重要地域であったと言えよう。

**2、中南米経済外交の推進の布石 - 海外移住振興会社、ウジミナス**

外務省内では、中南米外交を一層強力に推進する前提として在外公館の機能と活動を強化拡充していくため予算獲得の努力をしていた。欧米局三課(中南米地域担当)は、1956 年 8 月 20 日、元通産省事務次官の玉置敬三（東京芝浦電気取締役）を中南米 12 カ国に派遣し各地の在外公館の活動を視察させていた。玉置は、南米諸国は、「過大な自負心を持ち、自ら大国を持って任じている」という点に特徴があり、世界各国はこうした「国民性」と「中南米外交の重要性」を認識してほとんど大使館を設置しているのが現状であると報告した[23]。欧米局三課は、この報告を根拠に「これら欧米諸国に遅れをとることなく、貿易基盤の拡大、経済移住関係緊密化のためにさらに一層重点的にかかる経済活動を促進する必要がある」と岸に具申した[24]。岸自身も、これまで外務省内では移民政策が「比較的消極的」に扱われていることに不満を感じていた[25]。そこで、岸は、中南米外交の軸となる移民政策の関連予算の拡充を外務省に指示した[26]。移民関連予算の増額は、中南米外交を展開する際の有力な推進機関となる海外移住振興株式会社(以下、移住振興会社と略記)の増資（1957 年度予算において 5 億円増資され資本金 33 億円）につながった（同社は、1958 年度予算においてさらに 10 億円の増額を目指し

[20] 「参議院予算委員会 22 号」、1960 年 3 月 30 日、『国会議事録』。
[21] 加藤匡夫「経済と外交の今昔」外務省戦後外交史研究会編『日本外交 30 年－戦後の軌跡と展望』1982 年、参照。
[22] 岸信介首相兼外相「衆議院予算委員会 14 号」、1957 年 3 月 6 日、『国会議事録』。
[23] 玉置敬三「伸びてゆく中南米諸国」『世界週報』37 巻 33 号、1956 年 11 月、39 頁。
[24] 欧米局「欧米局（米州関係）所管主要事項」、1956 年 12 月 25 日、外交史料館。この結果、チリ、ペルー、ドミニカ、キューバ、コロンビアについては 5 月 15 日に、ヴェネズエラについては 7 月 1 日に相互に公使館を大使館に昇格する措置がとられた。
[25] 「衆議院外務委員会」1957 年 2 月 12 日、『国会議事録』。
[26] 「衆議院予算委員会第一分科会」1957 年 2 月 12 日『国会議事録』。

た）[27]。

ここで、移住振興会社について簡単な説明をしておきたい。同社は、日本人移住地の土地分譲や日系人の事業資金貸付を業務とする外務省所管の特殊法人である。同社は、1954 年の吉田首相の外遊の成果として獲得したアメリカの市中銀行からの移住借款の受入機関として 1955 年 9 月に設立された後、ブラジル（リオ・デ・ジャネイロ本店、サンパウロ支店、ベレン支店）、パラグアイ（アスンシオン支店）、アルゼンチン（ブエノスアイレス駐在事務所）、ボリビア（サンタクルース駐在事務所）に事業所を展開していた。

初代社長更迭後に就任したのは、植民地経営のキャリア（朝鮮銀行支配人、東洋拓殖会社理事、南洋拓殖会社会長）を積んできた大志摩孫四郎であった。大志摩の就任の背景には、満州国外交部次長や外務次官を務めていた大橋忠一(自民党議員)や岸の推薦があったと言われている[28]。とりわけ、岸は、大志摩と「高等学校時代の友人」であり、「移民問題、移住会社の問題についても理解」があるだけでなく「性格上相当推進力を持っておる男」と高い信頼を寄せていた[29]。大志摩は、中南米外交の軸となる移民政策の確立のために欠かせない移住協定を締結するため、日本人の移民先となる「適地の選定入手」がまず必要であり、次の段階において「その土地に来植させるべき移住者の数」などの条件を現地政府と折衝し、最終的に移民協定締結に向けた交渉に入るべきであると考えていた[30]。ゆえに、先述した岸が実現した移住振興会社への増資は、大志摩の事業計画を推進するための第一歩であった。

他方、岸内閣は、1957 年 4 月 10 日、日本とブラジルの合弁の製鉄所、ウジミナスの建設計画を国策として推進することを閣議了解した。ウジミナスは、1955 年初頭より安東義良駐ブラジル大使と日系ブラジル人連邦下院議員の田村幸重の協力のもと進めたものであった。安東と田村は、この構想を実現するためブラジル大統領のクビチェック（Juscelino Kubitschek de Oliveira）に直接働きかけをおこなっていた。当時、クビチェックは、ブラジル経済を農業中心の産業構造から重工業化への転換を進めようとしていたため、この事業に非常に積極的であった。安藤は、1955 年 11 月、田村ークビチェックの合意を受けたウジミナス計画への参加協力を非公式に打診した。

当初、外務省などは、建設に長期にわたり巨額の資金が必要となることから消極的態度をとっていた。また、参加協力の主体となる鉄鋼業界は、そもそもブラジルについて不案内であり、ブラジルでの製鉄所建設による「得るべき直接の利益は殆どない。鉄鉱石を入れるとしても運賃が高くついてあまり有利でない」として乗り気ではなかった。つまり、「原料資源の確保の上から極めて緊切の関係にあるフィリピン、インド、マライ

[27] 石井喬移住局次長「衆議院外務委員会」1957 年 2 月 22 日、『国会議事録』。
[28] 『朝日新聞』1956 年 5 月 24 日付 3 面。
[29] 「参議院外務委員会」1958 年 5 月 16 日、『国会議事録』。
[30] 大志摩孫四郎「南米移住の諸問題」『経団連月報』4 巻 10 号、38 頁。

その他東南アジア諸国との経済提携について幾多解決せねばらぬ重要問題」があるとして南米進出に躊躇していたのである[31]。

こうした中、安東は、製鉄事業参加は、「わが国プラント輸出、企業進出などあらゆる面において画期的な事業となるだけでなく、将来ますます発展するブラジルとの国交および移民史上極めて甚大な貢献をなす」と意見具申を続けた[32]。外務、通産、経済企画庁は、安藤の具申に次第に関心を示すようになっていった。というのも、ウジミナスは、40 万人の日系人を「鼓舞する」だけでなく、「新しく企業移民を出す条件が育成される」と考えられようになったからである[33]。なかでも、外務省移住局は、第 4 章でも言及したように、戦後移民のあり方として、単に労働力としての農業移民ではなく資本や技術をもった「企業移民」を送り出して未開発地域の開発に参画させていくことを考えていた。つまり、大規模製鉄所の建設に付随して、工業労働者として日本人移民、中小企業の進出が生まれていく可能性も開けるため、ブラジルとの経済関係を構築していく際の「一大拠点」となると期待されたのである。また、通産、経済企画庁は、日本のプラント輸出振興という観点から関心を持っていた。

経済界は、こうした政府の関心の高まりに呼応して日本にとって「有形無形の大きな利益」が生まれるとして積極的になった。例えば、鉄鋼業者は、「近代的な大製鉄工場を日本の技術と工業力で海外に建設することは、日本の重工業の技術水準を世界に示す絶好の機会」であると考えた[34]。また、機械業界は、製鉄所建設に伴い大量のプラント輸出ができるため、当面約 400 億円近くの市場がブラジルに開かれることを期待した[35]。つまり、短期的にはブラジル市場への建設資材などの大量の輸出が可能になるばかりでなく、長期的には、日本の技術水準を世界に知らしめる絶好の機会となるため、南米に限らず発展途上国全般へのプラント輸出の第一歩となると考えたのである。

ただし、大きな問題は、日本にとって拠出できる財源が限られているということであった。当初、この事業は、700t 高炉 2 基、銑鉄生産年間 50 万 t（製品生産年間 36 万 t）を目標とし事業資本金は 250 億円となっていた。日本は、ブラジル側から 4 割負担、100 億円の出資が求められていた。これは、当時の日本の対外投資条件としては最大のものであった[36]。経団連は、この事業は純粋な商業ベースというよりも、日本のプラント輸出振興策、移民政策といった政治的意味合いが強いものであるため、「国策としてやるべき」として主として政府出資を期待した。一方、大蔵省は、政府としてはあくまでも民間出資と同額の規模 30 億円しか拠出できないと難渋を示した。その結果、ウジミナ

---

[31] 小島新一「ミナス製鉄所建設計画に対する協力問題について」『経団連月報』4 巻 10 号、1956 年 10 月、8 頁。
[32] 浦川清人『奔走百万キロ プラント輸出にかけて』工業時事通信社、1984 年、144 頁。
[33] 小島「ミナス製鉄所建設計画に対する協力問題について」、上掲。
[34] 同上。
[35] 山本『中南米』、上掲。201 頁。
[36] 小島「ミナス製鉄所建設計画に対する協力問題について」、上掲。

ス事業の資本金は、200 億円（日本側負担額 64 億円）へと圧縮された。こうした中、政府と経団連は、最終的に民間出資と輸出入銀行の融資の折半によることを決めた[37]。先述した岸内閣による閣議了解は、これまで財政的制約により滞ってきたウジミナス事業について日本政府として推進に協力することを明示する意味があったと言えよう。つまり、政府としてブラジルを中心とする対中南米への民間の経済進出を後押することを意味するという効果があったのである。

以上のように、岸は、政権就任して間もなく海外移住振興会社の増資、ウジミナス事業の推進を閣議了解することよって、中南米経済外交を推進する布石を打ったのである。そして、岸内閣は、次節で述べるように、中南米諸国に移動大使を派遣した。

### 3、渋沢移動大使の派遣－安定的長期供給源と国連外交の補強

岸は、1957 年 9 月、旧知の間柄である渋沢敬三(経団連相談役、国際電信電話株式会社社長)を移動大使として中南米諸国に派遣した[38]。

渋沢を移動大使として派遣した狙いは、まず、「わが国に対するラテン・アメリカ地域の重要性についての官民の認識を一そう高める」という点にあった[39]。実際、外務省では、移動大使は帰国後に新聞、ラジオ等よりの執筆、座談会出席等の依頼に対しては努めてこれに応ずることを決めていた。また、与党政調会（外交部会、外交調査会、アジア問題調査会）や、商業会議所等でも報告を行い、「財界、経済界等に対し視察の結果が徹底するように努める」ことを決めていた[40]。つまり、移動大使派遣により、国民に対して中南米地域が持つ有望性をアピールすることで中南米外交に対する国民の支持を取り付けることを考えていたのである。

実際、帰国した渋沢は、南米大陸は、「ポテンシャリティーという面から見れば[中略]おそろしく魅力的」であると伝え、財界や国民の関心を中南米へと向けさせようとした[41]。その説得材料として利用したのが、欧米各国が中南米各国の開発計画に積極的に参加し、先を争って資本と技術を投下しつつある状況であった。渋沢は、こうした中南米に対する投資ブームを「その壮観なること往時の民族の大移動に比すべき 20 世紀の資

---

[37] また、この事業に必要な資材や資本財などの経費は、約 518 億円が見積もられており、そのうち日本はブラジルへの機材設備類の輸出代金の約 287 億円の延払を認めることも決められた。

[38] 渋沢を移動大使に任命したのは同じく財界出身であり岸によって外相に起用されていた藤山愛一郎であったが、岸とも「旧知の間柄」であった。渋沢は、メキシコ、リマ、リオ・デ・ジャネイロ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、アスンシオン、サンチャゴ、ラパス、パナマ、ボコダ、カラカス、シューダ・トリヒーリョ、ハバナを約 2 ヶ月間かけて巡察した。

[39] 外務省編『わが外交の近況 第 2 号』外務省、1958 年、参照。

[40] 総務課参事官「移動大使帰朝報告に関する件」1957 年 10 月 11 日、2007－00389『情報公開法』

[41] 渋沢敬三･堀越禎三対談「中南米を再認識せよ」(『経団連月報』5 巻 11 号、21 頁。

本技術の大移動である」と表現した[42]。そして、中南米諸国は、将来的に「極めて急速なカーブを以て、他の地域以上に発展してゆく」との楽観的予測を提示した。こうした分析のもと、渋沢は日本も欧米各国に乗り遅れることなく、経済進出をしていくべきと提言したのである[43]。

また、渋沢は、中南米諸国は、東南アジア諸国よりも「外貨の取扱も寛大」であるだけでなく、「政情が安定」しているとも見ていたため、この地域を日本の経済成長の維持に欠かせない鉱物資源の長期的安定供給減とする上で魅力的と報告した。渋沢と同時期に東南アジアに移動大使として派遣された小林中（前日本開発銀行総裁）は[44]、東南アジア各国に見られる「強い民族主義」が経済開発を支える熱意となっている反面、「この民族感情の行き過ぎが各種の面で各国の経済発展を阻害する要素」となっていると報告していた[45]。一方、渋沢は、中南米地域が「東南アジアよりも政情が安定」していると報告した[46]。おそらく、渋沢は、現地の日本大使館の情勢分析を鵜呑みにしたのであろう[47]。注目すべきは、渋沢がラテン・アメリカをアメリカ政府が強い関心を有する勢力圏として捉え、東側陣営に取り込まれる恐れが低いと強調していた点である。当時、日本国内には、中南米一体を「アメリカの裏庭」と呼ばれるようにアメリカの政治的影響力が強い地域であり、各国とも「封建的な土地所有関係が頑固に根」をはっているため、東側諸国と結びついた革命が起こりにくいとの見解が見られた[48]。渋沢は、こうした見解を踏まえ、政情不安という意味での投資リスクが低いとの楽観論を展開したのである。実際、渋沢は、堀越（経団連事務局長）と対談した際、中南米の一部に国に見られる政情不安について「社会構造を根底から変革するようなものではなくて、権力者間の主導権争いに過ぎない」ものであり、「（権力者の）どちらにつくかで損得はあるが、大局的にみれば、そうビクビクするほどの問題ではない」と述べた[49]。要するに、渋沢

---

[42] 外務省編『移動四大使提出報告の概要』『わが外交の近況第 2 号』外務省、1958 年、付録。

[43] その後、外務省では、1958 年 7 月 1 日に吉田元総理を名誉会長としてラテン・アメリカ協会を発足させた。この団体は、外務省の「物心両面」にわたる援助のもと、対中南米「民間外交」の中枢機関となることが期待した。この団体は、ラテン･アメリカに対する経済、文化、技術の交流、企業の進出、経済提携等の促進およびラ米事情の調査、研究、宣伝、啓発等の諸事業を積極的に推進する方針を持っていた。外務省編『わが外交の近況第三号』（外務省、1959 年 3 月）、88-92 頁。「社団法人ラテン・アメリカ協会ウェブサイト」（http://www.latin-america.jp/）、参照。最終アクセス日、2010 年 1 月 14 日。

[44] 小林は、約 2 ヶ月かけて、タイ、ビルマ、パキスタン、インド、セイロン、シンガポール、インドネシア、ヴィエトナム、カンボジア、フィリピン、香港を視察している。

[45] 『移動四大使報告書の概要』、上掲、25 頁。

[46] 『移動四大使提出報告の概要』、上掲、15 頁。

[47] この点に関連し、在メキシコ日本大使館は、「東南アジア、中近東の偏狭な民族主義は企業の進出、投資の障害」であるが、「偏狭な民族主義がなく資本主義的な企業の発展が期待できる」と本国に報告していた。在メキシコ日本大使館「中米の重要性」、1957 年 6 月 20 日、A’-0128、外交史料館。

[48] 山本進「ラテン･アメリカの世界」『エコノミスト』37 巻 22 号、1959 年 4 月、8 頁。

[49] 渋沢･堀越対談「中南米を再認識せよ」、上掲、21 頁。

移動大使の狙いは、中南米地域に見られた民間企業の投資気運をより高めることにあったのである。

渋沢移動大使の第二の狙いは、岸内閣が発表した外交三原則の一つである「国連外交」を展開していく上で、中南米諸国との友好関係を増進するという狙いがあった。渋沢移動大使には、当時、国連安保理非常任理事国選挙に立候補していた日本に対する支持を要請するという任務が与えられていたからである[50]。一国一票の投票権を持つ国連において、中南米諸国は、「中南米ブロック」として同一の投票行動をとることが多かったため、その動向は侮れないものがあった。特に、「中南米ブロック」は、日本に対して「国連加盟およびその後における国際社会内での地位向上に常に同情と理解ある態度を示し、常に好意的支持」を与えていた[51]。また、多くの中南米諸国の外交方針は、国連中心主義のみならず、アメリカをはじめとする西欧自由主義諸国との協調も外交方針として掲げていた。つまり、岸や外務省は、「この点で外交理念を一つにする日本とこれら諸国との間には政治的には何等の対立」もないと認識していたため、日本としても国連中心主義のもと「自由民主主義世界との協力」する外交を展開していくためには、中南米諸国との「連携協力をなお一層強化する必要」があると考えていたのである[52]。とりわけ、中南米票の獲得は、第 5 章で見たように国連において「二つの中国」という国際世論を高めようとする観点からも重要な意味を持っていたと思われる。

渋沢に託された第三の任務は、日本の経済的提携先としての中南米地域の有望性を実際に検分するという役割であった。後に岸は、移動大使を派遣する狙いの一つとして、「経済外交というか資源外交を推進するところにあった」と語っている[53]。具体的には、「通商貿易振興策の検討」、「ラテン・アメリカ地域経済の特質とわが対策」、「企業進出及び移住促進の方途を研究」という課題が与えられており、派遣中にメキシコ及びブラジルで開催される在外経済担当官会議に出席することとなっていた[54]。当時、外務省内には、中南米各国との「片貿易」（日本側の輸出超過）を是正するため、「投下資本がわが国との貿易バランスの均等に直接寄与し得るような分野」に対する直接投資を重点的に進めていくべきとの見解があった[55]。つまり、日本企業のラテン・アメリカ地域への進出を奨励し、一次産品を開発・生産して日本に輸入するという開発輸入方針をとろうとしていた。一方、経済企画庁や通産省は、日本の経済成長が続ければ、「今後 10 年ないし 15 年後」には著しく多くの原材料を輸入する必要があると予測していた[56]。先述し

---

[50] 大臣官房総務課「移動大使派遣実績調」1959 年 3 月 31 日、『情報公開法』。『東京新聞』1957 年 8 月 26 日付。

[51] 岸総理の口述記事原稿「わが国とラテン・アメリカとの関係について」作成日不明、A’-0149、外交史料館。

[52] 同上。

[53] 岸『岸信介回顧録』、上掲、27 頁。

[54] 官房総務課「移動大使派遣実績調」1959 年 3 月 31 日、『情報公開法』。

[55] 外務省経済協力局の作成文書（名称なし）、A’-0148、外交史料館。

[56] 1957 年 12 月には、「新長期経済計画」が閣議決定された。この中で、経済規模の拡大に

たように、日本が必要とする鉄鉱石や銅鉱石などは、インドを中心とした東南アジア地域の開発計画に依存し、不足分はアメリカやカナダからの輸入する状況にあった[57]。渋沢移動大使は、以上のような政策課題を総合し、東南アジアのみで「到底わが国の今後の需要増加を見たし得ない」と判断を示すとともに、中南米地域に対する企業進出や投資を積極化することで開発輸入を進めることで、日本が必要とする資源の長期的安定供給源として確保すべきと報告したと言えよう[58]。

ただし、渋沢たちが描く中南米地域への経済進出を促進は、地理的に離れている日本にとって容易ではなかった。また、当時の中南米諸国の対外経済関係は、アメリカのみならず西ドイツなど西欧諸国が優勢な地位を占めていた[59]。こうしたハンディキャップを克服するために、有効利用できるとされたのが、南米大陸に根を張る日系人たちでであった。当時、ブラジルだけでも約 40 万人の日系人いると言われており、渋沢は、「それらの人々および彼等の子弟が日本・ラテン・アメリカ間の経済関係強化の仲介役」となることが日本の経済進出にとって有利な条件となると見ていたのである[60]。

以上見てきたように、岸は、首相に就任すると、中南米外交の軸となる海外移民政策の拡充と経済協力の推進に力を入れていった。そして、渋沢の報告により、中南米外交は、日本の「国連外交」を推進する際の協調関係の維持を図るという点のみならず、日本経済が必要とする原料資源の長期的安定供給減を確保するという目的を持つものであることが明らかにされた。この点については、外務省刊行の外交青書の中でも、中南米外交は、日本の「貿易市場の拡大輸出の補完、代替、重要原料資源の確保」する目的があると明記された。さらに、中南米地域に対して「資本と技術とによる経済協力関係

---

伴うボトルネックを防ぐためにも、「資源の開発確保と国土保全」や、「エネルギー供給の確保」の研究にも重点が置かれていた。

[57] 例えば、1958 年にはインドのルールケラ、バイラディララ鉄鉱石鉱山の大型開発契約が調印されていたが、当時インドの「国内工業は、近代的資本主義経営体型にはなっておらず、また旧式な手工業式形体と封建的なものとが雑居しており、印度政府もまた国内の飢餓救済が優先し、特に港湾整備、建設などには目を向ける余裕もなく、その当時の鉄鉱石の積出港に至っては、設備が極めて貧弱であったため、膨大な鉄鉱石埋蔵量にもかかわらず、日本に対する供給圏としては不満足の点があった」と言われている。田部『日本鉄鋼原料史』、上掲、126 頁。

[58] 『移動四大使提出報告の概要』、上掲、15 頁。

[59] 例えば、1956 年の時点でのブラジルの市場別輸出入構成は、次の通り。輸出先はアメリカ 50%、西独 6.3%、アルゼンチン 4.4%、スウェーデン 3.9%、英国 3.6%、オランダ 3.4%、日本 2.5%と続いている。輸入先はアメリカ 28.3%、ヴェネズエラ 9.4%、西独 6.3%、アルゼンチン 6.1%、蘭領アンチル 5%、日本 4%、英国 3.4%と続いていた。また、1956 年時点の主要国別ブラジルへの民間投資状況（100 万ドル）、アメリカ 128.2、イギリス 31.4、フランス 31.7、ベルギー・ルクセンブルグ 22.7、イタリア 21.4、西独 18.4、カナダ 17.1、スイス 7.6、スカンジナビア 7.4 となっており、日本は 0.1 にしか過ぎなかった。しかし、1958 年上半期になると、日本からの民間投資総額は 6.3 に急増した。通産省通商政策局「低開発諸国の開発計画と貿易構造－ブラジルの開発計画と貿易の将来」『通商調査月報』92 号、1959 年 3 月、32 頁。

[60] 『移動四大使提出報告の概要』、上掲。

を維持し発展せしめる時期が到来している」として、外務省は渋沢移動大使を利用し、こうした中南米外交の意義を国民にアピールした。

## 第 2 節　パラグアイ船舶借款問題

本節は、パラグアイ船舶借款問題を実例として中南米外交の具体的展開過程を見ていきたい。パラグアイは、ボリビア、ブラジル、アルゼンチンに囲まれた南米大陸の内陸国であり、面積は 40 万 6,752 平方 km（日本の約 1.1 倍）である。人口は、当時 160 万人ほどと言われており日本と比較すると人口過疎国であった。中南米外交の積極的な展開を図ろうとする岸内閣は、パラグアイと日本との友好的関係が隣国のアルゼンチンやブラジルに及ぼす影響は大きいものであると見ており、こうした意味からも、パラグアイへの船舶借款問題は、中南米外交の一環として重要視されていたのである。

### 1、「第二の満鉄」 - 移住振興会社によるパラグアイへの鉄道建設構想

パラグアイ船舶借款問題は、1956 年 7 月から 8 月にかけて移住振興会社社長の大志摩が中南米各国を視察旅行したことに端を発する。この視察の後、移住振興会社は、パラグアイのフラムに 15,730ha の最初の入植地を購入した[61]。大志摩は、パラグアイ滞在中、大統領、国防大臣、農林大臣、中央銀行総裁等の要人と面会した。その際、パラグアイへの鉄道建設や商船隊建造等の経済協力について話し合った。当初、この問題は外務省を経由することなくパラグアイ首都のアスンシオンにある移住振興会社支店を通して独自に折衝を続けられた。こうした大志摩の強力なイニシアティブのもと、移住振興会社は、対パラグアイ借款の第一次試案をまとめた[62]。

この試案は、後に成立する船舶借款に留まらず、鉄道建設や発電所建設計画なども含み、投資総額約 210 億円（約 6,000 万ドル）に及ぶ総合的な経済開発計画であった。なかでも鉄道建設は、アスンシオンからブラジル地方都市グアイラまでを結ぶ全長 532km、総事業予算 108 億円の大規模なものであった。移住振興会社は、「代償として沿線に南北両側 15 粁[km:注、筆者]宛総面積 150 万町歩（約 148 万 ha)のコンセッションを譲受け、3 万家族 15 万人の日本人移住者等を入植し、且つ、沿線の森林伐採権、鉱工業開発の優先権を取得」することを目指した[63]。つまり、鉄道建設協力の代償として、当時の日本の耕作面積に匹敵する程の鉄道沿線領域を「租借地」として譲り受け、そこに送出される日本人移民を利用して、森林開発、重工業開発を進める総合的経済開発計画を立案したのである。移住振興会社の内部文書によれば、すでに、鉄道建設借款供与に伴

[61] 1957 年 11 月にはピラポに約 540 家族が入植可能な土地 23,000ha を購入した。
[62] 海外移住振興株式会社『パラグアイ国鉄道、発電、船舶運輸及び船舶修理事業に関する投資計画説明書』1956 年 12 月。J’－0006、外交史料館。
[63] 同上。

いこれらの「利権」要求をすることを国防相との間で「請合い」をつけていると言われていた[64]。というのも、パラグアイ政府内には、鉄道敷設予定となる東部未開拓地域に「大量の日本移民を入れて開発」をしたいとの思惑があったからである。大志摩は、この試案について日本政府要人や政党首脳部に非公式に打診し、「政界要路に於いて多大な関心」を集めていた[65]。

このように、移住振興会社のパラグアイへの関心は、かつて中国大陸への経済進出の推進機関となった「満鉄」と似た鉄道建設構想から始まった。このことから大志摩たちがかつての中国大陸と南米大陸を重ね合わせていたことが推察できる。つまり、大志摩たちの計画は、鉄道経営を中心に中国大陸東北部に経済権益を確保しつつ、広大な未開拓地に日本人を入植させる明治以来の中国大陸への経済進出方式を、パラグアイにおいて焼き直しするというものであったと解釈することも可能なのである。大志摩の描く事業計画は、第 2 節において指摘したように東南アジア経済外交で十分果たしえない朝鮮や台湾といった植民地や満州国を中心とする中国大陸が担ってきた経済的役割、すなわち食料や工業資源の供給地と過剰人口の送出地を開拓するという目的の一部をパラグアイにおいて果たそうとするものであったと言えよう。大志摩たちの計画は、『日経新聞』にて「南米に第二の『満鉄会社』ともいうべきものが出現」するだけでなく、「10 万人以上の大規模移民も考えられ日本の海外進出に大きな希望をなげかけている」と報じられ、通信社を通じて海外にも配信された[66]。

外務省は、移住振興会社の独断先行を阻止するため、駐アルゼンチン大使を通じてパラグアイとの借款問題を正規の外交チャンネルに移すよう訓電した。当時、日本はパラグアイと国交がなかった。そこで、外務当局は、1957 年 1 月に黒田音四郎が公使としてパラグアイに派遣し正式に国交を回復した[67]。黒田は、着任早々、駐パラグアイ米国大使のアゲトン(Ainsley Ageton)から 2 度にわたり呼び出され、移住振興会社がパラグアイにおいてやろうとしている事の真相を質された[68]。当時、米国政府は、パラグアイ政府に約 1,450 万ドルの債権を持っていたように、パラグアイの去就に深い利害関係を持っていたと言えよう（パラグアイの対外債務は、米国に次いでベルギーが 626 万ドル、ブラジルが 193 万ドルとなっていた）[69]。ゆえに、黒田は、日本がパラグアイに対して

---

[64] 同上。

[65] 海外移住振興会社アスンシオン支店西尾から移住局第三課津田事務官宛書簡。1957 年 11 月 12 日。J’－0006、外交史料館。例えば、福田も、「若し日本がこの計画を援助してくれるならば、この鉄道の両側に租借地を設けて日本人はいくらでもお出でなさい」という構想であると関心を持っていた。福田赳夫「日本経済を左右する問題」(『健康保険』12 巻 12 号、1958 年 12 月)、38 頁。

[66] 『日経新聞』1957 年 1 月 28 日付夕刊 3 面。

[67] 移住局三課「パ国船舶建造等の経緯に関する件」1957 年 8 月 5 日。J’－0006 外交史料館。

[68] 在パラグアイ黒田公使「パラグアイ向造船融資に関する件」1957 年 12 月 18 日。J’－0006、外交史料館。

[69] 杉道助「パラグアイに使して」『経団連月報』1958 年 1 月、34 頁。

「政治的には勿論経済上の独占権、排他的権利の設定」を求めることが「米国自身及びパ国の対米関係上、絶対に承認し得ざるものであることは当然」として厳しく非難し、外務省主導のもとパラグアイの対米関係を考慮した上で交渉を進めていくべきと具申した[70]。早速、黒田は、パラグアイ側の外務、国防、建設大臣と会談を重ねて閣議を経て正式に日本政府に申し入れるように取り図った上、「移民入植の枠の獲得又彼等の将来の経済発展の基礎条件を承認せしめ得る好機」として対パラグアイ借款供与問題を検討するよう具申した[71]。

外務省移住局は、1957 年 3 月、省内部局幹部会にて対パラグアイ鉄道及び船舶借款構想が報告された際、鉄道借款に慎重姿勢をとった。この姿勢は、アメリカの意向を汲んだものと言えよう。移住局は、アメリカ国務省にも鉄道建設計画があるか照会していた。国務省国際協力局（International Corporation Administration ; ICA）担当官は、「鉄道よりも道路(ハイウェイ)の開発が中心となるべきである」と考えており、鉄道建設についての協力計画はないと日本側に伝えた[72]。また、ICA 担当官は、「日本が移住振興の見地より本件計画に関心をもつことは十分理解出来る」としながらも、パラグアイの政治的不安定さを考えると、「現地の事情を十分把握した上乗り出されるのが安全と思う」と自重するようにコメントした[73]。パラグアイの経済開発援助に多大の影響力を持つアメリカが道路中心の開発を進めるということは、日本が独自に鉄道建設に協力することを躊躇させる要因となったと言えよう。5 月になると、駐米日本大使館から、ICA や世銀、IMF 等の専門家の意見を聴取した結果、パラグアイ政府は鉄道建設よりも、「低廉な道路」と河船の建設の方に開発計画の「重点」を置いているだけでなく、アメリカの専門家たちの間でも巨額資本を必要とする鉄道建設計画は、「仮に 20 年の長期借款としても最早夢物語に属する」と語っているとの報告がもたらされた[74]。そして、黒田公使も、「パラグアイ国政府が最も熱望しているのは商船隊建造にある」と報告した[75]。つまり、移住新興会社が重点を置いた鉄道建設協力は、米国の対パラグアイ援助方針に合致せず、パラグアイ政府にとっても最重点事業でないことが明らかとなったのである。

こうした中、黒田は、移住新興会社の立案した鉄道建設計画が「資本技術上厖大なる負担」を課し、建設後も採算がとれず将来の見通しも立てにくい上、代償として主張する森林伐採権のコンセッション獲得も、「森林層は期待程ではない」ため、「先ず数十万の移民を入植するのが順序」と主張した[76]。つまり、大志摩のように開発計画を先行さ

---

[70] 在パラグアイ黒田公使「パラグアイ向造船融資に関する件」、同上。
[71] 黒田発岸大臣宛電信、第 15 号、1957 年 3 月 10 日。J'－0006、外交史料館。
[72] 谷発岸大臣宛電信、第 130 号、1957 年 1 月 15 日。J'－0006、外交史料館。
[73] 移住局三課「幹部会に於ける説明資料要旨パラグアイ国鉄道建設計画等(企業移民及び貿易協定を除く)に関する件」1957 年 3 月 26 日。J'－0006、外交史料館。
[74] 下田臨時大使発岸大臣宛電信、第 1150 号、1957 年 5 月 18 日。J'－0006、外交史料館。
[75] 移住局三課「パ国船舶建造等の経緯に関する件」1957 年 8 月 5 日。J'－0006、外交史料館。
[76] 黒田発石井大臣代理宛電信、第 47 号、1957 年 5 月 25 日。J'－0006、外交史料館。

せて移民入植を進めるのではなく、移民入植を実現するカードとしてパラグアイ政府が必要とする経済協力を申し出るべきとし、パラグアイ政府が計画していた河川運輸用の商船隊建設のための造船借款に重点をおくべきと考えたのである。移住局は、造船借款計画が「リーズナブルな額と条件」におさえられて、「付帯条件として移住の飛躍的振興が約束される」ならば「十分研究の余地」があるとして、この方向で調査団を派遣することを進めた[77]。そこで、移住振興会社は、以下で論じていくように、パラグアイの商船隊建造計画への借款供与と引き換えに、移民枠の獲得を模索していった。

**2、 対パラグアイ船舶借款構想**

移住振興会社は、鉄道借款計画の立ち消えを受け、ブエノスアイレス(アルゼンチン首都)＝モンティヴィデオ(ウルグアイ首都)を結ぶ 1,100t 級のパラナ河航行貨物船 4 隻、1,200t 級の油送船 2 隻、400t 級のパラナ河上流地帯航行用のランチ 5 隻、合計 28 億 5400 万円相当のパラグアイ政府商船隊を日本で造船すること、また 1 億 7 千 500 万円相当の船舶修理のためのドック建設のための借款構想を立案した。この構想でも、借款の付帯条件として鉄道借款構想と同様の経済権益を獲得することを目指していた。その条件とは、以下のようなものであった。

1）パラグアイ国内の国際道路沿線に 10 ヵ年に渡り計 5,000 家族(約 27,500 人)の日本人を入植させる。
2）首都アスンシオンからプレシデンテストロネル間の国際道路に沿う 15 万 ha を更なる日本人入植予定地として移住振興会社に譲渡する（パラグアイ政府は、これら土地を土地収用法により強制的に民間から買上る）。
3）アルト･パラナ州の森林約 40 万 ha の森林伐採権を移住振興会社に譲渡する。
4）国際道路を利用するバス、トラックの運輸事業を日本側で「独占経営する権利」を認める。
5）日本人移住者及び企業者に国際道路沿線の製材業や鉱工業の「優先権を与えること」。
6）入植地の日本人移住者に対して 10 ヵ年免税する。

更に、移住振興会社は、日本政府からの借款によって建造した商船隊の「管理、運営面の技術者に相当数の日本人を起用することを聘用」し、「本人の希望により官吏としての待遇を与える」という「意向」をパラグアイ国政府要人に伝えていた[78]。同社は、このために採用される「日本人高級職員、一般技術者の人数、待遇」についてさらに交渉を進めるつもりだけでなく、借款償還の「遂行監督のため」に、「日本人財務顧問」

[77] 移住局三課「パラグアイ国船舶建造に関する移住会社の計画に関する件」1957 年 8 月 5 日。J’－0006、外交史料館。
[78] 海外移住振興株式会社『パラグアイ国鉄道、船舶運輸及び船舶修理事業に関する投資計画説明書』1957 年 3 月。J’－0006、外交史料館。

を派遣することも考慮に入れていた[79]。つまり、借款供与を端緒として、商船隊運営にも日本人を充て、パラグアイ政府の財政にも日本人顧問を参画させ日本の影響力をパラグアイに浸透させていく意図を持っていたと言えよう。

大志摩は、7 月 25 日、藤山外相に外務当局によって否定された鉄道借款計画（約 210 億円）も含むパラグアイへの投資計画を正式に申し入れた。その際、大志摩は、北海道開発等の国内開発に数百億円が投下されているのに関わらず海外移住振興事業予算が「余りに小規模」であると批判し、「増殖人口重圧緩和が吾移住政策の中心課題で絶対至上要件」と考えるなら、「政治的には本件事業程度の支出は当然認められるべき筋合」にあると強く訴え、「移住振興の価値極めて大にして、亦輸出振興に寄与する」として、所要資金「絶対に確保」してほしいと要望した[80]。そして、大志摩は、とりあえずパラグアイへの造船借款のための調査団派遣と先方政府との基本的交渉に入るように申し入れた。また、大志摩は、8 月 16 日、岸を訪ねパラグアイ大統領のストロエスネル(Alfredo Stroessner)の親書を手渡し、岸に対してパラグアイ政府部内から移住振興会社に対して、「日本人による鉄道敷設計画の申し入れ」もあることも改めて伝え、長期的観点からパラグアイとの経済的提携を申し入れた[81]。大志摩は、ストロエスネルの親日姿勢を岸に紹介することにより、パラグアイが日本の進出先として有望であることを力説したのであろう[82]。さらに、9 月 9 日は、大志摩は川副隆(佐世保造船社長)を伴い、再度、岸を訪問し船舶借款構想実現のための説明と援助要請をした[83]。

岸は、パラグアイへの親善特使として杉道助（大阪商工会議所会頭）を派遣することを決定した[84]。杉使節団は、鉄道事業計画について「日本の財力としてはむずかしい」との判断を下し、「パラグアイ政府の狙っている効果を僅かの金であげる方法」として船舶借款構想の実現性に調査の主眼を置いた[85]。杉特使は、岸のパラグアイ大統領宛親書を持参しただけでなく、運輸省と外務省からも随員を伴う実質的な調査団として、対

---

79 作成者不明「パラグアイ運輸事業借款に関する細目交渉事項(会社案)」作成日不明。J’－0006、外交史料館。

80 大志摩孫四郎「パラグアイ国運輸事業及び移住事業に関する件(外務大臣提出願書要旨)」1957 年 7 月 25 日。J’－0006、外交史料館。

81『読売新聞』1957 年 8 月 17 日朝刊 1 面。

82 ドイツ系移民出身の軍人であったストロエスネルは、「パラグアイを南米の日本にしたい」という考えを持っていたと言われるくらいの親日家であり、日本人移民の受入れに積極的であったと言われている。パラグアイ日本人連合会編『新たな日系社会の創造－パラグアイ日本人移住 70 年誌』パラグアイ日本人連合会、2007 年、87 頁。

83『読売新聞』1957 年 9 月 10 日朝刊 3 面。

84 杉は、岸と同じ山口出身であり同じく鮎川とも知人であった。繊維産業界出身の杉は、関西の財界に顔が利く人物であるだけでなく岸とは商工官僚時代から関係があった。日本経済新聞社編『私の履歴書－経済人 1』日本経済新聞社、1980 年、35 頁。また、次の小論からも杉が人口問題に関心を寄せる財界人であったことがわかる。杉道助「わが人口問題の観点」『経団連月報』1953 年 12 月、2－3 頁。

85 福田赳夫「日本経済を左右する問題」『健康保険』12 巻 12 号、1958 年 12 月、38 頁。

パラグアイ船舶借款の基本交渉をおこなった。杉調査団は、現地調査と政府要人との会談を重ね、1,200t 級の航海船 5 隻、850t 級の河船 1 隻、300t 級の冷凍船 1 隻及び浮きドックの供給のため、合計約 43 億円（1,200 万ドル)の借款を与え、パラグアイ側は「代償」として、30 年間にわたり、毎年 5,000 人(合計 15 万人)わが国よりの移住を認めるという基本合意に達した[86]。また、パラグアイ側は、こうした日本の積極姿勢を評価して、約 200 家族分が入植可能な陸軍所有地約 4,000ha を移住振興会社に寄贈した。帰国した杉は、パラグアイは「未開の国」であるが、それだけに「将来に多くのものを残している有望な国」であるとして、造船借款をきっかけとして、日本人農民や中小企業者の移住を進めていけば、将来的に日本の大企業も進出するようになり、この国の繁栄とともに「日本としても相当の福益を得るであろう」と所見を述べた[87]。

杉調査団の借款構想は、船舶建造数という点では減少したものの、総額においては当初の移住振興会社の計画を上回るものとなった。この報告に対して、移住局としては「純粋の商業ベース」に乗らなくても得られる「代償」は「極めて意義あるもの」であると評価した[88]。というのも、当時、南米諸国の対日移住枠は、ブラジルにおいても約 40,000 人、ボリビア約 6,000 人[89]、アルゼンチン約 2,000 人、ドミニカが約 2,500 人ほどであったため、パラグアイに 15 万人枠を確保することは、移住局にとって「特筆大書すべきこと」であるばかりか、今後の長期移民計画の「大黒柱」として据えることも可能となると考えたからである[90]。また、パラグアイへの船舶借款は、「これが刺激となって近隣の南米諸国に船舶その他わが重機械製品の輸出振興となる」として、南米各国に赴任している日本の大使、公使は、この件についての「ひとしく」支持した[91]。つまり、パラグアイに隣接するブラジル、アルゼンチン、ボリビア、ペルー、ウルグアイへと「日本の重工業部門の実情を知らしめる好機」としても期待されていたのである。

杉特使による基本合意を受けて、自民党内外交部会では、パラグアイ船舶借款につき議論が行われた。議論の中心は、いかにして船舶借款に「大きく踏み切る」か、という点に置かれた。岸や大志摩と同じように、かつて植民地や満州国経営に携わった大橋忠一や楠美省吾[92]は、「岸総理の特使まで出し、歓迎を受け、これでやらないというのは不

---

[86] 国家技術委員会委員長技師エンリケ･バライル「杉道助特使閣下を長とする日本技術委員会と協議するため、行政府令によって設置せられた国家技術委員会の黒田音四郎公使に対する覚書」。J’－0006、外交史料館。

[87] 杉道助「パラグアイに使して」、上掲。

[88] 「パラグアイ調査団による調査結果要旨」。J’－0006、外交史料館。

[89] 1956 年 8 月にはボリヴィア政府との間で移住協定が結ばれ、5 年間に 1,000 家族(約 6,000 人)の枠が確保されていた。

[90] 移住局第一課「パラグアイ国に対する船舶建造のもたらす利点」1957 年 12 月 19 日。J’－0006、外交史料館。

[91] 「パラグアイ調査団による調査結果要旨」、上掲。

[92] 楠美省吾は、満洲国鉄嶺県属官を務めた後に開拓総局理事官等を歴任し満州開拓事務に携わっていた。1943 年に退官した楠美は衆議院議員に転進し、以後は拓務省委員、大東亜

信行為」として借款供与に積極的な発言を行った[93]。問題は、限られた国家予算の中から借款に必要な 43 億円を捻出することであった。大橋は、この問題が「駄目になれば移住問題全部が駄目になる」として、「外務大臣にいって総理と話をしてもらう」として直接働きかけをおこなうと語った。そして、大蔵省を説き伏せるためにも「特使を出したのは総理だから、総理が責任をとって大蔵省に指示するべき」であるとして、岸首相の政治判断によって問題をいっきに進めようとした[94]。こうして自民党政調会外交部は、「移住の促進」としてパラグアイ船舶借款のために必要な資金を捻出するため、移住振興会社に 30 億円の増資の確保する方針を決定したのである[95]。そして、岸内閣は、12 月 27 日に、約 43 億円の対パラグアイ船舶借款供与の原則的了解を閣議決定した。

**3、パラグアイ船舶借款協定の成立**

1958 年度予算案は、一万田尚登蔵相と大蔵省が中心となり緊縮財政の方針を取り、大蔵省原案は 1957 年度並の大枠維持に固執したものとなった。予算復活折衝めぐり与党･各省と大蔵省との間で混乱が起きていた[96]。大蔵省はパラグアイ借款構想について、パラグアイの経済事情を調査した結果､｢借款供与は慎重に行うべき｣との結論に達し、最終的に一万田蔵相の「政治的な裁断」に任せることとなった[97]。自民党内には、こうした判断に不満が出ていた[98]。

結果的に、岸内閣は、対パラグアイ船舶借款供与に「原則的了解」を閣議決定していたものの、大蔵省の反対を押し切り原案通りに予算をつけることはできなかった。というのも、岸内閣は、先述したように南米方面では新たにブラジルのミナス製鉄事業に対して 32 億円の政府出資を決定していただけでなく、アジア経済開発基金創設のために 50 億円の予算要求をしていたからである。ゆえに、予算が限られる中で借款を実現させるためには、原案のまま獲得することは困難と判断し、計画を縮小する決断をしたと言えよう。そして、船舶借款方式は、自民党内で検討されていたような移住振興会社に増資した上でパラグアイ政府への貸付するのではなく、大蔵省のコントロールが及び日

---

省委員として海外移住、東亜地域開発問題等に携わっていた。ちなみに、戦前、楠見が政界に転出する際、岸が支援を与えていたと言われている。楠美は、1954 年に衆議院から邦人移住地視察調査としてブラジル、アルゼンチン等に派遣されていた。

93 「自民党外交部会討議要旨」1957 年 12 月 21 日。J’－0006、外交史料館。

94 同上。

95 自民党政調外交部会「移住の促進」1957 年 12 月 23 日。J’－0006、外交史料館。

96 1958 年度予算案をめぐる政治過程は、城下賢一「第一次岸信介内閣の道路整備政策と財政運営(二)」(『法学論叢』159(3)、2006 年 6 月)に詳しくまとめられている。

97『朝日新聞』1958 年 3 月 9 日付。

98 例えば、自民党政調副会長であった福田は、「大蔵省にいわせると 800 万ドル貸してもとれるかどうか判らない、政情も不安だから半分の 400 万ドルでどうかというのです」、「大蔵省というところは財布の紐を握ってケチン坊」であると不満をこぼしていた。福田赳夫「日本経済を左右する問題」上掲、38 頁。

本輸出入銀行による融資となった[99]。外務省は、輸出入銀行と検討を続けた結果、1,000t 級河船 5 隻、300t 級冷凍船 5 隻、家畜運搬船 1 隻、総額 13 億 6,800 万円（380 万ドル)に借款規模を減額した。この結果をうけ、一時、パラグアイ政府は、30 年間に移民枠は 50,000 人へと減らすと主張をしたものの、最終的に 85,000 人へと減らすという線で落ち着き新協提案が出来上がった。大志摩たちが借款の条件として求めた付帯条件は、以上のように外務省が交渉のイニシアティブをとっただけでなく、そもそも借款金額が大幅に減額されたことにより交渉案件となり得なかった[100]。こうして、岸内閣は、1959 年 7 月 22 日、総額 380 万ドルの船舶借款供与と引き換えに 30 年間に 85,000 人の日本人移民を受入れるという移住協定を締結した。この借款構想は、当初の案からは大分規模が縮小されたものの、当時の日本の予算状況から考えると大胆な決定であったと言えよう。

次節では、以上見てきたパラグアイ船舶借款と岸内閣の中南米経済外交の実例と位置づけられる 1958 年 9 月から開始された日本･ブラジル移住協定交渉、1959 年 7 月に行われた岸首相の中南米諸国歴訪を中心に扱いたい[101]。ブラジルは、南米第一の大国であり、戦前に引き続き日本人移民の大宗であった。1959 年に締結された移住協定により、パラグアイが日本の中南米外交にとって新たな拠点となることを期待されていたのに対して、ブラジルは既に中核としての位置を持っていた。岸たちは、広大なブラジルの資源を開発し、確保するためには、引き続き日本人移民を送出していくべきであると考えていた。しかしながら、その際の問題は日本とブラジルの間には移住協定が結ばれていなかったことであった。そこで、1958 年秋から移住協定交渉が開始され、この交渉中の 1959 年 7 月に、岸首相の中南米諸国歴訪が行われた。本節は、岸首相の中南米歴訪がどのような意図をもって行われたのかを明らかにしていくことを通して、パラグアイ、ブラジルのみでなく、将来的にはアルゼンチン、チリといった国へも日本人移民の送出と経済提携を深めていこうとしていたことを説明する。

## 第 3 節　日伯移住協定交渉と岸首相の中南米諸国歴訪

### 1、日伯移住協定交渉の開始

当時、外務当局は、ブラジルを「資本財輸出市場としてインドと並び最も有望である」と認識していただけでなく、インドより「民間資本の投資市場として最も条件が揃っている」と評価していた[102]。このようにインドとブラジルを対比させる視座は、東南アジ

---

[99] 吉永通「中南米への移住およびパラグアイとの移住協定」『時の法令』327 号、38 頁。

[100] 移住振興会社は、1958 年 11 月、移住協定に呼応してアルト･パラナ地区に 83,580ha の土地(約 3 億 5 千万円)を購入した。当初、移住振興会社は借款供与の代償としてパラグアイ政府がこの地区の森林 400,000ha を譲渡することを要求していた。

[101] 以下、ブラジルは文脈に応じて「伯」と略記する。

[102] 作成者不明「中南米諸国との経済協力（総理訪欧米関係資料）」作成日不明、A’-0148、

アにおけるインドのようにブラジルを見ていたことを示している。つまり、岸内閣にとってブラジルは、第4章2節で見たインドとの経済提携と同様に重視していたのである。実際、後に岸は、「ブラジルは巨大な潜在的資源国であり、日本の将来の発展にとって重要な存在」と見ていたと回顧している[103]。ただし、インドとブラジルの大きな相違は、日本との距離にあった。ブラジルは、日本から見ると地球の反対側に位置していた。また、ブラジルは、インドと異なり日本人移民受入の大宗であった。ゆえに、既にブラジルに定住していた約 40 万人近くの日系人たちは、この地理的ハンディキャップを乗り越えて両国の関係を深めていく存在として期待された。第二次世界大戦後の日本の対ブラジル移民は、現地日系人の辻小太郎や松原安太郎といった有力者の働きかけによってブラジル移植民院から与えられた移民枠を契機として再開されていた。日本からは、1953 年 3 月、ジュート栽培集団移住者がブラジルに渡った[104]。また、移住振興会社は、1956 年 9 月、ブラジルのマットグロッソ州ヴァルゼア・アレグレに 210 家族が入植可能な土地（約 4,000ha）を購入し、1957 年 5 月にサンパウロ州グワタパラに 400 家族が入植可能な土地（約 7,500ha）を購入していた。このように、ブラジルへの日本移民送出の下準備は、着々と進められていた。

しかし、ブラジル政府は、日本からの移民に対して「いつでも門戸を閉ざすことができる」だけでなく、移住者の待遇についても何等保障を与えていなかった[105]。つまり、日本の対ブラジル移民は、日本とブラジル政府の間の移住協定といった制度的取極めにもとづいていたわけではなかったのである。この点、イタリアやオランダ政府は、1950 年にブラジル政府との間で移住協定及び移植民協定を締結していた。当然のことながら、日本国内にも、移民協定締結を望む声があった。1954 年に赴任した安東ブラジル大使の「大きな使命」は、政府間の移民協定締結であった。だが、当時のブラジル国内には、日本人移民コミュニティで発生した神道連盟事件などの影響もあり、黄禍論に近い排日的気運が残存していた。実際、安東は、一部の官民の間に移民排斥論が潜在していると観察し、対日友好感情の増進のための世論啓発、移民受入体制の整備、そして日本人移民のブラジル社会への同化させるための努力を指向してきた[106]。安東は、以上の背景のもと、第 1 節で言及した日伯合弁事業、ウジミナスを実現することに尽力したのである。

---

外交史料館。

[103] 岸『岸信介回顧録』、上掲、500 頁。当時の国連による鉄鉱石埋蔵量に関する統計資料では、インド、米国、中国にブラジルが続いていた。

[104] ブラジル大統領のヴァルガス(Getúlio Dornelles Vargas)は、1952 年、個人的に親交のあった辻小太郎に対し北部ブラジル向けの 5,000 家族（約 25,000 人）、松原安太郎に中部ブラジル(マットグロッソ、ミナス・ジェラス、バイーア、マラニョン州)向け 4,000 家族(約 20,000 人)、サンパウロの日系コチア産業組合に 1,500 人の移住枠を与えていた。三田千代子「ブラジルの外国移民政策と日本移民」日本ブラジル交流史編集委員会編『日本ブラジル交流史－日伯 100 年の回顧と展望』日本ブラジル中央協会、1995 年 10 月、93 頁。

[105] 平岡千之「ブラジルと初の本格的移住協定」『時の法令』371 号、2 頁。

[106] 安東発藤山大臣宛電信第 50 号、1958 年 2 月 11 日、B’‐0121。外交史料館。

つまり、対伯移民政策を有利に展開する上で、この事業への参加が効果的であると考えていたのである。

1957 年 4 月にウジミナスの正式参加を岸内閣が閣議了解したことは、日伯関係を友好的なものへ転換させる契機となった。また、1958 年 6 月 18 日にブラジルで開催された「日本人ブラジル移住 50 周年記念大会」は、三笠宮夫妻が国賓として招待したものとなり、ブラジル国内の対日親善ムードを高める効果があったと言われている[107]。安東は、こうした転機を捉え、同年 8 月にブラジル側外務次官と面会した際、移住協定交渉の開始を打診した[108]。安東は、ブラジル政府からの緊密な協力を確保し、「最恵国待遇を基準」とする移民の送出、受入れ、保護育成、監督等の規定を持つ移住協定締結により、上述した辻や松原といった個人に与えられた移民枠を整理することを目指した[109]。

外務当局は、駐伯日本大使館から移住協定交渉開始の報告を受け、協定に盛り込むべき要求事項を決定した。右要求事項で注目すべきは、まず、ブラジルの国内経済開発のために、「日本の労力、資本、技術等の活用を円滑、迅速に実施する」ことを移住協定の目的と定義した点である[110]。移民の募集対象は、従来のような農業労働者に限定せず、企業者、技術者、文化人、科学者などの広範な分野へ広げられた。つまり、移民協定を対伯経済協力の一環として位置づけたのである。外務省が経済開発協力を持ちだした背景には、日本の移民政策に対するブラジル国内のイメージを好転させるという意味があったと考えられる。特に、日本政府の移民政策がブラジル国民に与えるイメージに最も敏感であったのは、現地の日系人コミュニティであった。当時、ブラジル日系移民の間には、移住振興会社が日本人移民全般に対する悪感情を助長していると警戒する声があった。例えば、サンパウロの日系新聞『パウリスタ』の記者は、後述するように岸がブラジルに訪問した際、次のような質問をぶつけた。

> ブラジル側にある[日本移民への：注、筆者]反対の声とは昔の反日思想の流れを汲むものの間にあるようだ。それは、例えば移住新興会社あたりがブラジルを満蒙なみに考え行動したような時、強い反日の声が上がってくる危険がなきにしも非ずだが[111]。

岸は、上記質問に対して次のように応えた。

> 現在日本の移住新興会社の中に、昔、満蒙関係の仕事をしていたものがいることは事実だ。しかし、日本政府あたりがブラジルを満州や蒙古のように考えたり、あるいはそうい

[107] 『わが外交の近況』1959 年 3 月、88‐92 頁。
[108] 安東発藤山大臣宛電信第 375 号、1958 年 8 月 8 日、B’‐0121。外交史料館。
[109] 安東発藤山大臣宛電信第 50 号、上掲。
[110] 移住局「日伯移住協定に取り入れるべき主要事項(幹部会決定)」、1958 年 10 月 24 日。外交史料館。
[111] 『パウリスタ新聞』1959 年 7 月 27 日付。

う政策をとることは絶対にない（下線筆者）[112]。

つまり、岸は、パラグアイの例に見られるように移住振興会社内に植民地主義的意識があることを認めつつも、日本政府の考え方を反映しているものではないと弁明したのである。この点は、外務省当局が移民政策を経済開発協力の一環として打ち出した背景に日本政府の移民政策があくまでも相手国を尊重したものであるとのイメージを押し出そうとする意図があったことを示唆していよう。ただし、第 1 節で言及したように、岸はじめ移民推進派議員の中に日本の経済進出の手段として移民政策を取扱おうとする側面があったことは、否めない。また、前節で触れたように、渋沢移動大使は、日本が必要とする工業資源の長期的安定供給減を確保するという観点から中南米外交を重視していた。したがって、経済開発協力というコトバには、日本からのブラジルへの資本投資や企業進出、技術協力に派生する労力に日本人移民を充てていこうとする期待が込められていたと言えよう。

1958 年に設立されたウジミナスと日伯合弁の石川島ブラジル造船所(Ishikawajima do Brazil-Estalerios S.A. 通称イシブラス)は、当時の南米大陸において最大規模の製鉄所であり造船所であった[113]。移住局は、ウジミナスやイシブラスなど日本と関係の深い大企業がブラジルに根を張ることで、近い将来、「これらの下請的企業」の進出が「最も具体性」を持って進んでいくだけでなく、戦前に引き続き大量の農業移民がブラジルに定住していていくことで、「食品加工、農畜産加工等の企業」のブラジル進出も進んでいくと想定していた[114]。つまり、今後予想される日本からの大企業の進出や、「中小企業移住」の意義を正当化するためにも、日本の移民政策とはブラジル国内の経済開発に寄与するものであるとの名目を設定し、より幅広い職種の移住を確保しておく必要があったのである。

また、外務当局が模索する移住協定案で注目すべきは、従来の辻、松原などの計画移住者の枠と別に、新設した日伯合同委員会のもと年間受入数を決定し、その枠内で「自動的に入国及び査証が許可される」という方式を新設しようとした点である。この方式は、移住局が構想する移民計画と関連するものであったと言えよう。移住局は、1958 年 9 月、1963 年までの合計 10 万 1 千人の移住者を送出を目標とする「海外移住五カ年計画」を策定していた。この計画では、1959 年度は 1 万 1 千人、1960 年度は 1 万 5 千人、1961 年度は 2 万人、1962 年度は 2 万 5 千人、1963 年度は 3 万人と徐々に送出数を拡大することが予定されていた。右計画を実現するためには、先述したパラグアイ同様に、ブラジルにおいてもできるだけ多くの移民送出を可能にする必要があった。つまり、

[112]『パウリスタ新聞』1959 年 7 月 27 日付。
[113] イシブラスは、当時の「石川島重工の資本金を凌駕する海外投資」であり中南米最大規模の造船所であった。浦川『奔走百万キロ』、上掲、136 頁。
[114] 『わが外交の近況第 3 号』、上掲。

外務当局は、予め移民送出数を制限せず安定的かつ簡易に移民送出し得る移住協定を求めていたのである[115]。

さらに、外務当局が模索する移住協定で注目すべき点は、移民費用について移住者とその荷物の現地輸送を伯側の負担とすること、日本人移民の待遇について「何れの第三国の移住者に与えられる待遇」よりも劣ることのない最恵国待遇を与えること、そして、日本人移民に対してもブラジル国民に認められている社会保障及び労働に関する現行法令上の待遇獲得を求めようとしてことである[116]。これらは、より多くの移民を送出するため、移民送出業務に関わる日本側財政負担を軽減するとともに、移民志願者を増大させようとする狙いを反映したものと言えよう。

安東は、こうした日本側方針にもとづき予備交渉を続け、1959 年 5 月に計画されていたクビチェック大統領の訪日までに署名調印にこぎつけようと考えていた[117]。仮にこの日程での妥結が困難な時は、同年 7 月の岸首相の訪伯の際に署名調印することも考えられていた。つまり、クビチェックもしくは岸の訪問の成果として移住協定調印をアピールすることを狙っていたのである。しかし、交渉は、安東が描いたタイム・テーブルの通りには進まなかった。なぜならば、ブラジル外務省の態度が非常に消極的であったからである。その最大の理由は、連邦移植民院の幹部に「国家主義思想」を持った移民排斥論者が多かったためと言われている。例えば、サンパウロの『フォーリヤド・マンハン』紙は、連邦移植民院は、岸首相の訪伯を前にして日伯移住協定案に対して「好感を持っていない」との前面抜き打ち記事を掲載した[118]。ブラジル側には、「国際協力」を趣旨として移民受入数に制限を課さない双務的関係に立脚した日本案に対し、従来のように移民受入数は予め制限されるべきで「割当制度」をとるべきという論調があった。つまり、送出国と受入国との関係は、片務的であって然るべきと考えていたのである。連邦移植民院総裁は、国内の根強い反対派との意見調整のために「充分な審査」を希望していた。伯国外務省は、こうした国内政治上の問題によって交渉を遅滞させたのである。そこで、伯側の交渉代表であったマリニヨ公使は、「岸総理訪伯というハデな時期に署名することは反対論者を不必要に刺激することになる」と考え、「プリンシプルについての合意は成立しているが、岸総理訪伯中に署名されることはない」との方針を一方的にマスコミに発表した[119]。安東は、交渉の立場上、最大限の努力を申し入れることしができなかった。

**2、岸首相の中南米諸国歴訪－ブラジル訪問**

ブラジルにおいて移住協定交渉が進められる中、日本においても岸首相の中南米諸国

---

[115] 同上。
[116] 移住局「日伯移住協定に取り入れるべき主要事項(幹部会決定)」、上掲。
[117] 安東大使発藤山大臣宛電信第 1 号、1959 年 1 月 5 日、B’‐0121、外交史料館。
[118] 鈴木総領事発藤山大臣宛電信第 121 号、1959 年 7 月 11 日、B’‐0121、外交史料館。
[119] 安東発藤山大臣宛電信第 345 号、1959 年 7 月 13 日、B’‐0121、外交史料館。

歴訪計画が進められていた。岸首相は、1957 年 7 月頃より中南米諸国歴訪の関心を示していた[120]。また、岸は、1958 年 1 月には、年内に南米に行ってみたいとの談話を発表した[121]。外務省は、岸の意向を受け中南米各国の大公使館に首相の中南米歴訪についての訓電し歴訪計画を立て始めた。当初、岸は 1958 年 11 月下旬から 12 月上旬にかけて中南米諸国を訪問する予定であった[122]。しかし、年内外遊は、秋の臨時国会で重要法案である警察官職務執行法改正案を提出予定であったことを受け延期された。中南米歴訪計画が再始動したのは、1959 年に外遊日程がある程度確保できるようになってからであった。日程は、イギリス訪問後の 1959 年 7 月 24 日から 8 月 6 日までであった。

当初の訪問国は、中南米の主要国を巡遊するという壮大なものであった。だが、スケジュールが限られていたため、最終的にブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、メキシコの五大国に絞られた。岸は、中南米歴訪の狙いを総合的な中南米外交を樹立するためにも、「直接自分たちの目で見、直接話を聞いて」みる必要があったと述べている[123]。アメリカ局中南米課は、岸首相の中南米歴訪共通課題を通商貿易の拡大とともに企業提携の促進と位置づけ、とりわけブラジル、アルゼンチン、チリ訪問時の重要会談事項として移民促進を採り上げていた[124]。

欧州諸国歴訪を終えた岸首相一行は、7 月 24 日にブラジルに到着した。ブラジルの日系人コミュニティの間では、日本政府のブラジルに対する態度が「東南アジアとともに、経済外交のかけ声が高いだけに問題が多い」と批判的であった。実際、日伯貿易協定は、清算方式の意見が合わず失効状態にあり、暫定取り決めも 1958 年 10 月に期限が切れ無協定状態にあったからである。ゆえに、現地貿易商社は、日本政府の「政策の無策を難詰」していた。現地日系社会では、1958 年に日本人ブラジル移住 50 周年記念事業が友好的ムードで行われ、「三笠宮夫妻が出席して大歓迎を受けた親日国にもかかわらず貿易は一向にのびない」という状態をもどかしく見ていたのである[125]。こうした日本政府の態度に呼応し、ブラジル政界の間でも、日本との経済提携を絶望視する見方があったと言われている[126]。日本国内では、ブラジルとの経済関係好転のため、ブラジル

---

[120] 「衆議院予算委員会議事録 23 号」1957 年 4 月 26 日、『国会議事録』。
[121] 『日経新聞』1958 年 1 月 4 日付。
[122] 藤山発在中南米各大使宛電信、1958 年 6 月 30 日、A'-0148、外交史料館。
[123] 『パウリスタ新聞』1959 年 7 月 27 日付。
[124] アメリカ局中南米課「岸総理の中南米訪問に関しての各国別重要会談項目」、1959 年 5 月 11 日、A'-0148、外交史料館。
[125] 『日伯毎日新聞』1959 年 7 月 19 日付。
[126] 1950 年代の日伯貿易関係は、日本からの輸出の約 80%は鉄鋼二次製品や機械類などの重工業製品であり、ブラジルからの輸入は綿花、羊毛といった繊維原料が大部分を占めていた。当時、ブラジルにとって綿花は、コーヒーに次ぐ主力輸出品目であった。なかでも、綿花は、対日輸出の約 70~80%、総輸出の約 20~25%を占めており、「日本はブラジル綿花輸出の最大市場」であった。しかし、日本にとってブラジル綿は、「品質が悪く、割高であり、日本は輸出を伸ばすために特に輸入に努力」している状況であった。通産省通商政策局「低開発諸国の開発計画と貿易構造」上掲、35 頁。

側の対日輸出を増進するため借款供与を検討すべきとの声があった。例えば、通産省通商政策局は、ウジミナスのようなプロジェクトを通じてプラントの延払輸出、資本あるいは技術援助を行うことがブラジルへの現在および将来の輸出を伸ばす道であり、これら資源開発によってブラジルからの対日輸入を増大することにもなると考えていた[127]。一方、大蔵省は、ブラジルに支払能力がないとして反対していた。というのも、ブラジル政府は、1959 年度に期限の来る日本と繰延払い契約による輸出代金のうち 4,200 万ドル、旧清算勘定の残高が約 1,800 万ドルの合計 6,000 万ドルの対日債務を負っていたものの、新首都ブラジリア建設などの大規模経済開発やそれに伴う輸入拡大により外貨保有高が 1 億ドルを切るまで悪化していたからである。したがって、日本政府部内では、岸首相の訪伯時に新たな借款供与はしないとの方針を内定していた。問題は、こうした日本側経緯が、ブラジル現地に伝えられて議会の政治論議にまで発展していたことであった[128]。

岸のブラジル訪問は、以上のような対日債務や貿易不均衡問題を前に日本の首相がどのような態度を出るのか注目を集めていた。岸の態度を示すものの一つは、ウジミナスに対する追加投資問題であった。というのも、クビチェック大統領とロペス蔵相は、製鉄所建設予定地のミナス州出身であったからである。1958 年に事業を開始したウジミナスは、設備計画の変更により設備延支払輸出額が当初の 303 億円から 378 億円へと膨れ上がっていた。大蔵省は、対インド円借款総額（5,000 万ドル）に匹敵するブラジルに対する債権累積の現状を受け、設備資金枠を出来る限り当初 303 億円に近づけるよう指導し、輸出入銀行による追加投資の認可に反対姿勢をとっていた[129]。日本側の追加投資が確定しないことを受け、製鉄所完成は、当初計画より 1 年程度遅くなると言われていた。

こうした中、ブラジル訪問に臨む岸は、「ミナス製鉄所建設は、国策として決定したものであり、建設資金の増加も行い、今後どのような変化があろうとも国の名誉にかけてなしとげる」と語り、政治判断によって追加投資を決定した[130]。岸の決断の要因として考えられるのが、そもそも岸が「巨大な潜在的資源国」として、ブラジルが「日本の将来の発展にとって重要な存在」となるとの認識を持っていたことが大きい。つまり、上述した通産省の見解を支持していたのである。また、岸が大蔵省のようにブラジルの将来を悲観しなかった背景には、アメリカの対中南米政策の転換しつつあったことと関

---

[127] ブラジル経済を調査していた通産省通商政策局では、ブラジルは日本にとって「将来の市場」であり、「大きな夢を持った地域」であるとして、「東南アジア市場はもちろん大切であるが、人口が希薄であり、資源が豊富にあって、かつ日本の進出に対して好意的であるブラジルに対しても進出が本格的に考えられるべき」であると報告していた。通産省通商政策局「低開発諸国の開発計画と貿易構造」、上掲、44 頁。

[128]『朝日新聞』1959 年 7 月 22 日付 1 面。

[129]『朝日新聞』1959 年 6 月 26 日 2 面。

[130] 山本『中南米』、上掲、203 頁。

係していると考えられる。アイゼンハワー政権は、1958 年以降、従来の中南米外交の再検討を進め。この地域への経済援助供与を増大して方針を打ち出していた[131]。その一環として、1959 年に米州開発銀行(Inter-American Development Bank,以下 IDB と略す)を設立していた。そこで、岸や外務当局は、米国の対中南米経済援助が「一段と有利に展開する」と想定し、「この時機に対ラテン･アメリカ経済外交を更に積極的に推進することが肝要」であり、この時機を失すれば将来これら諸国に対する「経済的地歩の確立に悔を残す」と認識していた[132]。ブラジルのクビチェック大統領も、パン・アメリカン・オペレーションというアメリカと協調しつつアメリカ大陸全体の総合的な経済開発を進めていくという政策構想を内外に表明していた。つまり、岸の決断の背景要因に、米側の中南米外交の転換によるドル投資増大への期待感と、この時期に積極的に経済進出しておかないと中南米経済開発への参加から取り残されてしまうという焦燥感があったのである。

さらに、重要な点は、当時安東が進めていた移住協定交渉が難航していたことであろう。つまり、日本が寛大な経済協力姿勢を鮮明にすることは、ブラジル国内の対日世論を好転させ、移住協定交渉を円滑化し得るとの狙いがあったのである。岸とクビチェックは、7 月 26 日に新首都であるブラジリアで日伯共同宣言に調印した。右宣言では、「製鉄及び造船のごときブラジルの基幹産業における両国の協力」につき、「将来一層その協力を増進することの必要性につき意見が一致した」と発表された。また、同宣言では、ブラジル外務省に配慮して「移住協定の速やかなる締結を促進することに同意した」との表現に留められたものの、「投資、移住及び貿易のごとき諸部門が相互に関連する有機的な形で更に一層緊密化しつつ発展」することを希望することが表明され、「現在も将来も、共通の利益に関するすべての問題について、緊密なる関係を保持」していくことが確認された[133]。つまり、岸にとってウジミナスへの追加出資の決断は、移住協定交渉を円滑化するための手段であるとともに、将来的に経済協力と移民推進を相互に関連させたブラジルへの経済進出の布石を打つという意味があったのである。実際、28 日にイシブラスを視察し記念植樹をした岸は、「日本とブラジルの関係でわれわれが最も力を入れたのは経済協力である。ミナス製鉄所、石川島造船所など基幹産業もその一つで協力によってブラジルの発展に資することでブラジル政府の移民受け入れに対するお礼としたい」と現地日系人コミュニティ新聞の記者に語った[134]。

---

[131] その要因として、1958 年の 4 月から 5 月にかけてアメリカのニクソン副大統領が中南米各国を親善訪問していたが、ニクソンが各地で反米運動に遭遇したことがあげられる。アイゼンハワー政権は、こうした事態を重く受け止め積極的な「中南米外交」への転換を模索したのである。

[132] 岸総理口述記事原稿「わが国とラテン･アメリカとの関係について」、作成日不明、A’-0149、外交史料館。

[133] 安東発藤山大臣宛電信第 382 号、1959 年 7 月 28 日、B’-0121、外交史料館。「日伯共同宣言」1959 年 7 月 27 日、A’-0149、外交史料館。

[134]『パウリスタ新聞』1959 年 7 月 28 日付。

岸のブラジル訪問は、当時リオ・デ・ジャネイロに駐在するイギリスの外交官がロイド（Selwyn Lloyd）外相に知らせたように、「条件付きの成功を収めたと」ものと評価し得よう。岸が記者会見でウジミナスに対する追加投資を発表したことや、イシブラスについての日本人の協力について言及したことは、「ブラジル国民に対して日本から援助を受けているということを思い出させる役割を果たした」からである[135]。実際、日本人移住反対論が新聞紙面を賑わせていた、『コレオ･デ･マニアン』紙は、岸訪伯を契機とし、「極東から最高位の人物が来伯したのは初めてであるが、この機会に反省すべきことがある」として、ブラジル国内の黄禍思想や日本人排斥運動にまどわされず、ブラジル国民は日系人に「感謝をすべきである」との論調を張った[136]。岸の積極的なブラジルへの経済協力アピールは、その後の移住協定構想の実現に良い影響を与えたと思われる。1960 年 11 月に調印された日伯移住協定は、概ね日本側の期待したものとなったからである[137]。

**3、その他諸国の歴訪－アルゼンチンとチリを中心に**

本項では、特に日本人移民の送出と経済協力という中南米外交の特質が浮き彫りになる例としてブラジル以外の訪問先のなかでもアルゼンチンとチリについて見ていく[138]。後述するように、アルゼンチンとチリは、パラグアイとブラジルを中心とする移民と経済協力を主軸とする中南米外交の対象を将来的に拡大していく際の、候補地として位置づけられていたと言える。

訪伯を終えた岸は、7 月 28 日にアルゼンチンに到着した。岸とフロンディシ(Arturo Frondizi)大統領は、一日三回会談する機会を持ち、両者の間には「非常な親しみの情」が生まれたと言われている[139]。当時、アルゼンチンは、ブラジルと同様、日本に焦付債

---

[135] The Letter from G,A. Walinger(British embassy Rio de Janeiro) to Lloyd. August 6,1959 FO371/139077“Political relations between Brazil and Japan 1959”, NA，London.

[136] 安東大使発藤山大臣宛電信第 394 号、1959 年 7 月 31 日、B’-0121、外交史料館。

[137] 日伯移住協定は、ブラジル現地日系人の親族やブラジル側の農場や会社などの雇用主による呼び寄せによる「自由移住」に関し年間 3,000 名までは簡易な査証手続きにより渡航が可能とし、両国行政当局が関与する「計画移住」の数的制限を撤廃し日本側の条件を満たしブラジル側の選考に合格した者を移住可能とすることにした。また、ブラジル側は、日本人移民に対して最恵国待遇を与えることを約束し、現地での移民受入の輸送などにも法的義務を負った。一方、移住振興会社は、岸訪伯によって再び日伯関係の親善、経済提携が強調される中で、サンパウロ州のロレナ市近郊に約 105 家族（784ha 相当）が入植可能な土地（サント・アントニオ移住地）、リオ・デ・ジャネイロ市近郊に 1,015ha の土地（フンシャール移住地）、サンパウロ市東北 85km の地点に 613ha の土地（マリオ・トワルシー移住地）を購入した。移民の募集と選考をおこなっていた海協連は、1961 年 2 月、以上のような日伯移住協定及び移住振興会社が購入した土地に対し、技術者の永住を前提とした移民の公募を開始した。

[138] 岸は、ペルー、メキシコも訪問している。鉄鉱石輸入という観点から見ると、ペルーは、チリ、ブラジルと同様に供給源の一つとして、当時から有望視されていた。

[139] 外務省編『岸総理の中南米諸国歴訪報告書』、84 頁。A’‐0149、外交史料館。

権を含めて累計で約 8,600 万ドルの債務を負っていた。したがって、外務省は、大蔵省の協議の結果、支払能力から見てアルゼンチンに対する巨額資本協力を与えることは「不可能」との判断を下し、民間企業から提出される「具体的プロジェクトに基づく投資許可申請」であれば、「政府は個別に考慮する方針」をとっていた[140]。こうした状況にありながらも、フロンディシは、アルゼンチンの経済開発のために外国資本と企業進出が必要であり日本に期待する岸に伝えた。当時、日本からは、川崎車両、川崎航空機、日商、浦賀ドックの 4 社が鉄道車両工場、農機具製造工場、造船所建設計画をアルゼンチン政府に申請中であり総投資額 5,300 万ドルとなっていた。アルゼンチン政府は、経済の重工業化を進めるために、更なる投資と企業誘致を求めていたのである。

これに対し、岸は、アルゼンチンの将来に「充分の信頼」を持っているとし、多くの分野においてアルゼンチンの経済開発に協力する用意があると語った。つまり、引き続き積極的な投資を助長する姿勢を示したのである。岸は、フロンディシとの午餐会の席上、「私は実は以前から貴国を訪れたい」と考えていたが、「今更のごとくその豊富な資源と広大な領土」に驚いたと語った[141]。岸は、かつて「満州国は全く何もない荒野」であったが、「数年にわたるわが国の努力で一応工業化を達成した」と語りつつ、資源の面だけ見ても満州よりも遥かに有利なアルゼンチンは、「工業化を達成した時には世界の大国になる」と続けた[142]。そして、岸は、巨額の対日債務に悩むアルゼンチンにできるだけ有利な条件のもとに繰延払いなどを考慮していくとして、「いずれの国でも大蔵省が仲々やかましいこと」を言うが、帰国したら「大蔵省をよく説き伏せる」と述べ、フロンディシからの日本の企業誘致促進の要望に対して「出来るだけのことはする」と応えた[143]。

アルゼンチン政府は、岸の積極的な経済開発協力姿勢に応え、日本人移民の受入枠の更なる拡大を申し出た。移住振興会社は、1957 年 1 月、アルゼンチンのミッショネス州ガルアペーに 80 家族の入植可能な 3,125ha の土地を購入しており、これを機にアルゼンチン側から 5 年間 400 家族の入植枠（約 2,000 名）を獲得していた。つまり、岸による積極的な経済協力の申し出は、移住振興会社による対アルゼンチン移民事業を後押しすることになったのである。これは、岸にとっても望ましいことであった。実際、岸は、「アルゼンチンが日本移民に門戸を開放したことに感動し、貴国の要望に答えるため移民の選択に慎重を期する」との談話を発表した[144]。以上のように、岸のアルゼンチン訪問は、対日債務に対する便宜を図ることや投資を支援するということと引き換えに、日本人移民受入拡大の言質を引き出すという点で成果があった[145]。

---

140 「中南米諸国との経済協力（総理訪欧米関係資料）」、上掲。
141 外務省編『岸総理の中南米諸国歴訪報告書』、上掲、155 頁。
142 外務省編『岸総理の中南米諸国歴訪報告書』、上掲、156 頁。
143 外務省編『岸総理の中南米諸国歴訪報告書』、上掲、157 頁。
144 『読売新聞』1959 年 7 月 26 日付夕刊。
145 移住振興会社は、1959 年 3 月にメンドサ州に 1,030ha、10 月に更に 282ha を追加購入し、

アルゼンチンを後にした岸は、7 月 30 日にチリを訪問した。当時、チリ国内では、日本鉱業、三菱工業が鉄鉱石の開発事業を開始しようとしていた。岸は、こうした資源開発に加えて、漁業提携などを今後も推進していこうとしていた。また、日本側は、ブラジルやアルゼンチン動揺にチリへの日本人移民を送出する構想を持っていた。当時のチリ大使は、前移住局長の矢口麓蔵であった。矢口は、岸が訪問する前に、「日智国交開始以来わが集団移住者に固く閉ざされた門戸」が開かれる兆候がみられるとして、30 から 50 家族程の日本人の移民を受入れるように水面下で関係閣僚に対して日本側の意向を伝えるなど秘密裏に工作を続けていた[146]。ただし、アメリカ局中南米課は、安東大使のようにチリとの親善関係の構築を先決と考えており、岸首相が訪問中に日本側からは、日本人移民の受入れについて持ち出さないことを決めていた。

結局、チリ政府は、岸訪問中、移民問題に触れなかった[147]。両首脳は、「鉄、銅山の開発、漁業提携により著しく強化され新段階に入った事実を認識し、今後一層努力すべきことにつき双方の意見の一致を見た」との共同声明を発表するだけであった。ブラジルやアルゼンチンと異なり、チリが日本人の移民受入に前向きとならなかったのは、歴史的にそもそも日本人の受け入れをほとんどしてこなかったことが大きかった。また、経済的にも、チリには移民の受入施設を作る程の財政的余裕がないばかりか、国内には 30 から 40 万人程の失業者がいると言われていた[148]。さらに、ブラジルやパラグアイなどのように、日本から借款や巨額投資によって移住枠を獲得するという積極的な外交も行われなかったことも理由としてあげられよう。換言すれば、岸内閣は、財力が限られる中、チリよりも移住枠拡大の可能性があるパラグアイやブラジルを優先したと言えよう。

以上見てきたように、アルゼンチン、チリへの岸訪問も、ブラジル同様に日本企業の経済進出と供に日本人移民の受入れを狙ったものであった。これら二国は、豊富な資源の埋蔵と広大な国土、人口過少といった条件がそろっていた為に、移民政策と企業進出による資源の開発輸入を図るといった中南米外交を今後に発展させていくことができる国として期待されていた。なかでも、アルゼンチンは、ブラジル、パラグアイと隣接している国であることからも、日本がパラグアイやブラジルとの経済提携と移民送出を進めていくことがアルゼンチンにも影響を及ぼし、将来的には、こうした中南米外交の対象の拡大として有望であるとの期待があったものと考えられる。

---

合計 1,312ha、80 家族分の土地を用意した。そして、フロンディシは、1961 年に来日した際、「アルゼンチンは日本からの移民、技術者、投資家を必要とし、それらを歓迎する」と述べ、ブラジルに続く移住協定締結に応じたのである。今井圭子「日本の戦後復興期における日亜関係に関する一考察—アルゼンチン主要紙による報道を中心に」『Bulletin of the Faculty of Foreign Studies』No.39,2004 年、221-223 頁。

[146] 矢口発藤山大臣宛電信、第 73 号、1959 年 6 月 17 日。A’‐0149、外交史料館。

[147] 矢口初藤山大臣宛電信、第 101 号、1959 年 7 月 4 日。A’‐0149、外交史料館。

[148] 矢口発藤山大臣宛電信、第 73 号、上掲。

## 第 4 節　小括 - 岸内閣の「経済外交」にとっての中南米

本論は、パラグアイ船舶借款問題とブラジル移住協定交渉、そして岸首相の中南米歴訪という事例をとりあげつつ、岸内閣の「経済外交」という文脈に位置づけながら議論してきた。岸内閣にとって中南米は、東南アジアや北東アジアとの経済提携を代替ないし補完するという役割が期待されたものであった。特に、移民政策という観点から見ると、中南米は、東アジアでは果たし得ない役割を持っていた。岸内閣の対中南米外交とは、重化学工業部門の振興に比重を置いた経済発展と民生の安定を重視する内政指針を実現するため、「経済外交」というコトバのもと移民政策を借款や投資など経済協力とリンケージさせ、日本と南米大陸との間の経済提携関係の拡大深化を進めようとする特異な試みであったと捉えられよう[149]。

本論で見たように、岸内閣の中南米地域に対する「経済外交」は、移民枠拡大という「成果」をあげた。岸は、1959 年に中南米諸国歴訪から帰国すると、日本学生海外移住連盟の申し出を快諾し、9 月 18 日に神田共立講堂で開催された南米事情講演会において約 1 時間あまり帰国講演を行った。そして、10 月 3 日に渋谷南平台の私邸に南米に親善使節団とし派遣予定の学生代表 14 名を招待し、政府として使節団に便宜をはかることを約束し彼らを激励した。岸は、青少年の海外派遣に熱意を持っており、実際に学生の試みを金銭面から後援することを外務省に指示した[150]。そして、1958 年秋から交渉が開始されたブラジル政府との移住協定は、1960 年 11 月に締結された。さらに、1961 年 12 月にはアルゼンチンとの間にもブラジルとほぼ同様の移住協定が締結された。また、日本国内の重工業化という観点から重要であった鉄鉱石の輸入は、中南米地域が供給源としての一定の役割を果たしていったと言えよう[151]。

ただし、岸内閣が模索した「経済外交」は、全ておいて理想通りに展開したわけではなかった。例えば、日本と中南米地域との貿易取引は、その後は大きく伸びなかった。ブラジルやアルゼンチンは、1950 年代に急速に経済の重工業化を図った結果、1960 年

---

[149] もちろん、本論は、岸の中南米諸国歴訪に渋沢移動大使の目的の一つでもあった国連における日本との提携強化を呼びかけようとする政治的側面があったことを否定しているわけではない。だが、本論は、岸が移民政策を重視していたという点に注目するならば、岸内閣の「中南米外交」の主眼が内政方針と連動した経済的側面が強いものであったと位置づけた方が妥当であると考えている。なお、近年では、岸内閣による移民を重視した「中南米外交」の遺産を積極的に活用すべきとの見解が出ている。深沢正雪（『ニッケイ新聞』編集長）「戦後日伯外交の原点・岸信介と日系人たち」『外交』25 巻、2014 年 5 月。

[150] 小坂発在ブラジル安東大使、在サンパウロ石井総領事宛電信、第 2035 号、1960 年 9 月 6 日、J'-0006、外交史料館。

[151] 例えば、1960 年の鉄鉱石輸入は、マレー570 万 t、インド（ゴアを含む）440 万 t、フィリピン 110 万 t、カナダ 110 万 t、米国 90 万 t と続いていたが、1966 年には、インド（ゴアを含む）1040 万 t、チリ 800 万 t、ペルー580 万 t、マレー550 万 t、アフリカ 410 万 t、米国 370 万 t、オーストラリア 350 万 t、ブラジル 210 万 t となっていた。田部、前掲書、124 頁。

代には外貨不足とインフレを引き起こし経済的混乱がおこなった。経済的混乱は、これらの国内政情の不安定化の要因となり、日本側にもたれていた有望市場という楽観的イメージが急速に衰えることとなった。また、岸たちが青年に「明るい希望」を与えるとともに日本と中南米地域経済提携の媒介となることを期待した日本人移民は、1960 年代に入ると希望者の減少が続いた[152]。特に海外移民に対する日本人の意識は、日本政府が奨励する移民政策が棄民的なものであるとの不信感が与えられたことも看過できない[153]。例えば、日本政府は、「大々的な南米移住を宣伝」して大量の移住者を送出しようとしため、パラグアイの移住地では「大挙して押し寄せる移住者の受入」のため様々な混乱が発生していた[154]。日本国内の新聞は、こうした事態を「収穫皆無で売り食い－移民団から SOS」と報じた[155]。政府の宣伝と受入れ側の著しいズレを象徴する出来事は、ドミニカに移民していた日本人が 1961 年に集団帰国したことであった。以上のように、1960 年代に移民志願者が減少したことは、中南米外交の一つの軸が機能しなくなっただけでなく、その意義も失われたことを意味していたのである。

[152] 移住振興会社によって貸付を受けた日本人移民数は、1960 年の 8,000 名をピークとし、1961 年に約 6,000 名、1962 年に約 2,000 名へと激減した。南米への移民希望者減少の要因は、1960 年代に入り加速した日本の急激な高度経済成長であった。1950 年代には過剰人口とみなされた若年労働力が、1960 年代には「金の卵」と見なされるように、都市部の労働力不足が問題となっていったのである。農村の次男、三男などの潜在的失業者は、工業化が進む都市の労働力として吸収されていった(中村隆英『昭和経済史』岩波書店、2007 年、271 頁、中村政則『戦後史』岩波書店、2005 年、92 頁)。

[153] 若槻泰雄・鈴木譲二著『海外移住政策史論』福村出版、1975 年、107 頁。

[154] パラグアイのフラム移住地ラパス地区への集団移民者は、移住地の窮状を訴える陳情書が広島県知事と同県の自民、社会党県連に届けていた。ラパス地区は、「陸の孤島」と呼ばれ、人手不足による開拓の遅延、資金不足により、パラグアイ人との「物々交換でようやくその日の糧を得る生活」が続いていた。一方、まさに、「受入と送出がかみ合わないまま続いたパラグアイ移住」であったのである。パラグアイ日本人連合会編『新たな日系社会の創造』、上掲、91 頁。

[155]『朝日新聞』1957 年 7 月 20 日付。

## 第 7 章　日米経済関係の「安定的緊密化」の模索

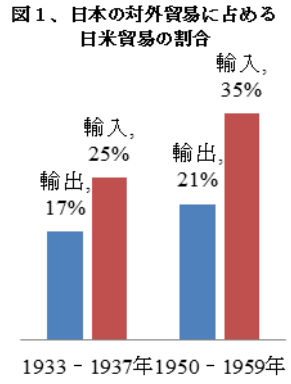


正村公宏『日本資本主義発達史』
日本評論社、1983年、193頁、参照。

日本にとってアメリカ合衆国は、図 1 が示すように、重要な貿易相手国であった。特に、アジア・太平洋戦争後の日米貿易は、日本と中国（旧満洲を含む）との貿易が著しく縮小したことを受け、日本の対米輸入が増大していた。つまり、戦後日本の対米輸入は、第 5 章で言及したように、中国大陸に依存してきた大豆、鉄鉱石、粘結炭といった原料を米国市場に依存するようになったことによって増大していたのである。ゆえに、戦後の日米貿易関係は、日本の輸入超過による赤字が続いていた。例えば、1955 年の日本の対米貿易は、輸出額（4.6 億ドル）に対して輸入額（7.7 億ドル）となっていた。

そこで、日本は、吉田・自由党政権以来、経済的自立（≒国際収支の均衡）を実現するため、輸出振興というスローガンを掲げ、対米貿易赤字の是正≒対米輸出増進を進めようとしてきた。日本の対米輸出は、自由貿易主義を基調とするアイゼンハワー政権の貿易政策による関税率引下げ措置を受け、1950 年代中葉より急速に増大しつつあった。日本の対米輸出は、図 2 が示すように、主に中小零細企業により構成される軽工業部門が生産する繊維品や雑貨類など労働集約的商品を中心に急増した。例えば、「1 ドル・ブラウス」呼ばれる日本の製品シェアは、1955 年に従来の 3%から 28%に増大した[1]。こうして、米国内では、日本からの廉価な繊維品を対象とする輸入制限運動が発生した。これは、1930 年代の日本と欧米諸国に見られた貿易摩擦の再現とも言えた。欧米諸国は、日本からの輸出攻勢を低賃金労働にもとづくソーシャル・ダンピングと批判し、自国産業保護のため対日輸入制限措置をとってきた。イギリスやフランスなど西欧諸国は、1955 年の日本の GATT に正式加盟に際して第 35 条を対日援用し、貿易上の差別待遇を継続する意向を表明していた。アイゼンハワー政権も、

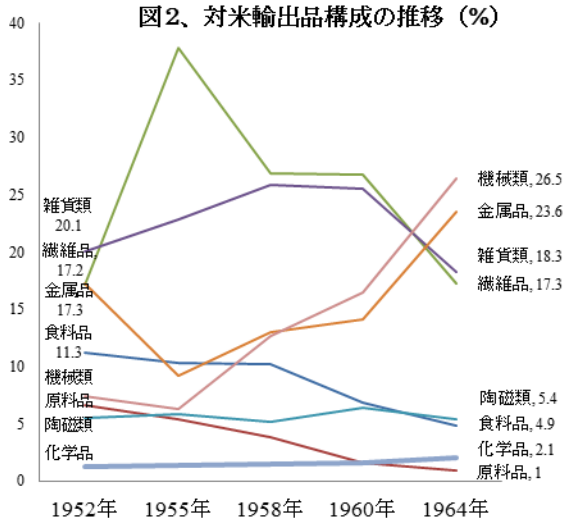


富森虔児「海外市場と戦後日本資本主義（2）」
『経済学研究』15巻4号、60頁、参照。

[1] シャラー『「日米関係」とな何だったのか』、上掲、192 頁。

対日輸入制限措置による日本製品排斥を求める国内業者の圧力を受けた[2]。また、米国議会及び州議会は、日本製繊維製品を輸入制限するための諸法案の制定を目指した。周知のように、鳩山内閣とアイゼンハワー政権は、日本側が自主輸出制限措置をとることを代償として米国政府が関税率引上げなどの輸入制限措置をとらないうことに合意した（第一次繊維交渉）[3]。

しかし、不安定な日米貿易関係は、第一次繊維交渉によって解決されたわけではない。米国内の対日輸入制限運動の対象は、図 2 が示すように雑貨類へ広がりつつあったからである。ゆえに、岸内閣は、「いかにすれば問題を引き起こすことなく対米輸出を円滑に増大しうるか、他方、いかにすればドルの消費を節約しつつ適切な対米輸入を行いうるか」という課題に対処しなければならかったのである[4]。

従来、岸内閣期の対米貿易を扱う研究は、管見の限り、鳩山内閣期の第一次日米繊維交渉ないし池田内閣期以後の日米貿易摩擦と対照的にほぼ見られない。おそらく、その理由は、岸内閣期の日米関係に関する関心が日米安保改定問題に寄せられてきたこと、岸内閣期の輸入制限運動の対象品目がマイナー（金属洋食器をはじめとする雑貨類）であったためと思われる。ただし、岸内閣期の日米経済関係は、対米貿易が従来の赤字状態から始めて黒字に転換しただけでなく、対米貿易自由化に踏み出したことが示唆するように、重要な時期に位置していた。ゆえに、本章は、右にあげた重要な時期を踏まえ、岸内閣が日米貿易関係の安定化という課題にいかに対応していこうとしたのか明らかにすることを目指したい。

周知のように、アイゼンハワー政権の対日経済政策（貿易及び援助問題）は、日本が東側陣営に位置する中国に接近することを抑制する狙いを持つものであった[5]。一方、当時の日本政府にとって対米経済政策は、経済的自立という観点から捉えられるものであり、具体的に言うと中小企業政策の一環であった。上記したように、米国内の輸入制限運動の対象品目である繊維と雑貨類は、主として中小零細企業によって構成される軽工業部門が生産者であったからである。そこで、第 1 節では、商工官僚として中小企業政策に取り組んできた岸が 1930 年代に経験した欧米諸国との貿易摩擦への対処策－秩

---

[2] 例えば、業界誌『テキスタイル・ワールド』は、政府が「中国が共産主義の手に奪われてしまった」と「埋め合わせ」のため「日本にアメリカの繊維製品市場の一部」を与えていると不満を述べ、自分たちが「生贄」になっていると非難した。シャラー「日米関係」とは何だったのか』、上掲、192 頁。

[3] 高瀬弘文『戦後日本の経済外交』信山社、2008 年、第 6 章、参照。

[4] 外務省編『わが外交の近況 第 1 号』1957 年。

[5] シャラー・市川「『日米関係』とは何だったのか」、上掲、197－198 頁、487 頁（脚注 53）、291－292 頁など。また、米国政府の視点から当該期の日米経済関係を分析した近年の研究として、Aaron P. Forsberg, *America and the Japanese Miracle; The Cold War Context of Japan's Postwar Economic revival 1950-1960,* University of North California Press, 2000.(アーロン・フォースバーグ、杉田米行訳『アメリカと日本の軌跡 - 国際秩序と戦後日本の経済成長 1950－60』世界思想社、2001 年)。Sayuri Shimizu, *Creating Peope of Plenty: The United States and Japan's Economic Altaernative 1950-60*, Kent State University Press, 2001.等がある。

序ある輸出（オーダリー・マーケティング、Orderly marketing）を図ろうとしてきたという点を踏まえつつ、吉田内閣から鳩山内閣期に中小企業政策にどのような態度をってきたのかを明らかにする。その際、本節では、岸が上記した 1930 年代の対処策を再現させるため、中小企業政治連盟（中政連）を率いた鮎川[6]との特殊な協同関係にあった点に注目したい[7]。第 2 節では、第 1 節の議論を踏まえ、岸内閣が 1957 年 11 月 25 日に制定した「中小企業団体の組織に関する法律」（中小企業団体法）の成立過程及び金属洋食器をめぐる対日輸入制限運動に岸内閣が金属洋食器に対日輸入制限運動にいかに対処していこうとしたのかを記す。第 3 節では、岸が鮎川に協力与えて中小企業団体法を利用した秩序ある輸出の体制をいかに形成しようとしたのかを議論する。第 4 節では、岸が秩序ある輸出という国内体制の整備のみならず、日本の対米輸入自由化措置とともに日米間の政官財指導者の経済協議体を形成し、日米貿易摩擦の顕在化を未然に防ぐことを目指したことを指摘する。その背景には、1958 年から 1959 年にかけて日本の対米輸出が急増したことに対して対日輸入制限運動がより高まっていたことがあった。岸の模索は、日米安保条約第 2 条（経済条項）を利用するかたちでアイゼンハワー政権に提案されることになったのである。

なお、本論は、これまで岸内閣が主として大企業より構成される重化学工業部門の振興を重視し東南アジアや中南米への経済外交、そして東西貿易の拡大を目指してきたと議論してきた。だが、この議論は、岸が軽工業部門を軽視していたことを意味しているわけではない。当時、日本の対外輸出構造は、軽工業部門が生産する労働集約的商品と大企業により構成される重化学工業部門が生産する資本集約的商品という二面性を持っていた。ゆえに、岸内閣が策定した新長期経済計画は、、重化学工業部門の育成を重視しつつも輸出目標を実現するため、以上の二面性を活かす作戦を前提としていたからである[8]。

---

[6] 近年、井口や宇田川を中心に鮎川研究が進められてきた。本節は、これまで分析が進められていない鮎川・中政連という側面の解明にも貢献し得るものである。戦前に鮎川が満州の経済開発のためにアメリカからの借款導入を模索していた点は、Haruo Iguchi, *Unfinished Business : Ayukawa Yoshisuke and U.S.-Japan Relations 1937-1953*, Harvard Univ Council on East Asian, 2003.。戦後の鮎川の活動は、井口治夫「鮎川義介の戦後電源開発構想と米国－1950 年~1952 年」『同志社アメリカ研究』第 37 号、2001 年 3 月。また、宇田川は、鮎川の未公刊の回想録など基礎史料の発掘を進めた。宇田川勝「資料『鮎川義介 回想と抱負」『経営志林』42 巻 4 号、2006 年。

[7] 後に岸は、鮎川との関係を以下のように回顧しているからである。「私が総理大臣になったとき、彼（鮎川：注、筆者）に私の経済最高顧問を依頼し、殊に日米通商問題に関与せしめた。又彼が中小企業問題に取り組んで中小企業団体法に腐心していたとき私はそれが国策上重要であると考えこれを成功せしめた。このように公事については彼の真価は私が最も良く知り、彼も亦同様に私を読みとったと思っている」。岸信介「鮎川義介氏を紹介する」1965 年 9 月 9 日。『鮎川文書』、MF111.01、憲政資料室。

[8] 浅井良夫「『新長期経済計画』」と高度成長期の経済・産業政策」『経済研究所報告書』成城大学経済研究所、2000 年、56 頁。

## 第1節　日米貿易問題と中小企業政策

### 1、日本の中小企業と対米貿易－1930 年代との共通性

1950 年代の日本の中小製造業者は、生産実績総計が全製造業者の年出荷額の約 53%（3 兆 3 億円）、日本の総輸出額の 50%を超えていたように、「日本経済を支える重要な地位」を占めていた[9]。特に雑貨などの軽工業品は、原料消費が少ないため外貨手取率が相対的に良かったため国際収支の均衡化に寄与し、「国の貿易政策の対象として重く取り扱われる必要がある」と認識されていた[10]。これら雑貨類の主要生産者の大部分は、中小・零細企業であった。さらに、中小企業は、「多数の、生きた労働を吸収し、ひとびとの生活を支えている部門」であったことからも、完全雇用を実現する上でも重要な領域であった。つまり、中小企業政策（特に軽工業分野の中小製造業の保護育成策）は、鳩山内閣期以来の長期経済計画の目標である経済的自立とともに完全雇用を実現するための重要項目として、「重く取り扱われる必要がある」と認識されていたのである[11]。実際、通産省が 1954 年 9 月に公表した「新輸出計画」（1957 年度まで 17 億 4,000 万ドルの輸出実績目標）は、外貨獲得率の高い中小企業から構成される繊維や雑貨等の軽工業品を先進工業諸国向け輸出振興対象として重視することを明示した[12]。

本章冒頭で言及したように、1950 年代の日本の対米輸出の主要品目は、中小企業が製造する繊維製品や雑貨類（金属洋食器、玩具、体温計、洋傘骨、電球、陶磁器、合板、鮪缶詰など）が大半を占めていた[13]。これら労働集約型商品は、低価格を背景として対米輸出を急増させ、米国内の競合企業の対日輸入制限運動を惹起させた。廉価な日本製品の輸出急増を引き金とする日米貿易摩擦は、1930 年代の日本が経験した現象の再来でもあったと言える。1930 年代の日本は、金輸出再禁止と円安誘導による製品価格の低下により輸出を拡大し、世界恐慌に主要国が苦しむなか一早く不況から脱していた[14]。日本製品の急増に直面した諸外国は、日本の繊維製品、電球、ゴム靴、鮪缶詰など雑貨の輸出急増を「ダンピング」と非難し輸入制限措置をとった[15]。例えば、米国大統領の

---

[9] 宇田真一郎「中小企業団体法と鮎川の中政連」『前衛』1958 年 3 月。138 号。58 頁。
[10] 中村金治「輸出中小企業の動向－燕洋食器工業の実態」『貿易研究』6 号、186 頁。
[11] 中村「輸出中小企業の動向」、上掲、186 頁。
[12] 高瀬弘文「戦後世界における日本の位置（1）」『一橋法学』5 巻 2 号、271 頁。吉田・自由党政権は、12 業種毎の産業別輸出会議（業界代表者、学識経験者、関係各省局課長より構成）、右会議を統括する「最高輸出会議」（首相〔議長〕、通産相〔副議長〕、外相、蔵相、農相、運輸相、経企庁長官、日銀総裁、産業別輸出会議会長から構成される）を設立した以後、「輸出計画」は、右にあげた産業別輸出会議の審議及び提言を輸出会議が承認するという過程で形成される。鶴我七蔵「最高輸出会議」『時の法令』293 号、27－29 参照。
[13] 日中輸出入組合編『日中貿易白書』、上掲、33 頁。
[14] 北岡伸一『日本政治史』、上掲、181 頁。
[15] ダンピングは、生産費プラス公正利益以上で国内販売している商品を生産費プラス公正利益以下の価格で商品輸出する不公正取引（コマーシャル・ダンピング）と企業内の労働条件を低くすることで生産コストを下げて輸出する（ソーシャル・ダンピング）を意味し

フーバー（Herbert C. Hoover）は、議会に為替ダンピング法案を提出し電球、ゴム靴、缶詰などの日本製品の輸入制限を目指した[16]。

当時、商工官僚であった岸は、以上のような米国をはじめとする輸入制限運動対策に関わっていた。当時、岸は、米国など諸外国の日本品排斥運動を批判するよりも、日本側の多くの中小企業が輸出先のバイヤーから買い叩きにあっているという事実に注目すべきと考えていた[17]。なぜならば、廉売による輸出増大は、「外国人の為に安く働き、或いはただ働きをする、或いは日本の資源と云うものを安売りする」という犠牲により成り立っていると分析していたからである。岸は、こうした「出血輸出」が米国政府の関税収入をもたらすだけであり、日本全体にとっては低賃金労働、長時間労働、同業者の共倒れという弊害が大きい「不健全なやり方」と批判していた[18]。

実際、商工省は、外務、大蔵両省と協議の上、米国を刺激しないように低廉な価格で一事に大量的輸出を見合すよう米国向け輸出業者に勧告を発していた[19]。また、商工省は、日本の中小工業の廉売が輸出先市場を攪乱しないよう秩序ある輸出の体制を整備し、輸出相手国内の日本品輸入制限運動を抑制しようとした[20]。ただし、輸出規制のためには、輸出に関わる業者に統制を強制し得る法整備が必要であった。そこで、1933 年 2 月から外務省通商局に出向していた岸は、商工省側代表として「貿易調整及通商擁護ニ関スル法律」（1934 年 4 月 8 日制定）の立案に関与した。同法の狙いは、内閣直属の関税調査委員会（蔵相会長）に諸外国の対日輸入制限措置への対抗措置（関税率引上や輸入数量制限）の発動権限を委任する一方、日本国内の輸出取引を直接統制する法的根拠を得ることにあった[21]。つまり、自主輸出規制を法的に担保し得る環境を整えることにより、相手国政府からの信頼を得ることを目指したのである。さらに、商工省は、「輸出組合法」を改正し輸出組合に輸出数量・輸出価格の協定締結権を付与した（ただし、主務大臣は必要に応じて変更を命令し得る）。こうして、戦前の商工省は、特定品目ごとに結成された中小輸出業者よりなる「輸出組合」と中小生産業者を図る「工業組合」を包括する協議体を組織し、この協議体を通じて生産数量や輸出数量を調整することによりオーダリー・マーケティングに取り組んできたのである。

しかし、1950 年代の日本は、1930 年代に岸らが整備を進めたように、オーダリー・マーケティングを担保し得るような政府の強い統制権限がなかった。そもそも、1950 年代初頭の中小企業政策は、占領期の経済民主化（独占資本の排除と国家介入の排除）の流れを汲み、自由主義的経済政策を原則とする自治主義に徹するものであったからで

---

ている。ジョンソン『通産省と日本の奇跡』、上掲、112 頁。

[16] 『大阪毎日新聞』1933 年 2 月 1 日。

[17] 岸信介「一般統制経済」、上掲書、45 頁。

[18] 岸信介「一般統制経済」、上掲書、45 頁。

[19] 『中外商業新報』1933 年 1 月 31 日。

[20] 岸信介「貿易調整及通商擁護に関する法律」『経済』1934 年 6 月、163、166 頁。

[21] 岸「貿易調整及通商擁護に関する法律」、上掲、163、170 頁。

ある。そこで、次項では、1950 年代初頭の日本の中小企業政策の特徴を整理しつつ、岸がどのような態度をとってきたのかを位置づける。

**2、1950 年代初頭の中小企業政策の特徴**

戦後日本の中小企業政策は、戦前期に引き続き「協同組合制度による組織化政策」を基本としていたものの、GHQ 及びそれを支持する社会党の要請に従い「統制組合的性格」を払拭し「自治的相互扶助の精神に徹する」ものへ改変していた[22]。また、片山・芦田内閣期（1947 年 5 月－1948 年 10 月）は、社会党と修正資本主義を掲げる民主党及び協同主義を掲げる国民協同党の連立政権として、中小・零細企業層を重視する姿勢をとった。例えば、芦田内閣は、1949 年 6 月に「中小企業等協同組合法」（以下、協同組合法）を制定した[23]。協同組合法による事業協同組合制度は、戦前の「工業組合法」のように強制カルテルにより多数乱立する中小・零細企業間の過当競争を抑制することできなかった。社会党が占領期の経済民主化（独占資本の排除と国家介入の排除）を強く支持していたためである。実際、芦田内閣は、商工省から中小企業を専門とする中小企業庁を分離独立し、革新志向の強い蜷川虎三（経済学者）を中小企業庁長官（1948 年 8 月－1950 年 5 月）に起用していた。

他方、吉田・自由党政権（1948 年 10 月－1954 年 12 月）は、第 1 章で言及したように、インフレ抑制のためドッジ・ラインにもとづく緊縮財政をとり中小企業などの後進セクターへの補助金削減をおこなう一方、重工業重視の経済復興計画を排し比較優位を原則とする自由主義的な産業政策と貿易政策への転換を進めた[24]。緊縮財政は、インフレ収束による物価の安定をもたらしたものの民間企業における大量人員整理（1949 年末までに 40 万人以上）や経済基盤の弱い中小企業の倒産を誘発した（安定恐慌）。しかしながら、吉田内閣は、インフレ収束を重視し中小企業問題を重視する姿勢をとらなかった。先述した蜷川中小企業庁長官は、政府の経済政策に対する批判的論考を『通産省公報』に発表したため吉田内閣により罷免された[25]。一方、池田勇人蔵相兼通産相は、1950 年 3 月、資金繰りが困難となった中小企業に対して、「戦争に負け、大きなインフレ収束をおこなっている時だから、大きな犠牲が出るのは止むを得ぬ」と発言し、野党

---

[22] 協同組合法は、占領期に廃案となった「商工組合法」（1941 年 12 月制定）の「応急的臨時措置」として制定された「商工協同組合法」を引き継ぐものであった。通商産業省編『商工政策史 第 12 巻 中小企業』商工政策史刊行会、1963 年、409 頁。

[23] 同法は、4 人以上の中小企業者が集まった場合に「経営の近代化」や「経済的地位の向上・改善」のため、受注、原料購入、生産・加工、製品検査、事業資金貸付などの協同事業を行なえる「事業協同組合」の結成を認めるものであった。全国中小企業団体中央会ウェブサイト（www.chuoukai.or.jp）参照。最終アクセス日 2013 年 6 月 24 日）。

[24] マイク・モチヅキ、シェルドン・ガロン「社会契約の交渉」ゴードン編『歴史としての戦後日本』、上掲、243 頁。

[25] 三宅順一郎『中小企業政策史論』時潮社、2000 年、185 頁。

やメディアから糾弾され通産相辞職に追い込まれた[26]。

こうした中、公職追放を解かれた岸は、吉田内閣の経済政策を「自由放任」として激しく批判し、中小企業政策の拡充を訴えた。繊維産業をはじめとする中小企業の多くは、朝鮮戦争の勃発に伴う「特需」により経営を持ち直していた。ただし、その後の「反動不況」は、同業者間の過当競争を惹起し、大企業や流通資本からのシワ寄せによる経営難が深刻化した[27]。岸は、第 1 章第 2 節で言及したように、岸は、経済再建及び社会政策的観点から中小企業層の保護育成を重視していた。そこで、岸は、「業界全体が不安定になり、業界全体が共倒れになるような事態」を緩和するため、戦前のように国内に乱立する中小企業事業者を組織化した商工組合（工業組合ないし商業組合）を通じて競争を抑止し共倒れを未然に防止するような産業秩序を形成する必要があると考えていた[28]。一方、反動不況を受けた綿スフや人絹など織物関係業界も、過当競争を抑制するための強制カルテルを求めていた。だが、吉田・自由党は、産業秩序よりも自由競争を重視し、比較的規模の大きい中小企業経営者が強く反対する戦前型の「統制組合的性格」の復活に消極姿勢をとっていた。

したがって、当時の中小企業政策にとって重要法案となる「特定中小企業等の安定に関する臨時措置法」（中小企業安定法）は、元商工官僚の南好雄（自由党所属議員）らによる議員立法による時限立法となった。同法は、独占禁止法の適用除外として不況克服のため過当競争の緩和や生産調整などカルテル行為を行ない得る調整組合の設立を認め、必要に応じて通産相がアウトサイダーに対する規制命令を発することができるものであった。一方、欧米諸国への輸出振興を重視する吉田内閣は、1952 年 8 月、「外国貿易の健全な発展を図ることを目的」として輸出入取引法を制定した[29]。つまり、輸出入取引における過当競争を抑制するため貿易業者と国内生産業者及び販売業者を構成単位とするカルテル結成を認め、「輸出取引及び輸入取引の秩序を確立」を図ろうとしたのである[30]。要するに、吉田・自由党政権は、調整組合（中小企業安定法）と輸出カルテル（輸出入取引法）を組み合わせのもと、生産数量と輸出数量を調整した「秩序ある輸出」を行なっていこうとしたのである。

しかし、吉田・自由党政権の中小企業政策は、岸にとって見れば付け焼刃であった。そもそも、調整組合（中小企業安定法）は、アウトサイダーに対する強制加入規定がな

---

[26] 第 4 次吉田内閣で通産相に起用された池田は、1952 年 11 月に野党側の中小企業対策の質問に対し、「5 人や 10 人破産さられることは止むを得ない」と答弁し再び辞職に追い込まれた。若宮啓文『忘れられない国会論戦』中公新書、1994 年、78 頁。

[27] 三宅『中小企業政策史論』、上掲、207 頁。

[28] 「衆議院予算委員会 3 号」1957 年 11 月 5 日。『国会議事録』。

[29] 寺村泰「戦後輸出カルテル政策の形成－1952 年輸出取引法成立過程の研究」『静岡大学経済研究』13 巻 2 号、参照。

[30] 例えば、雑貨類の輸出業者は、1954 年 9 月、日本雑貨輸出組合を結成した。右組合は、玩具、金属洋食器、電球など商品別部会からなり、およそ 350 余りの業者が加入していた。通商産業省繊維雑貨局編『雑貨ガイドブック』富士弘報社、1968 年、35 頁。

く、過当競争に陥りがちと見なされた繊維、マッチ、ゴム製品、陶磁器、漆器、ホウロウ鉄器など 14 業種に限定されたものであったからである。また、調整組合は、事業協同組合（協同組合法）のような共同経済事業を認められていなかったため、「調整事業と共同経済事業との両者相まっての円滑な遂行」を期待することができなかった[31]。つまり、「中小企業安定法」は、不況克服のための緊急避難的な性格が強いものであったのである。そこで、岸は、事業協同組合と調整組合をより統制力の強い戦前型の「工業組合」に一本化し、組合単位の企業合理化による製品の品質向上や高付加価値化によって輸出競争力を高めること、同業者間の過当競争を是正し「出血輸出」の是正≒欧米諸国による廉売を根拠とする日本製品の輸入制限運動を解消することを目指したのである。要するに、国家による管理・統制的な中小企業政策への転換を模索していたのである。鳩山・民主党への政権交代は、自治主義を基調とする中小企業政策を変化させる契機となった。

**3、鳩山内閣期の中小企業政策と中小企業政治連盟**

鳩山内閣は、1955 年 8 月、「協同組合法」を改正して通産省に事業協同組合の設立認可権を付与することで中小企業に業務改善命令ができるようした。一方、鳩山内閣は、中小企業経営者を支援するため「中小企業振興資金助成法」、「下請け代金支払い遅延防止法」などの法整備を進めた[32]。

鳩山内閣期の中小企業対策の積極化を後押ししたのは、幹事長であった岸をはじめとする吉野信次（元商工官僚、満業副総裁）、小笠公韶（元商工官僚、前中小企業庁長官）ら議員と鮎川（参議院議員）が率いた中小企業政治連盟（中政連）という圧力団体であった。鮎川は、1955 年 4 月、中小企業層を「強固な組織」にまとめるため、中政連を結成した[33]。中政連は、鮎川が「恰も労使関係に於ける総評に相当する所謂圧力団体（プレッシャア・グループ）の立場に於いて、政府や政党に向かって正々堂々と働きかける」と述べたように[34]、党外から民主党（後に自民党）の中小企業政策の立案と実行に圧力をかけた。中政連が掲げた政策目標は、「普通銀行の融資力の半分を中小企業へ」、「郵

---

[31] 川上為春「難産だった中小企業団体法」『月刊中小企業』28 巻 9 号、1976 年、23 頁。中小企業安定法は、1953 年に恒久法となり、1954 年と 1955 年の改正により、適用業種の拡大、調整組合結成要件の緩和、調整事業範囲の拡大が行われた。適用業種は、1957 年に廃案されるまでに繊維、機械類、雑貨など 45 業種に拡大し、最終的に 329 組合が設立された。三宅『中小企業政策史論』、207 頁。

[32] 『商工政策史』、同上。

[33] 中政連の組織は、中小企業層を業種別の全国的系列組織（縦糸）と全国選挙区毎地区組織（横糸）から構成される「立体的集合体」であった。中政連最高顧問に星野直樹、参与に岸や藤山が就任した。鮎川は、この団体のため、日産館ビル売却益（約 5 億円）や帝国石油 500 万株、日本水産 50 万株を漸次売り払ったと言われている。「中政連は何うなった 鮎川義介のその後」『実業界』1963 年 8 月、6 頁。

[34] 鮎川義介「中小企業政治連盟と私の構想」『実業界』1956 年 5 月、97 頁。

貯、簡保より毎年千億円を中小企業へ」、「零細企業へも社会保障を」、「中小企業の団結強化法」、「出血輸出絶対防止の法律を」というものであった。岸は、鮎川が中政連のスローガンを作成する際、「貿易統制と中小企業の組織化を取り上げて、この法律〔後述する中小企業団体法〕を作るときには強制加入制度がないとだめ」と助言していた[35]。つまり、「中小企業の団結強化」と「出血輸出絶対防止の法律」という要求は、秩序ある輸出を目指そうとする岸の意向を反映したものでもあったのである。

本章冒頭で触れたように、アメリカ国内では、対米輸出品目の筆頭である繊維製品に対する輸入制限運動が激化していた[36]。鳩山内閣は、綿製品をめぐる対日輸入制限運動に対処するため、日本側業者による生産調整や輸出制限などの自主輸出制限措置により、関税引上げなどの輸入制限措置の阻止を目標とする対米交渉をアイゼンハワー政権と開始した。日本側は、綿製品輸出数量の制限を求める米国側に譲歩を繰り返した[37]。アイゼンハワーは、こうして合意を見た日本による自主輸出制限に満足し米国側業界の関税引上げや輸入割当要求を斥けたのである。当時、鮎川は、こうした事態を以下のように認識していた。

> 飛躍的な伸びが期待できるのは中小企業製品だが、政府も業界自身もまったく無為無策にすぎる。過当競争によるダンピング輸出という言葉だけで、すべていいつくされているのが現状だ。みずから過小利潤にあまんじ、しかも、その安売りが中小企業製品の伸びるべき輸出をはばんでいる〔中略〕中小企業製品の輸出が伸びない理由はきわめて簡単だが、これを軌道に乗せるためには強力な法のワクが必要で、自主的措置などではとうていダメだ。法のワクを得るには業者が大同団結して政府、政党に圧力を加えることだ（下線筆者）[38]。

また、鳩山内閣は、第 5 章で見たように、第 3 次日中民間貿易協定締結の承認（1955 年）、日ソ国交回復交渉（1956 年妥結）など共産圏と接近を進めていた。そこで、鮎川は、中国やソ連との貿易拡大という観点からも、法的権限による中小企業層を統制する必要があると考えていた。つまり、将来的に貿易を国家管理している中国やソ連といった社会主義国と通商を拡大しくためにも、あらかじめ品目毎に取引窓口を一本化する「輸出統制」の体制をつくり、「一番安いところを叩かれない」ようにすることが「こんどの私の統制法〔後述する中小企業の団結強化法：注、筆者〕の狙い」でもあったの

---

[35] 中小企業政治連盟機関紙『中政連』1957 年 3 月 5 日号。『鮎川文書』、憲政資料室。

[36] 例えば、米国内の繊維業界の支援を受けた 63 名の上院議員は、1955 年 12 月に綿製品の輸入制限法案を提唱した。また、日本製輸入繊維製品と競合関係に置かれていたサウス・カロライナとアラバマの州議会は、日本製輸入繊維商品を取扱い小売店にその旨を明示する札を貼ることを要求する法律を可決した。シャラー『「日米関係」とは何だったのか』、上掲、192 頁。

[37] 繊維製品をめぐる自主輸出制限案は、対米交渉の渦中において日本側が大幅に譲歩したものとなった。高瀬『戦後日本の経済外交』、上掲、第 6 章、参照。

[38] 「中政連を置き去りにした鮎川義介」、上掲、164 頁。

である[39]。

中政連がまとめた「団結強化法案」は、前項で整理した経済民主化を背景とする自治主義を基調とする中小企業政策に逆行する懸念や、憲法上認められた「結社の自由」に抵触するという問題をはらんでいた。例えば、「団結強化法案」は、同一地区内に存在する同業種の中小企業の 1/2 以上の合意があるとき、事業協同組合と調整組合の機能を併せ持つ恒久的な商工組合（工業組合ないし商業組合）を結成し、既存の組合組織を商工組合に一本化しようとするものであった。とりわけ、従来と大きく異なる点は、地区内 2/3 以上の企業の参加がある場合にアウトサイダーに対する強制加入させる規定、取引関係のある大企業や商社などの不利益取扱いを禁止させるため商工組合に「団体交渉権」[40]や政府による「調停制度」を採り入れようとしたことであった[41]。鳩山内閣は、中小企業政策を検討するため「中小企業振興審議会」（藤山愛一郎会長）を設置していた。この審議会は、1956 年 12 月 11 日、中政連の要望をほとんど受け入れた「中小企業組織法案」を政府に答申した。

したがって、独占禁止法を所管する公正取引委員会（公取）は、以上の中政連試案について批判的であった。その理由は、カルテルや員外規制の強化によっても「中小企業の不安定」の改善を期待できず、むしろ一般消費者の利益や経済発展を阻害すると考えたからである。公取は、自由競争により中小企業者が自然に整理されることを期待していたと言えよう。また、大企業を中心とする経済団体と総評を中心とする労働者ないし消費者団体も、中政連に反対する立場をとった[42]。当時、中小企業長官であった川上為春は、「大企業や産業組合〔事業協同組合〕、それに農業協同組合などが反対しました。とくに大企業の反対がすさまじかった」と語っている[43]。さらに、中小企業経営者団体である全日本中小企業協議会（1947 年設立）は、中政連に合流するグループと反発するグループに分裂した。後者は、中政連運動が「上からの命令で中小企業の自主性を抑える懸念があり、戦前の官僚統制への道を開く危険がある」と批判した[44]。

---

[39] 鮎川義介・森川覚三対談「中小企業の活路と対策」『マネジメント』1956 年 11 月号。40 - 41 頁。

[40] 中政連の考える「団体交渉権」は、中小企業事業者によって結成される商工組合の団結権と団体交渉権を認めるというものであり、労働組合と同様の考え方であるとされた。これにより、相手方に対する応諾義務の強化を図るとともに、違反した場合の罰則の制定を狙っていた。中小企業政治連盟編『中政連』、上掲、71 頁。

[41] 三宅『中小企業政策史論』、上掲、209 頁。

[42] 経済団体（日本百貨店協会、紡績協会、関西経済連合会など）は、中政連が要求する「団体交渉権」につき「親企業と下請企業との好ましい相互関係を破壊する」ものと反対した。一方、消費者団体（主婦連合会、消費者生活協同組合連合、総評）は、カルテルによる製品価格調整により「消費者の利益が無視される」と反対した。中小企業政治連盟編『中政連』、上掲、77 頁。

[43] 川上「難産だった中小企業団体法」、上掲、23 頁。

[44] 反対派は、1957 年 4 月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）を結成した。中小企業同友会全国協議会のウェブサイト DOYU NET(www.doyu.jp)参照。最終アクセス

以上のような日本社会の反応は、まさに鮎川が中政連という強力な組織を必要とした理由でもあった。中政連は、鮎川の豊富な資金力を活用し自民党や社会党そのものや中小企業層が「有力な選挙地盤」となっている議員に働きかけを進めた[45]。一方、上記した反対派は、中政連の意向を汲んだ「中小企業組織法案」の国会上程を阻止するため、自民党や社会党に働きかけをおこった[46]。例えば、自民党総務会は、中小企業振興審議会答申案など検討を開始したものの大企業の意向を受けた一部議員の猛烈な反対により意見の集約ができなかった[47]。したがって、与党内部の対立も複雑に絡み合う「中小企業組織化法」は、国会に提出される以前から成立困難と見られていた[48]。だが、石橋が病のため辞職し岸内閣（1957 年 2 月 25 日 - 1960 年 7 月 19 日）が成立したことは、鮎川・中政連の追い風となった[49]。

## 第2節　対米貿易の「安定化」の模索－「中小企業団体法」と秩序ある輸出

### 1、中小企業団体法の制定

岸は、「中小企業組織化法」成立のため「自民党の陣頭指揮に異常なまでの熱意」を示した[50]。自民党執行部は、慎重審議を条件として総務会の支持をとりつけ、1957 年 4 月 5 日に「中小企業団体の組織に関する法律」（以下、中小企業団体法と略記）を国会に提出した[51]。岸が同法の早期成立に熱意を示した理由は、前節で確認したように、戦前期に商工省がとってきたような管理・統制的な中小企業政策への転換を模索していたことに加え、日米貿易摩擦が深刻化する懸念が高まっていたことがあげられる。岸は、先述したように、1930 年代に日本と諸外国の間の貿易摩擦問題の解決に取り組んだ経

---

2013 年 6 月 30 日。

[45] 中政連は、自治庁が政治資金規正法にもとづき公表した政党寄付金によると 1956 年の参議院選挙の際、「自民党へ 5 千万円、社会党へ 1 千万円、緑風会に 500 万、それぞれ寄金」をおこなっていた（『朝日新聞』「圧力団体と政治」）。

[46] 例えば大企業側に立つ財界は自民党に、一般消費者の側に立つ総評や主婦連は社会党に、そして損害保険協会は参議院議員に法案成立の阻止の働きかけをおこったと言われている。中小企業政治連盟編『中政連』、上掲、77 頁。

[47] 特に、山本勝一や綱島正興は、「経済自由の原則に大きな脅威を与える疑いがある」と強く反対した。中政連広報班「中政連報 No.5」1957 年 3 月 27 日。MF.372.201『鮎川文書』。その後、4 月 26 日にも電気事業連合会、日本化学工業会、日本化学繊維協会、日本機械工業連合会、日本石炭協会、日本造船工業会、日本鉄鋼連盟、日本百貨店協会、日本紡績協会の大手筋 9 団体は連名で「法案の本国会通過は望ましくない」との要望書を政府に提出した。山本勝一議員は、4 月 24 日付『産経時事新』に反論を展開した。「中政連報 No.30」1957 年 4 月 30 日。

[48] 中小企業政治連盟編『中政連』、上掲、77 頁。

[49] 鮎川は、岸首相就任に際し、「自分は大船に乗ったつもりだと」と語った。中小企業政治連盟機関紙『中政連』1957 年 3 月 5 日号。『鮎川文書』、憲政資料室。

[50] 「中政連を置き去りにした鮎川義介」『経済往来』10 巻 7 号、165 頁。

[51] 近藤信一社会党参議院議員「参議院本会議 24 号」1957 年 4 月 8 日、『国会議事録』。

験があった。つまり、岸は、米国をはじめとする先進工業諸国の対日輸入制限運動の解消に取り組むため、1930 年代の商工省が模索したように自主輸出制限を手段とするオーダリー・マーケティングを強力に実施する体制を再構築することを目指したのである。

綿製品を対象とした輸入制限運動は、日本の対米輸出品目全般に波及しつつあった。例えば、米国内業者は、1957 年 4 月、日本からの対米輸出が急増していた金属洋食器（ステンレス製のナイフ、フォーク、スプーン）、体温計、洋傘の骨、合板、木ねじ等に対しても輸入制限措置をとるよう「関税委員会」[52]に要請した。岸は、マッカーサー駐日大使に対し、対日輸入制限運動が「日本国民全般の米国に対する信頼の念を著しく損なう」ため、「全幅的なる協力を期待」すると申し入れた[53]。また、1957 年 6 月に訪米した岸は、ダレス国務長官に対し、「日本としては『オーダリー・マーケティング』に細心の注意と努力を払っているものであるから、米側としても商品に対する制限運動が激化しないよう善処して頂きたい」と述べ、サウス・カロライナとアラバマの対日繊維製品差別法の撤廃に「努力して欲しい」と申し入れた[54]。さらに、岸は、ニューヨークにおける歓迎夕食会にて日本品に対する輸入制限運動の緩和に理解を求める演説をおこなった[55]。「中小企業団体法」は、岸が米側の説得のために用いたオーダリー・マーケティングの体制整備の意向を裏づける法案としての意義を持っていたのである。

しかし、「中小企業団体法」の国会審議は、難航していた。というのも、社会党は、政府法案に反対し、強制加入制度のない対案を提出していたからである[56]。そこで、中政連は、5 月 20 日、第 2 回全国大会を開催し団体法成立のために全国に作られた「期成同盟支部」を中政連支部に切り替える決議を行なった。つまり、選挙区毎に中政連の地盤組織を確立り「一人一人の国会議員をゆさぶるという戦術」をとったのである。また、鮎川は、岸に対し与党首脳会談を開催し「党の決意を内外に説明し社会党との対決体制を固め強制加入問題を断固押切る事」により本国会会期中の成立を目指すことを要

---

[52] 関税委員会（1916 年制定の法律に基づいて設けられた 6 人の委員によって構成される特別の行政官庁）は、大統領の要請、上下両院いずれからの議決、上院財政委員会または下院歳入委員会の議決、利害関係人の申請または、委員会自身の行為により外国からの輸入により国内産業に著しい打撃を与えている事実があるかどうか調査することとなっていた。委員会は、公聴会を開き申請者の提出を受理してから 9 カ月以内に調査の結果を大統領に報告することとなっていた。また、輸入により国内産業に著しい打撃を受けていることが確認された場合、関税修正あるいは撤回、輸入量割当設定などの勧告を大統領に行うことができ、大統領は勧告を受けてから 60 日以内に適当な措置をとることが決められていた。これは、互恵通商法第 7 条に規定された措置であり、「エスケープ・クローズ」と呼ばれる。山下章一「各国輸入制限措置の現状－アメリカ」『通商産業研究』1958 年 6 月、28‐29 頁。

[53] 経済局「日米間通商について(訪米予備会談添付資料)」1957 年 4 月 13 日。『情報公開法』。。

[54] 竹内文書課長「日米会談記録（その六）第四回岸、ダレス会談要旨（経済問題）」、上掲。

[55] 『朝日新聞』1957 年 6 月 25 日。

[56] 同法案は、参議院に送付された際に衆議院で社会党と自民党の間で合意された修正案に自民党側から再修正案が提出されたため社会党と対立し審議が遅滞した。社会党は、同法を審議未了により廃案に追い込もうとした。「中政連報 No.38」1957 年 5 月 16 日。「中政連報 No.39」1957 年 5 月 21 日。

求した[57]。

党内基盤が固まっていない岸は、強行採決を避け会期を 1 日延長することにより「中小企業団体法」を継続審議に持ち込んだ。こうした中、鮎川・中政連は、6 月以降、全国的なオルグ活動を展開し、11 月には 200 近い支部、100 余りの支持団体を擁するものとなっていた言う[58]。鮎川が上記したような異常な熱意を示した背景には、岸同様に中小企業政策を保守政権の安定的統治の手段として捉えていたことも影響していた。実際、鮎川は、米国側要人に次のような認識を伝えていた。

> 団体法がお流れになるような事になったら、中小企業に従事する 1 千 5 百万と云われる労働者達は自民党頼むに足らずとして、大多数恐らく総評に加入し、ひいて社会党を支援する事になろうから、政権は社会党に移行する公算が大きいと考えてなくてはならない[59]。

岸内閣は、11 月 1 日に召集された臨時国会で会期を 2 日延長し何とか法案成立にこぎつけた。「中小企業団体法」の成立により中小企業層は、1 以上の都道府県を地区単位（地区単位内の 1/2 以上の同業者が組合員として参加しなければならない）の商工組合（工業・鉱業・建設業に関する組合は工業組合、その他業種に関するものは商業組合という名称を使用できる）を設立し得るようになった[60]。また、同法は、過当競争を抑制するため商工組合への非加入企業（アウトサイダー）に対する規制命令、設備新設制限命令などの制度が盛り込まれた[61]。さらに、「中小企業団体法」は、「中小企業の分野に農協中央会をモデルにした機構を設けて保護、育成に当ろうとする」との狙いがあった[62]。当時、事業協同組合を統括する「全国中小企業協同組合中央会」（後に全国中小企業団体中央会に改称、全国中央会）は、吉野信次（参議院議員）が会長をつとめていた。吉野は、1957 年 12 月、岸たち自民党幹部と協議し会長を辞職し後任に鮎川を据えることにより全国中央会が中小企業界の振興事業を活発に展開することを期待した[63]。従来

---

[57] 鮎川義介から岸信介宛書簡「中小企業団体法案通過促進に関する件」作成日不明。MF138『鮎川文書』。

[58] 中小企業政治連盟編『中政連』、上掲、43 頁。『朝日新聞』「圧力団体と政治」。

[59] 鮎川義介「米国の国会と民間の有力者に対する口上次第書」1957 年 6 月 1 日。『鮎川文書』MF531.1、憲政資料室。

[60] 「商工組合」の利点は、組合員の事業対する指導教育、情報収集及び提供、調査研究や生産数量、販売価格など組合協約の締結などを行なうことができる事（中小企業安定法は廃止された）、組合員による出資があれば「事業協同組合」と同様の協同経済事業を行なうことが可能であるという点にあった。全国中小企業団体中央会ウェブサイト（www.chuoukai.or.jp）参照。最終アクセス日 2013 年年 6 月 24 日）。

[61] 川上「難産だった中小企業団体法」上掲、23 頁。ただし、中政連が求めていたような強制加入制度の要件は、地区内 3/4 以上の中小企業の参加がある場合に引上げられると共に不服申し立てもできるように厳格化された。

[62] 岸『岸信介回顧録』、上掲、386-387 頁。

[63] 「中政連を置き去りにした鮎川義介」、上掲、167 頁。

の「中小企業安定法」にもとづく調整組合の設立数は、5 年間で 332 であった。後に岸は、「この法律ができたことにより大企業に自省心を持たせ、中小企業の組織化を推進した効果は大きかった」と回想している[64]。実際、「中小企業団体法」にもとづく商工組合の設立数は、1933 年 4 月から 1934 年 7 月までの間で 140 を超えた[65]。ただし、中小企業団体法は、従来の経済民主化と自治主義という組合精神を後退させ「恒常的カルテル依存体質」を高める契機となり、原料メーカーや商社エージェントなどとの結合、大企業との系列化（下請組合）を進めることになったと言われている[66]。

**2、金属洋食器をめぐる日米交渉**

岸内閣は、前項で見たように、「中小企業団体法」の制定により中小輸出製造業者のオーダリー・マーケティングの体制確立のための環境整備を進めてきた。実際、岸は、「秩序ある輸出をしていくという意味から申しますと、この商工組合ができて、そして過当競争がなくなって、そして業界が安定して公正な価格で秩序ある輸出ができるというようなことは、日本の輸出増進の上からいうと非常に望ましい」と述べていた[67]。

他方、外務省と通産省は、綿製品の時と同様に、自主輸出規制による米国政府が対日輸入制限の圧力を緩和し得るような働きかけをおこなっていた。当時、外務当局は、米国関税委員会がアメリカ国内業界の要求に対し「むやみに引上げ要請を出さないかどうか」、又、「アイクが果たして火消し役をつとめてくれるかどうかは予断を許さない」と観察していた[68]。特に日本側が重視していたのは、金属洋食器に対する輸入制限運動であった。金属洋食器の 1956 年度の対米輸出数量は、1953 年の約 14 倍（約 600 万ダース）に増大していたからである[69]。こうした中、米国の「ステンレス製洋食器製造業者協会」は、1957 年 4 月 11 日、日本からの低価格品の輸入急増を「ダンピング輸出」と批判し、金属洋食器に対する関税を 1930 年当時の関税率に引き上げるよう米国関税委員会に提訴していた。また、米国側の金属洋食器業界は、1956 年における米国食器消

---

[64] 岸『岸信介回顧録』、上掲、386-387 頁。

[65]「中小企業団体法は期待にこたえたか」『時の法令』328 号、26 頁。

[66] 従来の「事業協同組合」は、1959 年頃より過半数が「休眠組合」と呼ばれるようになる一方、「出資商工組合」の数は、1961 年 6 月に 634 組合に達した。その目的は、調整事業（80%）、教育情報事業（26%）、資金貸付（8%）、共同購入（9%）、共同販売（5%）、共同受注・加工（3%）となっていた。三宅『中小企業政策史論』、上掲書、210 頁。

[67]「参議院商工委員会第 7 号」1957 年 11 月 12 日。『国会議事録』。

[68] これまで外務省内では、米国の政権与党である共和党の貿易政策方針は、「自由な世界貿易」であり、アメリカが進んで対外輸入品目に対して関税引下げ措置をとることを「アイク・ドクトリン」の一つと認識しており、アイゼンハワー政権が日本のガット加盟を「陰に陽に応援した」という経緯からも、日本からの輸入品目に対して関税引上げなどの輸入制限措置をとることはないと観察してきた。作成者不明「日本の金属洋食器製品に対する米国の輸入制限運動について」作成日不明。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[69] 勝谷保他「輸出中小企業製品の買取機関の外形と実業」『月刊中小企業』1958 年 9 月。

費量の 10%（約 200 万ダース）の輸入割当を日本側に強制することも要請していた[70]。

外務省は、仮に金属洋食器に対して輸入制限措置がとられると他の雑貨類も含めた「全般の戦局不利にする状況」に陥るとも捉え、通産省とともに 8 月 8 日より関連国内業者を集め金属洋食器輸入制限問題の対策協議を開始していた[71]。同協議会に出席した宮崎外務事務官は、近年の金属洋食器の対米輸出の延び方が「異常な程の倍率を示し、誰がみても、何等かの措置を必要とするということは、最近の米国における日本品輸入制限運動から観て当然」との認識を示すとともに、米国関税委員会が関税引上げ勧告を出す「危険が大」でありアイゼンハワー政権の立場も「極めて弱くなってきている」ため勧告に従わざるを得ないとの予想を伝えた。そこで、輸出対策協議会は、金属洋食器の対米輸出数量を 1956 年度輸出実績である 592 万ダースを基にした年間 590 万ダース（1957 年 10 月 1 日より 1958 年 9 月末日まで）に自主規制することを決めた[72]。輸出規制の実施にあたる雑貨輸出組合は、8 月 12 日、上記自主規制案を正式に決定し、今後 2、3 年継続していく意向を固めた[73]。外務省は、関税委員会の大統領への調査報告を日本側に有利なものに近づけるため、早急に自主輸出制限案を発表することにした。

しかし、米国関税委員会は、1958 年 1 月 10 日、洋傘骨と金属洋食器の輸入製品に対する関税引き上げ措置を全委員一致で勧告をした。この勧告により、アイゼンハワー大統領は、3 月 10 日までに政府の態度を決定しなければならなくなった[74]。外務省は、大統領が関税委員会勧告に従ったら日本の関係業者が「大きな打撃」を受け、その他の対米輸出産業全般も「深刻なる不安に陥れることは必定」であるとし、大統領が勧告拒否することを「切望して止まない」との声明を発表した[75]。

こうした中、駐米日本大使館は、1958 年に失効する「互恵通商協定法」延長を目指すアイゼンハワー政権の議会対策が予想外に難航しているため「関税委員会一致の勧告

---

[70] 「日本の金属洋食器製品に対する米国の輸入制限運動について」作成日不明。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[71] 作成者不明「金属洋食器に関する日本雑貨輸出組合の対米輸出調整措置について」1957 年 8 月 8 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1 外交史料館。これまで金属洋食器問題は日本雑貨輸出組合金属洋食器部を中心に対策が協議されてきた。この協議会は、部会構成 42 社中の有力商社 14 社を委員会として組織されたものである。

[72] すでに日本雑貨輸出組合の金属洋食器部会は、対米年間輸出を 600 万ダースに抑えるとの自主輸出制限案を暫定的に決めていた。

[73] 藤山発朝海大使宛電信、第 1274 号、1957 年 8 月 12 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[74] ただし、関税委員会は、ステンレス製洋食器メーカー協会の輸入割当要望を拒否した。関税引上げの程度については、ダース当り 3 ドル以下のステンレス製洋食器に対して 1930 年関税法の関税率を復活し無期限適用するという案（ブロサド委員長）と、価格に関係なく 1930 年関税法の関税率を復活し無期限適用するとの案（アルゴット委員）があった。ちなみに、1930 年に制定された関税法は、食卓用・家庭用器具などに対し従価税 40%、テーブル用刃物・フォークなどに対して 4 インチ以下 1 個につき 2 セント及び従価税 45%と決められていた。戦後、日本がガットに加盟することで上記の関税率は、前者 19%、後者 25%に引き下げられていた。

[75] 藤山発朝海大使宛電信、第 27 号、1958 年 1 月 11 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

の拒否を大統領に回答するが如きは全く不可能」と分析し、「業界を納得せしめ得る如き実質的バーゲン」を検討すべきだと本省に具申した。特に朝海大使は、業界の自主輸出規制案に「米側は不審の念」をもっているため、「政府の責任による自主規制」の新提案をすべきと具申した[76]。朝海は、1958 年 1 月 2 日、ウィークス（Siinclair Weeks）商務長官及びカーンズ（Henry Kearns）商務次官補と会談した際、洋食器の輸入制限が日本側生産業者にとって「死活問題」であると説明し、対米自主輸出規制案を提示し「善処」を要望したものの、「日本側の自主的制限数字」だけで米側業界が納得するとは思えないとのコメントを得ていたからである[77]。実際、日本側の自主輸出規制数量（1957 年 10 月 1 日から 1958 年 9 月まで 590 万ダース）は、既契約分の出荷が行われため 640 万ダース程度になることが見込まれていた[78]。

こうした中、外務省経済局は、ガット規約にしたがい関税引上げの対抗措置を検討していた。というのも、駐米日本大使館から輸入制限運動がその他品目にも「波及して収拾し得べからざる事態」に至らないように「思い切った案」も選択肢に入れるべきとの具申を受けていたからである。経済局の検討の結果は、対抗措置をとるとしても米国政府の関税引上げを阻止する効果を期待できないないだけでなく、「事を争うこと」が日本側に有益でないというものであった[79]。米国内における日米貿易摩擦の対立図式は、米国業界の意向に従い輸入制限措置を求める米国議員と日本側に同情的な米国政府にあったため、日本が対抗措置をとることによって米国政府の立場を弱めると判断したのである。そこで、外務省は、「対日輸入制限の実施は日本国民全体に米国の自由経済政策に対する不信の念を醸成」して日米間の政治問題に悪化しかねないというロジックを用い、米国政府に大局的判断を下すように訴えようとした[80]。

また、外務省は、日本側が自主輸出制限数量を更に増やすことより解決すべきとの意向があるかもしれないが、「今回の 590 万打はすでに多大の犠牲をはらって行った削減」でありこれ以上の譲歩できないとし、自主輸出制限の実施による「犠牲と影響は別珍[綿

---

[76] 朝海発藤山大臣宛電信、第 86 号、1958 年 1 月 14 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。第二巻。駐米大使館の佐藤事務官は、バラン商務省貿易局日本課長に新提案を非公式打診し、「方法論としては米側としても関心をもって考慮し得べし」との回答を得ていた。

[77] 朝海発藤山大臣宛電信、第 3 号、1958 年 1 月 2 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[78] 藤山発田中総領事宛電信、第 1117 号、1957 年 11 月 4 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[79] 日本政府は、米国政府がある品目の関税引上げをした場合、ガット 29 条 3 項を根拠として補償のために他の輸出品目に対する関税引下げを取極めることができた。ただし、米国政府が行使できる関税引下げ権は、1955 年 1 月 1 日時点の関税率の 5%の範囲内しかないため、「そのような引下げ率で利益を得るような品目」はほとんどなかった。次に、日本政府は、補償取極が成立しない場合、ガット 29 条 3 項 a に基づき米国側の対日輸出品目の関税率引上げ措置をとることができた。しかし、対米輸入品目で関税率引上げの対象となるテレビや自動車等などの不要不急の品目は、すでに輸入制限措置をとっていたため、日本側にとって有効な報復措置となり得なかった。経済一課「米国の金属洋食器関税譲許撤回に関する件」1958 年 1 月 16 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[80] 朝海発藤山大臣宛電信、第 111 号、1958 年 1 月 29 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

織物素材：注、筆者]の場合に勝るとも劣らない」と伝え、「単なる業界だけの自主規制ではなく政府の責任」のもと履行を確保するから、「日本側の規制を信頼」するよう説得すべしと朝海に訓電した[81]。実際、朝海が 2 月 6 日に商務省や国務省に手交したノートは、日本側の自主輸出規制案及びその履行が「中小企業団体法」にもとづく「アウトサイダー規制命令」により確保されているという点、関税引上げ措置が「日本国内に生ずべき経済的社会的政治的衝撃は誠に甚大である」という点が強調されていた[82]。

日本側要請に対し、マン国務次官補（経済担当）は、関税引上げ措置が日本に甚大な「経済的、社会的、政治的衝撃」を与えることを理解しているため、ディロン国務次官代理とともに関税政策を決定する貿易政策委員会で「極力善処したい」と回答した[83]。また、大統領首席補佐官のアダムス（Sherman Adams）は、2 月 13 日、過去に大統領が関税委員会一致の勧告を拒否した前例がないため拒否権を行使することに「容易ならぬ勇気を要する」と語りながらも強硬な対日輸入制限の要望を斥ける方針であることを示唆した[84]。こうした方針の背景には、マッカーサーの具申があったと言えよう。貿易が日本の外交路線を左右すると確信したマッカーサーは、2 月 12 日、ダレス国務長官やロバートソン国務次官補に対し、日本が生存できるだけの公正かつ責任ある市場シェアを米国や自由主義陣営が認めなければ、日本は共産圏との貿易拡大に向かうことになると具申していた[85]。岸内閣は、第 6 章で議論したように、1957 年 12 月に西側諸国で初となる実質的な最恵国待遇を与える日ソ通商条約締結を契機としてポーランドなど東欧諸国との通商協定を結び、1958 年 2 月 22 日より第 4 次日中民間通商貿易協定交渉を再開していた。アイゼンハワー政権は、日米経済関係の悪化により日本国内世論が東西貿易の期待へと跳ね返ることを危惧していたのである。

---

[81] 藤山発朝海大使宛電信、第 112 号、1958 年 1 月 28 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。朝海大使は、1 月 31 日、この方針に沿ってロバートソン国務次官補に善処を要請した。「金属洋食器の関税引上げ勧告に関する件」1958 年 2 月 7 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[82] 朝海発藤山大臣宛電信、第 318 号、1958 年 2 月 7 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[83] 朝海発藤山大臣宛電信、第 318 号、1958 年 2 月 7 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。また、朝海たちは、マーチン国務省極東局日本課長や、マーフィー国務次官補や貿易政策委員会のメンバーの農務長官とも会見し、日本がアメリカの農産物の「第一の顧客」として小麦を輸入することで、「恒久的にその食生活改善を図らん」としているが、もし、アメリカ国内で輸入制限措置がとられたら日本はドル収入が落ち込み輸入余力が低減する。今後も日本に対する農産物輸出を増大したいのならば、貿易政策委員会で日本の立場にたって尽力して欲しいと要望した。朝海発藤山大臣宛電信、第 357 号、1958 年 2 月 12 日。E’2.3.1.2-1-3-5-1、外交史料館。

[84] 朝海浩一郎『花みずきの庭にて』朝海浩一郎回顧録編集会、1988 年、116 頁。朝海発藤山大臣宛電信、第 397 号、1958 年 2 月 13 日

[85] Telegram from the Embassy in Japan to the Department of State, February12, 1958. *FRUS 1958-1960 Japan* ,Vol18，p4.

**3、鮎川訪米**

岸は、外務省及び駐米日本大使館による対米説得が続けられている中、鮎川を派米させた。鮎川は、2 月 21 日、杉道助（大阪商工会議所会頭）、佐藤喜一郎（三井銀行社長）、賀屋興宣（元蔵相首相）とともに首相の経済最高顧問に起用されていた[86]。2 月 28 日に渡米した鮎川は、3 月 22 日まで約 1 カ月間滞在した[87]。

米国に到着した鮎川は、朝海より金属洋食器問題の「見通しは明るい」との感触を伝えられた[88]。実際、アダムス大統領首席補佐官のみならず米国議会上院外交委員会のマンスフィールド(Michael J. Mansfield)は、日米貿易関係の悪化により中共やソ連との貿易に活路を求め東側陣営へと接近していくことを危惧し、対アジア冷戦政策という観点から日本に同情を示していた[89]。ただし、米国議会には、1957 年以来、日本の対米輸出品目となっている鮪缶詰、ゴム靴の関税引上げ、合板の輸入割当などを目指す輸入制限法案が提出されていた[90]。そこで、鮎川は、米国の洋食器業者が集中しているコネチカット州選出のサドラック（Antoni N. Sadlak）共和党議員はじめ上下両院の保護貿易派有力議員に日本側の「特殊事情」を説明して歩いた[91]。こうした中、アイゼンハワー政権の首脳筋は、日本側が対米自主輸出規制枠を削減する代りに大統領が関税委員会の勧告に対する回答を留保付で一時的に拒否するという極秘に提案した。これに対し、岸内閣は、対米自主輸出規制枠を 1958 年 1 月 1 日から 1959 年 1 月 1 日まで 550 万ダースに削減することを「政府限り」で決定し、自主輸出規制数量を超えた場合に強制的に禁輸できるよう貿易管理令の輸出承認品目に金属洋食器を指定することにした[92]。つまり、岸内閣は、政治判断により外務省内で決めていた最終ラインを越えた譲歩をおこなったのである。こうしたパターンは、綿製品をめぐる自主輸出規制数量交渉の時と同様であっ

---

[86] 『読売新聞』1958 年 2 月 21 日夕刊 1 面。

[87] 鮎川は、アイゼンハワー大統領、ダレス国務長官、ウィークス商務長官、レーバン下院議員、マコーマック下院議員との面会を特に希望していた（藤山大臣発朝海大使宛電信、第 269 号、1958 年 2 月 24 日。A'-428、外交史料館）。岸は、ダレスに対して、鮎川が「日本の政治経済界においてもっとも影響力のある人物の一人」であり、「滞米中、貴殿のみならず貴政権閣僚や議会、財界の要人方と、両国間の経済関係を増進するための見解の交換を望んでいる」として便宜を取り図るよう書簡を送った（Letter from Kishi to Dulles, Feb 26, 1958.『集成』1 巻、8 頁）。ただし、当時、多忙なアイゼンハワーは、一特使に過ぎない鮎川との面会のため時間を割くこができなかった。また、ダレスは、SEATO 理事会に参加するため海外出張中であった。

[88] 朝海浩一郎「駐米 6 年のメモアール」『週刊朝日』1963 年 7 月 5 日号、44‐45 頁。

[89] 民主党上院議員のマンスフィールドは、「日本としては一にも貿易、二にも貿易であり、米国との貿易が頼むに足らずとならば現在の日本政府の政策としては阻止したくとも中共やソ連に向かわざるを得ない」との認識を抱いていた。A'-428、外交史料館。

[90] 外務省編『わが外交の近況 第 3 号』1959 年 3 月、参照。

[91] 鮎川『燕の洋食器問題』、上掲、6 頁。

[92] 藤山発在米各公館（除国連）及在カナダ松平大使宛電信、第 341 号、1958 年 3 月 10 日。金属洋食器は、1958 年 3 月 11 日に閣議により輸出管理令の品目に指定された。『朝日新聞』1958 年 3 月 11 日 4 面。

た。

鮎川は、3 月 6 日夕方、マンと会見した際、自らが考える日米貿易摩擦回避策を詳細に説明した[93]。鮎川は、中政連総裁と中央会会長として、「日本側業界の無秩序、無統制による価格の不安定、過度の安売」を「匡正する」ため、中小輸出メーカーを品目毎に組織化し一元的に統制できる体制を整備するとの考えを示した[94]。特に、鮎川は、輸出秩序を確立するため「少なくとも一カ年の準備期間」が必要として、金属洋食器に対する関税率引上げ決定を少なくとも 1 年間猶予するよう申し入れた[95]。つまり、「『団体法』を全面的に活用し猶予一カ年の間に燕〔金属洋食器産業が集中する町〕の問題を片づけて見せる、万一事志と異なったならば問題の非は大半日本側に負うべきであるから関税の引上げについては御意のままで文句の申しようはない」と約束したのである[96]。

アイゼンハワーは、翌 7 日、関税委員会による金属洋食器に関する関税率引き上げ勧告に対する回答を 1959 年まで留保すること及び洋傘骨に対する勧告を拒否することを発表した（ただし、体温計の関税引上げ勧告は受け入れた）。要するに金属洋食器をめぐる日米貿易摩擦は、日本側が米国政府のもとめる自主輸出規制数量を受け入れる代りにアイゼンハワー政権が関税委員会の関税引下げ勧告を 1 年間留保することにより問題を先送りされたのである。外務省は、米国側からの譲歩要請があったことを隠し、「政府としては現状にて経過する場合は、関税引上必至と判断し日本業界の立場を勘案して本年 1 月 1 日より 1 カ年間の対米輸出枠を 550 万打とすべき旨米政府に通報し善処を求めた処、幸いにして大統領の決定を見るに至った」と発表した。その後、鮎川は、ハーター国務次官補はじめ米国要人と懇談し、3 月 25 日に帰国した。駐米大使館は、岸首相に対して、「鮎川特使は滞米中官民各方面と接触懇談し成功裏に使命」終えたと報告した[97]。

帰国した鮎川は、「岸総理の負託に答える事は一先ず出来たとしてもその収穫を物語るのは全く他日に俟つ外ない」との声明を発表し[98]、「団体法による商工組合がその機能を発揮すれば強力な輸出調整ができると確信する。しかも、私は全国中央会会長として、それを推進しなければならない責任者の立場にある。私は一年の間になにがなんでも成

---

[93] マッカーサー、パーソンズ、ロバートソンは、マンに対して鮎川と是非面会をするよう具申した。特にロバートソンは、「マッカーサー大使は、鮎川のミッションには彼の個人的かつ政治的含みがあるが、適切な考慮を与えることを奨めている」として、これは岸首相のみならず日本にとっての「友好的なジェスチャー」となると位置づけていた。Letter from Persons to Robertson, March 5, 1958. Letter from Robertson to the under secretary, March5, 1958. 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅴ 日本外交防衛問題 1958 年 第 5 巻』柏書房、1998 年。351‐352 頁（以下、『対日文書集成Ⅴ‐Vol.5』351‐352 頁の要領で略記)。

[94] 鮎川「来米の目的」1958 年 3 月 5 日。『鮎川文書』、憲政。

[95] 鮎川義介「日本品の輸入制限対策についての私見」1958 年 3 月 5 日。『鮎川文書』、憲政。

[96] 鮎川『燕の洋食器問題』、上掲、6 頁。

[97] 朝海発藤山大臣宛電信、第 680 号、1958 年 3 月 23 日。A’-428、外交史料館。

[98] 中政連広報局「中政連情報」No.67、1958 年 3 月 26 日。MF182－7『鮎川文書』、憲政。

し遂げる」と所信を表明した[99]。これは、関税引上げ措置に忙殺された駐米大使館の意向でもあった。朝海は、「長期にわたり安定せる輸出を確保するためには輸出市場について十分なる調査を行うとともに、買い叩き防止のための確固たる組織（たとえば窓口一元化のための一手買取機関など）をつくり、価格、数量等については強力なる統制を行うこと絶対に必要と認められる」と要請していた[100]。

**4、モデル・ケースとしての燕の金属洋食器産業**

鮎川は、日米貿易摩擦の懸案となっていた金属洋食器産業をモデル・ケースとしてその他業種の中小・零細企業から成り立つ輸出産業のオーダリー・マーケティングを実現していこうとした。当時、日本の金属洋食器製品の約 98%を生産していたのは、人口 3 万 5 千人ほどの新潟県燕市であった。燕には、金属洋食器関係工場（1 万 2 千人ほどの従業員）が集中していた[101]。燕で生産される金属洋食器の 85%は、輸出向けでありうち 71%が米国内向けであった。したがって、燕では、先述した米国関税委員会が関税引上げ勧告をすつと、「輸入制限絶対反対、関税引上げ絶対反対、われわれの自主的調整を容認せよ」とのスローガンを掲げる約 3000 人の市民大会を開催されていた[102]。また、燕の市長、議会副議長、組合専務理事、メーカー代表からなる陳情団は、金属洋食器関税引上げ反対を米国政府に直接訴えるため渡米していた[103]。このように、中小・零細企業から成り立つ金属洋食器産業は、その他の雑貨類生産業者と共通の経済的基盤を持っていたため、日本の輸出中小企業の典型的形態でありモデル地区と捉えられていた[104]。

燕の金属洋食器の対米輸出が増大した大きな理由は、日本側製品の品質向上と米国内労働者の約 13 分の 1 と言われる低賃金もとづく低価格あった。ただし、低価格の背景には、米国側バイヤーへの売り込みのため商品を安く仕入れようとする 120 社に及ぶ輸

---

[99] 「中政連を置き去りにした鮎川義介」、上掲、167 頁。

[100] 朝海発藤山大臣宛電信、第 404 号、1958 年 2 月 19 日。A'-428、外交史料館。

[101] 洋食器製造工場 185 軒、鍍金、電解、研磨工場 1,300 軒、その他に圧延工場、金型彫金業、機械製造業、製函、洋紙、包装、梱包業などを含めると 1,551 軒。これらデータの出所は、鮎川義介『燕の洋食器問題』全国中小企業団体中央会特別事務局、1959 年 3 月。3-4 頁。

[102] 燕市編『燕市資料編 2（近代編）』1990 年 3 月、404-405 頁。当時の燕の広報紙には、大統領は、「貿易に依存しなければならないわが国の立場を理解し、自由諸国の経済提携を覆すことのないよう、ことに日米両国間の友好を促進するためにも大乗的見地」から関税委員会の勧告を拒絶すべきであると書かれていた。

[103]『朝日新聞』1958 年 2 月 15 日夕刊 1 面。陳情団は、1958 年 2 月 13 日、マン次官補とパーマー次官補代理を訪問し 1 時間あまり陳情をおこない、1 万 4000 人の署名入り嘆願書、198 点の学童の作文などを手交した。また、陳情団は、2 月 14 日、商務省を訪れカーンズ商務次官、ミューラー（Frederick H. Mueller）商務次官補にも同趣旨の陳情をした。朝海大使発藤山大臣宛電信、第 376 号。朝海大使発藤山大臣宛電信、第 367 号、1958 年 2 月 14 日。『朝日新聞』1958 年 2 月 13 日夕刊 1 面、15 日夕刊 1 面。

[104] 中村金治、上掲、74 頁、186 頁。

出業者による買い叩きがあった[105]。つまり、燕の金属洋食器産業は、輸出増進のため薄利多売の過当競争を繰り広げ、米国内の競合産業の輸入制限運動を惹起して輸出市場そのものを喪失しかねないという負のスパイラルに陥っていたのである。そこで、帰国した鮎川は、燕の金属洋食器企業を中心に結成されていた「日本輸出金属洋食器調整組合」を中小企業団体法に基づく生産調整と販売調整を可能な商工組合にするため業者の説得を開始した。

また、鮎川は、1958 年 4 月 21 日に岸と面会し、金属洋食器産業振興のため政府として強力な施策をとるよう要望した[106]。さらに、鮎川は、5 月 4 日に岸に再び面会し、商工組合が製品の買取りやストックに必要とする所要資金を政府保証のもと長期低利融資すべきと要望した[107]。また、朝海大使は、「乱売に陥りやすい日本の中小企業製品の輸出を秩序だてるためにカルテルのような組織を作りこれによって品質の向上、価格安定をはかることが望ましい」と考え、鮎川の取り組みを支持していた[108]。岸は、5 月 10 日に再び来訪した鮎川に対し、燕市を中心に結成予定の商工組合の運転資金として差当たり商工中金を通じて 10 億円を上限とした融資を与えることを了承した[109]。こうして燕を中心とする金属洋食器業者は、5 月 22 日、商工組合（正式名称、日本輸出金属洋食器工業組合、1958 年 8 月 1 日発足）の設立に合意した。「金属洋食器工業組合」は、輸出製品の規格統一、商社間の直接取引を廃止などバイヤーからの買い叩きを防止する体制作り、対米自主輸出制限により失われる利益を販売価格値上げにより相殺しようとした[110]。実際、日本側のアメリカ向け金属洋食器輸出は、1958 年 1 月 1 日より 12 月末日までの間、通関統計で約 460 万ダース（輸出認証数量で約 480 万ダース）に抑えられた[111]。また、「金属洋食器工業組合」は、1958 年 8 月より 1 割から 2 割程度の販売価格値上げを実施した[112]。その結果、米国側輸入業者の販売価格（24 ピースセット）は、1958 年 2 月時点の 3.98 ドルから同年 9 月の時点で 7.98 ドルに上昇した。鮎川は、こうした燕の金属洋食器産業の成功体験により他の中小輸出産業も商工組合を結成しオー

---

105 「輸出中小企業製品の買取機関の背景と実情」『月刊中小企業』1958 年 9 月、13 頁。
106 『読売新聞』1958 年 4 月 21 日夕刊 1 面。
107 同上。初、鮎川は、1958 年 2 月に訪米するにあたり「工業組合」が自らの生産品を一手に買取りストックするための経費や業者の資金繰りの調整資金の一部を米国政府の大統領基金、開発借款基金（DLF）、ワシントン輸出入銀行、世界銀行、余剰農産物買付の見返り資金などから引き出すことを模索していた。鮎川の諮問を受けた外務省経済局は、鮎川が滞米中という短期間に米側に打診することは事実上不可能であることを示唆した。経済局第三課「わが国の対米輸出関係中小企業再組織化のための資金を米国より受け入れる可能性について」1958 年 2 月 15 日。MF531－2『鮎川義介文書』、憲政資料室。大野勝己外務次官発鮎川義介宛書簡、1958 年 2 月 18 日。MF531－2『鮎川義介文書』、憲政。
108 『朝日新聞』1958 年 7 月 12 日朝刊 1 面。
109 『読売新聞』1958 年 5 月 10 日 4 面。
110 鮎川『燕の洋食器問題』、上掲、8 頁。
111 燕市編『燕市史（通史編）』1993 年、418 頁。
112 燕市編、上掲、419 頁。

ダリー・マーケティングを実施していくことを期待した[113]。

そして、鮎川や岸は、商工組合を通じてオーダリー・マーケティングを実施する一方、商工組合の相互協力により製品の高品質化などを進めていくことを描いた。例えば、岸は、輸入制限運動の対象とならない「世界の一流の国に伍して劣らない」日本製カメラのような商品を積極的に輸出すべきであり、「中小企業のものにいたしましても、品物をよくして高級ー値段は少々高くなっても高級なものを作って行く、そういうものを向けていくというふうな貿易政策をとる必要がある」と述べた[114]。実際、岸内閣は、1960年4月、「中小企業業種別臨時措置法」を制定した。同法は、「輸出振興、産業構造高度化、雇用拡大など国民経済の安定的成長に貢献する業種」を政令により指定し、中小企業金融公庫内に新設した「特定中小企業輸出振興融資制度」を使用して技術、経営、取引関係改善などの指導と改善資金の貸付することを目的としていた。そして、織物、縫製品、人造真珠、陶磁器、作業工具、金属玩具、金属洋食器など16業種が特定輸出業者として政令指定された[115]。

しかし、アイゼンハワー大統領は、1959年10月21日、これまで留保してきた金属洋食器に対する関税委員会の勧告について、全世界に575万ダースの輸入割当（1959年11月1日より1960年10月31日まで）を実施するとの裁定を下したからである。米国内に流入する金属洋食器製品は、日本側の「自主規制」に関わらず減らなかった。米国ステンレス洋食器製造業者協会は、1958年12月29日、アイゼンハワーに1959年の全世界からの金属洋食器輸入を割当制（年間250万ダース）にすべきと請願書を提出していた。米国業者の主張は、第3国経由で日本製金属洋食器が流入し1958年度の日本製金属洋食器の輸入数量が800万ダースを超えているというものであった。実際、1958年度の日本の金属洋食器輸出数量は、米国向けの自主輸出制限実施を受け米国以外への販路拡張を進めた結果、カナダ向が1956年度（約159万ダース）のおよそ2倍（約326万ダース）、中南米向けが1956年度（約93万ダース）のおよそ2倍（約195万ダース）に急増していた[116]。したがって、日本製金属洋食器は、米国に隣接するカナダやメキシ

---

[113] 実際、鮎川は、次のように語っていた。「燕の洋食器ね。今までよりも御利益がある。商売をすれば今までより高く売れる。今まで馬鹿なことをして、競争して安くしていた。僕がテコを入れてやると、そうするとちょっと二割値段が上る。御利益です（中略）私からいえばあれはサンプルだ。ああいうふうにやりますぜ、ということを見しているのですね」（藤原弘達・鮎川義介「宗教と手を握った中政連 - 失地回復の十字軍だと張り切る圧力団体」『経済往来』10巻9号、1958年9月。149頁）。中村は、「燕産業は中政連としてはかっこうの政治目標であり、もしこの問題の解決に成功するならば、さらに全国から多くの中小企業者の支持と参加をえるであろうとの期待があったのである」と指摘している。中村金治「輸出中小企業の動向」、上掲、180頁

[114]「参議院予算委員会第8号」1958年3月8日。

[115] 三宅『中小企業政策史論』、上掲、219頁。

[116] このような疑いは、日本側でも指摘されていた。『朝日新聞』1958年7月5日。ただし、日本側は、カナダ向け輸入増大の理由をカナダ国内の需要増と米国市場経由で間接輸入されてきた分が対米自主輸出規制により日本からカナダに直接輸入されるようになったため

コを経由して米国内に流入していたものと思われる。アイゼンハワーが示した 575 万ダースという割当数は、日本の自主輸出規制数（年間 550 万ダース）と欧州等からの輸入数量 25 万ダース分を加えたものであり、日本側に配慮を示したものであった。一方、「金属洋食器工業組合」は、以上のような自主輸出規制とオーダリー・マーケティングの実施を米国側が評価し、1959 年には少なくとも年間輸出枠を 650 万ダース程度まで拡大することを受け入れられると期待した[117]。この大統領裁定は、燕の業者のみならず、中小輸出産業界の鮎川・中政連への期待を失わせることになった[118]。

以上のような金属洋食器をめぐる日米貿易摩擦のケースは、自主輸出規制という従来の手段のみで日米貿易関係を安定化し得ないということを示すものであった。米国内の対日輸入制限運動は、日本からの対米輸出品の増加に呼応し、拡大傾向を見せたからである。1958 年度の日本の対米輸出は、トランジスタ・ラジオなど軽機械をはじめ全般的に輸出が伸び、前年度比約 14%拡大した。米国内の輸入制限運動は、米国議会、財界、労働界にも広く浸透していった[119]。特に米国議会は、1957 年度から継続審議となっていた一般的輸入制限法案のみならずマグロ、食料品、缶詰、合板、ゴム製長靴といった日本から多く輸出されている品目毎の個別輸入制限法案が提出されていた。特に 1958 年の米国は、互恵通商法延長審議や大統領中間選挙にあたるため保護貿易論者が台頭していた。対日輸入制限運動は、対米輸出増大に伴い 1959 年以降も続いた。1959 年の対米輸出は、機械類、金属製品、繊維製品などの品目を中心に前年度比で約 47%急増した[120]。つまり、米国内の対日輸入制限運動を抑制に好意的なアイゼンハワー政権を支援し米国市場を確保するためには、従来のような自主輸出規制を手段とするオーダリー・マーケティングのみならず、次節で論じるような更なる対策が必要であったのである。

## 第 3 節 日米経済関係の「緊密化」へ

### 1、最低賃金法制定

岸内閣経済閣僚懇談会は、1958 年 7 月 22 日、「官民合同で、日本品の宣伝を行うとともに、輸出品目ごとにアメリカ市場の需給関係を調査し、秩序ある輸出を行なうよう行政指導をする」という方針が盛り込む輸出対策案を検討し[121]、8 月 1 日にワシントン、ニューヨークなどに日本商品を PR などする貿易使節団派遣を決めた[122]。つまり、「高

---

と反論していた。燕市編『燕市資料編 2（近代編）』1990 年 3 月、415、418 頁。

[117] 『燕市史』、上掲、423 頁。

[118] また、鮎川は、1959 年参議院選挙で当選した息子・金次郎の選挙運動員が公職選挙法違反容疑を受けて議員辞職したため、引責辞職していた。中政連は、鮎川父子のスキャンダル、内部の権力闘争などにより中小企業層に対する影響力を失って行った。

[119] 『わが外交の近況 第 4 号』1960 年 3 月、参照。

[120] 『わが外交の近況 第 3 号』1959 年 3 月、参照。

[121] 『読売新聞』1958 年 7 月 2 日朝刊 4 面。

[122] 『朝日新聞』1958 年 8 月 2 日朝刊 1 面。

まる輸入制限運動に対処するため中小企業関係業界から使節団を米国各州に送り、米国業界との懇談、輸入制限運動を和らげ」ようとしたのである[123]。岸内閣は、以上のような PR 活動のように、オーダリー・マーケティング以外の措置によって米国内の輸入制限運動の緩和を図ろうとした。その一つは、最低賃金制度導入による対日輸入制限運動が根拠とする「チープ・レーバー」という批判を払拭することにあったと言えよう[124]。

日本国内における最低賃金制度の取扱いは、労働政策に関する政府諮問組織であった労働問題懇談会（1955 年 12 月 27 日閣議決定により設置）が 1957 年 2 月 16 日に「最低賃金制に関する意見書」を労相に提出したことで具体化していた[125]。岸内閣は、第 3 章で指摘した通り、労使協調を目指す生産性向上運動を労働政策の中核に据え、現行法規の運用を徹底することで「順法闘争」を促す一方、国民皆保険、国民年金制度、そして最低賃金法を模索してきた。最低賃金法は、社会党との審議に時間を費やし（二度にわたり審議未了となる）、ようやく 1959 年 4 月 7 日に制定にこぎつけたのである。

ただし、最低賃金制度は、日米貿易問題にも深い関わりがあった。先述してきたように、日本の繊維や雑貨はじめとする消費財は、低賃金労働を背景とした低価格によって対米輸出を急増してきたからである。実際、1955 年の GATT 加盟交渉に臨む日本政府代表は、「チープ・レーバー」に関する米国側懸念を払拭するため、「最低賃金制度を含む様々な手段を検討」するという「秘密声明」を発していた。ゆえに、アイゼンハワー政権内には、労働省を中心として日本国内の労働コスト増大によって対日輸入抑制を図り以て米国内の「保護主義的圧力」緩和を図るという見通しのもと、日本政府と最低賃金制度導入を協議すべきであるとの主張が見られた。だが、労働省の主張は、「内政干渉」と反発されかねないと反対する国務省の意向により抑えられていたのである[126]。したがって、岸内閣による最低賃金法を制定は、アイゼンハワー政権の要望とも合致した日米貿易安定化対策の一環として捉えることができよう。

**2、対米輸入自由化措置**

また、岸内閣が 1959 年から 1960 年にかけて実施した一連の対米輸入自由化ないし外資参入条件の緩和措置は、米国政府の対日輸入制限運動抑制を支援するものと位置づけられよう。米国内では、1958 年から 1959 年にかけて日米貿易関係が従来の入超（黒字）から出超（赤字）へと転じたことを契機とし、日本側がとってきた外貨管理を名目とする対米輸入差別撤廃や為替管理制限の緩和を要求する声が高まっていた。例えば、駐日米国大使館公使のチボトーは、1959 年 7 月 4 日、「米国製品の輸入や米国企業の活動に

---

[123] 『朝日新聞』1958 年 7 月 12 日朝刊 1 面。

[124] 中北浩爾「ケネディー・ライシャワー路線の背景 - 日米貿易摩擦と国際公正労働基準」『法学雑誌』第 54 巻 2 号、参照。

[125] 中北「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策」、上掲、194 頁。

[126] 日本の最低賃金制度をめぐる米国政府内の動きについては、中北「ケネディー・ライシャワー路線の背景」、参照。

ついて厳重な制限を続けている」日本に対し、「できる限り貿易やその他の対外経済政策の自由化を進める」ことを要請する趣旨の論考を『朝日新聞』に寄稿した[127]。また、マッカーサーは、8 月 11 日に藤山と会談した際、9 月に予定している藤山訪米時の議題リストに日本の貿易自由化問題を含めたいと申し入れた[128]。マッカーサーは、「アメリカからの輸出、投資に対する官僚主義的な障害の自由化への準備や産業上の技術供与契約(Licencing agreement)を準備」をしなければ、米国政府が自国内の「保護主義者の圧力とは一線を画す努力」を続けることが難しくなると主張した[129]。

岸内閣は、1959 年 1 月よりドル地域から輸入品目を「13 品目」[130]を除き全地域輸入自動承認品目（AA）に切替えていた。だが、マッカーサーは、8 月 25 日に藤山と会談した際、例外とされた大豆、皮革、牛脂、銅、フィルム等 10 余品目の「貿易自由化措置」を要求するとともに、米国製自動車に対する輸入制限措置を「最も愚劣」と強く批判し、「トヨペットは非常なプロティクショニストである」と述べ、日本側の自動車産業保護政策に痛烈に抗議し改善を要求した[131]。また、マッカーサーは、「投資や技術提携に対する極めて強い制限」を緩和することを要請し、こうした日本側態度について「見す見す日本の良き友人である米国の会社の友情を失わしめるもの」であり、「今の日本の官僚のやり方では長い眼で見て米業界を敵にする」ことから「日本のためにならない」と強く釘を刺した[132]。

藤山は、「現状で米国が制限が烈しすぎると云う風に考えるのであれば、自分も経済閣僚懇談会その他で考えてみたい」と回答し、「閣僚レベルにおける議論の際も慎重論が強いのが実情」のためマッカーサーからも「大蔵、通産各大臣にお話願う事は結構で

---

127 『朝日新聞』1959 年 7 月 4 日付朝刊 4 面。

128 Telegrum from Acting Dillon to Tokyo, embtel.254, Aug 4, 1959. RG59 CF 033.9411/8-459. NA. Telegrum from Tokyo to Secretary of States, embtel.276, Aug 11, 1959. RG59 CF. 033.9411/8-1159.NA.

129 東郷「8 月 11 日藤山外務大臣在京米大使会談録」作成日不明。2007-00912。『情報公開法』。

130 解体用船舶、綿糸くず、ホップ、ラワン材、鋼合金くず、石膏、アバカ繊維、牛革および中小牛革、フィルム、大豆、ラード、牛脂、銑鉄。

131 当時、日本の乗用自動車輸入は、外貨割当品目（FA）に指定されており、全地域輸入枠として年間 360 台が割当られていた。米国製自動車は、この輸入枠の大半を使い輸入されていた。ただ、日本政府は、日英および日西独間の通商協定にもとづき、英国ないし西独製産自動車に年間 340 台の輸入枠を別に割当てていた。また、通産省は、1957 年 2 月、「無為替輸入された不法転売の弊害」を是正する理由で在日外国人による外国製自動車の無為替輸入を原則停止していた。米国側は、これら日本の措置に強い不満を持っていたのである。

132 日本政府の外資導入認可方式は、契約期間中であれば国際収支の如何に拘らずロイヤリティ等の外貨送金を保証していたが、「認可がとかく厳し過ぎ」るものであり、実質的に米国企業の日本参入は阻むものであった。例えば、当時、米国側から 117 件申請の累積があったが、そのうち認可方針決定のものが 7 件、申請取下げ予定のもが 6 件決まっているだけであった。経済総務参事官室「外資導入関係懸案について」1959 年 9 月 7 日、2008-00256。『情報公開法』。

ある」と述べた[133]。つまり、米国の圧力を利用して慎重な佐藤蔵相や池田通産相を説得しようとしたのである。そこで、岸内閣経済閣僚懇談会は、1959 年 9 月、大豆、皮革、牛脂、銅、フィルム、鉄屑など 10 品目を自動承認品目（AA）へ移行を協議した結果、銑鉄を除いた 9 品目を 1959 年 10 月から 1960 年 3 月にかけて自由化することに決定し、全地域 FA 品目に指定されている原綿、原毛、故銅などの自由化、機械などの製品輸入数量の拡大および新規輸入枠設定に努力することを申し合わせた[134]。当時、池田通産相は、「10 品目以外の自由化については、期限は別として党とも連絡をとりながら実現に努力したい」と述べていたように、慎重姿勢をとっていた[135]。

しかし、米国政府筋は、「今後 1 年半もかかって自由化をする程度ではあまり時間がかかり、日本政府の誠意を認めがたい」との意向を表明した[136]。実際、ディロン国務次官補は、9 月 24 日の藤山と会談した際、「日本品輸入並びに対外援助に基づく日本における域外調達について好ましからざ影響を及ぼす恐れある」として、原綿や羊毛などの原料輸入の自由化、自動車などの工業製品についても早期に対米差別的な外貨割当を撤廃するよう要請した。つまり、懸案の 10 品目のみならず、日本側が「努力」すると述べた原綿などの工業原料も早急に自由化すべきと主張したのである。

藤山は、原綿など原料輸入自由化について「何分アジア諸国は購買力に乏しくこれら諸国に対する日本品の輸出を維持するために考慮せざる得ず」、「若干時日を要する」と具体的回答を留保した[137]。そもそも、外務当局は、新興独立諸国に対して重化学工業品やプラント類の輸出伸長するため繰延払い輸出の条件緩和、円借款の利用、経済技術協力を積極的に進めるべきであると考え、新興独立諸国などから多角的な原料買付を進めながら輸出確保を図るような双務協定締結を進めようとしてきた[138]。しかし、綿花などの繊維原料の対米輸入を自由化することは、品質や価格において米国に劣るパキスタンやアフリカや南米地域から同種の原料買付ることが困難となるため、結果的に以上のような新興独立諸国への日本製品の輸入余力が減少することになると懸念したのである。そこで、岸内閣は、以上のような米国の要求とともに GATT 東京総会（1959 年 10 月 12 日から 11 月 21 日）に臨み、あらためて以下のような貿易自由化のスケジュールを公表した。

---

133　東郷「8 月 25 日藤山外務大臣在京米大使会談録」2007-00912『情報公開法』。

134　『朝日新聞』1959 年 9 月 16 日夕刊 1 面。

135　『朝日新聞』1959 年 9 月 16 日夕刊 1 面。通産省は、繊維産業（主として綿業）の過剰投資と過当競争を抑制するため、「繊維工業設備臨時措置法」（1956 年制定）にもとづき繊維業界の生産設備調整を指導する際、原綿輸入を FA 品目とすることで繊維業者への介入に実効性を持たせようとしてきたからである。渡辺純子「通産省の需給調整政策 - 繊維産業の事例」『京都大学大学院経済学研究科 Working Paper』2009 年 2 月、19 頁。

136　『朝日新聞』1959 年 9 月 23 日朝刊 4 面。

137　朝海発岸臨時大臣宛電信、第 1672 号、1959 年 9 月 24 日。2008-00256、『情報公開法』。

138　『読売新聞』1958 年 7 月 2 日朝刊 4 面。

1、懸案 10 品目のうちラワン材、銅、合金くずを 1960 年 1 月から AA 品目に切り替える。銑鉄を除く 7 品目も 1960 年上半期中に対米差別的割当を撤廃する。
2、FA 品目となっている原綿、原毛、石炭、石油などの主要原料は、逐次、AA 品目に移行する措置を考慮する。ただし、原綿と原毛は、取り急ぎ 1960 年度中に切替えるよう努力する。
3、厳しい輸入制限下に置かれている「完成品」は、既存の外貨割当増大（例えば、外国製自動車）や外貨割当を新たにつける（例えば、万年筆）ことで将来的な全面的な自由化に近づける[139]。

だが、GATT 東京総会出席のため来日したカーンズ商務次官補は、経済団体主催の「対米貿易合同委員会」の席上、次のように要請した。

いま商務省のわれわれが一番おそれているのは来年の大統領選で、とにかく選挙というものは、感情的な動きに流されやすいのものだから、そこを狙って日本商品を締め出せというような動きが出やしないか〔中略〕そういう動きにきっかけを与えないという意味からも、日本がアメリカ商品に対する差別待遇を早く廃止してほしい。いま日本政府は、来年度中にはそれらの措置を廃止するように検討中だということだが、それでは遅い。アメリカの議会が始まる 1 月ごろまでにぜひやっていただきたい[140]。

実際、対米輸出が著しいトランジスタ・ラジオは、1959 年 9 月、米国の防衛産業に打撃を与え安全を脅かしているとの理由で民間国防動員局（OCDM）長官に提訴された。また、その他の既製服、洋傘、皮革製品、タイル、加工ビニール製品、クリスマス電球、装身具等の雑貨類も、輸入制限運動の対象となっていった[141]。こうした中、経財界の間では、輸入総額の 17.6%を占める綿花や羊毛などの繊維原料の輸入自由化をしなければ欧米諸国に「大きな顔」はできないと認識が見られた[142]。

そこで、岸は、1959 年 12 月 22 日の経済閣僚懇談会にて経企庁をまとめ役として貿

---

139 『読売新聞』1959 年 10 月 16 日付朝刊 4 面。
140 杉道介（経団連副会長・大阪商工会議所会頭）・鈴木重光（東洋綿花会長）・原吉平（日本紡績協会委員長・大日本紡績社長）・土井正治（経団連副会長・住友化学工業社長）・町永三郎（尼崎製鉄社長）・堀越禎三（経団連事務局長）対談「貿易自由化要請にどう対処するか」『経団連月報』、20 頁。
141 外務省編『わが外交の近況第 4 号』1960 年 6 月、各節 4 項参照。
142 杉道介他「貿易自由化要請にどう対処するか」、上掲、22 頁。輸入自由化により廉価な原材料を入手し得ることは、生産コストの低減につながるという利益があった。経団連は、1959 年 5 月の総会で貿易自由化に対して積極姿勢をとることを明らかにしていた。また、経済同友会は、1959 年 10 月に「為替貿易自由化に関する提言」を公表していた。つまり、財界の大勢は、貿易自由化を歓迎していたのである。

易自由化計画の策定を進めるとの方針を示した[143]。また、通産省は、1959 年 12 月末、対ドル輸入差別 10 品目のうち残り 6 品目（銑鉄、鉄屑、牛皮、牛脂、ラード、大豆）を 1960 年 4 月までに完全自由化すること、原綿、羊毛、産業育成を進めていた化学繊維製品もできるだけ早期に輸入自由化することを決定した。こうして、岸内閣は、1960 年 1 月 5 日、「貿易自由化促進閣僚会議」の設置を閣議決定し[144]、1 月 12 日の第 1 回会議にて以下の 3 項目を骨子とする「貿易及び為替の自由化の促進について」を決定した。

1）1960 年 5 月末をメドに自由化計画を策定すること。
2）対ドル輸入制限 6 品目のうち鉄鋼くず、牛脂、ラードを 4 月、原皮は遅くとも 1960 年度上半期、銑鉄、大豆は 10 月から AA 品目に移行すること。
3）非居住者用円勘定、為替集中制緩和、外国人の既発行株式の取得制限を早急に緩和すること[145]。

岸は、1960 年 1 月 8 日にマッカーサーと会談した際、訪米中に「貿易自由化及び外資導入についても話したい」と述べた[146]。1 月 19 日に訪米した岸は、アイゼンハワーに「日本としても世界における趨勢にも鑑み漸次貿易自由化、ドル地域に対する差別待遇の撤廃措置を講じつつある」と述べ、ハーター国務長官に以下のように語った。

日本側の輸入の自由化するために 1 月以来具体的措置を講じつつあり、今後自由化の範囲を逐次拡大し、できる限り早い機会に自由化を完了したいと考えている。日本政府としては貿易の自由化に止まらず、為替の自由化により株式投資などによる外資導入をも思い切って自由化し、貿易自由化と相まって日米間の経済関係をますます緊密化したい〔後略〕[147]。

実際、岸内閣は、1960 年 4 月よりコーヒー豆、ニッケル鉱石など 586 品目を自由化した（輸入自由化率は 41%へ向上）。そして、岸内閣は、6 月 24 日、「貿易為替自由化計画大綱」を閣議決定した。元外務省参与の木内信胤は、以下のように評価した。

私は政府が自由化を 3 年でやってしまう。その間、羊毛その他をやることによって来年の 4 月 1 日には自由化を 70%やる、こういう早いことをやると思わなかったのです。それは岸さんが安保調印にいかれたことと関係があるのでしょう。そうだとしても、こ

[143] 『朝日新聞』1959 年 12 月 22 日付夕刊 2 面。
[144] 同会議出席閣僚は、岸首相、佐藤蔵相、藤山外相、池田通産相、福田農相、菅野経企庁長官、椎名官房長官、日銀総裁、自民党政調会長。また、同閣僚会議の具体的運営組織として経企庁長官を議長とする「貿易為替自由化促進連絡会議」が設置された。
[145] 大日向一郎『岸政権・1241 日』行政問題研究所、224 頁。
[146] アメリカ局長「総理・マッカーサー会談」1960 年 1 月 8 日、2007-00913『情報公開法』。
[147] 「岸総理、ハーター国務長官会談記録」1959 年 1 月 19 日。2011-00309『情報公開法』。

れは結果的に大出来だと思いますよ[148]。

実際、貿易為替自由化計画大綱は、1 年以内に早期自由化する品目、3 年以内の近い将来に自由化する品目、所要の時日をかけて自由化する品目、自由化が相当困難な品目、という 4 段階に分け、1963 年度までに輸入自由化率を 80%まで向上させることを目標として示すものであった。

**2、日米間の「経済協議体」の模索**

岸は、以上のように米国内の対日輸入制限運動の抑制を図ろうとするアイゼンハワー政権に協力姿勢を示す一方、日米両国の経済関係の緊密化を促進する制度創設を目指した。例えば、岸は、ハーターと会談した際、次のように申し入れた。

> 日米両国の間の経済問題並びに後進国開発の問題に関して両国政府が今後通常の外交チャンネルを通じて随時議論すべきことは当然のことながら、今後は両国の民間同志の話合いの機会を奨励することが重要であると考える。たとえば輸入制限の問題にしても問題が深刻（Serious）にならぬ段階で民間同志で話合うことが有益である[149]。

岸は、日米両国の財界指導者の常設的な協議体設置によってに米国内の対日輸入制限運動など日米間の経済懸案の悪化を未然に防いでいくことを期待したのである。岸は、1957 年 6 月に訪米時に現地の政治家や財界人と懇談から、カナダとアメリカの間で貿易摩擦が生じた際に「商工会議所の中に両国の有力な経済人の委員会を作って、そうしてそれを調査し、そういうことを未然に防いで、相当な効果を得た」という話を聞き、「ぜひそういうものを日米の間に作って、少なくとも日米の貿易関係における諸問題を、できれば未然に防ぎ、また事態が起ったならば、それに対する対策というものを早く適切なものを立てて実行するというふうにいたしたい」との意向を示していたと言う[150]。時を同じくし、経団連は、1957 年 6 月、政府に対する輸出振興策の要望書の中で「米国のような重要市場に相手国側との合同協議機関を設けて市場の動向を的確につかみ、通商上の紛争の早期解決を図る」という提言を盛り込んでいた[151]。つまり、岸や経済界指導者の間には、日米両国の経済問題を扱う常設的協議体しようとする意向が共有されていたのである。そこで、外務当局は、1957 年の藤山訪米に際し、ダレスやウィークスと会談時に「日米民間業界の相互理解のための委員会設置案」について米国側に打診

---

[148] 木内信胤「貿易自由化のプログラム」『実業の日本』63 巻 4 号、28－29 頁。
[149]「1960 年 1 月 19 日に発表された岸日本国総理大臣とアイゼンハワー合衆国大統領との共同コミュニケ」外交青書 4 号，268－270 頁
[150] 「参議院予算委員会第 2 号」1958 年 6 月 30 日。『国会議事録』。
[151]『朝日新聞』1957 年 6 月 18 日付朝刊 4 面。

することを試みた[152]。しかし、米国政府は、委員会設置案に関心を示さなかった。その理由は、後述するように、こうした組織創設が米国内の反トラスト法に抵触しかねないという点や日本側業界に対米輸出枠拡大などの要求を訴える場を与えることになるとの懸念があったものと思われる。

以上のような意向を具体的に働きかける契機となったのは、マッカーサー大使のイニシアティブのもと改定安保条約第 2 条に「経済条項」が盛り込まれたことであった。新安保条約を NATO のような相互防衛条約と考える米国側は、1958 年 9 月から開始された日米安保条約改定交渉の際に、米側条約草案に「経済条項」を盛り込んでいた。当初、外務当局の意向は、日本国憲法の制約の範囲のもとで日米間の相互安全保障の権利と義務関係を明確化するかにあり、むしろ「経済条項」の削除を考えていた。しかし、「経済条項」は、鹿島守之助（参議院議員）はじめ自民党内の安保改定賛成派議員からも挿入すべきとの積極的意見がだされた。そして、自民党内の安保小委員会は、「経済条項」について次のように意義づけた。

> 〔前略〕経済的には大規模な交流と相互依存の関係にあるので、この際、これら広汎かつ緊密なる日米協力関係一体化の基礎を増進し、確立することは極めて必要なことである（これによって自由民主主義の政治体制及びその社会経済体制を守るための安全保障関係であることを特に明らかにするものである）[153]。

岸は、「経済条項」を利用して米国側に日米間の経済協議組織の設置可能性を働きかけることにしたと言えよう。実際、岸は、1960 年 1 月の安保条約調印に足立正（日商会頭）と堀越禎三（経団連事務局長）を随行させ、「第 2 条に謳われている経済協力問題をどういう形で具体化」するか瀬踏みさせていた[154]。ハーターは、先の岸の提案に対し、「早期の段階で解決するという考えには全く同感である。また両国間の民間関係者が随時接触して相互の理解を深めるという考えには勿論同感」としつつも、「民間同志の接触というものには政府としても関与しうる限界の存することも事実であり、なかなか難しい点もある」と答えた。会談に同席したマッカーサーは、こうした協議体を設置する際は、反トラスト法に抵触しないことと米国側の苦情も取り上げるということが前提であると付言した[155]。日米両国政府は、以上のような会談を経て、「総理大臣は、日米両国が相互に関心を有する経済問題に関し継続的に協議することの重要性を強調し、大統領も、全く同感である旨を述べた」という文言を挿入したコミュニケを公表した。

---

152 「商務長官との会談議題－日米民間の相互理解」。「国務長官との会談議題－日米通商関係」、2008-00253『情報公開法』。

153 「安保小委員会案」1959 年 4 月 27 日。2008－00246『情報公開法』。

154 佐藤喜一郎・足立正・吉田初次郎・石坂泰三・永野重雄・鈴木庸輔・高垣勝次郎・堀越禎三・岡松成太郎「日米経済の諸問題」『経団連月報』8 巻 3 号（1960 年 3 月）。

155 「岸総理、ハーター国務長官会談記録」1959 年 1 月 19 日。2011-00309『情報公開法』。

帰国した足立は、「米国の財界は日本と異なり地域別或は業種別に分離しておりますので、財界を一本にまとめて、日本の財界と話し合ういうような事は早急に望めませず、また独禁法等の関係もありますので、話合う問題にも自ら限界はありましょう」との感想を述べつつも、「アイデアにはみな賛成であり、その方法等については今後研究するよう約束」してもらったと語った[156]。また、岸も、「経済協力条項を有効に今後活用するため」に日米間に政府間と民間の双方のレベルにおいて「機構」を設置していく必要があるとの答弁を続けた[157]。当時、岸は、1960 年の秋頃に米国側有力者を招請させ、経済協議体の実現に向けて懇談を持つ意向であった[158]。しかし、岸内閣は、1960 年 7 月、安保闘争激化及びアイゼンハワー大統領の訪日中止の責任をとり総辞職した。池田内閣－ケネディ政権期に実現した日米経済協議体は、岸内閣と異なり経済成長を優先し対米協調路線をとる池田内閣の業績として位置づけられてきたように思われる[159]。だが、本節の分析を踏まえるならば、こうした日米経済協議体は、岸が模索した構想の延長上に成立したものと解釈できよう。

### 第 4 節　小括－岸内閣期の「経済外交」にとってのアメリカ

日本にとってアメリカは、日本の貿易取引で大きな部分を占める重要な貿易相手国であった。しかしながら、1950 年代の日米貿易関係は、マクロ的にみると日本側が入超傾向（貿易赤字）にあるにもかかわらず、米国内で急増する対日輸入制限運動が展開されるという構造にあった。そこで、岸内閣は、いかにして対日輸入制限運動を抑制しつつ米国への輸出増進を図るのかという課題に直面していた。その際、岸内閣がとったのは、日本側が自主輸出規制措置を手段とするオーダリー・マーケティングによってアイゼンハワー政権に輸入制限措置を回避させるという手法であった。岸は、オーダリー・マーケティングを強化するため、鮎川・中政連と協働し中小企業団体法を制定した。しかし、オーダリー・マーケティングには、金属洋食器をめぐる事例が示すように、限界があった。そこで、岸内閣は、1959 年から 1960 年にかけてアイゼンハワー政権の貿易自由化要求を受け入れることによって米国内の輸入制限運動を抑制するという選択をとった。また、岸は、1960 年 1 月に訪米した際、日本が貿易自由化に大きく踏み出す意向であることを伝えるとともに、財界指導者同士が日米間の経済案件を恒常的に協議する場を設置することを要請した。つまり、経済協議体の設置を通じた経済関係の緊密化を通じ、日米貿易の安定化を図ろうとしたのである。以上のような岸内閣期に形成された対米経済外交の枠組みは、後に池田内閣に踏襲され発展させたと言えよう[160]。

---

[156] 足立正「日米新時代を迎えて－経済協力の方向を語る」『東商』1960 年 3 月号、11 頁。
[157] 「衆議院本会議第 5 号」1960 年 2 月 3 日。「参議院本会議第 6 号」1960 年 2 月 10 日。
[158] 「参議院日米安全保障条約特別委員会第 5 号」1960 年 6 月 10 日。『国会議事録』。
[159] 樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、1990 年、215 頁。
[160] 池田内閣期の対米経済関係に関する近年の研究は、田辺宏太郎「池田・ケネディ会談の

一方、岸内閣は、これまで東南アジア、東北アジア（とりわけ中国）、中南米にも活発な「経済外交」を試みていたように、必ずしも日米貿易の拡大ないし日米経済関係の緊密化のみを模索していたわけではなかった。というのも、当時の日米貿易は、これまでの議論が示唆するように、アイゼンハワー政権が冷戦政策という観点から自国市場の一部を日本に開放しているという図式の上に成り立つものであり、米国側の対日要求（例えば、自主輸出規制数量、貿易為替輸入化）とった圧力に脆弱であったからである。換言するならば、岸内閣が第 1 部で整理した内政指針を安定的に実現するためには、米国以外との諸国とも経済関係を拡大していかなければならないという心理があったと言えよう。こうした観点から注目を集めたのは、西ヨーロッパであった。経済復興を終えた先進工業国である西欧諸国は、アメリカに依存してきた輸出を多角化することが可能な地域であったからである。例えば、牛場は、「日米関係のみを通じて自由主義陣営につながっているわが国の立場の脆弱性」を指摘し、次のような見解を示していた。

> 同じ自由陣営の一方の旗頭である英・仏等が、日本の対等の貿易関係に入ることすら拒否していることが、如何に大きな時代錯誤であり、かつ自由陣営団結上の障害となっている[161]。

また、後に岸は、西側陣営の大半を占めるヨーロッパとの関係も緊密化しなければ、「日本人がアメリカばかりに向いて」しまうという対米従属的な外交姿勢を改善できないと認識のもと、「日英関係の冷たさを除いて、ほんとうに理解しあうような機会をつくりたい」と考えていたと回顧している[162]。そこで、岸内閣は、次章で論じるように、西欧諸国に対する「経済外交」を本格的に着手することになる。

---

意義―国内経済体制の再編と経済外交」『同志社アメリカ研究』38 巻（2002 年 3 月）。吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦 - 戦後日本外交の座標軸 1960－1964』岩波書店、2009 年、第 1 章。鈴木宏尚『池田政権と高度成長期の日本外交』慶応義塾大学出版会、2013 年、第 3 章など。

[161] 牛場信彦「最近の対西欧諸国通商協定について」『経団連月報』8 巻 9 号（1960 年 9 月）、40 頁。

[162] 岸、矢次、伊藤『岸信介の回想』、上掲、393 頁。

## 第 8 章　西欧諸国との協調関係の模索

1950 年代の日本と西ヨーロッパ諸国の関係は、米国を盟主とする西側陣営に組み込まれていたものの、「冷たい協調」であったと言われている[1]。旧連合国である英国、フランス、オランダには、第二次世界大戦中の反日感情が残存していた[2]。また、これら諸国内には、1930 年代に日本製品の洪水的進出によって自国市場が撹乱されたという記憶が鮮明にあった。1954 年秋に欧州諸国を訪問した吉田は、「反共意識」に訴えかけることで西欧諸国との関係強化を図ろうとしたが、成功しなかった[3]。また、鳩山内閣は、1955 年に欧米諸国が主導する国際貿易体制である GATT に正式加盟したものの、西欧諸国から GATT 第 35 条援用されて対日差別待遇を受けた。つまり、岸内閣は、GATT 第 35 条の対日援用撤回といった外交案件のみならず、西欧諸国と日本の「冷たい協調」の改善に取り組むという大きな課題に直面していたのである。

こうした中、1956 年末より急速に動きはじめた欧州経済共同体（EEC; European Economic Community)結成の動きは、日本の政策決定者層や経済界に強い衝撃を与えることになった[4]。そこで、本章は、岸内閣の EEC への対応を中心に追いつつ、日本がどのような対西欧外交を試みたのか明らかにしていきたい。第 1 節では、当時の政府及び財界の間で EEC のどのように捉えたのか、そして GATT を舞台としていかなる外交を展開したのかを議論する。第 2 節では、岸内閣が 1958 年 3 月の EEC 設立（＝ローマ条約発効を受け EEC の排他的統合を牽制するため米国や英国との提携強化を試みたことを議論する。ただし、後に議論するように、日本側では、1959 年になると当初の EEC 認識を大きく改め、EEC との関係強化を図るべきという積極的見解が見られるようになった。本節では、以上のように EEC に対する牽制と接近という両岸的動きを示すものとして 1959 年の岸の欧州諸国歴訪を取り上げる。なお、岸による欧州歴訪には、吉田が模索したように、日本と西欧の「冷たい協調」を変えようとする目的もあった。そこで、第 3 節では、前節同様に岸の欧州諸国歴訪を取り上げつつも、岸がいかにして日本と西欧諸国との「協調」関係を構築していこうとしたのかを明らかにする。

---

[1] 細谷千博『日本外交の軌跡』日本放送協会出版、1993 年、197 頁。

[2] 例えば、大野駐英大使は、次のように回顧している。「イギリスの日本人を見る眼は冷たくて、どこへ行っても日本人と分かればソッポ向かれた」、「ロンドンの街を歩くと、所々の本屋のショーウィンドーにうず高く積まれて、飛ぶように売れていたのは、やはり戦争中の日本軍による残虐行為を主題とした本であった」。〔東南アジア地域で日本軍が多数の英国や豪州の捕虜を酷使したことにつき〕「今でもイギリス人の心の底に沈殿していて、全部がフッ切れてはいない」。大野『霞ヶ関外交』、上掲、102-103 頁。

[3] 吉田外遊については、ダワ―『吉田茂とその時代 下巻』、上掲、参照。

[4] EEC の設立根拠となるローマ条約は、1957 年 3 月調印された後、加盟国内の批准手続きが進められ 1958 年 1 月 1 日発効した。EEC は、1959 年 1 月から実質的な発足を見た。

## 第 1 節　GATT を舞台とする欧州経済共同体の牽制外交

### 1、EEC に対する日本の認識

鳩山内閣は、1955 年、「関税及び貿易に関する一般協定」（General Agreement on Tariffs and Trade：GATT）に正式参加した。英、仏、オランダ（蘭）、ベルギー（白）、ルクセンブルグなど 14 カ国は、低価格の日本製品が「不公正な商慣行」により自国市場を攪乱した「1930 年代の記憶」[5]にもとづき、GATT 第 35 条（特定締約国間における協定の不適用）を援用し日本に GATT 締約国としての待遇を与えることを拒絶した。一方、非西欧諸国は、第 35 条対日援用を撤回していった。例えば、ブラジルは、1957 年 8 月、新関税法実施に伴い対日援用を撤回した。オーストラリア（豪州）とインド（印）は、1957 年に日本と通商協定締結し、「近い将来」に 35 条の対日援用撤回することを決めた[6]。従って、岸内閣期の対西欧外交は、前政権期からの課題である英仏など西欧諸国から GATT 第 35 条の対日援用を撤回させることにあった[7]。

こうした中、ベルギーの GATT 代表団は、1956 年秋の GATT 第 11 回総会の際、12 から 15 年の過渡期を経て「6 カ国」（白、仏、西独、伊、蘭、ルクセンブルグ）を包括する欧州経済共同体（EEC）の創設を目指すと演説した[8]。日本の GATT 代表団は、EEC が GATT 規約で厳しく制限している特恵地域新設に該当する危険があると反対演説をおこなった[9]。外務省が EEC 設立に反対した理由は、直接的利害というよりも、「現在

---

[5] 渡邊頼純『GATT・WTO 体制と日本 - 国際貿易の政治的構造』北樹出版、2007 年、56 頁。

[6] 新たに独立したマラヤとガーナは、旧宗主国である英国の法的地位を自動継承したため新たな第 35 条の対日援用国となった。その結果、1958 年当時の援用国は、15 カ国になっていた。

[7] 牛場信彦・原康『対談・日本経済外交の系譜』朝日イブニング社、1979 年、239 頁。細谷千博『日本外交の軌跡』日本放送出版協会、1993 年、197 頁。従って、1955 年から 1960 年初頭までの日本にとって比較的解放されていた市場は、「米国だけという状態になり、せっかく GATT に加入しても、実際にはほとんど恩恵を受けることができなかった」と言われている。渡邊『GATT・WTO 体制と日本』、上掲、60 頁

[8] EEC の骨子は、(1) 域内における関税並びに貿易制限の撤廃、(2) 域外に対する共通関税の設定及び共通の貿易政策の採用、(3) 域内における労働力及び資本移動の自由、(4) 社会的・財政的立法の統一化、(5) 投資基金の設立からなる。特に、(2) については、以下のように決められていた。各加盟国間の税率が相互に余り差のない品目は、協定発効後 1 年目から各加盟国の税率の算術平均を共通関税とする。加盟国間の税率の差が大きい品目は、協定発効後 4 年目と 8 年目に加盟国間の算術平均と自国税率との差を 30%ずつ減らし、最終的に域内関税が撤廃される段階で、この算術平均を共通関税として実施する。また、域外に対する輸入制限措置は、EEC 完成まで GATT 及び国際通貨基金の規定に従い国際収支を理由として輸入制限ができる。また、EEC 完成後も国際収支が困難となった国が生じた場合、EEC 全体の貿易政策により当該国に支援を与え、それでも解決できない場合は独自の輸入制限政策をとることを認める。経済局一課「欧州共同体市場及び欧州自由貿易地域」1957 年 2 月 15 日。2007-00905。『情報公開法』。

[9] 経済局一課「欧州共同体市場及び欧州自由貿易地域」、上掲。

うけている差別待遇が恒久化されるような制度」につながるという点が大きかった[10]。当時、日本の総輸出量のうち「6 カ国」向の輸出は、約 4.1%（仮にアフリカなど「6 カ国」の植民地を含めた場合約 4.7%）に過ぎなかったため、「わが国の輸出全体からみれば差したる影響はない」と観測されていた。また、日本は、伊と西独を除く EEC 加盟 4 カ国から GATT 第 35 条を援用されていたこともあり、「6 ヶ国」向輸出が「今日以上の不利を蒙ることはない」と見られていた[11]。ただし、外務省は、将来的に英国が提唱する「大自由貿易地域」に EEC が参加した場合、「わが国の輸出には可成の影響がある」と見ていた。英国による OEEC（Organization for European Economic Cooperation ; OEEC）加盟 17 カ国から成る「大自由貿易地域」の構想は、域内の関税及び貿易制限は撤廃する一方、域外に対する各国別の関税や貿易制限の維持を原則とするものであった[12]。OEEC は、1957 年 2 月 12 から 13 日にかけての閣僚会議で英国提案の「大自由貿易地域」の細目取極めを協議し、条約草案の作成する機関を早急に設置すること決議した。当時、日本の OEEC 向輸出は、総輸出の約 8.4%(西欧諸国の属領を含めた場合は 14.5%)を占めていた。すなわち、直接的利害という点では、EEC を包括した「大自由貿易地域」を警戒していたのである。

そこで、岸は、第 4 章でも言及したように経済外交懇談会の第一回議題として EEC 問題を取り上げ、日本の対処方針について出席者の見解を聴取した。出席者の共通見解は、「大局的にみて欧州経済統合に対抗するアジア・ブロックをつくるという考え方はあやまり〔中略〕日本の進む方向は貿易自由化にあるべきであり、世界経済をブロックにわけるのではなく、大きな経済単位ができても、それらを互に協力させるようにもっ

---

[10] 経済局第一課「欧州共同体市場及び欧州自由貿易地域」、上掲。

[11] ただし、「6 ヶ国」に大きく依存している輸出品目を生産するごく一部の業界にとっては、「対外関税の定め方如何によってはかなりの影響があろう」と考えられた。例えば、生糸の全輸出量のうち対 6 ヶ国地域向けは 23.2%、グルタミン酸ソーダは 27.8%、魚油海獣油については 43.6%を占めていた（上掲、「欧州共同体市場及び欧州自由貿易地域」）。また、後に外務省が EEC の対外共通関税が日本の輸出に与える品目毎の影響は次のようなものである。輸出が有利となる品目：ニッケル、セレニウム粉。輸出が不利益を蒙る品目：さけ・ます缶詰、いわし缶詰、紅茶、グルタミン酸ソーダ、酸化チタン、綿織物、絹織物、貝ボタン、玩具などである。「欧州共同市場の対外共通関税（スペシメン・タリフ記載品目）及わが国の対六カ国輸出に与える影響」岸総理大臣発河崎公使宛電信、第 585 号、1957 年 10 月 19 日。2007-00909『情報公開法』。

[12] 英国は、「6 カ国」を含む欧州 17 カ国から成る OEEC と欧州決済同盟（EPU）を通じて加盟国内の相互貿易の自由化や支払の簡易化を中心とする平等互恵の協力体制作りを進めてきたが、主権を著しく制限される超国家的組織には参加しない立場を貫き、欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community: ECSC）に参加していなかった。また、英国は、「6 カ国」が独自に共同市場創設を目指すことが「6 カ国」以外の OEEC 諸国との間に待遇の差を生じさせるという理由から「6 カ国」を含めた欧州 17 カ国内で関税及び輸出入制限の撤廃する一方、OEEC 域外国に対して各国（共同体「6 カ国」を除く）が独自に関税及び通商政策をとり得るという「大自由貿易地域案」を提唱してきた。

て行くべき」というものであった[13]。例えば、土井正治（住友化学社長）は、「欧州共同市場は結成されたが、結果は何処までもブロック化されないように、自由貿易が、世界の自由貿易化の方向に向かって行くということに日本政府としては機会ある毎にやって行くという方向にやっていただきたい」と発言した[14]。また、小菅宇一郎（伊藤忠商事社長）は、EEC が「どっちかというと自給自足体制[15]」を取っているようだが、日本としては東南アジア諸国を「原料の供給国」の「経済統合体」として結束させつつ EEC やアメリカに「結びつけ」、「何処までも広い意味の自由諸国との自由経済に持っていく」ということを対外経済政策の根本目標にすべきと述べた[16]。つまり、土井や小菅らは、将来的に世界経済が排他的な経済ブロックに分割されないように積極的に世界貿易の自由化という GATT 精神にそった経済秩序の構築に力を入れることを求めていたのである。

しかし、日本と同様に第 11 回ガット総会で EEC に明確に反対した国は、チェコ、キューバ、チリに過ぎなかった。これら 3 国は、「6 ヶ国」の属領地域と呼ばれるアフリカ諸国が共同市場の関税障壁の撤廃の範囲に含まれてしまうことで穀物や砂糖などの第一次産品の主要輸出先である対欧州への輸出が減少する可能性を懸念していた。チェコを除く欧州 14 カ国、豪州を除くスターリング地域 7 カ国、伯など 24 カ国は、態度を明確化していなかった。とはいえ、豪州も、ベルギー代表が説明する EEC の計画が「中途で挫折し新たな特恵地域となるおそれ」があると表明したに過ぎなかった。また、英国は、批准を急ぐ「6 カ国」の動きを黙認した[17]。このように、GATT 加盟国内で EEC 設立を容認する国が大勢を占めた背景には、米国が EEC 設立を強く支持していたことがあげられる。米国は、明確な反対姿勢をとる日本に対して、「欧州の統合に多大の政治的意義を付与」していると伝え、関税同盟や自由貿易地域構想は「貿易自由化への多角的アプローチの一つ」であり「伝統的に支持する立場」をとってきたとして「終局において外部に対しても拡大する市場を提供することになる」と説得を試みた[18]。

そこで、外務省は、EEC 設立は避けられないという前提のもと、「6 カ国」が批准を予定している「欧州経済共同体設立条約」（以下、ローマ条約）を事前審議する GATT 特別総会の早期開催を要求した。その狙いは、まず、GATT 特別総会でローマ条約を審

---

[13] 『読売新聞』1957 年 3 月 16 日付朝刊 2 面。

[14] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、22 頁、上掲。

[15] 後に外務省内では、「フランスは西欧とアフリカ大陸を主とする勢力範囲を中心として、はるかに狭い貿易圏に依存し、貿易量も貿易依存度も低く、自給自足の色彩が濃く閉鎖的な様相を呈している」と分析した。外務省欧亜局「岸総理欧州訪問ブリーフ用資料」1959 年 7 月、A’-0147、外交史料館。

[16] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、21 頁、上掲

[17] 例えば、マクミラン内閣蔵相のソーニクロフト（Peter Thorneycroft)は、1957 年 2 月 26 日に下院で、「共同市場六カ国がどんな取極を作るにせよ英国はこれを阻止できない」と答弁した。

[18] 谷発岸大臣宛電信、第 573 号、1957 年 3 月 8 日、2007－00908『情報公開法』。

議し域外関税率が日本からの主要輸出品に不利とならないよう将来的に「6 カ国」域外諸国に対しても貿易自由化を実施するという「具体的な保障」をとりつけることにあった。次に、ローマ条約承認の条件として仏やベネルクスから一挙に GATT 第 35 条の援用撤回を獲得することでであった[19]。外務省は、経済外交懇談会の出席者に上述した EEC 方針のコメントを求めた上で[20]、1957 年 3 月 20 日に「6 ヶ国」の公館長に来る GATT 特別総会開催に向けて日本の基本的立場を申し入れるよう訓令し、仏及びベネルクスに対してローマ条約署名の際に第 35 条の対日援用を撤回すべきとの覚書を手交した[21]。

日本側覚書が、「6 ヶ国」側に伝わると日本の姿勢に注目が集まった。例えば、西独外務省及び経済省は、GATT 総会において「日本からの異議が最も強硬なものの一つとなる」と予想し、日本の態度に「かなり警戒的」になった[22]。また、イタリア外務省は、日本の態度に「困惑」した。というのも、ローマ条約批准審議が行われている最中に GATT 特別総会が開催されて諸外国から「手厳しく批判」されると国会対策として「勢い反発にでることを余儀なくされ、挙句の果、ガット否認と云う情勢にでること」を憂慮したからである[23]。こうした中、アメリカ国務省は、「6 カ国」批准前に GATT 特別総会を開催しローマ条約を討議すべきとする日本の立場を「支持し難い」、ローマ条約に関連して第 35 条援用撤回を進めようとするやり方も「支持することは出来ない」と伝えた[24]。

しかし、外務省は、批准前に GATT 特別総会に条約案を付託するのが筋であるとの表

---

[19] 経済局一課「欧州共同体市場及び欧州自由貿易地域」上掲。欧州共同市場問題に関する電信のうち幾つかが、外務省から大蔵省主税局長、通産省通商局長、農水省農林経済局に転電されていることから推測して、こうした方針はこれら三省の左記局と事前協議し承認されたものであると考えられる。

[20] 例えば、山崎正道（日本銀行総裁）は、日本が GATT で「対等な扱いを受けるチャンス」であると支持を表明した。また、安部孝次郎（紡績協会会長、東洋紡績社長）は、EEC の域外共通関税設定により繊維製品輸出の直接的影響が大きいと予想されていたため、「欧州自体のことと日本との貿易問題、そこに日本が外れ (中略)変なことを決められては困る」と、政府方針に強い支持を表明した。実際、経済局一課は、EEC が共通関税設定することにより影響を受ける輸出品目は、完成品であり、なおかつ EEC 域内に競争的供給国が存在するスフ織物、絹織物の一部、製材、味の素、貝ボタン等であると分析していた。『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲。

[21] 岸大臣発在仏、白、蘭、伊、西独、ジュネーブ公館長宛電信、第 353 号、1957 年 3 月 20 日、00908－0027。また、覚書内容は、イ)共同市場の構想は特恵地域の創設となるおそれがある。ロ)域内の輸入制限はクォータの拡大により撤廃が図られることになっているが域外に対しても輸入自由化の計画を作成すべきである。ハ)海外領域を共同市場に含むことは特恵の拡大となりガットに違反する。外務省経済局「欧州共同市場と自由貿易地域との関係及びその将来の見透しについて英側の見解をただす件」1957 年 9 月 18 日、A'-0154、外交史料館。

[22] 曽根臨時大使発岸大臣宛電信、第 224 号、1957 年 3 月 21 日。2007－00908。『情報公開法』。

[23] 太田発岸大臣宛電信、第 33 号、1957 年 3 月 30 日。2007－0090。『情報公開法』。

[24] 谷発岸大臣宛電信、第 704 号、1957 年 3 月 27 日。2007－00908。『情報公開法』。

明を続けた[25]。そこで、GATT 事務局長次長のロワイエ（Jean Royer)は、ローマ条約をGATT の議題として取り上げるべきか否かを協議するため会期間委員会を召集するという妥協案を提示した。外務省は、通産省と大蔵省の了承を得た上妥協案を受け入れたものの、会期間委員会の冒頭、あらためてローマ条約批准前に特別総会を開催し本格的審議開始を要求することにした[26]。

外務省は、4 月 1 日、GATT 締約国に「6 ヶ国」に日本が手交した覚書の写しを送付し、日本側見解に同調する可能性のある国に説得工作を進めるよう訓電した[27]。GATT 会期間委員会（1957 年 4 月 24 日－29 日）は、31 カ国の代表が出席した[28]。ジュネーブ駐在公使の河崎一郎は、委員会冒頭、第 11 回総会で了解されたローマ条約発効の特別総会開催が「なお有効」との法律的見解を述べ、ローマ条約案が「新たに差別（discrimination）もしくは特恵（preference）を作る」懸念ありと強い口調で発言した。河崎は、こうした「疑問を明白」にするため、批准前の出来るだけ早期に特別総会を開催すべきと主張した[29]。日本側発言は、出席代表団の間で反響を呼んだ。アメリカ代表団は、同日午後の非公式折衝で、日本代表団の萩原徹スイス大使を訪問し、「強いて特別総会を開いて抽象的な議論をしてもかえってガットを破壊する危険」があるため、発言を取り下げるよう求めた[30]。会期間委員会は、EEC を出来るだけ穏便かつ早急な設立を目指す米国側との対立が浮き彫りとなった。こうした中、日本は、特別総会開催を諦める代りに臨時会期間委員会を開催するという豪州の妥協案を受諾した[31]。

---

[25] 河崎代理大使発岸大臣宛電信、第 10 号、1957 年 4 月 10 日。2007－00908『情報公開法』。
[26] 岸大臣発河崎代理大使宛電信、第 9 号、1957 年 4 月 10 日。2007－00908『情報公開法』。
[27] 岸大臣発豪、伯、加、チリ、ギリシャ、印、インドネシア、スイス、パキスタン、ペルー、英国大使館宛電信、第 170 号、1957 年 4 月 16 日、2007－00908『情報公開法』。
[28] 会期間委員会を前に日本側の出方に注目が集まっていた。ベルギーの『エコー･ド･ラ・ブルス』紙は、GATT 有力筋から入手した情報として、「日本とブラジルは共同市場諸国におけるその致命的利益を保護するための猛烈な闘争準備をしている」、特に日本とインドが、「完成品の輸出が共同市場諸国の障壁に突き当たってしまのではないかと警戒」していると報じた（武内大使発岸大臣宛電信、154 号、1957 年 4 月 8 日、2007－00908『情報公開法』）。また、イタリアの『イルソーレ』紙は、「日本は共同市場の成立に対して非常な不安を示している」、「この不安は他国にも反響を起す可能性がある」と報じた（太田大使発岸大臣宛電信、第 263 号、1957 年 4 月 5 日。2007－00908『情報公開法』）。さらに、フランスの『アンフォルマシオン』紙は、、「日本は共同市場に絶対反対」という見出しのもと「欧州共同市場 6 ヶ国が日本に最恵国待遇を与えない限り、日本は共同市場を承知し得ない」という申し入れを行ったと報じた。『朝日新聞』1957 年 4 月 10 日。
[29] 河崎発岸大臣宛電信、第 14 号、1957 年 4 月 24 日。2007－00908『情報公開法』。ジュネーブにおける日本政府代表団は、特別総会開催の是非の問題が「舞台裏の取引でうやむやにされるおそれあり」と考えていた。作成者不明『欧州共同市場問題審議のための 1957 年 4 月ガット会期間委員会報告』1957 年 5 月。2007－00909『情報公開法』。
[30] 河崎発岸大臣宛電信、第 16 号、1957 年 4 月 26 日。2007－00908『情報公開法』。
[31] 河崎発岸大臣宛電信、第 16 号、1957 年 4 月 26 日。2007－00908『情報公開法』。河崎発岸大臣宛電信、第 16 号、1957 年 4 月 26 日。2007－00908『情報公開法』。経済一課長二階より経済局長、右次長、総務参事官宛メモ。2007－00908『情報公開法』。

臨時会期間委員会（1957 年 9 月 19 日）は、日本を含めた 7 カ国からなる作業部会のもと、各国から寄せられたローマ条約に対する質問票をもとに GATT 諸条項に抵触する可能性のある論点をまとめた[32]。また、作業部界は、GATT 第 12 回総会においてローマ条約を審議するための参考文書、ローマ条約審議の手続きを協議し、総会冒頭であらためて議題とすることを決めた[33]。

**2、EEC 問題をめぐる日英提携の模索**

米国は、日本側のローマ条約を GATT で審議に持ち込もうとする姿勢を改めるよう日本側の説得を続けていた。アイゼンハワー大統領は、1957 年 5 月 31 日のアデナウアー首相の訪米歓迎晩餐会の席上、ローマ条約の「批准が困難となるが如き場合には米国の対欧州政策は再考を要する」と述べ、「先般のガットの会議における日本の出方は我々の立場に余りにも理解なく誠に遺憾であった」と語っていた[34]。実際、国務省担当官は、8 月 11 日、次のように伝えていた。

> 日本政府の国内的立場も十分に了解するも 35 条問題はなかなか解決するものに非ず。他方、米国としては最高方針として欧州共同市場の設定に深くコミットしておるが、欧州共同市場の実際の運営に当ってはガットの関係に十分考慮を払うつもりであるので、日本政府も欧州共同市場の形式を認めつつ、右が排他的に走らざるよう建設的に行動されるよう希望する[35]。

以上の米側見解は、更に東京においてチボトー公使より牛場局長に敷衍説明された。そこで、外務当局は、GATT 第 12 回総会開催前、日本よりもアメリカや西欧諸国に発言力を持つ英国との「提携」を模索した。藤山は、外相就任以前に北欧を視察した際の経験から「イギリスの態度が非常に問題である。イギリス市場と共同市場は関連しておる。外務省で逸早くこの問題を採り上げて」もらいたいと要請していた[36]。外務省は、英国が「欧州の真の団結は欧州自体のみでは保ち得られず大西洋共同体の枠内で初めて可能となる」という対西欧政策方針とともに、「英連邦諸国との団結を割ってまで欧州

---

[32] （1）ローマ条約の対外税率設定方式は、GATT が規定する関税同盟結成前の同盟構成諸国の関税より高いものであってはならないという関税同盟結成の条件に合致しているか。（2）ローマ条約の共通輸入クォータ設定は、国際収支上の理由ある場合に限り輸入制限を行い得ると規定する GATT 第 12 条違反とならないか。（3）ローマ条約は、経過期間において農産物貿易について最低価格制度および長期買付契約を実施し、EEC 成立後は共同組織を設立するとしている。これは、域外諸国との貿易について GATT の規定に合致しない結果になるのではないか。（4）EEC に「6 カ国」の海外領土（属領）を含めることは GATT で認められていない特恵地域の拡大となるのではないか。外務省『わが外交の近況』第 2 号、1958 年 3 月、参照。

[33] 河崎発岸大臣臨時代理宛電信、第 97 号、1957 年 9 月 26 日。2007-00909。『情報公開法』。

[34] 武内発石井大臣臨時代理宛電信、第 65 号、1957 年 6 月 1 日。2007-00909。『情報公開法』。

[35] 朝海発藤山大臣宛電信、第 2050 号、1957 年 8 月 2 日。2007-00909。『情報公開法』。

[36] 『第一回経済外交懇談会議事要録』、上掲。

統合の組織へ参加できない」という立場ゆえに「6 カ国」と行動をともにしていないと分析した[37]。当時、英国は、「輸出的見地から西欧諸国との貿易を確保し、他方主として輸入的見地から連邦特恵制を維持せんとする」という特殊な立場に置かれていたからである[38]。そこで、日本側は、EEC を牽制するため英国とも提携する余地があるとみたのである。

ただし、英国側は、先に触れたように、EEC 問題に対する態度をはっきり示していなかった[39]。そこで、外務省は、1957 年 9 月の藤山外相の訪英の機会に EEC に対する共同歩調をとり得るか探ることにした。外務省経済局は、まず、前項で言及した「大自由貿易地域」構想を提唱する英国が EEC との間で「どのように足並みを揃える」つもりか見解を質そうとした[40]。次に、経済局は、英国が「英連邦諸国と欧州自由貿易地域との関係をどうする意向であるのか」確かめようとした[41]。仮に英国が「6 カ国」同様に旧属領市場を囲い込むようなことした場合、アジア・太平洋地域において経済的に孤立してしまう懸念があったからである。つまり、日本側は、EEC が結果的に「6 カ国」および「属領地域」から日本製品を締め出すような排他的経済ブロックに向かわないように英国と提携するとともに、英国が欧州域外にも開かれ「世界貿易に資する」自由貿易地域設立のイニシアティブをとることを期待していたのである[42]。そして、外務省は、以上のよう日英提携関係を構築していくためにも、英国側に日英通商航海条約の早期締結を申し入れることで GATT 第 35 条の対日援用撤回を図ろうとした[43]。

一方、マクミラン内閣の対日姿勢は、日本側の懸念を払拭することを目指すものであったと言えよう。英国首相府が藤山訪英のために用意した会談要領は、「日本が西側陣営に留まることを切望し、それゆえに、我々は国際機関においてできる限り日本と緊密に提携をし、日本が世界の諸問題に対して責任ある役割を演ずるように激励することを目指す」というものであり、日本の貿易問題に好意的な姿勢をとるというものであった。

---

[37] 欧州二課「イギリスの対西欧関係」、1957 年 9 月 11 日、A’-0154、外交史料館。

[38]総輸出額のうち OEEC 諸国向けが約 25%を占めていたため、「6 カ国」が独自に経済統合進め「6 カ国」が OEEC 諸国に対し差別待遇をとることに懸念を抱いていた。他方、英国にとって英連邦諸国は、英国総輸入額のうちの過半を占めており「英国に対する原料、食料の供給源として極めて重要な地位」を持っていた。欧亜局「岸総理欧州訪問ブリーフ用資料」1959 年 7 月、A’-0147、外交史料館。

[39] また、外務省は、英国側に「6 ヶ国」に与えた覚書のコピーを手交する際、ローマ条約に関する「英側の見解」を尋ね、「先方の出方が肯定的であれば、次に『本条約がガットの規定及び精神に合致して適用されることを確保するため貴国政府と協力することとしたい』旨を述べる」という訓令を西駐英大使に与えていた。外務省経済局「欧州共同市場と自由貿易地域との関係及びその将来の見透しについて英側の見解をただす件」1957 年 9 月 18 日、A’-0154、外交史料館。

[40] 経済局「欧州共同市場及び欧州自由貿易地域」1937 年 9 月 19 日、A’-0154、外交史料館

[41] 経済局「欧州共同市場及び欧州自由貿易地域」1957 年 9 月 19 日、A’-0154、外交史料館

[42] 経済局「欧州共同市場及び欧州自由貿易地域」1957 年 9 月 19 日、A’-0154、外交史料館。

[43]「藤山大臣訪英対処方針（第二案）1957 年 9 月 13 日、A’-0154、外交史料館。

ただし、当時の英国は、過去に日本が「低賃金労働と産業効率」により「急激かつ集中的」に市場を「破壊」してきたことや英国製品の意匠盗用問題を踏まえて GATT 第 35 条援用撤回については依然として消極姿勢をとっていた[44]。

では、EEC をめぐる日英間の見解は、どのような調整がなされたのか。ロイド外相は、「今回の案〔ローマ条約：注、筆者〕にはむしろ政治的な考慮が強いように思われる」と藤山から問われると、「欧州の政治的結合を進める見地」から EEC 設立を「歓迎」しており「共同市場成立を妨害しているという如きはない」という立場を明らかにしつつ、「その前提として自由貿易地域を伴うことを主張している」と説明した。また、ロイドは、EEC に伴い「6 カ国」の「資本蓄積力」が高まり、「この資本が未開発地域に流れれば、鉄のカーテンの外側の自由世界全体の利益になる」とのメリットがあると強調した。さらに、ロイドは、「保護的考え方の強いバーミンガム」も「積極的に共同市場案を歓迎している」ことを紹介し、「大きな市場をもつことは経済活動に活を入れるものであり」、「経済的に見ても共同市場は充分意味がある」ため「英国としては、経済的に共同体に反対なのに政治的な考慮から賛成しているという如きことはない」と改めて説明した[45]。

藤山は、「直ちに共同市場の成立により影響を蒙るわけではない」としながらも、「長期的」に見ると「欧州諸国の輸出競争力強化」と「日本商品に対する購買力が増加すること」が予想されため、「日本も産業を合理化して対抗」しながら日本製品の門戸が閉じられることないよう「共同市場が排他的にならないことを望む」と述べた。ロイドは、藤山の発言に対し、「英国も同意見であり、共同市場は低関税貿易地域（low tariff free trade area ）なるべき」であり、「フランスと雖も同様の見解だと思う。又、それを確保するためにも自由貿易地域を伴うことが必要である」と「大自由貿易地域」構想の意義を説明した。同席したサンズ(Duncan Sundys)国防相は、「欧州大陸は、独仏の利害対立等、分裂的要素があり、欧州諸国が信頼し得る第三者として英国が参加していることが欧州がうまく行くため必要」と述べた[46]。つまり、英国が「大自由貿易地域」に EEC を取り込むことにより独仏の提携に寄与すべきことを示唆したのである。

EEC 問題をめぐる藤山訪英による日本側の収穫は、「共同市場が排他的にならないことを望む」と述べた藤山にロイドが「同意」したことであった[47]。そこで、駐英大使の西晴彦は、日英共同コミュニケの案文に「共同市場条約が排他的とならざること」で「両国の意見一致せること」を盛り込むべきと具申した[48]。外務省は、日英共同コミュニケの日本側原案に「地域的経済集団化（economic regionalism）が排他的ならざること」と

[44] “Talking points- Prime minister’s Luncheon for Mr.Fujiyama on September 30” September 27,1957 . PREM11/1910. NA, London.
[45]「藤山外相ロイド外相会談記録」1957 年 9 月 20 日、A’-0154、外交史料館。
[46]「藤山外相ロイド外相会談記録」1957 年 9 月 20 日、A’-0154、外交史料館。
[47]「内奏用資料」A’-0154、外交史料館。
[48] 西発岸大臣臨時代理宛電信、第 719 号、1957 年 9 月 20・22 日、A’-0154、外交史料館。

の文言挿入を試みた。日本側は、「economic regionalism」という表現が OEEC をも含むことになるとの英国側反対を受け、「欧州共同市場が排他的ならざること」という表現を提案した。しかし、英国外務省は、「大自由貿易地域」の設立交渉をしているという「機微なる折柄」にあるとの英国大蔵省の強い意向を受け反対した。こうして、日英共同コミュニケは、「単に欧州共同市場及び自由貿易地域につき意見を交換した」という表現に止まった[49]。要するに、この時期の英国は、日本を西側陣営に留めるため国際機関[50]や貿易問題で極力友好姿勢をとろうとしたが、自らが進める「大自由貿易地域」構想実現に関心を置き EEC の動きを静観する態度をとっていたのである。

**3、GATT を舞台とする EEC 牽制外交の頓挫**

岸内閣は、GATT 第 12 回総会（1957 年 10 月 17 日 - 11 月 30 日）に際し、奥村勝蔵スイス大使、河崎ジュネーブ公使といった外務官僚のみならず、河野一郎経企庁長官、松本俊一外務政務次官を派遣した。米国代表団は、10 月 27 日、「6 カ国」代表が条約の実質的審議を今会期に行うことに「極めて強く反対」しているため、「今次総会では全締約国からなる WP〔Working Party：ローマ条約審議のための作業部会、注：筆者〕をノミナルに設けるに止める趣旨の訓令を得ている」と伝えた。河崎は、「今次総会の趣旨に反する」と反対した[51]。そして、河野代表は、10 月 28 日から 30 日まで行われた閣僚会議でローマ条約が「ガットの精神および規定に沿うものとなることを確保するために必要な措置を総会がとること」、GATT 第 35 条対日援用国が「速やかに援用撤回の措置をとること」を主張した[52]。

米国代表団は、10 月 29 日、「WP」[53]の開始時期や GATT 総会本会議への報告時期を明記しないことを提案した。つまり、GATT におけるローマ条約審議を有名無実化し、EEC 発足を優先させようとしたのである。河崎は、米国提案に反対し、伯、豪、英国代表の同調を得て第 12 回総会の閉幕までに WP の審議結果を総会本会議に報告する規定を設けることに成功した[54]。しかし、仏代表は、10 月 30 日の本会議に起草委員会の案が上程されると直ちに休憩を求めた。米国代表は、休憩後に、起草委員会提案のうち「報告及び勧告を『今会期末までに行う』との規定削除」を提案した。米国提案は、議長裁定により報告提出時期につき WP の条文には明記しないが、「今会期終了前に総会に報

[49] 西発藤山大臣宛電信、第 1622 号、1957 年 12 月 22 日、A'-0154、外交史料館。
[50] 例えば、英国は、1957 年国連安保理非常任理事国に立候補した日本を支持した。
[51] 河崎発藤山大臣宛電信、第 132 号、1957 年 10 月 31 日。2007-00909、『情報公開法』。
[52] 外務省『わが外交の近況』第 2 号、1958 年 3 月。
[53] 河崎ら日本代表団は、米、英、豪、伯など 10 カ国と「6 カ国」側 2 名で構成される EEC 問題を審議する WP の付託条項起草委員会に参加することとなった。河崎発藤山大臣宛電信、第 132 号、1957 年 10 月 31 日。2007-00909、『情報公開法』。
[54] 河崎発藤山大臣宛電信、第 132 号、1957 年 10 月 31 日。2007-00909、『情報公開法』。

告すべき旨記録に止める」という玉虫色の案として採択された[55]。

米仏提携の強さを見た河崎は、ローマ条約が実質的審議を出来たとしても、会期末までに GATT として EEC に「ウェーバー〔waiver、自由化免除義務：注、筆者〕を認めずさりとてウェーバーの必要なしとも確定せず」という結論しか出し得ないとの見通しを伝えた[56]。実際、WP は、11 月 14 日以降、関税、輸入制限、農産物、海外領土の 4 つの小委員会ごとに 30 数回にわたりローマ条約の検討を行なったが、「ローマ条約の関係規定がガットの規定に牴触しているかどうかを現在決定することはできない」という趣旨の報告書を総会本会議に提出した[57]。そこで、河崎は、豪州や中南米諸国などと「6 ヶ国を監視する目的」で「ガット共同市場特別委員会の如き常設機関を設ける案」を模索した。しかし、この案は、「6 カ国」による反対、「米国は元来本件には熱心ならず、英国は自由貿易地域案の成行を静観中にて態度煮え切らず、従って英連邦諸国の多くは本件審議に大なる期待をかけおらず」、という状態のため実現しなかった[58]。結局、WP は、引き続き翌年の会期間委員会（1958 年 4 月 14 日）でローマ条約を継続審議するということを決めた[59]。ローマ条約は、GATT 総会閉会後にルクセンブルグ（11 月 30 日）、ベルギー（12 月 2 日）、オランダ（12 月 5 日）が批准を済ませ、1958 年 1 月 1 日に発効した。EEC の既成事実化は、ローマ条約の発効及び米国の政治的承認により促進された[60]。

外務当局は、ローマ条約が発効した後も、GATT でローマ条約を審議するという当初の目標を変えなかった。一方、米国政府は、GATT にてローマ条約が審議されることを避けようとする意向を変えていなかった。例えば、米国側は、GATT 事務局長ウィンダム・ホワイト（Eric Wyndham-White)から EEC 問題の審議について「第三国側をも或る程度満足せしめ、円満な解決を見るよう米国が指導的立場をとるよう」要請されたが、「ガットにおいてはこれに多くの制約を課すべきでない」と回答していた[61]。また、先の総会では、英国は、実際に「大自由貿易地域」構想実現に関心を置き EEC の動きを静観する態度をとった。そして、英国の態度は、英連邦諸国の消極的態度にも波及していた。そこで、外務当局は、GATT に加盟するアジアやアフリカ地域の発展途上国の支持獲得に重点が置こうとした。つまり、「6 カ国」の海外領土（植民地）と EEC の関係を持ちだそうとしたのである[62]。EEC に「6 カ国」の属領を編入する問題は、「6 カ国」

---

[55] 河崎発藤山大臣宛電信、第 132 号、1957 年 10 月 31 日。2007-00909。『情報公開法』。
[56] 河崎発藤山大臣宛電信、第 121 号、1957 年 10 月 21 日。2007-00909『情報公開法』。
[57] 外務省『わが外交の近況』第 2 号、1958 年 3 月。
[58] 河崎発藤山大臣宛電信、第 121 号、1957 年 10 月 21 日。2007-00909『情報公開法』。
[59]『わが外交の近況』第 2 号、1958 年 3 月。
[60] 米国政府は、各国に先駆け、1958 年 3 月に ECSC 米国代表を EEC 及び EURATOM の域外諸国として大使を派遣した。。
[61] 河崎発藤山大臣宛電信、第 289 号、1958 年 4 月 28 日、2007−00910『情報公開法』。
[62] ロワイエ次長は、GATT 締約国のうち「6 ヶ国」の「属領」（植民地）と農産品輸出国との間の競合を懸念する声の方が「有力」であり、こうした諸国と「協力を考えて置くこと

に農産物輸出をしてきたアジアやアフリカ地域の締約国の強い反発を生んでいたからである[63]。実際、日本政府代表団は、GATT 会期間委員会（1958 年 4 月 14 日）において、EEC の「海外領土問題については、そこから輸出される物質に関してのみでなく、海外領土への輸入問題についても検討すべき」ことを会期間委員会及び今後の作業部会で議論すべきと主張した[64]。日本の態度は、インドやガーナなどの発展途上国の支持を得ることとなった[65]。

ガーナ代表は、「ローマ条約において海外領域と称するはそもそも何であるか、自分の見るところでは、これら地域の人民は 5 年を出ずして海外領域であることを止めるであろう」と発言し、「6 カ国が固隔な態度を改めなければ、他にココアの市場を求めざるを得ず、その相手方はおそらく CP 諸国〔the Contracting Parties、締約国団：注、筆者〕がその勢力の拡大阻止に奔命している東欧諸国中に発見されるであろう」と「激烈」な演説を行った。EEC 代表と「6 カ国」の政府代表は、ガーナが「6 カ国」の「海外領土の独立を示唆」する発言したことに対し、「顔色の動揺著しく」、「少なからず狼狽の気色」を見せたと言う[66]。このように、EEC 設立問題は、アジア・アフリカ地域の GATT 締約国の動き次第で「脱植民地化」のロジックが結合した政治問題に発展する可能性があった。

米国は、ローマ条約を GATT で審議することにより、反西欧感情が強いアジア・アフリカ地域の新興独立諸国と西欧先進工業諸国との政治的対立が顕在化し、西側陣営内の自由貿易体制の協議体である GATT 体制が分裂することを懸念していと言えよう。実際、米国代表は、会期間委員会（1958 年 4 月 14 日）の一般討論で、「CP 諸国は共同市場の成立を援助すると同時に、各 CP のスペシフィックな利益を擁護する如き態度をとるべき」であり、「ガットにおけるローマ条約の審議は法律論に陥ることなく、リアリスティック且つプラクティカルなるべき」と主張した。とりわけ、米国代表は、EEC の共通関税問題について事前に GATT の場で審議するようなことはせず、「共通関税全体」の

---

が日本にとって必要」と日本代表団に助言していた。

[63] 特に批判的態度が強かったのは、ガーナ、南アフリカ、インド、セイロン、インドネシア、ローデシア・ニアサランド等であった。なぜならば、EEC の「属領」と競合する農産品を輸出している域外諸国は、EEC に「属領」が取り込まれ関税面の優遇措置により欧州市場に対する輸出競争力が相対的に強化されることを警戒していたからである。例えば、コーヒーを欧州に供給してきたブラジルは、フランスの「属領」において生産されるコーヒーが共同市場内の市場を独占する事が予想した。しかし、同じく農産品輸出国である南米諸国は、「6 カ国」との間で「何らかの妥協が策せられた」ため批判的態度をとらなかった。実際、河崎は、ブラジル代表から「会議の席上ローマ条約に反対したのは米国に対するいやがらせに過ぎない」と漏らしていた。なお、インド代表は、「6 カ国」側が GATT の枠外でローマ条約につき南米諸国に「アピールした事実」が「ガットの伝統にもとるものである」と批判的発言を行なった。

[64] 河崎発藤山大臣宛電信、第 289 号、1958 年 4 月 28 日、2007-00910『情報公開法』。

[65] 河崎発藤山大臣宛電信、第 289 号、1958 年 4 月 28 日、2007-00910『情報公開法』。

[66] 河崎発藤山大臣宛電信、第 289 号、1958 年 4 月 28 日、2007-00910『情報公開法』。

「完成を促進」すべきとの見解を示した。また、米国代表は、「6 カ国」の属領を共同市場に編入する問題について「海外領土の発展を企図する 6 カ国側に共感」すると原則賛成の立場を示し、GATT 締約国は「域外諸国のリーズナブルなシェア」が尊重されるよう EEC との間で「無差別原則に基き多角的に解決されるべき」と述べた[67]。米国の主張は、英国や豪州のみならず中南米諸国も支持した。中南米諸国は、米国側による強い同調の働きかけが展開されたものと思われる。

結局、会期間委員会では、米国の主張にもとづいて前総会同様にローマ条約が GATT 規定に合致するか否かという法律論争を避け、「個々の場合に関係国が共同体側〔6 カ国〕と多角的な協議を行う」という案が採択された[68]。つまり、GATT 第 13 回総会（1958 年 10 月 16 日－11 月 22 日）でローマ条約を GATT 規定に合致するかを審議しないことが決められたのである。日本代表の提案は、EEC 設立を安定的軌道に乗せようとする米国政府の強い政治的配慮のもと多数の締約国の支持を得ることができなかった。日本側には、引き続き、「6 カ国」が属領を巻き込み域外差別的関税をとり、自らの販路拡大が制約されるかもしれないという懸念が残った。そこで、岸内閣は、次節で論じるように、「6 カ国」の動向に強い影響力を持つ米国に直接的な働きかけを強めるだけでなく、英国との提携を模索するのである。

## 第 2 節 EEC をめぐる対西欧経済外交－岸首相の欧州諸国歴訪

### 1、EEC 問題をめぐる米英との協調の模索

外務当局内では、EEC が排他的方向へ向かわないよう米国と協調するため、貿易自由主義を対外経済政策指針とするアイゼンハワー政権に協調し、西欧地域の経済統合を域外に対し開放的なものにするよう建設的な働きかけを行なおうとした。換言すれば、こうした態度は、「欧州以外の地域にたいする差別待遇の危険性をはらむ」という悲観的に捉えるのではなく、「世界経済自由化のため喜ぶべき」というように楽観的姿勢への転換と言えよう。少なくとも、「ローマ条約起草者達のロジック」は、「世界的規模における自由化が究極の目標であり理想」とし、「理想像はすぐには実現しがたいからまず手近かなところから地域的自由化を行う」という態度をとっていたからである[69]。

第 7 章で言及したように、当時、日米貿易は、日本の対米輸出拡大によって米国内の対日輸入制限運動を引き起こしていた。また、東南アジアをはじめとする発展途上国への輸出は、右諸国の外貨事情の悪化によって伸び悩んでいた。そこで、外務当局内には、米国以外の西側先進工業地域に輸出振興を積極的に図るため、日本も貿易自由化に政策転換すべきという見解が生まれつつあった。例えば、1958 年 7 月に藤山のもと召集さ

[67] 河崎発藤山大臣宛電信、第 289 号、1958 年 4 月 28 日、2007-00910『情報公開法』。
[68] 外務省『わが外交の近況』第 3 号、1959 年 3 月。
[69] 経済企画庁『年次世界経済報告—世界経済の趨勢』1959 年 9 月。

れた 5 大使連絡会議は、「西欧市場についてみると同市場向けのわが国輸出は全体の 9%に過ぎないが、これを 15%くらいまで増やせる余地がある」と指摘していた[70]。特に牛場は、先進工業諸国間の貿易取引が「飛躍的に増大しつつある事実」に注目し、「欧米の工業国との間の貿易をなお大幅に拡大する可能性を有する」と分析し、世界貿易総額のうち西欧諸国の貿易取引が 30%以上を占めているにもかかわらず日本の貿易総額のうち西欧諸国との貿易取引が 10%程度しかないのは、「明らかに低すぎる」と主張した[71]。そこで、牛場はじめ外務当局は、米国政府と EEC が域外差別をとらないように牽制するだけでなく、西欧市場に対する対日差別撤廃（≒貿易自由化）に圧力をかけてもらうことで日本の輸出市場を西欧地域に多角化していこうとした[72]。実際、藤山は、1958 年 8 月 29 日に訪米準備のためマッカーサーと会談した際、日本の対外経済政策方針および日米経済協力のあり方に関する文書を手交した[73]。この文書には、「今後わが国としては輸出品および輸出市場のダイバーシティフィケーション（divertisification : 注、筆者）を極力はかることが必要」で「ヨーロッパ、太平洋諸国に対する輸出についても大いに努力」を続けなければならないため、米国の好意的考慮を要請すると書かれていた。それは、次のようなものであった。

> 従来米国政府は欧州共同市場の設立には極めて積極的な支援を与えてきているが、反面共同市場 6 カ国は米国政府の支援を頼みとして、ややもすれば域外諸国の利益を無視するが如き傾向〔があるため：注、筆者〕米国政府が充分に事態を認識し、欧州共同市場あるいは欧州自由貿易地域が域外諸国の利益を無視しないよう誘導されること[74]。

また、日本側が手交した文書は、「OEEC 諸国における共同市場ないし自由貿易地域構想の動き」が「万一域外諸国に対して不当な差別を行うこととなれば、これら諸国の世界貿易に占める比重の大きさからしても自由諸国間の貿易の自由化が少なからず阻

---

[70] 米北「五大使会談の結論」1958 年 7 月 17 日。2007‐0911『情報公開法』。『朝日新聞』1958 年 7 月 12 日朝刊 1 面。

[71] 牛場信彦「通商政策と外交」『外交時報』第 956 号、1958 年 10 月、47‐49 頁。

[72] 牛場は、「自由貿易の原則は先進国にとっては利益である場合が多く、従ってわが国としてもアメリカ、イギリス、ドイツなどにたいしてもこれらを主張するに何らの遠慮もいらない」、「貿易の自由化、差別待遇の撤廃を強く主張すべき」と考えていた。牛場信彦「通商政策と外交」『外交時報』第 956 号、1958 年 10 月、47‐49 頁。後に牛場は、「わが国の輸出のこれ以上の北米市場への集中は得策でないし後進国向け輸出の急速な伸長は望みがたい今日、輸出を伸ばそうとすれば、勢い欧州市場に着目せざるを得ない」とも述べている。牛場信彦「最近の対西欧諸国通商協定について」1960 年、37 頁。

[73] 藤山発朝海大使宛電信、第 736 号、1957 年 9 月 1 日、添付資料：東郷「8 月 29 日藤山大臣、マッカーサー大使会談録」、2007-00911『情報公開法』。

[74] 当初、経済局が作成した文言は、「欧州共同市場あるいは欧州自由貿易地域が域外諸国の利益を無視しないよう勧告を与えること」と記されていたように、相当に強い文言となっていた。経済局「タイトルなし」1958 年 8 月 4 日。2008-00251『情報公開法』。

害されること明白であり、また将来他地域における同種機構の前例として利用されること必至である」ともと記されていた[75]。

米国側にとって以上のような日本側の「建設的態度」は、歓迎すべきことであったと言えよう。というのも、牛場経済局長が「自由貿易を要求しながら、自らは保護貿易の殻にとじこもることは到底許されない」と述べたように、「偏狭な保護貿易論やいわゆる不要不急品輸入にたいする考え方」を「訂正」しなければならくなるからである[76]。つまり、米国政府と協調して「6 カ国」に域外貿易自由化を呼びかけることは、日本自らも貿易自由化を進めざるを得なくなるということを意味していたのである。第 7 章で指摘したように、アイゼンハワー政権は、国内の対日輸入制限運動を抑制するという観点から、日本側に対米輸入制限を撤廃するとともに、米国産の原料輸入を自由化するように要求していた。米国側の要求の背景には、対外援助や輸入超過により悪化した国際収支バランスを改善するという意図もあった。日本に対米輸入自由化を求めつつ、「欧州が日本からの輸出の『お荷物』を分担してくれるならば、自国市場に対する圧力を緩和できる」というメリットがあったのである[77]。

実際、米国代表団は、GATT13 回総会において今後 EEC として GATT の締約国と関税撤廃交渉を行うことを強く要請した。例えば、経済担当国務次官補のディロンは、「GATT による世界的貿易自由化の促進」を目指す新たなラウンドを提唱した。これは、「貿易の自由化は世界的規模においてなされるべき」との日本側見解と合致するものであった[78]。また、米国代表団は、西独の貿易政策が GATT 第 13 回総会で取り上げられると、英、加、豪、ニュージーランドとともに輸入制限撤廃するよう強い「反省」を求めた。その結果、西独は、1959 年 1 月から関係加盟国との間で多角的協議（GATT 第 22 条 2 項）を開始することになった。さらに、米国代表団は、10 月 30 日の本会議で日本の 35 条問題審議が審議された際、加、伯、パキスタンなど非援用国とともに「速やかに援用を撤回するよう希望」すると演説した。一方、第 13 回総会では、西独以外の締約国が国際収支の擁護を理由（GATT 第 24 条 4 項 b）として実施している輸入制限の是非を協議する委員会の設置が決められた。

こうした中、西欧諸国は、1958 年末、一斉にドルとの間の通貨交換性を回復していた[79]。1959 年 1 月から 1 カ月近く北米、中南米、欧州を視察した牛場は、帰国直後、「通貨改革後のヨーロッパの経済情勢は落ち着いており、日本も保護的な貿易政策を早く改

---

[75]「タイトルなし」。2007-00911、2008-00254。作成者不明「経済問題英文（8 月 29 日会談会談参照）」作成日不明。2007-00911『情報公開法』。

[76] 牛場「通商政策と外交」上掲、47 - 49 頁。

[77] 渡邊『GATT・WTO 体制と日本』、上掲、60－61 頁。

[78] 経済総務参事官「エカフェ第 2 回貿易委員会議題第 10『ヨーロッパ共同市場及び自由貿易地域』」1959 年 1 月 14 日。2007-00905『情報公開法』。

[79] イギリス、西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イタリア、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スイス、ポルトガル、オーストリア。

め、貿易自由化の傾向に対応すべきだ、との意見が在欧大使館では支配的である」と語った[80]。そこで、通産、大蔵、外務省は、欧州各国の対ドル通貨交換性回復を受け、これまでの外貨予算編成方針を「通貨均衡主義」から「貿易総量を増やすことを第一目標に切替える」ことを決定した。つまり、ドル地域とポンド地域に分けて輸入割当をおこなってきた日本の外貨管理制度の検討を開始したのである[81]。こうして、岸内閣は、1959年3月24日の経済閣僚懇談会において為替・貿易管理を自由化する基本的方向を了承した[82]。そして、岸内閣は、経企庁がとりまとめた為替貿易自由化に対する政策（「国際経済の新段階に対応するわが国の為替および貿易政策の方向」）[83]を了承したのである。つまり、GATTの枠外でも世界貿易の自由化を主張する米国と積極的な協調姿勢をとろうとする牛場ら経済局のイニシアティブのもと日本の貿易自由化を目指す方向に舵を切ったのである。

言うまでもないが、西欧市場への日本商品の輸出増大という目的は、日本が貿易自由化を進めたとしても、GATT第35条の対日援用を撤回させるとともにEECの排他的統合を改めさせない限りを達成するものではない。実際、EECが1959年1月1日以降とった域外および域内に対する関税率引下げ措置（域外関税10%低減）は、日本にとって「実益はむしろ少ない」ものであった[84]。また、EECの域外輸入割当の増額措置は、OEEC諸国のみを対象としていた[85]。つまり、日本は、「6カ国」による「世界貿易の自由化」の恩恵を直接蒙るような状況になかったのである。実際、日本政府は、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）において、EECが「非加盟国の疑念を払拭し、更に自ら意図する貿易の自由化に貢献するためにも共同市場諸国がこの際進んで次の用意あることを明らかにすることが、共同市場諸国の義務である」とし、以下のように主張した。

（1）日本に対するGATT第35条の援用については近く予定される日本と共同市場との関税交渉以前においても早期に撤回する。

（2）共通関税を可及的低率に抑えるべきこと。ならびに共通通商政策に関しても自己閉鎖

---

[80] 「牛場経済局長の考えは、今後の政策決定に大きな影響を与えるものとみられる」。『朝日新聞』1959年12月13日付朝刊4面。

[81] 例えば、通産省は、「今後各国の通商政策は自由化の方向に大きく踏み出すとみられる」ため、「自動承認制外貨予算の枠拡大など、手近なところから自由化の窓を開け、貿易管理制度で保護している国内産業に、自由競争の冷たい風を入れることも考えていかねばならない」という認識のもと新通商政策の検討を開始した。『朝日新聞』1958年12月30日付朝刊4面。

[82] 経企庁案は、1959年3月5日の経済閣僚懇談会で佐藤蔵相反対により一時的に棚上げになっていたものの3月24日に再度協議された上で了承された。

[83] 『読売新聞』1959年3月4日朝刊4面。

[84] 経済局「自由貿易地域及び共同市場をめぐる諸問題」1958年12月30日、2007-00905『情報公開法』。

[85] 経済局「自由貿易地域及び共同市場をめぐる諸問題」1958年12月30日、2007-00905『情報公開法』。

的な保護政策をとらないこと[86]。

ゆえに、岸内閣は、自由貿易という理念のもと EEC が域外にも開放的になるよう牽制しつつ GATT 第 35 条の対日援用撤回を求める一方、EEC の動きに警戒的な立場をとる英国との協調関係の構築を再び模索した。英国は、先述したように、EEC を包摂する OEEC 諸国から成る「大自由貿易地域」の構想を進めてきた。周知のように、同構想は、1958 年 11 月 17 日、仏のスーステル情報相（Jacques Soustelle)の声明を以て事実上頓挫していた[87]。そこで、英国は、「当面共同市場に団結して対抗すると共に将来の全欧州の経済統合への足がかり」を作るため、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、オーストリア、ポルトガルを構成国とする「7 カ国」の工業部門における貿易連合体（欧州自由貿易地域、European Free Trade Area：FETA）の設立の検討を開始していた[88]。

外務当局は、EEC を目指す「6 カ国」と EFTA を目指す「7 ヶ国」の 2 つの経済統合が拮抗する中、フランスが主導する EEC が「外部に対する発展よりは、先ず狭域経済圏の内部における実力の養成を第一義」としているのに対し、英国が主張する「大自由貿易地域」構想が「現状を維持しながら、各参加国の利益を守ろうとする現実主義的色彩が強く」、「英連邦、スターリング地域を中心として米国と西欧を両翼とする開放かつ広範な世界貿易」を目指していると観察していた[89]。つまり、英国が主張する EFTA を通じて EEC を進める「6 カ国」が「全欧州的な自由貿易地域案を受入れる契機」となれば「欧州の経済的、政治的分裂」が回避できるだけでなく、「共同体の閉鎖的側面が弱められるかもしれない」との希望を持っていたのである[90]。

また、外務当局は、英国が日本同様に EEC が域外に差別的待遇を設けられた場合の不利益が大きいだけでなく[91]、英連邦の盟主として繊維製品輸出国であるインドや香港

---

[86] 経済総務参事官「エカフェ第 2 回貿易委員会議題第 10『ヨーロッパ共同市場及び自由貿易地域』」1959 年 1 月 14 日。2007-00905『情報公開法』。

[87] OEEC 理事会は、1957 年 10 月、1959 年 1 月に OEEC 加盟 17 カ国の自由貿易地域を結成することを目指し英国政府支払総監（Paymaster General)のモードリング（Reginald Maudling）委員長のもと関係国が参加する委員会（モードリング委員会）の発足を決定した。モードリング委員会は、1958 年 1 月から具体的検討作業を開始したが仏との交渉が難航し、スーステル声明により事実上活動中止となった。英国内の専門誌「Political and Economic Planning」は、「本交渉における英国の態度については英国の対ヨーロッパ政策が一貫性を欠いていたことをもって交渉を混乱させた根本的な原因と考え、英国の政策はヨーロッパと英連邦と英米関係との 3 つの交叉する円の接触点で、バランスを取ることが最も効果的であるというチャーチル主義に基いていたように見受けられる」と総括した。大野大使発藤山大臣宛電信、第 531 号、1959 年 4 月 21 日。2007-00905。

[88] 欧亜局「岸総理欧州訪問ブリーフ用資料」1959 年 7 月、A’-0147、外交史料館。

[89] 外務省欧亜局「岸総理欧州訪問ブリーフ用資料」1959 年 7 月、A’-0147、外交史料館。

[90] 経済企画庁『年次世界経済報告—世界経済の趨勢』1959 年 9 月、参照。

[91] 当時、仏や伊は、英国製自動車の輸入に対して差別的な輸入制限をとっていた。特に 1959 年 1 月以降の伊政府の自動車輸入枠は、従来の対独 80 万£・対仏 35 万£・対英 75 万£から共同市場枠 250 万£・対英 90 万£にとどまっていた。大野大使発藤山大臣宛電信、第 531

の利益を「弁護」するため、「他の欧州諸国と異なり」、「英連邦諸国の利益と欧州諸国のそれとを調整しなければならない」という地位にあると観測していた[92]。当時、EEC は、輸入に関する障害の比較的低い加盟国から輸入された第三国産品が域内を通じてその障害の高い加盟国へ流入する可能性があったため、特定第三国からの特定産品を共同して輸入制限しようとする動きが見られた。対象となっていた第三国は、イ）低賃金国（日本、香港、インド等）、ロ）国家管理貿易国（共産諸国）、ハ）複数為替国（南米諸国）等であり、対象品目としては、繊維、雑貨、玩具、陶磁器等が挙げられていた[93]。つまり、香港やインドの利益を「弁護」する英国の立場は、日本の EEC に対する「警戒」を代弁する地位にあると見られていたのである。

駐英大使の大野勝己は、後述する岸訪英の議題リストに欧州経済統合問題に対する「英国の判断及び態度」につき意見交換することを求めた[94]。外務当局は、欧州経済問題を議論するにあたり、マクミランに対し EFTA を進める英国側が「欧州以外の地に属する自由諸国の利益を無視するような方法」をとるべきでなく、とりわけ日本のように「ソ連及び中共を距てて共産圏の東側に位置し、近隣諸国との経済的統合の可能性もなく、又その機も熟していない国との問題」について「特に留意」するよう釘を刺そうとした[95]。一方、外務当局は、EEC が域外諸国に差別的待遇をとらないように日英両国が強く結束する体制を構築していこうとした。外務当局が準備した会談要領には、ヒースコート＝エイモリ蔵相（Derick Heathcoat-Amory)、エックルス(David McAdam Eccles）商相、モードリング（Reginald Maudling）支払総監（Paymaster General)との会談の際、EEC が完成する過渡期に暫定的措置としてとられる域外差別につき共通の「憂慮」を持っていることを確認し、「貴国（英国）と同調しアウトサイダーに対する差別待遇をなくし共同市場本来の精神にたちかえることを慫慂」すべきことが盛り込まれた[96]。

ただし、日本側には、以上のような協調関係を構築とともに、GATT 第 35 条援用撤回して日英通商航海条約を締結するという経済懸案があった[97]。そこで、日本側は、世界貿易の自由化という名分のもと西欧地域に開放的な自由貿易地域が構築するため英国がイニシアティブをとることを奨励する一方、日英間でも対等な通商関係（GATT 第

---

号、1959 年 4 月 21 日。2007-00905『情報公開法』。

[92] 経済局「欧州経済統合について」1959 年 9 月 1 日、6 頁。『情報公開法』

[93] 経済局「欧州経済統合について」1959 年 9 月 1 日、13 頁。『情報公開法』。

[94] 藤山外相発大野大使宛電信、第 195 号、1959 年 5 月 2 日、A’-0148、外交史料館。

[95] 欧亜局「岸総理欧州訪問の際の各国首脳との会談要領案（イギリス）」1959 年 6 月 24 日。A’-0147、外交史料館。

[96] 欧亜局「岸総理欧州訪問の際の各国首脳との会談要領案（イギリス）」1959 年 6 月 24 日。A’-0147、外交史料館。

[97] 1956 年 6 月から進めてきた通商航海条約締結交渉（第 1 次交渉 1956 年 6 月-12 月、第 2 次交渉 1958 年 1 月-4 月、第 3 次交渉 1959 年 3 月-6 月）は、日本産品の輸入差別的制限措置を取り得るよう条約中に輸入待遇条項を設けないことを求める英国に対し、日本側が輸入に関する全面的最恵国待遇（すなわち GATT 第 35 条の対日援用撤回）を強く要求することで膠着状態となっていた。

35 条の対日援用撤回）を構築する必要があると説得を試みようとしたと言えよう。例えば、マクミランはじめエイモリ、エックルスに対する会談要領には、次のように記されていた。

> 欧州には米国と比肩する強大なる広域経済圏が成立しつつある次第であり、戦後特に米国との経済的連携を緊密化してきたわが国経済の今後の方向性としては、欧州経済との提携（association）をより強化して行く必要を痛感している〔ため、先ず英国が：注、筆者〕その架け橋の役割を果たしてくれるものと期待する[98]。

つまり、英国が日本と西欧諸国の「懸け橋」となることを要請し、そのためにも早期に日英通商航海条約を締結できるよう GATT 第 35 条問題で理解ある態度をとることを求めようとしたのである。そして、日英協調関係の強化は、岸が強く支持するものでもあった。岸は、首相就任以来、訪英を強く希望していた[99]。岸は、かつての日英同盟のように西側陣営内における日本の政治的パートナーとして英国を位置づけ、「日英間の本来の伝統的な関係を回復」を図ろうとしていた[100]。例えば、岸訪英に随行した今松治郎（衆議院議員）は、岸が「日本を安全保障することは、東洋をも安全保障にもってゆくということなのだから」、「日本とアメリカだけの問題ではなく、イギリスにも片棒を担いで」もらうため「イギリスが関心をよせている目に見えないつながりを入れていこう」としていたと述べていた[101]。岸や外務当局は、アメリカと異なり中国を承認していたイギリスの台湾問題に対する去就が英連邦や西欧諸国に与える影響が大きいと見ていた。ゆえに、岸は、「二つの中国」を前提とする東北アジア政策を有利に展開するため、イギリスと政治的協調関係を増進する必要があったのである。この点は、第 5 章で言及した通りである。ただ、岸訪英には、先述してきたように、EEC 牽制という側面でも重要な意味を持っていた。そこで、次節では、岸訪英時の経済的側面を中心に整理する。

**2、岸訪英の成果**

岸と英国側首脳の会談は、1959 年 7 月 13 日より行われた。岸は、マクミランと会談した際、、西側陣営の一員として英国との「提携」を強化しようとする方向を確認した。例えば、岸は、「日英両国は自由主義の立場を堅持し、共産主義の侵入に対し協力する

---

98 欧亜局「岸総理欧州訪問の際の各国首脳との会談要領案（イギリス）」1959 年 6 月 24 日。A'-0147、外交史料館。

99 Letter from David Symon to P.F. de Zulueta, July30 1958, "Visit to the united Kingdom of Mr.Kishi, Prime minister of Japan July 1959" PREM11-2738, The Natinal Archives, London.

100 上掲、『岸信介の回想』、202 頁。

101 今松治郎・大久保武雄・田中竜夫・矢次一夫対談「岸総理の外遊に随行して」『新国策』1959 年 8 月 25 日号、5、8 頁。

立場にある事実にも鑑み、両国に共通の利害関係ある諸問題について密接に協力することとしたい」と述べ、日英親善関係を強化の必要性を伝えた。マクミランは、日英間の協力（cooperation）および協議（consultation）を「今後共続けることとしたい」と賛意を示した[102]。岸や大野は、このマクミラン発言を外交的修辞ではないと見ていた。例えば、大野は、後日次のように報告した。

> 13 日の首相官邸閣議室における両首相の会談も親愛と率直の情に溢れており、日本の地位に対する理解に富み、かつこれを鼓舞激励する気持ちが自然にマクミラン首相の言動に滲み出ており、corporation and consultation を続けて行きたいと述べたことは注目に値する[103]。

また、岸は、マクミランが米国大使が参加する晩餐会で日英同盟破棄が失敗であったというニュアンスを含むスピーチを行なったことを受け、「これは非常にえらいこと」と感じていた[104]。当時、英国外務省内では、1958 年 7 月末以降、「日本は着実にアジア・アフリカ諸国に対して、より強い影響力を発揮することができる」と観察する一方、「岸が自由主義陣営により堅固にコミットするようになった」と評価し、英国の対アジア・アフリカ政策のパートナーとして日本を積極的に利用しようとする機運が高まっていた[105]。実際、大野は、これまで英国政府が日本を「単にアジアにおけるアメリカの従属国とみていた」が次のように認識を変えつつあると分析した。

> 国連加盟後のわが国が独自の中正穏健な外交を展開しつつある事実を正確に認識するに至り、アジアにおいて今後日本の担う役割についていわば先物買いを行うことの得失を真剣に考慮し〔中略〕国際政治のいずれかの場面において日本を活用する可能性ありとの概念が芽生え始めた[106]。

つまり、英国側は、1957 年 9 月の藤山訪英時と異なり、日本を政治的パートナーとして積極的に位置づけようとしたのである。このように、日英両国首脳が政治的協調に合意したことは、GATT 第 35 条問題など経済懸案の解決を加速するという少なからぬ効果があったと考えられる。

岸は、訪英中、英国側が懸念する「日本商品の氾濫を来たすが如きないよう」に「秩序ある輸出体制」を整備してきたと説明し、ガット第 35 条援用撤回を受け入れるよう強く働きかけた。マクミランは、過去に日本の「極度に安価な輸入品の氾濫や意匠、商

---

[102] 大野発藤山大臣宛電信、第 662 号、1959 年 7 月 14 日。A’-0148、外交史料館。
[103] 大野発藤山外相宛電信、第 713 号、1959 年 7 月 24 日。A’-0148、外交史料館。
[104] 岸、矢次、伊藤『岸信介の回想』、上掲、202 頁。今松治郎他「岸総理の外遊に随行して」、上掲、5 頁。
[105] 田中「冷戦初期における国家アイデンティティの模索」、上掲、260 頁。
[106] 大野発藤山外相宛電信、第 249 号、1959 年 3 月 22 日、A’-0148、外交史料館

標等についてにがい経験を味わったこと」だけでなく、「経済の強化のためには時に輸入の抑制も必要」になる応えていた[107]。ただし、エイモリ蔵相は、GATT 第 35 条を即時撤回する言質を与えなかったが、通商航海条約本文か補足文書に例外事項として「適当なセーフガード」（adequate safeguard）を盛り込むことができれば日本に通商上の最恵国待遇を与えることも可能になると述べ、事務レベルの協議開始を提案した[108]。これは、「英側事務当局も自分等がこれまで得ていた訓令とは隔たりありと驚いた」ように、「従来の英政府当局の曖昧な（non-committal）態度から一歩進めたもの」であった[109]。

そこで、岸は、セーフガード問題を事務レベルで協議するというエイモリらの提案に同意した[110]。これも、日本外務省側の事前の交渉方針からすればかなり一歩踏み込んだ決断であった。外務当局は、首脳会談において英国側からセーフガード問題が持ちだされた場合、曖昧な回答で逃れるようにしていたからである[111]。その背景には、無条件最恵国待遇が与えられるまで通商航海条約締結を「遷延せしめるべき」と主張し、英国から無差別待遇を獲得する代償として日本がセーフガードを与えることに強く反対する通産省の意向があった[112]。ゆえに、外務当局は、当面、日英通商航海条約交渉上の技術的論点の調整を進め、第二段階としてハイレベルの政治折衝により日本の対英輸出に対する最恵国待遇及びセーフガード措置問題を解決する方針をとっていた[113]。

岸は、元商工官僚として通産省に影響力を有していたが故に以上のようなトップ・ダウン型の発言が可能であったのではないだろうか。岸に同行した今松は、「これは総理がいかなかったらぜったいにできなかったこと」と高く評価した。また、今松は、岸が他の随行員との相談なくイングランド銀行に日本政府の預金をはじめると言い出したことを指摘し、「外交的には、あの意義はかなり大きい」とも述べた[114]。これら決断は、

---

[107] 大野発藤山大臣宛電信、第 662 号、1959 年 7 月 14 日。A’-0148、外交史料館。
[108] 大野発藤山大臣宛電信、第 662 号、1959 年 7 月 14 日。A’-0148、外交史料館。
[109] 大野大使発藤山外相宛電信、第 713 号、1959 年 7 月 24 日。A’-0148、外交史料館。
[110] 大野大使発藤山大臣宛電信、第 662 号、1959 年 7 月 14 日。A’-0148、外交史料館。
[111] 回答案は、「わが方としてはこれ以上コミットすることはプリンシプルの問題としても、また第三国に対する関係からも極めて困難ではあるが、本問題解決のために日英双方が具体的な解決策を持ち寄ってこれを建設的な方法で解決することとしたい」というものであった。経ス課「日英通商航海条約交渉に関する件」1959 年 6 月、A’-0148、外交史料館。
[112] こうした締結遷延論は、1958 年末の欧州各国の通貨交換性回復実施により世界貿易が自由化の方向に向かいつつあるだけでなく豪州やニュージーランドも基本的に GATT 第 35 条の援用撤回を約束していたため、いずれ英国も対日差別措置を正当化できなくなるという認識にもとづいていた。経ス課「日英通商航海条約交渉に関する件」1959 年 6 月、A’-0148、外交史料館。
[113] 欧亜局「岸総理欧州訪問の際の各国首脳との会談要領案（イギリス）」1959 年 6 月 24 日。A’-0147、外交史料館。
[114] 今松治郎他「岸総理の外遊に随行して」『新国策』1959 年 8 月 25 日号、4、7 頁。後に岸は、矢次一夫との対談のなかで「岸さんが行ったことで 35 条の問題は壁に穴があいた。これが一つのおみやげになった」と語られた際、「そうそう」と回顧した。岸、矢次、伊藤『岸信介の回想』、上掲、206 頁。

英国との協調関係を強化し、英国を「かけ橋」として日本と欧州経済との「提携」を進める方向をはっきり打ち出そうとする岸の意向を示唆するものと言えよう。

そして、岸は、EEC 問題をめぐり英国と緊密に協力することも確認していた。英国の EEC に対する態度は、1957 年の藤山訪英時と明らかに変わっていた。その背景には、欧州経済統合をめぐる米英間の確執があった。1959 年 5 月 7 日に EFTA 設立交渉参加を閣議決定していたマクミラン政権は、FFTA を「6 ヶ国」に対する交渉力強化、EEC から排除される不利益の緩和、西欧内での孤立回避という短期的利益のみならず、EEC を抱合する OEEC 規模の「大自由貿易地域」結成するという長期方針に位置づけていた[115]。一方、米国は、英国が進める EFTA に強い支持を与えなかった。例えば、ディロンは、1959 年 4 月 15 日に国務次官に就任した際、7 カ国による EFTA 形成に好意的な姿勢」を示さなかった[116]。米国は、EEC を通じた世界貿易自由化を進める際に EFTA が障害となると見なしていたのである[117]。ゆえに、英国は、同じく EEC 問題に利害を持ち米国との関係も深い日本との政治的協調を模索したと言えよう。

実際、エイモリらは、岸に対し、欧州の経済統合が外向き（outward-looking）なものでなくてはならず、決して内向き（inward-looking）で保護貿易主義（protectionist）的であってはならないと応え、そもそも英国保守党自体が「自由貿易主義者から成るマンチェスター学派」（Manchester School of Free traders）の系譜にあると説明した。また、EFTA は、「世界全体の貿易障害の除去のための第一歩」として OEEC 諸国内における EEC 加盟国と非加盟国間の差別待遇や貿易制限を改善しようとするものであり、「それが世界貿易の拡大に役立つ」と述べた。さらに、エイモリたちは、経済統合を通じて域外差別待遇を増大させることを認めるローマ条約の規定が「ガットの規則と相容れない」ものであり、世界貿易の拡大にも有益（helpful）ではない、とまで述べた[118]。

以上の英側見解は、従来、岸内閣が GATT で折に触れて訴えてきた主張に沿うものであった。特筆すべきは、これまで英国政府が「綿布の加工問題につきインド、香港のために共同体と論争をし続けて来たが、それは日本の代弁をつとめることにもなる」と強調し、現在のままでは EEC が高度な保護貿易主義（highly protectionist）に向かう危険性が充分あり、こうした事態を是正するため日本、米国、カナダと協力していきたいとの考えを明らかにしたことである。エイモリらは、日・米・英・加が協調して EEC にあたる必要性を「岸総理からワシントンの友人に対してもお口添え願えれば幸いである」

---

[115] 経済企画庁『年次世界経済報告』1959 年 9 月。益田実「OEEC 再編過程をめぐる英米関係 1959 年-1961 年」『立命館国際研究』34 巻、69 頁。

[116] 益田実「OEEC 再編過程をめぐる英米関係 1959 年-1961 年」、71 頁。

[117] 例えば、ディロンは、1959 年 10 月 6 日に英国のメイキンズ大蔵次官と会談した際、「EEC が自由主義的貿易政策をとれば世界的貿易自由化を通じてヨーロッパ貿易自由化も実現するのであり、EFTA のような政治的意義に乏しい組織の意義に疑問がある」と伝えた。詳細は、益田実「OEEC 再編過程をめぐる英米関」、上掲、70 頁。

[118] 大野発藤山大臣宛電信、第 662 号、1959 年 7 月 14 日。A’-0148、外交史料館。

と要請した[119]。このように、岸内閣は、岸訪英を通じ、英国と共に EEC の内向き（inward-looking）な経済統合に対して牽制しつつ、EEC の排他的傾向を政治的観点から大目に見る米国を説得するという関係性の構築を進めることに成果を得た。

ただし、日本側は、必ずしも英国が進める EFTA を手放しで支持していたわけではない。つまり、EEC が内向きな方向に向かわないように EFTA を進める英国を利用しながらも[120]、EFTA そのものに高い評価を与えていたわけではなかったのである。例えば、経済局内では、英国が「バーゲニングパワーを得るために小自由貿易圏（EFTA）を作る』といっているが、実際に EFTA が発足しても「余り作りばえのしない影の薄いものたらざるを得ない」と見ており、仮に英国が「バーゲニングパワーの圧力を利用する交渉」を展開しても本来英国が求めていた「大自由貿易地域」構想に向けて仏を譲歩させることはできないと分析されていた[121]。対照的に、この時期の外務当局内では、米国を代替し得る可能性のある将来的市場として EEC と日本の経済的提携を位置づけようとする見解が高まりつつあった[122]。つまり、岸内閣は、後述するように、EEC 問題をめぐり英国との提携を模索する一方で EEC とも接触を深めようとする「二股外交」を模索するようになるのである。

### 3、EEC の再評価－「第二の米国」

岸内閣は、英国にならい EEC に大使を派遣しないという態度をとってきた。こうしたなか、駐ベルギー大使の倭島英二は、1959 年 2 月 10 日、EEC 本部から大使派遣を「歓

---

[119] 大野発藤山大臣宛電信、第 663 号、1959 年 7 月 14 日、A'-0148、外交史料館。今松は、「これはイギリスの経済大臣が岸首相にいったことだが、『日本としても、このため（EEC が域外国に対し排他的傾向にあること：注、筆者）に非常に困ることが多い。だから日英、それに君たちのフレンドでもあるアメリカを加えた 3 カ国で、あの 6 カ国の経済共同体の行き方について、もう少し何とかしてもらうよう相談しようじゃないか。君の方も大いに骨を折ってくれ』といっているんだね。これは非常に重要なことなんだ」と語った。『新国策』1959 年 8 月 25 日号、4 頁。

[120] 例えば、GATT 東京総会にて萩原代表は、EFTA 構成国であるスウェーデン代表が大臣会議で自ら EFTA 条約を次期 GATT 総会で審議すべきと申し出たことを引き合いに出し、「共同体は日本品に対する懸念を、日本側は共同体の措置に対する懸念を、それぞれ取り除き、相互に貿易の自由化がもたらす利益を享受し得るようにすること」に努めるべきと主張した（外務省『わが外交の近況』第 4 号、1960 年 6 月、参照）。

[121] 経済局経済調査室「欧州共同市場をどう見るか（欧州共同市場に関するメモ）」1959 年 7 月 28 日。E'4.1.0.8. 外交史料館。

[122] 経済局は、米国が約 1 億 6,800 万の人口を有するのに対し「6 カ国」の人口総計が約 1 億 6,300 万と比肩するだけでなく、米国と「6 カ国」の間の国民総生産額（米国：4,400 億ドル、「6 カ国」: 1,374 億ドル）も米国の 1950 年以来の年間 3%という経済成長率に対し「6 カ国」が年間 5%という高水準を保っていることを考慮すれば次第に縮まっていくと分析した。また、経済局は、米国内の重工業や自動車産業界の EEC 向け輸出の縮減を予測し、「6 カ国」内に工場新設、支店設置などの資本投下や既存産業と資本や技術提携を進め、「これが共同市場の経済力増加に貢献している」と見ていた。経済局「欧州経済統合について」1959 年 8 月 19 日。『情報公開法』。

迎する」と伝えられたことを受け、「わが方が右が如き関係（大使派遣）をつけることを申出でも、もはや先走ったるが如き感じもなく、むしろ今後なにかに好都合となると思われる」と具申していた[123]。倭島は、「欧州市場ならびに第三国市場に対する共同体関係諸国の勝手なるやり方を抑えるためにはそのことの性質により共同体事務局関係を利用することも不可能に非ずと考えられる」ため、日本から積極的に大使や日本の政財界の指導的人物を EEC に派遣し日本側の懸念や要望を伝えて行くべきと具申を続けた[124]。そして、倭島は、日本の EEC 対策が「対欧州貿易及び第三国市場に対する貿易等に対し如何に影響するか」という「専ら貿易対策論の域を出ていなかった」ことに反省を促し、今後は EEC のみならず西欧地域に「跨って行われる経済上の大変革、即ち産業の再編成、金融の再組織、労働の再配置等基本的な動きを充分研究し、その基礎の上に貿易対策」を考えなければ「とんでもない見当違いや或は手遅れを生ぜぬとも限らぬ」と具申していた[125]。

外務省は、岸訪欧に先立ち、1959 年 4 月に木内信胤（世界経済調査会理事長）を参与に起用し、共同市場形成の動きが見られる中南米地域や欧州地域を視察（約 2 カ月）させていた。木内の視察報告は、EEC に触発されて世界経済が地域ごとに「ブロック化」するかもしれないという国内の懸念を明確に否定するものであった[126]。木内は、経済統合により EEC が「強くなった力」が米国のように「世界全体に対して、自由貿易的なアイデアとなって出てくる」と見ており、「エアハルトの名において知られているような経済自由化、つまり国内的にも自由競争であるし、国際的にも自由競争の世界に」向かって「動いて行く」と観察した[127]。実際、西独のエアハルト経済相は、7 月 16 日に岸と会談した際、「西欧諸国がガットないし共同市場の枠内で共産国に対する自由世界中に占める日本の重要な地位を良く認識した上で日本の輸出を促進させるための多角的交渉により問題の政治的解決をはかることが必要と考える。自分としては、この立場に立って本年秋のガット東京総会に出席し、日本の友人として西欧諸国に対し日本の困難な事情を説明し日本への貿易問題の好意的解決に努力したい」と応えた[128]。つまり、エアハルトは、基本的に日本と西欧諸国との通商拡大の方向に進むべきで EEC が排他

---

[123] 倭島発藤山大臣宛電信、第 14 号、1959 年 2 月 10 日。B’6.6.0.21-2、外交史料館。
[124] 倭島大使発藤山大臣宛電信、第 34 号、1959 年 4 月 4 日。外交史料館。
[125] 倭島大使発藤山大臣宛電信、第 35 号、1958 年 1 月 27 日。外交史料館。
[126] 木内は、その根拠としてフランスの動向をあげた。木内は、ド・ゴール政権経済顧問のリュエフ（Jacuqes Rueff）と会談した際、保護主義的な仏が「ド・ゴールの決断」により「新自由主義」的な経済改革に踏み切った経緯や「ドイツと相並んでトップを切って自由化の道を行く」という意気込みを聴取していた。事実、ド・ゴール政権は、リュエフや蔵相のピネー（Antoine Pinay)のもとフラン切下げをはじめとする経済の全面改革や貿易・為替自由化政策を進め、1959 年 1 月に輸入自由化率を対 OEEC 向 90%、対ドル地域向 50%に引きあげていた（日本銀行編「フランス経済の立直りと金融正常化」『調査月報』1960 年 3 月号）。
[127] 木内信胤「欧州共同市場をめぐる世界経済の動向 - いわゆる経済ブロック化とは何か（1959 年 8 月 26 日講演）」『新国策』1959 年 9 月 5 日号、7－8 頁。
[128] 武内発藤山大臣宛電信、第 595 号、1959 年 8 月 5 日。A’-0148。外交史料館。

的傾向に向かわないようにすべきとの認識を抱いていたのである。

また、フランス首相のドブレ（Michel Dobre)は、岸と会談した際、「自分は共同市場の考え方に反対」であるにもかかわらず、「共産主義に対抗する措置としてはこのような組織が必要」と考えるようなったと説明し、「従来貿易について保護政策をとっていたフランスが、少なくとも近隣諸国との間に共同の運命を担うことになったことはむしろ進歩」と述べた[129]。さらに、ド・ゴール大統領は、西欧諸国間には「共産主義に対抗する」という原則につき意見の相違はないが、「英国の如く目的達成の方法論に関しわれわれと見解を異にしている国もある」と強調しながらも、「日本とはこのような意味においても意見の相違はない」と述べた[130]。つまり、日仏両国が究極的には西側世界全体の貿易自由化という共通目標を共有していることを示唆したのである。実際、ドブレは、7 月 22 日の会談で岸から GATT 第 35 条対日援用を早急に撤回するよう要請された際、「フランスは貿易拡大を根本方針としている。東ア地域〔東アジア：注、筆者〕との貿易促進は日本を度外視しては考えられない。日仏貿易の増進は大いに希望するところであるから、ガット 35 条問題も十分検討する」と回答した[131]。

外務省経済局内では、岸訪欧後、フランスが従来の「『保護主義』という『一国経済の性格付け』を棄て」つつあると評価し、今後仏が世界貿易の自由化というローマ条約本来の趣旨にそって「ドイツと並ぶ積極的なメンバー」に変わって行くであろうとの分析を示した[132]。また、経済局内では、EEC が域内を無関税とし域外を有関税としているため「差別を設けることは勿論ある意味の『排他性』である」が、これは「『6 カ国の経済をまるで一国の経済のようにする』ことに随伴する結果であって、『差別を設け、それによってひとよりも利得するために』6 カ国は共同市場を作ったのではない」との認識を強めた。つまり、「欧州共同市場とは、『欧州大陸六ヶ国が新しい姿になることプラス自由貿易主義』以外の何ものでもない」、「これをリージョナリズムの台頭と解するは浅薄な理解」と考えるようになっていたのである[133]。

例えば、当初、外務省は、EEC が不戦共同体（non-war community）という発想のもとに超国家主義（supranationalism）的結合を模索しながらも、自由貿易主義のもと米国

---

[129] 古垣発藤山大臣宛電信、第 299 号、1959 年 7 月 23 日。A’-0148。外交史料館。

[130] 古垣発藤山大臣宛電信、第 299 号、1959 年 7 月 23 日。A’-0148。外交史料館。

[131] 古垣発藤山大臣宛電信、第 297 号、1959 年 7 月 22 日、古垣発藤山大臣宛電信、第 778 号、1959 年 8 月 5 日。A’-0148。外交史料館。

[132] 経済局経済調査室「欧州共同市場をどう見るか（欧州共同市場に関するメモ）」1959 年 7 月 28 日。E'4.1.0.8. 外交史料館。ただし、外務省内に設置された共同市場研究会は、「欧州共同市場をどう見るか」の見解に対し、「経済改革を経て強化されたフランスが、そのまま直ちにエアハルト的な大欧州主義に転換するとは従来のフランスの主張から見ても考え難い」という批判的分析を加えていた。共同市場研究会「『欧州共同市場をどう見るか』について」1959 年 8 月 25 日。E'4.1.0.8. 外交史料館。

[133] 経済局経済調査室「欧州共同市場をどう見るか（欧州共同市場に関するメモ）」1959 年 7 月 28 日。E'4.1.0.8. 外交史料館。

と協調し欧州の西側陣営の団結強化を目指す方向に向かいつつあると判断していた[134]。EEC は、つまり「第三勢力的、防衛的意識が減退して大規模な建設的、積極的意識」の台頭を背景とし、米ソ 2 極構造から「脱出工作」を目指すものと位置づけていたのである[135]。しかし、外務当局は、倭島や木内など報告を受け、EEC を「第二の米国（United States of Europe）」の出現過程として捉え、次のような観測を示した。

> 欧州の統合体が完成した場合、その総合的経済力は米国をしのぐ強大なものとなるわけであり、永い目でみた場合〔中略〕いわば防衛的な対策のみに終始することなく、積極的に産業家同志の密接な接触、企業及び技術の提携等を通じ欧州諸国との経済的連携を強化してゆくことが肝要[136]。

実際、岸内閣は、1959 年 10 月 2 日、倭島を EEC の日本政府代表に任命した。これには、「西独の如く共同体の排他性に対して直接の働きかけを行うことも有効」との認識のもと、「共同体へ代表を派遣する等極力その内部の動きを的確にとらえ共同体本部とのつながりを強化」しようとする意図が込められていた[137]。ただし、外務当局は、EEC が究極的に自由貿易主義を志向するとしても、過渡的に域外に差別待遇をとる懸念を変えていたわけではない。岸に随行した経済局参事官の加藤匡夫は、仏、伊、ベネルクス側に西独が日本に対して大幅な自由化を実施するのではないかとの「危惧」があり日独二国間協議を開始しないよう「相当のプレッシャー」を加えているという情報を西独の経済担当官から入手していた。実際、エアハルトは、西独と品目毎の対日輸入自由化時期の二国間協議の開始を要求する岸に対し、「できるだけ多くの西欧諸国が参加する多角的交渉」を行うことを提案し、日独間のバイラテラルな通商交渉を避けようとしていた[138]。そして、加藤は、英国及び西独側から入手した情報を総合し、「6 カ国」が「日本、香港、インド等よりの輸入に関しより極めて制限的な共同措置につき話合いを行ないつつある」との分析を示した[139]。これは、「6 カ国」の通商政策が「ともすれば排他的性格を帯びる傾向がある」という外務当局の基本認識を補強する材料となったと言えよう。今松も、「アデナウアーもド・ゴールも、『われわれのこの結束は、ただ単なる経済的な結合ではなく、これには政治上の目的もある。だからこのために、多少は友邦に

---

[134] 経済局経済調査室「欧州共同市場をどう見るか（欧州共同市場に関するメモ）」1959 年 7 月 28 日。E'4.1.0.8. 外交史料館。木内信胤「欧州共同市場をめぐる世界経済の動向-いわゆる経済ブロック化とは何か」『新国策』1959 年 9 月 5 日号。
[135] 共同市場研究会「『欧州共同市場をどう見るか』について」1959 年 8 月 25 日。E'4.1.0.8. 外交史料館。
[136] 経済局「欧州の経済統合化に対するわが国の対策（部内参考用）」1959 年 8 月 19 日。
[137] 経済局「欧州の経済統合化に対するわが国の対策（部内参考用）」1959 年 8 月 19 日。
[138] 武内大使発藤山大臣宛電信、第 595 号、1959 年 8 月 5 日。A'-0148。外交史料館。
[139] 加藤発牛場経済局長宛電信、第 386 号、1959 年 7 月 18 日。A'-0148。外交史料館。

迷惑をかけてもやむを得ない』という強い態度」（下線筆者）であるとの感想を述べた[140]。

そこで、外務当局は、「多かれ少なかれわが国と利害が一致する域外 OEEC 諸国、特に英国を中心とする小自由貿易地域 7 カ国をはじめ、米国、カナダ、豪州等域外の主要貿易国と協力して、かかる排他的な動きをけん制する必要」があることを確認した[141]。要するに、岸内閣の対西欧経済外交は、岸欧州歴訪を契機とし、日英協力を基軸としてアメリカやカナダとともにEECの排他的傾向を牽制する態勢をとりつつ、将来的なEECとの経済関係強化を念頭に置き接近を開始するという両岸的な動きを模索するようになったのである。

## 第 3 節　自由主義陣営の一員としての西欧と日本

### 1、国際開発協会設立（第二世銀）の呼びかけ

岸による欧州歴訪には、吉田が「反共意識」に訴えかけることで西欧諸国との関係強化を図ろうとしたように、西欧の「冷たい協調」を変えようとする目的もあった。その際、岸は、西欧各国首脳との会談を通じ、第三世界をめぐるソ連をはじめとする共産主義陣営との経済開発援助競争に対抗するという文脈のもと、日本と西欧諸国が緊密に協調していく必要性を強く訴えた。

当時、外務当局は、「中共の経済的発展及び低開発諸国に対する通常貿易、経済援助面での進出」が「自由陣営全体に対する脅威」となっているため、「自由諸国の多角的協力によりソフト・ローンも行いうるいわゆる第二世銀を設立すること」が「望ましい方向」との態度を固めていた[142]。第二世銀（国際開発協会、International Development Association：IAD）とは、米国政府が主導して打ち出した開発金融機関構想であった。第 4 章で言及したように、アジア・アフリカなどの第三世界は、コマーシャル・ベースに乗りにくい開発事業のために低利かつ長期の開発資金を供給し得る「国連経済開発特別基金」（SUNFED）の設置を支持してきた。一方、米国政府は、自国が望まない方向に不当に支出をもたらすことになる SUNFED に終始反対してきたものの、1958 年になると世銀（IBRD）を補完する開発金融機関創設を模索するようになっていた。アイゼンハワー政権は、ソ連を中心とする東側陣営の経済開発援助が第三世界において着実に増額を続け支持を獲得しているにもかかわらず[143]、財政健全化のため海外援助額をの削

---

[140] 杉道介・伊藤武雄・堀田庄三・堀越禎三対談「西欧・中近東事情と経済外交の進路」『経団連月報』、28 頁。

[141] 経済局「欧州の経済統合化に対するわが国の対策（部内参考用）」1959 年 8 月 19 日。『情報公開法』。

[142] 欧亜局「岸総理欧州訪問の際の各国首脳との会談要領（イギリス）」1959 年 6 月 24 日。A’-0147、外交史料館。

[143] ソ連を中心とする共産圏の第三世界に対するクレジット供与や技術協力は、「平和共存」路線への転換に応じ増大しつつあった。ソ連が 1957 年までに実施したクレジット供与は、累計約 19 億ドル（内経済援助が 15 億ドル）と言われ米国が実施した対外援助総額 60 億ド

減を求める議会の声を無視し得ないというジレンマを抱えていた。米国にとって第二世銀は、米国の発言権が強い世銀の傘下に機関を設置しつつ、経済復興段階を終えた日本や西欧諸国に出資を求めることで米国の財政的負担を緩和し、第三世界をめぐる東側陣営の経済援助攻勢に対抗し得る妙案であった[144]。

他方、岸は、IDA ができた場合、アジア開発基金のために確保した 50 億円の活用も視野に置き、「日本としてもこれに参加していく」意向を持っていた。岸は、IBRD のような「単純なコマーシャル・ベース」に頼ると発展途上地域の第一次産業となる資源開発計画がうまくいかないため、IDA 構想を「単純なバンキング・システム」に代る「新しい一つの構想」として支持していた[145]。ただし、当時の日本は、外貨準備に必ずしも余裕があったわけではなく、事実、国内インフラ整備のため世銀に借款を申し入れていた。それにもかかわらず、岸や外務当局は、欧州訪問を前に、米国が進める IDA が設立された場合、参加を前提とする態度を固めていた。そして、岸訪欧を契機とし、日本も含む自由陣営が団結して発展途上地域の開発援助の協調体制の場として米国が主導する IDA への協力を西欧各国首脳に呼びかけていこうとしたのである。

岸や外務当局が IDA への積極的支持を通じた自由主義陣営として団結を求めた背景には、先に触れたように、ソ連のみならず中国が発展途上地域に対する経済開発援助に乗り出しつつあったことへの対抗意識があった。中国政府は、1956 年頃よりカンボジア、セイロン、ネパール、ビルマ、セイロン、インドネシアといった東南アジアの中立主義諸国のみならず、アラブ連合やイエメンといった中東諸国にも贈与や借款を実施していた（対東南アジア総額 1 億 3,330 万ドル、中近東アフリカ総額 2,090 万ドル）[146]。日本側は、中国政府が「民族工業と独立経済の発展を支持」（『大公報』1958 年 10 月 11 日）するという大義名分を掲げ、将来的に重化学工業品、機械、プラント製品と共に専門家や技師派遣を併せてこれら諸国への経済的影響力を強めることを懸念するようになっていたのである[147]。

また、外務当局は、「今後、世界における貿易通貨の自由化が進むと、後進国の国際収支は却って悪くなりはしないか」という状勢判断のもと、発展途上国に対する経済協

---

ルの 1/7 に過ぎなかったものの、中立主義をとる発展途上国（エジプト、シリア、インド、アフガニスタン、インドネシア、カンボジア、セイロン、ネパール、イエメン、ユーゴスラビア）に集中していた。つまり、中立主義諸国に対する援助では、米国の援助総額（約 9 億ドル）を凌駕していたのである。また、ソ連のクレジット条件は、低利で「ヒモ付き」のない緩やかなものであり、途上国側の「自国の工業化という民族的願望とかつての欧米諸国の植民地主義に対する反感」と適合していた。「後進諸国に対するソ連の援助と貿易」『日銀調査月報』1958 年。

144 詳細は、本間雅美「国際開発協会の設立と開発金融の国際化」『経済と経営』30 巻 1 号、参照。

145 「衆議院予算委員会第 1 号」、1959 年 7 月 2 日。『国会議事録』。

146 援助の具体的内訳は、経済企画庁編『年次世界経済報告』1960 年、第 91 表を参照。

147 経済企画庁編『年次世界経済報告』1959 年、第 5 章、参照。

力（開発と輸入買付）について「先進諸国が無用の競争を回避し、相協調して行くことが得策」であり、「アジア諸国の感情的な行き過ぎた工業化第一主義の考え方を、もっと輸出力強化を併せて考える方向に改めされるよう啓蒙することが必要」との見解をもっていた。とりわけ、後者の「啓蒙」に関しては、日本単独で成果を上げられる性質のものではなく、また発展途上諸国から「内政干渉として受け取られ易い」ため、「英国はじめ先進国側の協力が望ましい」と考えていた[148]。

そこで、岸や外務当局は、以上のような冷戦の論理を念頭に置き、西欧各国と開発援助問題で協同し得る IDA のような枠組み形成とともに、日本が強く希望する東南アジアの経済開発に西欧各国の協力を求めたと言えよう。なお、この頃、岸ら政治指導者の間には、東南アジアや中南米地域への経済協力の実績を積んできたことを踏まえ、「経済力」を外交手段として活かしていこうとする認識が形成されつつあった。例えば、岸側近の福田は、「今やわが日本は、敗戦の五等国日本ではない。戦前のように武力こそ持っていないが、これに代るに経済力を蓄積しつつある」と感想を示していた[149]。つまり、経済力を活かした外交という観点で欧米諸国と対等な関係を構築し得るという自信を深めていたのである。

**2、援助政策をめぐる自由主義陣営の一致協力の呼びかけ**

例えば、1959 年 7 月に訪英した岸は、エイモリ蔵相やロイド外相の補佐役（Minister of State for Foreign Affairs）のオームズビ=ゴア（David Ormsby-Gore）との間で、発展途上地域の開発援助のあり方をめぐり協議した。エイモリらは、「先進国が curent eartnings〔経常利益〕より割き得る援助額は開発所要経費に対してごく小部分」に過ぎないため、「目標を 50 年先位においてすべての計画」を進めるべきと先進工業諸国の協調を必要とする日本の見解に賛意を示すとともに、第二世銀（IDA）についても「一般的には好ましい国際協力の type」であると応えた。このように、日英両国政府は、海外経済援助問題についても原則的に協調し得ることを確認したと言えよう。また、ゴア国務相と会談した岸は、「過去の行きがかりのない日本として自由な立場で中近東の問題を扱い得る立場にある」ため、「同地域の安定が世界平和にとって大切なるに鑑み同地域に長年の経験を有する英国と協力して行きたく、アラブ民族主義が過激に走り共産国により利用されないよう努めたい」と申し出るとともに、「アフリカについては貿易促進に主たる関心がある」と伝えた[150]。

英国側は、中近東・アフリカの諸問題に日本と協力することを歓迎した。ゴアは、これら諸国の「民族主義」が「穏健かつ健全な方向に発展」しなければ「共産主義者によ

---

[148] 欧亜局「岸総理欧州訪問の際の各国首脳との会談要領（イギリス）」1959 年 6 月 24 日。A'-0147、外交史料館。
[149] 福田赳夫「新しき歴史への心構え」『経済展望』1958 年 1 月号、19 頁。
[150] 大野発藤山大臣宛電信、第 661 号、1959 年 7 月 14 日。A'－0148、外交史料館。

り利用される」ことになると懸念しながらも、中近東地域に対する「過去のコミットメントは現在ではむしろ英国にとって不利に作用している」と認識を岸に伝えた。また、ゴアは、「アフリカの進展は自由世界全体にとって重要である。アフリカの新興独立国が自由陣営側にあることは自由陣営の一員たる日本にとっても大切である」とアフリカ諸国の国家建設を積極的に支援することを要請した。ゴアが岸に具体的に提示した支援策とは、日本政府の国連代表がアフリカ諸国代表と「人的接触を密」にして「彼等を手助け」することや、経済開発に必要となる資金や技術援助を与え「共産側の好餌のとりこ」とならないよう協力することであった[151]。岸は、ゴアの提案に対し、「資金、技術援助の必要性は全く同感であり、また AA 諸国に対し国連で密接な接触を保っている」と応え賛意を示した[152]。というのも、外務当局は、「資本協力を行う余力に乏しい」が「中級工業技術者に若干の余裕」があり、「わが国の米作、水産、家内工業関係の技術者は東南アジア諸国においても高く評価」されていることから、「英国側のアフリカ開発計画に利用される可能性は充分ある」と判断していたからである[153]。こうして、日英両国は、中東地域における政治問題、アフリカ地域に対する経済技術援助に協力していくべきとの原則を確認したのである。

岸は、イギリスに引き続き西独を訪問した。西独政府は、ソ連が対インド援助に攻勢をかけているという政治情勢に配慮して従来の慣例を破り、1958 年にインド政府が西独プラントメーカーに対する延払代金の支払延期要請を引受けていた。また、西独政府は、1958 年より復興金融公庫（Kreditanstalt fur Wiederaufbau：KFW）を通じて輸出金融のみならず外国政府への直接投資の実施に踏み切り、本格的に資本援助に乗り出していた[154]。そこで、岸は、「東南アジアの後進国開発問題に対し非常な関心を有する」として「何分一国のみにては充分の援助を行ない得ず、他の自由諸国特に西独との協力を希望する」とエアハルト経済相に要請した。エアハルトは、「東南アジア諸国の今後の動向は西欧的民主主義の試金石であり、その意味において自由諸国が協力してその開発援助を行うことが絶対必要」と賛意を示し、「東南アジア地域において最も多くの経験を有する日本がイニシアティブをとることが望ましく、西独としては日本より何らかの具体的提案があれば真剣に検討する用意がある」と応えた[155]。このように、日本側は、岸の西独訪問を通じ、本格的に海外援助に乗り出そうとする西独政府の関心を東南アジア

---

[151] 大野発藤山大臣宛電信、第 661 号、1959 年 7 月 14 日。A’－0148、外交史料館。
[152] 大野発藤山大臣宛電信、第 661 号、1959 年 7 月 14 日。A’－0148、外交史料館。
[153] 「アフリカ地域に対する経済協力」日付なし。A’－0147、外交史料館。
[154] KFW は、1958 年に政府ベースの直接投資（対アイスランド 8,400 万マルク）の実施に踏み切った。そこで、西独政府は、KFW の根拠法を改正し直接開発借款業務を明文化するとともに資本金を 1 億マルクから 10 億マルクへと増額することを検討していた（1960 年に実現）。詳細は、川田富久雄「西ドイツの低開発援助政策」『国民経済雑誌』112 巻 2 号、参照。
[155] 武内発藤山大臣宛電信、第 595 号、1959 年 8 月 5 日。A’－0148。外交史料館。

地域へと向けようとしつつ、西独側からも原則に異存がないことを確認した。

その後、岸は、英国や西独と同様、経済開発援助問題についてフランス政府指導者とも協議をおこなった。当時、日本側は、EEC 加盟国の経済援助政策の動向に注目していた。EEC は、フランスのイニシアティブのもと海外領土基金（欧州開発基金：EDF）[156]を設定し、1959 年 3 月末時点で 202 件（総額 1 億 6,700 万ドル）の融資申請を受理していた[157]。日本側には、本章第 1 節で指摘したように、「6 カ国」が属領を巻き込み域外差別的関税をとり、自らの販路拡大が制約されるかもしれないという懸念が残っていた。また、第 1 節で言及したように、藤山は、EEC 発足に伴い「6 カ国」の「資本蓄積力」が高まり、「この資本が未開発地域に流れれば、鉄のカーテンの外側の自由世界全体の利益になる」とのロイドより伝えられていた。ゆえに、フランスが主導する EDF が「ユーラフリカ」（Euahurica）を念頭に置いて「6 カ国」の「属領地域」に偏重した経済援助を展開することは、次項で論じるように、東南アジアへの開発援助資金の増額やアフリカや中近東への経済進出を模索する日本側にとって望ましいことではなかったと言えよう[158]。実際、岸は、7 月 22 日にドブレ総理と会談した際、以下のように語った。

> 最近ソ連はエチオピアに対し経済援助を約束したとの報道があるが、ソ連中共は中近東、東南アジア諸国に対して極めて有利な条件でこれらの諸国に経済援助を与えており、その影響は無視し得ない。自由諸国が進んでこれ等諸国に経済援助を与えることが必要である。しかし現在のように各国が自国に有利なところばかりを考え、統一もなくばらばらにやっていたのでは到底共産圏諸国の攻勢に勝ち得べくもない。この意味からして第二世銀のようなものを作り統一的に行なう必要がある（下線筆者）[159]。

しかし、ドブレは、フランスの「特殊な立場」を説明し反論した。「特殊な立場」とは、フランスの経済援助方針が「アフリカ諸地域（ダマスカスを含む）」を第一主義と

---

[156] EDF は、EEC 構成国からの分担金により成り立つものである。この設置背には、フランスが自国植民地への開発援助の負担を EEC に肩代わりさせようとする個別利害を他の構成国が受け入れたという経緯があった（詳細は、大隈宏「EEC 開発援助の原動力－欧州開発基金の歴史的展開」『成城法学』1983 年 12 月号、参照）。また、同時代の日本国内における「ユーラフリカ計画」に関する批判的論考として、貝島兼三郎「ユーラフリカ計画と集団的植民地主義」『法政研究』28 巻 2 号（1962 年 1 月）、参照。

[157] EDF は、1959 年 4 月、ベルギー領コンゴ、ルアンダ・ブルンディの開発計画 3 件に対して約 350 万ドル、6 月にはトーゴにおける病院、学校の建設、イタリア領ソマリアに対する融資を決定し、1959 年 7 月半ばまで総額 794 万ドルの融資をおこなうことになっていた。経済企画庁『年次世界経済報告—世界経済の趨勢』1959 年 9 月。

[158] EDF の援助先は、マダカスカル、カメルーン、セネガル、マリ、コートジボワールなどフランスの旧領、海外県、植民地に集中していた。詳細は、大隈宏「EEC 開発援助の原動力、上掲、参照。

[159] 古垣発藤山大臣宛電信、第 297 号、1959 年 7 月 22 日。A’－0148。外交史料館。古垣発藤山大臣宛電信、第 778 号、1959 年 8 月 5 日。A’－0148。外交史料館。

していること、アルジェリア問題に「厖大な費用」を費やしていること、そして、ド・ゴールが「経済援助はソ連を含めて先進国が一致協力して当るべき」との考えを持っているという点であった。そこで、岸は、「ソ連を今直ちに引き入れることには疑問がある。要は先ず西欧諸国の政策を統一してかかることが必要である」と反論した[160]。だが、ドブレは、「ソ連を引き入れるといっても、この問題は直ちには実現不可能」と応えつつも「アメリカはアメリカだけが世界の救世主のような顔をして振舞っているが、この態度を是正させることが必要」であると述べ、米国の対外開発援助姿勢を変えさせるためにソ連への呼び掛けを利用していることを示唆した[161]。岸は、続いてド・ゴールと会談した際、以下の点を強調した「低開発地域援助計画の大要」を説明した。

イ)、ソ連より早く行うこと。
ロ)、その方法は各国バラバラではなく自由主義諸国が協力一致の体制のもとに行うべき。

そして、岸は、「特にアジア地域がソ連および中共よりの誘惑による共産化の危険があるのに対して、早目かつ有効に援助を行うこと」が必要であると述べた。だが、ド・ゴールは、ドブレ同様、開発援助に対する「米国の態度」が自由主義陣営による「協力一致」を阻害させていると難詰し、以下のような構想を伝えた。

自分は米の如き政治的条件をつけず、ソ連も入れた（中共はいまだ国家として国際的に充分認められていないから除く）援助案を提起したい、もし頂上会談が開かれるとすればフランスは右案を提起する考えである、もし無条件のもとにソ連が受諾すればそれは差支えないと思う、なんとなれば共産主義は未開発の国々には浸透するが、開発された日本、フランス、米、英等では同主義は成功の見込みはないからだ、またもしソ連がこれを拒否すればソ連は世界に向かってその帝国主義的意図を暴露することとなろう[162]。

そこで、岸は、自らの体験にもとづいて中国、朝鮮半島問題を含むアジア諸国の動向、インド、インドネシア、フィリピン、ラオス、カンボジア、ベトナム、タイ、セイロン等が人口、資源等で「優秀」でありながらも経済開発に「相当の時間」がかかると詳細に説明した。つまり、アフリカなどの自国植民地や属領への援助を重視するド・ゴールに対し、東アジアの問題について日本側立場を理解させるとしたのである[163]。以上の岸

[160] 古垣発藤山大臣宛電信、第 778 号、1959 年 8 月 5 日。A'－0148。外交史料館。
[161] 古垣発藤山大臣宛電信、第 778 号、1959 年 8 月 5 日。A'－0148。外交史料館。
[162] 古垣大使発藤山大臣宛電信、第 306 号、1959 年 7 月 24 日。A'－0148。外交史料館。
[163] 古垣発藤山大臣宛電信、第 306 号、1959 年 7 月 24 日。A'－0148。外交史料館。さらに、岸は、「原子力の平和利用と世界唯一の被爆者たる日本国民全体の原子兵器に対する憤りと憎悪の感情を説明し、全体的軍縮実施の必要を強調」した。しかし、ド・ゴールは、「日本国民の感情はよく理解するが、フランスとしては米国、ソ連両国のみ現に大量の原子兵器

とフランス首脳との会談は、岸が自由主義陣営の団結という名目のもと EEC を利用してアフリカ地域の旧領や植民地に偏重した独自の海外援助政策をとろうとするフランスを牽制しようとしていたことを示唆している。つまり、日本が西ドイツやフランスなど西欧各国首脳に IDA への呼びかけを訴えた背景には、「冷戦の論理」のみならず、EEC の開発援助政策が「属領地域」の囲い込みに用いられないように牽制するという文脈を看取することも可能なのである。

以上見て来たように、岸は、西欧各国指導者に対し、ソ連や中国の「第三世界」への影響力拡大を阻止するという「冷戦のロジック」を用いて、IDA のような西側工業諸国が協調する枠組みの意義を強調しつつ、東南アジア地域の開発援助を増やす必要があることを強調してまわったのである。とりわけ、岸は、上記したように、経済援助政策において米国に協調するよりも EDF を通じて自国属領に偏重した姿勢をとるド・ゴールやドブレに対し、「自由主義陣営」として一致協力する必要性を説いた。また、岸は、英国のゴアの提案に対し、中東地域における政治問題、アフリカ地域に対する経済技術援助に協力していくことを表明した。

このように、岸の欧州訪問は、第三世界の開発援助政策において「冷戦の論理」をもと日本と西欧諸国の協調気運を高めようとするものであった。ただし、見過ごしてならないのは、上記したような援助政策をめぐる西欧諸国との協調模索の背景には、「冷戦の論理」というだけでなく、英国以外の西欧諸国がフランス主導のもと「ユーラフリカ」のような勢力圏形成に向かうことを牽制すること、さらには、次節で論じるように、西欧諸国の影響力が残る中近東やアフリカ地域に日本が経済的進出する糸口を確保しようとの狙いもあったと考えられる点である。

### 3、西欧勢力圏への経済進出

既に見た通り、石橋内閣の外相に就任した岸は、中南米やアジア・アフリカ地域を射程に入れた「経済外交」を推進する意向を表明していた。こうした意向は、国内の経済団体の声を反映するものでもあった。例えば、村田恒（日本貿易振興会理事）は、「日本の進出地域をアジアに限る必要はなく、西方経済のブロック化に対抗する意味で中近東にも中南米にも伸びてゆくべき」と主張していた[164]。また、外務省内では、中近東地域[165]の諸国が「石油収入ないし東西両陣営よりの各種の信用供与を利用し、長期的な国

---

を貯蔵し、それの廃棄も軍縮もがえんじないのでは結局米国、ソ連の配下に甘んずるものであって、フランスの絶対に容認し得ざるところである」と反論した。

[164] 加藤義郎「日本の低開発援助」『世界週報』1960 年 3 月 22 日号、39 頁。

[165] 外務当局が想定する中近東地域は、「西欧諸国および日本に対する中近東諸国の貿易額」という表を見る限り、以下の諸国を想定するものであった。アラブ連合エジプト・シリア、レバノン、ヨルダン、イラク、イラン、トルコ、アフガニスタン、エチオピア、スーダン、サウジアラビア、モロッコ、チュニジア、イスラエル、リビア、イエメン。欧亜局『岸総理欧州訪問随行者携行資料』1959 年 7 月、A’-0147、外交史料館。

土開発をすすめており、その輸入品目も建設資材、機械、プラント等国土開発に必要な品目に重点を移行しつつあり、従ってわが国の資本財の輸出市場として重要度を著しく高めてきている」と分析していた。つまり、「着々と国土開発の途上にありあるいはその計画を有しており、わが国の貿易、経済、技術にとっても有望な潜在的市場」と位置づけていたのである[166]。

岸内閣は、1957 年 2 月に発足した第一次内閣時より民間企業の中近東地域への経済進出を積極的に後押しする態度をとってきた。例えば、岸内閣は、1957 年 6 月 11 日、サウジアラビアの石油採掘権を得た日本輸出石油株式会社（山下太郎社長）に対し、「政府はそのための必要な措置と援助を行う」ことを閣議了解していた[167]。同社は、政府の支援を背景とし、電力、鉄鋼、商社など日本の代表的企業 56 社の出資を募り、1958 年 2 月にアラビア石油株式会社（石坂泰三会長、山下太郎社長）を設立ていした。とはいえ、東南アジアや中南米地域と比較すると、日本の中東地域への経済進出は、停滞していた。

そこで、外務省内では、「既成地盤もなく西欧先進国との競争関係に立つこの地域への進出」を「民間の努力のみに委ねることでは不十分で、政府の積極的な協力と指導が絶対に不可欠」とし、「一般的友好関係の緊密化」のため次のような施策をとるべきと認識していた[168]。それは、中近東諸国の「新興国としての自主性を尊重し、これら諸国の願望と理想達成の意欲には十分の同情と理解」を示す一方、「極端な民族的利己主義を強行せんとするような場合、公正にして穏健なる助言をもって、地域の平和を維持し真の意味における進歩と繁栄を促進せしめる」ことにより、「この地域諸国のわが国によせる信頼度」を高めていこうとするものであった。つまり、「アジア・アフリカ地域の先進国としてこれら諸国の真の繁栄のために理解ある協力をするという態度」をとるべきと考えていたのである[169]。

当時の中東諸国は、東南アジア同様に新興独立国としてのナショナリズムが非常に強かった。特に、エジプト大統領のナセル（Gamal Adbel Nasser）は、「アラブ・ナショナ

---

[166] 欧亜局「中近東地域に対するわ国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A’-0147、外交史料館。

[167] 「私が総理の時、アラビア石油の山下太郎君がサウジに話をして、石油の利権をとる問題があった。ところが当時の日本はほとんど外貨がない。山下太郎というのは、私とは満洲時代以来の知り合いだったが、かつて満洲太郎といわれたぐらい、満鉄の四度とのやり方も野放図な男で、奇才があるけれども日本の財界には信用がなかった。一方山下君は経団連会長の石坂泰三君とは友達だったので、石坂君が、石油は日本の将来を考えると大事だから、このぐらいの博打は打っておかなければと財界を口説いてアラビア石油に金を出させた。だからアラビア石油は山下、石坂、私の三人のトリオでできたんですよ」。岸、矢次、伊藤『岸信介の回想』、上掲、270－271 頁。

[168] 欧亜局「中近東地域に対するわ国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A’-0147、外交史料館。

[169] 欧亜局「中近東地域に対するわ国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A’-0147、外交史料館。

リズム」を掲げ、中東のナショナリズムを糾合しようとしていた。ナセルは、スエズ運河国有化をめぐるフランス、イスラエル、イギリスの軍事介入に際し反植民主義に共鳴する国際世論の支持を得て 3 国を撤退させるという外交的勝利を収め、「第三世界」における声望を高めていた。勢いに乗ったエジプトは、1958 年 2 月、シリアと合併し「汎アラビズム」を理念とするアラブ連合共和国を建国した。ナセルが唱導する「アラブ・ナショナリズム」と呼ばれる運動は、脱欧米依存のもとエジプト国家の経済建設しようとする経済ナショナリズムとアラブ民族の統一国家を結成しようとする汎アラビズムが相互に結びつけたものであった[170]。

外務省当局は、中東地域におけるナセルの影響力を極めて限定的なものと捉え、「民族主義の如き政治的理念にとらわれることなく、あくまでその国の特殊事情に応じバイラテラルなベーシスで機宜の応接をすることが肝要」との判断を示した[171]。実際、藤山や外務当局は、1958 年に発生した「レバノン危機」に際し、国連を舞台として日本独自の「仲介」を試みていた。従来、この試みは、日本が「東西のかけ橋」としての政治的役割を果たそうとした事例として注目を集めて来た[172]。つまり、「西欧諸国がこの〔中近東：注、筆者〕地域諸国の〔脱植民地化という：注、筆者〕念願を正しく理解し、これら諸国との妥協をはかり、もって中近東を共産主義から守ることが究極において西欧側の利益であることを西欧側に理解させるようつとめる」ことを目指すものと理解されてきたと言えよう[173]。

ただし、外務当局は、そもそも中東問題に非常に限定的に関与する意向であった点に留意する必要があろう。例えば、欧亜局は、「解決のみとおしも全くないような場合に西欧対中近東諸国の対立に不必要に深入りすることなきよう常にその限界を弁えながら行動することが大切」とし、特にアラブ諸国間の「現実の利害関係により離合集散を続ける兄弟げんか的もの」アラブ諸国とイスラエルの間に見られる「民族の根強い対立関係に由来するもの」に関わらないようにすべきことを確認していた[174]。

---

[170] 岡部三郎「アラブ・ナショナリズムの史的発展」『アジア研究』5 巻 3 号、参照。

[171] 外務当局は、「ナセルという一人の指導者の下にアラブ全域にわたり強力、かつ、一様に行き渡っているように考えるのは、現実的でない。アラブ民族主義が、アラブ社会においていかなるあらわれ方をするかは、国により、また場合に応じて異なるもの」と分析していた。欧亜局「中近東地域に対するわ国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A’-0147、外交史料館。

[172] 当該期の中東問題をめぐる日本外交については、佐藤晋「冷戦･国連･『東西のかけ橋』—中東問題への日本の対応(1956～1958)—」『Discussion Paper Series』No.3（2002 年 3 月）、筑波大学国際政治経済学研究科。村上友章「岸内閣と国連外交：PKO 原体験としてのレバノン危機」『国際協力論集』11 巻 1 号（2003 年 9 月）、権容奭「レバノン危機と『藤山外交』」『一橋法学』6 巻 2 号（2007 年 2 月）等。

[173] 欧亜局「中近東地域に対するわ国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A’-0147、外交史料館。

[174] 欧亜局「中近東地域に対するわ国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A’-0147、外交史料館。

欧亜局は、以上の紛争について「第三者たるわが国が解決約を買って出るような余地はほとんど存しない、従って、わが国としては、これら機微なる紛争に直接介入することは極力避け、個々の具体的問題について態度表明をする場合、大所高所からこれが平和的解決のため協力する立場をとるのが望ましい」と考えていたのである[175]。したがって、日本が中近東において果たそうとした政治的役割とは、中近東諸国からの日本の「信頼度」を高め、中東各国で高まるナショナリズムに乗じ中近東市場に日本が参入しやすい環境を整えていこうとする手段であったと解釈することができよう。

一方、外務省内では、日本が単独で借款供与や投資など大型経済協力を実施することに慎重かつ現実的になるべきと考えていた。というのも、中東諸国は、概して外貨事情が悪いだけでなく、「一般に独裁的方法で権力を維持しているが、その基盤はいずれも脆弱で、政権の動き如何によりその経済政策も急変する危険」があり、「国際情勢も不安定」であったため、「損失の危険」が高いと判断していたためである[176]。また、中東地域への大型経済協力は、足立正（日商会頭）が「東南アジアへの進出が先決問題」と述べたように政府の財政余力が限られていたことや、牛場経済局長が「日本が低開発国援助を足場に西方経済圏に介入してゆくことが〔西欧諸国から〕警戒されている」と漏らしたように、慎重かつ現実的にすべきとする見解があった[177]。したがって、中東地域と関係の深い西欧各国と経済開発問題で協調を模索することは、日本単独で同地域への経済協力を実施する際に予想されるリスクを緩和するという意味があったのである。

外務当局は、以上に見た中東と同じ文脈のもと、日本とアフリカ地域の経済提携を進めていこうとしていた。特にアフリカ地域には、既存の市場シェアを確保し漸増するという側面が強かった。例えば、「英領東アフリカ」（ケニア、ウガンダ、タンガニイカ）、ガーナ（旧英領）とナイジェリア（英国自治領）は、日本から輸入額が英本国に次ぐ2位を占めていた[178]。これら諸国は、GATT 第 35 条を対日適用していたものの、事実上

---

[175] 欧亜局「中近東地域に対するわ国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A'-0147、外交史料館。

[176] 欧亜局「中近東地域に対するわが国の基本的態度」1959 年 5 月 1 日。A'-0147、外交史料館。

[177] 加藤「日本の低開発援助」、上掲、39 頁。

[178] 牛場信彦「アフリカ経済瞥見記」、13 頁。特に牛場は、アフリカ第一の人口大国（当時約 3,500 万人）であり、「日本からの輸出は年額 2,000 万ポンドに達し、マーケットとしてもアフリカ第一であるのみならず、世界的にも第 10 位前後」に位置しているナイジェリアと国民所得が約 160 ドルと他の黒人国家（例えば、「英領東アフリカ」は約 58 ドル）と比較すると「著しく高い」とガーナに注目していた。また、牛場は、ガーナとナイジェリアが「イギリスの支配のあとが残っているとはいえ、完全な黒人の国、黒人の経済および社会」であると記したように、アフリカにおける経済活動を進める際、同じ有色人種として日本人の方が西欧人よりも心情的に有利であるという意識を抱いていたように思われる。1958 年のこれら地域及び国に対する日本の貿易総額（千ポンド）は以下の通り。

| | 英領東アフリカ | ローデシア | 南アフリカ（南西アフリカ含） | ガーナ | ナイジェリア（英領カメルーン含む） |
|---|---|---|---|---|---|
| 総輸出額 | 116,416 | 131,403 | 352,155 | 103,803 | 132,913 |

なんら対日差別制限を課していたかったため国際競争力の強い日本の繊維製品が大量に輸出されていたのである。外務当局が問題にしたのは、「これら地域が漸次独立を達成し又は自治を確立するにつれて、わが国に対する片貿易是正の要求が高まることが予想される。このような情勢からわが国としては将来アフリカ地域に対しても経済技術協力の必要性が生ずる」という点にあった[179]。したがって、外務当局は、西欧各国（とりわけ英国）と協働し国家建設を進めるアフリカ各国が「急激な工業化計画に走らぬよう輸出力増強を併せ考える方向に指導」し、これら諸国の「主要産品の開発輸入」を促進するような「経済技術協力」を行うことを期待した[180]。中近東地域と同様に、英国と協力しつつ、同地域と関係の深い西欧各国と協働し得る経済開発協力を進めていこうとしたのである。

## 第 4 節　小括 - 岸内閣の「経済外交」における西ヨーロッパ

以上本章で述べて来たように、岸内閣は、EEC の動向に注目しつつ、西欧諸国への輸出振興を図る環境形成を進めるとともに、岸の欧州歴訪を契機として従来の「冷たい協調」を転換させることを目指した。EEC の設立というヨーロッパの歴史的転換期に発足した岸内閣は、当初、EEC が域外差別的なブロック化へ向かうことを懸念し GATT を舞台に独自の外交を試みた。それは、日本と同じく EEC を懸念する諸国とともに、EEC 発足以前にローマ条約と GATT 規約の整合性を審議することにより、EEC が域外に排他的傾向を帯びることを未然に抑制するとともに、EEC 加盟「6 カ国」から GATT35 条対日援用撤回をとりつけるという戦略にもとづくものであった。しかし、EEC は、ローマ条約を GATT で事前審議することなく、1958 年 1 月に発足した。その背景には、対ソ冷戦のために欧州統合を進めるという観点から、GATT をバイパスするかたちで EEC の設立を強引に進めようとする米国の意向があった。

そこで、岸内閣は、EEC が域外差別的な政策をとらないように米国や英国と協調し牽

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 総輸入額 | 121,621 | 157,633 | 556,645 | 84,602 | 166,906 |
| 対日輸出額 | 6,106 | 348 | 4,852 | 6 | 1,029 |
| 対日輸入額 | 108,921 | 908 | 14,115 | 6,778 | 19,433 |

牛場信彦「アフリカ経済瞥見記」、13 頁を参照し筆者作成。

[179] 「アフリカ地域に対する経済協力」日付なし。A’－0147、外交史料館。当時、アフリカ大陸の独立国は、エチオピア、アラブ連合（エジプト）、リベリア（旧米国領）、リビア（旧伊領）、スーダン（旧英・エジプト領）、モロッコ（旧スペイン領）、チュニジア（旧仏領）、ガーナ（旧英領）、ギニア（旧仏領）に過ぎなかった。アフリカでは、1958 年 12 月に 25 カ国ないし 30 カ国約 300 人が参加した「全アフリカ会議」（アクラ会議）が開催され「アフリカの闘争の最後的な目標は、自由なアフリカ諸国の連邦の誕生である」ことが謳われただけでなく、実際に 1959 年になると、「アクラ会議を頂点とするアフリカ民族主義の洗礼を受けた仏領及び白領コンゴや東アフリカの英領各地原住民の抵抗をよびおこすこととなり、1959 年初頭各地で連鎖反応的に暴動が繰り返されている」状態となっていた。欧亜局中近東課「アフリカの動向」1959 年 6 月 1 日。A’-0147、外交史料館。

[180] 「アフリカ地域に対する経済協力」日付なし、A’－0147、外交史料館。

制することを期待する一方、日本自らも EEC 事務局へと接近するという積極姿勢に転換した。この転換の背景には、1958 年頃より米国以外への輸出多角化を図るため、西欧諸国への輸出振興を模索しようとする外務省経済局などの見解があった。すなわち、日本自らも従来の為替貿易の管理体制を漸次自由化することにより、西欧各国にも対日貿易制限措置の撤回を要求しようとしたのである。

日本側の EEC に対する認識は、以上のように外務当局内の自由貿易への方針転換と軌を同じくし変容しつつあった。それは、EEC が米ソ対立の中の第 3 極を目指す西欧ブロックを志向するものというよりも、究極的に「第二の米国」すなわち巨大な単一市場を形成し、世界貿易の自由化を目指そうとしているというものであった。1959 年の岸の西欧各国を訪問は、各国指導者と会談し、以上のような流動的な欧州状勢を見極めつつ日本と西欧各国の関係を再設定するという意味で時機に適ったものであった。欧州を訪問した岸は、GATT 第 35 条対日援用撤回を要望するだけでなく、EEC が「外向き」な統合を進め、極力、域外差別的措置をとらないように西欧各国指導者に直接働きかけた。実際、岸は、訪英を通じ、アメリカやカナダを巻き込んで EEC が内向きな統合を進めないように協調していくことを確認した。一方、外務当局内では、岸の欧州歴訪を契機とし、EEC にも接近すべきとする見解が強くなっていた。というのも、先述したように、EEC が完成した暁に「第二の米国」とも言える巨大市場になるかもしれないという期待があったからである。そこで、岸内閣は、1959 年秋に EEC に日本政府代表を派遣することを決定した。さらに、岸の欧州歴訪は、自由主義陣営という立場から西欧諸国と日本の政治的協調関係の創出を図ろうとする側面もあった。その際、岸や外務当局が取り上げたのは、発展途上国の開発援助問題であり、米国が主導する IDA への参加呼びかけであった。つまり、共産主義陣営への対抗というロジックのもと経済開発援助という分野において西欧諸国と協力関係を深めていこうとしたのである。

日本側は、第三世界の開発援助をめぐり西欧諸国と協調することに次のような狙いを込めていた。まず、「アジア諸国の感情的な行き過ぎた工業化第一主義の考え方」を変えさせるためには、「英国はじめ先進国側」と協力した啓蒙を行うことで内政干渉という非難をかわそうとする点にあった。また、日本がアメリカ主導の IDA のもと開発援助政策の協調を促そうとした背景には、EEC の海外領土基金（EDF）がフランスのイニシアティブのもとベルギー領コンゴ、旧イタリア領ソマリアなど EEC 加盟国の植民地や属領など勢力圏との経済協力を進めようとしていた点があげられよう。というのも、EEC が属領を抱き込きんで「ユーラフリカ」形成を念頭に置いた海外援助を展開することは、西側諸国による東南アジアへの援助資金が相対的に減少するだけでなく、将来的にアフリカ地域に対する日本の販路拡大が制約されかねないとの懸念があったのである。この背景には、当時、岸や外務当局がアフリカや中近東地域へと経済的進出する足掛かりとして、西欧諸国との開発援助協力を模索していたことがあった。

以上のように、岸や外務当局は、日英協調関係の緊密化によって EEC が内向きな統

合に向かわないよう牽制することを確認する一方、日本も冷戦に共闘するパートナーであることを強調することで英国はじめ西欧諸国との協力関係の創出を図り、EEC ないしアフリカ、中東といった新たな市場を開拓に乗り出していったのである。

## 終章　岸内閣の内政・外交路線の歴史的考察

本論は、岸が政権在任中に「福祉国家の建設」ないし「貧乏の追放」といった内政スローガンと「経済外交の推進」といった外交スローガンを掲げていた点に注目し、岸内閣の外交政策の展開過程について内政課題を実現する手段という視角のもと分析してきた。終章では、岸の経済再建構想と政党再編運動の関わりを概略した上で岸内閣期の内政指針の特徴を整理し、これまで論じて来た岸内閣期の「経済外交」を各地域間の相互連関性を意識し整理する。その上で、岸の政治指導や外交像の再検討とともに岸内閣期の内政・外交路線が戦後日本外交史においてどのような位置づけにあると考えられるのか言及したい。

### 第 1 節　岸内閣の内政指針

#### 国民的革新新党による経済再建の模索

本論は、岸の抱く経済再建構想に注目し、戦後政界復帰の際に岸がとった政治行動ないし保守合同に向かう保守政界再編構想を再検討するところから議論をはじめた。岸の経済再建構想とは、第 1 章で議論したように、重化学工業部門を中核とする貿易立国を目指すため、近接するアジア諸国など発展途上地域と日本の間に製品と工業資源の垂直的分業を形成し、米国の特需への依存を漸次低減して経済的自立を図ろうとするものであった。岸は、政府主導のもと長期経済復興計画を策定し、挙国一致で再建に取り組むことを目指した。インフレ抑制と輸出振興に主眼を置いた緊縮財政をとりつつ重化学工業部門の育成を図る為には、予算や資源を効率的に重点配分するための指標が必要と考えたからである。また、岸は、消費を抑制するような耐乏生活を国民に受忍してもらうためにも日本の経済的展望を示す計画が必要と認識していた。国民の広範な支持を得ることなしに政府が強し指導力を発揮することも出来ないと考えたからである。

岸が反吉田の立場をとった大きな理由は、以上のような経済復興構想と政治指導観と吉田が対極に位置していためである。吉田政権は、朝鮮戦争以後、基幹産業の復興に力点を置くようになっていた。ただし、吉田は、特需の継続や大規模な外資導入といった米国政府の協力に期待をかける一方、経済審議庁や通産省が中心となり長期復興計画を策定することを忌避した。また、吉田は、なし崩し的に事実上の再軍備を行うため改憲問題を棚上げした。こうした政治指導は、米国政府の自衛力増強要求と革新勢力を中心とする再軍備反対論の緩和を念頭に置いた選択であったと言われる。だが、政治指導者が憲法問題や長期経済計画のような国家の基本的方向性の提示を避けるのは、岸にとって見れば国民全体の支持と協力を得ようとする努力を怠るものであり、日本の再建を米国政府の対日政策に従属させたものであった。また、自由党は、財界や地方の名望家といった戦前期以来の伝統的保守層を重視する一方、革新勢力を支持する青年層や労働者

層などへの関心が薄かった。すなわち、岸は、自由党を資本家階級の利益を代弁するため古典的経済自由主義を党是とする旧態依然とした幹部政党のように捉えていたのである。

そこで、岸は、階級対立を超えた国民政党を結成すべきと考え、戦争末期に関与した護国同志会の人脈を頼りとし再建連盟を立ち上げた。再建連盟を拠点とした岸は、憲法問題を超党派的課題として位置づけ、吉田に批判的な保守政治家のみならず、マルクス主義と一線を画して民主社会主義を掲げる右派社会党、市場経済に批判的な態度をとり修正資本主義や協同主義を掲げる改進党を中核とする「国民的革新新党」の結成を目指したのである。だが、再建連盟は、1953 年秋の総選挙で惨敗した。その後、右派社会党への入党を拒絶された岸は、自由党を左に寄せた進歩的保守政党へと脱皮させるという新たな目標を設定した。

**進歩的保守政党による経済再建の模索**

周知のように、岸が関与した保守政界再編運動は、改進党と日本自由党と自由党反吉田派を合同した民主党の結成（1954 年 11 月）を経て、自由党と民主党を合同した自由民主党（1955 年 11 月）に結実した。従来、岸は、改憲・再軍備論を具現化するために保守再編運動に携わってきたと解釈されてきた。だが、第 2 章第 2 節で指摘したように、当時の岸の関心は、政界再編によって政治的安定を図るとともに進歩的保守政党のもと経済再建を強力に進めることにあった。そこで、岸は、自由党反主流派を結束させるとともに改進党を合同させるため、吉田が態度を曖昧にする改憲・再軍備論を積極的に利用していこうとした。

反吉田勢力を基盤とする鳩山・民主党は、確かに改憲の実現を党綱領にうたった。ただし、幹事長となった岸が示した改憲プロセスは、超党派の憲法調査会設置→改憲問題について答申→民意を問うために衆議院の解散・総選挙実施→「憲法国会」によって改憲草案を審議→改憲草案に関する国民投票実施というものであり、時間をかけて進めていこうとするものであった。また、鳩山政権が示した憲法第 9 条解釈は、「軍事力に制約を課す」という点で吉田内閣期の解釈と連続性をもっていた。本論は、鳩山政権が以上のような 9 条解釈を選択した背景として、「民生充実第一主義」と呼ぶ内政方針との適合性を重視したとの解釈を示した。

進歩的保守政党を目指す岸が力点を置いていたのは、第 2 章で議論したように、長期経済計画を策定するとともに市場経済を統制するよう政府が主導性を発揮すること、「福祉国家」という言葉に集約されるように勤労者の支持を獲得し得るような進歩的な社会政策、これら政策を強力に実行するために必要な政局の安定にあった。そして、岸は、幹事長として高崎経済審議庁長官（後に経済企画庁長官）のもと成案化された長期経済計画、一万田蔵相のもと編成された自衛力増強よりも民生の安定を重視する予算を支持した。特筆すべきは、岸が以上の内政方針を理解してもらうため、アリソン駐日米

国大使のみならず、重光外相とともに渡米（1955 年 8 月）しダレス国務長官らアイゼンハワー政権要人にも直接的な働きかけたことである。第 2 章第 3 節で指摘したように、自衛力増強を求める米国側に対し、保守勢力の結集と民生の安定を重視した内政方針による政治的安定の実現こそ先決問題であることを訴えたのである。そして、訪米から帰国した岸は、第二次保守合同のとりまとめに尽力した。

鳩山政権は、右派社会党（とりわけ最右派の西尾グループ）に近接する進歩的な経済政策や社会保障政策を模索する一方、改憲問題や小選挙区制導入、教育制度改革など反動的政策（≒占領政策の是正）を進めようした。ただし、そもそも、上記した進歩と反動という政策志向は、岸が抱く全体主義的国家観において相互補完的な関係にあったと言えよう。例えば、岸らが目指す改憲構想には、「福祉国家の建設に協力する義務」を盛り込もうとしていたように、国家全体の繁栄に向けて国民全体を動員していくという体制原理を明示するという意図が含まれていた。換言すれば、岸ら保守政治家が使用する「福祉国家」というコトバには、分裂したナショナリズムを統合し、生産力増強のために青年や労働者層の勤労意欲を高め労使協調環境を整備していこうとする含意があったのである。

しかし、鳩山政権の態度は、革新勢力との激しい対立を惹起し、1956 年の参議院議員選挙の結果が示したように広範な国民の支持を得るものとならなかった。つまり、反動的政策をとることは、労使協調気運を高めようとする進歩的政策の意義を減殺させてしまうというジレンマを内在していたのである。こうした中、岸が「分裂したナショナリズム」を統合させるために注目したのは、第 3 章第 3 節で指摘した生産性向上運動であった[1]。自民党幹事長に留任した岸は、生産の増強を目指す産業優位の経済新政策を実施し拡大再生産に乗り出すべきと主張した。すなわち、好調な経済復興とともに日本の外貨準備が増える中、従来の緊縮財政を積極財政への転換すべきことを示したのである。注目すべきは、岸が拡大する予算を生産の増強に資するような公共事業や「福祉国家」というコトバを裏づける社会保障政策へと配分すべきことを目指していたことである。

[1] 近年、1950 年代の保守勢力内の「福祉国家」をめぐる潮流は、「ナショナリズム」という観点から「福祉国家」を目指す言説ないし政策を求めた経済企画庁や岸ら「福祉国家ナショナリズム」と「就労の拡大のためにイニシアティブを発揮」するという観点から「福祉国家」という言説や政策を追求した石橋湛山ないし「経済成長それ自体で福祉を代替しよう」とした池田勇人らの「生産主義的な福祉国家論」というように大別されている（社会政策学会第 11 回ペーパー、2007 年。宮本太郎『福祉政治—日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣、2008 年、69 頁）（田名部、上掲。宮本『福祉政治』、上掲、69 頁）。岸がナショナリズムを強調する背景に労使協調による生産力増強という視点があったことを踏まえるならば、岸の志向する「福祉国家ナショナリズム」は、「生産主義的な福祉国家論」が含まれるものであったと言えるのではないだろうか。これは、岸が生産性向上運動を支持したことが示唆してよう。

**経済的繁栄と民生の安定を重視する内政路線**

第 3 章は、以上の解釈を基盤とし、岸内閣期の政治を鳩山内閣期に模索された内政方針を国家運営の当面の指針として策定する過程として整理した。岸は、1957 年 2 月、総辞職した石橋内閣を引き継いで第一次岸内閣を発足した。岸は、石橋前首相が示していた経済基盤の強化や「福祉国家の建設」を重視する施政方針を「貧乏の追放」というスローガンに置き換え、積極財政への転換を継続していく意向を国民に示した。ただし、岸は、積極財政の急転換により輸出振興を阻害しかねないインフレ、国際収支の悪化といったデメリットが発生することに配慮し、経済運営の中心的役割を経企庁が果たすことを目指した。とりわけ、1957 年 5 月に顕在化した国際収支危機は、以上の岸の認識を経済政策に反映される契機となった。第一次岸改造内閣は、1957 年 12 月、経企庁の意向にそって安定成長を重視した「新長期経済計画」を策定した。そして、同計画は、従来と異なり経済基盤の強化や社会保障制度を拡充するために政府が役割を果たすという指針が明記された。

一方、第一次岸内閣は、1957 年 5 月に国防会議の審議にもとづき「国防の基本方針」をとりまとめ、「中期防衛力整備計画」（第一次防）を閣議決定した。これら作業は、これまでも指摘されたように、1957 年 6 月の岸訪米で在日地上米軍の撤退を要請することを念頭に置いたものであろう。ただし、第 3 章第 2 節で指摘したように、防衛方針の形成は、従来言われている日米安保改定問題を米国側に提起するための布石というよりも、1955 年 8 月の岸訪米の文脈のもと理解すべきと考える。すなわち、自衛力増強よりも民生の安定を重視することについて米国政府から理解を得ようとするものであったのである。例えば、「国防の基本方針」は、直接侵略のみならず、民生の安定を図り間接侵略を未然に防ぐことの重要性を明記したように、「国防」の概念を広義に定義した。また、第一次防には、「経済の安定を害しないように留意し、特に年次別の増勢については、財政事情を勘案し、民生安定のための諸施策との均衡を考慮しながら弾力的に決定する」という項目が明記された。さらに、岸は、マッカーサー駐日大使との予備会談の際、自衛力漸増方針について理解を求め、不平等な日米安保条約の再検討や沖縄返還問題などを提起した。岸による安保条約再検討の提起は、伝統的なナショナリストという立場に由来すると見るよりも、革新勢力（とりわけ穏健左派）に共鳴した側面が強いものであった。こうした見方が妥当ならば、岸が模索した日米関係の調整とは、経済的繁栄に必要な経済基盤の強化や社会保障制度の拡充といった内政方針を円滑に実行する国内環境を整えようとする点に主眼があったと言えよう。岸にとって安保改定問題は、「非武装・中立論」を標榜する革新勢力（とりわけ急進左派）が「対米従属論」を持ちだして国論を分裂するような状態の解消しようとする意味で内政の延長上にあったのである。

訪米から帰国した岸は、内閣改造を実施し、以上の内政指針のもと道路整備事業計画などインフラ整備、国民皆保険、国民年金制度の創設などに着手した。一方、第二次岸

内閣は、警察の治安維持能力を強化するため警察官職務執行法（警職法）の改正を模索した。警職法改正は、占領初期の改革に批判的であった内閣法制局や警察官僚により支持されてきた案件であり、吉田政権以来の「逆コース」の流れに位置づけられる。同法案の準備を進めてきた岸は、1958 年の総選挙後というタイミングを図り秋の臨時国会に提出した。一般的に、同法案提出は、安保改定交渉に伴う反対デモを抑制するための手段と解釈されてきた。ただし、警職法改正問題は、少なくとも岸にとって「貧乏の追放」と並ぶ「暴力の追放」というスローガンと相互補完的関係にあったと理解すべきではないか。先述したように、岸は、国家の経済復興及び経済的繁栄という目的に向かって国民全体が一致協力する国内態勢の形成を目指してきた。そして、政権獲得後の岸は、「貧乏の追放」というスローガンのもと進歩的な政策を実施することで労働者層の支持獲得を図る一方、「暴力の追放」というスローガンのもと、労働法規の徹底化（遵法闘争）を進め、政治闘争を続ける総評のような急進左派の勢力を削ぐことを期待してきた。すなわち、警職法改正は、総評や急進的学生運動の指導者を牽制し、結果として労使協調志向の強い全労や社会党内右派グループなど穏健左派勢力が革新勢力内の主導権を握ることを期待して実施されたと見ることもできるのである。しかし、警職法問題は、安保改定問題と連動し、岸が軍国主義にもとづいた日米関係を構築するため戦前のような警察国家の再現を図っているといったイメージを流布し、全労のような穏健左派も含む大規模な反政府デモを惹起することになった。要するに、岸が「暴力の追放」というスローガンを掲げ急進左派勢力拡大の封じ込めを図ろうとしたことは、吉田政権期以来の「逆コース」をめぐる革新と保守の対立図式を強化し、革新勢力内部の穏健左派の指導権を弱めるという逆説的効果をもたらしたのである。

実際、社会党は、日米安保条約廃棄を求める党内左派のイニシアティブのもと、安保改定交渉阻止のため敵対してきた共産党との共闘に踏み切った。社会党や総評などが参加する安保改定阻止国民会議（共産党はオブザーバーとして参加）は、安保改定阻止という目的に向かい全国統一デモを繰り返し実施した。とりわけ、国民会議は、安保改定問題に関する幅広い国民の関心を喚起するため、「巻き込まれ論」を展開し、人々の経済的不満を日米安保体制への批判に結びつけようとした。しかし、岸内閣は、日米安保体制が日本の経済的繁栄の基礎であるとする「経済効用」論を主張すると共に、「国民所得倍増計画」の策定を開始した。すなわち、日米安保体制を堅持する自民党政権こそ国民の経済生活を豊かにするとアピールしたのである。第3章第3節で指摘したように、同計画の基本構想は、高度経済成長を安定的に持続することを重視しつつも、成長に伴う所得格差の是正に配慮を示すものであった。この考え方は、上述してきたように、岸が政界復帰以後目指してきた「進歩的保守」の基本的なあり方や岸の政策志向を反映するものであった。つまり、第 2 次岸改造内閣は、「軍国主義」のもとづいた憲法改正、日米軍事関係の強化、「警察国家の再現」を目指しているとの革新勢力側のネガティブ・キャンペーンに対抗するため、「経済効用論」によって日米安保体制に対する国民の理

解と支持を図るとともに、これまで模索してきた内政指針の積極的展開を図ったのである。1960 年代以後の「経済主義的」な自民党政治の原型は、鳩山から岸内閣期にかけて形成されたのである。

## 第 2 節　岸内閣期の「経済外交」の構図

経済的繁栄や民生の安定を重視する内政指針を実現するためには、「経済外交」によって海外市場を開拓・確保することが重要な意味を持っていたのは言うまでもない。実際、外相に就任した岸は、「経済外交」を外務省の中心課題に設定する意思を示した。本論第 2 部は、岸が掲げた「経済外交の推進」という外交スローガンに注目し、岸外交の展開過程を分析した。そして、前節で整理したような経済力増強や民生の安定を優先に置いた内政指針と連動したものとして、東南アジア、北東アジア、ラテン・アメリカ、西ヨーロッパ地域及び米国との貿易問題に対する外交過程の一体的把握を試みてきた。

### アジア共同市場の模索 - 大東亜共栄圏の幻想の残滓

第 4 章は、岸内閣の東南アジア政策を整理した。東南アジア各国が第二次世界大戦後に政治的独立したことは、重化学工業部門中心の経済再建を考える岸にとって好機であった。第 2 次近衛文麿内閣期の商工次官、東條内閣商工相（後に国務相兼軍需次官）であった岸は、軍部の南進政策を背景とし、東南アジア地域の工業資源を日本の重化学工業生産の拡大に結びつける計画立案を監督してきたからである。戦後、岸は、東南アジア各国に見られる反植民地主義≒反欧米感情を内在させる経済ナショナリズムの高まりに乗じ、賠償や経済協力を実施し、現地の購買力を向上させつつ日本の市場として開拓し確保しようとした。

実際、岸は、第 4 章第 2 節で論じたように、鳩山政権期の与党幹事長として日比賠償交渉の妥結のために党内をとりまとめた。首相に就任した岸は、賠償や経済協力を「経済外交」の一項目として位置づけ、東南アジア諸国に対する資本援助を本格化させた。岸は、第 4 章第 3 節で触れたように政権在任中にインドネシア（2 億 2,300 万ドル、12 ヵ年払い）の妥結にイニシアティブを発揮しただけでなく、南ベトナム（3,900 万ドル、5 ヵ年払い）との賠償問題を妥結する一方、賠償請求を放棄したカンボジアやラオスにも経済技術協力協定（総額 25 億円）を締結した。さらに、岸は、鉄鉱石など日本が必要とする工業原料の安定供給源を確保するため、戦後日本の初となる円借款をインド政府に与えた。

さらに、岸内閣は、東南アジア地域全体の経済開発を促進するシステムの形成を試みた。すなわち、「アジア開発基金」を新設しようとしたのである。岸内閣が同構想を米国側に公式に打診した背景には、アイゼンハワー政権が冷戦政策という観点から EEC の設立を政治的に推進し日中貿易拡大に否定的態度をとりながらも、東南アジア市場を

めぐり EEC や共産圏との競合関係が高まるという日本側の不安を解消するような長期ビジョンが米国政府にないことへの不満があった。すなわち、岸や外務当局は、世界経済のブロック化傾向を重視し、将来的に日本を中核とする共同市場を育成するというビジョンにもとづき「アジア開発基金」を打ち出したのである。岸や外務当局は、「アジア開発基金」に付随する地域機構の運営を通じ、経済ナショナリズムを背景とした自国中心のフルセット型の経済開発計画を域内の相互補完性あるものへ調整させるだけでなく、こうした調整を積み重ねることによってアジア共同市場を念頭において東南アジア各国指導者間に地域主義にもとづく連帯感を醸成させることを期待していた。一方、岸や外務当局ないし経済外交懇談会委員の間では、EEC 発足を受け、東南アジア諸国の側にも「地域機構方式」を受容する気運が生まれつつあるのではないかと期待していた。そこで、岸たちは、東南アジア各国による「アジア開発基金」構想への支持を確実なものにするため、東南アジア各国が望む農産物価格の安定化機能のみならず、出資金の多寡に関わりなく一国一票制度を設ける一方で最大出資国であるアメリカの発言権を一定に制約するという仕組み取り入れた。以上の側面に注目するならば、岸内閣期のアジア開発基金構想は、鳩山内閣期に打ちだされた諸構想の焼き直しと見なすこはできないであろう。

結果的に見ると、「アジア開発基金」構想は、アメリカ政府の反対に直面し、結実することなく消滅した。国務省内には、米国内で非常に反対の強い商品価格安定の機能が含まれていること、アメリカ政府に期待する拠出金額が莫大、運営に関する米国の絶対的な発言権が認められていないことに強い不満があった。そして、国務省は、東南アジアに対等発言権を与えると直接利害のみを主張するだけと見なしていたのである。この点を換言すれば、米国側は、日本が出資国となる欧米諸国の利害に反しないよう東南アジア各国の意見の調整する役割を果たせるのか不信を抱いていたと言えるのではないか。岸内閣は、反共主義を大義名分としてしながらも、共産主義国が選好するような農産物価格の調整機能を付加させようとしていただけでなく、反植民地主義（≒脱欧米依存）を謳うスカルノがオランダ系資本の接収を進めた機会に乗じインドネシアとの経済提携強化に乗り出していたからである。そこで、アイゼンハワー政権は、既存の「プロジェクト・バイ・プロジェクト方式」よりも「アジア開発基金」構想の方が各関係の受ける利益が大きいか説得するに足る十分な根拠がないと日本側に示した。

岸や外務当局は、以上の米国側の反対を見越し、東南アジア諸国をグルーピングして対米交渉力を高めようとする試みた。だが、こうした試みも、「アジア開発基金」構想の顛末を見る限り失敗に終わった。東南アジア各国には、「アジア開発基金」に加盟した場合、加盟国同士で限られた援助資金をめぐり競争が生まれてインドのような域内大国によって有利な結果になりかねないこと、これに関連して既存の米国から経済援助が削減されるかもしれないこと、その一方で最大出資国の米国の意向によってソ連など東側諸国との経済提携に掣肘を受けるかもしれないとの懸念があった。また、「アジア開

発基金」構想に理解を示したインドは、日本側構想に米国政府が反対しているという点に注目し終始消極的態度をとっていた。こうした東南アジア側の消極的態度は、米国政府が「アジア開発基金」構想に反対する理由を正当化することに寄与したと言えよう。実際、東南アジア各国は、日本が創出可能と考える東南アジアという地域的アイデンティティに賛同を示していたわけではなかった。日本側が提示する東南アジアという概念は、上記したように、EEC への対抗概念として形成されていたからである。このように見るならば、「アジア開発基金」構想の限界は、岸たちが「大東亜共栄圏」という独善的発想を戦後も引きずっていたことに起因していた、と解釈することもできよう。

以上要するに、岸内閣の対東南アジア経済外交とは、東南アジア諸国を重化学工業部門の安定的育成に必要な資源供給源と販路を確保するという目的のもと、インドやインドネシアなど当該地域の大国との経済提携関係を強化しつつ、東南アジア各国の経済ナショナリズムを調整する仕組みをつくり EEC 設立という経済的地域主義の潮流に対抗したアジア共同市場を形成する環境を整えていこうとするものであった。しかし、岸内閣は、対東南アジア経済外交のみで EEC 結成に触発されて西欧市場から締め出されるという不安、東南アジア市場のをめぐり予想される西欧諸国の競争激化に対して日本の商権の確立が脅かされるという懸念を払拭させることができなかった。そこで、岸内閣は、ソ連や中国との貿易（≒大陸貿易≒東西貿易）の拡大を展開することになる。

**東北アジアにおける勢力圏回復と大陸貿易拡大の模索**

第 5 章では、東北アジア政策という枠組みのもと、日中貿易を中心とする東西貿易に臨む岸内閣の外交過程を議論した。第 5 章第 1 節で論じたように、岸や外務当局は、日本の「間接的防衛」の拠点として中国やソ連に隣接する朝鮮半島や台湾を西側陣営に確保することを前提としていた。つまり、アジア冷戦の最前線に位置し軍事力増強を続けて不安定な統治体制にある韓国や台湾の政権を積極的に支援しようとしたのである。なぜ、岸は、中国を刺激しかねない台湾という「間接的防衛」の拠点の確保に拘ったのであろうか。本論は、この点について岸がとろうとしていた内政指針から説明を試みた。第 1 部で論じたように、岸は、経済発展を優先課題とし自衛力増強よりも民生の安定を重視する内政指針をとろうとしてきた。こうした中、仮に九州や沖縄が東側陣営との最前線に置かれることは、直接侵略に対応可能な防衛力増強に直面せざるを得なくなることが容易に予想される。そこで、岸内閣は、内政指針の延長のもと韓国や台湾との関係改善に力を入れようとしたと考えられる。つまり、岸が韓国や台湾を重視した背景には、反共主義という政治的イデオロギーへの共鳴というより、上記した内政指針の遂行を容易にするという意味での利益に適うという判断があったと捉えられるのである。

では、岸内閣は、どのような動機にもとづき日中貿易拡大を進めようとしていたのか。これまで岸内閣の日中貿易拡大方針の動機については、岸外交が反共主義という点から台湾や韓国との関係強化を進めようとしていたこと、日中貿易に大きな経済的利益があ

ったわけではないという点から、国内の革新勢力の要望に応えて政府批判を緩和しようとしたという内圧の存在が強調されてきたように思われる。本論は、内圧の側面を否定するわけではないが、第 5 章第 2 節で議論したように、内政指針との連動という視点から岸内閣が東西貿易の拡大に積極的であったという見方を強調した。本論は、まず、岸内閣の東西貿易の望む姿勢が西側陣営として異例の最恵国待遇を多く盛り込んだ日ソ通商条約を締結したように、鳩山内閣期と連続性があることを確認した。また、当時の日本は、1957 年 5 月頃より顕在化した国際収支の悪化に伴い従来以上に輸出振興を必要としていた。こうした中、外務当局は、中国経済の悲観的分析にもとづき日本側が期待するような対中輸出が見込めないとする米国側の観測と対照的に、むしろ日本の輸出増進が可能であると観測していた。また、ソ連や中国との貿易拡大は、不況下による輸出振興という観点のみならず、近接地域に工業原料の安定供給源と重化学工業製品の販路を確保するように日本の貿易構造を転換していこうとする長期的視点を反映したものでもあった。周知のように、中国大陸は、戦前から日本の重化学工業が必要とする重要な資源供給源であった。とりわけ、岸が産業開発に深く関与した「満州国」（中国東北部）は、資源供給源であるとともに日本の重化学工業製品の移出先でもあった。そして、こうした近接市場を敗戦により喪失したことは、日本の重化学工業にとって原料輸入高による生産コスト増大という構造的問題をもたらしていた。つまり、ソ連や中国との貿易は、単に輸出数量を増大するというだけでなく、日本の重化学工業の国際競争力を高めるという観点から重要な意味を持っていたのである。

第 5 章第 3 節では、以上の視点のもと、第 4 次日中民間貿易協定に対して支持と協力を与える至る過程を分析してきた。とりわけ、本論は、岸内閣が八幡製鉄社長の稲山訪中団による日中鉄鋼協定を背後で支持していた可能性や、第 4 次日中民間貿易協定を円滑に実施するため米国から輸入してきた大豆の一部を中国産大豆へ切り換えるように業界に指導していたことを指摘した。大豆問題は、もし日中貿易関係が「断絶」することがなければ、日米間で政治問題化しかねない可能性があったと言えよう。

さらに、近年の研究でも明らかにされているように、「断絶」後も藤山外相のもと日中貿易再開を模索していたことは、岸内閣が日中貿易に強い関心を持っていたことを示している。岸は、1960 年 1 月に訪米した際、日中貿易再開の働きかけのみならず、郵便、気象、海難救助等の技術的問題に関して「民間レベルに留まらず、関係政府機関同士の接触」もありうると説明し黙認を得ていたこを確認した。岸が技術的問題と留保しつつも政府間交渉を示唆したことは、従来の政経分離のロジックを修正することにより日中貿易再開へとつなげようとしていたとも解釈できよう。これら事実は、岸が革新勢力の政府批判を緩和するという受動的要因のみならず、日中貿易拡大に積極的意図を持っていたことを示唆するものと言えよう。

ただし、岸内閣の東北アジア外交の優先順位は、第 4 次民間貿易協定をめぐり岸が蒋への懐柔工作を重視したことが示すように、東西貿易の拡大よりも朝鮮半島（韓国）や

台湾を西側陣営として確保する点に比重が置かれていた。その理由は、まず、本章第3節で見たように、日本の経済的存立にとって死活的重要性を持つ対米貿易の安定のためには、日本が東西貿易を推進する余りに米国世論及び議会の対日感情が悪化することを避けなければならないとの制約を受けていたことがあげられる。次に、将来的に「二つの中国」を目指すためにも、日華断交とともにこれが日韓関係の正常化に悪影響を及ぼすことを避けなければならなかったことがあげられる。というのも、岸や矢次は、「二つの中国」の実現に向けて米英など西側諸国に日本が発言力を持つため、日本が韓台両国をコントロールし得る程度に関係緊密化を図ることが前提という発想を抱いていたからである。さらに、岸や鉄鋼業界は、本章第2節3項で確認したように、フィリピン、マレー、インドなど東南アジアが日本にとって「十分なる供給源として開発」されまでの「時間的ギャップを埋める」ため日中貿易が必要と考えており、「政治的支配をうける程度」まで中国大陸への貿易依存度を深めようとしていたわけではなかった。つまり、岸内閣の「経済外交」において日中貿易を中心とする東西貿易が占める地位とは、前章で見たような東南アジアや次章で議論するようなラテン・アメリカに対する「経済外交」を補完するという役割に留まるものであったのである。

中国大陸の経済的代替地としての南米大陸

第6章では、岸内閣期の中南米諸国に対する外交過程を整理した。ラテン・アメリカ大陸は、岸内閣が移動大使として派遣した渋沢敬三の報告にも見られるように、未開発の豊富な地下資源があり、将来的に日本が必要とする工業資源の長期的安定供給減として経済界の注目を集めていた。また、中南米諸国は、独立してから日が浅く反植民地感情にもとづいた経済ナショナリズムが強い東南アジア各国と比べ、自国の経済開発のため外資導入に積極的であった。ゆえに、日本企業の海外進出は、東南アジアよりも中南米に向かっていた。さらに、ブラジル、パラグアイ、アルゼンチンなどの南米諸国は、戦前に引き続き日本人移民の門戸を開放していた。このように、中南米諸国は、日本のヒト、モノ、カネを進出先として有望な地域と見られていた。そこで、政権に就任して「経済外交の推進」を訴える岸は、日本の経済的繁栄のために東南アジアや北東アジア地域に期待する役割を補完するという視点からラテン・アメリカ諸国との経済提携構築を進めようとしていたのである。

鳩山政権は、戦後に停滞した海外移民政策を国策として推進するため、外務省内に移住局を設置するとともに、実施機関として海外移住振興会社を設立していた。日本にとって移民政策とは、主として農山村の過剰人口と耕作地不足を解消することに主眼が置かれてきたと言えよう。つまり、国内産業に吸収しえない失業者層を国外へ送り出す政策手段であったのである。そして、失業対策は、結果的に共産主義的思想への共鳴者を減らすことにつながるという点で反共対策という意味も持ってきた。こうした失業対策ないし反共対策という捉え方は、戦後の移民政策に携わる外務官僚にも継続して見られ

た。ただし、鳩山政権期の移民政策積極論の背景には、戦前期の日本の北東アジア地域（とりわけ中国東北部）への経済進出が移民送出を伴ったように、戦後日本の海外における経済的影響力を増大するため、「国策」として移民政策に力を入れるべきとの議論が見られた。こうした移民政策の重視姿勢は、鳩山政権が策定した経済的自立と「完全雇用の実現」をスローガンとする長期経済計画および民生の安定を重視する内政方針と密接な関係にあったと言えよう。こうして、鳩山政権は、経済協力の一環として移民政策の拡充に着手したのである。

鳩山政権中枢は、第 2 章第 1 節で触れたように、移民政策拡充措置と前後してカンボジアへの移民送出を皮切りに、将来的にボルネオやニューギニアといった東南アジアの未開発地域に日本人移民を送出するといった夢がまことしやかに語られていた。とりわけ、石橋湛山、高崎達之助、そして岸といった政権有力者は、海外移民政策に関心を抱く政治家でもあった。しかし、東南アジアへの移民送出には、そもそも現地が深刻な労働力不足にあったわけではく、受入れ態勢もないという問題があった。また、ボルネオやニューギニアは、統治主体の最終的帰属が確定したわけではなく、本格的な移民交渉を開始できる状態になかった。この点、ブラジルを筆頭とする中南米諸国は、戦前から日本人移民送出先として実績があり、上記したように戦後も日本人移民の受入れを再開していた。そこで、政権を獲得した岸は、中南米諸国に対する積極的な移民送出により、労働力、技術、資本という三要素を相互関連させた中南米外交を展開し、日本との経済提携関係を新たに構築していこうとした。つまり、経済協力と日本人移住枠の獲得をリンケージさせた外交を通じ、日本と南米大陸との経済的相互依存関係の構築を目指したのである。

岸内閣の中南米外交の露払いとしての役割を果たしたのは、第 6 章第 2 節で指摘したように、海外移住振興会社であった。移住振興会社は、外務省主管の特殊法人でありながらも、社長である大志摩と岸の個人的関係があったように政権中枢とパイプをもち、独自の行動をとっていた。実際、1959 年のパラグアイ政府が船舶借款協定の背景は、大志摩の強力なイニシアティブがあった。当初、移住新興会社は、パラグアイ政府に鉄道建設借款を与えることと引き換えに日本人移住用の土地、森林伐採権、鉱工業利権を獲得するという構想を描いていた。注目すべきは、鉄道借款構想により移住振興会社が南米大陸に「第二の満鉄」を画策しているという批判的報道がなされていたことである。これは、移住振興会社が東南アジア諸国では考えられないような経済活動を模索する余地があったことを示唆している。しかし、鉄道借款構想は、そもそも借款規模があまりにも巨額であったことや、米国政府が計画する道路建設と競合することを避けようとする外務当局の意向のもと採用に至らなかった。そこで、外務当局と移住振興会社は、現地に新たに赴任した駐パラグアイ公使の主導のもと船舶借款構想を立案した。だが、船舶借款構想は、大蔵省の反対に直面した。大蔵省は、外貨予算が潤沢と言えない状態にもかかわらず岸内閣がインドネシア賠償協定、対印円借款など東南アジア向けの海外投

資活動を政府が積極的促進を図る中、将来性の判然としないパラグアイ政府に借款を供与して焦付くことを懸念したのである。

しかし、岸内閣は、反対論を押し切り、船舶借款供与を決定した。こうして、日本とパラグアイ政府は、総額380万ドルの船舶借款供与と引き換えに30年間に85,000人の日本人移民を受入れるという移住協定が締結した。岸内閣がパラグアイを重視した理由は、大志摩経由でもたらされるパラグアイに対する魅力的な情報が岸ら政権中枢に影響を与えいていた可能性が考えられる。それは、クーデターにより政権を掌握したストロエスネル大統領が反共親米路線をとりつつもドイツ系移民を父とする親日家であること、同国が日本と同規模の国土を持ちながらも人口過小であったため、日本人移民（とりわけ農民）がパラグアイで活躍し得る余地が大きいというものであった。また、外務省移住局内には、パラグアイが南米大陸の中間に位置していたため、同国での日本人移民の活躍が将来的にアルゼンチンやチリといった周辺国の対日移民受入れへと発展する契機となるかもしれないという期待感があった。こうして、岸内閣は、独裁統治をとるストロエスネル政権に借款を与えるとともに日本人移民を送出の道筋を開いたのである[2]。

また、岸内閣は、第6章第3節で議論したように、ブラジル政府と移住協定締結交渉を開始した。ブラジルは、南米における日本人移民受入れの大宗であり、すでに日系人社会ができあがっていた。ただし、両国間には、本格的な移住取極めが存在していなかった。ゆえに、岸内閣は、移住協定締結により、ブラジルに恒久的かつ安定的に日本人移民を送出し得る制度的基盤を整えようとしたのである。移住協定との関係で注目すべきは、交渉を有利に進めるため、岸内閣が日伯合弁製鉄事業（ウジミナス）の推進に積極的に協力したという点である。そして、岸は、1959 年に日本人首相として初めてブラジルはじめアルゼンチン、チリ、ペルーなどの南米諸国を歴訪し、現地日系人をこれまでの苦労を称えるとともに今後の活躍を鼓舞する一方、日本政府が経済協力に積極的であるとの姿勢をアピールしてまわった。

### 日米経済関係の「安定的緊密化」の模索

他方、本論第 7 章で扱ったアメリカ合衆国に対する経済外交は、これまで見て来た東南アジアやラテン・アメリカなど発展途上にある第三世界、ソ連や中国をはじめとする第二世界との貿易拡大（大陸貿易≒東西貿易）と異なり、当面の輸出振興に直接関わる問題であった。第三世界に対する「経済外交」は、民間企業を主体とする資源開発、工場建設、投資などを政府が後援するというかたちをベースとしたものであり、短期間に輸出を飛躍的増進させるような性質のものではないからである。また、第二世界との

[2] 日本政府は、日本人移民の存在を理由にストロエスネル政権（1954－1989 年）及び後継政権に援助を続けた。日本が 1976 年から 2008 年までパラグアイにとっての最大援助国（2004 年を除く）の地位を占めていた事実は、注目に値する現象である。

経済関係は、日ソ通商条約締結を契機に東西貿易拡大の機運が高まったものの、肝心の日中貿易が「断絶」したように意図するような進展を見せたように、政治環境によって左右される不安定性があった。さらに、戦後の日本の貿易取引は、購買力が高い米国との間で増大していった。米国は、戦前から日本の主力輸出商品である軽工業部門が生産する繊維製品、雑貨など消費財の主要輸出先であったからである。消費財輸出は、日本の輸出総額額の約半数を占めていたため、経済的自立（国際収支の均衡）に直結していた。しかし、軽工業部門が生産する繊維製品、雑貨など消費財の主要輸出先となる米国や西欧諸国との経済関係は、不安定要素を抱えていた。日米貿易摩擦の存在である。アイゼンハワー政権は、自由貿易を政策基調としていながらも、対日輸入制限運動と結びついた国内の保護貿易派に対処することを迫られた。こうして、日米両国の外務当局は、こうした日米貿易摩擦の解決のため交渉しなければならかった。

そこで、第 7 章では、岸内閣が中小企業対策と連動させて日米貿易摩擦にどのように対処していったのかを中心に議論した。第 7 章第 1 節で整理したように、岸は、輸出振興という観点から軽工業部門の中小企業層の保護・育成に強い関心を抱いていた。というのも、岸は、商工官僚時代、競争よりも協同を促す組織化（強制カルテル）を通じ、組合を中心単位とする生産調整や品質向上を図るという中小企業政策によって、第一次世界大戦後にくり返される不況克服のため日本の輸出振興を図ろうしてきたからである。つまり、岸は、大企業を中心とする重化学工業部門のみならず、中小企業層から構成される軽工業部門の専門家であったのである。また、岸と親密な関係にある鮎川義介は、敗戦とともに日本の重化学工業の立地環境が激変したことを重視し、軽工業部門を主体とする輸出振興のため中小企業層に対する保護育成事業を開始していた。そして、岸や鮎川は、重化学工業部門が日本主力輸出産業に成長するまで、軽工業部門による外貨獲得が重要であると考えていた。つまり、岸にとって日米貿易の安定的発展は、第三世界や第二世界のそれと相互補完的な関係にあったのである。

1950 年代の日米貿易摩擦は、「出血輸出」と呼ばれたような日本国内の中小企業者間の過当競争による低価格化が米国内業者のソーシャル・ダンピングという非難を惹起し、日本品不買運動などといった対日輸入制限問題に発展するという戦前から続くパターンをもっていた。1930 年代初頭の世界不況下の日本は、円切り下げ措置や産業合理化運動などを通じ、欧米列強に輸出増進することにより不況から脱却していていた。欧米列強は、国内産業保護のため、関税率引き上げなど輸入制限措置により日本からの輸入を抑制しようとした。商工省は、こうした各国の対日輸入制限措置を回避させるため、先述したように同業の中小企業に強制カルテルを促すことにより過当競争を抑制すると同時に、輸出業者のカルテル化も進めて秩序ある輸出（オーダリー・マーケティング）体制を整えようとしてきた。当時、外務省に出向した岸は、「貿易調節及通商擁護ニ関スル法律」の制定に協力し、秩序ある輸出体制の形成に関わってきた。このように、岸にとって強制カルテルを軸とする中小企業政策と貿易政策は、相互不可分のものであっ

た。こうした文脈のもと浮上したのは、岸内閣が成立させた「中小企業団体法」であった。そして、岸や鮎川は、「中小企業団体法」を活用し、秩序ある輸出（オーダリー・マーケティング）を進めるという国内対策をとることにより、日米貿易摩擦を未然に抑制していこうとした。岸内閣期の対米経済外交の背景には、以上のような商工省統制派官僚であった岸及び中政連を率いる鮎川の特異な協力関係があったのである。

当時、注目を集めていたのは、金属洋食器をめぐる米国内の輸入制限運動であった。そこで、岸内閣は、第 7 章第 2 節で議論したように、日本側（外務・通産・関連業界）が自主輸出規制を取り決めることにより、米国政府に関税率引上げ等の輸入制限措置を回避するよう交渉を進めた。こうした中、岸の首相経済顧問という肩書を得た鮎川は、アイゼンハワー政権要人と懇談し、関税率引上げや輸入割当など制限措置の回答を留保するよう申し入れた。鮎川の狙いの一つは、「中小企業団体法」を活用し金属洋食器産業の組織化を進め秩序ある輸出のモデルとするため、時間的猶予を得ようとするものであった。金属洋食器産業は、「中小企業団体法」にもとづく商工組合を結成し、対米輸出総数を自主輸出規制にまで抑えるとともに販売価格を引き上げることに「成功」した。

しかし、オーダリー・マーケティングという手法は、日米貿易の安定化という点において限界があった。というのも、トランジスタ・ラジオのような軽機械製品の輸出急増に対応し得ず、米国内の対日輸入制限運動の拡大を抑制することができなかったからである。そこで、岸内閣は、段階的な対米輸入自由化に踏み切った。アイゼンハワー政権は、日本側が対米輸入制限措置を緩和しなければ米国内の対日輸入制限運動を抑制し得ないと圧力をかけていたからである。岸内閣は、1960 年 1 月 5 日、貿易自由化促進閣僚会議を設置した後、1963 年度までに輸入自由化率を 80%まで向上させることを内外に打ち出した。一方、岸内閣は、日米経済案件を恒常的に議論する日米財界人から成る協議体を設置し、両国の経済関係の緊密化を図ろうとした。つまり、財界指導者間の協議を通じて貿易問題はじめ日米間の経済案件が政治問題化することを未然に抑制しようとしたのである。こうしたアイデアの具体化の契機となったのは、新日米安保条約第 2 条に経済条項が盛り込まれたことであった。実際、岸は、1960 年 1 月の安保条約調印のための訪米に際し、足立正（日商会頭）と堀越禎三（経団連事務局長）を随行させ、第 2 条に謳われている経済協力問題をどういう形で具体化するか瀬踏みさせていた。従来、日米両国政府及び民間レベルの経済協議体は、ケネディ政権期に実現したことから、もっぱら池田内閣の役割に注目されてきた。だが、こうした池田内閣の業績は、岸が模索した構想の延長上にあったのである。

### 西欧諸国への接近 - 対米市場の多角化とアフリカ・中近東市場への進出の布石

岸内閣は、アメリカとの経済関係の緊密化のみならず、西欧諸国との接近を図った。というのも、対米輸出を多角化するためには、EEC はじめ西欧諸国への輸出増進に力を入れるべきと考えられたからである。しかし、当時の日本と西欧諸国は、同じ西側陣営

に位置しながらも「冷たい協調」と呼ばれるような状態にあった。西欧諸国は、日本のGATT 加盟に際し、第 35 条の対日援用を撤回し公平な貿易関係に入ることを拒否していた。さらに、フランス、西独、イタリアなど西欧 6 カ国は、EEC の結成に踏み出そうとしていた。

第 8 章第 1 節で整理したように、岸や外務当局は、経済外交懇談会委員の支持を背景とし、EEC の法的根拠となるローマ条約と GATT 規約の法的整合性を GATT 総会の場で事前審議することを強く要求した。この背景には、EEC に対する支持と GATT35 条対日援用撤回をリンケージさせるという戦略があった。日本は、1957 年から 1958 年初頭にかけて右戦略にもとづき GATT を舞台に活発な外交を展開した。しかし、このような GATT 舞台とした EEC 牽制は、EEC 設立を最優先する米国の政治的意向の前に頓挫した。そこで、岸内閣は、第 8 章第 2 節で議論したように、EEC 発足という新事態に応じて EEC が排他性を帯びないよう米英と積極的に協力するという態度をとった。この点、日米両国は、利害が一致していた。米国政府は、冷戦政策という見地から EEC の設立を急いでいたものの、EEC が域外に排他的統合を進めることを支持していたわけではないからである。また、英国は、EEC を包摂する「大自由貿易地域」の構想がフランスにより拒絶を受け、EEC を牽制するために EFTA の設立を進めていた。こうした中、外務当局内には、EEC が将来的に米国に匹敵する市場となる予測のもと、EEC が域外差別を伴わない統合を目指すように積極的に働きかける一方、日本自らも従来の貿易為替管理制度を段階的に縮小していくべきとの見解が生まれつつあった。ただし、日本側が貿易自由化を進めるためには、EEC が排他的統合に向かわせないように牽制を強める必要があった。

1959 年 7 月の岸の西欧諸国歴訪は、日本の西欧諸国との将来的関係のあり方が模索される中で実施された時宜に適ったものであった。岸や外務当局内は、EEC が域外諸国に差別的待遇をとらないように日英両国が強く結束する体制を構築していこうとしていたからである。そして、外務当局は、英国が日本の西欧地域への経済進出の「架け橋の役割」を果たすことを期待し、早期に日英通商航海条約締結（≒GATT 第 35 条の対日援用撤回）を求めた。英国側は、日本側に最恵国待遇を与える条件として、通商航海条約本文か補足文書に例外事項として「適当なセーフガード」（adequate safeguard）を盛り込むことを提案した。岸は、無条件最恵国待遇が与えられるまで通商航海条約締結を「遷延せしめるべき」との通産省による強硬論をとっていたにもかかわらず、英国側提案に同意した。また、岸は、マクミラン政権の経済閣僚との間で、日米両国が EEC の内向き（inward-looking）な経済統合に対する牽制をとりつつ、EEC の排他的傾向を政治的観点から大目に見る米国を説得するという関係性の構築を進めることに合意した。他方、岸は、フランスや西独首脳と直接会談した際、EEC が域外に差別的待遇をとらないように要請した。外務当局は、岸の西欧諸国歴訪を前後し、EEC が究極的に自由貿易主義を志向するものという理解を深めながらも、過渡的に域外に差別待遇をとる懸

念を払拭したわけではなかった。そこで、岸内閣は、上記したように、英国と協調しつつ EEC が排他的な通商政策をとらないよう牽制する構えを維持しつつも、EEC との接近を図るため日本政府代表を派遣することにより、日本と西欧諸国の経済関係の拡大を進めていこうとしたのである。

さらに、岸は、欧州諸国歴訪の際、西欧諸国の指導者に第三世界をめぐる経済協力の問題で西側陣営の先進工業諸国が結束して協調していくべきことを強く訴えた。特に岸及び外務当局は、アイゼンハワー政権が SUNFED 構想の代替案として打出した第二世銀（IDA）の設立を支持するよう西欧各国首脳に呼びかけていこうとしたのである。岸や外務当局は、第三世界の開発援助をめぐり西欧諸国と協調することに次のような狙いを込めていたと言えよう。まず、「アジア諸国の感情的な行き過ぎた工業化第一主義の考え方」を変えさせるためには、英国はじめ先進国側と協力した啓蒙を行うことで内政干渉という非難をかわそうとする点にあった。また、日本がアメリカ主導の IDA のもと開発援助政策の協調を促そうとした背景には、EEC の海外領土基金（EDF）がフランスのイニシアティブのもとベルギー領コンゴ、旧イタリア領ソマリアなど EEC 加盟国の植民地や属領など勢力圏との経済協力を進めようとしていた点があげられよう。というのも、EEC が属領を抱き込きんだ「ユーラフリカ」形成を念頭に置いた海外援助を展開することは、西側諸国による東南アジアへの援助資金が相対的に減少するだけでなく、将来的にアフリカ地域に対する日本の販路拡大が制約されかねないとの懸念があったのである。この点を関連し、当時、岸や外務当局は、日本がアフリカや中近東地域へと経済的進出する足掛かりとして、西欧諸国との開発援助協力を模索していたのである。

以上のように、岸や外務当局は、日英協調関係の緊密化によって EEC が内向きな統合に向かわないよう牽制することを確認する一方、日本も冷戦に共闘するパートナーであることを強調することで英国はじめ西欧諸国との協力関係の創出を図り、EEC ないしアフリカ、中東といった新たな市場を開拓に乗り出したのである。岸内閣の西欧諸国への接近の試みは、1960 年以後の日本の対西欧外交の方向性を規定したように、重要な意味を持っていたと言えよう[3]。

## 第 3 節　岸内閣期の内政・外交路線の再検討と歴史的意味

本節は、これまでの議論を振り返って来たことを踏まえ、従来の岸内閣期の内政及び外交路線に関する歴史解釈との関係及び戦後日本外交史における岸内閣期の位置づけについて言及したい。

[3] 池田内閣期の対欧州外交については、池田慎太郎「池田政権のヨーロッパ外交と日米欧『三本の柱』論」『広島国際研究』13 巻。鈴木宏尚『池田政権と高度成長期の日本外交』慶応義塾大学出版会、2013 年、参照。

図 1)、公共事業、防衛、社会保障関係費の推移（単位：百万円）[4]

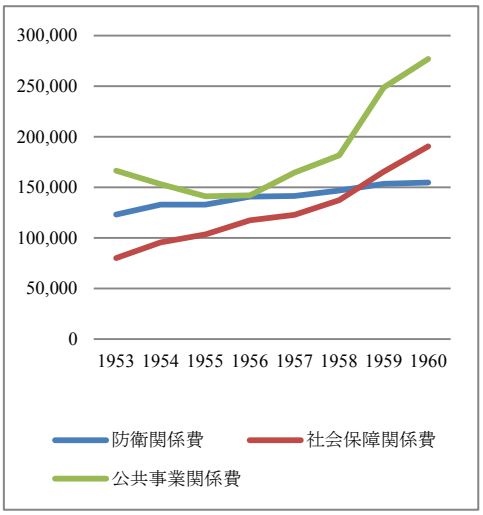


周知のように、日米安保体制を利用して防衛予算の負担軽減（軽軍備）、経済と通商を重視する政策枠組みは、吉田・自由党政権期より始動していた（いわゆる吉田路線）[5]。そして、改憲・再軍備論を掲げて反吉田運動を政界復帰の足掛かりとした岸は、吉田路線を転換することを模索していたように語られてきた。換言すれば、岸は、自主憲法制定及び自主防衛という究極目標を念頭に置きつつ、占領初期に改革された警察、教育制度などを再び中央集権的方向（逆コース）へ改変するために必要な数を糾合（保守合同）する一方、安全保障を米国政府に依存せざるを得ない状態から脱却しつつアジア地域の盟主に相応しい大国としての地位を回復しようとしていたと一般的にイメージされてきたと言えよう。

だが、これまで論じたように、岸の反吉田運動の実態は、吉田の政治指導とそうした指導方針のもととられる吉田政権の復興政策のあり方に主眼が置かれたものであった。つまり、岸は、政府主導のもと策定された長期経済計画にもとづき、計画的な経済運営、予算の重点配分を実施する一方、社会保障制度を拡充して生産力回復という目標のもと労使協調気運を醸成すべきと考えていたのである。実際、反吉田運動の延長のもと誕生した鳩山政権は、経済的自立と完全雇用という指標のもと、重化学工業部門の振興に重点をおいた長期経済計画を策定した。また、同政権は、図 1)が示すように、増大した富を防衛力増強よりも民生の安定へ優先配分する内政方針をとった。そして、岸内閣は、緊縮財政から積極財政への転換を進める中、鳩山・民主党政権のもと軌道が敷かれた内政方針を「国防の基本方針」、「第一次防」や「新長期経済計画」そして「国民所得倍増計画」といった防衛・経済政策に関する指針として明確化した。つまり、岸内閣期の内政指針は、国家の経済力の拡大のため経済成長に主眼が置かれたものであったのである。換言すれば、岸は、経済的繁栄の実現を重視するとともに、経済的繁栄に必要な民生の安定のため、右派社会党（とりわけ最右派の西尾グループ）に近接するような進歩的な経済政策や社会保障政策を主体的に模索したのである。

以上の側面に注目するならば、米国の対日政策が「国内経済社会の安定を優先する方針」に転換したことや国内世論により「吉田なき吉田路線の存続」ないし「定着」が進

[4] 経済企画庁編『年次経済報告』1957 年、付表 74、経済企画庁編『年次経済報告』1960 年付表 59、を参照に筆者作成。
[5] 五百旗頭真編『戦後日本外交史〔新版〕』、上掲、15 頁。

んだという解釈は、ややバランスを欠いていると言えるのではないだろうか[6]。なぜならば、経済復興を優先する路線を存続ないし定着させるためには、社会保障制度の拡充を主軸とする民生の安定を進める一方、これら施策を強力に実施するため保守勢力結集による政治的安定という国内環境を整えることが不可欠であったと考えられるからである。そして、岸は、吉田が忌避し続けた長期経済計画の策定を通じ経済復興の見通しを国民に示そうとした。第 3 章第 3 節で議論したように、岸内閣は、国民皆保険皆年金制度といった富の再分配に関わる社会保障制度の拡充を牽引した。岸後継の池田内閣が社会党との政治的争点を経済に集中できた背景には、1950 年代にまがりなりにも西欧諸国並みの皆保険皆年金制度を整えたことが大きな意味を持っていたと言えよう[7]。この点に留意するならば、吉田路線は、計画的な経済運営による経済路線のもと民生の安定を重視した鳩山・岸政権期を経たからこそ、存続ないし定着することが可能になったと議論できるのではないだろうか。

また、本論による岸内閣期の内政指針に対する分析が妥当ならば、政権を獲得した岸が改憲論、安全保障、治安問題いった政治的領域（ハイ・ポリティクス）に強い意欲を抱き、経済領域（ロー・ポリティクス）に対する関心が低かったかのように語られ方も、一面的な見方と言わざるを得ないであろう。例えば、岸は、積極財政の急転換により輸出振興を阻害しかねないインフレ、国際収支の悪化といったデメリットが発生することに配慮し経企庁が経済運営の中心的役割を果たすことを目指していた。また、岸は、上記したように、「福祉国家の建設」ないし「貧乏の追放」というスローガンのもと、社会党右派グループに近い政策を積極的に採用した。これらは、政治が積極的に市場経済に介入すべきとする岸の政治指導観を示すものであるとともに、ハイ・ポリティクスに対しても指導性を発揮しようとしていたことを物語っていよう。

また、本論が描く岸内閣期の外交過程とは、経済基盤の拡大、自衛力漸増、民生の安定を重視する内政指針の実現に必要な環境を整備することを目的とし、第一世界、第二世界、第三世界との関係構築を進めいくものであった。つまり、経済的実利の拡大に主眼が置かれたものであったのである。実際、第 4 章で扱った岸内閣の東南アジア地域に対する外交姿勢は、政治的理念から特徴づけることが困難であった。当時も岸の東南アジア諸国に対する外交姿勢は、ネールが指導する非同盟政策と蒋が掲げる反共主義にどのような態度をとるのかといった指標から観測されていた。したがって、あるマスコミ

---

[6] 五百旗頭編『戦後日本外交史〔新版〕』、上掲、16、287 頁。近年の「吉田路線」およびこれの「再検証」をめぐる研究動向については、添谷芳秀「吉田路線と吉田ドクトリン－序にかえて」『国際政治』第 151 号、参照。

[7] もちろん、岸内閣が整備した皆保険皆年金制度は、国民所得に占める給付率を国際比較するならば、内実を伴ったものと言えない（宮本『福祉政治』、上掲、66 頁）。池田内閣は、成長に伴い拡大する「富」を更なる成長へ配分しつつ、社会保障に対する給付水準の向上に配慮することになったと言えるのではないか。この点、池田にも近い賀屋が自民党内で後者の拡充を働きかけた意味は、岸内閣期との連続性を示唆する意味で留意すべきである。

関係者は、岸の第 1 次東南アジア歴訪について、「ネールと会ったあとに蒋介石と会う」、その後に訪米するという岸の感覚を理解できないと批判した[8]。このような批判が出るのも無理はない。本論の分析によると、岸内閣の東南アジア外交とは、日本国内の「長期経済計画」を実現するために必要な環境を整えるという目標のもと、西側陣営や非同盟といった政治的立場にとらわれない実利重視の外交を目指すものであったからである。第 2 次東南アジア歴訪に随行した愛知官房長官が「岸さんには哲学がない」と漏らしたことは、岸内閣の東南アジア政策の根幹に政治的理念が希薄であったことを物語っていよう[9]。また、第 5 章で扱った東北アジア地域に臨む岸内閣の外交姿勢も、同様に、米国の「対中封じ込め政策」に一方的に協調（従属）した反共主義という指標で単純に割り切れるものではない。例えば、岸が韓国や台湾を重視した背景には、反共主義という政治的イデオロギーへの共鳴というより、自衛力漸増という内政指針との連関していた。また、岸内閣は、「極端にイデオロギーにとらわれることなく、わが国の利益に合致する限り、個々の案件を現実的に処理していく」と岸が外交演説で述べたように、ソ連や中国との貿易拡大を進めた。つまり、岸内閣期の東北アジアに対する外交姿勢は、内政指針の実現という利益を重視し、政治的理念や立場に第二義的な価値を置いたものであったと捉えられるのである[10]。このような実利重視の外交姿勢は、第 6 章で議論した岸内閣の移民政策を利用した中南米外交において露骨に見出すことができよう。さらに、岸内閣は、第 7 章で議論したように、日米経済関係の安定的緊密化を目指す方向を選択し、第 8 章で議論したように、日本と西欧諸国の経済的緊密化を図るべく英国との協商関係構築を模索した。

もちろん、1950 年代の日本が置かれた経済的状況のもと首相になったものならば誰でも経済的実利の追求を図ったと指摘することもできよう。しかし、岸のような活発な首脳外交は、岸以前の歴代首相には見られなかったことに注目すべきである[11]。すなわ

---

[8] 本社第一線記者座談会「岸内閣を支援する財界勢力」『エコノミスト』35 巻 21 号、1957 年 4 月。31 頁。

[9] 「池田勇人の感覚のすべて」『日本及び日本人』1959 年 4 月、23 頁。

[10] 以上の指摘に関し、岸と親しい矢次一夫（国策研究会常任理事）らは、興味深い鼎談をおこなっていた。当時、矢次は、「国府のとっている反共と日本の反共とは、共通性とともにそれぞれ非常に特殊性がある」と語った。「特殊性」について、中谷武世(日本アラブ協会会長)は、エジプト大統領のナセル（Gamal Adbel Nasser）が対内的に共産主義を「非合法として弾圧」する一方で対外的に親ソ・親中的な中立主義姿勢をとっているように、「反共であっても共産主義の本山であるソ連ともつき合っていくということ」が必要であり、「外交政策の面で使い分け」をしていると説明した。さらに、金三奎(キムサムギュ)(コリア評論主催者)は、「特殊性」の要因を次のように解説した。「アメリカとの貿易を盛んにしようと思っても、ちょっとしたことで関税引上げとか、輸入制限などが云々される」、「日本の世論も、多くはアメリカ一辺倒じゃ困る、できるだけ広く貿易を拡大していかなければ日本の立つ瀬がなくなる」と感じているため、「台湾や韓国のように反共一点ばりだけでアメリカに依存していける国」と異なり「何とかして経済的桎梏を脱し、できるだけ広い範囲で貿易することによって、日本の立国を期さなければならない」（下線筆者）。『新国策』1958 年 4 月 5 日。3、6－7 頁。

[11] 参考までに独立以降の「首脳外交」については、次のようなデータがある。吉田茂（在

ち、岸は、積極的な首脳外交を展開することにより、「経済外交」を日本の中心課題とすることに先鞭をつけた位置づけることもできるのである。

したがって、筆者は、岸の政治指導とは、国防の基本方針で間接侵略を抑制するために民生の安定を目指すことが謳われたように、ハイ・ポリティクスとハイ・ポリティックスといった二分法で把握するのではなく、両者を相互補完的なものとして位置づけ、実際に具体的化しようとした点に特徴があったと見るべきと考えている。というのも、岸がハイ・ポリティクスを重視した背景には、マルクス主義を志向する急進的労働運動（≒暴力）を権力により抑え込むだけでなく、社会保障制度の拡充といった所得格差の是正により急進左派勢力が伸張する国内環境（≒貧乏）を改善しようとの政治的含意があったからである。実際、岸は、国民の経済生活を向上させて民生の安定を重視することが「共産主義との闘い」となると米国政府要人に再々説明し、自らの施政方針への理解を得ようとしてきた[12]。すなわち、急進左派勢力の伸長を抑制することは、非武装・中立論（＝日米安保体制の解消）が世論に及ぼす影響を極小化につながるため、結果的に日米離間を狙うソ連や中国からの内政干渉に対する抵抗力を高めることになると訴えてきたのである。換言すれば、岸がハイ・ポリティクスを重視し、社会党右派が掲げる民主社会主義といった理念に共鳴にしたかのように見える政策を選択したのは、ソ連のような共産主義国の存在が自国の政治経済体制への「有力な脅威」となると見なし資本主義を「自己改造」しようとする動機があったと捉えることができよう[13]。さらに、

---

職期間 2 年 8 カ月）外遊 1 回、外遊日数：52 日、鳩山一郎（在職期間 2 年 1 カ月）、外遊 1 回、日数 25 日、岸（在職日数 3 年 5 か月）、外遊 5 回、日数 89 日、池田（4 年 4 カ月）、外遊 5 回、日数 63 日。加藤淳平「戦後日本の首脳外交－独立回復後、森首相退陣まで」『外交調査月報』2002 年 No.1、79 頁。

[12] 近年では、吉田茂が「共産主義の脅威に対抗するためには、治安力の強化、資本主義的政治経済体制の安定と繁栄、対抗宣伝などが主たる手段となるべき」（下線筆者）という認識を抱いていた指摘されている（中西寛「敗戦国の外交戦略－吉田外交とその継承者」『平成 15 年度戦争史研究国際フォーラム報告書』防衛省防衛研究所、127 頁）。しかし、吉田が、「資本主義的政治経済体制の安定」のため、いかなる具体的施策に力点を置こうとしていたのか必ずしも明らかではない。

[13] ホブズボームは、資本主義の自己改造のメカニズムをロシア革命が 20 世紀の世界に与えた肯定的側面という文脈のもと指摘した（エリック・ホブズボーム『20 世紀の歴史－極端な時代 下巻』三省堂、428 頁）。この点に関し、筆者は、マルクス主義が提示する資本主義経済の問題を排斥するか、批判的に受容するかという差異が吉田と岸の政治指導の重要な相違であったのではないか、と考えている。これまでも岸が社会主義への関心を抱いていた点は、指摘されている（原『岸信介』、上掲、原編『岸信介証言禄』、上掲など）。一方、岸の発想が戦前から連続したものとして位置づける見方があることにも留意する必要がある。渡辺は、「岸内閣の目指した国家は、明らかに第二次世界大戦後に先進資本主義諸国で普及した現代国家」と指摘しつつも、「戦後の帝国復活の前提としての安定した国民統合を福祉国家によって実現しようとはかった」と解釈している（渡辺治「戦後保守政治の中の安倍政権－『軍事大国』派の系譜」『現代思想』35 巻 1 号、122－123 頁）。雨宮は、岸内閣が社会保障や福祉を推進した背景に 1930 年代から 40 年代にかけての「総力戦体制」のもと「不十分ながらも意図され着手された福祉諸政策の継承であり、発展である」と指摘し

岸がロー・ポリティクスをハイ・ポリティクスと関連づけていたことは、警職法や安保改定問題に取り組みからも見出すことができよう。岸にとって警職法改正や日米安保改定は、労使協調路線を求める穏健左派の発言力を高めるという政治的含意を持つものであったからである。岸の眼から見た革新勢力は、旧右派社会党系の穏健左派と旧左派社会党系の急進左派の寄り合いであり、岸自身は、穏健左派グループとの協調的競争関係を構築することを期待していたのである[14]。

さらに、上記した経済的実利の拡大を目指す外交政策も、ハイ・ポリティクスとの関わりを度外視したものではない。先述したように、岸にとって経済生活を向上させて民生の安定を重視することは、急進左派勢力の拡大を抑制し、終局的に間接侵略への抑止能力を高め「共産主義との闘い」に寄与すことになると結び付けられていた。このような保守政権による統治体制の安定化は、軍事よりも政治・経済を重視するものへ修正したアイゼンハワー政権の対日政策に合致するものであった[15]。また、台湾や韓国の軍事独裁政権を経済的に支援し「間接的防衛拠点」を確保しようとする試みは、言うまでもなく米国の東北アジア軍事戦略を補完するものである[16]。こうした親韓・親台姿勢と自衛力漸増という内政指針が連動する構造は、「日本という中枢は相対的に軍事化を免れて経済成長に専念し、経済大国」を目指す「代替軍国主義（Ersaltz-militalism）」と言い現わすこともできよう[17]。また、岸内閣が力点を置いた経済開発援助は、当時の国際情勢のもとでは極めて政治性があった。冷戦は、1950 年代中葉に米ソ両国間の緊張緩和が進むにつれ、政治、経済、イデオロギー、プロパガンダ、第三世界での不安定化工作や転覆工作などの手段が重視される「政治経済戦争」（political-economicwarfare）という新たな局面の重要性が増していたからである[18]。こうした中、国家建設に取り組む第三世界の政治指導者は、近代化と国内から貧農を追放するといった「進歩」という目標を掲げ、中央集権的な経済開発のもと国内の反対勢力を暴力により抑え込む一方、米ソい

---

ている。雨宮昭一「岸信介と日本の福祉体制」『現代思想』35 巻 1 号、156-157 頁。

[14] 例えば、岸は、社会党委員長の鈴木茂三郎に次のように語った。「現在の社会党の性格は真の国民政党とはなっていない。右派はともかく、階級政党を主張する、極左的な左派の考え方には同意できないものがある。私は率直にいって、社会党右派の考え方が社会党の根本的性格を作り出すことを望んでいる。もし社会党が国民政党に脱皮するならば、たとえ社会主義的政策をとっても、両党の間に民主主義的に政権が授受され、大きな変革がないように出来る。またそうなれば二大政党はただ対立すべきでなく、外交その他重要問題を話し合って行くべきであると思う」。岸信介・鈴木茂三郎「両党首かく戦わん」『文藝春秋』36 巻 6 号（1958 年 6 月）、90 頁。岸の政治指導の特徴を上記のように捉えるならば、岸の特徴として注目すべきは、側近の椎名悦三郎の言葉を借りれば、「中庸の政治家」としての側面ではなかろうか。

[15] 池田慎太郎『日米同盟の政治史』、上掲、248、235 頁。

[16] 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996 年、参照。

[17] 坂本義和「世界における日本の役割」『地球時代の国際政治』、上掲、221 頁。

[18] 石井修「『政治経済戦争』としての米国対外経済政策－アイゼンハワー期」『国際政治』第 70 号。

ずれかの援助の獲得を図ろうとしていた[19]。すなわち、経済開発援助は、第三世界における影響力獲得の手段となりつつあったのである。第 7 章で指摘したように、欧州諸国を歴訪した岸は、共産圏との開発援助競争に対抗するというロジックのもと、自由主義陣営として結束した経済協力体制を整える必要性を説いてまわった。西側陣営の一員という立場を堅持する日本が第三世界の経済開発問題で影響力を高めることは、反射的に東側陣営の関与を弱めることになるため、大局的に見ると米国の冷戦政策を補完する意味を持っていたと捉えられよう[20]。

では、本論が描いた岸内閣期の内政・外交過程の実態は、通説的な日本政治外交史上の岸内閣の位置づけ方とどのような関係があると言えるのであろうか。周知のように、岸を後継した池田勇人は、「60 年安保闘争」[21]と二重写しとなった岸内閣との「断絶性」を強調する文脈のもと、「自主独立」という価値に重きを置いてハイ・ポリティクスを重視したとする岸イメージと対比させつつ、吉田茂のようにロー・ポリティクスを重視した「経済宰相」として評価されてきた。そして、池田内閣の最大の業績は、改憲論争を棚上げすることにより岸たち戦前派が描いたとされる方向ではなく、いわゆる「吉田路線の定着」というように、自衛力漸増方針のもと高度経済成長を着実に推進して「経済大国」へと舵を切ったことに求められて来た[22]。だが、繰り返しになるが、岸にとっても自衛力漸増と高度経済成長の実現は、民生の安定のために重要視されるべき政治課題であった。岸内閣期の内政・外交政策の実態は、経済的繁栄と民生の安定を重視したものであり、大局的に見ると 1950 年代中葉から顕在化した軍事力のみならず、経済援助、イデオロギー、プロパガンダ、第三世界での不安定化工作や転覆工作が重視される冷戦の新局面に適合したものであったのである。

勿論、本論が描いてきた岸内閣期の内政・外交政策は、従来言及されてきた自主憲法制定及び自主防衛能力の強化を通じて米国の軍事的負担を分担する双務的な日米同盟体制の形成、そしてアジアの盟主としての地位を目指すという「独立の完成」という岸の夢を実現するための国内環境づくりと解釈することもとできるかもしれない。しかし、仮にそのような解釈をとったとしても、岸内閣期の内政・外交政策の実態は、本論の分析を踏まえれば、「独立の完成」の実現と直接結びついたものというよりも、準備期間に過ぎなかったと捉えるべきであろう。

---

[19] ウェスタッド・佐々木雄太監訳『グローバル冷戦史－第三世界への介入と現代世界の形成』名古屋大学出版会、2010 年、参照（Odd A. Westad, *The Global Cold War: Third World intervention and the Making of Our Times*, Cambrige University Press, 2005）。

[20] 波多野澄雄・佐藤晋編『戦後日本の東南アジア政策－1950－2005』早稲田大学出版会、2007 年、第 3 章、参照。

[21] 「安保闘争」が高揚した要因は、岸内閣の内政・外交路線への反対というよりも、1960 年 5 月に衆議院で条約を強行採決した岸の政治手法への反発が大きかったと思われる。「安保闘争」の過程については、小熊『民主と愛国』、上掲、参照。

[22] 例えば、田所昌幸「経済大国の外交の原型」五百旗頭真編『戦後日本外交史[新版]』、上掲、106－108 頁。

以上の解釈が妥当とするならば、岸ないし岸内閣期を歴史的に参照する際に問われるべきは、米国と軍事的対等な関係を模索していたとされるステレオ・タイプな岸イメージではなく[23]、経済領域など非軍事的側面の実態ではなかろうか。例えば、先述したように韓国や台湾の軍事独裁政権を政治的経済的に支援する一方、本土の在日米軍の大規模な撤退とともに沖縄住民に過剰な米軍基地が残存することになったという事実は、日本（本土）の経済的繁栄の負の側面として留意すべきであろう。さらに、ウェスタット（Odd A.Westad）による「日本の経済的資源がアメリカのために提供されたことに加え、日本が成功への事例を示したことが、アメリカおよび資本主義に勝利する上での鍵となった」との指摘は、より掘り下げて検証されるべき課題のように思われる[24]。

以上のような岸の政治指導ないし岸内閣に対する見方が妥当ならば、岸を後継する池田は、岸内閣期の内政・外交政策を積極的に踏襲した捉える方が実態に即しているのかもしれない。もちろん、筆者は、池田政権が「低姿勢」という政権運営スローガンを打ち出しチェンジ・オブ・ペースと呼ばれるイメージ転換に成功したことを否定するものではない。しかし、池田は、本論が分析してきた岸内閣期の遺産があったが故に、高度経済成長に邁進する施政を直ちに展開できたとも解釈することもできよう[25]。近年の池田内閣期の内政ないし外交研究についても、従来の池田内閣期の特徴とされる「経済主義」の内実が政治性を帯びたものである点が強調されるようになっている[26]。つまり、これら近年の池田内閣期の政治外交史研究が提示する解釈は、本論が示したような岸内

---

[23] 1990 年代から現在まで顕著となった「普通の国」ないし「積極的平和主義」への転換を目指すべきとの議論は、日米安保体制のもと冷戦に主体的に関わることを避けて経済発展に専心する「重商主義」ないし「一国平和主義」であったという「吉田路線」批判と合わせて展開されてきたように思われる（例えば、パイル・加藤幹雄訳『日本への疑問－戦後の 50 年と新しい道』サイマル出版会、1995 年、参照）。序章でも指摘したように、日本国内では、「普通の国」や「積極的平和主義」への転換への主張は、岸ないし岸内閣期と関連付けられて語られる傾向があるように思われる。

[24] O.A.ウェスタッド『グローバル冷戦史』、上掲、日本語版への序、参照。

[25] このような歴史的見方をとる場合、1960 年代以降の高度経済成長に邁進する戦後日本は、一般的にイメージされるような吉田茂門下である池田はじめ彼をを支える宮澤喜一や大平正芳といった「ニュー・ライト」と呼ばれる戦後派により担われたというよりも、岸や賀屋のような戦前派との協同作業のもと牽引されたと捉えることができるのではなかろうか。この点につき、「日本の戦後史の源流・原型は 1920 年代に始まり戦時動員体制の中で形成された」という指摘は、留意すべきと思われる。中村『戦後史』上掲、6、10、78、279 頁。

[26] すでに、坂本は、池田内閣の内政を「経済主義的な政治政策」と指摘してきた（坂本義和「『力の均衡』の虚構」『地球時代の国際政治』、上掲、42 頁）。近年、金は、池田内閣期の対韓政策を「政治経済一体化路線」として分析している（金『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉』、上掲）。また、吉次は、東南アジアをめぐる池田外交を冷戦政策という文脈から分析した（吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店、2009 年）。他方、鈴木は、所得倍増論にが安保闘争による分裂した国内社会を統合する手段という側面を持っていたことを強調しつつ、池田内閣期の欧州外交と対米外交の分析を通じ、池田内閣期の内政外交路線を「自由主義陣営の一員」という国際的地位を（再）確立していく過程として捉えた（鈴木『池田政権と高度成長期の日本外交』、上掲）。

閣期の内政・外交の実態と「連続性」を持つ相互補完的な関係として捉えることも可能と言えよう。

だが、本論には、上記した議論を充分に展開するための余力と紙幅がない。この点は、今後の研究の課題としたい。

## 利用史資料・引用文献一覧

一次史料

外務省史料

外交史料館所蔵マイクロフィルム

外交史料館所蔵現物公開ファイル

情報公開制度を利用して取得した史料（開示請求番号、『情報公開』と略）。

国立国会図書館

国会議事録検索システム（http://kokkai.ndl.go.jp/）

自由党憲法調査会編『日本国憲法改正案要綱』非売品、1954 年 11 月 5 日。

国立国会図書館憲政資料室所蔵史料（憲政と略）。

芦田均関係文書（「芦田」、目録番号で略記）。

鮎川義介文書（「鮎川」、マイクロフィッシュ（MF）番号で略記）。

石橋湛山関連文書（「石橋」、目録番号で略記）。

『賀屋興宣政治談話録速記録 第二巻』、2006 年 1 月 6 日公開。

『藤山愛一郎政治談話記録』国会図書館憲政資料室、2012 年 1 月 25 日公開。

その他データ・ベース「世界と日本」（http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/）

公刊外交文書、施政方針演説など

米国国立公文書館所蔵資料（The National Archives, Maryland）

Record Group319　MIS 個人ファイル

Record Group263　CIA Name Files - 2nd Release.

Record Group59

英国国立公文書館所蔵資料 The National Archives, London.

Prime Minister's Office File

その他公刊史料集

U.S. Department of State, *Foreign relations of the United States*, 1955–1957, JAPAN, VOLUME XXIII , PART 1.

U.S. Department of State, *Foreign relations of the United States,* 1958–1960, JAPAN; KOREA, VOLUME XVIII.

"Record of the U.S Department of States Relating to Internal Affairs of Japan, 1950-1954,. Scholarly Resources Inc.

"Records of the Department of State Relating to Political Relations between the United States and Japan,

1955-1959", Scholarly Resources Inc.
石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅴ 日本外交防衛問題 1958 年 第 5 巻』柏書房、1998 年

公刊資料・白書

総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会編『国民所得倍増計画資料』第 3 巻、1999 年 4 月。
外務省『わが外交の近況』
経済企画庁編『年次経済報告』
経済企画庁編『経済白書』。
通商産業省編『通商白書』。
法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』。

二次史料

岸に関する回顧録・インタビュー・雑誌記事等。

岸信介『岸信介回顧録』廣済堂出版、1981 年。
中谷武世・岸信介対談「昭和動乱前記の回想」。
岸信介、矢次一夫、伊藤隆『岸信介の回想』文藝春秋、1981 年。
原彬久編『岸信介証言録』毎日新聞社、2003 年、
岸信介『二十世紀のリーダーたち』サンケイ出版、1982 年。
『風声』田布施町郷土資料館所蔵。
『岸後援会会報』、田布施町郷土資料館所蔵。

岸信介「重要産業の統制に関する法律の制定」『斯民』26 巻 8 号、1931 年 8 月。
岸信介「重要産業統制法解説」『工業経済研究』1 巻、1932 年 4 月。
岸信介「貿易調整及通商擁護に関する法律」『経済』1934 年 6 月
岸信介・仁宮武夫対談「必勝生産の道を論ず」『公論』1944 年 12 月。
岸信介「戦争政治のあり方」『毎日新聞』1945 年 3 月 27 日 1 面。
岸信介「大東亜の資源総観」『大東亜建設論集』山口高等商業学校東亜経済研究会、1943 年。
岸信介「予の日本再建の構想ー一層せよ、アメリカ任せの年の暮」『日本週報』第 212 号。
岸信介インタビュー『日本夕刊新聞』1952 年 6 月 8 日 1 面。
岸信介「アジアに孤立せず」『先見経済』306 号（1952 年)。
岸信介「新年に寄せて」『実業の日本』56 巻 1 号、1953 年 1 月。
岸信介・木舎幾三郎対談「惑星岸信介大いに語る」『政界往来』19 巻 5 号
岸信介・花見達三対談「海を渡る政界の怪物 岸信介」『週刊読売』1953 年 3 月 1 日。

岸信介「新保守党論」『改造』34 巻 6 号。
岸信介「保守統一への期待」『改造』1953 年 12 月号。
岸信介「政局安定のために」『実業の日本』1953 年 6 月 1 日。
岸信介「政局安定のために」『風聲』1953 年 7 月号。
其山（岸ペンネーム）「ボンの印象－滞独日記のひと駒より」『風声』1953 年 7 月。
岸信介・菅原通済対談「政界放談」『実業の日本』1953 年 7 月 1 日。
岸信介・高崎達之助対談「アジアの経済開発とナショナリズム」『アジア問題』1954 年 1 月号。
岸信介「日本経済の繁栄策」『経営者』7 巻 8 号。
岸信介「日本の生きる道」（改造社主催時局講演）、1953 年 10 月 23 日。
岸信介・原安三郎対談『実業の日本』57 巻 2 号（1954 年 1 月）。
岸信介・鮎川義介対談「日本の再建」『風聲』第 4 号。
岸信介「わが党の経済政策－自由放任から総合経済へ」『経済時代』20 巻 1 号。
岸信介・木舎幾三郎対談「政局の波紋はどう動く」『政界往来』1955 年 1 月。
岸信介「保守結集について－それは国家的要請である」『風聲』1955 年 7 月。
岸信介・御手洗辰雄対談「保守結集の展望」『風聲』1955 年 7 月。
岸信介・木舎幾三郎対談「鳩山初代総裁で年内合同できる」『政界往来』巻号。
岸信介「自由民主党の発足に当りて」『風声』1956 年 1 月号。
岸信介、宇田耕一、井出一太郎、高橋雄豺、長谷部忠、木舎幾三郎「保守党は脱皮できるか」『政界往来』1956 年 4 月。
岸信介・原安三郎・星野直樹鼎談「経済発展の構想を語る」『ダイヤモンド』44 巻 23 号、1956 年 4 月。
岸信介・石橋湛山・石井光次郎「後継総裁は私だ」『講演時報』第 860 号。
岸信介「漸次積極政策への移行」『経済時代』1956 年 5 月。
岸信介「積極財政と日米関係の将来」『中央公論』1957 年 1 月号。
岸信介「若き日の情熱を国家興隆に－訪米に際し全日本の青年諸君に望む」『経済知識』98 号、1957 年 5 月。
岸信介・木舎幾三郎対談「岸首相、内外政局大いに語る」『政界往来』1957 年 6 月。
岸信介・鈴木茂三郎「両党首かく戦わん」『文藝春秋』36 巻 6 号（1958 年 6 月）
岸信介「岸首相警職法を語る」『講演時報』950 号。
岸信介「訪米の成果を語る」『講演時報』1009 号。

**岸に関する評伝**

大日向一郎『岸政権 1241 日』行政問題研究所、1985 年。
吉本重義『岸信介傳』東洋書館、1957 年 9 月。
岩川隆『巨魁－岸信介研究』ダイヤモンド社、1972 年。
岩見隆夫『昭和の革命家』学陽書房。1999 年。

原彬久『岸信介－権勢の政治家』岩波新書、1995 年。
吉本重義『岸信介傳』東洋書館、1957 年。
金俊燮『岸信介の思想と行動』広島大学博士学位論文（学術）、1996 年。

**その他回顧録・インタビュー**

青木一男『わが九十年の生涯を顧みて』講談社、1981 年。
青木一男後援会編『青木一男 その信念と行動』聖山会、1970 年。
赤城宗徳『今だからいう』文化総合出版、1973 年
芦田均『芦田均日記第 5 巻』『芦田均日記第 6 巻』『芦田均日記第 7 巻』
朝海浩一郎「駐米 6 年のメモアール」『週刊朝日』1963 年 7 月 5 日号
朝海浩一郎『花みずきの庭にて』朝海浩一郎回顧録編集会、1988 年
新日本協議会『安倍源基先生追悼集』新日本協議会出版部、1990 年
鮎川義介『私の履歴書 経済人 9』日経新聞社。1980 年
鮎川義介先生追想録編纂刊行会『鮎川義介先生追想録』非売品。
友田寿一郎編『鮎川義介縦横談』創元社、1953 年。
池田正之輔刊行委員会編『叛骨の政治家・池田正之輔』池田正之輔刊行委員会、1995 年。
石橋湛一･伊藤隆編『石橋湛山日記･上巻』みすず書房、2001 年。
稲山嘉寛『私の鉄鋼昭和史』東洋経済新報社、1986 年 1 月。
牛場信彦・原康『日本経済外交の系譜』、朝日イブニングニュース社、1979 年。
大野勝巳『霞ヶ関外交－その伝統と人々』日本経済新聞社、1978 年。
加藤匡夫「経済と外交の今昔」外務省戦後外交史研究会編『日本外交 30 年－戦後の軌跡と展望』1982 年。
賀屋興宣『戦前・戦後 八十年』浪漫、1974 年。
川上為春「難産だった中小企業団体法」『月刊中小企業』28 巻 9 号、1976 年。
大来佐武郎『東奔西走』日本経済新聞出版社 1981 年。
椎名悦三郎『記録椎名悦三郎』椎名悦三郎追悼録刊行会、1982 年。
伊藤隆編『続重光葵手記』中央公論社、1988 年。
高崎達之助集刊行会編『高崎達之助集 下冊』東洋製缶、1965 年。
鳥谷寅雄『共生の世界を求め』国際ビルサービス、1980 年。
南条徳男先生回顧録刊行委員会編『南条徳男先生回顧録』大東文化学園,1978 年。
藤山愛一郎『政治わが道』朝日新聞社、1976 年。
船田中『青山閑話』一進会、1970 年。
堀内謙介『堀内謙介回顧録』サンケイ新聞社、1979 年。
COE オーラル・政策研究プロジェクト『オーラルヒストリー松野頼三 上巻』政策研究大学院大学、2003 年。
宮沢喜一『東京－ワシントンの密談』中央公論社、1999 年。

政策研究大学院大学『本野盛幸（元駐フランス大使・元外務審議官）オーラルヒストリー』COE 研究成果報告書、2005 年。
安川壮『忘れ得ぬ思い出とこれからの日本外交－パールハーバーから半世紀』世界の動き社、1991 年。
安広欣記『至誠は息むことなし 評伝田中龍夫』三晃実業出版部、2000 年 3 月。
吉田茂『回想十年』第 3 巻、東京白河書院、1983 年

## 引用文献・論文（雑誌記事を除く）

アーロン・フォースバーグ、杉田米行訳『アメリカと日本の軌跡 - 国際秩序と戦後日本の経済成長 1950－60』世界思想社、2001 年。Aaron P. Forsberg “America and the Japanese Miracle; The Cold War Context of Japan’s Postwar Economic revival, 1950-1960” University of North California Press, 2000.
青木冨貴子『昭和天皇とワシントンを結んだ男』新潮社、2011 年 5 月。
浅井良夫「高度経済成長への道」中村政則,天川晃,尹健次,五十嵐武士編『戦後改革とその遺産』岩波書店、2005 年。
浅井良夫「1950 年代の特需について（1）」『成城大学経済研究』185 巻。
浅井良夫「経済自立五カ年計画の成立」（1－5）『成城大学経済研究』145、146、148，149、150 号。
浅井良夫「『新長期経済計画』と高度成長初期の経済・産業政策」『成城大学経済研究所研究報告』No.25、2000 年 3 月。
秋美二郎『通産官僚：政策とその実態』三一書房、1956 年。
雨宮昭一「岸信介と日本の福祉体制」『現代思想』35 巻 1 号
有沢広巳・稲葉修三編『資料戦後二十年史 2 経済』日本評論社、1966 年。
アンドルー・ゴードン編、中村政則監訳『歴史としての戦後日本 上』みすず書房、2001 年（Edited by Andrew Gordon“POSTWAR JAPAN AS HISTORY” University of California Press,1993）。
李元徳「日韓請求権交渉過程（1951 - 1962）の分析－日本の対韓政策の観点から」『法学志林』93 巻 1 号。
五百旗頭真編『戦後日本外交史 新版』有斐閣、2006 年。
五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣、2008 年。
石井修「『政治経済戦争』としての米国対外経済政策－アイゼンハワー期」『国際政治』第 70 号。
泉谷周三郎・姜泰権「福祉国家論と日本における社会保障制度」『横浜国立大学人文紀要 第一類、哲学・社会科学』37 巻。
李鐘元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996 年。
井上寿一「戦後日本のアジア外交の形成」『年報政治学 1998』。波多野澄雄・佐藤晋『戦後日本の東南アジア政策』早稲田大学出版会、2003 年。
井上寿一『戦後“経済外交”の軌跡－なぜ、アジア太平洋は一つになれないのか』NHK 出版、2012 年。
井上正也『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会、2013 年。
Haruo Iguchi “Unfinished Business : Ayukawa Yoshisuke and U.S.-Japan Relations, 1937-1953”, Harvard Univ

Council on East Asian, 2003
井口治夫「鮎川義介の戦後電源開発構想と米国－1950 年~1952 年」『同志社アメリカ研究』第 37 号
池田慎太郎『日米同盟の政治史』国際書院、2004 年。
池田慎太郎『独立の完成への苦闘』吉川弘文館、2012 年。
池田正之輔『謎の国・中共大陸の実態－民族性と経済基盤の解明』時事通信社
伊藤昌哉『池田勇人とその時代』朝日新聞社、1985 年。
伊藤隆『昭和期の政治』山川出版社、1983 年。
今井圭子「日本の戦後復興期における日亜関係に関する一考察—アルゼンチン主要紙による報道を中心に」『Bulletin of the Faculty of Foreign Studies』No.39,2004 年。
ウェスタッド・佐々木雄太監訳『グローバル冷戦史－第三世界への介入と現代世界の形成』名古屋大学出版会、2010 年、参照（“The Global Cold War: Third World intervention and the Making of Our Times”, Cambrige University Press, 2005）
宇田川勝「資料『鮎川義介 回想と抱負」『経営志林』42 巻 4 号、2006 年
浦川清人『奔走百万キロ プラント輸出にかけて』工業時事通信社、1984 年
浦田一郎「自衛力論の成立（1954 年 12 月－1958 年 8 月 9 月）」『法律論叢』2011 年 2 月。
NHK 放送世論調査所編『図説 戦後世論史』日本放送協会、1982 年
NHK 取材班『戦後 50 年その時日本は』日本放送協会出版会、1995 年。
岡部三郎「アラブ・ナショナリズムの史的発展」『アジア研究』5 巻 3 号
大隈宏「EEC 開発援助の原動力－欧州開発基金の歴史的展開」『成城法学』1983 年 12 月号
大嶽秀雄「鳩山・岸時代の防衛政策」三宅正樹ほか編『昭和史の軍部と政治 第 5 巻』第一法規、1993 年。
大嶽秀雄『アデナウアーと吉田茂』中央公論社、1986 年、291 頁。
大嶽秀雄『再軍備とナショナリズム - 戦後日本の防衛観』講談社、2006 年。
大日向一郎『岸政権・1241 日』行政問題研究所、1985 年。
小熊英二『民主と愛国』新潮社、2002 年。
小沢一郎『日本改造計画』講談社、1993 年。
大村立三・土谷文基編『安倍源基伝』非売品、1993 年。
貝島兼三郎「ユーラフリカ計画と集団的植民地主義」『法政研究』28 巻 2 号
鹿島平和研究所編『日本外交』第 28 巻、鹿島研究所出版会、1973 年。
加藤哲郎「保守政治家から CIA エージェントへ」早稲田大学 20 世紀メディア研究所第一回特別研究科レジュメ、2010 年 3 月 12 日。
加藤淳平「戦後日本の首脳外交－独立回復後、森首相退陣まで」『外交調査月報』2002 年 No.1
我部政明『戦後日米関係と安全保障』吉川弘文館、2007 年、
賀屋興宣『「所得二倍増」経済十ヶ年計画に対する注文』新政経研究会、1959 年 8 月。
北岡伸一「包括政党の合理化」『国際化時代の政治指導』中央公論社、1990 年。
北岡伸一『自民党—政権党の 38 年』 読売新聞社、1995 年。

北岡伸一『日本政治史－外交と権力』有斐閣、2011 年。
金斗昇『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉－内政外交における「政治経済一体化路線」』明石書店、2008 年。
金東祚・林健彦訳『韓日の和解 - 日韓交渉 14 年の記録』サイマル出版会、1986 年
木村隆和「LT 貿易の軌跡：官製日中『民間』貿易協定が目指したもの」『ヒストリア』2009 年 8 月。
木村隆和「岸内閣の『中国敵視政策』の実像」『日本歴史』2010 年 2 月
草野厚「第四次日中貿易協定と日華紛争―1958 年 3 月 5 日～4 月 9 日」『国際政治』第 66 号。
久米郁男「鳩山・岸路線と戦後政治経済体制－市場の『政治性』への一考察」『レヴァイアサン』1997 年 4 月。
黒崎輝「東南アジア開発をめぐる日米関係の変容 1957－1960」『法学』第 64 巻第 1 号。
権容奭『岸政権期の「アジア外交」－「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008 年。
黒田乙吉「今日のシベリア（シベリア開発問題の全貌）」『レファレンス』106 号。
河野康子「吉田外交と国内政治－通産省設置から電力借款導入まで」『年報政治学 1991』岩波書店、1991 年。
河野康子『日本の歴史 24 戦後と高度成長の終焉』講談社、2002 年。
纐纈厚「岸信介を蘇生させる時代精神の危うさ」『現代思想』2007 年 1 月、52 頁。
高坂正堯『宰相吉田茂』中央公論社、1968 年。
高坂正堯「岸信介と戦後政治」『Voice』1987 年 11 月号。
神戸辰雄「日ソ貿易とシベリア開発計画（1957 年 8 月）」『レファレンス』81 号、1958 年 1 月。
「国民皆保険 50 年の軌跡」2011 年冬号、
小林英夫『満州と自民党』新潮新書、2005 年。
小林英夫『「昭和」をつくった男－石原莞爾、北一輝、そして岸信介』ビジネス社、2006 年。
小林英夫・成田龍一対談「岸信介とは誰か」『現代思想』2007 年 1 月号。
小宮京「第五次吉田内閣の政治過程－緒方竹虎と左派社会党を中心として」『桃山法学』第 18 号。
小宮京『自由民主党の誕生：総裁公選と組織政党論』木鐸社、2010 年 2 月。
坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、2000 年。
坂本義和『地球時代の国際政治』岩波書店、1990 年。
佐藤宏「日印戦後処理の一側面―在印日本資産と在日インド資産の返還交渉」近藤則夫編『現代インドの国際関係：メジャー・パワーへの模索』調査報告書、アジア経済研究所、2010 年。
佐藤晋「戦後日本外交とアジア秩序構想」慶応義塾大学博士学位論文、2000 年。
佐橋滋『異色官僚』徳間文庫、1987 年。
真田尚剛「戦後防衛政策と防衛費」『21 世紀社会デザイン研究』9 号、2011 年。
佐道明弘『戦後日本の防衛と政治』吉川弘文館、2003 年。
Sayuri Shimizu“Creating Peope of Plenty: The United States and Japan’s Economic Altaernative, 1950-60”, Kent State University Press, 2001.
塩口喜乙『聞書 池田勇人－高度成長政治の形成と挫折』朝日新聞社、1975 年。

柴田茂紀「吉田路線と日米『経済』関係」『国際政治』第 151 号。
下斗米伸夫「冷戦関連資料 鳩山訪ソに関するソ連資料」『法学志林』104 巻 4 号。
下斗米伸夫『アジア冷戦史』中央公論新社、2004 年。
島田進吾「アデナウアー政府の経済政策－エアハルトの基本的政策への一考察」『東京外国語大学論集』5 号。
島西智輝・森直子・梅崎修「高度経済成長期における日本生産性本部の活動－相互信頼的労使関係の形成への影響」『日本労働研究雑誌』54 巻 8 号
城下賢一「岸信介と保守合同」『法学論叢』157 巻 3・5 号、2005 年。
城下賢一「第一次岸内閣の道路整備事業と財政運営」『法学論叢』159 巻 2 号・4 号。
社会保険庁運営部年金管理課・年金指導課編『国民年金三十年のあゆみ』ぎょうせい、1990 年。
マイケル・シャラー『〈日米関係〉とは何だったのか』草思社、2004 年 Michael Schaller“ALTERED STATES : The United States and Japan Since The Occupation”Oxford University Press,1997.
チャルマーズ・ジョンソン、矢野俊比古監訳『通産省と日本の軌跡』TBS ブリタニカ、1982 年。MITI and the Japanese Miracle: the Growth of Industrial Policy, 1925-1975, Stanford University Press, 1982).
新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義』法律文化社 1999 年。
末廣昭「経済再進出への道－日本の対東南アジア政策と開発体制」『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995 年。
末廣昭「発展途上国の開発主義」『20 世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会、1998 年。
杉浦康之「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識－第 4 次日中民間貿易協定交渉過程と長崎国旗事件を中心に」『アジア研究』54 巻 4 号。
鈴木多聞『「終戦」の政治史 1943－1945』東京大学出版会、2011 年。
鈴木宏尚『池田政権と高度成長期の日本外交』慶応義塾大学出版会、2013 年。
首藤もと子『インドネシアーナショナリズム変容の政治過程』勁草書房、1993 年。
添谷芳秀「吉田路線と吉田ドクトリンー序にかえて」『国際政治』第 151 号。
空井護「自民党一党支配体制形成過程としての石橋・岸政権」『国家学会雑誌』第 106 巻 1・2 号、1993 年。
高塚年明「国会から見た経済協力・ODA（２）‐フィリピン賠償協定を中心に」『立法と調査』261 号。
高崎宗司『検証－日韓会談』岩波新書、1996 年。
高瀬弘文「戦後世界における日本の位置（1)」『一橋法学』5 巻 2 号。
高瀬弘文『戦後日本の経済外交－「日本イメージ」の再定義と「信用の回復」の努力』信山社、2008 年。
高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒—日韓通商協定の締結を手掛かりに」『国際政治』第 168 号。
高瀬弘文「『経済外交』概念の歴史的再検討：戦後日本を事例に」『広島国際研究』19 巻。
武田知己『重光葵と戦後政治』吉川弘文堂、2002 年。
田名部康範「岸信介の二大政党制論」『同時代史研究』1 号。2008 年。
田辺宏太郎「池田・ケネディ会談の意義—国内経済体制の再編と経済外交」『同志社アメリカ研究』38

巻。
田中孝彦『日ソ国交回復の史的研究』有斐閣、1993 年。
田中孝彦「吉田外交における自主とイギリス：1952 から 1954 年」『一橋論叢』123 巻 1 号。
田中孝彦「冷戦初期における国家アイデンティティの模索」細谷千博、イアン・ニッシュ監修、木畑洋一、イアン・ニッシュ、細谷千博、田中孝彦編『日英交流史 2』東京大学出版会、2000 年。
田名部康範「岸信介の二大政党論－公職追放解除前から自由民主党結成まで」『同時代史研究』2008 年 12 月。
田部三郎『日本鉄鋼原料史』産業新聞社、1982 年。
ジョン・ダワ―『吉田茂とその時代 上巻』TBS ブリタニカ、1982 年。
中小企業政治連盟編『中政連－その思想とあゆみ』ダイヤモンド社、1961 年。
陳肇斌『戦後日本の中国政策』東京大学出版会、2000 年
燕市編『燕市史（通史編）』1993 年
筒井清忠『石橋湛山－自由主義政治家の軌跡』1986 年。
丁振聲「1950 年代の韓日経済関係－韓日貿易を中心に」『日韓歴史研究共同委員会第 3 分科会報告書』2005 年 3 月。
邸麗珍「日中国交正常化後の日本の対中経済外交 (1)：日中長期貿易取決めと稲山嘉寛」『北大法学論集』59 巻 6 号。
ティム・ワイナー『CIA 秘録』上下巻、文芸春秋、2008 年。
寺地功次「1958 年インドネシアの反乱とアメリカの干渉」『アメリカ研究』30 巻。
寺村泰「戦後輸出カルテル政策の形成－1952 年輸出取引法成立過程の研究」『静岡大学経済研究』13 巻 2 号。
東京大学社会科学研究所『福祉国家の展開［1］』東京大学出版会、1985 年。
都村敦子「経済計画の変遷と社会保障」『季刊社会保障研究』3 巻 2 号。
都丸潤子「戦後日本の東南アジア移民送出計画とイギリス―ヒトの移動から見たアジアの復帰過程」『歴史学研究』818 号。
冨森叡児『戦後保守党史』岩波現代文庫、2006 年。
中北浩爾『経済復興と戦後政治－日本社会党 1945－1951』東京大学出版会、1998 年。
中北浩爾「ケネディー・ライシャワー路線の背景 - 日米貿易摩擦と国際公正労働基準」『法学雑誌』第 54 巻 2 号。
中北浩爾『1955 年体制の成立』東京大学出版会、2002 年。
中北浩爾「鳩山・石橋・岸内閣期の政党と政策―一九五五年体制の確立過程」北村公彦ほか編『現代日本政党史録 第 3 巻』 第一法規、2003 年
中北浩爾「自民党型政治の定着－岸信介と党組織」『年報・日本現代史』2008 年。
中北浩爾『日本労働政治の国際関係史 1945－1964－社会民主主義という選択肢』岩波書店,
2008 年.
中島信吾『戦後日本の防衛政策－吉田路線をめぐる政治・外交・軍事』慶応義塾大学出版会、2006 年。

中谷武世『戦時議会史』民族と政治社、1975 年。
中西寛「敗戦国の外交戦略－吉田外交とその継承者」『平成 15 年度戦争史研究国際フォーラム報告書』防衛省防衛研究所。
中村金治「輸出中小企業の動向－燕洋食器工業の実態」『貿易研究』6 号
中谷武世「民主党革新派の人と思想－政策一本に生きる新政治家群像」、112 頁。
中村隆英「日米『経済協力』関係の形成」『年報 近代日本研究 4』、1982 年。
中村隆英・宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社、2003 年。
中村隆英『昭和経済史』岩波書店、2007 年。
中村隆英編『石橋湛山著作集 2－エコノミストの面目』東洋経済新報社、1995 年 11 月。
中村政則、天川晃、尹健次、五十嵐武士編『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995 年
中村政則監訳、アンドルー・ゴードン編『歴史としての戦後日本 上』みすず書房、2001 年。
中村政則『戦後史』岩波新書、2005 年。
長原豊「『連続』と『断絶』の対合 - 帝国の経済官僚・岸信介」『現代思想』35 巻 1 号、2007 年 1 月。
名和太郎『評伝稲山嘉寛』国際商業出版、1976 年。
日韓漁業協議会編『日韓漁業対策運動史』日韓漁業協議会 1968 年。
日中輸出入組合編『日中貿易白書－貿易中断に際して』大同書院出版株式会社、1958 年。
野口悠紀雄『1940 年体制』東洋経済新報社、2002 年。
野田卯一『国民年金法と解説』宝文館版、出版年、45 頁。
ローラ・ハイン『理性ある人々 力ある言葉－大内兵衛グループの思想と行動』岩波書店、2007 年。
ケネス・パイル・加藤幹雄監訳『日本への疑問』サイマル出版、1995 年（原書、Kenneth B.Pyle “The Japanese Question: Power and Purpuse in a New Era” AEI Press,1992）。
橋川文三『昭和ナショナリズムの諸相』名古屋大学出版会、2006 年。
波多野澄雄・佐藤晋編『戦後日本の東南アジア政策－1950－2005』早稲田大学出版会、2007 年、
波多野澄雄『歴史としての日米安保条約－機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010 年。
波多野勝ほか編『日中友好議員連盟関係資料 - 上村幸生文書—会談記録・メモランダム』現代史料出版、2004 年。
春名幹男『秘密のファイル』上・下、新潮文庫、2003 年。
原彬久『戦後日本と国際政治－安保改定の政治力学』中央公論社、1988 年。
原彬久『日米関係の構図』日本放送協会出版、1990 年。
原彬久『岸信介－権勢の政治家』岩波新書、出版年。
原徹朗「戦後社会保障の歩み—国民年金制度成立過程を中心に」『レファレンス』国立国会図書館調査及び立法考査局、9 巻 100 号。
パラグアイ日本人連合会編『パラグアイ日本人移住 70 年誌－新たな日系社会の創造』2007 年。
林茂・菊池清明編『日本内閣史録 5』第一法規出版、1981 年。
平岡千之「ブラジルと初の本格的移住協定」『時の法令』371 号
平林英勝「独占禁止法第一条の起草過程とその背景および意義—非西欧社会における市場経済と民主主

義の法の成立」『筑波ロー・ジャーナル』創刊号、2007 年。
平川幸子「『政経分離の誕生』－池田政権の中国政策」松村史紀、森川祐二、徐顕芬編『東アジアにおける二つの「戦後」』国際書院、2012 年。
平川幸子「戦後日本外交と開かれた地域主義」『アジア太平洋討究』21 号、2013 年 8 月。
平川均「賠償と経済進出」『岩波講座 7 アジア太平洋戦争 - 支配と暴力』岩波書店、2006 年。
東中野多聞「岸信介と護国同志会」『史学雑誌』108 巻 9 号、1999 年。
樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、1990 年。
樋渡由美「岸外交における東南アジアとアメリカ」『年報近代日本研究 11』山川出版社、1989 年。
深沢正雪（『ニッケイ新聞』編集長）「戦後日伯外交の原点・岸信介と日系人たち」『外交』25 巻。
藤井信幸『池田勇人－所得倍増でいくんだ』ミネルヴァ書房、2012 年。
藤崎康夫「戦後移民 50 年－日本戦後史を語る歳月」『世界』2004 年 1 月号、307 頁。
フリードリヒ－ヴィルヘルム＝ヘニング、柴田英樹訳『現代ドイツ社会経済史－工業化後のドイツ 1914－1992』学文社、1994 年。
藤原節夫「憲法改正要綱案について」『法律のひろば』8 巻 1 号
帆足計「日中貿易の現段階と問題点」『アジア問題』8 巻 3 号。
保城広至「岸外交評価の再構築：東南アジア開発基金構想の提唱と挫折」『国際関係論研究』第 17 号。
保城広至「『対米協調』/『対米自主』外交論再考」『レヴァイアサン』第 40 号。
保城広至『アジア地域主義外交の行方：1952-1966』木鐸社 、2008 年。
細谷千博『日本外交の軌跡』日本放送協会出版、1993 年
エリック・ホブズボーム『20 世紀の歴史－極端な時代 下巻』三省堂、Age of Extremes: the Short Twentieth Century, 1914-1991, (Michael Joseph, 1994
本間雅美「国際開発協会の設立と開発金融の国際化」『経済と経営』30 巻 1 号
増田弘「第三次日中民間貿易協定とアメリカの対応」『法學新報』117 巻 11・12 号。
増田与編訳『スカルノ大統領の特使 - 鄒梓模回想録』中公新書、1981 年。
益田実「OEEC 再編過程をめぐる英米関係 1959 年-1961 年」『立命館国際研究』34 巻
升味準之輔『日本政治史 4』東京大学出版会、1988 年。
武藤守一「財閥解体政策の基礎とその変遷」『立命館経済学』第 1 巻 5・6 号、226 頁
三田千代子「ブラジルの外国移民政策と日本移民」日本ブラジル交流史編集委員会編『日本ブラジル交流史－日伯 100 年の回顧と展望』日本ブラジル中央協会、1995 年 10 月。
御厨貴・芹川洋一『日本政治のひざ打ち問答』日本経済新聞出版社、2014 年。
道場親信「『戦後革新勢力』をいかに歴史化するか－五十嵐仁編『「戦後革新勢力」の奔流』」『大原社会問題研究所雑誌』639 号、2012 年 1 月号。
宮本太郎『福祉政治－日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣、2008 年。
三和良一「戦後民主化と経済再建」『日本経済史 7 「計画化」と「民主化」』岩波書店、1989 年。
宮城大蔵『バンドン会議と日本のアジア復帰—アメリカとアジアの狭間で』草思社、2001 年。
宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本』創文社、2004 年。

三宅順一郎『中小企業政策史論』時潮社、2000 年。
宮本盛太郎「前記鹿子木員信の基礎的研究 2」『政治経済史学』195 号。
柳沼孝一郎「近代日本の海外移民政策と『中南米移住』」『神田外語大学紀要』13 号。
やまだあつし「1950 年代の日本の台湾輸出」『人間文化研究』第 16 号。
大和裕美子「戦後日本における戦時指導者・戦争犯罪人観－山口県発刊のメディアに見る岸信介観を通して」『比較文化研究』第 27 号、第 28 号。
山本進『中南米－ラテン・アメリカの政治と経済』岩波新書、1960 年。
山本剛士「日韓関係と矢次一夫」『国際政治』75 号。
柳町功「戦後日韓関係の形成とその経済的側面—担い手たちの行動を中心に」『経済学研究』第 71 巻 1 号。
山本満「冷戦と『日米経済協力』」『国際問題』第 182 号、1975 年 5 月。ら
山本有造『「大東亜共栄圏」の経済史研究』名古屋大学出版会、2011 年
湯伊心「海外経済協力基金の設置経緯」『横浜国際社会科学研究』第 15 巻第 1・2 号
横山宏章「長崎国旗事件補論 封印が説かれた長崎国旗事件の『真相』‐台湾外交部の外交文書から」『東亜』2009 年 4 月号。
吉田真悟「安保改訂の起源－1958－1959 年－」『東洋文化研究所紀要』160 号。
吉澤文寿「日韓会談における対日請求権の具体的討議の分析」『一橋論叢』120 巻 2 号
吉澤文寿『戦後日韓関係 国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005 年。
吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店、2009 年。
吉永通「中南米への移住およびパラグアイとの移住協定」『時の法令』327 号
米山喜久治「鉄鋼合弁企業における技術移転（Ⅳ）」『経済学研究』第 31 巻第 5 号。
劉守軍「宇都宮徳馬の思想史的研究」『京都大学大学院人間・環境学研究科現代文明論講座文明論構造論分野論集』2012 年 9 月。
劉星「日米安保体制史のなかの重光訪米－重光試案をめぐる日米折衝の展開と帰結」『法政論集』208 号。
劉徳有『時は流れて(上)』藤原書店、2002 年。
劉徳有「駐日関係正常化に東奔西走－松村謙三氏三回の訪中を振り返って」『忘れ難き歳月－記者たちの見た中日両国関係』五州伝播出版社、2007 年 9 月
鍋山貞親「民主社会主義と社会民主主義」『自警』1955 年 9 月号。
若槻泰雄・鈴木譲二著『海外移住政策史論』福村出版　1975 年。
若宮啓文『忘れられない国会論戦』中公新書、1994 年。
渡辺昭夫編『戦後日本の宰相たち』中央公論社、2001 年。
渡辺治「戦後保守政治の中の安倍政権－『軍事大国』派の系譜」『現代思想』35 巻 1 号
渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、1989 年。
渡辺純子「通産省の需給調整政策‐繊維産業の事例」『京都大学大学院経済学研究科 Working Paper』2009 年 2 月。
渡邊頼純『GATT・WTO 体制と日本‐国際貿易の政治的構造』北樹出版、2007 年

王偉彬「吉田内閣の対中国政策と『政経分離』」『修道法学』25 巻 2 号。
玉偉彬『中国と日本の外交政策』ミネルヴァ書房、2004 年。
王雪萍『戦後日中関係と廖承志』慶応義塾大学出版会、2013 年。